官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○防衛省設置法等の一部を改正する法律（五二）　五

〔政　令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一一一〇）　一〇
○衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（一一一一）　一一
○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一一一二）　一二

〔条　約〕
○投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定（五）　一二
○投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定（六）　三三
○投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定（七）　三五
○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定（八）　七

〔省　令〕
○高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通六六）　三六
○若年定年退職者給付金に関する省令の一部を改正する省令（防衛一七）　三七

〔法規的告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（内閣府七七）　三〇

〔その他告示〕
○投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の効力発生に関する件（外務二一二）　四一
○投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の日本国による通告に関する件（同二一三）
○投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の効力発生に関する件（同二一四）
○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の日本国による通告に関する件（同二一五）

〔官庁報告〕
国家試験
令和八年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　四三
令和八年不動産鑑定士試験短答式試験合格者（国土交通省土地鑑定委員会）　六〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六一
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一六七
会社その他
会社決算公告　一九二

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律（法律第五十三号）（防衛省）

第１　防衛省設置法の一部改正
１　自衛官の定数を改める。（第六条関係）
２　航空自衛隊を航空宇宙自衛隊へ改編する。（第三条、第四条、第六条、第十二条、第十九条～第二十三条及び第二十五条関係）

第２　自衛隊法の一部改正
１　陸上自衛隊の第十五旅団を第十五師団へ改編する。（別表第一関係）
２　航空自衛隊を航空宇宙自衛隊へ改編するとともに、宇宙作戦集団を新編する。（第二条、第三条、第八条～第九条の二、第二十条、第二十条の三～第二十条の五、第二十条の七～第二十一条の二、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第三十二条、第六十五条の二、第九十六条及び別表第三関係）
３　若年定年により退職する自衛官が年齢六十五年に達するまでの間は、引き続き、防衛省が再就職の援助を行うことができることとする。（第六十五条の二及び第六十五条の十関係）
４　その他所要の改正を行う。

第３　国家行政組織法の一部改正
防衛副大臣の定数を一名増加し、二名とする。（別表第三関係）

第４　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正
１　若年定年退職者給付金の支給水準の引上げ等の措置を講ずる。（第二十七条の二～第二十七条の九、第二十七条の十一～第二十七条の十三及び第三十条並びに附則第十二項～第十五項関係）
２　その他所要の改正を行う。

第５　施行期日等
１　この法律は、令和九年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定める。（附則第一条関係）

2　この法律の施行に伴い必要となる経過措置について定め、関係法律について所要の改正を行う。(附則第二条～第七条関係)

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二百二十号）(デジタル庁)

1　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十四号）の一部の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）について所要の規定の整理を行う。(第三十四条及び別表第四号関係)

2　この政令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和八年七月十日）から施行する。(附則関係)

◇衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二百二十一号）(内閣府本府)

1　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十四号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行う。(本則関係)

2　この政令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和八年七月十日）から施行する。(附則関係)

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二百二十二号）(防衛省)

1　若年定年退職者給付金に関する改正

⑴　若年定年退職者給付金を支給する者の範囲を拡大する。(第二十条関係)

⑵　その他所要の規定の整備を行う。

2　施行期日等

⑴　この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。(附則第一項関係)

⑵　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。(附則第二項関係)

◇投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定（条約第五号）(外務省)

この協定は、投資の促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語を定義している。(第一条関係)

2　一方の締約国は、自国の関係法令に従い、他方の締約国の投資家による投資を許可すること等を規定している。(第二条関係)

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇を与えること等を規定している。(第三条関係)

4　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して最恵国待遇を与えること等を規定している。(第四条関係)

5　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与えること等を規定している。(第五条関係)

6　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えることを規定している。(第六条関係)

7　いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと等を規定している。(第七条関係)

8　各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等を規定している。(第八条関係)

9　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の設定等を行う前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努めることを規定している。(第九条関係)

10　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保することを規定している。(第十条関係)

11　一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを希望する他方の締約国の国籍を有する自然人等の入国等に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払うことを規定している。(第十一条関係)

12　いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないこと等を規定している。(第十二条関係)

13　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関連する損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与えること等を規定している。(第十三条関係)

14　保険契約等に基づいて自国の投資家に対して支払を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位等について規定している。(第十四条関係)

15　一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること等を規定している。(第十五条関係)

16　この協定のいかなる規定も、締約国が、人、動物又は植物の生命又は健康の保護、公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持等のために必要な措置、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置（戦時等にとる措置等を含む。）等を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならないこと等を規定している。(第十六条関係)

17　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、国境を越える資本取引等について制限的な措置を採用し、又は維持することができること等を規定している。(第十七条関係)

18　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられないこと等を規定している。(第十八条関係)

19　この協定のいかなる規定も、両締約国が当事国である知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等を規定している。(第十九条関係)

20　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等を規定している。(第二十条関係)

21　一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認めること等を規定している。(第二十一条関係)

22　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができること等を規定している。(第二十二条関係)

23　この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託すること等を規定している。(第二十三条関係)

24　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争について、一方の紛争当事者が、協議等によって解決されないと認める場合には、申立人は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかの仲裁に付託することができること等を規定している。(第二十四条関係)

25　仲裁に関する通知その他の文書の送達先について規定している。(第二十五条関係)

26　外国為替及び外国貿易法に基づく日本国の決定は、この協定の紛争解決の規定の対象とならないことを規定している。(第二十六条関係)

27　合同委員会を設置すること等を規定している。(第二十七条関係)

28　この協定の見直しについて規定している。(第二十八条関係)

29　この協定の改正について規定している。(第二十九条関係)

30　この協定中の章及び条の見出しは、この協定の解釈に影響を及ぼすものではないことを規定している。（第三十条関係）

31　この協定の効力発生、有効期間等について規定している。（第三十一条関係）

◇投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定（条約第六号）（外務省）

この協定は、投資の促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語を定義している。（第一条関係）

2　一方の締約国は、自国の関係法令に従い、他方の締約国の投資家による投資を許可すること等を規定している。（第二条関係）

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇を与えること等を規定している。（第三条関係）

4　一方の締約国は、投資活動及び投資の許可に関連する一定の事項に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して最恵国待遇を与えること等を規定している。（第四条関係）

5　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与えること等を規定している。（第五条関係）

6　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えることを規定している。（第六条関係）

7　両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく自国の権利及び義務を再確認すること等を規定している。（第七条関係）

8　各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等を規定している。（第八条関係）

9　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保することを規定している。（第九条関係）

10　一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを希望する他方の締約国の国籍を有する自然人等の入国等に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払うことを規定している。（第十条関係）

11　いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用又は国有化を実施してはならないこと等を規定している。（第十一条関係）

12　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関連する損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与えること等を規定している。（第十二条関係）

13　保険契約等に基づいて自国の投資家に対して支払を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位等について規定している。（第十三条関係）

14　一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自由に、かつ、不当に遅滞することなく行われることを確保すること等を規定している。（第十四条関係）

15　この協定のいかなる規定も、締約国が、人、動物又は植物の生命又は健康の保護、公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持等のために必要な措置、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置（戦時等にとる措置等を含む。）等を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならないこと等を規定している。（第十五条関係）

16　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、国境を越える資本取引等について制限的な措置を採用し、又は維持することができること等を規定している。（第十六条関係）

17　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられないこと等を規定している。（第十七条関係）

18　この協定のいかなる規定も、両締約国が当事国である知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等を規定している。（第十八条関係）

19　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等を規定している。（第十九条関係）

20　一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認めること等を規定している。（第二十条関係）

21　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができること等を規定している。（第二十一条関係）

22　この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託すること等を規定している。（第二十二条関係）

23　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争について、一方の紛争当事者が、協議等によって解決されないと認める場合には、申立人は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかの仲裁に付託することができること等を規定している。（第二十三条関係）

24　外国為替及び外国貿易法に基づく日本国の決定は、第二章の紛争解決の規定の対象とならないこと等を規定している。（第二十四条関係）

25　仲裁に関する通知その他の文書の送達先について規定している。（第二十五条関係）

26　合同委員会を設置すること等を規定している。（第二十六条関係）

27　この協定中の章及び条の見出しは、この協定の解釈に影響を及ぼすものではないことを規定している。（第二十七条関係）

28　この協定の効力発生、有効期間等について規定している。（第二十八条関係）

◇投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定（条約第七号）（外務省）

この協定は、投資の促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語を定義している。（第一条関係）

2　一方の締約国は、自国の関係法令に従い、他方の締約国の投資家による投資を許可すること等を規定している。（第二条関係）

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇を与えること等を規定している。（第三条関係）

4　一方の締約国は、投資活動及び投資の許可に関連する一定の事項に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して最恵国待遇を与えること等を規定している。（第四条関係）

5　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与えること等を規定している。（第五条関係）

6　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えることを規定している。（第六条関係）

7　いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと等を規定している。（第七条関係）

8　各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等を規定している。（第八条関係）

9　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の設定等を行う前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努めることを規定している。（第九条関係）

10　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保することを規定している。(第十条関係)

11　一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを希望する他方の締約国の国籍を有する自然人等の入国等を、自国の関係法令に従い、許可することを規定している。(第十一条関係)

12　いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないこと等を規定している。(第十二条関係)

13　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関連する損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与えること等を規定している。(第十三条関係)

14　保険契約等に基づいて自国の投資家に対して支払を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位等について規定している。(第十四条関係)

15　一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること等を規定している。(第十五条関係)

16　この協定のいかなる規定も、締約国が、人、動物又は植物の生命又は健康の保護、公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持等のために必要な措置、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置（戦時等にとる措置等を含む。）等を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならないこと等を規定している。(第十六条関係)

17　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、国境を越える資本取引等について制限的な措置を採用し、又は維持することができること等を規定している。(第十七条関係)

18　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられないこと等を規定している。(第十八条関係)

19　この協定のいかなる規定も、両締約国が当事国である知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等を規定している。(第十九条関係)

20　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等を規定している。(第二十条関係)

21　一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認めること等を規定している。(第二十一条関係)

22　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができること等を規定している。(第二十二条関係)

23　この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託すること等を規定している。(第二十三条関係)

24　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争について、一方の紛争当事者が、協議等によって解決されないと認める場合には、申立人は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかの仲裁に付託することができること等を規定している。(第二十四条関係)

25　外国為替及び外国貿易法に基づく日本国の決定は、第二章の紛争解決の規定の対象とならないことを規定している。(第二十五条関係)

26　仲裁に関する通知その他の文書の送達先について規定している。(第二十六条関係)

27　合同委員会を設置すること等を規定している。(第二十七条関係)

28　この協定中の章及び条の見出しは、この協定の解釈に影響を及ぼすものではないことを規定している。(第二十八条関係)

29　この協定の適用範囲について規定している。(第二十九条関係)

30　この協定の見直しについて規定している。(第三十条関係)

31　この協定の効力発生、有効期間等について規定している。(第三十一条～第三十三条関係)

◇投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定(条約第八号)
（外務省）

この協定は、投資の自由化、促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語を定義している。(第一条関係)

2　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇を与えること等を規定している。(第二条関係)

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して最恵国待遇を与えること等を規定している。(第三条関係)

4　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与えることを規定している。(第四条関係)

5　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えることを規定している。(第五条関係)

6　いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと等を規定している。(第六条関係)

7　内国民待遇等の義務が適用されない締約国の措置等について規定している。(第七条関係)

8　各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等を規定している。(第八条関係)

9　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の設定等を行う前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努めることを規定している。(第九条関係)

10　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保することを規定している。(第十条関係)

11　一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを希望する他方の締約国の国籍を有する自然人等の入国等に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払うことを規定している。(第十一条関係)

12　いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないこと等を規定している。(第十二条関係)

13　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関連する損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与えること等を規定している。(第十三条関係)

14　保険契約等に基づいて自国の投資家に対して支払を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位等について規定している。(第十四条関係)

15　一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること等を規定している。(第十五条関係)

16　この協定のいかなる規定も、締約国が、人、動物又は植物の生命又は健康の保護、公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持等のために必要な措置、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置（戦時等にとる措置等を含む。）等を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならないこと等を規定している。(第十六条関係)

17　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、国境を越える資本取引等について制限的な措置を採用し、又は維持することができること等を規定している。（第十七条関係）

18　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられないこと等を規定している。（第十八条関係）

19　この協定のいかなる規定も、両締約国が当事国である知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等を規定している。（第十九条関係）

20　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等を規定している。（第二十条関係）

21　一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認めること等を規定している。（第二十一条関係）

22　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができること等を規定している。（第二十二条関係）

23　この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託すること等を規定している。（第二十三条関係）

24　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争について、一方の紛争当事者が、協議等によって解決されないと認める場合には、申立人は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかの仲裁に付託することができること等を規定している。（第二十四条関係）

25　外国為替及び外国貿易法に基づく日本国の決定は、第二章の紛争解決の規定の対象とならないことを規定している。（第二十五条関係）

26　仲裁に関する通知その他の文書の送達先について規定している。（第二十六条関係）

27　合同委員会を設置すること等を規定している。（第二十七条関係）

28　この協定中の章及び条の見出しは、この協定の解釈に影響を及ぼすものではないことを規定している。（第二十八条関係）

29　この協定の効力発生、有効期間等について規定している。（第二十九条関係）

30　第七条の規定に従い、第二条、第三条又は第六条の規定により課される義務に適合しない各締約国の措置について規定している。（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ関係）

法　律

防衛省設置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

法律第五十三号

防衛省設置法等の一部を改正する法律

（防衛省設置法の一部改正）

第一条　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第四条第一項第三号中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第六条中「十四万九千四百三人」を「十四万九千百十一人」に、「四万五千四百六十二人、航空自衛隊」を「四万五千四百七十一人、航空宇宙自衛隊」に、「航空宇宙自衛官」に、「四万七千百三十一人」を「四万七千百八十三人」に、「二千四百二十三人」を「二千六百二十六人」に、「三百四十三人」を「三百四十六人」に、「千九百三十六人」を「千九百六十一人」に改める。

第十二条中「航空幕僚長」を「航空宇宙幕僚長」に改める。

第十九条第一項中「航空幕僚監部」を「航空宇宙幕僚監部」に、「航空幕僚長」を「航空宇宙幕僚長」に、「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第十九条の二第四項中「航空幕僚長」を「航空宇宙幕僚長」に改める。

第二十条第一項中「航空幕僚監部」を「航空宇宙幕僚監部」に、「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第二十一条第一項中「航空幕僚監部の長を航空幕僚長」を「航空宇宙幕僚監部の長を航空宇宙幕僚長」に改め、同条第二項中「航空幕僚長は航空自衛官」を「航空宇宙幕僚長は航空宇宙自衛官」に改める。

第二十二条中「航空自衛隊に」を「航空宇宙自衛隊に」に改め、同条第六号中「航空幕僚長」を「航空宇宙幕僚長」に、「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第二十三条中「航空幕僚監部は航空自衛隊」を「航空宇宙幕僚監部は航空宇宙自衛隊」に改める。

第二十五条第一項中「航空幕僚監部」を「航空宇宙幕僚監部」に、「航空幕僚副長」を「航空宇宙幕僚副長」に、「航空自衛官」を「航空宇宙自衛官」に改め、同条第二項中「航空宇宙幕僚副長」を「航空宇宙幕僚副長」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第二条第一項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改め、同条第四項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に、「航空幕僚監部」を「航空宇宙幕僚監部」に、「航空幕僚長」を「航空宇宙幕僚長」に改める。

第三条第三項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に、「空に」を「空及び宇宙に」に改める。

第八条ただし書中「航空自衛隊の部隊」を「航空宇宙自衛隊の部隊」に改め、同条第一号中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改め、同条第四号中「航空幕僚監部」を「航空宇宙幕僚監部」に、「航空幕僚長」を「航空宇宙幕僚長」に改める。

第九条第一項中「航空幕僚長」を「航空宇宙幕僚長」に、「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第九条の二中「航空幕僚長」を「航空宇宙幕僚長」に改める。

第三章第三節の節名中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第二十条第一項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改め、「航空総隊」の下に「、宇宙作戦集団」を加え、「航空教育集団、航空開発実験集団」を「航空宇宙教育集団」に改め、同条中第七項を削り、第六項を第七項とし、同条第五項中「航空教育集団は、航空教育集団司令部」を「航空宇宙教育集団は、航空宇宙教育集団司令部」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　宇宙作戦集団は、宇宙作戦集団司令部及び宇宙作戦団その他の直轄部隊から成る。

第二十条の五を削る。

第二十条の四の見出しを「（航空宇宙教育集団司令官）」に改め、同条中「航空教育集団の」を「航空宇宙教育集団の」に、「航空教育集団司令官」を「航空宇宙教育集団司令官」に改め、同条を第二十条の五とし、第二十条の三を第二十条の四とし、第二十条の二の次に次の一条を加える。

（宇宙作戦集団司令官）

第二十条の三　宇宙作戦集団の長は、宇宙作戦集団司令官とする。

2　宇宙作戦集団司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、宇宙作戦集団の隊務を統括する。

第二十条の七第二項中「航空教育集団に」を「航空宇宙教育集団に」に、「航空教育集団司令官」を「航空宇宙教育集団司令官」に改める。

第二十条の八中「航空総隊」の下に「、宇宙作戦集団」を加え、「航空教育集団、航空開発実験集団」を「航空宇宙教育集団」に改める。

第二十一条第一項中「航空総隊、」の下に「宇宙作戦集団、」を加え、「航空教育集団、航空開発実験集団」を「航空宇宙教育集団」に改め、「航空総隊司令部、」の下に「宇宙作戦集団司令部、」を加え、「航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部」を「航空宇宙教育集団司令部」に改める。

第二十一条の二第一項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改め、同条第二項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改め、「航空総隊」の下に「、宇宙作戦集団」を加え、「、航空教育集団及び航空開発実験集団」を「及び航空宇宙教育集団」に改める。

第二十二条第三項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第二十四条第一項、第三項及び第四項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改め、同条第五項中「、第三項及び第四項」を「及び前二項」に、「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第二十五条第一項中「航空自衛隊」に改め、同条第八項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に、「航空教育集団司令官」を「航空宇宙教育集団司令官」に改める。

第三十二条第三項中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

第六十五条の二第二項第一号中「航空幕僚監部」を「航空宇宙幕僚監部」に、「航空自衛隊を「航空宇宙自衛隊」に、「に係る」を「又は次のイ若しくはハに該当する隊員であつた者に係る」に改める。

第六十五条の十の見出しを「（就職の援助）」に改め、同条第一項中「防衛大臣は」の下に「、防衛省令で定めるところにより」を、「援助」の下に「及び第六十五条の二第二項第一号イ又はハに該当する隊員であつた者の離職後その年齢が六十五年に達するまでの間の就職の援助」を加える。

第九十六条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「航空幕僚監部」を「航空宇宙幕僚監部」に改める。

別表第一中「第十五旅団　第十五旅団司令部」を「第十五師団　第十五師団司令部」に改める。

別表第三中

「航空支援集団	航空支援集団司令部　東京都
航空教育集団	航空教育集団司令部　浜松市　を
航空開発実験集団	航空開発実験集団司令部　東京都」

「宇宙作戦集団　航空支援集団　航空宇宙教育集団

宇宙作戦集団司令部	東京都
航空支援集団司令部	東京都
航空宇宙教育集団司令部	浜松市

」に改める。

（国家行政組織法の一部改正）

第三条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第三防衛省の項中「一人」を「二人」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第四条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に、「航空自衛官」を「航空宇宙自衛官」に改める。

第二十七条の二中「自衛官を除く。」の下に「次項、」を加え、「第二十七条の八第一項第一号」を「第二十七条の八第一項」に改め、「引き続いた」及び「（同条から第二十七条の十まで、第二十七条の十二及び第二十七条の十三において単に「在職期間」という。）」を削り、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の在職期間は、自衛官となつた日から自衛官を退職した日までの期間（当該期間が二以上あるときは、これらの期間を合算した期間）とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、初めて自衛官となつた日から当該各号に定める日（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める日のうち最も遅い日）までの期間（自衛官であつた期間に限る。）を除く。

一　在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられ、自衛隊法第三十八条第二項の規定により失職した場合　その失職した日

二　在職期間中の行為に関し自衛隊法第四十六条の規定による免職の処分を受けた場合　その処分を受けた日

第二十七条の三第二項中「一・七一四」を「二・五七一」に、「四・二八六」を「六・四二九」に改め、同条第三項中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に改める。

第二十七条の四第一項中「六」を「九」に、「一・七一四」を「二・五七一」に改める。

第二十七条の八第一項第二号中「在職期間」の下に「（自衛官となつた日から自衛官を退職した日までの期間（第二十七条の二第二項ただし書に規定する期間を除く。）をいう。以下この条から第二十七条の十まで、第二十七条の十二及び第二十七条の十三において同じ。）」を加える。

第三十条中「第二十七条の二」を「第二十七条の二第一項」に改める。

附則第十二項中「第二十七条の二第一号及び」を「第二十七条の二第一項第一号及び」に改め、同項の表第二十七条の二第一号の項中「第二十七条の二第一号」を「第二十七条の二第一項第一号」に改め、同表第二十七条の三第二項の項中「一・七一四」を「二・五七一」に、「一・三八」を「一・八四」に、「四・二八六」を「六・四二九」に、「二・〇七」を「二・七六」に改め、同表第二十七条の四第一項の項中「六」を「九」に、「三・四五」を「四・六」に、「一・七一四」を「二・五七一」に、「一・三八」を「一・八四」に改める。

附則第十五項の表第二十七条の四第一項の項中

六	三・四五	
九	四・六	

を

に、「一・七一四」を「一・五七一」に、「一・三八」を「一・八四」に改める。

第五条　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十七条の三第一項中「、二回」を「、三回」に、「それぞれ」を「、その者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年（その者の定年に達する日から自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年までの期間が一年以内である場合には、同日の属する年の翌年。以下同じ。）の防衛省令で定める月に第三回目の給付金をそれぞれ」に改め、同条第二項中「及び第二回目の給付金の額」を「、第二回目の給付金及び第三回目の給付金の額」に、「二・五七一」を「二・二五」に、「六・四二九」を「四・五を、第三回目の給付金にあつては二・二五」に改め、「に、第一回目の給付金及び第二回目の給付金の支給される時期並びに算定基礎期間の年数を勘案して一を超えない範囲内でそれぞれ算定基礎期間の年数に応じて政令で定める率を乗じて得た額」を削り、同条第三項中「及び第二回目」を「、第二回目の給付金及び第三回目」に改める。

第二十七条の四第一項中「給与年額相当額からその者に係る俸給月額に二・五七一」を「給与年額調整額（その者に係る給与年額相当額にその者に係る退職前五年間の各年における俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、特地勤務手当、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当、航空管制官手当、勤勉手当及び寒冷地手当の合計額のうち当該期間内において最も高い額として政令で定めるところにより計算した額を加えた額（第二号及び第四項第二号において「加算調整上限額」という。）までの範囲内において政令で定めるところにより計算した額に相当する額をいう。以下同じ。）からその者に係る俸給月額に三」に、「に、その者に係る支給調整上限額から退職の翌年におけるその者の所得金額を減じた額をその者に係る支給調整上限額からその者に係る支給調整下限額を減じた額で除して得た率を乗じて得た」を「から支給調整額（第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に〇・七五を乗じて得た額をいう。第三項第一号において同じ。）を減じた」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前条第二項の規定により計算した給付金の合計額

二　前号に掲げる額にその者に係る加算調整上限額から退職の翌年におけるその者の所得金額を減じた額を算定調整額（その者に係る加算調整上限額からその者に係る支給調整下限額を減じた額をいう。第四項第二号において同じ。）で除して得た率を乗じて得た額

第二十七条の四第三項第一号を次のように改める。

一　その者に係る支給調整上限額を超え、その者に係る給与年額調整額に満たない場合　支給調整額からその者に係る前条第二項又は第三項の規定により計算した第二回目の給付金の額に相当する額を減じた額に相当する金額

第二十七条の四第三項第二号中「給与年額相当額」を「給与年額調整額」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「金額との」を「金額（防衛省令で定めるものを除く。）との」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　若年定年退職者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年におけるその者の所得金額（第二号及び次項において単に「所得金額」という。）が支給調整下限額を超え、給与年額調整額に満たない場合には、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、第三回目の給付金の額は、これらの規定により計算した第三回目の給付金の額に相当する額から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に〇・二五を乗じて得た額を減じた額とする。

一　前条第二項の規定により計算した給付金の合計額

二　前号に掲げる額にその者に係る加算調整上限額から所得金額を減じた額を算定調整額で除して得た率を乗じて得た額

5　所得金額がその者に係る給与年額調整額以上である場合には、前条第一項の規定にかかわらず、第三回目の給付金は、支給しない。

第二十七条の五第一項中「係る給付金」の下に「（第一回目及び第二回目のものに限る。）」を加え、「に規定する額」を「の規定により計算した額」に改め、同条第二項ただし書中「前条第四項に規定する」を「前条第六項の規定により計算した」に、「給与年額相当額」を「給与年額調整額」に、「本文」を「この項本文」に改め、同条第三項中「給与年額相当額」を「給与年額調整額」に改める。

第二十七条の六第一項を次のように改める。

第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者は、次の各号に掲げる日までに、防衛大臣又はその委任を受けた者に対し、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　その者の退職した日の属する年の翌々年の防衛省令で定める日　防衛省令で定める書類を添えて、その者の退職の翌年における所得に関する事項を届け出ること。

二　その者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の防衛省令で定める日　防衛省令で定める書類を添えて、当該年の前年における所得に関する事項を届け出ること。

第二十七条の六第二項中「の規定により」を「（第一号に係る部分に限る。）の規定による」に改め、「又は書類の提出」を削り、「同項の規定による」を「当該」に改め、「及び次条第一項の規定による給付金」を削り、同条第三項中「の規定により」を「（第一号に係る部分に限る。）の規定による」に改め、「又は書類の提出」を削り、「、第一項の規定による」を「、当該」に改め、「及び次条第一項の規定による給付金」を削り、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による届出をなすべき者が、正当な理由がなくて、当該届出をしないときは、防衛大臣は、第三回目の給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

第二十七条の七を次のように改める。

第二十七条の七　削除

第二十七条の九第一項第一号及び第二号中「第二十七条の七第一項の規定による」を「第三回目の」に改め、同項第三号中「第二十七条の七第一項の規定による」及び「同項の規定による」を「第三回目の」に改める。

第二十七条の十一第一項各号を次のように改める。

一　第一回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合　第二十七条の三第二項又は第三項の規定により計算した額の第一回目の給付金、第二回目の給付金及び第三回目の給付金を同条第一項に規定する月にそれぞれ支給する。

二　第一回目の給付金の支給を受けた後第二回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合　第二十七条の三第二項又は第三項の規定により計算した額の第二回目の給付金及び第三回目の給付金を防衛省令で定める月に支給する。

三　第二回目の給付金の支給を受けた後第三回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合　第二十七条の三第二項又は第三項の規定により計算した額の第三回目の給付金を防衛省令で定める月に支給する。

第二十七条の十一第二項第一号中「に規定する額」を「の規定により計算した額」に改め、同項第二号中「その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして同条第二項及び第二十七条の四第三項の規定を適用した場合における第二十七条の五第二項に規定する」を「同条第二項の規定により計算した」に改め、同条第四項中「第一項各号」を「第一項第一号又は第二

号」に、「平均所得金額」を「退職の翌年における所得金額」に改め、同条第八項を削り、同条第七項中「平均所得金額」を「退職の翌年における所得金額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「平均所得金額が」を「退職の翌年における所得金額が」に改め、「、当該平均所得金額を当該若年定年退職者の退職の翌年における所得金額とそれぞれ」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項中「平均所得金額」を「退職の翌年における所得金額」に、「給与年額相当額」を「給与年額調整額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項第三号に該当する若年定年退職者が自衛官以外の職員の定年に達する日の属する年の前年におけるその者の所得金額がその者に係る給与年額調整額以上である場合には、同項の規定にかかわらず、同号に定める第三回目の給付金は、支給しない。

第二十七条の十一第九項を削り、同条第十項中「同条第一項」を「同条第一項第一号」に、「以降の各年」を「」と、同項第二号中「その者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の防衛省令で定める日」とあるのは「防衛省令で定める日」と、「当該年の前年」とあるのは「若年定年退職者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年」に改め、「「第二回目の給付金及び次条第一項の規定による給付金」とあるのは「第二回目の給付金」と」を削り、「第二十七条の十一第十項」を「第二十七条の十一第九項」に改め、「の規定による給付金及び次条第一項」を削り、同項を同条第九項とする。

第二十七条の十二第十一項中「前条第六項並びに同条第十項」を「前条第七項並びに同条第九項」に改める。

第二十七条の十三第二項中「第二十七条の十一第六項」を「第二十七条の十一第七項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に、「第二十七条の十一第七項」を「第二十七条の十一第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「第二十七条の十一第七項」を「第二十七条の十一第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第九項中「第二十七条の十一第七項」を「第二十七条の十一第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第三十条中「第二十七条の六第四項（第二十七条の十一第十項」を「第二十七条の六第五項（第二十七条の十一第九項」に改める。

附則第十二項の表第二十七条の三第一項の項中「二回に」を「三回に」に、

第二回目の給付金	前期算定基礎期間（第二回目の給付に係る第二回目の給付金（以下単に「第二回目の給付金」という。）
第三回目の給付金	前期算定基礎期間（第三回目の給付に係る第三回目の給付金（以下単に「第三回目の給付金」という。）

を

第二回目の給付金	前期算定基礎期間（第二回目の給付に係る第二回目の給付金（以下単に「第二回目の給付金」という。）
第三回目の給付金	前期算定基礎期間（第三回目の給付に係る第三回目の給付金（次項及び第三項において「第六回目の給付金」という。）

に、「第三回目の給付金」を「第四回目の給付金」に、「第四回目の給付金」を「第五回目の給付金」という。）を、その者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の防衛省令で定める月に後期算定基礎期間に係る第三回目の給付金（次項及び第三項において「第六回目の給付金」に改め、同表第二十七条の三第二項の項及び第二十七条の三第三項の項を次のように改める。

第二十七条の三第二項	次条において	以下
	前期算定基礎期間	算定基礎期間（退職の日において定められているその者に係る定年に達する日の翌日から自衛官以外の職員の定年に達する日までの期間をいう。以下同じ。）
	得た額とする	得た額とし、第四回目の給付金、第五回目の給付金及び第六回目の給付金の額は、退職の日においてその者の受けていた俸給月額に後期算定基礎期間の年数を乗じて得た額に第四回目の給付金にあつては二・三を、第五回目の給付金にあつては一・一五を、第六回目の給付金にあつては一・一五をそれぞれ乗じて得た額とする
第二十七条の三第三項	第三回目の給付金	第三回目の給付金並びに第四回目の給付金、第五回目の給付金及び第六回目の給付金

附則第十三項の表第二十七条の三第二項の項中「二・五七一」を「二・二五」に、「一・八四」を「一・一五」に、「六・四二九」を「四・五」に、「二・七六」を「二・三」に改め、同表第二十七条の四第一項の項中「二・五七一」を「三」に、「一・八四」を「一・五三三三三」に改める。

附則第十四項中「第二十七条の四第一項及び第三項、第二十七条の六第二項及び第三項並びに第二十七条の七第一項」を「第二十七条の三第一項、第二十七条の四第一項、第三項及び第四項、第二十七条の六第一項第二号及び第二項から第四項まで並びに第二十七条の十一第九項」に改め、同項の表第二十七条の四第一項の項の前に次のように加える。

第二十七条の三第一項	自衛官以外の職員の定年
	年齢六十年

附則第十四項の表第二十七条の四第三項の項の次に次のように加える。

第二十七条の四第四項	自衛官以外の職員の定年
	年齢六十年
	第三回目の給付金の額は、これら第三回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第三回目の給付金をいう。以下同じ。）の額は、附則第十二項の規定により読み替えられた同条第二項及び第三項
第二十七条の六第一項第二号	自衛官以外の職員の定年
	年齢六十年

附則第十四項の表第二十七条の六第二項の項及び第二十七条の六第三項の項を次のように改める。

第二十七条の六第二項	第二回目の給付金
	第二回目の給付金、第三回目の給付金、第四回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた第二十七条の三第一項に規定する第四回目の給付金をいう。以下同じ。）、第五回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第五回目の給付金をいう。以下同じ。）及び第六回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第六回目の給付金をいう。以下同じ。）

第二十七条の六第三項	前条第一項	前期算定基礎期間（附則第十二項の規定により読み替えられた第二十七条の三第一項に規定する前期算定基礎期間をいう。）及び後期算定基礎期間（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する後期算定基礎期間をいう。）に係る前条第一項

附則第十四項の表第二十七条の六第三項の項の次に次のように加える。

第二十七条の六第四項	第三回目の給付金	第三回目の給付金、第四回目の給付金及び第六回目の給付金

附則第十四項の表第二十七条の七第一項の項中「第二十七条の七第一項」を「第二十七条の十一第九項」に改める。

附則第十五項中「第二十七条の七まで」を「第二十七条の六まで」に改め、同項の表第二十七条の四第一項の項中「二・五七一」を「三を」に、「一・八四」を「一・五三三三三三を」に、「第四回目の給付金」を「第五回目の給付金」に改め、同表第二十七条の四第二項の項中「第四回目の給付金」を「第五回目の給付金」に改め、同表第二十七条の四第三項の項中「第三回目の給付金」を「第四回目の給付金」に、

退職の翌年	六十一歳の年

を

第二回目の給付金の額	第五回目の給付金の額

に改め、同表第二十七条の四第四項の項中「第二十七条の四第四項」を「第二十七条の四第六項」に改め、同項の前に次のように加える。

第二十七条の四第四項	第三回目の給付金の額は、これら	第六回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第六回目の給付金をいう。以下同じ。）の額は、附則第十二項の規定により読み替えられた同条第二項及び第三項
	第三回目の給付金の額に	第六回目の給付金の額に
第二十七条の四第五項	第三回目の給付金	第六回目の給付金

附則第十五項の表第二十七条の五第一項の項を次のように改める。

第二十七条の五第一項	第一回目及び第二回目	第四回目及び第五回目
	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日

附則第十五項の表第二十七条の五第二項の項中「第三回目の給付金」を「第四回目の給付金」に、「第五回目の給付金」に改め、同表第二十七条の六第一項の項中「第二十七条の六第一項第一号」に改め、同表第二十七条の六第二項の項中「第三回目の給付金」を「第四回目の給付金」に、「第四回目の給付金」を「第五回目の給付金」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十七条の六第四項	第三回目の給付金	第六回目の給付金

附則第十五項の表第二十七条の七第一項の項及び第二十七条の七第二項の項を削り、同表第二十七条の九第一項及び第五項の項中「及び第五項」を削り、「第三回目の給付金」を「第四回目の給付金」に、

第二回目の給付金	第四回目の給付金
第三回目の給付金	

を

第二回目の給付金	第五回目の給付金
第三回目の給付金	第六回目の給付金

に改め、同項の次に次のように加える。

第二十七条の九第五項	第一回目の給付金	第四回目の給付金
	第二回目の給付金	第五回目の給付金

附則第十五項の表第二十七条の十一第一項の項中「第三回目の給付金」を「第四回目の給付金」に、「退職の翌年」を「第二回目の給付金」に、「六十一歳の年」を「第五回目の給付金」に、「第三回目の給付金」を「第六回目の給付金」に改め、同表第二十七条の十一第四項の項を次のように改める。

第二十七条の十一第四項	退職の翌年	六十一歳の年
	第二回目の給付金	第五回目の給付金

附則第十五項の表第二十七条の十一第四項の項の次に次のように加える。

第二十七条の十一第五項	第三回目の給付金	第六回目の給付金

附則第十五項の表第二十七条の十一第六項の項を次のように改める。

第二十七条の十一第六項	退職の翌年	六十一歳の年

附則第十五項の表第二十七条の十一第七項の項を削り、同表第二十七条の十一第八項の項中「第二十七条の十一第八項」を「第二十七条の十一第七項及び第八項」に、「第二回目の給付金」を「第一回目の給付金」に改め、同表第二十七条の十一第十項の項中「第二十七条の十一第九項」に、「第三回目の給付金」を「第四回目の給付金」に、「第四回目の給付金」を「第五回目の給付金」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条及び第四条（防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「防衛省給与法」という。）第五条第一項第二号の改正規定を除く。以下同じ。）の規定並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定　公布の日

二　第二条中自衛隊法第六十五条の二第二項第一号の改正規定（「に係る」を「又は次のイ若しくはハに該当する隊員であつた者に係る」に改める部分に限る。）及び同法第六十五条の十（見出しを含む。）の改正規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第五条及び附則第五条の規定　令和十年四月一日

２　第四条の規定による改正後の防衛省給与法（以下「第四条改正後防衛省給与法」という。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（若年定年退職者給付金の支給に関する経過措置）

第二条　第四条改正後防衛省給与法第二十七条の二から第二十七条の四まで及び第二十七条の八並びに附則第十二項、第十三項及び第十五項の規定は、令和八年四月一日以後に退職した新若年定年退職者（第四条改正後防衛省給与法第二十七条の二第一項に規定する若年定年退職者をいう。次条から附則第五条までにおいて同じ。）に係る若年定年退職者給付金について適用し、同日前に退職した旧若年定年退職者（第四条の規定による改正前の防衛省給与法第二十七条の二に規定する若年定年退職者をいう。附則第五条において同じ。）に係る若年定年退職者給付金については、なお従前の例による。

第三条　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に退職した新若年定年退職者に対する第四条改正後防衛省給与法第二十七条の三及び第二十七条の四並びに附則第十二項、第十三項及び第十五項の規定の適用については、第四条改正後防衛省給与法第二十七条の三第二項中「二・五七一」とあるのは「二」と、「六・四二九」とあるのは「五」と、第四条改正後防衛省給与法第二十七条の四第一項中「九」とあるのは「七」と、「二・五七一」とあるのは「二・五七一」と、「二・七六」とあるのは「二・七六」と、「二・二九八」と、第四条改正後防衛省給与法附則第十三項の表第二十七条の三第二項の項中「二・五七一」とあるのは「二」と、「一・八四」とあるのは「一・五三二」と、「六・四二九」とあるのは「五」と、「二・七六」とあるのは「二・二九八」と、同表第二十七条の四第一項の項中「九」とあるのは「七」と、「四・六」とあるのは「三・八三」と、「二・五七一」とあるのは「二」と、「一・八四」とあるのは「一・五三二」と、第四条改正後防衛省給与法附則第十五項の表第二十七条の四第一項の項中「九」とあるのは「七」と、「四・六」とあるのは「三・八三」と、「二・五七一」とあるのは「二」と、「一・八四」とあるのは「一・五三二」とする。

第四条　令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に退職した新若年定年退職者に対する第四条改正後防衛省給与法第二十七条の三及び第二十七条の四並びに附則第十二項、第十三項及び第十五項の規定の適用については、第四条改正後防衛省給与法第二十七条の三第二項中「二・五七一」とあるのは「二」と、「二・二八六」と、「六・四二九」とあるのは「五・七一四」と、第四条改正後防衛省給与法第二十七条の四第一項中「九」とあるのは「八」と、「二・五七一」とあるのは「二・二八六」と、「二・七六」とあるのは「二・五二六」と、第四条改正後防衛省給与法附則第十二項の表第二十七条の三第二項の項中「一・八四」とあるのは「一・六八四」と、「二・七六」とあるのは「二・五二六」と、第四条改正後防衛省給与法附則第十三項の表第二十七条の三第二項の項中「二・五七一」とあるのは「五・七一四」と、「六・四二九」とあるのは「六・四二九」と、「二・七六」とあるのは「二・五二六」と、同表第二十七条の四第一項の項中「九」とあるのは「八」と、「四・六」とあるのは「四・二一」と、「二・五七一」とあるのは「二・二八六」と、「一・八四」とあるのは「一・六八四」と、第四条改正後防衛省給与法附則第十五項の表第二十七条の四第一項の項中「九」とあるのは「八」と、「四・六」とあるのは「四・二一」と、「二・五七一」とあるのは「二・二八六」と、「一・八四」とあるのは「一・六八四」とする。

第五条　第五条の規定による改正後の防衛省給与法第二十七条の三から第二十七条の六まで、第二十七条の九、第二十七条の十一から第二十七条の十三まで及び第三十条並びに附則第十二項から第十五項までの規定は、令和十年四月一日以後に退職した新若年定年退職者に係る若年定年退職者給付金について適用し、同日前に退職した旧若年定年退職者及び新若年定年退職者に係る同日以後に支給する若年定年退職者給付金については、前三条の規定の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第七条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第四項第二号中「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔
防衛大臣　小泉進次郎

政　令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令第二百二十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十四号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条及び別表第四号中「第三十二条」を「第三十六条」に改める。

附　則

この政令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和八年七月十日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令第二百二十一号

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十四号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三第三号中「第三十二条」を「第三十六条」に改める。

附　則

この政令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和八年七月十日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令第二百二十二号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第二十七条の二に」を「第二十七条の二第一項に」に、「除く。」としての引き続いた」を「除く。以下この条及び第二十四条において同じ。」としての」に改め、「掲げる」の下に「期間を自衛官としての在職期間とみなして計算した自衛官としての在職期間が二十年以上となる」を加え、同項各号を次のように改める。

一　自衛官がその者の事情によらないで、又は任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じて、自衛官以外の者となり、その後再び自衛官となり退職した場合における当該自衛官以外の者となつていた期間

二　法第二十七条の二第一項第二号に該当する者の退職の日から同日において定められているその者に係る定年に達する日の翌日までの期間

第二十条第二項中「第二十七条の二第二号八」を「第二十七条の二第一項第二号八」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による自衛官としての在職期間の計算は、自衛官となつた日から自衛官を退職した日までの期間（当該期間が二以上あるときは、これらの期間を合算した期間）と、同項第一号に掲げる期間（当該期間が二以上あるときは、これらの期間を合算した期間）又は同項第二号に掲げる期間を合算して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、初めて自衛官となつた日から当該各号に定める日（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める日のうち最も遅い日）までの期間（自衛官であつた期間及び同項第一号に掲げる期間に限る。）を除くものとする。

一　在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられ、自衛隊法その他の法令の規定により失職した場合　その失職した日

二　在職期間中の行為に関し自衛隊法その他の法令の規定による免職の処分又はこれに相当する処分を受けた場合　その処分を受けた日

第二十一条中「第二十七条の二」を「第二十七条の二第一項」に、「同項」を「法第二十七条の三第二項」に改める。

第二十三条ただし書中「第二十七条の二第一号」を「第二十七条の二第一項第一号」に改める。

第二十四条の五中「第二十七条の二第二号」を「第二十七条の二第一項第二号」に改める。

附則第十四項の表第二十三条の項、附則第十五項の表第二十三条の項及び附則第十六項の表第二十三条の項中「第二十七条の二第一号」を「第二十七条の二第一項第一号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第二十条の規定は、令和八年四月一日以後に退職した防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第二条に規定する新若年定年退職者に係る若年定年退職者給付金について適用し、同日前に退職した同条に規定する旧若年定年退職者に係る若年定年退職者給付金については、なお従前の例による。

防衛大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

条約

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

条約第五号

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定

日本国及びセルビア共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一方の締約国の投資家による他方の締約国の区域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

国際的に受け入れられた労働基準に従って両締約国間の投資を促進する上で、労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一章　投資

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

(i)　企業及び企業の支店

(ii)　株式、出資その他の形態の企業の持分

(iii)　債券、社債、貸付金その他の債務証書

(iv)　先物、オプションその他の派生商品

(v)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(vi)　金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vii)　知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）及びのれん

(viii)　法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(ix)　他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

ただし、一方の締約国の区域内にある国民又は企業による他方の締約国の区域内にある企業に対する物品又はサービスの販売のための契約のみから生ずる金銭債権は、投資財産には当たらない。

(b)　「締約国の投資家」とは、次の者であって、他方の締約国の区域において投資を行っており、又は既に行ったものをいう。

(i)　一方の締約国の法令によりその国籍を有する自然人

注釈　この協定は、両締約国の国籍を有する自然人の投資財産については、当該自然人が投資を行った時点以降において、当該投資を行った締約国の区域外に居住し続けている場合を除くほか、適用しない。

(ii)　一方の締約国の企業

(c)　「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(d)　「締約国の企業」とは、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される企業をいう。

(e)　「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(f)　「区域」とは、

(i)　日本国については、日本国の領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(ii)　セルビア共和国については、セルビア共和国の領域をいう。

(g)　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(h)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(i)　「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(j)　「申立人」とは、一方の締約国の投資家であって、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。

(k)　「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。

(l)　「一方の紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。

(m)　「紛争当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。

(n)　「非紛争締約国」とは、投資紛争の当事者でない締約国をいう。

(o)　「ＩＣＳＩＤ」とは、投資紛争解決国際センターをいう。

(p)　「ＩＣＳＩＤ追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。

(q)　「ＩＣＳＩＤ追加的制度仲裁規則」とは、ＩＣＳＩＤ追加的制度規則に従って行われる仲裁手続に適用する規則をいう。

(r)　「ＩＣＳＩＤ条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。

(s)　「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

(t)　「ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

第二条　投資の促進及び許可

1　一方の締約国は、自国の区域において他方の締約国の投資家による投資が行われるための良好な条件を醸成する。

2　一方の締約国は、自国の関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可する。

第三条　内国民待遇

1　一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、一方の締約国が、自国の区域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第四条　最恵国待遇

1　一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、一方の締約国に対し、自国が当事国である現行の又は将来における地域的な経済統合同盟に基づいて与える特恵的な待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第五条　一般的待遇

1　一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、また、追加の実質的な権利を創設するものではない。

2　(a)「公正かつ衡平な待遇」には、法の正当な手続の原則に従った刑事上若しくは民事上の訴訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しないとの各締約国の義務を含む。

(b)「十分な保護及び保障」の要件により、各締約国は、国際慣習法上求められる程度の警察の保護を与えることが義務付けられる。

第六条　裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七条　特定措置の履行要求の禁止

1　いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。

(a)　一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c)　自国の区域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品若しくはサービスを購入すること。

(d)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f)　輸出又は輸出のための販売を制限すること。

(g)　技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は企業に移転すること。

(h)　自国の区域に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(i)　一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

(j)　自国の区域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(k)　当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2　いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。

(a)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b)　自国の区域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品を購入すること。

(c)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(e)　輸出又は輸出のための販売を制限すること。

3　(a)　2のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b)　1(g)の規定は、競争法についての申し立てられた違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が1(g)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。

(c)　1(g)の規定は、貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する要求である場合には、適用しない。

(d)　2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

4　1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

第八条　透明性

1　各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であって、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関し、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。

3　1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条　公衆による意見提出の手続

各締約国は、緊急の場合又は純粋に軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第十条　腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十一条　投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを希望する他方の締約国の国籍を有する自然人、当該他方の締約国の企業が雇用する従業員並びに当該他方の締約国の企業の役員、理事及び取締役の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十二条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共の目的のためのものであること。

(b)　差別的なものでないこと。

(c)　2から5までの規定に従って行われる迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d)　正当な法の手続に従って実施するものであること。

2　補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含むものとし、実際に換価すること及び自由に移転することができるものとする。

4　支払が自由利用可能通貨によって行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であって、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。

5　締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によって支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に規定する市場価格に(b)に規定する利子を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。

(a)　収用の日における公正な市場価格であって、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの

(b)　収用の日から支払の日までに発生した利子であって、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの

6　この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、当該付与又は当該取消し、制限若しくは創設が貿易関連知的所有権協定に適合する限りにおいて、適用しない。

第十三条　争乱からの保護

1　一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域における緊急事態（例えば、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する事件）により、自国の区域にある投資財産に関連する損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

3　いずれの締約国も、第十六条2の規定に従ってとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。

第十四条　代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域にある当該投資家の投資財産に関連する損害の塡補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十五条　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。

(a)　当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金

(b)　利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益

(c)　契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの（融資の返済を含む。）

(d)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(e)　当該一方の締約国の区域にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した者が得る収入その他の報酬

(f)　第十二条及び第十三条の規定に従って行われる支払

(g)　紛争の結果として生ずる支払

2　各締約国は、更に、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　税の納付

(b)　破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(c)　証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引

(d)　刑事犯罪

(e)　法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(f)　裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十六条　一般的例外及び安全保障のための例外

1　この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の区域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。

(a)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(b)　公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もっとも、公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(c)　この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i)　欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii)　個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii)　安全

(d)　美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

2　第十三条3の規定に従うことを条件として、この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a)　自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。この措置には、次の措置を含む。

(i)　戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii)　兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(b)　国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

3　この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求するものと解してはならない。

4　締約国は、2の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合であっても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

第十七条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転（第十五条に規定する資金の移転を含む。）について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合

(b)　資本の移動が経済全般の運営、特に金融政策及び為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがあ例外的な場合

2　1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(d)　一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(e)　他方の締約国に対して速やかに通報されるものであること。

(f)　他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3　一方の締約国は、1の規定に基づく措置を採用した場合において、他方の締約国の要請があったときは、自国が採用した制限の見直しのため、当該他方の締約国と協議を開始する。

第十八条　信用秩序の維持のための措置

1　この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2　締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十九条　知的財産権

1　両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、速やかに協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適当な措置をとる。

2　この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3　この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって自国が当事国であるものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第二十条　租税に係る課税措置

1　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

2　第三条及び第四条の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

第二十一条　健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として当該措置又は当該基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十二条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国又は自国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

3　この条の規定の適用上、

(a)　企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b)　企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第二章　紛争解決

第二十三条　両締約国間の紛争の解決

1　一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2　この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、紛争ごとに次の方法によって構成する。各締約国は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日以内に、各一人の仲裁委員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁委員は、両締約国の承認により仲裁委員長となる者として任命される第三の仲裁委員を選定する。ただし、当該第三の仲裁委員は、いずれかの締約国の国民であってはならない。仲裁委員長は、他の二人の仲裁委員の任命の日から六十日以内に任命される。

3　2に定める必要な任命が2に規定する期間内に行われなかった場合には、いずれの締約国も、別段の合意がある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し当該任命を行うよう要請することができる。

４　仲裁委員会は、両締約国との協議の後、自己の手続規則を定める。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従って紛争について決定を行う。仲裁委員会は、合理的な期間内に投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

５　各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十四条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

１　申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉（拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。）を通じて当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。

２　一方の紛争当事者が、協議及び交渉によって投資紛争が解決されないと認める場合には、申立人は、次のことを行うことができる。

(a)　自己のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i)　被申立人が前章の規定に基づく義務に違反したこと。

(ii)　(i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被ったこと。

(b)　当該申立人が直接又は間接に所有し、又は支配している法人である被申立人の企業のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i)　被申立人が前章の規定に基づく義務に違反したこと。

(ii)　(i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。

３　申立人は、被申立人に対し、この条の規定による仲裁に請求を付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

(a)　当該申立人の氏名又は名称及び住所並びに2(b)の規定によって付託する請求の場合には2(b)に規定する企業の名称、住所及び設立場所

(b)　各請求について、違反があったとされる前章の条項その他関連する条項

(c)　各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠

(d)　当該申立人が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

４　申立人は、請求を生じさせる事態の発生から六箇月が経過したことを条件として、２に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。

(a)　ＩＣＳＩＤ条約による仲裁。ただし、両締約国がＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

(b)　ＩＣＳＩＤ追加的制度規則による仲裁。ただし、次のいずれかの場合に限る。

(i)　いずれの締約国もＩＣＳＩＤ条約の当事国でない場合

(ii)　いずれか一方の締約国のみがＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合

(c)　ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則による仲裁

(d)　紛争当事者が合意する場合には、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁

５　この条の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。

(a)　申立人による仲裁の請求であって、ＩＣＳＩＤ条約第三十六条１に規定するものをＩＣＳＩＤ事務局長が受領した時

(b)　申立人による仲裁の請求であって、ＩＣＳＩＤ追加的制度仲裁規則第二規則に規定するものをＩＣＳＩＤ事務局長が受領した時

(c)　申立人による仲裁に関する通知であって、ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則第三条に規定するものを、ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則第二十条に規定する請求の陳述書とともに被申立人が受領した時

(d)　４(d)の規定により他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁が選択された場合には、申立人による当該仲裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。

(a)及び(b)に規定する仲裁の請求並びに(c)及び(d)に規定する仲裁に関する通知は、以下「仲裁の通知」という。

６　各締約国は、この協定の規定に従ってこの条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。

７　６の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が２の規定によって申し立てられる違反が発生したこと及び2(a)の規定によって付託する請求の場合には申立人、2(b)の規定によって付託する請求の場合には2(b)に規定する企業が損失又は損害を被ったことを知った又は知るべきであった最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

８　この条の規定による仲裁への請求の付託は、次のいずれかの場合に該当するときを除くほか、行うことができない。

(a)　2(a)の規定によって付託する請求については、次の条件を満たす場合

(i)　申立人が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。

(ii)　申立人が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(a)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

(b)　2(b)の規定によって付託する請求については、次の条件を満たす場合

(i)　申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。

(ii)　申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(b)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

９　8(a)(ii)又は(b)(ii)の規定に従って行われる放棄は、仲裁廷が３、４、７若しくは８に規定する要件が満たされないこと又は他の手続上の若しくは管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、その効力を失う。

10　8(a)(ii)及び(b)(ii)の規定にかかわらず、申立人又は2(b)に規定する企業は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。

11　仲裁廷は、2(a)又は(b)の規定により請求が付託される場合には、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案について決定する。

12　被申立人は、非紛争締約国に次のものを送付する。

(a)　仲裁の通知（仲裁の請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b)　仲裁において提出された全ての主張書面の写し

13　非紛争締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。

14　被申立人は、この条の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する塡補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。

15　仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。

(a)　被申立人が、申立人及びその投資財産に関し、前章の規定に基づく義務に違反したかどうか。

(b)　違反があった場合には、次の救済措置のいずれか一方又は双方

(i)　損害賠償及び適当な利子

(ii)　原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、適用される仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

16　15の規定に従うことを条件として、2(b)の規定によって付託する請求の場合には、

(a)　損害賠償及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。

(b)　原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。

(c)　裁定においては、自然人又は企業が救済につき関係法令に基づいて有するいかなる権利にも当該裁定が影響を及ぼすものではないことを定めるものとする。

17　被申立人は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に入手可能なものとすることができる。

(a)　業務上の秘密の情報

(b)　いずれかの締約国の法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c)　関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

18　仲裁地は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国の国内とする。

19　仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ＩＣＳＩＤ条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。

第二十五条　文書の送達

1　この章の規定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により締約国に送達する。

(a)　日本国については、外務省国際法局

(b)　セルビア共和国については、訟務検事局

2　一方の締約国は、1に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に通報する。

3　各締約国は、1及び2に規定する自国の当局の住所を公に入手可能なものとする。

第二十六条　紛争解決の適用除外

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。その改正を含む。）に基づく日本国の決定であって、同法に基づく事前届出を要する投資に関するもの（投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止の命令を含む。）は、この協定の紛争解決の規定の対象とならない。

第三章　合同委員会

第二十七条　合同委員会

1　両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a)　この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b)　この協定の範囲内の投資に関連する事項であって投資環境の整備に関係するものについて情報を交換し、及び討議すること。

(c)　投資に関連するその他の事項であってこの協定に関係するものについて討議すること。

2　委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に対して適当な勧告を行うことができる。

3　委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であって、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4　委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5　委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6　委員会は、いずれかの締約国の要請があった場合には、会合する。

第四章　最終規定

第二十八条　見直し

両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国間の投資を更に促進し、及び漸進的に自由化することを目的として、この協定の見直しを行う。

第二十九条　改正

この協定は、両締約国の書面による合意により改正することができる。改正は、第三十一条1に規定するところにより効力を生ずる。

第三十条　見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十一条　最終規定

1　両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

2　いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3　この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域において当該他方の締約国の法令に従って取得されたものについても適用する。

4　この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

5　この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十五年十二月二十四日にベオグラードで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
　セルビア共和国駐在日本国特命全権大使
　　今村　朗

セルビア共和国のために
　通商大臣
　　ヤゴダ・ラザレビッチ

外務大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF SERBIA FOR THE PROMOTION AND PROTECTION OF INVESTMENT

Japan and the Republic of Serbia (hereinafter referred to as "the Contracting Parties"),

Desiring to further promote investment in order to strengthen the economic relationship between the Contracting Parties;

Intending to further create stable, equitable, favourable and transparent conditions for greater investment by investors of a Contracting Party in the Area of the other Contracting Party;

Recognising that these objectives can be achieved without relaxing health, safety and environmental measures of general application; and

Recognising the importance of the cooperative relationship between labour and management in promoting investment between the Contracting Parties in line with internationally accepted labour standards;

Have agreed as follows:

CHAPTER I
INVESTMENT

Article 1
Definitions

For the purposes of this Agreement:

(a) the term "investment" means every kind of asset owned or controlled, directly or indirectly, by an investor, including:

(i) an enterprise and a branch of an enterprise;

(ii) shares, stocks or other forms of equity participation in an enterprise;

(iii) bonds, debentures, loans and other forms of debt;

(iv) futures, options and other derivatives;

(v) rights under contracts, including turnkey, construction, management, production or revenue-sharing contracts;

(vi) claims to money and to any performance under contract having a financial value;

(vii) intellectual property rights, including copyrights and related rights, patent rights and rights relating to utility models, trademarks, industrial designs, layout-designs of integrated circuits, new varieties of plants, trade names, indications of source or geographical indications and undisclosed information, and goodwill;

(viii) rights conferred pursuant to laws and regulations or contracts such as concessions, licences, authorisations and permits, including those for the exploration and exploitation of natural resources; and

(ix) any other tangible and intangible, movable and immovable property, and any related property rights, such as leases, mortgages, liens and pledges;

An investment includes the amounts yielded by an investment, in particular, profit, interest, capital gains, dividends, royalties and fees. A change in the form in which assets are invested does not affect their character as an investment;

but an investment does not mean claims to money that arise solely from commercial contracts for the sale of goods or services by a national or enterprise in the Area of a Contracting Party to an enterprise in the Area of the other Contracting Party.

(b) the term "investor of a Contracting Party" means:

(i) a natural person having the nationality of a Contracting Party in accordance with its laws and regulations; or

Note: This Agreement shall not apply to investments of natural persons who are nationals of both Contracting Parties unless such natural persons have at the time of the investment and ever since been domiciled outside the Area of the Contracting Party in which they made such investments.

(ii) an enterprise of a Contracting Party,

that is making or has made an investment in the Area of the other Contracting Party;

(c) the term "enterprise" means any legal person or any other entity duly constituted or organised under the applicable laws and regulations, whether or not for profit, and whether private or government owned or controlled, including any corporation, trust, partnership, sole proprietorship, joint venture, association, organisation or company;

(d) the term "enterprise of a Contracting Party" means an enterprise duly constituted or organised under the applicable laws and regulations of a Contracting Party;

(e) the term "investment activities" means operation, management, maintenance, use, enjoyment and sale or other disposal of investments;

(f) the term "Area" means:

(i) with respect to Japan, the territory of Japan, and the exclusive economic zone and the continental shelf with respect to which Japan exercises sovereign rights or jurisdiction in accordance with international law; and

(ii) with respect to the Republic of Serbia, the territory of the Republic of Serbia;

(g) the term "freely usable currency" means freely usable currency as defined under the Articles of Agreement of the International Monetary Fund;

(h) the term "WTO Agreement" means the Marrakesh Agreement Establishing the World Trade Organization, done at Marrakesh, April 15, 1994;

(i) the term "TRIPS Agreement" means the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights in Annex 1C to the WTO Agreement;

(j) the term "claimant" means an investor of a Contracting Party that is a party to an investment dispute with the other Contracting Party;

(k) the term "respondent" means the Contracting Party that is a party to an investment dispute;

(l) the term "disputing party" means either the claimant or the respondent;

(m) the term "disputing parties" means the claimant and the respondent;

(n) the term "non-disputing Party" means the Contracting Party that is not a party to an investment dispute;

(o) the term "ICSID" means the International Centre for Settlement of Investment Disputes;

(p) the term “ICSID Additional Facility Rules” means the Rules Governing the Additional Facility for the Administration of Proceedings by the Secretariat of the International Centre for Settlement of Investment Disputes;

(q) the term “ICSID Additional Facility Arbitration Rules” means the Rules that apply to any arbitration proceeding conducted pursuant to the ICSID Additional Facility Rules;

(r) the term “ICSID Convention” means the Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of other States, done at Washington, March 18, 1965;

(s) the term “New York Convention” means the Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards, done at New York, June 10, 1958; and

(t) the term “UNCITRAL Arbitration Rules” means the Arbitration Rules of the United Nations Commission on International Trade Law.

Article 2
Promotion and Admission of Investment

1. Each Contracting Party shall encourage and create favourable conditions for investors of the other Contracting Party to make investments in its Area.

2. Each Contracting Party shall, subject to its rights to exercise powers in accordance with its applicable laws and regulations, including those with regard to foreign ownership and control, admit investment of investors of the other Contracting Party.

Article 3
National Treatment

1. Each Contracting Party shall in its Area accord to investors of the other Contracting Party and to their investments treatment no less favourable than the treatment it accords in like circumstances to its own investors and to their investments with respect to investment activities.

2. Paragraph 1 shall not be construed to prevent a Contracting Party from adopting or maintaining a measure that prescribes special formalities in connection with investment activities of investors of the other Contracting Party in its Area, provided that such special formalities do not impair the substance of the rights of such investors under this Agreement.

Article 4
Most-Favoured-Nation Treatment

1. Each Contracting Party shall in its Area accord to investors of the other Contracting Party and to their investments treatment no less favourable than the treatment it accords in like circumstances to investors of a non-Contracting Party and to their investments with respect to investment activities.

2. Paragraph 1 shall not be construed to oblige a Contracting Party to extend to investors of the other Contracting Party and to their investments any preferential treatment by virtue of any existing or future regional economic integration union to which the former Contracting Party is a party.

Article 5
General Treatment

1. Each Contracting Party shall in its Area accord to investments of investors of the other Contracting Party treatment in accordance with customary international law, including fair and equitable treatment and full protection and security. For greater certainty, the concepts of "fair and equitable treatment" and "full protection and security" do not require treatment in addition to, or beyond that which is required by the customary international law minimum standard of treatment of aliens, and do not create additional substantive rights.

2. For greater certainty:

(a) "fair and equitable treatment" includes the obligation of each Contracting Party not to deny justice in criminal, civil or administrative adjudicatory proceedings in accordance with the principle of due process of law; and

(b) "full protection and security" requires each Contracting Party to provide the level of police protection required under customary international law.

Article 6
Access to the Courts of Justice

Each Contracting Party shall in its Area accord to investors of the other Contracting Party treatment no less favourable than the treatment it accords in like circumstances to its own investors or to investors of a non-Contracting Party with respect to access to the courts of justice and administrative tribunals and agencies in all degrees of jurisdiction, both in pursuit and in defence of the rights of the investors of the other Contracting Party.

Article 7
Prohibition of Performance Requirements

1. Neither Contracting Party may impose or enforce any of the following requirements, or enforce any commitment or undertaking, in connection with investment activities of an investor of a Contracting Party or of a non-Contracting Party in its Area:

(a) to export a given level or percentage of goods or services;

(b) to achieve a given level or percentage of domestic content;

(c) to purchase, use or accord a preference to goods produced or services provided in its Area, or to purchase goods or services from a natural person or an enterprise in its Area;

(d) to relate in any way the volume or value of imports to the volume or value of exports or to the amount of foreign exchange inflows associated with an investment of the investor;

(e) to restrict sales of goods or services in its Area that an investment of the investor produces or provides by relating such sales in any way to the volume or value of its exports or foreign exchange earnings;

(f) to restrict the exportation or sale for export;

(g) to transfer technology, a production process or other proprietary knowledge to a natural person or an enterprise in its Area;

(h) to locate the headquarters of the investor for a specific region or the world market in its Area;

(i) to hire a given number or percentage of its nationals;

(j) to achieve a given level or value of research and development in its Area; or

(k) to supply one or more of the goods that the investor produces or the services that the investor provides to a specific region or the world market, exclusively from its Area.

2. Neither Contracting Party may condition the receipt or continued receipt of an advantage, in connection with investment activities of an investor of a Contracting Party or of a non-Contracting Party in its Area, on compliance with any of the following requirements:

(a) to achieve a given level or percentage of domestic content;

(b) to purchase, use or accord a preference to goods produced in its Area, or to purchase goods from a natural person or an enterprise in its Area;

(c) to relate in any way the volume or value of imports to the volume or value of exports or to the amount of foreign exchange inflows associated with an investment of the investor;

(d) to restrict sales of goods or services in its Area that an investment of the investor produces or provides by relating such sales in any way to the volume or value of its exports or foreign exchange earnings; or

(e) to restrict the exportation or sale for export.

3. (a) Nothing in paragraph 2 shall be construed to prevent a Contracting Party from conditioning the receipt or continued receipt of an advantage, in connection with investment activities of an investor of a Contracting Party or of a non-Contracting Party in its Area, on compliance with a requirement to locate production, supply a service, train or employ workers, construct or expand particular facilities, or carry out research and development, in its Area.

(b) Subparagraph 1(g) shall not apply when the requirement is imposed or the commitment or undertaking is enforced by a court of justice, administrative tribunal or competition authority to remedy an alleged violation of competition laws.

(c) Subparagraph 1(g) shall not apply when the requirement concerns the transfer of intellectual property rights which is undertaken in a manner not inconsistent with the TRIPS Agreement.

(d) Subparagraphs 2(a) and 2(b) shall not apply to requirements imposed by an importing Contracting Party relating to the content of goods necessary to qualify for preferential tariffs or preferential quotas.

4. Paragraphs 1 and 2 shall not apply to any requirement other than the requirements set out in those paragraphs.

Article 8
Transparency

1. Each Contracting Party shall promptly publish, or otherwise make publicly available, its laws, regulations, administrative procedures and administrative rulings and judicial decisions of general application as well as international agreements which pertain to or affect the implementation and operation of this Agreement.

2. Each Contracting Party shall, upon request by the other Contracting Party, promptly respond to specific questions and provide that other Contracting Party with information on matters set out in paragraph 1.

3. Paragraphs 1 and 2 shall not be construed to oblige either Contracting Party to disclose confidential information, the disclosure of which would impede law enforcement or otherwise be contrary to the public interest, or which would prejudice privacy or legitimate commercial interests.

Article 9
Public Comment Procedures

Each Contracting Party shall, in accordance with its laws and regulations, endeavour to provide, except in cases of emergency or of purely minor nature, a reasonable opportunity for comments by the public before the adoption, amendment or repeal of regulations of general application that affect any matter covered by this Agreement.

Article 10
Measures against Corruption

Each Contracting Party shall ensure that measures and efforts are undertaken to prevent and combat corruption regarding matters covered by this Agreement in accordance with its laws and regulations.

Article 11
Entry, Sojourn and Residence of Investors

Each Contracting Party shall, in accordance with its laws and regulations, give sympathetic consideration to applications for entry, sojourn and residence of a natural person having the nationality of the other Contracting Party as well as personnel employed by, and an executive, a manager and a member of the board of directors of, an enterprise of the other Contracting Party, who wish to enter the territory of the former Contracting Party and remain therein for the purpose of investment activities.

Article 12
Expropriation and Compensation

1. Neither Contracting Party shall expropriate or nationalise an investment in its Area of an investor of the other Contracting Party or take any measure equivalent to expropriation or nationalisation (hereinafter referred to as “expropriation”) except:

(a) for a public purpose;

(b) in a non-discriminatory manner;

(c) upon payment of prompt, adequate and effective compensation in accordance with paragraphs 2 through 5; and

(d) in accordance with due process of law.

2. The compensation shall be equivalent to the fair market value of the expropriated investments at the time when the expropriation was publicly announced or when the expropriation occurred, whichever is earlier. The fair market value shall not reflect any change in value occurring because the expropriation had become publicly known earlier.

3. The compensation shall be paid without delay, shall include interest at a commercially reasonable rate accrued from the date of expropriation until the date of payment and shall be effectively realisable and freely transferable.

4. If payment is made in a freely usable currency, the compensation paid shall include interest, at a commercially reasonable rate for that currency, accrued from the date of expropriation until the date of payment.

5. If a Contracting Party elects to pay in a currency other than a freely usable currency, the compensation paid shall be no less than the sum of the following converted into the currency of payment at the market rate of exchange prevailing on the date of payment:

(a) the fair market value on the date of expropriation, converted into a freely usable currency at the market rate of exchange prevailing on that date; and

(b) interest, at a commercially reasonable rate for that freely usable currency, accrued from the date of expropriation until the date of payment.

6. This Article does not apply to the issuance of compulsory licences granted in relation to intellectual property rights in accordance with the TRIPS Agreement, or to the revocation, limitation or creation of intellectual property rights, to the extent that such issuance, revocation, limitation or creation is consistent with the TRIPS Agreement.

Article 13
Protection from Strife

1. Each Contracting Party shall accord to investors of the other Contracting Party that have suffered loss or damage relating to their investments in the Area of the former Contracting Party due to armed conflict or a state of emergency such as revolution, insurrection, civil disturbance or any other similar event in the Area of that former Contracting Party, treatment, as regards restitution, indemnification, compensation or any other settlement, that is no less favourable than the treatment it accords to its own investors or to investors of a non-Contracting Party, whichever is more favourable to the investors of the other Contracting Party.

2. Any payment as a means of settlement referred to in paragraph 1 shall be effectively realisable, freely transferable and freely convertible at the market exchange rate into freely usable currencies.

3. Neither Contracting Party shall be derogated from its obligation under paragraph 1 by reason of its measures taken pursuant to paragraph 2 of Article 16.

Article 14
Subrogation

If a Contracting Party or its designated agency makes a payment to any investor of that Contracting Party under an indemnity, guarantee or insurance contract, pertaining to an investment of such investor in the Area of the other Contracting Party, the latter Contracting Party shall recognise the assignment to the former Contracting Party or its designated agency of any right or claim of such investor on account of which such payment is made and shall recognise the right of the former Contracting Party or its designated agency to exercise by virtue of subrogation any such right or claim to the same extent as the original right or claim of the investor. As regards payment to be made to that former Contracting Party or its designated agency by virtue of such assignment of right or claim and the transfer of such payment, the provisions of Articles 12, 13 and 15 shall apply *mutatis mutandis*.

Article 15
Transfers

1. Each Contracting Party shall ensure that all transfers relating to investments in its Area of an investor of the other Contracting Party may be freely made into and out of its Area without delay. Such transfers shall include, in particular, though not exclusively:

(a) the initial capital and additional amounts to maintain or increase investments;

(b) profits, interest, capital gains, dividends, royalties, fees or other current incomes accruing from investments;

(c) payments made under a contract including loan payments in connection with investments;

(d) proceeds of the total or partial sale or liquidation of investments;

(e) earnings and remuneration of personnel from abroad who work in connection with investments in the Area of the former Contracting Party;

(f) payments made in accordance with Articles 12 and 13; and

(g) payments arising out of a dispute.

2. Each Contracting Party shall further ensure that such transfers may be made without delay in freely usable currencies at the market exchange rate prevailing on the date of the transfer.

3. Notwithstanding paragraphs 1 and 2, a Contracting Party may delay or prevent a transfer through the equitable, non-discriminatory and good-faith application of its laws and regulations relating to:

(a) payment of taxes;

(b) bankruptcy, insolvency or the protection of the rights of creditors;

(c) issuing, trading or dealing in securities, futures, options or derivatives;

(d) criminal or penal offences;

(e) reporting or record keeping of transfers of currency or other monetary instruments when necessary to assist law enforcement or financial regulatory authorities; or

(f) ensuring compliance with orders or judgements in adjudicatory proceedings.

Article 16
General and Security Exceptions

1. Subject to the requirement that such measures are not applied by a Contracting Party in a manner which would constitute a means of arbitrary or unjustifiable discrimination against, or a disguised restriction on investors of the other Contracting Party and their investments in the Area of the former Contracting Party, nothing in this Agreement shall be construed to prevent the former Contracting Party from adopting or enforcing measures:

(a) necessary to protect human, animal or plant life or health;

(b) necessary to protect public morals or to maintain public order, provided that the public order exception may only be invoked where a genuine and sufficiently serious threat is posed to one of the fundamental interests of society;

(c) necessary to secure compliance with the laws or regulations which are not inconsistent with the provisions of this Agreement including those relating to:

(i) the prevention of deceptive and fraudulent practices or to deal with the effects of a default on contract;

(ii) the protection of the privacy of the individual in relation to the processing and dissemination of personal data and the protection of confidentiality of personal records and accounts; or

(iii) safety; or

(d) imposed for the protection of national treasures of artistic, historic or archaeological value.

2. Subject to paragraph 3 of Article 13, nothing in this Agreement shall be construed to prevent a Contracting Party from adopting or enforcing measures:

(a) which it considers necessary for the protection of its essential security interests, including measures:

(i) taken in time of war, armed conflict, or other emergency in that Contracting Party or in international relations; or

(ii) relating to the implementation of national policies or international agreements respecting the non-proliferation of weapons; or

(b) in pursuance of its obligations under the United Nations Charter for the maintenance of international peace and security.

3. Nothing in this Agreement shall be construed to require a Contracting Party to furnish or allow access to any information the disclosure of which it determines to be contrary to its essential security interests.

4. In cases where a Contracting Party takes any measure, pursuant to paragraph 2, that does not conform with the obligations of the provisions of this Agreement, that Contracting Party shall not use such measure as a means of avoiding its obligations.

Article 17
Temporary Safeguard Measures

1. A Contracting Party may adopt or maintain restrictive measures with regard to cross-border capital transactions as well as payments or transfers including transfers referred to in Article 15 for transactions related to investments:

(a) in the event of serious balance-of-payments and external financial difficulties or threat thereof; or

(b) in exceptional cases where movements of capital cause or threaten to cause serious difficulties for macroeconomic management, in particular monetary and exchange rate policies.

2. Restrictive measures referred to in paragraph 1 shall:

(a) be applied in such a manner that the other Contracting Party is treated no less favourably than any non-Contracting Party;

(b) be consistent with the Articles of Agreement of the International Monetary Fund;

(c) not exceed those necessary to deal with the circumstances set out in paragraph 1;

(d) be temporary and be phased out progressively as the situation specified in paragraph 1 improves;

(e) be promptly notified to the other Contracting Party; and

(f) avoid unnecessary damages to the commercial, economic and financial interests of the other Contracting Party.

3. The Contracting Party which has adopted any measures under paragraph 1 shall, upon request, commence consultations with the other Contracting Party in order to review the restrictions adopted by the former Contracting Party.

Article 18
Prudential Measures

1. Notwithstanding any other provisions of this Agreement, a Contracting Party shall not be prevented from taking measures relating to financial services for prudential reasons, including measures for the protection of investors, depositors, policy holders or persons to whom a fiduciary duty is owed by an enterprise supplying financial services, or to ensure the integrity and stability of its financial system.

2. Where the measures taken by a Contracting Party pursuant to paragraph 1 do not conform with this Agreement, they shall not be used as a means of avoiding the obligations of the Contracting Party under this Agreement.

Article 19
Intellectual Property Rights

1. The Contracting Parties shall grant and ensure the adequate and effective protection of intellectual property rights, and promote efficiency and transparency in intellectual property protection system. For this purpose, the Contracting Parties shall promptly consult with each other at the request of either Contracting Party. Depending on the results of the consultation, each Contracting Party shall, in accordance with its laws and regulations, take appropriate measures to remove the factors which are recognised as having adverse effects to the investments of investors of the other Contracting Party.

2. Nothing in this Agreement shall affect the rights and obligations of the Contracting Parties under multilateral agreements in respect of protection of intellectual property rights to which the Contracting Parties are parties.

3. Nothing in this Agreement shall be construed to oblige either Contracting Party to extend to investors of the other Contracting Party and to their investments treatment accorded to investors of a non-Contracting Party and to their investments by virtue of multilateral agreements in respect of protection of intellectual property rights, to which the former Contracting Party is a party.

Article 20
Taxation Measures

1. Nothing in this Agreement shall affect the rights and obligations of either Contracting Party under any tax convention. In the event of any inconsistency between this Agreement and any such convention, that convention shall prevail to the extent of the inconsistency.

2. Articles 3 and 4 shall not apply to taxation measures.

Article 21
Health, Safety and Environmental Measures
and Labour Standards

Each Contracting Party recognises that it is inappropriate to encourage investment by investors of the other Contracting Party and of a non-Contracting Party by relaxing its health, safety or environmental measures, or by lowering its labour standards. To this effect, each Contracting Party should not waive or otherwise derogate from such measures or standards as an encouragement for the establishment, acquisition or expansion of investments in its Area by investors of the other Contracting Party and of a non-Contracting Party.

Article 22
Denial of Benefits

1. A Contracting Party may deny the benefits of this Agreement to an investor of the other Contracting Party that is an enterprise of the other Contracting Party and to its investments if the enterprise is owned or controlled by an investor of a non-Contracting Party and the denying Contracting Party:

(a) does not maintain diplomatic relations with the non-Contracting Party; or

(b) adopts or maintains measures with respect to the non-Contracting Party that prohibit transactions with the enterprise or that would be violated or circumvented if the benefits of this Agreement were accorded to the enterprise or to its investments.

2. A Contracting Party may deny the benefits of this Agreement to an investor of the other Contracting Party that is an enterprise of the other Contracting Party and to its investments if the enterprise is owned or controlled by an investor of a non-Contracting Party or of the denying Contracting Party and the enterprise has no substantial business activities in the Area of the other Contracting Party.

3. For the purposes of this Article, an enterprise is:

(a) “owned” by an investor if more than fifty percent of the equity interest in it is beneficially owned by the investor; and

(b) “controlled” by an investor if the investor has the power to name a majority of its directors or otherwise to legally direct its actions.

CHAPTER II
DISPUTE SETTLEMENT

Article 23
Settlement of Disputes between the Contracting Parties

1. Each Contracting Party shall accord sympathetic consideration to, and shall afford adequate opportunity for consultation regarding, such representations as the other Contracting Party may make with respect to any matter affecting the implementation of this Agreement.

2. Any dispute between the Contracting Parties as to the interpretation and application of this Agreement, not satisfactorily adjusted by diplomacy, shall be referred for decision to an arbitration board. Such arbitration board shall be constituted for each dispute in the following way. Within sixty days from the date of receipt by either Contracting Party from the other Contracting Party of a note requesting arbitration of the dispute, each Contracting Party shall appoint an arbitrator. The two arbitrators shall select a third arbitrator who, upon approval by the Contracting Parties, shall be appointed as the Chairperson, provided that the third arbitrator shall not be a national of either Contracting Party. The Chairperson shall be appointed within sixty days from the date of appointment of the other two arbitrators.

3. If the necessary appointments referred to in paragraph 2 have not been made within the periods referred to in that paragraph, either Contracting Party may, unless otherwise agreed, request the Secretary-General of the Permanent Court of Arbitration at The Hague to make such appointments.

4. The arbitration board shall determine its own procedural rules, after consultation with the Contracting Parties. The arbitration board shall decide the dispute in accordance with this Agreement and the rules and principles of international law applicable to the subject matter. The arbitration board shall within a reasonable period of time reach its decision by a majority of votes. Such decision shall be final and binding.

5. Each Contracting Party shall bear the cost of the arbitrator of its choice and its representation in the arbitral proceedings. The cost of the Chairperson of the arbitration board in discharging his or her duties and the remaining costs of the arbitration board shall be borne equally by the Contracting Parties.

Article 24
Settlement of Investment Disputes
between a Contracting Party
and an Investor of the Other Contracting Party

1. In the event of an investment dispute between the claimant and the respondent, they should initially seek to resolve the dispute through consultation and negotiation, which may include the use of non-binding, third-party procedures.

2. In the event that a disputing party considers that an investment dispute cannot be settled by consultation and negotiation:

(a) the claimant, on its own behalf, may submit to arbitration under this Article a claim:

(i) that the respondent has breached an obligation under Chapter I; and

(ii) that the claimant has incurred loss or damage by reason of, or arising out of, that breach; and

(b) the claimant, on behalf of an enterprise of the respondent that is a legal person that the claimant owns or controls directly or indirectly, may submit to arbitration under this Article a claim:

(i) that the respondent has breached an obligation under Chapter I; and

(ii) that the enterprise has incurred loss or damage by reason of, or arising out of, that breach.

3. At least ninety days before submitting any claim to arbitration under this Article, a claimant shall deliver to the respondent a written notice of its intention to submit the claim to arbitration (hereinafter referred to as “notice of intent”). The notice of intent shall specify:

(a) the name and address of the claimant and, in the case of subparagraph 2(b), the name, address and place of incorporation of the enterprise;

(b) for each claim, the provision of Chapter I alleged to have been breached and any other relevant provisions;

(c) the legal and factual basis for each claim; and

(d) the relief sought and the approximate amount of damages claimed.

4. Provided that six months have elapsed since the events giving rise to the claim, a claimant may submit a claim referred to in paragraph 2 to the arbitration:

(a) under the ICSID Convention, provided that the Contracting Parties are parties to the ICSID Convention;

(b) under the ICSID Additional Facility Rules, provided that:

(i) none of the Contracting Parties is a party to the ICSID Convention; or

(ii) either Contracting Party, but not both, is a party to the ICSID Convention;

(c) under the UNCITRAL Arbitration Rules; or

(d) if the disputing parties agree, under any other arbitration institution or arbitration rules.

5. A claim shall be deemed submitted to arbitration under this Article when the claimant's notice of or request for arbitration (hereinafter referred to as "notice of arbitration"):

(a) referred to in paragraph 1 of Article 36 of the ICSID Convention is received by the Secretary-General of ICSID;

(b) referred to in Rule 2 of the ICSID Additional Facility Arbitration Rules is received by the Secretary-General of ICSID;

(c) referred to in Article 3 of the UNCITRAL Arbitration Rules, together with the statement of claim referred to in Article 20 of the UNCITRAL Arbitration Rules, is received by the respondent; or

(d) under any other arbitration institution or arbitration rules selected under subparagraph 4(d) is received by the respondent, unless otherwise specified by such institution or in such rules.

6. Each Contracting Party hereby consents to the submission of a claim to arbitration under this Article in accordance with this Agreement.

7. Notwithstanding paragraph 6, no claim may be submitted to arbitration under this Article if more than three years have elapsed from the date on which the claimant first acquired, or should have first acquired, knowledge of the breach alleged under paragraph 2 and knowledge that the claimant in the case of subparagraph 2(a) or the enterprise referred to in subparagraph 2(b) in the case of that subparagraph has incurred loss or damage.

8. No claim may be submitted to arbitration under this Article unless:

(a) in the case of subparagraph 2(a):

(i) the claimant consents in writing to arbitration in accordance with the procedures set out in this Article; and

(ii) the claimant waives in writing any right to initiate or continue before any administrative tribunal or court of justice under the law of either Contracting Party, or other dispute settlement procedures, any proceedings with respect to any measure alleged to constitute a breach referred to in subparagraph 2(a)(i); and

(b) in the case of subparagraph 2(b):

(i) both the claimant and the enterprise referred to in that subparagraph consent in writing to arbitration in accordance with the procedures set out in this Article; and

(ii) both the claimant and the enterprise referred to in that subparagraph waive in writing any right to initiate or continue before any administrative tribunal or court of justice under the law of either Contracting Party, or other dispute settlement procedures, any proceedings with respect to any measure alleged to constitute a breach referred to in subparagraph 2(b)(i).

9. The waiver provided pursuant to subparagraph 8(a)(ii) or 8(b)(ii) shall cease to apply where the arbitral tribunal rejects the claim on the basis of a failure to meet the requirements of paragraph 3, 4, 7 or 8, or on any other procedural or jurisdictional grounds.

10. Notwithstanding subparagraphs 8(a)(ii) and 8(b)(ii), the claimant or the enterprise referred to in subparagraph 2(b) may initiate or continue an action that seeks interim injunctive relief that does not involve the payment of monetary damages before an administrative tribunal or court of justice under the law of the respondent.

11. When a claim is submitted under subparagraph 2(a) or 2(b), the arbitral tribunal shall decide the issues in dispute in accordance with this Agreement and applicable rules of international law.

12. The respondent shall deliver to the non-disputing Party:

(a) notice of arbitration no later than thirty days after the date on which the claim was submitted; and

(b) copies of all pleadings filed in the arbitration.

13. The non-disputing Party may, upon written notice to the disputing parties, make submissions to the arbitral tribunal on a question of interpretation of this Agreement.

14. In an arbitration under this Article, the respondent shall not assert, as a defence, counterclaim, right of setoff or otherwise, that the claimant has received or will receive indemnification or other compensation for all or part of the alleged damages pursuant to an insurance or guarantee contract.

15. The arbitral tribunal may award only:

(a) a judgement whether or not there has been a breach by the respondent of any obligation under Chapter I with respect to the claimant and its investments; and

(b) one or both of the following remedies, only if there has been such a breach:

(i) monetary damages and applicable interest; and

(ii) restitution of property, in which case the award shall provide that the respondent may pay monetary damages and any applicable interest, in lieu of restitution.

The arbitral tribunal may also award cost and attorney's fees in accordance with applicable arbitration rules.

16. Subject to paragraph 15, in the case of subparagraph 2(b):

(a) an award of monetary damages and any applicable interest shall provide that the sum be paid to the enterprise referred to in that subparagraph;

(b) an award of restitution of property shall provide that restitution be made to the enterprise referred to in that subparagraph; and

(c) the award shall provide that it is made without prejudice to any right that any natural person or enterprise may have in the relief under applicable law.

17. The respondent may make available to the public in a timely manner all documents, including an award, submitted to, or issued by, an arbitral tribunal established under paragraph 4, subject to redaction of:

(a) confidential business information;

(b) information which is privileged or otherwise protected from disclosure under the laws and regulations of either Contracting Party; and

(c) information which shall be withheld pursuant to the relevant arbitration rules.

18. Unless the disputing parties agree otherwise, the place of arbitration shall be in a country that is a party to the New York Convention.

19. The award rendered by the arbitral tribunal shall be final and binding upon the disputing parties. This award shall be executed in accordance with the applicable laws and regulations, as well as relevant international law including the ICSID Convention and the New York Convention, concerning the execution of award in force in the country where such execution is sought.

Article 25
Service of Documents

1. Notices and other documents relating to arbitration under this Chapter shall be served on a Contracting Party by delivery to:

(a) with respect to Japan, International Legal Affairs Bureau, the Ministry of Foreign Affairs; and

(b) with respect to the Republic of Serbia, State Attorney's Office.

2. A Contracting Party shall promptly make publicly available and notify to the other Contracting Party any change to the name of the authority referred to in paragraph 1.

3. Each Contracting Party shall make publicly available the address of its authority referred to in paragraphs 1 and 2.

Article 26
Exclusions from Dispute Settlement

A decision by Japan under the Foreign Exchange and Foreign Trade Law (Law No. 228 of 1949), as may be amended, regarding an investment that requires prior notification under that law, including an order to alter the content of investment or discontinue the investment process, shall not be subject to the dispute settlement provisions under this Agreement.

CHAPTER III
JOINT COMMITTEE

Article 27
Joint Committee

1. The Contracting Parties shall establish a Joint Committee (hereinafter referred to as "the Committee") with a view to accomplishing the objectives of this Agreement. The functions of the Committee shall be:

(a) to discuss and review the implementation and operation of this Agreement;

(b) to exchange information on and to discuss investment-related matters within the scope of this Agreement which relate to improvement of investment environment; and

(c) to discuss any other investment-related matters concerning this Agreement.

2. The Committee may, as necessary, make appropriate recommendations by consensus to the Contracting Parties for the more effective functioning or the attainment of the objectives of this Agreement.

3. The Committee shall be composed of representatives of the Contracting Parties. The Committee may, upon mutual consent of the Contracting Parties, invite representatives of relevant entities other than the Governments of the Contracting Parties with the necessary expertise relevant to the issues to be discussed, and hold joint meetings with the private sectors.

4. The Committee shall determine its own rules of procedure to carry out its functions.

5. The Committee may establish sub-committees and delegate specific tasks to such sub-committees.

6. The Committee shall meet upon the request of either Contracting Party.

CHAPTER IV
FINAL PROVISIONS

Article 28
Review

Upon the request of either Contracting Party, the Contracting Parties shall undertake a review of this Agreement, with a view to further promoting and progressively liberalising investment between the Contracting Parties.

Article 29
Amendment

This Agreement may be amended by mutual written consent of the Contracting Parties. Any amendment shall enter into force in the manner as described in paragraph 1 of Article 31.

Article 30
Headings

The headings of the Chapters and Articles of this Agreement are inserted for convenience of reference only and shall not affect the interpretation of this Agreement.

Article 31
Final Provisions

1. The Contracting Parties shall notify each other, through diplomatic channels, of the completion of their respective internal procedures necessary for the entry into force of this Agreement. This Agreement shall enter into force on the thirtieth day after the latter of the dates of receipt of the notifications. It shall remain in force for a period of ten years after its entry into force and shall continue in force unless terminated as provided for in paragraph 2.

2. A Contracting Party may, by giving one-year advance notice in writing to the other Contracting Party, terminate this Agreement at the end of the initial ten-year period or at any time thereafter.

3. This Agreement shall also apply to all investments of investors of either Contracting Party acquired in the Area of the other Contracting Party in accordance with the laws and regulations of that other Contracting Party prior to the entry into force of this Agreement.

4. In respect of investments acquired prior to the date of termination of this Agreement, the provisions of this Agreement shall continue to be effective for a period of ten years from the date of termination of this Agreement.

5. This Agreement shall not apply to claims arising out of events which occurred prior to its entry into force.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorised by their respective Governments, have signed this Agreement.

DONE in duplicate at Belgrade, on this 24th day of December, 2025 in the English language.

FOR JAPAN:

今村　朗
Ambassador Extraordinary and
Plenipotentiary of Japan to
the Republic of Serbia

FOR THE REPUBLIC OF SERBIA:

Jagoda Lazarević
Minister of Internal and
Foreign Trade

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

条約第六号

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定

日本国及びパラグアイ共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

平等及び相互の利益の原則に基づき、一方の締約国の投資家による他方の締約国の区域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の促進を図ることが一層重要になっていることを認識し、

経済的開発、社会的開発及び環境保護が相互に依存しており、かつ、持続可能な開発に関する相互に補強する柱であること並びに投資を促進するための両締約国の協同の努力が持続可能な開発を促進する上で重要な役割を果たすことができることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、労働者と使用者との間の協調的な関係によって、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

この協定が両締約国間の全般的な関係の更なる発展に寄与することを確信して、

次のとおり協定した。

第一章　投資

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「投資財産」とは、一方の締約国の投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産であって、他方の締約国の関係法令に従って形成され、投資としての性質（例えば、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担）を有するものをいい、次のものを含む。

(i)　企業及び企業の支店

(ii)　株式、出資その他の形態の企業の持分

(iii)　債券、社債、貸付金その他の債務証書。ただし、当初の償還期間の長短にかかわらず、締約国が発行する国債又は公的企業が発行する債務証書は含まない。

(iv)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(v)　金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vi)　知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(vii)　法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(viii)　他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(b)　「締約国の投資家」とは、次の者であって、他方の締約国の区域において投資を行っており、又は既に行ったものをいう。

(i)　一方の締約国の法令によりその国籍を有する自然人

注釈　この協定は、両締約国の国籍を有する自然人の投資財産については、当該自然人が投資を行った時点以降において、当該投資を行った締約国の区域外に居住し続けている場合又は当該投資財産に関連する資金の移転が当該投資を行った締約国外から行われたものであると証明される場合を除くほか、適用しない。

(ii)　一方の締約国の企業

(c)　「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(d)　「締約国の企業」とは、次のいずれの要件も満たす企業をいう。

(i)　締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織されたものであること。

(ii)　当該締約国の区域において実質的な事業活動を行っていること。

(e)　(i)　企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(ii)　企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(f)　「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(g)　「区域」とは、

(i)　日本国については、日本国の領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(ii)　パラグアイ共和国については、パラグアイ共和国が国際法及び国内法に従い主権又は管轄権を行使する領域をいう。

(h)　(i)　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(i)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(j)　「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(k)　「申立人」とは、一方の締約国の投資家であって、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。

(l)　「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。

(m)　「一方の紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。

(n)　「紛争当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。

(o)　「非紛争締約国」とは、投資紛争の当事者でない締約国をいう。

(p)　「ＩＣＳＩＤ」とは、投資紛争解決国際センターをいう。

(q)　「ＩＣＳＩＤ追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。

(r)　「ＩＣＳＩＤ条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。

(s)　「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

(t)　「ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

(u)　「ＣＰＣ」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

(v)　「ＪＳＩＣ」とは、日本国総務省が作成し、二千二十三年七月二十七日に改定した日本標準産業分類をいう。

第二条　投資の促進及び許可

１　一方の締約国は、自国の区域において他方の締約国の投資家による投資が行われるための良好な条件を醸成する。

２　一方の締約国は、自国の関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可する。

第三条　内国民待遇

１　一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

２　１の規定は、一方の締約国が、自国の区域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

３　待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資財産又は投資家を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。

第四条　最恵国待遇

１　一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

２　一方の締約国は、自国の区域において、投資の許可に関連する事項に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

３　２の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　次のものに関する措置

(i)　土地の取得又は賃貸借

(ii)　補助金

(iii)　政府調達

(b)　締約国が相互主義に基づいて第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇

(c)　航空、漁業又は海事（海難救助を含む。）に関する二国間又は多数国間の国際協定の当事国であることに伴う特恵的な待遇

(d)　法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育、公営住宅等の社会事業サービスへの投資に関する措置

(e)　電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、各締約国の中央銀行の銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資に関する措置

(f)　締約国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置

(g)　この協定の効力発生の日の状況の下で締約国の政府が認識していたか、若しくは認識し得た産業以外の産業への投資に関する措置又はこの協定の効力発生の日には技術的に投資が可能でなかった産業への投資に関する措置

注釈　この協定の効力発生の日にＪＳＩＣ又はＣＰＣにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されている産業は、同日に日本国政府が認識し得たものとする。

４　いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に３の規定が対象とする措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

５　この条に規定する待遇には、国際協定に規定する国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。

６　この条の規定は、一方の締約国に対し、自国が当事国である自由貿易地域、関税同盟、共同市場、経済同盟その他これらに類する統合のための協定から生ずる利益、利点又は特権を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える義務を課するものではない。

７　この条の規定は、いずれか一方の締約国に対し、この協定の効力発生の前に当該一方の締約国が署名した国際協定に基づいて与えるより好ましい待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える義務を課するものではない。

８　待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資財産又は投資家を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。

第五条　一般的待遇

１　一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、また、追加の実質的な権利を創設するものではない。

２(a)　「公正かつ衡平な待遇」には、法の正当な手続の原則に従った刑事上若しくは民事上の訴訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しないとの締約国の義務を含む。

(b)　「十分な保護及び保障」の要件により、各締約国は、国際慣習法上求められる程度の警察の保護を与えることが義務付けられる。

３　この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定が行われることは、この条の規定に対する違反があったことを証明するものではない。

第六条　裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七条　貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく権利及び義務

１　両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく自国の権利及び義務を再確認する。

２　この条の規定の適用に関する紛争は、第二十二条２から８まで及び第二十三条の規定の対象とならない。

第八条　透明性

１　各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であって、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関し、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。

3　1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条　腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十条　投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを希望する他方の締約国の国籍を有する自然人、当該他方の締約国の企業が雇用する従業員並びに当該他方の締約国の企業の役員、理事及び取締役の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十一条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共の目的のためのものであること。

(b)　差別的なものでないこと。

(c)　3から6までの規定に従って行われる迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d)　自国の法令及び正当な法の手続に関する国際的な基準に従って実施するものであること。

2　両締約国は、1の規定が次の二の事態を取り扱っているとの理解を共有していることを確認する。

(a)　第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて、国有化され、又は他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(ii)　第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国による一又は一連の行為が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。締約国による一又は一連の行為が特定の事態において間接的な収用を構成するかどうかを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする。

(A)　政府の行為の経済的な影響。ただし、締約国による一又は一連の行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。

(B)　政府の行為が投資に基づく明確かつ合理的な期待を害する程度

注釈　投資家の投資に基づく期待が合理的なものであるかどうかは、関係がある限りにおいて、政府が当該投資家に対して拘束力のある書面による保証を与えたかどうか、関連する分野における政府の規制の性質及び程度又は政府の規制の可能性等の要素による。

(C)　政府の行為の性質

(b)　公共の福祉に係る正当な目的（例えば、公衆衛生、安全及び環境）を保護するために立案され、及び適用される締約国による差別的でない規制措置は、極めて限られた場合を除くほか、間接的な収用を構成しない。

注釈　公衆衛生を保護するための規制措置には、特に、医薬品（生物学的製品を含む。）、診断技術、ワクチン、医療機器、遺伝子治療及び遺伝子技術、健康に関連する補助具及び器具並びに血液及び血液に関連する製品の規制、価格の決定及び供給並びにこれらのものについての払戻しに関する措置を含む。このことは、この(b)の規定の適用範囲を限定するものではない。

3　補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

4　補償については、不当に遅滞することなく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含むものとし、実際に換価すること及び自由に移転することができるものとする。

5　支払が自由利用可能通貨によって行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であって、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。

6　締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によって支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に規定する市場価格に(b)に規定する利子を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。

(a)　収用の日における公正な市場価格であって、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの

(b)　収用の日から支払の日までに発生した利子であって、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの

7　この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、当該付与又は当該取消し、制限若しくは創設が貿易関連知的所有権協定に適合する限りにおいて、適用しない。

第十二条　争乱からの保護

1　一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域における緊急事態（例えば、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する事件）により、自国の区域にある投資財産に関連する損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

3　いずれの締約国も、第十五条2の規定に従ってとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。

第十三条　代位

1　一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域にある当該投資家の投資財産に関連する損害の塡補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

2　この条の規定は、締約国又はその指定する機関が、損害の塡補に係る契約、保証契約又は保険契約であって商業的な危険に関するものに基づいて支払を行ったという事実のみを根拠として、第二十三条の規定に基づく請求を行う権利を認めるものではない。

第十四条　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、不当に遅滞することなく行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。

(a)　当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金

(b)　利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益

(c)　契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの（融資の返済を含む。）

(d)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(e)　当該一方の締約国の区域にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した者が得る収入その他の報酬

(f)　第十一条及び第十二条の規定に従って行われる支払

(g)　紛争の結果として生ずる支払

2　各締約国は、更に、資金の移転が不当に遅滞することなく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b)　証券の発行、交換又は取引

(c)　刑事犯罪

(d)　法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e)　裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十五条　一般的例外及び安全保障のための例外

1　この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の区域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。

(a)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(b)　公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もっとも、公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(c)　この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i)　欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii)　個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii)　安全

(d)　美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

2　第十二条3の規定に従うことを条件として、この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a)　自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。この措置には、次の措置を含む。

(i)　戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii)　兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(b)　国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

3　この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求するものと解してはならない。

4　締約国は、2の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合であっても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

第十六条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転（第十四条に規定する資金の移転を含む。）について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合

(b)　資本の移動が経済全般の運営、特に金融政策及び為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある例外的な場合

2　1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(d)　一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(e)　他方の締約国に対して速やかに通報されるものであること。

(f)　他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3　一方の締約国は、1の規定に基づく措置を採用した場合において、他方の締約国の要請があったときは、自国が採用した制限の見直しのため、当該他方の締約国と協議を開始する。

第十七条　信用秩序の維持のための措置

1　この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2　締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十八条　知的財産権

1　両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、速やかに協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適当な措置をとる。

2　この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3　この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって自国が当事国であるものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第十九条　租税に係る課税措置

1　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

2　第三条及び第四条の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

第二十条　健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域における他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励する手段として当該措置又は当該基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十一条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国又は自国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

第二章　紛争解決

第二十二条　両締約国間の紛争の解決

1　一方の締約国は、この協定の解釈及び適用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議（第二十六条の規定によって設置される合同委員会の会合を通じた協議を含む。）のための適当な機会を与える。

2　この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、1に規定する協議の要請の後百八十日以内に外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の六十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、及びいずれかの締約国により雇用されてはならない。

3　各締約国が任命した仲裁委員が2に規定するその後の六十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかった場合には、両締約国は、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。同裁判所事務総長がいずれかの締約国の国民である場合又は他の理由によりこの任務を遂行することができない場合には、同裁判所事務次長が必要な任命を行うよう要請される。同裁判所事務次長がいずれかの締約国の国民である場合又は同裁判所事務次長も当該任務を遂行することができない場合には、同裁判所事務総長及び同裁判所事務次長が指名することに合意する者であって、いずれの締約国の国民でもない同裁判所国際事務局の職員が必要な任命を行うよう要請される。

4　2及び3に定める必要な任命が行われなかった場合には、いずれの締約国も、別段の合意がある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し当該任命を行うよう要請することができる。

5　両締約国は、仲裁委員の任命に当たり、仲裁委員会の仲裁委員が次の全ての要件を満たすべきであることを考慮する。

(a)　投資についての専門知識及び法律又は国際貿易についての経験を有すること。

(b)　客観性、信頼性及び判断の健全性を基準として、厳格な審査の上選任されること。

(c)　いずれの締約国の政府の指示も受けていないこと。

6　仲裁委員会は、両締約国との協議の後、自己の手続規則を定める。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従って紛争について決定を行う。仲裁委員会は、合理的な期間内に投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

7　各締約国は、6の規定の適用を妨げることなく、仲裁委員会に対し、その決定の通告の後十五日以内に当該決定の説明又は解釈を要請することができる。仲裁委員会は、要請がなされた後十五日以内に当該要請についての決定を行う。

8　各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十三条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1　申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、可能な限り、まず、協議及び交渉（あっせん、調停、仲介等の拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。）を通じて当該投資紛争を解決するよう努める。

2　一方の紛争当事者が、1の規定に従って投資紛争が解決されないと認める場合には、申立人は、次のことを行うことができる。

(a)　自己のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i)　被申立人が前章の規定に基づく義務に違反したこと。

(ii)　(i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被ったこと。

(b)　当該申立人が直接又は間接に所有し、又は支配している法人である被申立人の企業のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i)　被申立人が前章の規定に基づく義務に違反したこと。

(ii)　(i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。

3　申立人は、被申立人に対し、この条の規定による仲裁に請求を付託する百八十日前までに、そのような付託の意図の書面による通知（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

(a)　当該申立人の氏名又は名称及び住所並びに2(b)の規定によって付託する請求の場合には2(b)に規定する企業の名称、住所及び設立場所

(b)　各請求について、2(a)(i)又は(b)(i)に規定する違反があったとされる前章の条項

(c)　各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠

(d)　当該申立人が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

4　申立人は、付託の意図の通知の日から百八十日が経過し、かつ、投資紛争がいずれの締約国においても行政裁判所又は司法裁判所に付託されていないことを条件として、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。

(a)　ＩＣＳＩＤ条約による仲裁。ただし、両締約国がＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

(b)　ＩＣＳＩＤ追加的制度規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

(c)　ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則による仲裁

(d)　紛争当事者が合意する場合には、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁

5　2(a)又は(b)に規定する申立人又は企業が8(a)(ii)又は(b)(ii)の規定に基づく書面による放棄により投資紛争を仲裁に付託した場合には、その紛争解決の場の選択は、最終的なものである。

6　各締約国は、この協定の規定に従ってこの条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。

7　6の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が2の規定によって申し立てられる違反が発生したこと及び2(a)の規定によって付託する請求の場合には申立人、2(b)の規定によって付託する請求の場合には2(b)に規定する企業が損失又は損害を被ったことを知った又は知るべきであった最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

8　この条の規定による仲裁への請求の付託は、次のいずれかの場合に該当するときを除くほか、行うことができない。

(a)　2(a)の規定によって付託する請求については、次の条件を満たす場合

(i)　申立人が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。

(ii)　申立人が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(a)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

(b)　2(b)の規定によって付託する請求については、次の条件を満たす場合

(i)　申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。

(ii)　申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(b)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

9　5並びに8(a)(ii)及び(b)(ii)の規定にかかわらず、申立人又は2(b)に規定する企業は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。

10　仲裁廷は、2(a)又は(b)の規定により請求が付託される場合には、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案について決定する。

11　被申立人は、非紛争締約国に次のものを送付する。

(a)　申立人による仲裁に関する通知又は仲裁の請求（仲裁の請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b)　仲裁において提出された全ての主張書面の写し

12　非紛争締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。

13　被申立人は、この条の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する塡補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。

14　仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。

(a)　被申立人が、申立人及びその投資財産に関し、前章の規定に基づく義務に違反したかどうか。

(b)　違反があった場合には、次の救済措置のいずれか一方又は双方

(i)　損害賠償及び適当な利子

(ii)　原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、適用される仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

15　14の規定に従うことを条件として、2(b)の規定によって付託する請求の場合には、

(a)　損害賠償及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。

(b)　原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。

(c)　裁定においては、自然人又は企業が救済につき関係法令に基づいて有するいかなる権利にも当該裁定が影響を及ぼすものではないことを定めるものとする。

16　被申立人は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に入手可能なものとすることができる。

(a)　業務上の秘密の情報

(b)　いずれかの締約国の法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c)　関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

17　仲裁地は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国の国内とする。

18　仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ＩＣＳＩＤ条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。

第二十四条　紛争解決の適用除外

1　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。その改正を含む。）に基づく日本国の決定であって、同法に基づく事前届出を要する投資に関するもの（投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止の命令を含む。）は、この章の紛争解決の規定の対象とならない。

2　いずれかの締約国が、事前届出を要する投資に適用される審査の手続に関する法令であって、この章の紛争解決の規定の対象とすべきでないものを将来採用する場合には、両締約国は、それぞれの立場を害することなく、この条の規定の見直しのために協議する。

第二十五条　文書の送達

1　この章の規定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により締約国に送達する。

(a)　日本国については、外務省国際法局

(b)　パラグアイ共和国については、国家法務局長及び外務省

2　一方の締約国は、1に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に通報する。

3　各締約国は、1及び2に規定する自国の当局の住所を公に入手可能なものとする。

第三章　合同委員会

第二十六条　合同委員会

1　両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a)　この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b)　この協定の範囲内の投資に関連する事項であって投資環境の整備に関係するものについて情報を交換し、及び討議すること。

(c)　投資に関連するその他の事項であってこの協定に関係するものについて討議すること。

2　委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に対して適当な勧告を行うことができる。

3　委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であって、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4　委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5　委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6　委員会は、いずれかの締約国の要請があった場合には、会合する。

第四章　最終規定

第二十七条　見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十八条　最終規定

1　両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

2　いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3　この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域において当該他方の締約国の法令に従って取得されたものについても適用する。

4　この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

5　この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十五年十二月五日にアスンシオンで、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
　板垣克巳
パラグアイ共和国のために
　ルベン・ラミレス

外務大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN JAPAN
AND THE REPUBLIC OF PARAGUAY
FOR THE PROMOTION
AND PROTECTION OF INVESTMENT

Japan and the Republic of Paraguay (hereinafter referred to as “the Contracting Parties”),

Desiring to further promote investment in order to strengthen the economic relationship between the Contracting Parties;

Intending to further create stable, equitable, favourable and transparent conditions for greater investment by investors of a Contracting Party in the Area of the other Contracting Party based on the principles of equality and mutual benefit;

Recognising the growing importance of the promotion of investment for stimulating initiative of investors and for promoting prosperity in the Contracting Parties;

Recognising that economic development, social development and environmental protection are interdependent and mutually reinforcing pillars of sustainable development and that cooperative efforts of the Contracting Parties to promote investment can play an important role in enhancing sustainable development;

Recognising that these objectives can be achieved with the cooperative relationship between labour and management and without relaxing health, safety and environmental measures of general application; and

Convinced that this Agreement will contribute to the further development of the overall relationship between the Contracting Parties;

Have agreed as follows:

CHAPTER I
INVESTMENT

Article 1
Definitions

For the purposes of this Agreement:

(a) the term “investment” means every kind of asset owned or controlled, directly or indirectly, by an investor of a Contracting Party, and made in accordance with applicable laws and regulations of the other Contracting Party, which has the characteristics of an investment, such as the commitment of capital or other resources, the expectation of gain or profit, or the assumption of risk, including:

(i) an enterprise and a branch of an enterprise;

(ii) shares, stocks or other forms of equity participation in an enterprise;

(iii) bonds, debentures, loans and other forms of debt, but does not include a sovereign debt of, regardless of original maturity, a Contracting Party or a debt of a state enterprise;

(iv) rights under contracts, including turnkey, construction, management, production or revenue-sharing contracts;

(v) claims to money and to any performance under contract having a financial value;

(vi) intellectual property rights, including copyrights and related rights, patent rights and rights relating to utility models, trademarks, industrial designs, layout-designs of integrated circuits, new varieties of plants, trade names, indications of source or geographical indications and undisclosed information;

(vii) rights conferred pursuant to laws and regulations or contracts such as concessions, licences, authorisations and permits, including those for the exploration and exploitation of natural resources; and

(viii) any other tangible and intangible, movable and immovable property, and any related property rights, such as leases, mortgages, liens and pledges;

An investment includes the amounts yielded by an investment, in particular, profit, interest, capital gains, dividends, royalties and fees. A change in the form in which assets are invested does not affect their character as an investment.

(b) the term “investor of a Contracting Party” means:

(i) a natural person having the nationality of a Contracting Party in accordance with its laws and regulations; or

Note: This Agreement shall not apply to investments of natural persons who are nationals of both Contracting Parties unless such natural persons have at the time of the investment and ever since been domiciled outside the Area of the Contracting Party in which they made such investments or unless it is proved that the transfer related to the investments were made from abroad.

(ii) an enterprise of a Contracting Party,

that is making or has made investments in the Area of the other Contracting Party;

(c) the term “enterprise” means any legal person or any other entity duly constituted or organised under the applicable laws and regulations, whether or not for profit, and whether private or government owned or controlled, including any corporation, trust, partnership, sole proprietorship, joint venture, association, organisation or company;

(d) the term “enterprise of a Contracting Party” means an enterprise:

(i) duly constituted or organised under the applicable laws and regulations of that Contracting Party; and

(ii) carrying out substantial business activities in the Area of that Contracting Party;

(e) an enterprise is:

(i) “owned” by an investor if more than fifty percent of the equity interest in it is owned by the investor; and

(ii) “controlled” by an investor if the investor has the power to name a majority of its directors or otherwise to legally direct its actions;

(f) the term “investment activities” means operation, management, maintenance, use, enjoyment and sale or other disposal of investments;

(g) the term “Area” means:

(i) with respect to Japan, the territory of Japan, and the exclusive economic zone and the continental shelf with respect to which Japan exercises sovereign rights or jurisdiction in accordance with international law; and

(ii) with respect to the Republic of Paraguay, the territory of the Republic of Paraguay over which the Republic of Paraguay exercises sovereignty or jurisdiction, in accordance with international law and national law;

(h) the term “freely usable currency” means freely usable currency as defined under the Articles of Agreement of the International Monetary Fund;

(i) the term “WTO Agreement” means the Marrakesh Agreement Establishing the World Trade Organization, done at Marrakesh, April 15, 1994;

(j) the term “TRIPS Agreement” means the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights in Annex 1C to the WTO Agreement;

(k) the term “claimant” means an investor of a Contracting Party that is a party to an investment dispute with the other Contracting Party;

(l) the term “respondent” means the Contracting Party that is a party to an investment dispute;

(m) the term “disputing party” means either the claimant or the respondent;

(n) the term “disputing parties” means the claimant and the respondent;

(o) the term “non-disputing Party” means the Contracting Party that is not a party to an investment dispute;

(p) the term “ICSID” means the International Centre for Settlement of Investment Disputes;

(q) the term “ICSID Additional Facility Rules” means the Rules Governing the Additional Facility for the Administration of Proceedings by the Secretariat of the International Centre for Settlement of Investment Disputes;

(r) the term “ICSID Convention” means the Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of other States, done at Washington, March 18, 1965;

(s) the term “New York Convention” means the Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards, done at New York, June 10, 1958;

(t) the term “UNCITRAL Arbitration Rules” means the Arbitration Rules of the United Nations Commission on International Trade Law;

(u) the term “CPC” means the Provisional Central Product Classification (Statistical Papers Series M No. 77, Department of International Economic and Social Affairs, Statistical Office of the United Nations, New York, 1991); and

(v) the term “JSIC” means Japan Standard Industrial Classification set out by the Ministry of Internal Affairs and Communications of Japan, and revised on July 27, 2023.

Article 2
Promotion and Admission of Investment

1. Each Contracting Party shall encourage and create favourable conditions for investors of the other Contracting Party to make investments in its Area.

2. Each Contracting Party shall, subject to its rights to exercise powers in accordance with its applicable laws and regulations, including those with regard to foreign ownership and control, admit investment of investors of the other Contracting Party.

Article 3
National Treatment

1. Each Contracting Party shall in its Area accord to investors of the other Contracting Party and to their investments treatment no less favourable than the treatment it accords in like circumstances to its own investors and to their investments with respect to investment activities.

2. Paragraph 1 shall not be construed to prevent a Contracting Party from adopting or maintaining a measure that prescribes special formalities in connection with investment activities of investors of the other Contracting Party in its Area, provided that such special formalities do not impair the substance of the rights of such investors under this Agreement.

3. For greater certainty, whether treatment is accorded in “like circumstances” under this Article depends on the totality of the circumstances, including whether the relevant treatment distinguishes between investments or investors on the basis of legitimate public welfare objectives.

Article 4
Most-Favoured-Nation Treatment

1. Each Contracting Party shall in its Area accord to investors of the other Contracting Party and to their investments treatment no less favourable than the treatment it accords in like circumstances to investors of a non-Contracting Party and to their investments with respect to investment activities.

2. Each Contracting Party shall in its Area accord to investors of the other Contracting Party and to their investments treatment no less favourable than the treatment it accords in like circumstances to investors of a non-Contracting Party and to their investments with respect to the matters relating to the admission of investment.

3. The provisions of paragraph 2 shall not apply to:

(a) measures related to:

(i) the acquisition or lease of land properties;

(ii) subsidies; or

(iii) government procurement;

(b) any treatment accorded by a Contracting Party to investors of a non-Contracting Party and to their investments on the basis of reciprocity;

(c) any preferential treatment resulting from the membership to any bilateral or multilateral international agreement involving aviation, fisheries or maritime matters, including salvage;

(d) any measure relating to investments in public law enforcement and correctional services, and in social services such as income security or insurance, social security or insurance, social welfare, public training, health, child care and public housing;

(e) any measure relating to investment in telegraph services, betting and gambling services, manufacture of tobacco products, manufacture of the central bank of each Contracting Party's notes, minting and sale of coinage and postal services;

(f) any measure relating to investment in fisheries in the territorial sea, internal waters, exclusive economic zone and continental shelf of the Contracting Party; and

(g) any measure relating to investment in industries other than those recognised or other than those that should have been recognised by the Government of the Contracting Party owing to the circumstances on the date of entry into force of this Agreement, or any measure relating to investment in industries which were not technically feasible on the date of entry into force of this Agreement.

Note: Any industries classified positively and explicitly in JSIC or CPC on the date of entry into force of this Agreement should have been recognised by the Government of Japan on that date.

4. Neither Contracting Party shall, under any measure adopted after the date of entry into force of this Agreement and covered by paragraph 3, require an investor of the other Contracting Party, by reason of its nationality, to sell or otherwise dispose of an investment that exists at the time when the measure becomes effective.

5. For greater certainty, the treatment referred to in this Article does not encompass international dispute settlement procedures or mechanisms under any international agreement.

6. The provisions of this Article shall not impose an obligation on either Contracting Party to grant investors of the other Contracting Party and their investments any benefits, advantages or privileges arising from free trade areas, customs unions, common markets, economic unions or other similar integration agreements to which the former Contracting Party is a party.

7. The provisions of this Article shall not impose an obligation on either Contracting Party to grant investors of the other Contracting Party and their investments more favourable treatment accorded by the former Contracting Party under international agreements signed by it prior to the entry into force of this Agreement.

8. For greater certainty, whether treatment is accorded in "like circumstances" under this Article depends on the totality of the circumstances, including whether the relevant treatment distinguishes between investments or investors on the basis of legitimate public welfare objectives.

Article 5
General Treatment

1. Each Contracting Party shall in its Area accord to investments of investors of the other Contracting Party treatment in accordance with customary international law, including fair and equitable treatment and full protection and security. For greater certainty, the concepts of "fair and equitable treatment" and "full protection and security" do not require treatment in addition to, or beyond that which is required by the customary international law minimum standard of treatment of aliens, and do not create additional substantive rights.

2. For greater certainty:

(a) "fair and equitable treatment" includes the obligation of the Contracting Party not to deny justice in criminal, civil or administrative adjudicatory proceedings in accordance with the principle of due process of law; and

(b) "full protection and security" requires each Contracting Party to provide the level of police protection required under customary international law.

3. A determination that there has been a breach of another provision of this Agreement, or of a separate international agreement, does not establish that there has been a breach of this Article.

Article 6
Access to the Courts of Justice

Each Contracting Party shall in its Area accord to investors of the other Contracting Party treatment no less favourable than the treatment it accords in like circumstances to its own investors or to investors of a non-Contracting Party with respect to access to the courts of justice and administrative tribunals and agencies in all degrees of jurisdiction, both in pursuit and in defence of such investors' rights.

Article 7
Rights and Obligations
under the Agreement on Trade-Related Investment Measures

1. The Contracting Parties reaffirm their rights and obligations under the Agreement on Trade-Related Investment Measures in Annex 1A to the WTO Agreement.

2. Any dispute concerning the application of this Article shall not be covered by the provisions of paragraphs 2 through 8 of Article 22 as well as Article 23.

Article 8
Transparency

1. Each Contracting Party shall promptly publish, or otherwise make publicly available, its laws, regulations, administrative procedures, administrative rulings and judicial decisions of general application as well as international agreements which pertain to or affect the implementation and operation of this Agreement.

2. Each Contracting Party shall, upon request by the other Contracting Party, promptly respond to specific questions and provide that other Contracting Party with information on matters set out in paragraph 1.

3. Paragraphs 1 and 2 shall not be construed to oblige either Contracting Party to disclose confidential information, the disclosure of which would impede law enforcement or otherwise be contrary to the public interest, or which would prejudice privacy or legitimate commercial interests.

Article 9
Measures against Corruption

Each Contracting Party shall ensure that measures and efforts are undertaken to prevent and combat corruption regarding matters covered by this Agreement in accordance with its laws and regulations.

Article 10
Entry, Sojourn and Residence of Investors

Each Contracting Party shall, in accordance with its laws and regulations, give sympathetic consideration to applications for entry, sojourn and residence of a natural person having the nationality of the other Contracting Party and personnel employed by, and an executive, a manager and a member of the board of directors of, an enterprise of the other Contracting Party, who wish to enter the territory of the former Contracting Party and remain therein for the purpose of investment activities.

Article 11
Expropriation and Compensation

1. Neither Contracting Party shall expropriate or nationalise an investment in its Area of an investor of the other Contracting Party either directly or indirectly through measures equivalent to expropriation or nationalisation (hereinafter referred to as "expropriation") except:

(a) for a public purpose;

(b) in a non-discriminatory manner;

(c) upon payment of prompt, adequate and effective compensation in accordance with paragraphs 3 through 6; and

(d) in accordance with its laws and regulations and international standard of due process of law.

2. (a) The Contracting Parties confirm their shared understanding that paragraph 1 addresses the following two situations:

(i) the first situation is direct expropriation, where an investment is nationalised or otherwise directly expropriated through formal transfer of title or outright seizure; and

(ii) the second situation is indirect expropriation, where an action or a series of actions by a Contracting Party has an effect equivalent to direct expropriation without formal transfer of title or outright seizure. The determination of whether an action or a series of actions by a Contracting Party, in a specific situation, constitutes an indirect expropriation requires a case-by-case, fact-based inquiry that considers, among other factors:

(A) the economic impact of the government action, although the fact that an action or a series of actions by a Contracting Party has an adverse effect on the economic value of an investment, standing alone, does not establish that an indirect expropriation has occurred;

(B) the extent to which the government action interferes with distinct, reasonable investment-backed expectation; and

Note: For greater certainty, whether an investor's investment-backed expectations are reasonable depends, to the extent relevant, on factors such as whether the government provided the investor with binding written assurances and the nature and extent of government regulation or the potential for government regulation in the relevant sector.

(C) the character of the government action.

(b) Non-discriminatory regulatory actions by a Contracting Party that are designed and applied to protect legitimate public welfare objectives, such as public health, safety and the environment, do not constitute indirect expropriations, except in rare circumstances.

Note: For greater certainty and without limiting the scope of this subparagraph, regulatory actions to protect public health include, among others, such measures with respect to the regulation, pricing and supply of, and reimbursement for, pharmaceuticals (including biological products), diagnostics, vaccines, medical devices, gene therapies and technologies, health-related aids and appliances and blood and blood-related products.

3. The compensation shall be equivalent to the fair market value of the expropriated investments at the time when the expropriation was publicly announced or when the expropriation occurred, whichever is earlier. The fair market value shall not reflect any change in value occurring because the expropriation had become publicly known earlier.

4. The compensation shall be paid without undue delay, shall include interest at a commercially reasonable rate, accrued from the date of expropriation until the date of payment, and shall be effectively realisable and freely transferable.

5. If payment is made in a freely usable currency, the compensation paid shall include interest at a commercially reasonable rate for that currency, accrued from the date of expropriation until the date of payment.

6. If a Contracting Party elects to pay in a currency other than a freely usable currency, the compensation paid shall be no less than the sum of the following, converted into the currency of payment at the market rate of exchange prevailing on the date of payment:

(a) the fair market value on the date of expropriation, converted into a freely usable currency at the market rate of exchange prevailing on that date; and

(b) interest at a commercially reasonable rate for that freely usable currency, accrued from the date of expropriation until the date of payment.

7. This Article does not apply to the issuance of compulsory licences granted in relation to intellectual property rights in accordance with the TRIPS Agreement, or to the revocation, limitation or creation of intellectual property rights, to the extent that such issuance, revocation, limitation or creation is consistent with the TRIPS Agreement.

Article 12
Protection from Strife

1. Each Contracting Party shall accord to investors of the other Contracting Party that have suffered loss or damage relating to their investments in the Area of the former Contracting Party due to armed conflict or a state of emergency such as revolution, insurrection, civil disturbance or any other similar event in the Area of that former Contracting Party, treatment, as regards restitution, indemnification, compensation or any other settlement, that is no less favourable than the treatment it accords to its own investors or to investors of a non-Contracting Party, whichever is more favourable to the investors of the other Contracting Party.

2. Any payment as a means of settlement referred to in paragraph 1 shall be effectively realisable, freely transferable and freely convertible at the market exchange rate into freely usable currencies.

3. Neither Contracting Party shall derogate from its obligation under paragraph 1 by reason of its measures taken pursuant to paragraph 2 of Article 15.

Article 13
Subrogation

1. If a Contracting Party or its designated agency makes a payment to any investor of that Contracting Party under an indemnity, guarantee or insurance contract, pertaining to an investment of such investor in the Area of the other Contracting Party, the latter Contracting Party shall recognise the assignment to the former Contracting Party or its designated agency of any right or claim of such investor on account of which such payment is made and shall recognise the right of the former Contracting Party or its designated agency to exercise by virtue of subrogation any such right or claim to the same extent as the original right or claim of the investor. As regards payment to be made to that former Contracting Party or its designated agency by virtue of such assignment of right or claim and the transfer of such payment, the provisions of Articles 11, 12 and 14 shall apply *mutatis mutandis*.

2. This Article does not recognise the right of claim under Article 23 of a Contracting Party or its designated agency solely based on the fact that either has made a payment based on an indemnity, guarantee or insurance contract against commercial risk.

Article 14
Transfers

1. Each Contracting Party shall ensure that all transfers relating to investments in its Area of an investor of the other Contracting Party may be freely made into and out of its Area without undue delay. Such transfers shall include, in particular, though not exclusively:

(a) the initial capital and additional amounts to maintain or increase investments;

(b) profits, interest, capital gains, dividends, royalties, fees or other current incomes accruing from investments;

(c) payments made under a contract including loan payments in connection with investments;

(d) proceeds of the total or partial sale or liquidation of investments;

(e) earnings and remuneration of personnel from abroad who work in connection with investments in the Area of the former Contracting Party;

(f) payments made in accordance with Articles 11 and 12; and

(g) payments arising out of a dispute.

2. Each Contracting Party shall further ensure that such transfers may be made without undue delay in freely usable currencies at the market exchange rate prevailing on the date of the transfer.

3. Notwithstanding paragraphs 1 and 2, a Contracting Party may delay or prevent a transfer through the equitable, non-discriminatory and good-faith application of its laws and regulations relating to:

(a) bankruptcy, insolvency or the protection of the rights of creditors;

(b) issuing, trading or dealing in securities;

(c) criminal or penal offences;

(d) reporting or record keeping of transfers of currency or other monetary instruments when necessary to assist law enforcement or financial regulatory authorities; or

(e) ensuring compliance with orders or judgements in adjudicatory proceedings.

Article 15
General and Security Exceptions

1. Subject to the requirement that such measures are not applied by a Contracting Party in a manner which would constitute a means of arbitrary or unjustifiable discrimination against, or a disguised restriction on investors of the other Contracting Party and their investments in the Area of the former Contracting Party, nothing in this Agreement shall be construed to prevent the former Contracting Party from adopting or enforcing measures:

(a) necessary to protect human, animal or plant life or health;

(b) necessary to protect public morals or to maintain public order, provided that the public order exception may only be invoked where a genuine and sufficiently serious threat is posed to one of the fundamental interests of society;

(c) necessary to secure compliance with the laws or regulations which are not inconsistent with the provisions of this Agreement including those relating to:

(i) the prevention of deceptive and fraudulent practices or to deal with the effects of a default on contract;

(ii) the protection of the privacy of the individual in relation to the processing and dissemination of personal data and the protection of confidentiality of personal records and accounts; or

(iii) safety; or

(d) imposed for the protection of national treasures of artistic, historic or archaeological value.

2. Subject to paragraph 3 of Article 12, nothing in this Agreement shall be construed to prevent a Contracting Party from adopting or enforcing measures:

(a) which it considers necessary for the protection of its essential security interests, including measures:

(i) taken in time of war, armed conflict, or other emergency in that Contracting Party or in international relations; or

(ii) relating to the implementation of national policies or international agreements respecting the non-proliferation of weapons; or

(b) in pursuance of its obligations under the United Nations Charter for the maintenance of international peace and security.

3. Nothing in this Agreement shall be construed to require a Contracting Party to furnish or allow access to any information the disclosure of which it determines to be contrary to its essential security interests.

4. In cases where a Contracting Party takes any measure, pursuant to paragraph 2, that does not conform with the obligations of the provisions of this Agreement, that Contracting Party shall not use such measure as a means of avoiding its obligations.

Article 16
Temporary Safeguard Measures

1. A Contracting Party may adopt or maintain restrictive measures with regard to cross-border capital transactions as well as payments or transfers including transfers referred to in Article 14 for transactions related to investments:

(a) in the event of serious balance-of-payments and external financial difficulties or threat thereof; or

(b) in exceptional cases where movements of capital cause or threaten to cause serious difficulties for macroeconomic management, in particular monetary and exchange rate policies.

2. Restrictive measures referred to in paragraph 1 shall:

(a) be applied in such a manner that the other Contracting Party is treated no less favourably than any non-Contracting Party;

(b) be consistent with the Articles of Agreement of the International Monetary Fund;

(c) not exceed those necessary to deal with the circumstances set out in paragraph 1;

(d) be temporary and be phased out progressively as the situation specified in paragraph 1 improves;

(e) be promptly notified to the other Contracting Party; and

(f) avoid unnecessary damages to the commercial, economic and financial interests of the other Contracting Party.

3. The Contracting Party which has adopted any measures under paragraph 1 shall, upon request, commence consultations with the other Contracting Party in order to review the restrictions adopted by the former Contracting Party.

Article 17
Prudential Measures

1. Notwithstanding any other provisions of this Agreement, a Contracting Party shall not be prevented from taking measures relating to financial services for prudential reasons, including measures for the protection of investors, depositors, policy holders or persons to whom a fiduciary duty is owed by an enterprise supplying financial services, or to ensure the integrity and stability of its financial system.

2. Where the measures taken by a Contracting Party pursuant to paragraph 1 do not conform with this Agreement, they shall not be used as a means of avoiding the obligations of the Contracting Party under this Agreement.

Article 18
Intellectual Property Rights

1. The Contracting Parties shall grant and ensure the adequate and effective protection of intellectual property rights, and promote efficiency and transparency in intellectual property protection system. For this purpose, the Contracting Parties shall promptly consult with each other at the request of either Contracting Party. Depending on the results of the consultation, each Contracting Party shall, in accordance with its laws and regulations, take appropriate measures to remove the factors which are recognised as having adverse effects to the investments of investors of the other Contracting Party.

2. Nothing in this Agreement shall affect the rights and obligations of the Contracting Parties under multilateral agreements in respect of protection of intellectual property rights to which the Contracting Parties are parties.

3. Nothing in this Agreement shall be construed to oblige either Contracting Party to extend to investors of the other Contracting Party and to their investments treatment accorded to investors of a non-Contracting Party and to their investments by virtue of multilateral agreements in respect of protection of intellectual property rights, to which the former Contracting Party is a party.

Article 19
Taxation Measures

1. Nothing in this Agreement shall affect the rights and obligations of either Contracting Party under any tax convention. In the event of any inconsistency between this Agreement and any such convention, that convention shall prevail to the extent of the inconsistency.

2. Articles 3 and 4 shall not apply to taxation measures.

Article 20
Health, Safety and Environmental Measures
and Labour Standards

Each Contracting Party recognises that it is inappropriate to encourage investment by investors of the other Contracting Party and of a non-Contracting Party by relaxing its health, safety or environmental measures, or by lowering its labour standards. To this effect, each Contracting Party should not waive or otherwise derogate from such measures or standards as an encouragement for investment in its Area by investors of the other Contracting Party and of a non-Contracting Party.

Article 21
Denial of Benefits

1. A Contracting Party may deny the benefits of this Agreement to an investor of the other Contracting Party that is an enterprise of the other Contracting Party and to its investments if the enterprise is owned or controlled by an investor of a non-Contracting Party and the denying Contracting Party:

(a) does not maintain diplomatic relations with the non-Contracting Party; or

(b) adopts or maintains measures with respect to the non-Contracting Party that prohibit transactions with the enterprise or that would be violated or circumvented if the benefits of this Agreement were accorded to the enterprise or to its investments.

2. A Contracting Party may deny the benefits of this Agreement to an investor of the other Contracting Party that is an enterprise of the other Contracting Party and to its investments if the enterprise is owned or controlled by an investor of a non-Contracting Party or of the denying Contracting Party and the enterprise has no substantial business activities in the Area of the other Contracting Party.

CHAPTER II
DISPUTE SETTLEMENT

Article 22
Settlement of Disputes between the Contracting Parties

1. Each Contracting Party shall accord sympathetic consideration to, and shall afford adequate opportunity for consultation, including through the meeting of the Joint Committee established pursuant to Article 26, regarding, such representations as the other Contracting Party may make with respect to any matter affecting the interpretation and application of this Agreement.

2. Any dispute between the Contracting Parties as to the interpretation and application of this Agreement, not satisfactorily adjusted by diplomacy within one hundred and eighty calendar days after the request for consultation referred to in paragraph 1, shall be referred for decision to an arbitration board. Such arbitration board shall be composed of three arbitrators, with each Contracting Party appointing one arbitrator within a period of sixty days from the date of receipt by either Contracting Party of a note requesting arbitration of the dispute, and the third arbitrator to be agreed upon as President by the two arbitrators so chosen within a further period of sixty days, provided that the third arbitrator shall not be a national of either Contracting Party nor have his or her usual place of residence in either Contracting Party, nor be employed by either Contracting Party.

3. If the third arbitrator is not agreed upon between the arbitrators appointed by each Contracting Party within the further period of sixty days referred to in paragraph 2, the Contracting Parties shall request the Secretary-General of the Permanent Court of Arbitration at The Hague to appoint the third arbitrator who shall not be a national of either Contracting Party. If the Secretary-General is a national of either Contracting Party or if he or she is otherwise prevented from discharging the said function, the Deputy Secretary-General of the Court shall be invited to make the necessary appointments. If the Deputy Secretary-General is a national of either Contracting Party or if he or she, too, is prevented from discharging the said function, a staff member of the International Bureau of the Court whom the Secretary-General and the Deputy Secretary-General agree to designate and who is not a national of either Contracting Party shall be invited to make the necessary appointments.

4. If the necessary appointments referred to in paragraphs 2 and 3 have not been made, either Contracting Party may, unless otherwise agreed, request the Secretary-General of the Permanent Court of Arbitration at The Hague to make such appointments.

5. In appointing the arbitrators, the Contracting Parties consider that arbitrators of an arbitration board should:

(a) have expertise in investment and experience in law or in international trade;

(b) be chosen strictly on the basis of objectivity, reliability and sound judgment; and

(c) not receive instructions from the Government of either Contracting Party.

6. The arbitration board shall determine its own procedural rules, after consultation with the Contracting Parties. The arbitration board shall decide the dispute in accordance with this Agreement and the rules and principles of international law applicable to the subject matter. The arbitration board shall within a reasonable period of time reach its decision by a majority of votes. Such decision shall be final and binding.

7. Without prejudice to the provisions of paragraph 6, each Contracting Party may request the arbitration board, within fifteen days after the notification of its decision, a clarification or interpretation of the decision. The arbitration board shall decide on such request within fifteen days after the request is made.

8. Each Contracting Party shall bear the cost of the arbitrator of its choice and its representation in the arbitral proceedings. The cost of the President of the arbitration board in discharging his or her duties and the remaining costs of the arbitration board shall be borne equally by the Contracting Parties.

Article 23
Settlement of Investment Disputes
between a Contracting Party
and an Investor of the Other Contracting Party

1. In the event of an investment dispute between the claimant and the respondent, they shall, as far as possible, initially seek to resolve the dispute through consultation and negotiation, which may include the use of non-binding, third-party procedures, such as good offices, conciliation or mediation.

2. In the event that a disputing party considers that an investment dispute cannot be settled in accordance with paragraph 1:

(a) the claimant, on its own behalf, may submit to arbitration under this Article a claim:

(i) that the respondent has breached an obligation under Chapter I; and

(ii) that the claimant has incurred loss or damage by reason of, or arising out of, that breach; and

(b) the claimant, on behalf of an enterprise of the respondent that is a legal person that the claimant owns or controls directly or indirectly, may submit to arbitration under this Article a claim:

(i) that the respondent has breached an obligation under Chapter I; and

(ii) that the enterprise has incurred loss or damage by reason of, or arising out of, that breach.

3. At least one hundred and eighty calendar days before submitting any claim to arbitration under this Article, a claimant shall deliver to the respondent a written notice of its intention to submit the claim to arbitration (hereinafter referred to as "notice of intent"). The notice of intent shall specify:

(a) the name and address of the claimant and, in the case of subparagraph 2(b), the name, address and place of incorporation of the enterprise;

(b) for each claim, in the case of subparagraph 2(a)(i) or 2(b)(i), the provision of Chapter I alleged to have been breached;

(c) the legal and factual basis for each claim; and

(d) the relief sought and the approximate amount of damages claimed.

4. Once one hundred and eighty calendar days elapsed from the date of the notice of intent, and provided that the investment dispute has not been submitted to an administrative tribunal or court of justice of either Contracting Party, a claimant may submit a claim referred to in paragraph 2 to the arbitration:

(a) under the ICSID Convention, provided that the Contracting Parties are parties to the ICSID Convention;

(b) under the ICSID Additional Facility Rules, provided that either Contracting Party, but not both, is a party to the ICSID Convention;

(c) under the UNCITRAL Arbitration Rules; or

(d) if the disputing parties agree, under any other arbitration institution or arbitration rules.

5. If the claimant or the enterprise referred to in subparagraph 2(a) or 2(b) has submitted an investment dispute to an arbitration by virtue of written waiver in accordance with subparagraph 8(a)(ii) or 8(b)(ii), the election of forum shall be definitive.

6. Each Contracting Party hereby consents to the submission of a claim to arbitration under this Article in accordance with this Agreement.

7. Notwithstanding paragraph 6, no claim may be submitted to arbitration under this Article if more than three years have elapsed from the date on which the claimant first acquired, or should have first acquired, knowledge of the breach alleged under paragraph 2 and knowledge that the claimant in the case of subparagraph 2(a) or the enterprise referred to in subparagraph 2(b) in the case of that subparagraph has incurred loss or damage.

8. No claim may be submitted to arbitration under this Article unless:

(a) in the case of subparagraph 2(a):

(i) the claimant consents in writing to arbitration in accordance with the procedures set out in this Article; and

(ii) the claimant waives in writing any right to initiate or continue, before any administrative tribunal or court of justice under the law of either Contracting Party, or other dispute settlement procedures, any proceedings with respect to any measure alleged to constitute a breach referred to in subparagraph 2(a)(i); and

(b) in the case of subparagraph 2(b):

(i) both the claimant and the enterprise referred to in that subparagraph consent in writing to arbitration in accordance with the procedures set out in this Article; and

(ii) both the claimant and the enterprise referred to in that subparagraph waive in writing any right to initiate or continue, before any administrative tribunal or court of justice under the law of either Contracting Party, or other dispute settlement procedures, any proceedings with respect to any measure alleged to constitute a breach referred to in subparagraph 2(b)(i).

9. Notwithstanding paragraph 5 and subparagraphs 8(a)(ii) and 8(b)(ii), the claimant or the enterprise referred to in subparagraph 2(b) may initiate or continue an action that seeks interim injunctive relief that does not involve the payment of monetary damages before an administrative tribunal or court of justice under the law of the respondent.

10. When a claim is submitted under subparagraph 2(a) or 2(b), the arbitral tribunal shall decide the issues in dispute in accordance with this Agreement and applicable rules of international law.

11. The respondent shall deliver to the non-disputing Party:

(a) the claimant's notice of or request for arbitration no later than thirty days after the date on which the claim was submitted; and

(b) copies of all pleadings filed in the arbitration.

12. The non-disputing Party may, upon written notice to the disputing parties, make submissions to the arbitral tribunal on a question of interpretation of this Agreement.

13. In an arbitration under this Article, the respondent shall not assert, as a defence, counterclaim, right of setoff or otherwise, that the claimant has received or will receive indemnification or other compensation for all or part of the alleged damages pursuant to an insurance or guarantee contract.

14. The arbitral tribunal may award only:

(a) a judgement whether or not there has been a breach by the respondent of any obligation under Chapter I with respect to the claimant and its investments; and

(b) one or both of the following remedies, only if there has been such a breach:

(i) monetary damages and applicable interest; and

(ii) restitution of property, in which case the award shall provide that the respondent may pay monetary damages and any applicable interest, in lieu of restitution.

The arbitral tribunal may also award cost and attorney's fees in accordance with applicable arbitration rules.

15. Subject to paragraph 14, in the case of subparagraph 2(b):

(a) an award of monetary damages and any applicable interest shall provide that the sum be paid to the enterprise referred to in that subparagraph;

(b) an award of restitution of property shall provide that restitution be made to the enterprise referred to in that subparagraph; and

(c) the award shall provide that it is made without prejudice to any right that any natural person or enterprise may have in the relief under applicable law.

16. The respondent may make available to the public in a timely manner all documents, including an award, submitted to, or issued by, an arbitral tribunal established under paragraph 4, subject to redaction of:

(a) confidential business information;

(b) information which is privileged or otherwise protected from disclosure under the laws and regulations of either Contracting Party; and

(c) information which shall be withheld pursuant to the relevant arbitration rules.

17. Unless the disputing parties agree otherwise, the place of arbitration shall be in a country that is a party to the New York Convention.

18. The award rendered by the arbitral tribunal shall be final and binding upon the disputing parties. This award shall be executed in accordance with the applicable laws and regulations, as well as relevant international law including the ICSID Convention and the New York Convention, concerning the execution of award in force in the country where such execution is sought.

Article 24
Exclusions from Dispute Settlement

1. A decision by Japan under the Foreign Exchange and Foreign Trade Law (Law No. 228 of 1949), as may be amended, regarding an investment that requires prior notification under that law, including an order to alter the content of investment or discontinue the investment process, shall not be subject to the dispute settlement provisions under this Chapter.

2. If, in the future, either Contracting Party adopts any laws or regulations regarding screening procedures which applies to an investment that requires prior notification, and which should not be subject to the dispute settlement provisions under this Chapter, both Parties shall, without prejudice to their respective positions, consult for possible review of this Article.

Article 25
Service of Documents

1. Notices and other documents relating to arbitration under this Chapter shall be served on a Contracting Party by delivery to:

(a) with respect to Japan, International Legal Affairs Bureau, the Ministry of Foreign Affairs; and

(b) with respect to the Republic of Paraguay, the Attorney General of the Republic and the Ministry of Foreign Affairs.

2. A Contracting Party shall promptly make publicly available and notify to the other Contracting Party any change to the name of the authority referred to in paragraph 1.

3. Each Contracting Party shall make publicly available the address of its authority referred to in paragraphs 1 and 2.

CHAPTER III
JOINT COMMITTEE

Article 26
Joint Committee

1. The Contracting Parties shall establish a Joint Committee (hereinafter referred to as "the Committee") with a view to accomplishing the objectives of this Agreement. The functions of the Committee shall be:

(a) to discuss and review the implementation and operation of this Agreement;

(b) to exchange information on and to discuss investment-related matters within the scope of this Agreement which relate to improvement of investment environment; and

(c) to discuss any other investment-related matters concerning this Agreement.

2. The Committee may, as necessary, make appropriate recommendations by consensus to the Contracting Parties for the more effective functioning or the attainment of the objectives of this Agreement.

3. The Committee shall be composed of representatives of the Contracting Parties. The Committee may, upon mutual consent of the Contracting Parties, invite representatives of relevant entities other than the Governments of the Contracting Parties with the necessary expertise relevant to the issues to be discussed, and hold joint meetings with the private sectors.

4. The Committee shall determine its own rules of procedure to carry out its functions.

5. The Committee may establish sub-committees and delegate specific tasks to such sub-committees.

6. The Committee shall meet upon the request of either Contracting Party.

CHAPTER IV
FINAL PROVISIONS

Article 27
Headings

The headings of the Chapters and Articles of this Agreement are inserted for convenience of reference only and shall not affect the interpretation of this Agreement.

Article 28
Final Provisions

1. The Contracting Parties shall notify each other, through diplomatic channels, of the completion of their respective internal procedures necessary for the entry into force of this Agreement. This Agreement shall enter into force on the thirtieth day after the latter of the dates of receipt of the notifications. It shall remain in force for a period of ten years after its entry into force and shall continue in force unless terminated as provided for in paragraph 2.

2. A Contracting Party may, by giving one year's advance notice in writing to the other Contracting Party, terminate this Agreement at the end of the initial ten-year period or at any time thereafter.

3. This Agreement shall also apply to all investments of investors of either Contracting Party acquired in the Area of the other Contracting Party in accordance with the laws and regulations of that other Contracting Party prior to the entry into force of this Agreement.

4. In respect of investments acquired prior to the date of termination of this Agreement, the provisions of this Agreement shall continue to be effective for a period of ten years from the date of termination of this Agreement.

5. This Agreement shall not apply to claims arising out of events which occurred prior to its entry into force.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorised by their respective Governments, have signed this Agreement.

DONE in duplicate at Asunción, on this fifth day of December, 2025 in the Japanese, Spanish and English languages, all the three texts being equally authentic. In case of divergence of interpretation, the English text shall prevail.

FOR JAPAN:

板垣克巳

FOR THE REPUBLIC OF PARAGUAY:

Rubén Ramírez

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定をここに公布する。

御名御璽

令和八年七月三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

条約第七号

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定

日本国及びザンビア共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一方の締約国の投資家による他方の締約国の領域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

この協定が、各締約国が自国の公共政策上の目的を実現するためにその領域における投資をこの協定に適合する態様で規制することを可能とするものとして作成されていることを認識して、

次のとおり協定した。

第一章　投資

第一条　定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

(i) 企業及び企業の支店

(ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分

(iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証書

(iv) 先物、オプションその他の派生商品

(v) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(vi) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vii) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(viii) 法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(ix) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(b)　「投資に関する合意」とは、一方の締約国の中央又は地方の政府又は当局と他方の締約国の投資家又はその投資財産であって当該一方の締約国の領域にある企業であるものとの間の書面合意であり、当該投資家又は当該投資財産が当該一方の締約国における投資財産の設立又は取得に当たり依拠するものをいう。

注釈　「書面合意」とは、両当事者によって作成される書面による合意であって、当該両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、第二十四条11(b)の規定に基づく準拠法により当該両当事者に対して拘束力を有するもの（単一の文書によるものであるか、複数の文書によるものであるかを問わない。）をいう。この場合において、

(i)　行政当局若しくは司法当局の一方的な行為（例えば、締約国がその規制権限のみに基づいて与える許可、免許又は承認）又は政令、命令若しくは判決のみをもって、書面合意であるとはされない。

(ii)　行政上又は司法上の同意判決又は同意命令は、書面合意であるとはされない。

(c)　「締約国の投資家」とは、次の者であって、他方の締約国の領域において投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

(i)　一方の締約国の法令によりその国籍を有する自然人

(ii)　一方の締約国の企業

(d)　「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(e)　「締約国の企業」とは、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される企業をいう。

(f)　「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(g)　「領域」とは、それぞれの締約国について、当該締約国の領域並びに当該締約国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(h)　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(i)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(j)　「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(k)　「申立人」とは、一方の締約国の投資家であって、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。

(l)　「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。

(m)　「一方の紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。

(n)　「紛争当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。

(o)　「非紛争締約国」とは、投資紛争の当事者でない締約国をいう。

(p)　「ＩＣＳＩＤ」とは、投資紛争解決国際センターをいう。

(q)　「ＩＣＳＩＤ追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。

(r)　「ＩＣＳＩＤ追加的制度仲裁規則」とは、ＩＣＳＩＤ追加的制度規則に従って行われる仲裁手続に適用する規則をいう。

(s)　「ＩＣＳＩＤ条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。

(t)　「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

(u)　「ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

第二条　投資の促進及び許可

1　一方の締約国は、自国の領域において他方の締約国の投資家による投資が行われるための良好な条件を醸成する。

2　一方の締約国は、自国の関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可する。

第三条　内国民待遇

1　一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、一方の締約国が、自国の領域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第四条　最恵国待遇

1　一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　この条に規定する待遇には、国際協定に規定する国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。

2　一方の締約国は、自国の領域において、投資の許可に関連する事項に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3　2の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　次のものに関する措置

(i)　土地の取得又は賃貸借

(ii)　補助金

(iii)　政府調達

(b)　締約国が相互主義に基づいて第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇

(c)　植物の新品種の保護、航空、漁業又は海事（海難救助を含む。）に関する二国間又は多数国間の国際協定の当事国であることに伴う特恵的な待遇

(d)　法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育、公営住宅等の社会事業サービスへの投資に関する措置

(e)　電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、締約国の中央銀行の銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資に関する措置

(f)　締約国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置

第五条　一般的待遇

一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、また、追加の実質的な権利を創設するものではない。

第六条　裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七条　特定措置の履行要求の禁止

1　いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。

(a)　一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(c)　当該投資家と自国の領域内の自然人又は企業との間で任意に締結されるライセンス契約（既に締結されたものかどうかを問わない。）について次の事項を採用すること。ただし、当該一方の締約国が政府の権限の行使として、次の事項の要求を課し、又は次の事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。

(i)　当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額

(ii)　当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間

注釈　この(c)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。

(d)　製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の自然人又は企業に移転すること。

(e)　自国の領域に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(f)　自国の領域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(g)　当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。

2　いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限することができない。

3　(a)　2の規定は、一方の締約国が、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の領域において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b)　1(c)及び(d)の規定は、競争法についての申し立てられた違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が1(c)若しくは(d)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。

(c)　1(d)の規定は、貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する要求である場合には、適用しない。

4　世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

5　1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

第八条　透明性

1　各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であって、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関し、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。

3　1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条　公衆による意見提出の手続

各締約国は、緊急の場合又は純粋に軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第十条　腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十一条　投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、自国の関係法令に従い、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを希望する他方の締約国の国籍を有する自然人、当該他方の締約国の企業が雇用する従業員並びに当該他方の締約国の企業の役員、理事及び取締役の入国、滞在及び居住を許可する。

第十二条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共の目的のためのものであること。

(b)　差別的なものでないこと。

(c)　2から5までの規定に従って行われる迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d)　正当な法の手続に従って実施するものであること。

2　補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含むものとし、実際に換価すること及び自由に移転することができるものとする。

4　支払が自由利用可能通貨によって行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であって、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。

5　締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によって支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に規定する市場価格に(b)に規定する利子を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。

(a)　収用の日における公正な市場価格であって、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの

(b)　収用の日から支払の日までに発生した利子であって、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの

6　この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、当該付与又は当該取消し、制限若しくは創設が貿易関連知的所有権協定に適合する限りにおいて、適用しない。

第十三条　損失又は損害に対する補償

1　一方の締約国は、武力紛争又は自国の領域における緊急事態（例えば、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する事件）により、自国の領域にある投資財産に関連する損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定の適用を妨げることなく、一方の締約国の投資家が1に規定する事態において他方の締約国の領域において次に掲げる行為によって損失を被った場合には、当該他方の締約国は、当該投資家に対し、当該損失について必要に応じて原状回復、補償又はその双方を与える。

(a)　当該他方の締約国の軍隊又は当局による当該投資家の投資財産の全部又は一部の徴発

(b)　当該他方の締約国の軍隊又は当局による当該投資家の投資財産の全部又は一部の破壊であって当該事態において必要とはされなかったもの

3　1及び2に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4　いずれの締約国も、第十六条2の規定に従ってとる措置を理由として、1及び2の規定に基づく義務を免除されない。

第十四条　代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の領域にある当該投資家の投資財産に関する損害の塡補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認する。当該他方の締約国は、前段に規定する支払が行われた場合には、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十五条　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。

(a)　当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金

(b)　投資財産から生ずる収益（利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。）

(c)　契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの（融資の返済を含む。）

(d)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(e)　当該一方の締約国の領域にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した者が得る収入その他の報酬

(f)　第十二条及び第十三条の規定に従って行われる支払

(g)　紛争の結果として生ずる支払

2　各締約国は、更に、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b)　証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引

(c)　刑事犯罪

(d)　法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e)　裁決手続における命令又は判決の履行の確保

(f)　租税及び課徴金の支払の履行の確保

第十六条　一般的例外及び安全保障のための例外

1　この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の領域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。

(a)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(b)　公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もっとも、公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(c)　この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i)　欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii)　個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii)　安全

(d)　美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

2　第十三条4の規定に従うことを条件として、この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a)　自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。この措置には、次の措置を含む。

(i)　戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii)　兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(b)　国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

3　この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求するものと解してはならない。

4　締約国は、2の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合であっても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

第十七条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転（第十五条に規定する資金の移転を含む。）について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合

(b)　資本の移動が経済全般の運営、特に金融政策及び為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある例外的な場合

2　1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。
(a)　他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。
(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。
(c)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
(d)　一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。
(e)　他方の締約国に対して速やかに通報されるものであること。
(f)　他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。
3　一方の締約国は、1の規定に基づく措置を採用した場合において、他方の締約国の要請があったときは、自国が採用した制限の見直しのため、当該他方の締約国と協議を開始する。

第十八条　信用秩序の維持のための措置

1　この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。
2　締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十九条　知的財産権

1　両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、速やかに協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適当な措置をとる。
2　この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
3　この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって自国が当事国であるものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第二十条　租税に係る課税措置

1　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。
2　第三条及び第四条の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

第二十一条　健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の領域における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として当該措置又は当該基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十二条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。
(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合
(b)　当該第三国に関する措置であって、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合
2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国又は自国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の領域において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。
3　この条の規定の適用上、
(a)　企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。
(b)　企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第二章　紛争解決

第二十三条　両締約国間の紛争の解決

1　一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。
2　この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、紛争ごとに次の方法によって構成する。各締約国は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日以内に、各一人の仲裁委員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁委員は、両締約国の承認により仲裁委員長となる者として任命される第三の仲裁委員を選定する。ただし、当該第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民であってもならない。仲裁委員長は、他の二人の仲裁委員の任命の日から六十日以内に任命される。
3　2に定める必要な任命が2に規定する期間内に行われなかった場合には、いずれの締約国も、別段の合意がある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し当該任命を行うよう要請することができる。
4　仲裁委員会は、両締約国との協議の後、自己の手続規則を定める。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従って紛争について決定を行う。仲裁委員会は、合理的な期間内に投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。
5　各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十四条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1　申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉（拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。）を通じて当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。
2　一方の紛争当事者が、協議及び交渉によって投資紛争が解決されないと認める場合には、申立人は、次のことを行うことができる。
(a)　自己のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。
(i)　被申立人が次のいずれかに違反したこと。
(A)　前章の規定に基づく義務
(B)　当該申立人が当事者である投資に関する合意
(ii)　(i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被ったこと。

(b)　当該申立人が直接又は間接に所有し、又は支配している法人である被申立人の企業のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i)　被申立人が次のいずれかに違反したこと。

(A)　前章の規定に基づく義務

(B)　当該企業が当事者である投資に関する合意

(ii)　(i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。

3　申立人は、被申立人に対し、この条の規定による仲裁に請求を付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

(a)　当該申立人の氏名又は名称及び住所並びに2(b)の規定によって付託する請求の場合には2(b)に規定する企業の名称、住所及び設立場所

(b)　各請求について、違反があったとされる前章の条項又は投資に関する合意の条項その他関連する条項

(c)　各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠

(d)　当該申立人が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

4　申立人は、請求を生じさせる事態の発生から六箇月が経過したことを条件として、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。

(a)　ＩＣＳＩＤ条約による仲裁。ただし、両締約国がＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

(b)　ＩＣＳＩＤ追加的制度規則による仲裁。ただし、次のいずれかの場合に限る。

(i)　いずれの締約国もＩＣＳＩＤ条約の当事国でない場合

(ii)　いずれか一方の締約国のみがＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合

(c)　ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則による仲裁

(d)　紛争当事者が合意する場合には、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁

5　この条の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。

(a)　申立人による仲裁の請求であって、ＩＣＳＩＤ条約第三十六条1に規定するものをＩＣＳＩＤ事務局長が受領した時

(b)　申立人による仲裁の請求であって、ＩＣＳＩＤ追加的制度仲裁規則第二規則に規定するものをＩＣＳＩＤ事務局長が受領した時

(c)　申立人による仲裁に関する通知であって、ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則第三条に規定するものを、ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則第二十条に規定する請求の陳述書とともに被申立人が受領した時

(d)　4(d)の規定により他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁が選択された場合には、申立人による当該仲裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。

6　各締約国は、この協定の規定に従ってこの条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。2(a)(i)(B)又は(b)(i)(B)の規定に従って請求が付託される場合において、投資に関する合意が紛争解決の場合を指定する規定を定めるときは、当該規定は、当該投資に関する合意の違反を主張する請求について前段に規定する同意の取消し又は排除と解してはならない。

(a)及び(b)に規定する仲裁の請求並びに(c)及び(d)に規定する仲裁に関する通知は、以下この条において「仲裁の通知」という。

7　6の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が2の規定によって申し立てられる違反が発生したこと及び2(a)の規定によって付託する請求の場合には申立人、2(b)の規定によって付託する請求の場合には2(b)に規定する企業が損失又は損害を被ったことを知った又は知るべきであった最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

8　この条の規定による仲裁への請求の付託は、次のいずれかの場合に該当するときを除くほか、行うことができない。

(a)　2(a)の規定によって付託する請求については、次の条件を満たす場合

(i)　申立人が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。

(ii)　申立人が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(a)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

(b)　2(b)の規定によって付託する請求については、次の条件を満たす場合

(i)　申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。

(ii)　申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(b)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

9　8(a)(ii)又は(b)(ii)の規定に従って行われる放棄は、仲裁廷が3、4、7若しくは8に規定する要件が満たされないこと又は他の手続上の若しくは管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、その効力を失う。

10　8(a)(ii)及び(b)(ii)の規定にかかわらず、申立人又は2(b)に規定する企業は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。

11　(a)　仲裁廷は、2(a)(i)(A)又は(b)(i)(A)の規定により請求が付託される場合には、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案について決定する。

(b)　仲裁廷は、2(a)(i)(B)又は(b)(i)(B)の規定により請求が付託される場合には、次のものを適用する。

(i)　関連する投資に関する合意に規定する法規その他紛争当事者が合意する法規

(ii)　法規が規定されていない場合その他紛争当事者により合意されていない場合には、被申立人の法令（法の抵触に関する規則を含む。）

12　被申立人は、非紛争締約国に次のものを送付する。

(a)　仲裁の通知（仲裁の請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b)　仲裁において提出された全ての主張書面の写し

13　非紛争締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。

14　被申立人は、この条の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する塡補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。

15　仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。

(a)　被申立人が、申立人及びその投資財産に関し、前章の規定に基づく義務又は2(a)(i)(B)若しくは(b)(i)(B)に規定する投資に関する合意に基づく義務に違反したかどうか。

(b)　違反があった場合には、次の救済措置のいずれか一方又は双方

(i)　損害賠償及び適当な利子

(ii)　原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、適用される仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

16　15の規定に従うことを条件として、2(b)の規定によって付託する請求の場合には、

(a)　損害賠償及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。

(b)　原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。

(c)　裁定においては、自然人又は企業が救済につき関係法令に基づいて有するいかなる権利にも当該裁定が影響を及ぼすものではないことを定めるものとする。

17　被申立人は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に入手可能なものとすることができる。

(a)　業務上の秘密の情報

(b)　いずれかの締約国の法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c)　関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

18　紛争当事者は、関係する仲裁規則による仲裁の法律上の場所について合意することができる。紛争当事者が合意に達しない場合には、仲裁廷は、関係する仲裁規則に従って当該場所（ニューヨーク条約の当事国の領域内に限る。）を決定する。

19　仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ＩＣＳＩＤ条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。

第二十五条　紛争解決の適用除外

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。その改正を含む。）に基づく日本国の決定であって、同法に基づく事前届出を要する投資に関するもの（投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止の命令を含む。）は、この章の紛争解決の規定の対象とならない。

第二十六条　文書の送達

1　この章の規定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により締約国に送達する。

(a)　日本国については、外務省国際法局

(b)　ザンビア共和国については、外務国際協力省

2　一方の締約国は、1に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に通報する。

3　各締約国は、1及び2に規定する自国の当局の住所を公に入手可能なものとする。

第三章　合同委員会

第二十七条　合同委員会

1　両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a)　この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b)　この協定の範囲内の投資に関連する事項であって投資環境の整備に関係するものについて情報を交換し、及び討議すること。

(c)　投資に関連するその他の事項であってこの協定に関係するものについて討議すること。

2　委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に対して適当な勧告を行うことができる。

3　委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4　委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5　委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6　委員会は、いずれかの締約国の要請があった場合には、会合する。

第四章　最終規定

第二十八条　見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十九条　協定の適用範囲

1　この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の領域において当該他方の締約国の法令に従って取得されたものについても適用する。

2　この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

3　この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

第三十条　見直し

両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国間の投資を更に促進し、及び漸進的に自由化することを目的として、この協定の見直しを行う。

第三十一条　効力発生

両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第三十二条　有効期間及び終了

1　この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

2　いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

第三十三条　改正

この協定は、両締約国の書面による合意により改正することができる。改正は、第三十一条に規定するところにより効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十五年二月六日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
竹内一之

ザンビア共和国のために
チポカ・ムレンガ

外務大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF ZAMBIA FOR THE PROMOTION AND PROTECTION OF INVESTMENT

Japan and the Republic of Zambia (hereinafter referred to as "the Contracting Parties"),

Desiring to further promote investment in order to strengthen the economic relationship between the Contracting Parties;

Intending to further create stable, equitable, favourable and transparent conditions for greater investment by investors of a Contracting Party in the Territory of the other Contracting Party;

Recognising the growing importance of the progressive liberalisation of investment for stimulating initiative of investors and for promoting prosperity in the Contracting Parties;

Recognising that these objectives can be achieved without relaxing health, safety and environmental measures of general application;

Recognising the importance of the cooperative relationship between labour and management in promoting investment between the Contracting Parties; and

Recognising that this Agreement is designed to allow each Contracting Party to regulate, in a manner consistent with this Agreement, investments in its Territory in order to meet national public policy objectives;

Have agreed as follows:

CHAPTER I
INVESTMENT

Article 1
Definitions

For the purposes of this Agreement:

(a) the term "investment" means every kind of asset owned or controlled, directly or indirectly, by an investor, including:

(i) an enterprise and a branch of an enterprise;

(ii) shares, stocks or other forms of equity participation in an enterprise;

(iii) bonds, debentures, loans and other forms of debt;

(iv) futures, options and other derivatives;

(v) rights under contracts, including turnkey, construction, management, production or revenue-sharing contracts;

(vi) claims to money and to any performance under contract having a financial value;

(vii) intellectual property rights, including copyrights and related rights, patent rights and rights relating to utility models, trademarks, industrial designs, layout-designs of integrated circuits, new varieties of plants, trade names, indications of source or geographical indications and undisclosed information;

(viii) rights conferred pursuant to laws and regulations or contracts such as concessions, licences, authorisations and permits, including those for the exploration and exploitation of natural resources; and

(ix) any other tangible and intangible, movable and immovable property, and any related property rights, such as leases, mortgages, liens and pledges;

An investment includes the amounts yielded by an investment, in particular, profit, interest, capital gains, dividends, royalties and fees. A change in the form in which assets are invested does not affect their character as an investment.

(b) the term "investment agreement" means a written agreement between the central or local government or authority of a Contracting Party and an investor of the other Contracting Party or its investment that is an enterprise in the Territory of the former Contracting Party, on which the investor or the investment relies in establishing or acquiring an investment in the former Contracting Party;

Note: A "written agreement" refers to an agreement in writing, executed by both parties, whether in a single instrument or in multiple instruments, that creates an exchange of rights and obligations, binding on both parties under the applicable law under subparagraph 11(b) of Article 24. For greater certainty:

(i) a unilateral act of an administrative or judicial authority, such as a permit, licence or authorisation issued by a Contracting Party solely in its regulatory capacity, or a decree, order or judgement, standing alone; and

(ii) an administrative or judicial consent decree or order,

shall not be considered a written agreement.

(c) the term "investor of a Contracting Party" means:

(i) a natural person having the nationality of a Contracting Party in accordance with its laws and regulations; or

(ii) an enterprise of a Contracting Party,

that seeks to make, is making or has made investments in the Territory of the other Contracting Party;

(d) the term "enterprise" means any legal person or any other entity duly constituted or organised under the applicable laws and regulations, whether or not for profit, and whether private or government owned or controlled, including any corporation, trust, partnership, sole proprietorship, joint venture, association, organisation or company;

(e) the term "enterprise of a Contracting Party" means an enterprise duly constituted or organised under the applicable laws and regulations of a Contracting Party;

(f) the term "investment activities" means operation, management, maintenance, use, enjoyment and sale or other disposal of investments;

(g) the term "Territory" means, with respect to a Contracting Party, the territory of that Contracting Party, and the exclusive economic zone and the continental shelf with respect to which that Contracting Party exercises sovereign rights or jurisdiction in accordance with international law;

(h) the term "freely usable currency" means freely usable currency as defined under the Articles of Agreement of the International Monetary Fund;

(i) the term "WTO Agreement" means the Marrakesh Agreement Establishing the World Trade Organization, done at Marrakesh, April 15, 1994;

(j) the term "TRIPS Agreement" means the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights in Annex 1C to the WTO Agreement;

(k) the term "claimant" means an investor of a Contracting Party that is a party to an investment dispute with the other Contracting Party;

(l) the term “respondent” means the Contracting Party that is a party to an investment dispute;

(m) the term “disputing party” means either the claimant or the respondent;

(n) the term “disputing parties” means the claimant and the respondent;

(o) the term “non-disputing Party” means the Contracting Party that is not a party to an investment dispute;

(p) the term “ICSID” means the International Centre for Settlement of Investment Disputes;

(q) the term “ICSID Additional Facility Rules” means the Rules Governing the Additional Facility for the Administration of Proceedings by the Secretariat of the International Centre for Settlement of Investment Disputes;

(r) the term “ICSID Additional Facility Arbitration Rules” means the Rules that apply to any arbitration proceeding conducted pursuant to the ICSID Additional Facility Rules;

(s) the term “ICSID Convention” means the Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of other States, done at Washington, March 18, 1965;

(t) the term “New York Convention” means the Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards, done at New York, June 10, 1958; and

(u) the term “UNCITRAL Arbitration Rules” means the Arbitration Rules of the United Nations Commission on International Trade Law.

Article 2
Promotion and Admission of Investment

1. Each Contracting Party shall encourage and create favourable conditions for investors of the other Contracting Party to make investments in its Territory.

2. Each Contracting Party shall, subject to its rights to exercise powers in accordance with its applicable laws and regulations, including those with regard to foreign ownership and control, admit investment of investors of the other Contracting Party.

Article 3
National Treatment

1. Each Contracting Party shall in its Territory accord to investors of the other Contracting Party and to their investments treatment no less favourable than the treatment it accords in like circumstances to its own investors and to their investments with respect to investment activities.

2. Paragraph 1 shall not be construed to prevent a Contracting Party from adopting or maintaining a measure that prescribes special formalities in connection with investment activities of investors of the other Contracting Party in its Territory, provided that such special formalities do not impair the substance of the rights of such investors under this Agreement.

Article 4
Most-Favoured-Nation Treatment

1. Each Contracting Party shall in its Territory accord to investors of the other Contracting Party and to their investments treatment no less favourable than the treatment it accords in like circumstances to investors of a non-Contracting Party and to their investments with respect to investment activities.

Note: For greater certainty, the treatment referred to in this Article does not encompass international dispute settlement procedures or mechanisms under any international agreement.

2. Each Contracting Party shall in its Territory accord to investors of the other Contracting Party and to their investments treatment no less favourable than the treatment it accords in like circumstances to investors of a non-Contracting Party and to their investments with respect to the matters relating to the admission of investment.

3. The provision of paragraph 2 shall not apply to:

(a) measures related to:

(i) the acquisition or lease of land properties;

(ii) subsidies; or

(iii) government procurement;

(b) any treatment accorded by a Contracting Party to investors of a non-Contracting Party and to their investments on the basis of reciprocity;

(c) any preferential treatment resulting from the membership to any bilateral or multilateral international agreement involving protection of new varieties of plants, aviation, fisheries or maritime matters, including salvage;

(d) any measure relating to investment in public law enforcement and correctional services, and in social services such as income security or insurance, social security or insurance, social welfare, public training, health, child care and public housing;

(e) any measure relating to investment in telegraph services, betting and gambling services, manufacture of tobacco products, manufacture of banknotes of the central bank of a Contracting Party, minting and sale of coinage and postal service; and

(f) any measure relating to investment in fisheries in the territorial sea, internal waters, exclusive economic zone and continental shelf of a Contracting Party.

Article 5
General Treatment

Each Contracting Party shall in its Territory accord to investments of investors of the other Contracting Party treatment in accordance with customary international law, including fair and equitable treatment and full protection and security. For greater certainty, the concepts of “fair and equitable treatment” and “full protection and security” do not require treatment in addition to, or beyond that which is required by the customary international law minimum standard of treatment of aliens, and do not create additional substantive rights.

Article 6
Access to the Courts of Justice

Each Contracting Party shall in its Territory accord to investors of the other Contracting Party treatment no less favourable than the treatment which it accords in like circumstances to its own investors or to investors of a non-Contracting Party with respect to access to the courts of justice and administrative tribunals and agencies in all degrees of jurisdiction, both in pursuit and in defence of the rights of the investors of the other Contracting Party.

Article 7
Prohibition of Performance Requirements

1. Neither Contracting Party may impose or enforce any of the following requirements, or enforce any commitment or undertaking, in connection with investment activities of an investor of a Contracting Party or of a non-Contracting Party in its Territory:

(a) to export a given level or percentage of goods or services;

(b) to restrict sales of goods or services in its Territory that an investment of the investor produces or provides by relating such sales in any way to the volume or value of its exports or foreign exchange earnings;

(c) to adopt:

(i) a given rate or amount of royalty under a licence contract; or

(ii) a given duration of the term of a licence contract,

in regard to any licence contract freely entered into between the investor and a natural person or an enterprise in its Territory, whether it has been entered into or not, provided that the requirement is imposed or the commitment or undertaking is enforced by an exercise of governmental authority of the Contracting Party;

Note: A "licence contract" referred to in this subparagraph means any licence contract concerning transfer of technology, a production process, or other proprietary knowledge.

(d) to transfer a production process or other proprietary knowledge to a natural person or an enterprise in its Territory;

(e) to locate the headquarters of the investor for a specific region or the world market in its Territory;

(f) to achieve a given level or value of research and development in its Territory; or

(g) to supply one or more of the goods that the investor produces or the services that the investor provides to a specific region or the world market, exclusively from its Territory.

2. Neither Contracting Party may restrict sales of goods or services in its Territory that an investment of the investor produces or provides by relating such sales in any way to the volume or value of its exports or foreign exchange earnings, as a condition for the receipt or continued receipt of an advantage, in connection with investment activities of an investor of a Contracting Party or of a non-Contracting Party in its Territory.

3. (a) Nothing in paragraph 2 shall be construed to prevent a Contracting Party from conditioning the receipt or continued receipt of an advantage, in connection with investment activities of an investor of a Contracting Party or of a non-Contracting Party in its Territory, on compliance with a requirement to locate production, supply a service, train or employ workers, construct or expand particular facilities, or carry out research and development, in its Territory.

(b) Subparagraphs 1(c) and 1(d) shall not apply when the requirement is imposed or the commitment or undertaking is enforced by a court of justice, administrative tribunal or competition authority to remedy an alleged violation of competition laws.

(c) Subparagraph 1(d) shall not apply when the requirement concerns the transfer of intellectual property rights which is undertaken in a manner not inconsistent with the TRIPS Agreement.

4. The provisions of the Agreement on Trade-Related Investment Measures in Annex 1A to the WTO Agreement are incorporated into and made part of this Agreement, *mutatis mutandis*.

5. Paragraphs 1 and 2 shall not apply to any requirement other than the requirements set out in those paragraphs.

Article 8
Transparency

1. Each Contracting Party shall promptly publish, or otherwise make publicly available, its laws, regulations, administrative procedures and administrative rulings and judicial decisions of general application as well as international agreements which pertain to or affect the implementation and operation of this Agreement.

2. Each Contracting Party shall, upon request by the other Contracting Party, promptly respond to specific questions and provide that other Contracting Party with information on matters set out in paragraph 1.

3. Paragraphs 1 and 2 shall not be construed to oblige either Contracting Party to disclose confidential information, the disclosure of which would impede law enforcement or otherwise be contrary to the public interest, or which would prejudice privacy or legitimate commercial interests.

Article 9
Public Comment Procedures

Each Contracting Party shall, in accordance with its laws and regulations, endeavour to provide, except in cases of emergency or of purely minor nature, a reasonable opportunity for comments by the public before the adoption, amendment or repeal of regulations of general application that affect any matter covered by this Agreement.

Article 10
Measures against Corruption

Each Contracting Party shall ensure that measures and efforts are undertaken to prevent and combat corruption regarding matters covered by this Agreement in accordance with its laws and regulations.

Article 11
Entry, Sojourn and Residence of Investors

Each Contracting Party shall, subject to its applicable laws and regulations, permit entry, sojourn and residence of a natural person having the nationality of the other Contracting Party as well as any personnel employed by, and an executive, a manager and a member of the board of directors of, an enterprise of the other Contracting Party, who wish to enter the territory of the former Contracting Party and remain therein for the purpose of investment activities.

Article 12
Expropriation and Compensation

1. Neither Contracting Party shall expropriate or nationalise an investment in its Territory of an investor of the other Contracting Party or take any measure equivalent to expropriation or nationalisation (hereinafter referred to as “expropriation”) except:

(a) for a public purpose;

(b) in a non-discriminatory manner;

(c) upon payment of prompt, adequate and effective compensation in accordance with paragraphs 2 through 5; and

(d) in accordance with due process of law.

2. The compensation shall be equivalent to the fair market value of the expropriated investments at the time when the expropriation was publicly announced or when the expropriation occurred, whichever is earlier. The fair market value shall not reflect any change in value occurring because the expropriation had become publicly known earlier.

3. The compensation shall be paid without delay, shall include interest at a commercially reasonable rate accrued from the date of expropriation until the date of payment and shall be effectively realisable and freely transferable.

4. If payment is made in a freely usable currency, the compensation paid shall include interest, at a commercially reasonable rate for that currency, accrued from the date of expropriation until the date of payment.

5. If a Contracting Party elects to pay in a currency other than a freely usable currency, the compensation paid, converted into the currency of payment at the market rate of exchange prevailing on the date of payment, shall be no less than the sum of the following:

(a) the fair market value on the date of expropriation, converted into a freely usable currency at the market rate of exchange prevailing on that date; and

(b) interest, at a commercially reasonable rate for that freely usable currency, accrued from the date of expropriation until the date of payment.

6. This Article does not apply to the issuance of compulsory licences granted in relation to intellectual property rights in accordance with the TRIPS Agreement, or to the revocation, limitation or creation of intellectual property rights, to the extent that such issuance, revocation, limitation or creation is consistent with the TRIPS Agreement.

Article 13
Compensation for Losses or Damages

1. Each Contracting Party shall accord to investors of the other Contracting Party that have suffered loss or damage relating to their investments in the Territory of the former Contracting Party due to armed conflict or a state of emergency such as revolution, insurrection, civil disturbance or any other similar event in the Territory of that former Contracting Party, treatment, as regards restitution, indemnification, compensation or any other settlement, that is no less favourable than that which it accords to its own investors or to investors of a non-Contracting Party, whichever is more favourable to the investors of the other Contracting Party.

2. Without prejudice to paragraph 1, if an investor of a Contracting Party, in a situation referred to in paragraph 1, suffers a loss in the Territory of the other Contracting Party resulting from:

(a) requisitioning of its investment or part thereof by the latter's forces or authorities; or

(b) destruction of its investment or part thereof by the latter's forces or authorities, which was not required by the necessity of the situation,

the latter Contracting Party shall provide the investor restitution, compensation or both, as appropriate, for that loss.

3. Any payment as a means of settlement referred to in paragraphs 1 and 2 shall be effectively realisable, freely transferable and freely convertible at the market exchange rate into freely usable currencies.

4. Neither Contracting Party shall be derogated from its obligation under paragraphs 1 and 2 by reason of its measures taken pursuant to paragraph 2 of Article 16.

Article 14
Subrogation

If a Contracting Party or its designated agency makes a payment to its own investor under an indemnity, guarantee or insurance contract in respect of an investment of such investor in the Territory of the other Contracting Party, the latter Contracting Party shall recognise the assignment to the former Contracting Party or its designated agency of any right or claim of such investor on account of which such payment is made. In case the payment referred to in the previous sentence is made, the latter Contracting Party shall recognise that the former Contracting Party or its designated agency is entitled to exercise such right and enforce such claim by virtue of subrogation, to the same extent as the original right or claim of the investor. As regards payment to be made to that former Contracting Party or its designated agency by virtue of such assignment of right or claim and the transfer of such payment, the provisions of Articles 12, 13 and 15 shall apply *mutatis mutandis*.

Article 15
Transfers

1. Each Contracting Party shall ensure that all transfers relating to investments in its Territory of an investor of the other Contracting Party may be freely made into and out of its Territory without delay. Such transfers shall include, in particular, though not exclusively:

(a) the initial capital and additional amounts to maintain or increase investments;

(b) current incomes accruing from investments, including profits, interest, capital gains, dividends, royalties, fees;

(c) payments made under a contract including loan payments in connection with investments;

(d) proceeds of the total or partial sale or liquidation of investments;

(e) earnings and remuneration of personnel from abroad who work in connection with investments in the Territory of the former Contracting Party;

(f) payments made in accordance with Articles 12 and 13; and

(g) payments arising out of a dispute.

2. Each Contracting Party shall further ensure that such transfers may be made without delay in freely usable currencies at the market exchange rate prevailing on the date of the transfer.

3. Notwithstanding paragraphs 1 and 2, a Contracting Party may delay or prevent a transfer through the equitable, non-discriminatory and good-faith application of its laws and regulations relating to:

(a) bankruptcy, insolvency or the protection of the rights of creditors;

(b) issuing, trading or dealing in securities, futures, options or derivatives;

(c) criminal or penal offences;

(d) reporting or record keeping of transfers of currency or other monetary instruments when necessary to assist law enforcement or financial regulatory authorities;

(e) ensuring compliance with orders or judgements in adjudicatory proceedings; or

(f) ensuring compliance with payment of taxes and levies.

Article 16
General and Security Exceptions

1. Subject to the requirement that such measures are not applied by a Contracting Party in a manner which would constitute a means of arbitrary or unjustifiable discrimination against, or a disguised restriction on investors of the other Contracting Party and their investments in the Territory of the former Contracting Party, nothing in this Agreement shall be construed to prevent the former Contracting Party from adopting or enforcing measures:

(a) necessary to protect human, animal or plant life or health;

(b) necessary to protect public morals or to maintain public order, provided that the public order exception may only be invoked where a genuine and sufficiently serious threat is posed to one of the fundamental interests of society;

(c) necessary to secure compliance with the laws or regulations which are not inconsistent with the provisions of this Agreement including those relating to:

(i) the prevention of deceptive and fraudulent practices or to deal with the effects of a default on contract;

(ii) the protection of the privacy of the individual in relation to the processing and dissemination of personal data and the protection of confidentiality of personal records and accounts; or

(iii) safety; or

(d) imposed for the protection of national treasures of artistic, historic or archaeological value.

2. Subject to paragraph 4 of Article 13, nothing in this Agreement shall be construed to prevent a Contracting Party from adopting or enforcing measures:

(a) which it considers necessary for the protection of its essential security interests, including measures:

(i) taken in time of war, armed conflict, or other emergency in that Contracting Party or in international relations; or

(ii) relating to the implementation of national policies or international agreements respecting the non-proliferation of weapons; or

(b) in pursuance of its obligations under the United Nations Charter for the maintenance of international peace and security.

3. Nothing in this Agreement shall be construed to require a Contracting Party to furnish or allow access to any information the disclosure of which it determines to be contrary to its essential security interests.

4. In cases where a Contracting Party takes any measure, pursuant to paragraph 2, that does not conform with the obligations of the provisions of this Agreement, that Contracting Party shall not use such measure as a means of avoiding its obligations.

Article 17
Temporary Safeguard Measures

1. A Contracting Party may adopt or maintain restrictive measures with regard to cross-border capital transactions as well as payments or transfers including transfers referred to in Article 15 for transactions related to investments:

(a) in the event of serious balance-of-payments and external financial difficulties or threat thereof; or

(b) in exceptional cases where movements of capital cause or threaten to cause serious difficulties for macroeconomic management, in particular monetary and exchange rate policies.

2. Restrictive measures referred to in paragraph 1 shall:

(a) be applied in such a manner that the other Contracting Party is treated no less favourably than any non-Contracting Party;

(b) be consistent with the Articles of Agreement of the International Monetary Fund;

(c) not exceed those necessary to deal with the circumstances set out in paragraph 1;

(d) be temporary and be phased out progressively as the situation specified in paragraph 1 improves;

(e) be promptly notified to the other Contracting Party; and

(f) avoid unnecessary damages to the commercial, economic and financial interests of the other Contracting Party.

3. The Contracting Party which has adopted any measures under paragraph 1 shall, upon request, commence consultations with the other Contracting Party in order to review the restrictions adopted by the former Contracting Party.

Article 18
Prudential Measures

1. Notwithstanding any other provisions of this Agreement, a Contracting Party shall not be prevented from taking measures relating to financial services for prudential reasons, including measures for the protection of investors, depositors, policy holders or persons to whom a fiduciary duty is owed by an enterprise supplying financial services, or to ensure the integrity and stability of its financial system.

2. Where the measures taken by a Contracting Party pursuant to paragraph 1 do not conform with this Agreement, they shall not be used as a means of avoiding the obligations of the Contracting Party under this Agreement.

Article 19
Intellectual Property Rights

1. The Contracting Parties shall grant and ensure the adequate and effective protection of intellectual property rights, and promote efficiency and transparency in intellectual property protection system. For this purpose, the Contracting Parties shall promptly consult with each other at the request of either Contracting Party. Depending on the results of the consultation, each Contracting Party shall, in accordance with its laws and regulations, take appropriate measures to remove the factors which are recognised as having adverse effects to the investments of investors of the other Contracting Party.

2. Nothing in this Agreement shall affect the rights and obligations of the Contracting Parties under multilateral agreements in respect of protection of intellectual property rights to which the Contracting Parties are parties.

3. Nothing in this Agreement shall be construed to oblige either Contracting Party to extend to investors of the other Contracting Party and to their investments treatment accorded to investors of a non-Contracting Party and to their investments by virtue of multilateral agreements in respect of protection of intellectual property rights, to which the former Contracting Party is a party.

Article 20
Taxation Measures

1. Nothing in this Agreement shall affect the rights and obligations of either Contracting Party under any tax convention. In the event of any inconsistency between this Agreement and any such convention, that convention shall prevail to the extent of the inconsistency.

2. Articles 3 and 4 shall not apply to taxation measures.

Article 21
Health, Safety and Environmental Measures
and Labour Standards

Each Contracting Party recognises that it is inappropriate to encourage investment by investors of the other Contracting Party and of a non-Contracting Party by relaxing its health, safety or environmental measures, or by lowering its labour standards. To this effect, each Contracting Party should not waive or otherwise derogate from such measures or standards as an encouragement for the establishment, acquisition or expansion of investments in its Territory by investors of the other Contracting Party and of a non-Contracting Party.

Article 22
Denial of Benefits

1. A Contracting Party may deny the benefits of this Agreement to an investor of the other Contracting Party that is an enterprise of the other Contracting Party and to its investments if the enterprise is owned or controlled by an investor of a non-Contracting Party and the denying Contracting Party:

(a) does not maintain diplomatic relations with the non-Contracting Party; or

(b) adopts or maintains measures with respect to the non-Contracting Party that prohibit transactions with the enterprise or that would be violated or circumvented if the benefits of this Agreement were accorded to the enterprise or to its investments.

2. A Contracting Party may deny the benefits of this Agreement to an investor of the other Contracting Party that is an enterprise of the other Contracting Party and to its investments if the enterprise is owned or controlled by an investor of a non-Contracting Party or of the denying Contracting Party and the enterprise has no substantial business activities in the Territory of the other Contracting Party.

3. For the purpose of this Article, an enterprise is:

(a) "owned" by an investor if more than fifty percent of the equity interest in it is beneficially owned by the investor; and

(b) "controlled" by an investor if the investor has the power to name a majority of its directors or otherwise to legally direct its actions.

CHAPTER II
DISPUTE SETTLEMENT

Article 23
Settlement of Disputes between the Contracting Parties

1. Each Contracting Party shall accord sympathetic consideration to, and shall afford adequate opportunity for consultation regarding, such representations as the other Contracting Party may make with respect to any matter affecting the implementation of this Agreement.

2. Any dispute between the Contracting Parties as to the interpretation and application of this Agreement, not satisfactorily adjusted by diplomacy, shall be referred for decision to an arbitration board. Such arbitration board shall be constituted for each dispute in the following way. Within sixty days from the date of receipt by either Contracting Party from the other Contracting Party of a note requesting arbitration of the dispute, each Contracting Party shall appoint an arbitrator. The two arbitrators shall select a third arbitrator who, upon approval by the Contracting Parties, shall be appointed as the Chairperson, provided that the third arbitrator shall not be a national of either Contracting Party. The Chairperson shall be appointed within sixty days from the date of appointment of the other two arbitrators.

3. If the necessary appointments referred to in paragraph 2 have not been made within the periods referred to in that paragraph, either Contracting Party may, unless otherwise agreed, request the Secretary-General of the Permanent Court of Arbitration at The Hague to make such appointments.

4. The arbitration board shall determine its own procedural rules, after consultation with the Contracting Parties. The arbitration board shall decide the dispute in accordance with this Agreement and the rules and principles of international law applicable to the subject matter. The arbitration board shall within a reasonable period of time reach its decision by a majority of votes. Such decision shall be final and binding.

5. Each Contracting Party shall bear the cost of the arbitrator of its choice and its representation in the arbitral proceedings. The cost of the Chairperson of the arbitration board in discharging his or her duties and the remaining costs of the arbitration board shall be borne equally by the Contracting Parties.

Article 24
Settlement of Investment Disputes between a Contracting Party and an Investor of the Other Contracting Party

1. In the event of an investment dispute between the claimant and the respondent, they should initially seek to resolve the dispute through consultation and negotiation, which may include the use of non-binding, third-party procedures.

2. In the event that a disputing party considers that an investment dispute cannot be settled by consultation and negotiation:

(a) the claimant, on its own behalf, may submit to arbitration under this Article a claim:

(i) that the respondent has breached:

(A) an obligation under Chapter I; or

(B) an investment agreement to which the claimant is a party; and

(ii) that the claimant has incurred loss or damage by reason of, or arising out of, that breach; and

(b) the claimant, on behalf of an enterprise of the respondent that is a legal person that the claimant owns or controls directly or indirectly, may submit to arbitration under this Article a claim:

(i) that the respondent has breached:

(A) an obligation under Chapter I; or

(B) an investment agreement to which the enterprise is a party; and

(ii) that the enterprise has incurred loss or damage by reason of, or arising out of, that breach.

3. At least ninety days before submitting any claim to arbitration under this Article, a claimant shall deliver to the respondent a written notice of its intention to submit the claim to arbitration (hereinafter referred to as "notice of intent"). The notice of intent shall specify:

(a) the name and address of the claimant and, in the case of subparagraph 2(b), the name, address and place of incorporation of the enterprise;

(b) for each claim, the provision of Chapter I or of investment agreement alleged to have been breached and any other relevant provisions;

(c) the legal and factual basis for each claim; and

(d) the relief sought and the approximate amount of damages claimed.

4. Provided that six months have elapsed since the events giving rise to the claim, a claimant may submit a claim referred to in paragraph 2 to the arbitration:

(a) under the ICSID Convention, provided that the Contracting Parties are parties to the ICSID Convention;

(b) under the ICSID Additional Facility Rules, provided that:

(i) none of the Contracting Parties is a party to the ICSID Convention; or

(ii) either Contracting Party, but not both, is a party to the ICSID Convention;

(c) under the UNCITRAL Arbitration Rules; or

(d) if the disputing parties agree, under any other arbitration institution or arbitration rules.

5. A claim shall be deemed submitted to arbitration under this Article when the claimant's notice of or request for arbitration (hereinafter referred to in this Article as "notice of arbitration"):

(a) referred to in paragraph 1 of Article 36 of the ICSID Convention is received by the Secretary-General of ICSID;

(b) referred to in Rule 2 of the ICSID Additional Facility Arbitration Rules is received by the Secretary-General of ICSID;

(c) referred to in Article 3 of the UNCITRAL Arbitration Rules, together with the statement of claim referred to in Article 20 of the UNCITRAL Arbitration Rules, is received by the respondent; or

(d) under any other arbitration institution or arbitration rules selected under subparagraph 4(d) is received by the respondent, unless otherwise specified by such institution or in such rules.

6. Each Contracting Party hereby consents to the submission of a claim to arbitration under this Article in accordance with this Agreement. For greater certainty, in the case of a claim submitted pursuant to subparagraph 2(a)(i)(B) or 2(b)(i)(B), if the investment agreement provides a provision that designates forum for dispute settlement, such provision shall not be construed as the revocation or exclusion of such consent with respect to a claim alleging a breach of the investment agreement.

7. Notwithstanding paragraph 6, no claim may be submitted to arbitration under this Article if more than three years have elapsed from the date on which the claimant first acquired, or should have first acquired, knowledge of the breach alleged under paragraph 2 and knowledge that the claimant in the case of subparagraph 2(a) or the enterprise referred to in subparagraph 2(b) in the case of that subparagraph has incurred loss or damage.

8. No claim may be submitted to arbitration under this Article unless:

(a) in the case of subparagraph 2(a):

(i) the claimant consents in writing to arbitration in accordance with the procedures set out in this Article; and

(ii) the claimant waives in writing any right to initiate or continue before any administrative tribunal or court of justice under the law of either Contracting Party, or other dispute settlement procedures, any proceedings with respect to any measure alleged to constitute a breach referred to in subparagraph 2(a)(i); and

(b) in the case of subparagraph 2(b):

(i) both the claimant and the enterprise referred to in that subparagraph consent in writing to arbitration in accordance with the procedures set out in this Article; and

(ii) both the claimant and the enterprise referred to in that subparagraph waive in writing any right to initiate or continue before any administrative tribunal or court of justice under the law of either Contracting Party, or other dispute settlement procedures, any proceedings with respect to any measure alleged to constitute a breach referred to in subparagraph 2(b)(i).

9. The waiver provided pursuant to subparagraph 8(a)(ii) or 8(b)(ii) shall cease to apply where the arbitral tribunal rejects the claim on the basis of a failure to meet the requirements of paragraph 3, 4, 7 or 8, or on any other procedural or jurisdictional grounds.

10. Notwithstanding subparagraphs 8(a)(ii) and 8(b)(ii), the claimant or the enterprise referred to in subparagraph 2(b) may initiate or continue an action that seeks interim injunctive relief that does not involve the payment of monetary damages before an administrative tribunal or court of justice under the law of the respondent.

11. (a) When a claim is submitted under subparagraph 2(a)(i)(A) or 2(b)(i)(A), the arbitral tribunal shall decide the issues in dispute in accordance with this Agreement and applicable rules of international law.

(b) When a claim is submitted under subparagraph 2(a)(i)(B) or 2(b)(i)(B), the arbitral tribunal shall apply:

(i) the rules of law specified in the pertinent investment agreement, or as the disputing parties may otherwise agree; or

(ii) if the rules of law have not been specified or otherwise agreed, the law of the respondent, including its rules on the conflict of laws.

12. The respondent shall deliver to the non-disputing Party:

(a) notice of arbitration no later than thirty days after the date on which the claim was submitted; and

(b) copies of all pleadings filed in the arbitration.

13. The non-disputing Party may, upon written notice to the disputing parties, make submissions to the arbitral tribunal on a question of interpretation of this Agreement.

14. In an arbitration under this Article, the respondent shall not assert, as a defence, counterclaim, right of setoff or otherwise, that the claimant has received or will receive indemnification or other compensation for all or part of the alleged damages pursuant to an insurance or guarantee contract.

15. The arbitral tribunal may award only:

(a) a judgement whether or not there has been a breach by the respondent of any obligation under Chapter I or under an investment agreement referred to in subparagraph 2(a)(i)(B) or 2(b)(i)(B) with respect to the claimant and its investments; and

(b) one or both of the following remedies, only if there has been such a breach:

(i) monetary damages and applicable interest; and

(ii) restitution of property, in which case the award shall provide that the respondent may pay monetary damages and any applicable interest, in lieu of restitution.

The arbitral tribunal may also award cost and attorney's fees in accordance with applicable arbitration rules.

16. Subject to paragraph 15, in the case of subparagraph 2(b):

(a) an award of monetary damages and any applicable interest shall provide that the sum be paid to the enterprise referred to in that subparagraph;

(b) an award of restitution of property shall provide that restitution be made to the enterprise referred to in that subparagraph; and

(c) the award shall provide that it is made without prejudice to any right that any natural person or enterprise may have in the relief under applicable law.

17. The respondent may make available to the public in a timely manner all documents, including an award, submitted to, or issued by, an arbitral tribunal established under paragraph 4, subject to redaction of:

(a) confidential business information;

(b) information which is privileged or otherwise protected from disclosure under the laws and regulations of either Contracting Party; and

(c) information which shall be withheld pursuant to the relevant arbitration rules.

18. The disputing parties may agree on the legal place of any arbitration under the applicable arbitration rules. If the disputing parties fail to reach agreement, the arbitral tribunal shall determine the place in accordance with the applicable arbitration rules, provided that the place shall be in the territory of a country that is a party to the New York Convention.

19. The award rendered by the arbitral tribunal shall be final and binding upon the disputing parties. This award shall be executed in accordance with the applicable laws and regulations, as well as relevant international law including the ICSID Convention and the New York Convention, concerning the execution of award in force in the country where such execution is sought.

Article 25
Exclusions from Dispute Settlement

A decision by Japan under the Foreign Exchange and Foreign Trade Law (Law No. 228 of 1949), as may be amended, regarding an investment that requires prior notification under that law, including an order to alter the content of investment or discontinue the investment process, shall not be subject to the dispute settlement provisions under this Chapter.

Article 26
Service of Documents

1. Notices and other documents relating to arbitration under this Chapter shall be served on a Contracting Party by delivery to:

(a) with respect to Japan, International Legal Affairs Bureau, the Ministry of Foreign Affairs; and

(b) with respect to the Republic of Zambia, the Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation.

2. A Contracting Party shall promptly make publicly available and notify to the other Contracting Party any change to the name of the authority referred to in paragraph 1.

3. Each Contracting Party shall make publicly available the address of its authority referred to in paragraphs 1 and 2.

CHAPTER III
JOINT COMMITTEE

Article 27
Joint Committee

1. The Contracting Parties shall establish a Joint Committee (hereinafter referred to as "the Committee") with a view to accomplishing the objectives of this Agreement. The functions of the Committee shall be:

(a) to discuss and review the implementation and operation of this Agreement;

(b) to exchange information on and to discuss investment-related matters within the scope of this Agreement which relate to improvement of investment environment; and

(c) to discuss any other investment-related matters concerning this Agreement.

2. The Committee may, as necessary, make appropriate recommendations by consensus to the Contracting Parties for the more effective functioning or the attainment of the objectives of this Agreement.

3. The Committee shall be composed of representatives of the Contracting Parties. The Committee may, upon mutual consent of the Contracting Parties, invite representatives of relevant entities other than the Governments of the Contracting Parties with the necessary expertise relevant to the issues to be discussed, and hold joint meetings with the private sectors.

4. The Committee shall determine its own rules of procedure to carry out its functions.

5. The Committee may establish sub-committees and delegate specific tasks to such sub-committees.

6. The Committee shall meet upon the request of either Contracting Party.

CHAPTER IV
FINAL PROVISIONS

Article 28
Headings

The headings of the Chapters and Articles of this Agreement are inserted for convenience of reference only and shall not affect the interpretation of this Agreement.

Article 29
Scope of Agreement

1. This Agreement shall also apply to all investments of investors of either Contracting Party acquired in the Territory of the other Contracting Party in accordance with the laws and regulations of that other Contracting Party prior to the entry into force of this Agreement.

2. In respect of investments acquired prior to the date of termination of this Agreement, the provisions of this Agreement shall continue to be effective for a period of ten years from the date of termination of this Agreement.

3. This Agreement shall not apply to claims arising out of events which occurred prior to its entry into force.

Article 30
Review

Upon the request of either Contracting Party, the Contracting Parties shall undertake a review of this Agreement, with a view to further promoting and progressively liberalising investment between the Contracting Parties.

Article 31
Entry into Force

The Contracting Parties shall notify each other, through diplomatic channels, of the completion of their respective internal procedures necessary for the entry into force of this Agreement. This Agreement shall enter into force on the thirtieth day after the latter of the dates of receipt of the notifications.

Article 32
Duration and Termination

1. This Agreement shall remain in force for a period of ten years after its entry into force and shall continue in force unless terminated as provided for in paragraph 2.

2. A Contracting Party may, by giving one-year advance notice in writing to the other Contracting Party, terminate this Agreement at the end of the initial ten-year period or at any time thereafter.

Article 33
Amendments

This Agreement may be amended by mutual written consent of the Contracting Parties, and amendments shall enter into force in the manner as described in Article 31.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorised by their respective Governments, have signed this Agreement.

DONE in duplicate at Tokyo, on this sixth day of February, 2025 in the Japanese and English languages, both texts being equally authentic.

FOR JAPAN:
竹内一之

FOR THE REPUBLIC OF ZAMBIA:
Chipoka MULENGA

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

条約第八号

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定

日本国及びタジキスタン共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一方の締約国の投資家による他方の締約国の区域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一章　投資

第一条　定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

(i) 企業及び企業の支店

(ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分

(iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証書

(iv) 先物、オプションその他の派生商品

(v) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(vi) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vii) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(viii) 法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(ix) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び質権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(b)　「投資に関する合意」とは、一方の締約国の中央又は地方の政府又は当局と他方の締約国の投資家又はその投資財産であって当該一方の締約国の区域にある企業であるものとの間の書面合意であり、当該投資家又は当該投資財産が当該一方の締約国における投資財産の設立又は取得に当たり依拠するものをいう。

注釈　「書面合意」とは、両当事者によって作成される書面による合意であって、当該両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、第二十四条11(b)の規定に基づく準拠法により当該両当事者に対して拘束力を有するもの（単一の文書によるものであるか、複数の文書によるものであるかを問わない。）をいう。この場合において、

(i)　行政当局若しくは司法当局の一方的な行為（例えば、締約国がその規制権限のみに基づいて与える許可、免許又は承認）又は政令、命令若しくは判決のみをもって、書面合意であるとはされない。

(ii)　行政上又は司法上の同意判決又は同意命令は、書面合意であるとはされない。

(c)　「締約国の投資家」とは、次の者であって、他方の締約国の区域において投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

(i)　一方の締約国の法令によりその国籍を有する自然人

(ii)　一方の締約国の企業

(d)　「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(e)　「締約国の企業」とは、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される企業をいう。

(f)　「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(g)　「区域」とは、それぞれの締約国について、当該締約国の領域並びに当該締約国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(h)　「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(i)　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(j)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(k)　「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(l)　「申立人」とは、一方の締約国の投資家であって、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。

(m)　「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。

(n)　「一方の紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。

(o)　「紛争当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。

(p)　「非紛争締約国」とは、投資紛争の当事者でない締約国をいう。

(q)　「ＩＣＳＩＤ」とは、投資紛争解決国際センターをいう。

(r)　「ＩＣＳＩＤ条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。

(s)　「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

(t)　「ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

第二条　内国民待遇

1　一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、一方の締約国が、自国の区域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第三条　最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　この条に規定する待遇には、国際協定に規定する国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。

第四条　一般的待遇

一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

第五条　裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六条　特定措置の履行要求の禁止

1　いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。

(a)　一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c)　自国の区域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品若しくはサービスを購入すること。

(d)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f)　輸出又は輸出のための販売を制限すること。

(g)　特定の国籍を有する自然人を役員、理事又は取締役に任命すること。

(h)　当該投資家と自国の区域内の自然人又は企業との間で任意に締結されるライセンス契約（既に締結されたものかどうかを問わない。）について次の事項を採用すること。ただし、当該一方の締約国が政府の権限の行使として、次の事項の要求を課し、又は次の事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。

(i)　当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額

(ii)　当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間

注釈　この(h)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。

(i)　技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は企業に移転すること。

(j)　自国の区域に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(k)　一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

(l)　自国の区域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(m)　当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2　いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。

(a)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b)　自国の区域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品を購入すること。

(c)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(e)　輸出又は輸出のための販売を制限すること。

3　(a)　2のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b)　1(h)及び(i)の規定は、競争法についての申し立てられた違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が1(h)若しくは(i)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。

(c)　1(i)の規定は、貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する要求である場合には、適用しない。

(d)　2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

4　1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

第七条　適合しない措置

1　(a)　第二条、第三条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(i)　締約国の中央政府

(ii)　日本国の都道府県又はタジキスタン共和国の地域

(a)　次の機関により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であって、附属書Ⅰの各締約国の表に記載するもの

(i)　締約国の中央政府

(ii)　当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間

注釈　この(h)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。

(i)　技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は企業に移転すること。

(j)　自国の区域に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(k)　一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

(l)　自国の区域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(m)　当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2　いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。

(a)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b)　自国の区域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品を購入すること。

(c)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(e)　輸出又は輸出のための販売を制限すること。

3　(a)　2のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b)　1(h)及び(i)の規定は、競争法についての申し立てられた違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が1(h)若しくは(i)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。

(c)　1(i)の規定は、貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する要求である場合には、適用しない。

(d)　2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

4　1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

第七条　適合しない措置

1　(a)　第二条、第三条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(i)　締約国の中央政府

(ii)　日本国の都道府県又はタジキスタン共和国の地域以外の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置

(b)　(a)(ii)に規定する都道府県又は地域以外の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置

(c)　(a)及び(b)に規定する適合しない措置の継続又は即時の更新

(d)　(a)及び(b)に規定する適合しない措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条、第三条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2　第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3　いずれの一方の締約国も、附属書Ⅱの自国の表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4　一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に（例外的な状況においてはその後できる限り速やかに）、次のことを行う。

(a)　当該改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の詳細な情報を他方の締約国に通報すること。

(b)　他方の締約国の要請があった場合には、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国と誠実に協議を行うこと。

5　各締約国は、適当な場合には、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの自国の表に掲げる適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

6　第二条及び第三条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱い（貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定するもの）の対象となるいかなる措置についても、適用しない。

7　第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第八条　透明性

1　各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であって、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関し、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。

3　1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条　公衆による意見提出の手続

各締約国は、緊急の場合又は純粋に軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第十条　腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十一条　投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを希望する他方の締約国の国籍を有する自然人、当該他方の締約国の企業が雇用する従業員並びに当該他方の締約国の企業の役員、理事及び取締役の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十二条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共の目的のためのものであること。

(b)　差別的なものでないこと。

(c)　2から5までの規定に従って行われる迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d)　正当な法の手続に従って実施するものであること。

2　補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含むものとし、実際に換価すること及び自由に移転することができるものとする。

4　支払が自由利用可能通貨によって行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であって、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。

5　締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によって支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に規定する市場価格に(b)に規定する利子を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。

(a)　収用の日における公正な市場価格であって、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの

(b)　収用の日から支払の日までに発生した利子であって、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの

6　この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、当該付与又は当該取消し、制限若しくは創設が貿易関連知的所有権協定に適合する限りにおいて、適用しない。

第十三条　争乱からの保護

1　一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域における緊急事態（例えば、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する事件）により、自国の区域にある投資財産に関連する損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

3　いずれの締約国も、第十六条2の規定に従ってとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。

第十四条　代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域にある当該投資家の投資財産に関連する損害の塡補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十五条　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。

(a)　当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金

(b)　利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益

(c)　契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの（融資の返済を含む。）

(d)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(e)　当該一方の締約国の区域にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した者が得る収入その他の報酬

(f)　第十二条及び第十三条の規定に従って行われる支払

(g)　紛争の結果として生ずる支払

2　各締約国は、更に、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b)　証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引

(c)　刑事犯罪

(d)　法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e)　裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十六条　一般的例外及び安全保障のための例外

1　この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の区域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。

(a)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(b)　公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もっとも、公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(c)　この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i)　欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii)　個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii)　安全

(d)　美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

2　第十三条3の規定に従うことを条件として、この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a)　自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。この措置には、次の措置を含む。

(i)　戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii)　兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(b)　国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

3　この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求するものと解してはならない。

4　締約国は、2の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合であっても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

第十七条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転（第十五条に規定する資金の移転を含む。）について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合

(b)　資本の移動が経済全般の運営、特に金融政策及び為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある例外的な場合

2　1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(d)　一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(e)　他方の締約国に対して速やかに通報されるものであること。

(f)　他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3　一方の締約国は、1の規定に基づく措置を採用した場合において、他方の締約国の要請があったときは、自国が採用した制限の見直しのため、当該他方の締約国と協議を開始する。

第十八条　信用秩序の維持のための措置

1　この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2　締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十九条　知的財産権

1　両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、速やかに協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適当な措置をとる。

2　この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3　この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって自国が当事国であるものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第二十条　租税に係る課税措置

1　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

2　第二条及び第三条の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

第二十一条　健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として当該措置又は当該基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十二条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国又は自国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

3　この条の規定の適用上、

(a)　企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b)　企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第二章　紛争解決

第二十三条　両締約国間の紛争の解決

1　一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2　この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、紛争ごとに次の方法によって構成する。各締約国は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日以内に、各一人の仲裁委員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁委員は、両締約国の承認により仲裁委員長となる者として任命される第三の仲裁委員を選定する。ただし、当該第三の仲裁委員は、いずれかの締約国の国民であってはならない。仲裁委員長は、他の二人の仲裁委員の任命の日から六十日以内に任命される。

3　2に定める必要な任命が2に規定する期間内に行われなかった場合には、いずれの締約国も、別段の合意がある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し当該任命を行うよう要請することができる。

4　仲裁委員会は、両締約国との協議の後、自己の手続規則を定める。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従って紛争について決定を行う。仲裁委員会は、合理的な期間内に投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5　各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十四条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1　申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉（拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。）を通じて当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。

2　一方の紛争当事者が、協議及び交渉によって投資紛争が解決されないと認める場合には、申立人は、次のことを行うことができる。

(a)　自己のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i)　被申立人が次のいずれかに違反したこと。

(A)　前章の規定に基づく義務

(B)　当該企業が当事者である投資に関する合意

(ii)　(i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。

(b)　当該申立人が直接又は間接に所有し、又は支配している法人である被申立人の企業のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i)　被申立人が次のいずれかに違反したこと。

(A)　前章の規定に基づく義務

(B)　当該申立人が当事者である投資に関する合意

(ii)　(i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被ったこと。

3　申立人は、被申立人に対し、この条の規定による仲裁に請求を付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

(a)　当該申立人の氏名又は名称及び住所並びに2(b)の規定によって付託する請求の場合には2(b)に規定する企業の名称、住所及び設立場所

(b)　各請求について、違反があったとされる前章の条項又は投資に関する合意の条項その他関連する条項

(c)　各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠

(d)　当該申立人が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

4　申立人は、請求を生じさせる事態の発生から六箇月が経過したことを条件として、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。

(a)　ＩＣＳＩＤ条約による仲裁。ただし、両締約国がＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

(b)　ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則による仲裁

(c)　紛争当事者が合意する場合には、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁

5　この条の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。

(a)　申立人による仲裁の請求であって、ＩＣＳＩＤ条約第三十六条1に規定するものをＩＣＳＩＤ事務局長が受領した時

(b)　申立人による仲裁に関する通知であって、ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則第三条に規定するものを、ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則第二十条に規定する請求の陳述書とともに被申立人が受領した時

(c)　4(c)の規定により他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁が選択された場合には、申立人による当該仲裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。

(a)に規定する仲裁の請求並びに(b)及び(c)に規定する仲裁に関する通知は、以下「仲裁の通知」という。

6　各締約国は、この協定の規定に従ってこの条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。

2(a)(i)(B)又は(b)(i)(B)の規定に従って請求が付託される場合において、投資に関する合意が紛争解決の場を指定する規定を定めるときは、当該規定は、当該投資に関する合意の違反を主張する請求について前段に規定する同意の取消し又は排除と解してはならない。

7　6の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が2の規定によって申し立てられる違反が発生したこと及び2(a)の規定によって付託する請求の場合には申立人、2(b)の規定によって付託する請求の場合には2(b)に規定する企業が損失又は損害を被ったことを知った又は知るべきであった最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

8　この条の規定による仲裁への請求の付託は、次のいずれかの場合に該当するときを除くほか、行うことができない。

(a)　2(a)の規定によって付託する請求については、次の条件を満たす場合

(i)　申立人が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。

(ii)　申立人が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(a)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

(b)　2(b)の規定によって付託する請求については、次の条件を満たす場合

(i)　申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。

(ii)　申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(b)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

9　8(a)(ii)又は(b)(ii)の規定に従って行われる放棄は、仲裁廷が3、4、7若しくは8に規定する要件が満たされないこと又は他の手続上の若しくは管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、その効力を失う。

10　8(a)(ii)及び(b)(ii)の規定にかかわらず、申立人又は2(b)に規定する企業は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。

11　(a)　仲裁廷は、2(a)(i)(A)又は(b)(i)(A)の規定により請求が付託される場合には、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案について決定する。

(b)　仲裁廷は、2(a)(i)(B)又は(b)(i)(B)の規定により請求が付託される場合には、次のものを適用する。

(i)　関連する投資に関する合意に規定する法規その他紛争当事者が合意する法規

(ii)　法規が規定されていない場合その他紛争当事者により合意されていない場合には、被申立人の法令（法の抵触に関する規則を含む。）

12　(a)　被申立人は、非紛争締約国に次のものを送付する。

(b)　仲裁の通知（仲裁の請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）

13　非紛争締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。

14　被申立人は、この条の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する塡補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。

15　仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。

(a)　被申立人が、申立人及びその投資財産に関し、前章の規定に基づく義務又は2(a)(i)(B)若しくは(b)(i)(B)に規定する投資に関する合意に基づく義務に違反したかどうか。

(b)　違反があった場合には、次の救済措置のいずれか一方又は双方

(i)　損害賠償及び適当な利子

(ii)　原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、適用される仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

16　15の規定に従うことを条件として、2(b)の規定によって付託する請求の場合には、

(a)　損害賠償及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。

(b)　原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。

(c)　裁定においては、自然人又は企業が救済につき関係法令に基づいて有するいかなる権利にも当該裁定が影響を及ぼすものではないことを定めるものとする。

17　被申立人は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に入手可能なものとすることができる。

(a)　業務上の秘密の情報

(b)　いずれかの締約国の法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c)　関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

18　仲裁地は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国の国内とする。

19　仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ＩＣＳＩＤ条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。

第二十五条　紛争解決の適用除外

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。その改正を含む。）に基づく日本国の決定であって、同法に基づく事前届出を要する投資に関するもの（投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止の命令を含む。）は、この章の紛争解決の規定の対象とならない。

第二十六条　文書の送達

1　この章の規定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により締約国に送達する。

(a)　日本国については、外務省国際法局

(b)　タジキスタン共和国については、外務省法務局

2　一方の締約国は、1に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に通報する。

3　各締約国は、1及び2に規定する自国の当局の住所を公に入手可能なものとする。

第三章　合同委員会

第二十七条　合同委員会

1　両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a)　この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b)　第七条1の規定に従って維持され、改正され、又は修正された適合しない措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。

(c)　第七条2の規定に従って採用され、又は維持された適合しない措置について、両締約国の投資家にとって良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。

(d)　この協定の範囲内の投資に関連する事項であって投資環境の整備に関係するものについて情報を交換し、及び討議すること。

(e)　投資に関連するその他の事項であってこの協定に関係するものについて討議すること。

2　委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に対して適当な勧告を行うことができる。

3　委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であって、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4　委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5　委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6　委員会は、いずれかの締約国の要請があった場合には、会合する。

第四章　最終規定

第二十八条　見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十九条　最終規定

1　両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

2　いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3　この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域において当該他方の締約国の法令に従って取得されたものについても適用する。

4　この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

5　この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

6　附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十五年十二月十九日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
茂木敏充

タジキスタン共和国のために
ラヒムゾダ・スルトン

附属書Ⅰ　第七条1(a)に規定する現行の適合しない措置

1　締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務の一部又は全部に服さない当該締約国の現行の措置について、第七条1(a)の規定に従って記載するものである。

(a)　第二条（内国民待遇）
(b)　第三条（最恵国待遇）
(c)　第六条（特定措置の履行要求の禁止）

注釈　日本国の表の留保事項には、第十六条の規定に基づいて同国がとる措置を含むことがある。

2　(a)　分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。

(b)　小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。

(c)　産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動を、国内産業分類又は国際産業分類に従って、透明性の観点からのみ示す。

(d)　関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって、第七条1(a)の規定に従って、掲げられた措置について適用しないものを特定する。

(e)　措置。「措置」には、留保事項が対象とする法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置をいい、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(f)　概要。「概要」には、適合しない措置を記載し、又は留保事項が対象とする措置の一般的な、かつ、拘束力のない概要を記載する。

3　留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。留保事項は、当該留保事項が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」の事項は、他の全ての事項に優先する。

4　この附属書の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、日本国総務省が作成し、二千二十三年七月二十七日に改定した日本標準産業分類をいう。

日本国の表

一	
分野	航空宇宙産業
小分野	航空機製造修理業
産業分類	ＪＳＩＣ　一六　化学工業 ＪＳＩＣ　一八　プラスチック製品製造業（別掲を除く。） ＪＳＩＣ　一九　ゴム製品製造業 ＪＳＩＣ　二一　窯業・土石製品製造業 ＪＳＩＣ　二三　非鉄金属製造業 ＪＳＩＣ　二四　金属製品製造業 ＪＳＩＣ　二五　汎用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二七　業務用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二八　電子部品・デバイス・電子回路製造業 ＪＳＩＣ　二九　電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三〇　情報通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三一　輸送用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三九　情報サービス業 ＪＳＩＣ　九〇　機械等修理業（別掲を除く。） 注　ＪＳＩＣ一六、一八、一九、二一、二三から二五まで、二七から三一まで、三九又は九〇に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、航空宇宙産業に関連するものに限られる。
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条 航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで
概要	1　居住者と非居住者との間の航空機産業に関する技術導入契約は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件に従う。 2　航空機を製造し、又は航空機の修理サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づいて航空機の製造又は修理に関連する工場を設立しなければならない。

二	
分野	金融業
小分野	銀行業
産業分類	ＪＳＩＣ　六二二　銀行（中央銀行を除く。）
関連する義務	ＪＳＩＣ　六三一　中小企業等金融業 内国民待遇（第二条）
措置	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条
概要	預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行の支店が受け入れる預金については対象としない。

三	
分野	情報通信業
小分野	電気通信業
産業分類	ＪＳＩＣ　三七〇〇　主として管理事務を行う本社等 ＪＳＩＣ　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） ＪＳＩＣ　三七三一　電気通信に附帯するサービス業

関連する義務
内国民待遇（第二条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置
概要
日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条
1　NTT株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国政府又はその代表者
(c)　外国の法人又は団体
2　日本国の国籍を有しない自然人は、NTT株式会社、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の代表取締役に就任してはならない。
3　日本国の国籍を有しない自然人は、NTT株式会社、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の取締役又は監査役の三分の一以上を占めてはならない。

四

分野
小分野
産業分類
関連する義務
船舶の国籍に関する事項
内国民待遇（第二条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置
船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条
概要
日本国の船籍は、日本国の法令に基づいて設立された会社であってその代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。

五

分野
小分野
産業分類
関連する義務
鉱業
JSIC　〇五　鉱業、採石業、砂利採取業
内国民待遇（第二条）
措置
鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章
概要
日本国の国民又は日本国の法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。

六

分野
小分野
産業分類
関連する義務
運輸業
航空運輸業
JSIC　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等
JSIC　四六一一　航空運送業
内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要
1　日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人
2　日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等は、1(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であって当該航空運送事業者又は当該持株会社等の株式を有するものからその氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより1(d)に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。
3　外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
4　外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
5　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

七

分野
小分野
産業分類
関連する義務
運輸業
航空運輸業
JSIC　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等
JSIC　四六二一　航空機使用業（航空運送業を除く。）
内国民待遇（第二条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要
1　航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人
航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。
2　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

八

分野
小分野
産業分類
関連する義務
運輸業
航空機登録原簿への航空機の登録
内国民待遇（第二条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章
概要
1　次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人
2　外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

九	
分野	運輸業
小分野	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）
産業分類	ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業 ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
概要	次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人

十	
分野	運輸業
小分野	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）
産業分類	ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業 ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
概要	1　次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2　1に掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。

十一	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条
概要	日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港を行ってはならず、日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

タジキスタン共和国の表

一	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置	タジキスタン共和国移住法（千九百九十九年法律第八百八十一号）第七条及び第九条並びに関連するタジキスタン共和国大統領令
概要	タジキスタン共和国の領域における外国籍を有する被用者の数は、出入国管理のため、タジキスタン共和国大統領及び関連する行政当局によって承認される割当てにより制限することができる。

附属書Ⅱ　第七条2に規定する適合しない措置

1　締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動について、第七条2の規定に従って記載するものである。

(a)　第二条（内国民待遇）

(b)　第三条（最恵国待遇）

(c)　第六条（特定措置の履行要求の禁止）

注釈　日本国の表の留保事項には、第十六条の規定に基づいて同国がとる措置を含むことがある。

2　表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。

(b)　小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。

(c)　産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動を、国内産業分類又は国際産業分類に従って、透明性の観点からのみ示す。

(d)　関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって、第七条2の規定に従って、留保事項に掲げる分野、小分野又は活動について適用しないものを特定する。

(e)　概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動の範囲又は性質を記載する。

(f)　現行の措置。「現行の措置」には、特定する場合には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用のある現行の措置の一覧（全てを網羅するものではないもの）を、透明性の観点から明示する。

3　留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」の事項は、他の全ての事項に優先する。

4　この附属書の適用上、

(a)　「ＪＳＩＣ」とは、日本国総務省が作成し、二千二十三年七月二十七日に改定した日本標準産業分類をいう。

(b)　「ＣＰＣ」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

日本国の表

一	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）

	概要
	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a)　タジキスタン共和国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b)　タジキスタン共和国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c)　後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。
	現行の措置

二	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	日本国は、日本国における電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

三	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	最恵国待遇（第三条）
概要	日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　航空 (b)　漁業 (c)　海事（海難救助を含む。）
現行の措置	

四	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
概要	補助金については、タジキスタン共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。
現行の措置	

五	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	1　日本国は、この協定の効力発生の日の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得た産業以外の産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2　この協定の効力発生の日にＪＳＩＣ又はＣＰＣにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されている産業は、同日に日本国政府が認識し得たものとする。 3　日本国は、この協定の効力発生の日には技術的に投資が可能でなかった産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

六	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国において投資を行おうとする外国投資家について適用する。ただし、次のいずれかの場合に限る。 (a)　外国投資家が行おうとする投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがある場合 (b)　外国投資家が、日本国が経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約第二条ｂの規定に基づき留保を付しているものに含まれる業種に対して投資を行おうとする場合 注　この留保事項の適用上、「経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約」とは、千九百六十一年十二月十二日に経済協力開発機構理事会によって採択された資本移動の自由化に関する規約（その改正又は修正を含む。）をいう。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第二十八条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第四条

七	
分野	航空宇宙産業
小分野	宇宙開発産業
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	日本国は、宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条

八	
分野	武器・火薬産業
小分野	武器産業 火薬類製造業
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条

九	
分野	教育及び学習支援業
小分野	初等及び中等教育サービス
産業分類	ＪＳＩＣ　八一一　幼稚園 ＪＳＩＣ　八一二　小学校 ＪＳＩＣ　八一三　中学校、義務教育学校 ＪＳＩＣ　八一四　高等学校、中等教育学校 ＪＳＩＣ　八一五　特別支援学校 ＪＳＩＣ　八一九　幼保連携型認定こども園

関連する義務	内国民待遇（第二条）
概要	日本国は、初等及び中等教育サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

十

分野	エネルギー産業
小分野	電気業 ガス業 原子力産業
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	日本国は、「小分野」の事項に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条

十一

分野	漁業
小分野	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業 ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業 ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業 ＪＳＩＣ　八〇九三　遊漁船業
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	日本国は、日本国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (a)　水産資源の採取を伴わない調査 (b)　集魚 (c)　漁獲物の保蔵及び加工 (d)　漁獲物及びその製品の輸送 (e)　漁業に使用される他の船舶への補給
現行の措置	外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条

十二

分野	情報通信業
小分野	放送業
産業分類	ＪＳＩＣ　三八〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 ＪＳＩＣ　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業

タジキスタン共和国の表

一

分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）

関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二章 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五章及び第八章

十三

分野	土地取引に関する事項
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
概要	日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。
現行の措置	外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条

十四

分野	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育、公営住宅等の社会事業サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

十五

分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	日本国は、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。
現行の措置	

	概要
	タジキスタン共和国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) 日本国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) 日本国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の役員、理事、取締役又は被用者の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。
	現行の措置
二	分野 小分野 産業分類 関連する義務
	全ての分野 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
	概要
	タジキスタン共和国は、タジキスタン共和国における電信サービス、賭博サービス、たばこの製造、タジキスタン国立銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
	現行の措置
三	分野 小分野 産業分類 関連する義務
	土地取引に関する事項 内国民待遇（第三条）
	概要
	タジキスタン共和国政府は、外国人又は外国法人によるタジキスタン共和国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。
	現行の措置
	タジキスタン共和国土地法（二千四年法律第二十三号）第二十五条
四	分野 小分野 産業分類 関連する義務
	エネルギー産業 電気業 内国民待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
	概要
	タジキスタン共和国は、電気業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
	現行の措置
五	分野 小分野 産業分類 関連する義務
	金融業 銀行業 内国民待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
	概要
	タジキスタン共和国は、銀行業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
	現行の措置

外務大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN JAPAN
AND THE REPUBLIC OF TAJIKISTAN
FOR THE LIBERALISATION, PROMOTION
AND PROTECTION OF INVESTMENT

Japan and the Republic of Tajikistan (hereinafter referred to as "the Contracting Parties"),

Desiring to further promote investment in order to strengthen the economic relationship between the Contracting Parties;

Intending to further create stable, equitable, favourable and transparent conditions for greater investment by investors of a Contracting Party in the Area of the other Contracting Party;

Recognising the growing importance of the progressive liberalisation of investment for stimulating initiative of investors and for promoting prosperity in the Contracting Parties;

Recognising that these objectives can be achieved without relaxing health, safety and environmental measures of general application; and

Recognising the importance of the cooperative relationship between labour and management in promoting investment between the Contracting Parties;

Have agreed as follows:

CHAPTER I
INVESTMENT

Article 1
Definitions

For the purposes of this Agreement:

(a) the term “investment” means every kind of asset owned or controlled, directly or indirectly, by an investor, including:

(i) an enterprise and a branch of an enterprise;

(ii) shares, stocks or other forms of equity participation in an enterprise;

(iii) bonds, debentures, loans and other forms of debt;

(iv) futures, options and other derivatives;

(v) rights under contracts, including turnkey, construction, management, production or revenue-sharing contracts;

(vi) claims to money and to any performance under contract having a financial value;

(vii) intellectual property rights, including copyrights and related rights, patent rights and rights relating to utility models, trademarks, industrial designs, layout-designs of integrated circuits, new varieties of plants, trade names, indications of source or geographical indications and undisclosed information;

(viii) rights conferred pursuant to laws and regulations or contracts such as concessions, licences, authorisations and permits, including those for the exploration and exploitation of natural resources; and

(ix) any other tangible and intangible, movable and immovable property, and any related property rights, such as leases, mortgages, liens and pledges;

An investment includes the amounts yielded by an investment, in particular, profit, interest, capital gains, dividends, royalties and fees. A change in the form in which assets are invested does not affect their character as an investment.

(b) the term “investment agreement” means a written agreement between the central or local government or authority of a Contracting Party and an investor of the other Contracting Party or its investment that is an enterprise in the Area of the former Contracting Party, on which the investor or the investment relies in establishing or acquiring an investment in the former Contracting Party;

Note: A “written agreement” refers to an agreement in writing, executed by both parties, whether in a single instrument or in multiple instruments, that creates an exchange of rights and obligations, binding on both parties under the applicable law under subparagraph 11(b) of Article 24. For greater certainty:

(i) a unilateral act of an administrative or judicial authority, such as a permit, licence or authorisation issued by a Contracting Party solely in its regulatory capacity, or a decree, order or judgement, standing alone; and

(ii) an administrative or judicial consent decree or order,

shall not be considered a written agreement.

(c) the term “investor of a Contracting Party” means:

(i) a natural person having the nationality of a Contracting Party in accordance with its laws and regulations; or

(ii) an enterprise of a Contracting Party,

that seeks to make, is making or has made investments in the Area of the other Contracting Party;

(d) the term “enterprise” means any legal person or any other entity duly constituted or organised under the applicable laws and regulations, whether or not for profit, and whether private or government owned or controlled, including any corporation, trust, partnership, sole proprietorship, joint venture, association, organisation or company;

(e) the term “enterprise of a Contracting Party” means an enterprise duly constituted or organised under the applicable laws and regulations of that Contracting Party;

(f) the term “investment activities” means establishment, acquisition, expansion, operation, management, maintenance, use, enjoyment and sale or other disposal of investments;

(g) the term “Area” means, with respect to a Contracting Party, the territory of that Contracting Party, and the exclusive economic zone and the continental shelf with respect to which that Contracting Party exercises sovereign rights or jurisdiction in accordance with international law;

(h) the term “existing” means being in effect on the date of entry into force of this Agreement;

(i) the term “freely usable currency” means freely usable currency as defined under the Articles of Agreement of the International Monetary Fund;

(j) the term “WTO Agreement” means the Marrakesh Agreement Establishing the World Trade Organization, done at Marrakesh, April 15, 1994;

(k) the term “TRIPS Agreement” means the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights in Annex 1C to the WTO Agreement;

(l) the term “claimant” means an investor of a Contracting Party that is a party to an investment dispute with the other Contracting Party;

(m) the term “respondent” means the Contracting Party that is a party to an investment dispute;

(n) the term “disputing party” means either the claimant or the respondent;

(o) the term “disputing parties” means the claimant and the respondent;

(p) the term “non-disputing Party” means the Contracting Party that is not a party to an investment dispute;

(q) the term “ICSID” means the International Centre for Settlement of Investment Disputes;

(r) the term “ICSID Convention” means the Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of other States, done at Washington, March 18, 1965;

(s) the term “New York Convention” means the Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards, done at New York, June 10, 1958; and

(t) the term “UNCITRAL Arbitration Rules” means the Arbitration Rules of the United Nations Commission on International Trade Law.

Article 2
National Treatment

1. Each Contracting Party shall in its Area accord to investors of the other Contracting Party and to their investments treatment no less favourable than the treatment it accords in like circumstances to its own investors and to their investments with respect to investment activities.

2. Paragraph 1 shall not be construed to prevent a Contracting Party from adopting or maintaining a measure that prescribes special formalities in connection with investment activities of investors of the other Contracting Party in its Area, provided that such special formalities do not impair the substance of the rights of such investors under this Agreement.

Article 3
Most-Favoured-Nation Treatment

Each Contracting Party shall in its Area accord to investors of the other Contracting Party and to their investments treatment no less favourable than the treatment it accords in like circumstances to investors of a non-Contracting Party and to their investments with respect to investment activities.

Note: For greater certainty, the treatment referred to in this Article does not encompass international dispute settlement procedures or mechanisms under any international agreement.

Article 4
General Treatment

Each Contracting Party shall in its Area accord to investments of investors of the other Contracting Party treatment in accordance with customary international law, including fair and equitable treatment and full protection and security.

Article 5
Access to the Courts of Justice

Each Contracting Party shall in its Area accord to investors of the other Contracting Party treatment no less favourable than the treatment it accords in like circumstances to its own investors or to investors of a non-Contracting Party with respect to access to the courts of justice and administrative tribunals and agencies in all degrees of jurisdiction, both in pursuit and in defence of the rights of the investors of the other Contracting Party.

Article 6
Prohibition of Performance Requirements

1. Neither Contracting Party may impose or enforce any of the following requirements, or enforce any commitment or undertaking, in connection with investment activities of an investor of a Contracting Party or of a non-Contracting Party in its Area:

(a) to export a given level or percentage of goods or services;

(b) to achieve a given level or percentage of domestic content;

(c) to purchase, use or accord a preference to goods produced or services provided in its Area, or to purchase goods or services from a natural person or an enterprise in its Area;

(d) to relate in any way the volume or value of imports to the volume or value of exports or to the amount of foreign exchange inflows associated with an investment of the investor;

(e) to restrict sales of goods or services in its Area that an investment of the investor produces or provides by relating such sales in any way to the volume or value of its exports or foreign exchange earnings;

(f) to restrict the exportation or sale for export;

(g) to appoint, as executives, managers or members of board of directors, natural persons of any particular nationality;

(h) to adopt:

(i) a given rate or amount of royalty under a licence contract; or

(ii) a given duration of the term of a licence contract,

in regard to any licence contract freely entered into between the investor and a natural person or an enterprise in its Area, whether it has been entered into or not, provided that the requirement is imposed or the commitment or undertaking is enforced by an exercise of governmental authority of the Contracting Party;

Note: A "licence contract" referred to in this subparagraph means any licence contract concerning transfer of technology, a production process, or other proprietary knowledge.

(i) to transfer technology, a production process or other proprietary knowledge to a natural person or an enterprise in its Area;

(j) to locate the headquarters of the investor for a specific region or the world market in its Area;

(k) to hire a given number or percentage of its nationals;

(l) to achieve a given level or value of research and development in its Area; or

(m) to supply one or more of the goods that the investor produces or the services that the investor provides to a specific region or the world market, exclusively from its Area.

2. Neither Contracting Party may condition the receipt or continued receipt of an advantage, in connection with investment activities of an investor of a Contracting Party or of a non-Contracting Party in its Area, on compliance with any of the following requirements:

(a) to achieve a given level or percentage of domestic content;

(b) to purchase, use or accord a preference to goods produced in its Area, or to purchase goods from a natural person or an enterprise in its Area;

(c) to relate in any way the volume or value of imports to the volume or value of exports or to the amount of foreign exchange inflows associated with an investment of the investor;

(d) to restrict sales of goods or services in its Area that an investment of the investor produces or provides by relating such sales in any way to the volume or value of its exports or foreign exchange earnings; or

(e) to restrict the exportation or sale for export.

3. (a) Nothing in paragraph 2 shall be construed to prevent a Contracting Party from conditioning the receipt or continued receipt of an advantage, in connection with investment activities of an investor of a Contracting Party or of a non-Contracting Party in its Area, on compliance with a requirement to locate production, supply a service, train or employ workers, construct or expand particular facilities, or carry out research and development, in its Area.

(b) Subparagraphs 1(h) and 1(i) shall not apply when the requirement is imposed or the commitment or undertaking is enforced by a court of justice, administrative tribunal or competition authority to remedy an alleged violation of competition laws.

(c) Subparagraph 1(i) shall not apply when the requirement concerns the transfer of intellectual property rights which is undertaken in a manner not inconsistent with the TRIPS Agreement.

(d) Subparagraphs 2(a) and 2(b) shall not apply to requirements imposed by an importing Contracting Party relating to the content of goods necessary to qualify for preferential tariffs or preferential quotas.

4. Paragraphs 1 and 2 shall not apply to any requirement other than the requirements set out in those paragraphs.

Article 7
Non-Conforming Measures

1. Articles 2, 3 and 6 shall not apply to:

(a) any existing non-conforming measure that is maintained by the following, as set out in the Schedule of each Contracting Party in Annex I:

(i) the central government of a Contracting Party; or

(ii) a prefecture of Japan, or a region of the Republic of Tajikistan;

(b) any existing non-conforming measure that is maintained by a local government other than a prefecture or a region referred to in subparagraph (a)(ii);

(c) the continuation or prompt renewal of any non-conforming measure referred to in subparagraphs (a) and (b); or

(d) an amendment or modification to any non-conforming measure referred to in subparagraphs (a) and (b), provided that the amendment or modification does not decrease the conformity of the measure, as it existed immediately before the amendment or modification, with Articles 2, 3 and 6.

2. Articles 2, 3 and 6 shall not apply to any measure that a Contracting Party adopts or maintains with respect to sectors, sub-sectors or activities set out in its Schedule in Annex II.

3. Neither Contracting Party shall, under any measure adopted after the date of entry into force of this Agreement and covered by its Schedule in Annex II, require an investor of the other Contracting Party, by reason of its nationality, to sell or otherwise dispose of an investment that exists at the time when the measure becomes effective.

4. In cases where a Contracting Party makes an amendment or a modification to any existing non-conforming measure set out in its Schedule in Annex I or where a Contracting Party adopts any new or more restrictive measure with respect to sectors, sub-sectors or activities set out in its Schedule in Annex II after the date of entry into force of this Agreement, the Contracting Party shall, prior to the implementation of the amendment or modification or the new or more restrictive measure, or in exceptional circumstances, as soon as possible thereafter:

(a) notify the other Contracting Party of detailed information on such amendment or modification, or such measure; and

(b) hold, upon request by the other Contracting Party, consultations in good faith with the other Contracting Party with a view to achieving mutual satisfaction.

5. Each Contracting Party shall endeavour, where appropriate, to reduce or eliminate the non-conforming measures specified in its Schedules in Annexes I and II respectively.

6. Articles 2 and 3 shall not apply to any measure covered by the exceptions to, or derogations from, obligations under Articles 3 and 4 of the TRIPS Agreement, as specifically provided in Articles 3 through 5 of the TRIPS Agreement.

7. Articles 2, 3 and 6 shall not apply to any measure that a Contracting Party adopts or maintains with respect to government procurement.

Article 8
Transparency

1. Each Contracting Party shall promptly publish, or otherwise make publicly available, its laws, regulations, administrative procedures and administrative rulings and judicial decisions of general application as well as international agreements which pertain to or affect the implementation and operation of this Agreement.

2. Each Contracting Party shall, upon request by the other Contracting Party, promptly respond to specific questions and provide that other Contracting Party with information on matters set out in paragraph 1.

3. Paragraphs 1 and 2 shall not be construed to oblige either Contracting Party to disclose confidential information, the disclosure of which would impede law enforcement or otherwise be contrary to the public interest, or which would prejudice privacy or legitimate commercial interests.

Article 9
Public Comment Procedures

Each Contracting Party shall, in accordance with its laws and regulations, endeavour to provide, except in cases of emergency or of purely minor nature, a reasonable opportunity for comments by the public before the adoption, amendment or repeal of regulations of general application that affect any matter covered by this Agreement.

Article 10
Measures against Corruption

Each Contracting Party shall ensure that measures and efforts are undertaken to prevent and combat corruption regarding matters covered by this Agreement in accordance with its laws and regulations.

Article 11
Entry, Sojourn and Residence of Investors

Each Contracting Party shall, in accordance with its laws and regulations, give sympathetic consideration to applications for entry, sojourn and residence of a natural person having the nationality of the other Contracting Party as well as personnel employed by, and an executive, a manager and a member of the board of directors of, an enterprise of the other Contracting Party, who wish to enter the territory of the former Contracting Party and remain therein for the purpose of investment activities.

Article 12
Expropriation and Compensation

1. Neither Contracting Party shall expropriate or nationalise an investment in its Area of an investor of the other Contracting Party or take any measure equivalent to expropriation or nationalisation (hereinafter referred to as “expropriation”) except:

(a) for a public purpose;

(b) in a non-discriminatory manner;

(c) upon payment of prompt, adequate and effective compensation in accordance with paragraphs 2 through 5; and

(d) in accordance with due process of law.

2. The compensation shall be equivalent to the fair market value of the expropriated investments at the time when the expropriation was publicly announced or when the expropriation occurred, whichever is earlier. The fair market value shall not reflect any change in value occurring because the expropriation had become publicly known earlier.

3. The compensation shall be paid without delay, shall include interest at a commercially reasonable rate accrued from the date of expropriation until the date of payment and shall be effectively realisable and freely transferable.

4. If payment is made in a freely usable currency, the compensation paid shall include interest, at a commercially reasonable rate for that currency, accrued from the date of expropriation until the date of payment.

5. If a Contracting Party elects to pay in a currency other than a freely usable currency, the compensation paid shall be no less than the sum of the following converted into the currency of payment at the market rate of exchange prevailing on the date of payment:

(a) the fair market value on the date of expropriation, converted into a freely usable currency at the market rate of exchange prevailing on that date; and

(b) interest, at a commercially reasonable rate for that freely usable currency, accrued from the date of expropriation until the date of payment.

6. This Article does not apply to the issuance of compulsory licences granted in relation to intellectual property rights in accordance with the TRIPS Agreement, or to the revocation, limitation or creation of intellectual property rights, to the extent that such issuance, revocation, limitation or creation is consistent with the TRIPS Agreement.

Article 13
Protection from Strife

1. Each Contracting Party shall accord to investors of the other Contracting Party that have suffered loss or damage relating to their investments in the Area of the former Contracting Party due to armed conflict or a state of emergency such as revolution, insurrection, civil disturbance or any other similar event in the Area of that former Contracting Party, treatment, as regards restitution, indemnification, compensation or any other settlement, that is no less favourable than the treatment it accords to its own investors or to investors of a non-Contracting Party, whichever is more favourable to the investors of the other Contracting Party.

2. Any payment as a means of settlement referred to in paragraph 1 shall be effectively realisable, freely transferable and freely convertible at the market exchange rate into freely usable currencies.

3. Neither Contracting Party shall be derogated from its obligation under paragraph 1 by reason of its measures taken pursuant to paragraph 2 of Article 16.

Article 14
Subrogation

If a Contracting Party or its designated agency makes a payment to any investor of that Contracting Party under an indemnity, guarantee or insurance contract, pertaining to an investment of such investor in the Area of the other Contracting Party, the latter Contracting Party shall recognise the assignment to the former Contracting Party or its designated agency of any right or claim of such investor on account of which such payment is made and shall recognise the right of the former Contracting Party or its designated agency to exercise by virtue of subrogation any such right or claim to the same extent as the original right or claim of the investor. As regards payment to be made to that former Contracting Party or its designated agency by virtue of such assignment of right or claim and the transfer of such payment, the provisions of Articles 12, 13 and 15 shall apply *mutatis mutandis*.

Article 15
Transfers

1. Each Contracting Party shall ensure that all transfers relating to investments in its Area of an investor of the other Contracting Party may be freely made into and out of its Area without delay. Such transfers shall include, in particular, though not exclusively:

(a) the initial capital and additional amounts to maintain or increase investments;

(b) profits, interest, capital gains, dividends, royalties, fees or other current incomes accruing from investments;

(c) payments made under a contract including loan payments in connection with investments;

(d) proceeds of the total or partial sale or liquidation of investments;

(e) earnings and remuneration of personnel from abroad who work in connection with investments in the Area of the former Contracting Party;

(f) payments made in accordance with Articles 12 and 13; and

(g) payments arising out of a dispute.

2. Each Contracting Party shall further ensure that such transfers may be made without delay in freely usable currencies at the market exchange rate prevailing on the date of the transfer.

3. Notwithstanding paragraphs 1 and 2, a Contracting Party may delay or prevent a transfer through the equitable, non-discriminatory and good-faith application of its laws and regulations relating to:

(a) bankruptcy, insolvency or the protection of the rights of creditors;

(b) issuing, trading or dealing in securities, futures, options or derivatives;

(c) criminal or penal offences;

(d) reporting or record keeping of transfers of currency or other monetary instruments when necessary to assist law enforcement or financial regulatory authorities; or

(e) ensuring compliance with orders or judgements in adjudicatory proceedings.

Article 16
General and Security Exceptions

1. Subject to the requirement that such measures are not applied by a Contracting Party in a manner which would constitute a means of arbitrary or unjustifiable discrimination against, or a disguised restriction on investors of the other Contracting Party and their investments in the Area of the former Contracting Party, nothing in this Agreement shall be construed to prevent the former Contracting Party from adopting or enforcing measures:

(a) necessary to protect human, animal or plant life or health;

(b) necessary to protect public morals or to maintain public order, provided that the public order exception may only be invoked where a genuine and sufficiently serious threat is posed to one of the fundamental interests of society;

(c) necessary to secure compliance with the laws or regulations which are not inconsistent with the provisions of this Agreement including those relating to:

(i) the prevention of deceptive and fraudulent practices or to deal with the effects of a default on contract;

(ii) the protection of the privacy of the individual in relation to the processing and dissemination of personal data and the protection of confidentiality of personal records and accounts; or

(iii) safety; or

(d) imposed for the protection of national treasures of artistic, historic or archaeological value.

2. Subject to paragraph 3 of Article 13, nothing in this Agreement shall be construed to prevent a Contracting Party from adopting or enforcing measures:

(a) which it considers necessary for the protection of its essential security interests, including measures:

(i) taken in time of war, armed conflict, or other emergency in that Contracting Party or in international relations; or

(ii) relating to the implementation of national policies or international agreements respecting the non-proliferation of weapons; or

(b) in pursuance of its obligations under the United Nations Charter for the maintenance of international peace and security.

3. Nothing in this Agreement shall be construed to require a Contracting Party to furnish or allow access to any information the disclosure of which it determines to be contrary to its essential security interests.

4. In cases where a Contracting Party takes any measure, pursuant to paragraph 2, that does not conform with the obligations of the provisions of this Agreement, that Contracting Party shall not use such measure as a means of avoiding its obligations.

Article 17
Temporary Safeguard Measures

1. A Contracting Party may adopt or maintain restrictive measures with regard to cross-border capital transactions as well as payments or transfers including transfers referred to in Article 15 for transactions related to investments:

(a) in the event of serious balance-of-payments and external financial difficulties or threat thereof; or

(b) in exceptional cases where movements of capital cause or threaten to cause serious difficulties for macroeconomic management, in particular monetary and exchange rate policies.

2. Restrictive measures referred to in paragraph 1 shall:

(a) be applied in such a manner that the other Contracting Party is treated no less favourably than any non-Contracting Party;

(b) be consistent with the Articles of Agreement of the International Monetary Fund;

(c) not exceed those necessary to deal with the circumstances set out in paragraph 1;

(d) be temporary and be phased out progressively as the situation specified in paragraph 1 improves;

(e) be promptly notified to the other Contracting Party; and

(f) avoid unnecessary damages to the commercial, economic and financial interests of the other Contracting Party.

3. The Contracting Party which has adopted any measures under paragraph 1 shall, upon request, commence consultations with the other Contracting Party in order to review the restrictions adopted by the former Contracting Party.

Article 18
Prudential Measures

1. Notwithstanding any other provisions of this Agreement, a Contracting Party shall not be prevented from taking measures relating to financial services for prudential reasons, including measures for the protection of investors, depositors, policy holders or persons to whom a fiduciary duty is owed by an enterprise supplying financial services, or to ensure the integrity and stability of its financial system.

2. Where the measures taken by a Contracting Party pursuant to paragraph 1 do not conform with this Agreement, they shall not be used as a means of avoiding the obligations of the Contracting Party under this Agreement.

Article 19
Intellectual Property Rights

1. The Contracting Parties shall grant and ensure the adequate and effective protection of intellectual property rights, and promote efficiency and transparency in intellectual property protection system. For this purpose, the Contracting Parties shall promptly consult with each other at the request of either Contracting Party. Depending on the results of the consultation, each Contracting Party shall, in accordance with its laws and regulations, take appropriate measures to remove the factors which are recognised as having adverse effects to the investments of investors of the other Contracting Party.

2. Nothing in this Agreement shall affect the rights and obligations of the Contracting Parties under multilateral agreements in respect of protection of intellectual property rights to which the Contracting Parties are parties.

3. Nothing in this Agreement shall be construed to oblige either Contracting Party to extend to investors of the other Contracting Party and to their investments treatment accorded to investors of a non-Contracting Party and to their investments by virtue of multilateral agreements in respect of protection of intellectual property rights, to which the former Contracting Party is a party.

Article 20
Taxation Measures

1. Nothing in this Agreement shall affect the rights and obligations of either Contracting Party under any tax convention. In the event of any inconsistency between this Agreement and any such convention, that convention shall prevail to the extent of the inconsistency.

2. Articles 2 and 3 shall not apply to taxation measures.

Article 21
Health, Safety and Environmental Measures
and Labour Standards

Each Contracting Party recognises that it is inappropriate to encourage investment by investors of the other Contracting Party and of a non-Contracting Party by relaxing its health, safety or environmental measures, or by lowering its labour standards. To this effect, each Contracting Party should not waive or otherwise derogate from such measures or standards as an encouragement for the establishment, acquisition or expansion of investments in its Area by investors of the other Contracting Party and of a non-Contracting Party.

Article 22
Denial of Benefits

1. A Contracting Party may deny the benefits of this Agreement to an investor of the other Contracting Party that is an enterprise of the other Contracting Party and to its investments if the enterprise is owned or controlled by an investor of a non-Contracting Party and the denying Contracting Party:

(a) does not maintain diplomatic relations with the non-Contracting Party; or

(b) adopts or maintains measures with respect to the non-Contracting Party that prohibit transactions with the enterprise or that would be violated or circumvented if the benefits of this Agreement were accorded to the enterprise or to its investments.

2. A Contracting Party may deny the benefits of this Agreement to an investor of the other Contracting Party that is an enterprise of the other Contracting Party and to its investments if the enterprise is owned or controlled by an investor of a non-Contracting Party or of the denying Contracting Party and the enterprise has no substantial business activities in the Area of the other Contracting Party.

3. For the purposes of this Article, an enterprise is:

(a) “owned” by an investor if more than fifty percent of the equity interest in it is beneficially owned by the investor; and

(b) “controlled” by an investor if the investor has the power to name a majority of its directors or otherwise to legally direct its actions.

CHAPTER II
DISPUTE SETTLEMENT

Article 23
Settlement of Dispute between the Contracting Parties

1. Each Contracting Party shall accord sympathetic consideration to, and shall afford adequate opportunity for consultation regarding, such representations as the other Contracting Party may make with respect to any matter affecting the implementation of this Agreement.

2. Any dispute between the Contracting Parties as to the interpretation and application of this Agreement, not satisfactorily adjusted by diplomacy, shall be referred for decision to an arbitration board. Such arbitration board shall be constituted for each dispute in the following way. Within sixty days from the date of receipt by either Contracting Party from the other Contracting Party of a note requesting arbitration of the dispute, each Contracting Party shall appoint an arbitrator. The two arbitrators shall select a third arbitrator who, upon approval by the Contracting Parties, shall be appointed as the Chairperson, provided that the third arbitrator shall not be a national of either Contracting Party. The Chairperson shall be appointed within sixty days from the date of appointment of the other two arbitrators.

3. If the necessary appointments referred to in paragraph 2 have not been made within the periods referred to in that paragraph, either Contracting Party may, unless otherwise agreed, request the Secretary-General of the Permanent Court of Arbitration at The Hague to make such appointments.

4. The arbitration board shall determine its own procedural rules, after consultation with the Contracting Parties. The arbitration board shall decide the dispute in accordance with this Agreement and the rules and principles of international law applicable to the subject matter. The arbitration board shall within a reasonable period of time reach its decision by a majority of votes. Such decision shall be final and binding.

5. Each Contracting Party shall bear the cost of the arbitrator of its choice and its representation in the arbitral proceedings. The cost of the Chairperson of the arbitration board in discharging his or her duties and the remaining costs of the arbitration board shall be borne equally by the Contracting Parties.

Article 24
Settlement of Investment Disputes
between a Contracting Party
and an Investor of the Other Contracting Party

1. In the event of an investment dispute between the claimant and the respondent, they should initially seek to resolve the dispute through consultation and negotiation, which may include the use of non-binding, third-party procedures.

2. In the event that a disputing party considers that an investment dispute cannot be settled by consultation and negotiation:

(a) the claimant, on its own behalf, may submit to arbitration under this Article a claim:

(i) that the respondent has breached:

(A) an obligation under Chapter I; or

(B) an investment agreement to which the claimant is a party; and

(ii) that the claimant has incurred loss or damage by reason of, or arising out of, that breach; and

(b) the claimant, on behalf of an enterprise of the respondent that is a legal person that the claimant owns or controls directly or indirectly, may submit to arbitration under this Article a claim:

(i) that the respondent has breached:

(A) an obligation under Chapter I; or

(B) an investment agreement to which the enterprise is a party; and

(ii) that the enterprise has incurred loss or damage by reason of, or arising out of, that breach.

3. At least ninety days before submitting any claim to arbitration under this Article, a claimant shall deliver to the respondent a written notice of its intention to submit the claim to arbitration (hereinafter referred to as “notice of intent”). The notice of intent shall specify:

(a) the name and address of the claimant and, in the case of subparagraph 2(b), the name, address and place of incorporation of the enterprise;

(b) for each claim, the provision of Chapter I or of investment agreement alleged to have been breached and any other relevant provisions;

(c) the legal and factual basis for each claim; and

(d) the relief sought and the approximate amount of damages claimed.

4. Provided that six months have elapsed since the events giving rise to the claim, a claimant may submit a claim referred to in paragraph 2 to the arbitration:

(a) under the ICSID Convention, provided that the Contracting Parties are parties to the ICSID Convention;

(b) under the UNCITRAL Arbitration Rules; or

(c) if the disputing parties agree, under any other arbitration institution or arbitration rules.

5. A claim shall be deemed submitted to arbitration under this Article when the claimant's notice of or request for arbitration (hereinafter referred to as "notice of arbitration"):

(a) referred to in paragraph 1 of Article 36 of the ICSID Convention is received by the Secretary-General of ICSID;

(b) referred to in Article 3 of the UNCITRAL Arbitration Rules, together with the statement of claim referred to in Article 20 of the UNCITRAL Arbitration Rules, is received by the respondent; or

(c) under any other arbitration institution or arbitration rules selected under subparagraph 4(c) is received by the respondent, unless otherwise specified by such institution or in such rules.

6. Each Contracting Party hereby consents to the submission of a claim to arbitration under this Article in accordance with this Agreement. For greater certainty, in the case of a claim submitted pursuant to subparagraph 2(a)(i)(B) or 2(b)(i)(B), if the investment agreement provides a provision that designates forum for dispute settlement, such provision shall not be construed as the revocation or exclusion of such consent with respect to a claim alleging a breach of the investment agreement.

7. Notwithstanding paragraph 6, no claim may be submitted to arbitration under this Article if more than three years have elapsed from the date on which the claimant first acquired, or should have first acquired, knowledge of the breach alleged under paragraph 2 and knowledge that the claimant in the case of subparagraph 2(a) or the enterprise referred to in subparagraph 2(b) in the case of that subparagraph has incurred loss or damage.

8. No claim may be submitted to arbitration under this Article unless:

(a) in the case of subparagraph 2(a):

(i) the claimant consents in writing to arbitration in accordance with the procedures set out in this Article; and

(ii) the claimant waives in writing any right to initiate or continue before any administrative tribunal or court of justice under the law of either Contracting Party, or other dispute settlement procedures, any proceedings with respect to any measure alleged to constitute a breach referred to in subparagraph 2(a)(i); and

(b) in the case of subparagraph 2(b):

(i) both the claimant and the enterprise referred to in that subparagraph consent in writing to arbitration in accordance with the procedures set out in this Article; and

(ii) both the claimant and the enterprise referred to in that subparagraph waive in writing any right to initiate or continue before any administrative tribunal or court of justice under the law of either Contracting Party, or other dispute settlement procedures, any proceedings with respect to any measure alleged to constitute a breach referred to in subparagraph 2(b)(i).

9. The waiver provided pursuant to subparagraph 8(a)(ii) or 8(b)(ii) shall cease to apply where the arbitral tribunal rejects the claim on the basis of a failure to meet the requirements of paragraph 3, 4, 7 or 8, or on any other procedural or jurisdictional grounds.

10. Notwithstanding subparagraphs 8(a)(ii) and 8(b)(ii), the claimant or the enterprise referred to in subparagraph 2(b) may initiate or continue an action that seeks interim injunctive relief that does not involve the payment of monetary damages before an administrative tribunal or court of justice under the law of the respondent.

11. (a) When a claim is submitted under subparagraph 2(a)(i)(A) or 2(b)(i)(A), the arbitral tribunal shall decide the issues in dispute in accordance with this Agreement and applicable rules of international law.

(b) When a claim is submitted under subparagraph 2(a)(i)(B) or 2(b)(i)(B), the arbitral tribunal shall apply:

(i) the rules of law specified in the pertinent investment agreement, or as the disputing parties may otherwise agree; or

(ii) if the rules of law have not been specified or otherwise agreed, the law of the respondent, including its rules on the conflict of laws.

12. The respondent shall deliver to the non-disputing Party:

(a) notice of arbitration no later than thirty days after the date on which the claim was submitted; and

(b) copies of all pleadings filed in the arbitration.

13. The non-disputing Party may, upon written notice to the disputing parties, make submissions to the arbitral tribunal on a question of interpretation of this Agreement.

14. In an arbitration under this Article, the respondent shall not assert, as a defence, counterclaim, right of setoff or otherwise, that the claimant has received or will receive indemnification or other compensation for all or part of the alleged damages pursuant to an insurance or guarantee contract.

15. The arbitral tribunal may award only:

(a) a judgement whether or not there has been a breach by the respondent of any obligation under Chapter I or under an investment agreement referred to in subparagraph 2(a)(i)(B) or 2(b)(i)(B) with respect to the claimant and its investments; and

(b) one or both of the following remedies, only if there has been such a breach:

(i) monetary damages and applicable interest; and

(ii) restitution of property, in which case the award shall provide that the respondent may pay monetary damages and any applicable interest, in lieu of restitution.

The arbitral tribunal may also award cost and attorney's fees in accordance with applicable arbitration rules.

16. Subject to paragraph 15, in the case of subparagraph 2(b):

(a) an award of monetary damages and any applicable interest shall provide that the sum be paid to the enterprise referred to in that subparagraph;

(b) an award of restitution of property shall provide that restitution be made to the enterprise referred to in that subparagraph; and

(c) the award shall provide that it is made without prejudice to any right that any natural person or enterprise may have in the relief under applicable law.

17. The respondent may make available to the public in a timely manner all documents, including an award, submitted to, or issued by, an arbitral tribunal established under paragraph 4, subject to redaction of:

(a) confidential business information;

(b) information which is privileged or otherwise protected from disclosure under the laws and regulations of either Contracting Party; and

(c) information which shall be withheld pursuant to the relevant arbitration rules.

18. Unless the disputing parties agree otherwise, the place of arbitration shall be in a country that is a party to the New York Convention.

19. The award rendered by the arbitral tribunal shall be final and binding upon the disputing parties. This award shall be executed in accordance with the applicable laws and regulations, as well as relevant international law including the ICSID Convention and the New York Convention, concerning the execution of award in force in the country where such execution is sought.

Article 25
Exclusions from Dispute Settlement

A decision by Japan under the Foreign Exchange and Foreign Trade Law (Law No. 228 of 1949), as may be amended, regarding an investment that requires prior notification under that law, including an order to alter the content of investment or discontinue the investment process, shall not be subject to the dispute settlement provisions under this Chapter.

Article 26
Service of Documents

1. Notices and other documents relating to arbitration under this Chapter shall be served on a Contracting Party by delivery to:

(a) with respect to Japan, International Legal Affairs Bureau, the Ministry of Foreign Affairs; and

(b) with respect to the Republic of Tajikistan, Legal Department, Ministry of Foreign Affairs.

2. A Contracting Party shall promptly make publicly available and notify to the other Contracting Party any change to the name of the authority referred to in paragraph 1.

3. Each Contracting Party shall make publicly available the address of its authority referred to in paragraphs 1 and 2.

CHAPTER III
JOINT COMMITTEE

Article 27
Joint Committee

1. The Contracting Parties shall establish a Joint Committee (hereinafter referred to as “the Committee”) with a view to accomplishing the objectives of this Agreement. The functions of the Committee shall be:

(a) to discuss and review the implementation and operation of this Agreement;

(b) to review the non-conforming measures maintained, amended or modified pursuant to paragraph 1 of Article 7 for the purpose of contributing to the reduction or elimination of such non-conforming measures;

(c) to discuss the non-conforming measures adopted or maintained pursuant to paragraph 2 of Article 7 for the purpose of encouraging favourable conditions for investors of the Contracting Parties;

(d) to exchange information on and to discuss investment-related matters within the scope of this Agreement which relate to improvement of investment environment; and

(e) to discuss any other investment-related matters concerning this Agreement.

2. The Committee may, as necessary, make appropriate recommendations by consensus to the Contracting Parties for the more effective functioning or the attainment of the objectives of this Agreement.

3. The Committee shall be composed of representatives of the Contracting Parties. The Committee may, upon mutual consent of the Contracting Parties, invite representatives of relevant entities other than the Governments of the Contracting Parties with the necessary expertise relevant to the issues to be discussed, and hold joint meetings with the private sectors.

4. The Committee shall determine its own rules of procedure to carry out its functions.

5. The Committee may establish sub-committees and delegate specific tasks to such sub-committees.

6. The Committee shall meet upon the request of either Contracting Party.

CHAPTER IV
FINAL PROVISIONS

Article 28
Headings

The headings of the Chapters and Articles of this Agreement are inserted for convenience of reference only and shall not affect the interpretation of this Agreement.

Article 29
Final Provisions

1. The Contracting Parties shall notify each other, through diplomatic channels, of the completion of their respective internal procedures necessary for the entry into force of this Agreement. This Agreement shall enter into force on the thirtieth day after the latter of the dates of receipt of the notifications. It shall remain in force for a period of ten years after its entry into force and shall continue in force unless terminated as provided for in paragraph 2.

2. A Contracting Party may, by giving one-year advance notice in writing to the other Contracting Party, terminate this Agreement at the end of the initial ten-year period or at any time thereafter.

3. This Agreement shall also apply to all investments of investors of either Contracting Party acquired in the Area of the other Contracting Party in accordance with the laws and regulations of that other Contracting Party prior to the entry into force of this Agreement.

4. In respect of investments acquired prior to the date of termination of this Agreement, the provisions of this Agreement shall continue to be effective for a period of ten years from the date of termination of this Agreement.

5. This Agreement shall not apply to claims arising out of events which occurred prior to its entry into force.

6. The Annexes to this Agreement shall form an integral part of this Agreement.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorised by their respective Governments, have signed this Agreement.

DONE in duplicate at Tokyo, on this nineteenth day of December, 2025, in the English language.

FOR JAPAN:

茂木敏充

FOR THE REPUBLIC OF TAJIKISTAN:

Рахимзода Султон

Annex I

Existing Non-Conforming Measures referred to
in subparagraph 1(a) of Article 7

1. The Schedule of a Contracting Party sets out, pursuant to subparagraph 1(a) of Article 7, its existing measures that are not subject to some or all of the obligations imposed by:

(a) Article 2 (National Treatment);

(b) Article 3 (Most-Favoured-Nation Treatment); or

(c) Article 6 (Prohibition of Performance Requirements).

Note: For greater certainty, entries in the Schedule of Japan may include measures taken by Japan in accordance with Article 16.

2. Each Schedule entry sets out the following elements:

(a) “Sector” refers to the sector for which the entry is made;

(b) “Sub-Sector”, where referenced, refers to the specific sub-sector for which the entry is made;

(c) “Industry Classification”, where referenced, and only for transparency purposes, refers to the activity covered by the non-conforming measure, according to domestic or international industry classification codes;

(d) “Obligations Concerned” specifies the obligations referred to in paragraph 1 that, pursuant to subparagraph 1(a) of Article 7, do not apply to the listed measure(s);

(e) “Measures” identifies the laws, regulations or other measures for which the entry is made. A measure cited in the “Measures” element:

(i) means the measure as amended, continued or renewed as of the date of entry into force of this Agreement; and

(ii) includes any subordinate measure adopted or maintained under the authority of and consistent with the measure; and

(f) "Description" sets out the non-conforming measure or provides a general non-binding description of the measure for which the entry is made.

3. In the interpretation of an entry, all elements of the entry shall be considered. An entry shall be interpreted in the light of the relevant provisions of this Agreement against which the entry is made, and the "Measures" element shall prevail over all the other elements.

4. For the purposes of this Annex, the term "JSIC" means Japan Standard Industrial Classification set out by the Ministry of Internal Affairs and Communications of Japan, and revised on July 27, 2023.

Schedule of Japan

1	Sector:	Aerospace Industry	
	Sub-Sector:	Aircraft Manufacturing and Repairing Industry	
	Industry Classification:	JSIC 16	Manufacture of chemical and allied products
		JSIC 18	Manufacture of plastics products, except otherwise classified
		JSIC 19	Manufacture of rubber products
		JSIC 21	Manufacture of ceramic, stone and clay products
		JSIC 23	Manufacture of non-ferrous metals and products
		JSIC 24	Manufacture of fabricated metal products
		JSIC 25	Manufacture of general purpose machinery
		JSIC 27	Manufacture of business oriented machinery
		JSIC 28	Electronic parts, devices and electronic circuits
		JSIC 29	Manufacture of electrical machinery, equipment and supplies
		JSIC 30	Manufacture of information and communication electronics equipment
		JSIC 31	Manufacture of transportation equipment
		JSIC 39	Information services
		JSIC 90	Machine, etc. repair services, except otherwise classified
		Note: The activities covered by this entry under JSIC 16, 18, 19, 21, 23, 24, 25, 27, 28, 29, 30, 31, 39 or 90 are limited to those related to aerospace industry.	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)	
		Prohibition of Performance Requirements (Article 6)	

Measures:	Foreign Exchange and Foreign Trade Law (Law No. 228 of 1949), Article 30 Cabinet Order on Foreign Direct Investment (Cabinet Order No. 261 of 1980), Article 5 Aircraft Manufacturing Industry Law (Law No. 237 of 1952), Articles 2 through 5	
Description:	1. A technology introduction contract between a resident and a non-resident related to the aircraft industry is subject to the prior notification requirement under the Foreign Exchange and Foreign Trade Law. 2. An enterprise which intends to produce aircraft and supply aircraft repair services is required to establish a factory related to manufacture or repair aircraft under the laws and regulations of Japan.	

2	Sector:	Finance	
	Sub-Sector:	Banking	
	Industry Classification:	JSIC 622	Banks, except central bank
		JSIC 631	Financial institutions for small-businesses
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)	
	Measures:	Deposit Insurance Law (Law No. 34 of 1971), Article 2	
	Description:	The deposit insurance system only covers financial institutions which have their head offices within the jurisdiction of Japan. The deposit insurance system does not cover deposits taken by branches of foreign banks.	

3	Sector:	Information and Communications
	Sub-Sector:	Telecommunications
	Industry Classification:	JSIC 3700 Head offices primarily engaged in managerial operations JSIC 3711 Regional telecommunications, except wired broadcast telephones JSIC 3731 Services incidental to telecommunications
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Measures:	Law concerning Nippon Telegraph and Telephone Corporation, etc. (Law No. 85 of 1984), Articles 6 and 10
	Description:	1. NTT, Inc. may not enter the name and address in its register of shareholders if the aggregate of the ratio of the voting rights directly or indirectly held by the persons set forth in subparagraphs (a) through (c) reaches or exceeds one-third: (a) a natural person who does not have Japanese nationality; (b) a foreign government or its representative; and (c) a foreign legal person or a foreign entity. 2. Any natural person who does not have Japanese nationality may not assume the representative directors of NTT, Inc., NTT EAST, Inc. and NTT WEST, Inc. 3. Any natural person who does not have Japanese nationality may not account for one-third or more of the members of the board of directors or auditors of NTT, Inc., NTT EAST, Inc. and NTT WEST, Inc.

4	Sector:	Matters Related to the Nationality of a Ship
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Measures:	Ship Law (Law No. 46 of 1899), Article 1
	Description:	The Japanese nationality shall be given to a ship whose owner is a Japanese national, or a company established under the laws and regulations of Japan, of which all the representatives and not less than two-thirds of the executives administering the affairs are Japanese nationals.

5　Sector:　Mining

Sub-Sector:

Industry Classification:　JSIC 05　Mining and quarrying of stone and gravel

Obligations Concerned:　National Treatment (Article 2)

Measures:　Mining Law (Law No. 289 of 1950), Chapters 2 and 3

Description:　Only a Japanese national or a Japanese legal person may have mining rights or mining lease rights.

6　Sector:　Transport

Sub-Sector:　Air Transport

Industry Classification:　JSIC 4600　Head offices primarily engaged in managerial operations

JSIC 4611　Air transport

Obligations Concerned:　National Treatment (Article 2)

Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3)

Prohibition of Performance Requirements (Article 6)

Measures:　Civil Aeronautics Law (Law No. 231 of 1952), Chapters 7 and 8

Description:　1. Permission of the Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism for conducting air transport business as a Japanese air carrier is not granted to the following natural persons or entities applying for the permission:

(a) a natural person who does not have Japanese nationality;

(b) a foreign country, or a foreign public entity or its equivalent;

(c) a legal person or other entity constituted under the laws and regulations of any foreign country; and

(d) a legal person represented by the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c); a legal person of which one-third or more of the directors are composed of the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c); or a legal person of which one-third or more of the voting rights are held by the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c).

In the event that an air carrier becomes a natural person or an entity referred to in subparagraphs (a) through (d), the permission will lose its effect. The conditions for the permission also apply to companies, such as holding companies, which have substantial control over the air carriers.

2. A Japanese air carrier or a company having substantial control over such air carrier, such as a holding company, may reject the request from a natural person or an entity set forth in subparagraphs 1(a) through 1(c), who owns equity investments in such air carrier or company, to enter its name and address in the register of shareholders, in the event that such air carrier or company becomes a legal person referred to in subparagraph 1(d) by accepting such request.

3. Foreign air carriers are required to obtain permission of the Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism to conduct international air transport business.

4. Permission of the Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is required for the use of foreign aircraft for air transportation of passengers or cargoes to and from Japan for remuneration.

5. A foreign aircraft may not be used for a flight between points within Japan.

7

Sector:	Transport
Sub-Sector:	Air Transport
Industry Classification:	JSIC 4600 Head offices primarily engaged in managerial operations JSIC 4621 Aircraft service, except air transport
Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
Measures:	Civil Aeronautics Law (Law No. 231 of 1952), Chapters 7 and 8

Description:

1. Permission of the Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism for conducting aerial work business is not granted to the following natural persons or entities applying for the permission:

(a) a natural person who does not have Japanese nationality;

(b) a foreign country, or a foreign public entity or its equivalent;

(c) a legal person or other entity constituted under the laws and regulations of any foreign country; and

(d) a legal person represented by the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c); a legal person of which one-third or more of the directors are composed of the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c); or a legal person of which one-third or more of the voting rights are held by the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c).

In the event that a person conducting aerial work business becomes a natural person or an entity referred to in subparagraphs (a) through (d), the permission will lose its effect. The conditions for the permission also apply to companies, such as holding companies, which have substantial control over the person conducting aerial work business.

2. A foreign aircraft may not be used for a flight between points within Japan.

8	Sector:	Transport
	Sub-Sector:	Registration of Aircraft in the National Register
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Measures:	Civil Aeronautics Law (Law No. 231 of 1952), Chapter 2
	Description:	1. An aircraft owned by any of the following natural persons or entities may not be registered in the national register: (a) a natural person who does not have Japanese nationality; (b) a foreign country, or a foreign public entity or its equivalent; (c) a legal person or other entity constituted under the laws and regulations of any foreign country; and (d) a legal person represented by the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c); a legal person of which one-third or more of the directors are composed of the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c); or a legal person of which one-third or more of the voting rights are held by the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c). 2. A foreign aircraft may not be registered in the national register.

9	Sector:	Transport
	Sub-Sector:	Freight Forwarding Business (excluding freight forwarding business using air transportation)
	Industry Classification:	JSIC 4441 Collect-and-deliver freight transport JSIC 4821 Freight transport, except collect-and-deliver freight transport
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3) Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Measures:	Freight Forwarding Business Law (Law No. 82 of 1989), Chapters 2 through 4 Enforcement Regulation of Freight Forwarding Business Law (Ministerial Ordinance of the Ministry of Transport No. 20 of 1990)
	Description:	The following natural persons or entities are required to be registered with, or to obtain permission or approval of, the Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism for conducting freight forwarding business using international shipping. Such registration shall be made, or such permission or approval shall be granted, on the basis of reciprocity: (a) a natural person who does not have Japanese nationality; (b) a foreign country, or a foreign public entity or its equivalent; (c) a legal person or other entity constituted under the laws and regulations of any foreign country; and (d) a legal person represented by the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c); a legal person of which one-third or more of the directors are composed of the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c); or a legal person of which one-third or more of the voting rights are held by the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c).

10	Sector:	Transport
	Sub-Sector:	Freight Forwarding Business (only freight forwarding business using air transportation)
	Industry Classification:	JSIC 4441 Collect-and-deliver freight transport JSIC 4821 Freight transport, except collect-and-deliver freight transport
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3) Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Measures:	Freight Forwarding Business Law (Law No. 82 of 1989), Chapters 2 through 4 Enforcement Regulation of Freight Forwarding Business Law (Ministerial Ordinance of the Ministry of Transport No. 20 of 1990)
	Description:	1. The following natural persons or entities may not conduct freight forwarding business using air transportation between points within Japan: (a) a natural person who does not have Japanese nationality; (b) a foreign country, or a foreign public entity or its equivalent; (c) a legal person or other entity constituted under the laws and regulations of any foreign country; and (d) a legal person represented by the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c); a legal person of which one-third or more of the directors are composed of the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c); or a legal person of which one-third or more of the voting rights are held by the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c). 2. The natural persons or entities referred to in paragraph 1 are required to be registered with, or to obtain permission or approval of, the Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism for conducting freight forwarding business using international air transportation. Such registration shall be made, or such permission or approval shall be granted, on the basis of reciprocity.

11	Sector:	Transport
	Sub-Sector:	Water Transport
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3)
	Measures:	Ship Law (Law No. 46 of 1899), Article 3
	Description:	Unless otherwise specified in the laws and regulations of Japan, or international agreements to which Japan is a party, ships not flying the Japanese flag are prohibited from entering the ports in Japan which are not open to foreign commerce and from carrying cargoes or passengers between ports in Japan.

Schedule of the Republic of Tajikistan

1	Sector:	All
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Measures:	Law of the Republic of Tajikistan on Migration (Law No. 881 of 1999), Articles 7 and 9, and related decrees of the President of the Republic of Tajikistan
	Description:	The number of employees who have foreign nationality in the territory of the Republic of Tajikistan may be restricted by quota approved by the President of the Republic of Tajikistan and the relevant executive authority, for immigration control.

Annex II
Non-Conforming Measures referred to
in paragraph 2 of Article 7

1. The Schedule of a Contracting Party sets out, pursuant to paragraph 2 of Article 7, the specific sectors, sub-sectors or activities for which that Contracting Party may maintain existing, or adopt new or more restrictive, measures that do not conform with obligations imposed by:

(a) Article 2 (National Treatment);

(b) Article 3 (Most-Favoured-Nation Treatment); or

(c) Article 6 (Prohibition of Performance Requirements).

Note: For greater certainty, entries in the Schedule of Japan may include measures taken by Japan in accordance with Article 16.

2. Each Schedule entry sets out the following elements:

(a) "Sector" refers to the sector for which the entry is made;

(b) "Sub-Sector", where referenced, refers to the specific sub-sector for which the entry is made;

(c) "Industry Classification", where referenced, and only for transparency purposes, refers to the activity covered by the non-conforming measure, according to domestic or international industry classification codes;

(d) "Obligations Concerned" specifies the obligations referred to in paragraph 1 that, pursuant to paragraph 2 of Article 7, do not apply to the sectors, sub-sectors or activities listed in the entry;

(e) "Description" sets out the scope or nature of the sectors, sub-sectors or activities covered by the entry; and

(f) "Existing Measures", where specified, identifies, for transparency purposes, a non-exhaustive list of existing measures that apply to the sectors, sub-sectors or activities covered by the entry.

3. In the interpretation of an entry, all elements of the entry shall be considered. The "Description" element shall prevail over all other elements.

4. For the purposes of this Annex:

(a) the term "JSIC" means Japan Standard Industrial Classification set out by the Ministry of Internal Affairs and Communications of Japan, and revised on July 27, 2023; and

(b) the term "CPC" means the Provisional Central Product Classification (Statistical Papers Series M No. 77, Department of International Economic and Social Affairs, Statistical Office of the United Nations, New York, 1991).

Schedule of Japan

1 Sector: All

Sub-Sector:

Industry Classification:

Obligations Concerned: National Treatment (Article 2)

Prohibition of Performance Requirements (Article 6)

Description: When transferring or disposing of its equity interests in, or the assets of, a state enterprise or a governmental entity, Japan reserves the right to:

(a) prohibit or impose limitations on the ownership of such interests or assets by investors of the Republic of Tajikistan or their investments;

(b) impose limitations on the ability of investors of the Republic of Tajikistan or their investments as owners of such interests or assets to control any resulting enterprise; or

(c) adopt or maintain any measure relating to the nationality of executives, managers or members of the board of directors of any resulting enterprise.

Existing Measures:

2 Sector: All

Sub-Sector:

Industry Classification:

Obligations Concerned: National Treatment (Article 2)

Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3)

Prohibition of Performance Requirements (Article 6)

Description: Japan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investment in telegraph services, betting and gambling services, manufacture of tobacco products, manufacture of Bank of Japan notes, minting and sale of coinage and postal services in Japan.

Existing Measures:

3	Sector:	All
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3)
	Description:	Japan reserves the right to adopt or maintain any measure that accords differential treatment to countries under any bilateral or multilateral agreement involving: (a) aviation; (b) fisheries; or (c) maritime matters, including salvage.
	Existing Measures:	

4	Sector:	All
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3)
	Description:	National Treatment and Most-Favoured-Nation Treatment may not be accorded to investors of the Republic of Tajikistan and their investments with respect to subsidies.
	Existing Measures:	

5 Sector: All

Sub-Sector:

Industry Classification:

Obligations Concerned: National Treatment (Article 2)

Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3)

Prohibition of Performance Requirements (Article 6)

Description:

1. Japan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investment in industries other than those recognised or other than those that should have been recognised by the Government of Japan owing to the circumstances on the date of entry into force of this Agreement.

2. Any industries classified positively and explicitly in JSIC or CPC, on the date of entry into force of this Agreement should have been recognised by the Government of Japan on that date.

3. Japan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investment in industries which were not technically feasible on the date of entry into force of this Agreement.

Existing Measures:

6 Sector: All

Sub-Sector:

Industry Classification:

Obligations Concerned: National Treatment (Article 2)

Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3)

Description: The prior notification requirement and screening procedures under the Foreign Exchange and Foreign Trade Law apply to foreign investors who intend to make investments in Japan when:

(a) an investment which a foreign investor intends to make may undermine the national security, disturb the maintenance of public order, or hinder the protection of public safety; or

(b) a foreign investor intends to make an investment in an industry included in Japan's reservations to the OECD Code of Liberalisation of Capital Movements lodged in accordance with paragraph (b) of Article 2 of the Code.

Note: For the purposes of this entry, the term "the OECD Code of Liberalisation of Capital Movements" means the Code of Liberalisation of Capital Movements adopted by the Council of the Organisation for Economic Co-operation and Development on 12 December 1961, as revised or amended.

Existing Measures: Foreign Exchange and Foreign Trade Law (Law No. 228 of 1949), Articles 27 and 28

Cabinet Order on Foreign Direct Investment (Cabinet Order No. 261 of 1980), Articles 3 and 4

7	Sector:	Aerospace Industry
	Sub-Sector:	Space Industry
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Description:	Japan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investment in space industry.
	Existing Measures:	Foreign Exchange and Foreign Trade Law (Law No. 228 of 1949), Article 30 Cabinet Order on Foreign Direct Investment (Cabinet Order No. 261 of 1980), Article 5

8	Sector:	Arms and Explosives Industry
	Sub-Sector:	Arms Industry Explosives Manufacturing Industry
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Description:	Japan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investment in arms industry and explosives manufacturing industry.
	Existing Measures:	Foreign Exchange and Foreign Trade Law (Law No. 228 of 1949), Article 30 Cabinet Order on Foreign Direct Investment (Cabinet Order No. 261 of 1980), Article 5

9	Sector:	Education and Learning Support	
	Sub-Sector:	Primary and Secondary Educational Services	
	Industry Classification:	JSIC 811	Kindergartens
		JSIC 812	Elementary schools
		JSIC 813	Lower secondary schools, compulsory education schools
		JSIC 814	Upper secondary schools, secondary schools
		JSIC 815	Schools for special needs education
		JSIC 819	Integrated centres for early childhood education and care
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)	
	Description:	Japan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investment in primary and secondary educational services.	
	Existing Measures:	Fundamental Law of Education (Law No. 120 of 2006), Article 6	
		School Education Law (Law No. 26 of 1947), Article 2	
		Private School Law (Law No. 270 of 1949), Article 3	
		Law concerning Advancement of Comprehensive Service Related to Education, Child Care, etc. of Preschool Children (Law No. 77 of 2006)	

10	Sector:	Energy
	Sub-Sector:	Electricity Utility Industry
		Gas Utility Industry
		Nuclear Energy Industry
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)
		Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Description:	Japan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investment in the energy industry listed in the “Sub-Sector” element.
	Existing Measures:	Foreign Exchange and Foreign Trade Law (Law No. 228 of 1949), Article 30
		Cabinet Order on Foreign Direct Investment (Cabinet Order No. 261 of 1980), Article 5

11	Sector:	Fisheries
	Sub-Sector:	Fisheries within the Territorial Sea, Internal Waters, Exclusive Economic Zone and Continental Shelf
	Industry Classification:	JSIC 031　Marine fisheries JSIC 032　Inland water fisheries JSIC 041　Marine aquaculture JSIC 042　Inland water aquaculture JSIC 8093　Recreational fishing guide business
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3) Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Description:	Japan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investment in fisheries in the territorial sea, internal waters, exclusive economic zone and continental shelf of Japan. For the purposes of this entry, the term “fisheries” means the work of taking and cultivation of aquatic resources, including the following fisheries related activities: (a) investigation of aquatic resources without taking such resources; (b) luring of aquatic resources; (c) preservation and processing of fish catches; (d) transportation of fish catches and fish products; and (e) provision of supplies to other vessels used for fisheries.
	Existing Measures:	Law for Regulation of Fishing Operation by Foreign Nationals (Law No. 60 of 1967), Articles 3, 4 and 6 Law concerning the Exercise of Sovereign Rights concerning Fisheries in the Exclusive Economic Zones (Law No. 76 of 1996), Articles 4, 5, 7 through 12 and 14

12	Sector:	Information and Communications	
	Sub-Sector:	Broadcasting Industry	
	Industry Classification:	JSIC 380	Establishments engaged in administrative or ancillary economic activities
		JSIC 381	Public broadcasting, except cablecasting
		JSIC 382	Private-sector broadcasting, except cablecasting
		JSIC 383	Cablecasting
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)	
		Prohibition of Performance Requirements (Article 6)	
	Description:	Japan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investment in broadcasting industry.	
	Existing Measures:	Radio Law (Law No. 131 of 1950), Chapter 2	
		Broadcast Law (Law No. 132 of 1950), Chapters 5 and 8	

13	Sector:	Land Transaction
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)
		Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3)
	Description:	With respect to the acquisition or lease of land properties in Japan, prohibitions or restrictions may be imposed.
	Existing Measures:	Alien Land Law (Law No. 42 of 1925), Article 1

14	Sector:	Public Law Enforcement and Correctional Services and Social Services
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3) Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Description:	Japan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investment in public law enforcement and correctional services, and in social services such as income security or insurance, social security or insurance, social welfare, public training, health, child care and public housing.
	Existing Measures:	

15	Sector:	Transport
	Sub-Sector:	Air Transport
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Description:	Japan reserves the right to adopt or maintain any measure with respect to investment in airports or airport operation services. For the purposes of this entry, the term “airport operation services” means the supply of air terminal, airfield and other airport infrastructure operation services on a fee or contract basis. Airport operation services do not include air navigation services.
	Existing Measures:	

Schedule of the Republic of Tajikistan

1	Sector:	All
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Description:	When transferring or disposing of its equity interests in, or the assets of, a state enterprise or a governmental entity, the Republic of Tajikistan reserves the right to: (a) prohibit or impose limitations on the ownership of such interests or assets by investors of Japan or their investments; (b) impose limitations on the ability of investors of Japan or their investments as owners of such interests or assets to control any resulting enterprise; or (c) adopt or maintain any measure relating to the nationality of executives, managers, members of the board of directors or employees of any resulting enterprise.
	Existing Measures:	

2	Sector:	All
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3) Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Description:	The Republic of Tajikistan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investment in telegraph services, betting and gambling services, manufacture of tobacco products, manufacture of the National Bank of Tajikistan notes, minting and sale of coinage and postal services in the Republic of Tajikistan.
	Existing Measures:	

3	Sector:	Land Transaction
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)
	Description:	With respect to the acquisition or lease of land properties in the Republic of Tajikistan, prohibitions or restrictions may be imposed by the Government of the Republic of Tajikistan on foreign nationals or legal persons.
	Existing Measures:	Land Code of the Republic of Tajikistan (Law No. 23 of 2004), Article 25

4	Sector:	Energy
	Sub-Sector:	Electricity Utility Industry
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Description:	The Republic of Tajikistan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investment in the electricity utility industry.
	Existing Measures:	

5　Sector:　Finance

Sub-Sector:　Banking

Industry Classification:

Obligations Concerned:　National Treatment (Article 2)

Prohibition of Performance Requirements (Article 6)

Description:　The Republic of Tajikistan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investment in banking.

Existing Measures:

省　令

○国土交通省令第六十六号

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四十五条第一項第三号、第四十九条第一項第四号及び第五十一条第一項第一号の規定に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三日　　国土交通大臣　金子　恭之

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第四十五条第一項第三号の国土交通省令で定める年齢その他の要件）	（法第四十五条第一項第三号の国土交通省令で定める年齢その他の要件）
第五条　法第四十五条第一項第三号の国土交通省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のすべてに該当することとする。	**第五条**　法第四十五条第一項第三号の国土交通省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のすべてに該当することとする。
一　（略）	一　（略）
二　次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。	二　次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。
イ　同居する者がない者であること。	イ　同居する者がない者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。以下同じ。）であること。
ロ　（略）	ロ　（略）
（入居者の募集方法）	（入居者の募集方法）
第二十二条　（略）	**第二十二条**　（略）
2　独立行政法人都市再生機構に関する省令（平成十六年国土交通省令第七十号）第二十六条第一項の規定は、前項の公募について準用する。	2　独立行政法人都市再生機構に関する省令（平成十六年国土交通省令第七十号）第二十五条第一項の規定は、前項の公募について準用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第十七号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、若年定年退職者給付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三日

防衛大臣　小泉進次郎

若年定年退職者給付金に関する省令の一部を改正する省令

若年定年退職者給付金に関する省令（平成二十一年防衛省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（若年定年退職者給付金の支給期月） **第一条**　防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第二十七条の三第一項に規定する防衛省令で定める月は、次の各号に掲げる法第二十七条の二第一項に規定する若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 一　法第二十七条の三第一項に規定する第一回目の給付金（以下「第一回目の給付金」という。）　若年定年退職者（法第二十七条の二第一項に規定する若年定年退職者をいう。以下同じ。）の退職した日の属する月の区分に応じて次に定める月 イ・ロ　［略］ 二　［略］ （給付金の追給の請求等） **第十二条**　法第二十七条の七第一項の規定による給付金の追給を受けようとする場合の請求は、その者が法第二十七条の二第一項第一号に規定する自衛官以外の職員の定年（次項及び第十四条において「自衛官以外の職員の定年」という。）に達する日の翌日の属する年の六月三十日までに、給付金支給機関の長に対し、別記様式第三の若年定年退職者給付金追給請求書を提出することにより行うものとする。 ２　［略］ （退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等に給付金を支給しないこととする処分を行う際の措置） **第十六条**　［略］ ２　給付金管理者が行う不支給処分の通知は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める様式の若年定年退職者給付金不支給処分書により行うものとする。 一　刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた場合又は在職期間（法第二十七条の八第一項第二号に規定する在職期間をいう。以下同じ。）中の行為に関し法第二十七条の九第一項第一号に規定する再任用職員に対する免職処分を受けた場合　別記様式第八 二　［略］ ３・４　［略］ **附　則** １　［略］ ２　法附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第一項に規定する前期算定基礎期間に係るものに対する第一条、第四条第一項、第八条第二項第三号、第九条第四項、第十二条、第十四条、別記様式第三及び別記様式第六から別記様式第九までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	（若年定年退職者給付金の支給期月） **第一条**　防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第二十七条の三第一項に規定する防衛省令で定める月は、次の各号に掲げる法第二十七条の二に規定する若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 一　法第二十七条の三第一項に規定する第一回目の給付金（以下「第一回目の給付金」という。）　若年定年退職者（法第二十七条の二に規定する若年定年退職者をいう。以下同じ。）の退職した日の属する月の区分に応じて次に定める月 イ・ロ　［同上］ 二　［同上］ （給付金の追給の請求等） **第十二条**　法第二十七条の七第一項の規定による給付金の追給を受けようとする場合の請求は、その者が法第二十七条の二第一号に規定する自衛官以外の職員の定年（次項及び第十四条において「自衛官以外の職員の定年」という。）に達する日の翌日の属する年の六月三十日までに、給付金支給機関の長に対し、別記様式第三の若年定年退職者給付金追給請求書を提出することにより行うものとする。 ２　［同上］ （退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等に給付金を支給しないこととする処分を行う際の措置） **第十六条**　［同上］ ２　給付金管理者が行う不支給処分の通知は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める様式の若年定年退職者給付金不支給処分書により行うものとする。 一　刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた場合又は在職期間（法第二十七条の二に規定する在職期間をいう。以下同じ。）中の行為に関し法第二十七条の九第一項第一号に規定する再任用職員に対する免職処分を受けた場合　別記様式第八 二　［同上］ ３・４　［同上］ **附　則** １　［同上］ ２　法附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第一項に規定する前期算定基礎期間に係るものに対する第一条、第四条第一項、第八条第二項第三号、第九条第四項、第十二条、第十四条、別記様式第三及び別記様式第六から別記様式第九までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］			
第十二条第一項	［略］	法第二十七条の二第一項第一号に規定する自衛官以外の職員の定年（次項及び第十四条において「自衛官以外の職員の定年」という。）	年齢六十年
［略］			

3　法附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第一項に規定する後期算定基礎期間に係るものに対する第一条、第二条、第四条第一項、第六条から第八条まで、第九条第四項、第十一条第三項、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第十九条第一項、第二十条から第二十二条まで、第二十五条第一項、別記様式第三及び別記様式第六から別記様式第九までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］			
第十二条第一項	［略］	第二十七条の二第一項第一号	附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の二第一項第一号
［略］			

4　法附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の二の規定により支給される給付金に対する第十二条第一項の規定の適用については、同項中「第二十七条の二第一項第一号」とあるのは「附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の二第一項第一号」とする。

5　［略］

［同上］			
第十二条第一項	［同上］	法第二十七条の二第一号に規定する自衛官以外の職員の定年（次項及び第十四条において「自衛官以外の職員の定年」という。）	年齢六十年
［同上］			

3　法附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第一項に規定する後期算定基礎期間に係るものに対する第一条、第二条、第四条第一項、第六条から第八条まで、第九条第四項、第十一条第三項、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第十九条第一項、第二十条から第二十二条まで、第二十五条第一項、別記様式第三及び別記様式第六から別記様式第九までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［同上］			
第十二条第一項	［同上］	第二十七条の二第一号	附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の二第一号
［同上］			

4　法附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の二の規定により支給される給付金に対する第十二条第一項の規定の適用については、同項中「第二十七条の二第一号」とあるのは「附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の二第一号」とする。

5　［同上］

別記様式第一（第二条関係）

若　年　定　年　退　職　者　申　出　書

（ふりがな） 若年定年退職者氏名 （生年月日）	（　年　月　日）	退職時部隊等	
		退職年月日	年　月　日
退職後の住所等	（〒　―　） （電話番号　　） （メールアドレス　　）		
Ⅰ　再就職に関する申立			
私は、防衛省の職員の給与等に関する法律第27条の2第1項に規定する国家公務員又は地方公務員として再就職しないことを申し立てます。			
Ⅱ　一括支給の申出			
防衛省の職員の給与等に関する法律第27条の5第1項の規定により、若年定年退職者給付金を一時に受給することを希望する方は右欄に「希望する」と記入してください。			
Ⅲ　若年定年退職者給付金の支払依頼（いずれかの番号に○印をつけ所要事項を記入してください。なお、銀行振込は、本人名義の口座に限ります。）			
私は、次のとおり若年定年退職者給付金の支払を依頼します。			

選択	支払方法		支払要領	
1	銀行振込	銀行等名	銀　行 信用金庫	支店
		口座番号	（普通・当座）	
2	他　店　払		資金前渡官吏の指定する銀行等の窓口	
3	現　金　払		資金前渡官吏の出納窓口	

上記のとおり申し出ます。
（給付金支給機関の長）
殿
年　月　日
申出者　氏　名
若年定年退職者との続柄

別記様式第一（第二条関係）

若　年　定　年　退　職　者　申　出　書

（ふりがな） 若年定年退職者氏名 （生年月日）	（　年　月　日）	退職時部隊等	
		退職年月日	年　月　日
退職後の住所等	（〒　―　） （電話番号　　） （メールアドレス　　）		
Ⅰ　再就職に関する申立			
私は、防衛省の職員の給与等に関する法律第27条の2に規定する国家公務員又は地方公務員として再就職しないことを申し立てます。			
Ⅱ　一括支給の申出			
防衛省の職員の給与等に関する法律第27条の5第1項の規定により、若年定年退職者給付金を一時に受給することを希望する方は右欄に「希望する」と記入してください。			
Ⅲ　若年定年退職者給付金の支払依頼（いずれかの番号に○印をつけ所要事項を記入してください。なお、銀行振込は、本人名義の口座に限ります。）			
私は、次のとおり若年定年退職者給付金の支払を依頼します。			

選択	支払方法		支払要領	
1	銀行振込	銀行等名	銀　行 信用金庫	支店
		口座番号	（普通・当座）	
2	他　店　払		資金前渡官吏の指定する銀行等の窓口	
3	現　金　払		資金前渡官吏の出納窓口	

上記のとおり申し出ます。
（給付金支給機関の長）
殿
年　月　日
申出者　氏　名
若年定年退職者との続柄

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

法　規　的　告　示

○内閣府告示第七十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年七月三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後

第１　食品

A　食品一般の成分規格

［１～５　略］

６　５の規定にかかわらず、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、⑵の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、⑶から⑮までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第１欄	第２欄	第３欄
［略］		
アフィドピロペン	小麦	0.1ppm
	その他の穀類	0.2ppm
	大豆	0.01ppm
	ばれいしょ	0.01ppm
	さといも類	0.01ppm
	かんしょ	0.01ppm
	やまいも	0.01ppm
	こんにゃくいも	0.01ppm
	その他のいも類	0.01ppm

改　正　前

第１　食品

A　食品一般の成分規格

［１～５　略］

６　５の規定にかかわらず、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、⑵の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、⑶から⑮までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第１欄	第２欄	第３欄
［略］		
アフィドピロペン	小麦	0.2ppm
	その他の穀類	0.2ppm
	大豆	0.01ppm
	ばれいしょ	0.01ppm
	さといも類	0.01ppm
	かんしょ	0.01ppm
	やまいも	0.01ppm
	こんにゃくいも	0.01ppm
	その他のいも類	0.01ppm

てんさい	0.02ppm
だいこん類の葉	5 ppm
かぶ類の葉	5 ppm
クレソン	5 ppm
はくさい	5 ppm
キャベツ	0.5ppm
芽キャベツ	0.5ppm
ケール	5 ppm
こまつな	5 ppm
きょうな	5 ppm
チンゲンサイ	5 ppm
カリフラワー	0.5ppm
ブロッコリー	0.5ppm
その他のあぶらな科野菜	5 ppm
チコリ	2 ppm
エンダイブ	2 ppm
しゅんぎく	2 ppm
レタス	2 ppm
その他のきく科野菜	3 ppm
その他のゆり科野菜	2 ppm
パセリ	5 ppm
セロリ	3 ppm
みつば	2 ppm
その他のせり科野菜	3 ppm
トマト	0.2ppm
ピーマン	0.2ppm
なす	0.2ppm
その他のなす科野菜	2 ppm
きゅうり	0.7ppm
かぼちゃ	0.7ppm

てんさい	0.02ppm
だいこん類の葉	5 ppm
かぶ類の葉	5 ppm
クレソン	5 ppm
はくさい	5 ppm
キャベツ	0.5ppm
芽キャベツ	0.5ppm
ケール	5 ppm
こまつな	5 ppm
きょうな	5 ppm
チンゲンサイ	5 ppm
カリフラワー	0.5ppm
ブロッコリー	0.5ppm
その他のあぶらな科野菜	5 ppm
チコリ	2 ppm
エンダイブ	2 ppm
しゅんぎく	2 ppm
レタス	2 ppm
その他のきく科野菜	3 ppm
その他のゆり科野菜	2 ppm
パセリ	5 ppm
セロリ	3 ppm
みつば	2 ppm
その他のせり科野菜	3 ppm
トマト	0.2ppm
ピーマン	0.2ppm
なす	0.2ppm
その他のなす科野菜	0.2ppm
きゅうり	0.7ppm
かぼちゃ	0.7ppm

しろうり	0.7ppm
すいか（果皮を含む。）	0.7ppm
メロン類果実（果皮を含む。）	0.7ppm
まくわうり（果皮を含む。）	0.7ppm
その他のうり科野菜	0.7ppm
ほうれんそう	2 ppm
オクラ	0.2ppm
しょうが	0.01ppm
その他の野菜	3 ppm
みかん（外果皮を含む。）	0.2ppm
なつみかんの果実全体	0.2ppm
レモン	0.2ppm
オレンジ	0.2ppm
グレープフルーツ	0.2ppm
ライム	0.2ppm
その他のかんきつ類果実	0.2ppm
りんご	0.03ppm
日本なし	0.03ppm
西洋なし	0.03ppm
マルメロ	0.03ppm
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.03ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	0.03ppm
ネクタリン	0.03ppm
あんず	0.03ppm
すもも	0.03ppm
うめ	0.02ppm
おうとう	0.03ppm
いちご	0.2ppm
その他の果実	0.2ppm
綿実	0.08ppm
ぎんなん	0.01ppm
くり	0.01ppm

しろうり	0.7ppm
すいか（果皮を含む。）	0.7ppm
メロン類果実（果皮を含む。）	0.7ppm
まくわうり（果皮を含む。）	0.7ppm
その他のうり科野菜	0.7ppm
ほうれんそう	2 ppm
オクラ	0.2ppm
しょうが	0.01ppm
その他の野菜	3 ppm
みかん（外果皮を含む。）	0.2ppm
なつみかんの果実全体	0.2ppm
レモン	0.2ppm
オレンジ	0.2ppm
グレープフルーツ	0.2ppm
ライム	0.2ppm
その他のかんきつ類果実	0.2ppm
りんご	0.03ppm
日本なし	0.03ppm
西洋なし	0.03ppm
マルメロ	0.03ppm
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.03ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	0.03ppm
ネクタリン	0.03ppm
あんず	0.03ppm
すもも	0.03ppm
うめ	0.02ppm
おうとう	0.03ppm
いちご	0.2ppm
その他の果実	0.2ppm
綿実	0.08ppm
ぎんなん	0.01ppm
くり	0.01ppm

ペカン	0.01ppm
アーモンド	0.01ppm
くるみ	0.01ppm
その他のナッツ類	0.01ppm
茶	２ppm
その他のスパイス	0.2ppm
その他のハーブ	５ppm
牛の筋肉	0.01ppm
豚の筋肉	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
牛の脂肪	0.01ppm
豚の脂肪	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01ppm
牛の肝臓	0.3ppm
豚の肝臓	0.3ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3ppm
牛の腎臓	0.3ppm
豚の腎臓	0.3ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3ppm
牛の食用部分	0.3ppm
豚の食用部分	0.3ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3ppm
乳	0.001ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.01ppm
その他の家きんの脂肪	0.01ppm
鶏の肝臓	0.02ppm
その他の家きんの肝臓	0.02ppm

ペカン	0.01ppm
アーモンド	0.01ppm
くるみ	0.01ppm
その他のナッツ類	0.01ppm
［号を加える。］	
その他のスパイス	0.2ppm
その他のハーブ	５ppm
牛の筋肉	0.01ppm
豚の筋肉	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
牛の脂肪	0.01ppm
豚の脂肪	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01ppm
牛の肝臓	0.2ppm
豚の肝臓	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2ppm
牛の腎臓	0.2ppm
豚の腎臓	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2ppm
牛の食用部分	0.2ppm
豚の食用部分	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2ppm
乳	0.001ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.01ppm
その他の家きんの脂肪	0.01ppm
鶏の肝臓	0.01ppm
その他の家きんの肝臓	0.01ppm

	鶏の腎臓	0.02ppm
	その他の家きんの腎臓	0.02ppm
	鶏の食用部分	0.02ppm
	その他の家きんの食用部分	0.02ppm
	鶏の卵	0.03ppm
	その他の家きんの卵	0.03ppm
	はちみつ	0.05ppm
	りんご（果皮を除き、乾燥させたもの）	0.02ppm
［略］		
グルホシネート	米	0.2ppm
	小麦	0.04ppm
	大麦	0.5ppm
	とうもろこし	0.1ppm
	そば	0.3ppm
	大豆	2 ppm
	小豆類	0.2ppm
	えんどう	0.2ppm
	そら豆	0.2ppm
	らっかせい	0.1ppm
	その他の豆類	0.2ppm
	ばれいしょ	0.1ppm
	さといも類	0.1ppm
	かんしょ	0.04ppm
	やまいも	0.2ppm
	こんにゃくいも	0.2ppm
	てんさい	2 ppm
	さとうきび	0.03ppm
	だいこん類の根	0.3ppm
	だいこん類の葉	0.3ppm
	かぶ類の根	0.1ppm

	鶏の腎臓	0.01ppm
	その他の家きんの腎臓	0.01ppm
	鶏の食用部分	0.01ppm
	その他の家きんの食用部分	0.01ppm
	鶏の卵	0.01ppm
	その他の家きんの卵	0.01ppm
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
［略］		
グルホシネート	米	0.3ppm
	小麦	0.2ppm
	大麦	0.5ppm
	とうもろこし	0.1ppm
	そば	0.3ppm
	大豆	2 ppm
	小豆類	0.3ppm
	えんどう	0.3ppm
	そら豆	0.3ppm
	らっかせい	0.1ppm
	その他の豆類	0.3ppm
	ばれいしょ	0.1ppm
	さといも類	0.3ppm
	かんしょ	0.1ppm
	やまいも	0.2ppm
	こんにゃくいも	0.2ppm
	てんさい	2 ppm
	さとうきび	0.03ppm
	だいこん類の根	0.3ppm
	だいこん類の葉	0.3ppm
	かぶ類の根	0.1ppm

かぶ類の葉	0.1ppm
［号を削る。］	
はくさい	0.03ppm
キャベツ	0.03ppm
ブロッコリー	0.03ppm
その他のあぶらな科野菜	0.2ppm
ごぼう	0.2ppm
レタス	0.4ppm
その他のきく科野菜	0.5ppm
たまねぎ	0.1ppm
ねぎ	0.1ppm
にんにく	0.1ppm
にら	0.1ppm
アスパラガス	0.4ppm
わけぎ	0.1ppm
その他のゆり科野菜	0.1ppm
にんじん	0.1ppm
パセリ	0.7ppm
セロリ	0.04ppm
みつば	0.1ppm
その他のせり科野菜	0.1ppm
トマト	0.03ppm
ピーマン	0.03ppm
なす	0.03ppm
その他のなす科野菜	0.1ppm
きゅうり	0.03ppm
かぼちゃ	0.2ppm
しろうり	0.3ppm
すいか	0.1ppm
メロン類果実	0.3ppm

かぶ類の葉	0.1ppm
クレソン	0.3ppm
はくさい	0.1ppm
キャベツ	0.1ppm
ブロッコリー	0.1ppm
その他のあぶらな科野菜	0.2ppm
ごぼう	0.2ppm
レタス	0.4ppm
その他のきく科野菜	0.5ppm
たまねぎ	0.2ppm
ねぎ	0.1ppm
にんにく	0.3ppm
にら	0.1ppm
アスパラガス	0.4ppm
［号を加える。］	
その他のゆり科野菜	0.05ppm
にんじん	0.1ppm
パセリ	0.7ppm
セロリ	0.2ppm
みつば	0.2ppm
その他のせり科野菜	0.3ppm
トマト	0.1ppm
ピーマン	0.1ppm
なす	0.1ppm
その他のなす科野菜	0.1ppm
きゅうり	0.1ppm
かぼちゃ	0.2ppm
しろうり	0.3ppm
すいか	0.1ppm
メロン類果実	0.3ppm

その他のうり科野菜	0.1ppm
ほうれんそう	0.03ppm
たけのこ	0.2ppm
オクラ	0.1ppm
しょうが	0.3ppm
未成熟えんどう	0.03ppm
未成熟いんげん	0.05ppm
えだまめ	0.1ppm
その他の野菜	0.3ppm
みかん（外果皮を含む。）	0.05ppm
なつみかんの果実全体	0.05ppm
レモン	0.05ppm
オレンジ	0.05ppm
グレープフルーツ	0.05ppm
ライム	0.05ppm
その他のかんきつ類果実	0.05ppm
りんご	0.1ppm
日本なし	0.1ppm
西洋なし	0.1ppm
マルメロ	0.1ppm
びわ（果梗（こう）を除き、果皮及び種子を含む。）	0.1ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	0.2ppm
ネクタリン	0.2ppm
あんず	0.2ppm
すもも	0.2ppm
うめ	0.2ppm
おうとう	0.3ppm
いちご	0.3ppm
ラズベリー	0.1ppm

その他のうり科野菜	0.1ppm
ほうれんそう	0.1ppm
たけのこ	0.2ppm
オクラ	0.1ppm
しょうが	0.3ppm
未成熟えんどう	0.1ppm
未成熟いんげん	0.05ppm
えだまめ	0.2ppm
その他の野菜	0.3ppm
みかん（外果皮を含む。）	0.2ppm
なつみかんの果実全体	0.2ppm
レモン	0.2ppm
オレンジ	0.2ppm
グレープフルーツ	0.2ppm
ライム	0.2ppm
その他のかんきつ類果実	0.2ppm
りんご	0.1ppm
日本なし	0.1ppm
西洋なし	0.1ppm
マルメロ	0.1ppm
びわ（果梗（こう）を除き、果皮及び種子を含む。）	0.1ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	0.2ppm
ネクタリン	0.2ppm
あんず	0.2ppm
すもも	0.2ppm
うめ	0.2ppm
おうとう	0.3ppm
いちご	0.3ppm
ラズベリー	0.1ppm

ブラックベリー	0.01ppm
ブルーベリー	0.1ppm
クランベリー	0.01ppm
ハックルベリー	0.1ppm
その他のベリー類果実	1 ppm
ぶどう	0.2ppm
かき	0.1ppm
バナナ	0.2ppm
キウィー（果皮を含む。）	0.6ppm
パパイヤ	0.1ppm
アボカド	0.1ppm
パイナップル	0.1ppm
グアバ	0.1ppm
マンゴー	0.1ppm
パッションフルーツ	0.1ppm
なつめやし	0.1ppm
その他の果実	0.2ppm
ひまわりの種子	0.05ppm
ごまの種子	0.1ppm
綿実	15ppm
なたね	2 ppm
ぎんなん	0.1ppm
くり	0.1ppm
ペカン	0.1ppm
アーモンド	0.1ppm
くるみ	0.1ppm
その他のナッツ類	0.1ppm
茶	0.3ppm
コーヒー豆	0.1ppm

ブラックベリー	0.01ppm
ブルーベリー	0.1ppm
クランベリー	0.01ppm
ハックルベリー	0.1ppm
その他のベリー類果実	1 ppm
ぶどう	0.2ppm
かき	0.1ppm
バナナ	0.2ppm
キウィー（果皮を含む。）	0.6ppm
パパイヤ	0.1ppm
アボカド	0.1ppm
パイナップル	0.1ppm
グアバ	0.1ppm
マンゴー	0.1ppm
パッションフルーツ	0.1ppm
なつめやし	0.1ppm
その他の果実	0.2ppm
［号を加える。］	
ごまの種子	0.1ppm
綿実	5 ppm
なたね	2 ppm
ぎんなん	0.1ppm
くり	0.1ppm
ペカン	0.1ppm
アーモンド	0.1ppm
くるみ	0.1ppm
その他のナッツ類	0.1ppm
茶	0.3ppm
コーヒー豆	0.1ppm

ホップ	0.9ppm
その他のスパイス	0.5ppm
その他のハーブ	0.5ppm
牛の筋肉	0.2ppm
豚の筋肉	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2ppm
牛の脂肪	0.4ppm
豚の脂肪	0.4ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4ppm
牛の肝臓	6 ppm
豚の肝臓	6 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	6 ppm
牛の腎臓	6 ppm
豚の腎臓	6 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	6 ppm
牛の食用部分	6 ppm
豚の食用部分	6 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	6 ppm
乳	0.2ppm
鶏の筋肉	0.2ppm
その他の家きんの筋肉	0.2ppm
鶏の脂肪	0.2ppm
その他の家きんの脂肪	0.2ppm
鶏の肝臓	0.6ppm
その他の家きんの肝臓	0.6ppm
鶏の腎臓	0.6ppm
その他の家きんの腎臓	0.6ppm
鶏の食用部分	0.6ppm
その他の家きんの食用部分	0.6ppm

ホップ	0.2ppm
その他のスパイス	0.5ppm
その他のハーブ	0.5ppm
牛の筋肉	0.2ppm
豚の筋肉	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2ppm
牛の脂肪	0.4ppm
豚の脂肪	0.4ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4ppm
牛の肝臓	6 ppm
豚の肝臓	6 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	6 ppm
牛の腎臓	6 ppm
豚の腎臓	6 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	6 ppm
牛の食用部分	6 ppm
豚の食用部分	6 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	6 ppm
乳	0.2ppm
鶏の筋肉	0.2ppm
その他の家きんの筋肉	0.2ppm
鶏の脂肪	0.2ppm
その他の家きんの脂肪	0.2ppm
鶏の肝臓	0.6ppm
その他の家きんの肝臓	0.6ppm
鶏の腎臓	0.6ppm
その他の家きんの腎臓	0.6ppm
鶏の食用部分	0.6ppm
その他の家きんの食用部分	0.6ppm

	鶏の卵	0.2ppm
	その他の家きんの卵	0.2ppm
	はちみつ	0.05ppm
［略］		
ジチオピル	［略］	［略］
ジニトルミド	鶏の筋肉	3 ppm
	その他の家きんの筋肉	3 ppm
	鶏の脂肪	2 ppm
	その他の家きんの脂肪	2 ppm
	鶏の肝臓	6 ppm
	その他の家きんの肝臓	6 ppm
	鶏の腎臓	6 ppm
	その他の家きんの腎臓	6 ppm
	鶏の食用部分	6 ppm
	その他の家きんの食用部分	6 ppm
［略］		
フェリムゾン	米	3 ppm
	牛の筋肉	0.01ppm
	豚の筋肉	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
	牛の脂肪	0.01ppm
	豚の脂肪	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01ppm
	牛の肝臓	0.01ppm
	豚の肝臓	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01ppm
	牛の腎臓	0.01ppm
	豚の腎臓	0.01ppm

	鶏の卵	0.2ppm
	その他の家きんの卵	0.2ppm
	［号を加える。］	
［略］		
ジチオピル	［略］	［略］
［項を加える。］		
［略］		
フェリムゾン	米	2 ppm
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	

	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01ppm
	牛の食用部分	0.01ppm
	豚の食用部分	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01ppm
	乳	0.01ppm
	魚介類	0.5ppm
［略］		
ペントキサゾン	米	0.01ppm
	その他の穀類	0.05ppm
	魚介類	0.08ppm
［略］		
メピコートクロリド	小麦	3 ppm
	大麦	3 ppm
	ライ麦	3 ppm
	その他の穀類	3 ppm
	ぶどう	6 ppm
	綿実	40ppm
	なたね	3 ppm
	牛の筋肉	0.09ppm
	豚の筋肉	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.09ppm
	牛の脂肪	0.06ppm
	豚の脂肪	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.06ppm
	牛の肝臓	0.5ppm
	豚の肝臓	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5ppm
	牛の腎臓	0.8ppm

	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	魚介類	0.5ppm
［略］		
ペントキサゾン	米	0.05ppm
	その他の穀類	0.05ppm
	魚介類	0.08ppm
［略］		
メピコートクロリド	小麦	3 ppm
	大麦	4 ppm
	ライ麦	3 ppm
	その他の穀類	3 ppm
	ぶどう	5 ppm
	綿実	2 ppm
	なたね	4 ppm
	牛の筋肉	0.09ppm
	豚の筋肉	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.09ppm
	牛の脂肪	0.06ppm
	豚の脂肪	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.06ppm
	牛の肝臓	0.5ppm
	豚の肝臓	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5ppm
	牛の腎臓	0.8ppm

	豚の腎臓	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.8ppm
	牛の食用部分	0.8ppm
	豚の食用部分	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.8ppm
	乳	0.06ppm
	鶏の筋肉	0.05ppm
	その他の家きんの筋肉	0.05ppm
	鶏の脂肪	0.05ppm
	その他の家きんの脂肪	0.05ppm
	鶏の肝臓	0.05ppm
	その他の家きんの肝臓	0.05ppm
	鶏の腎臓	0.05ppm
	その他の家きんの腎臓	0.05ppm
	鶏の食用部分	0.05ppm
	その他の家きんの食用部分	0.05ppm
	鶏の卵	0.05ppm
	その他の家きんの卵	0.05ppm
	はちみつ	0.05ppm
［略］		

［(2)～(15)　略］

7　6に定めるもののほか、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、(3)から(6)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

(1)　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第１欄	第２欄	第３欄
［略］		

	豚の腎臓	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.8ppm
	牛の食用部分	0.8ppm
	豚の食用部分	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.8ppm
	乳	0.06ppm
	鶏の筋肉	0.05ppm
	その他の家きんの筋肉	0.05ppm
	鶏の脂肪	0.05ppm
	その他の家きんの脂肪	0.05ppm
	鶏の肝臓	0.05ppm
	その他の家きんの肝臓	0.05ppm
	鶏の腎臓	0.05ppm
	その他の家きんの腎臓	0.05ppm
	鶏の食用部分	0.05ppm
	その他の家きんの食用部分	0.05ppm
	鶏の卵	0.05ppm
	その他の家きんの卵	0.05ppm
	［号を加える。］	
［略］		

［(2)～(15)　略］

7　6に定めるもののほか、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、(3)から(6)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

(1)　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第１欄	第２欄	第３欄
［略］		

［項を削る。］	

ジニトルミド	
鶏の筋肉	0.1ppm
その他の家きんの筋肉	3ppm
鶏の脂肪	2ppm
その他の家きんの脂肪	3ppm
鶏の肝臓	0.1ppm
その他の家きんの肝臓	4ppm
鶏の腎臓	6ppm
その他の家きんの腎臓	6ppm
鶏の食用部分	6ppm
その他の家きんの食用部分	6ppm
［略］	

［略］	

［(2)～(6)　略］	
［８～12　略］	
［Ｂ～Ｄ　略］	

［(2)～(6)　略］	
［８～12　略］	
［Ｂ～Ｄ　略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、小麦に残留するアフィドピロペンの量の限度、米、小麦、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、さといも類、かんしょ、クレソン、はくさい、キャベツ、ブロッコリー、たまねぎ、にんにく、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、きゅうり、ほうれんそう、未成熟えんどう、えだまめ、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びその他のかんきつ類果実に残留するグルホシネートの量の限度、その他の家きんの脂肪に残留するジニトルミドの量の限度、米に残留するペントキサゾンの量の限度並びに大麦及びなたねに残留するメピコートクロリドの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から施行する。

その他告示

○外務省告示第二百十二号

令和七年十二月二十四日にベオグラードで署名された投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定について、セルビア共和国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を通告し、我が国はこれを令和八年五月六日に受領した。我が国は、令和八年六月三十日に同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を通告し、セルビア共和国はこれを同日に受領した。よって、同協定は、その第三十一条1の規定に従い、令和八年七月三十日に効力を生ずる。

令和八年七月三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二百十三号

令和七年十二月五日にアスンシオンで署名された投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定について、我が国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を令和八年六月三十日に通告し、パラグアイ共和国はこれを同日に受領した。同協定がその二十八条1の規定に従い効力を生ずる日については、別途告示する。

令和八年七月三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二百十四号

令和七年二月六日に東京で署名された投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定について、ザンビア共和国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を通告し、我が国はこれを令和七年九月九日に受領した。我が国は、令和八年六月三十日に同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を通告し、ザンビア共和国はこれを同日に受領した。よって、同協定は、その第三十一条の規定に従い、令和八年七月三十日に効力を生ずる。

令和八年七月三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二百十五号

令和七年十二月十九日に東京で署名された投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定について、我が国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を令和八年六月三十日に通告し、タジキスタン共和国はこれを同日に受領した。同協定がその第二十九条1の規定に従い効力を生ずる日については、別途告示する。

令和八年七月三日

外務大臣　茂木　敏充

官　報　告

国　家　試　験

令和８年度情報処理技術者試験合格者

令和８年度情報処理技術者試験（５月実施分）のうち、ＩＴパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験の合格者を令和８年６月22日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

令和８年７月３日

経済産業大臣　赤澤　亮正

ＩＴパスポート試験に係るもの

IP25051JW9 IP25051WED IP25052ADF IP250556JJ IP25058PZ8 IP25058TZP IP25059Q2A IP25059VYJ IP25059WTU IP2505B6TR IP2505DB5E IP2505EVG3 IP2505H2DJ IP2505J85P IP2505J9G2 IP2505MV6M IP2505MX3H IP2505N3UW IP2505QUX9 IP2505T58P
IP2505U81V IP2505V311 IP2505ZUC1 IP2506235P IP250623CJ IP25062GH9 IP25063U5T IP25063XV7 IP25064F9M IP25065QFS IP25068SEW IP25069F5G IP2506B8VP IP2506C69W IP2506H25W IP2506M7N5 IP2506M87C IP2506TDA1 IP2506W5BT IP2506WYN1
IP250725GJ IP25072QSE IP250736WM IP25073E3C IP25075DG6 IP25076AYR IP2507E2SB IP2507HB1U IP2507Q112 IP2507R2RZ IP2507WCQ6 IP25082BXV IP25082CNA IP25083HMX IP25083T5U IP25085X6J IP25087XX2 IP25088D52 IP2508A4W2 IP2508DEQ4
IP2508DR15 IP2508NZ83 IP2508PUV3 IP2508S2DS IP2508S9FT IP2508ST32 IP25091AYR IP25091ZDE IP25095W21 IP25096QX1 IP2509A3AC IP2509C1NJ IP2509D812 IP2509DY3N IP2509GZY4 IP2509J468 IP2509JB7D IP2509XT8U IP25102HAU IP25102J5M
IP251035TM IP251037T3 IP251047PD IP25104EAT IP251069WX IP25109CEB IP25109V7M IP2510B479 IP2510E4MD IP2510NR6E IP2510S73F IP2510VZA4 IP25112C7T IP25112J7N IP25112UTV IP25113X18 IP25115A8B IP25115NU1 IP25115Y3M IP25116F2V
IP25116GWM IP25116ZJS IP251175QE IP251175ZP IP25117DUG IP251181GN IP25118HV3 IP25119AXR IP25119SYE IP2511B5M2 IP2511CUR5 IP2511EE5Z IP2511G7A6 IP2511M5NF IP2511M74R IP2511S6N5 IP2511UG34 IP2511V9Y2 IP2511Y33F IP2511Y61Q
IP251212UQ IP25121R62 IP25121RC4 IP251223D1 IP25122SYJ IP251237F8 IP25124P4F IP251268NE IP25126DYG IP25126M5P IP25127ZHD IP251288N1 IP25128Q8G IP25129UBS IP2512AG4M IP2512C6X3 IP2512C889 IP2512F7DA IP2512F98N IP2512FNS5
IP2512G8T6 IP2512H1WA IP2512H3RW IP2512H4JR IP2512HD3H IP2512J9HQ IP2512M3VW IP2512NA3T IP2512RA2U IP2512V5QJ IP2512Z9MD IP2512ZP43 IP2601111Z IP26011JE3 IP26011ZFQ IP26011ZJ6 IP260124AE IP26012PMJ IP26012QGB IP26012XY4
IP260137JG IP26013DAQ IP26013VPH IP26013YYU IP260142GE IP260154QW IP260157D1 IP260157FS IP26015BWR IP26015EY9 IP26015J34 IP26015PCX IP26015XCT IP26016PBS IP26017D28 IP26017GVE IP260184XU IP260189U2 IP26018GUT IP26018UNN
IP26019H9J IP26019M72 IP26019N2R IP26019NJG IP26019YQY IP26019YWX IP2601A976 IP2601AYX9 IP2601B83Y IP2601C4W2 IP2601C586 IP2601D3RM IP2601DCA6 IP2601E2HD IP2601E762 IP2601EEZ1 IP2601EGG9 IP2601F7PS IP2601FE4H IP2601FWH6
IP2601G1JS IP2601H2H7 IP2601J48U IP2601MVG7 IP2601N7F4 IP2601N9TA IP2601NA45 IP2601QT4R IP2601R1DE IP2601RD9T IP2601RT6S IP2601RU5Y IP2601S4Q7 IP2601T75Z IP2601VX9V IP2601W47F IP2601W6RU IP2601X31B IP2601XBE2 IP2601XE1Y
IP2601Y8RF IP2601YEJ2 IP2601YQ66 IP2601Z7SY IP26021AUF IP26021FGG IP26021N99 IP26021U66 IP26021XV6 IP26021YHU IP260222JB IP2602244N IP2602292J IP260229ZT IP26022F5D IP26022GHP IP26022HGJ IP26022JC8 IP26022QFG IP26022R5Z
IP26022SYF IP260232YS IP260235CQ IP26023C1S IP26023DXA IP26023NNG IP26023P71 IP26023TSV IP26023YJJ IP260244TR IP260245GM IP260247AU IP260247Q4 IP26024DZR IP26024FU4 IP26024NCH IP26024RAP IP26024S28 IP26024XQN IP2602517T
IP2602581P IP260258FY IP26025CV4 IP26025J5Z IP26025M7V IP26025RXV IP26025V3Z IP26025ZGW IP2602682V IP26026EJM IP26026F4E IP26026GA9 IP26026JNR IP26026PFT IP26026PUM IP26026PWD IP26026TF1 IP26026TJG IP26026UZJ IP260271XM
IP260272GN IP26027CJU IP26027TQT IP260287XC IP2602883T IP260288SV IP260288YJ IP26028A1T IP26028M6T IP26028MW5 IP26028RUS IP26028TAT IP26028Y6E IP26028Z2W IP260291DP IP260296FF IP26029EJG IP26029FN3 IP26029H2N IP26029SG9
IP2602A8NC IP2602B9AP IP2602B9JJ IP2602BZ86 IP2602C2J7 IP2602CH62 IP2602CNY7 IP2602D74M IP2602E1GS IP2602F1JC IP2602F4DZ IP2602F4XD IP2602F6H6 IP2602FDA4 IP2602FJV6 IP2602FR2W IP2602FWM7 IP2602G5Q2 IP2602GHB1 IP2602GTB2
IP2602GU1X IP2602GY8H IP2602GZG1 IP2602HE31 IP2602HVV5 IP2602HW87 IP2602J5EW IP2602J5QY IP2602M2A7 IP2602M2MX IP2602M8M1 IP2602MR58 IP2602N2PP IP2602NP9Z IP2602P7F9 IP2602PMS7 IP2602Q1CN IP2602QJ47 IP2602R2D1 IP2602R4A3
IP2602R6C4 IP2602RV8W IP2602S2PJ IP2602S2UQ IP2602S46N IP2602SGJ8 IP2602SS2A IP2602T7J8 IP2602U538 IP2602U5RW IP2602U68G IP2602VJR3 IP2602VY2F IP2602W2YT IP2602WD1E IP2602WJ57 IP2602WJT9 IP2602X3XW IP2602X8PB IP2602XG5N
IP2602XQH9 IP2602Z2JX IP2602ZSJ6 IP2602ZT61 IP260311ZW IP260312W9 IP260312Z9 IP260313W1 IP2603146Q IP2603146T IP260315AE IP260315H7 IP2603162Q IP260317JJ IP260317QD IP2603185D IP2603188B IP260318X4 IP260319EZ IP260319ND
IP26031AMZ IP26031AY1 IP26031BCY IP26031BNX IP26031C1E IP26031C2Q IP26031CDZ IP26031CZD IP26031D8T IP26031DDU IP26031DM2 IP26031E1J IP26031EEM IP26031FWG IP26031HNE IP26031HY9 IP26031JC5 IP26031JUN IP26031MS5 IP26031N8Z
IP26031NBG IP26031PDP IP26031QF3 IP26031QTV IP26031QV7 IP26031R55 IP26031R6F IP26031RE2 IP26031RHM IP26031SXH IP26031SZ9 IP26031TYS IP26031UG8 IP26031VGB IP26031W7V IP26031WF1 IP26031WYD IP26031XCZ IP26031XFH IP26031Y9F
IP26031YHR IP26031YXA IP26031Z8D IP26031ZBD IP2603222E IP260322R7 IP260324MC IP2603256D IP260325AM IP260325BZ IP260325EQ IP260325W4 IP260325WR IP260326F7 IP260326G9 IP2603272S IP260328PF IP260328YV IP2603291N IP260329RY
IP26032AGV IP26032AX2 IP26032AX8 IP26032AXG IP26032AYD IP26032BH1 IP26032CSP IP26032D3H IP26032E6U IP26032EE4 IP26032EGT IP26032F35 IP26032F5C IP26032FBN IP26032FBU IP26032G7M IP26032GRG IP26032H6C IP26032H9N IP26032HP2
IP26032JJQ IP26032NMS IP26032NSH IP26032P8E IP26032PQ3 IP26032PUZ IP26032QV9 IP26032QVU IP26032R1U IP26032REY IP26032RNG IP26032S6Z IP26032SBU IP26032SCW IP26032SJM IP26032SYH IP26032TDH IP26032THM IP26032TUB IP26032UD2
IP26032V1F IP26032X27 IP26032XSZ IP26032Y36 IP26032YC4 IP26032YG7 IP26032YJD IP26032ZJR IP26032ZQR IP260331EQ IP2603321N IP260332C3 IP260332HW IP260332TA IP260332Y1 IP260333UH IP2603358B IP260335RC IP2603365A IP260336BX
IP260339CC IP260339TM IP26033AFN IP26033AYR IP26033CU8 IP26033DDA IP26033DF5 IP26033EEE IP26033EQ8 IP26033EW1 IP26033EWH IP26033EYH IP26033F13 IP26033F83 IP26033H6B IP26033HQM IP26033JBW IP26033JCN IP26033JHX IP26033JU7
IP26033M5W IP26033M9R IP26033MJA IP26033N1D IP26033N8S IP26033NCJ IP26033NFQ IP26033NQS IP26033P5S IP26033PDU IP26033PX9 IP26033Q16 IP26033QBA IP26033S25 IP26033S3G IP26033SVX IP26033SZD IP26033U6A IP26033UAC IP26033UHF
IP26033UQY IP26033V1N IP26033VZS IP26033WQZ IP26033XHN IP26033Y7C IP26033YM6 IP26033ZCB IP26033ZSM IP2603425J IP260342MW IP260342PQ IP260342XT IP260342YG IP260344MP IP2603453R IP260345NU IP260345TN IP260345YF IP2603477C
IP260347A7 IP260347WP IP260347XH IP2603488X IP260348EC IP2603494T IP260349QM IP26034 9U8 IP26034AGE IP26034CM4 IP26034CU5 IP26034D52 IP26034D5R IP26034E4E IP26034EYB IP26034FEU IP26034GJZ IP26034HAQ IP26034HHU IP26034J7X
IP26034M7B IP26034MNT IP26034MTF IP26034MYF IP26034NQM IP26034NU6 IP26034PE2 IP26034PUR IP26034QEP IP26034QQG IP26034QQW IP26034S1E IP26034SJN IP26034T4U IP26034TQR IP26034UA7 IP26034UBZ IP26034V99 IP26034VDF IP26034WU9
IP26034WYG IP26034XBG IP26034Y3S IP26034YC9 IP26034ZGF IP26034ZNM IP2603517S IP260351AQ IP260353ZX IP260354TQ IP260354YM IP260355H7 IP260356FG IP260356NQ IP260356VG IP260357UQ IP260357UR IP260357YF IP260357ZJ IP260358UM
IP260359QS IP26035AMT IP26035BXY IP26035E57 IP26035EEH IP26035ESB IP26035FE4 IP26035FHD IP26035FNQ IP26035FUQ IP26035FZ5 IP26035H55 IP26035HA1 IP26035HRA IP26035MM2 IP26035MNC IP26035MQ2 IP26035NCU IP26035NFV IP26035NS5
IP26035P4V IP26035PN1 IP26035QE6 IP26035QFT IP26035QMN IP26035QYN IP26035R5Y IP26035RSW IP26035RZJ IP26035RZM IP26035S4R IP26035SGY IP26035SSZ IP26035SZS IP26035T6E IP26035TPJ IP26035U5Q IP26035UAE IP26035UCC IP26035UMA
IP26035UPB IP26035UWR IP26035V7F IP26035VCG IP26035VMN IP26035VPB IP26035WHU IP26035WJA IP26035X9F IP26035Y3Q IP26035Z6F IP26035ZCM IP26035ZFS IP26035ZSZ IP26035ZZ8 IP2603614Q IP260362DB IP2603639P IP260363AT IP260364E6
IP260364J3 IP260364PT IP2603652C IP260365CS IP260365ZC IP260367TC IP2603683D IP260368DT IP260368DZ IP26036A4Y IP26036AA5 IP26036BM6 IP26036BMM IP26036BRS IP26036CH6 IP26036DAD IP26036DPE IP26036DTZ IP26036E9Y IP26036EQA
IP26036F6Q IP26036FAF IP26036FDR IP26036G2W IP26036GZG IP26036JCB IP26036JEC IP26036JJB IP26036JM6 IP26036MAC IP26036MAT IP26036MRJ IP26036N7U IP26036NFR IP26036NPT IP26036NSS IP26036P9T IP26036QAD IP26036QBD IP26036R8P
IP26036SN2 IP26036STP IP26036SWT IP26036TZZ IP26036U1C IP26036U2M IP26036U8W IP26036UH2 IP26036WH5 IP26036WJ7 IP26036WNX IP26036WV9 IP26036X85 IP26036XV8 IP26036XZS IP26036YF7 IP26036YSA IP26036YYX IP26036YZF IP26036ZPS
IP260371AS IP260371TS IP260371WS IP260371YW IP26037HR IP260372ZY IP26037AH IP260374QP IP260374WA IP2603754E IP260375CF IP260375DE IP260375E3 IP260375FJ IP2603763D IP260376GF IP2603784Y IP260378GJ IP260379JT IP260379NH
IP26037AAZ IP26037AVH IP26037BGZ IP26037CA9 IP26037CH5 IP26037CT8 IP26037D1Y IP26037DAQ IP26037E84 IP26037FGQ IP26037FR2 IP26037G5W IP26037GFQ IP26037HXU IP26037M1X IP26037M9M IP26037MAZ IP26037N3B IP26037NXW IP26037NZQ
IP26037P2M IP26037P8Y IP26037Q2J IP26037Q5W IP26037Q7U IP26037QZB IP26037RQ7 IP26037RUP IP26037SH8 IP26037SYR IP26037T3U IP26037TG8 IP26037TWV IP26037U6U IP26037U8Y IP26037V7A IP26037VJ5 IP26037VT5 IP26037WMV IP26037WW9
IP26037YM4 IP26037ZGU IP2603818A IP260382JZ IP260382VD IP260383QU IP260384JW IP260384NG IP260384Y7 IP260385U8 IP2603863X IP260386N7 IP260386U9 IP260386VN IP260386WT IP2603874G IP260387EH IP2603893D IP26038AMN IP26038AZP
IP26038BCR IP26038D9J IP26038ESS IP26038F6B IP26038GQT IP26038GXW IP26038GXZ IP26038H2F IP26038HC8 IP26038HNA IP26038JFD IP26038JWC IP26038MHQ IP26038MRS IP26038MTG IP26038N6U IP26038PGP IP26038QE9 IP26038QPD IP26038R7C

IP26038RCE IP26038TDT IP26038TNU IP26038TPC IP26038TX7 IP26038UA2 IP26038UTD IP26038UVG IP26038V1M IP26038VRH IP26038WR2 IP26038XB1 IP26038XZJ IP26038Y2F IP26038YAG IP26038YVT IP26038ZDU IP26038ZTQ IP26039IG3
IP26039IP1 IP26039J6H IP26039JDV IP26039N4W IP26039V4M IP26039V8Y IP26039VYX IP26039W6Q IP26039WGH IP26039WSP IP26039WTB IP26039X89Q IP26039X9M IP26039XJ3 IP26039YDG IP26039YJ4 IP26039YM1 IP26039YTM IP26039Z1Y
IP26039DNU IP26039EFR IP26039FA4 IP26039FEJ IP26039GHM IP26039HJU IP26039MB7 IP26039NVS IP26039NXA IP26039P9S IP26039QCP IP26039RAP IP26039SM8 IP26039ST4 IP26039TP3 IP26039U9C IP26039UCM IP26039UPT IP26039UUN
IP26039V1J IP26039VY9 IP26039W4Q IP26039WE7 IP26039WJ4 IP26039WKV IP26039WMB IP26039WYH IP26039YTN IP26039ZFJ IP26039ZMQ IP26039ZWB IP26039ZWT IP26039ZZN IP26039ZZW IP26039ZZY IP26039ZZZ IP26039ZZ0 IP26039ZZ1
IP26039A47Q IP26039A7H IP26039A7U IP26039A825 IP26039A8ZC IP26039A967 IP26039AH5Y IP26039AHF1 IP26039AMD4 IP26039AS71 IP26039AT1Q IP26039AUX3 IP26039AXZG IP26039AXJ7 IP26039AY6 IP26039AY9P IP26039B1E3
IP26039B3W3 IP26039B4JX IP26039B4JZ IP26039B4JM IP26039B5HU IP26039B5J7 IP26039B5Z2 IP26039B6AB IP26039B7AE IP26039B7PU IP26039B8N5 IP26039B8P1 IP26039BSV IP26039BVW IP26039C0Y IP26039C2Y IP26039C4Q IP26039C52E
IP26039CBW6 IP26039D71A IP26039DBJ1 IP26039DDU7 IP26039E1C5 IP26039E1H1 IP26039E21G IP26039E3R4 IP26039E44Q IP26039E61G IP26039E6BP IP26039E6DQ IP26039E734 IP26039E94U IP26039E96W IP26039EA3N IP26039EB56
IP26039EJ43 IP26039ET4Y IP26039EUW3 IP26039EV31 IP26039EVT6 IP26039EWE1 IP26039EWH9 IP26039EZ65 IP26039F1NS IP26039F2GX IP26039F32V IP26039F36D IP26039F3SG IP26039F4UC IP26039F5RR IP26039F8YJ IP26039FAT
IP26039FBV9 IP26039FDU8 IP26039FEN7 IP26039FJ14 IP26039FND7 IP26039FQ75 IP26039FR3R IP26039FU3H IP26039FW8X IP26039FX23 IP26039G1BB IP26039G2ZE IP26039G34Q IP26039G4RG IP26039G54A IP26039G644 IP26039G6BR IP26039G6F9 IP26039G6FT IP26039G775 IP26039G7HW IP26039G7NT IP26039G7MA IP26039G81G
IP26039GCF2 IP26039GF6J IP26039GG4J IP26039GH68 IP26039GN3V IP26039GQ4Q IP26039H1Q4 IP26039HEXF IP26039HF3H IP26039HJ47W IP26039HQ7S IP26039HS4S IP26039HTBD IP26039HY6S IP26039J1AN IP26039J1GR IP26039J538
IP26039J6E1 IP26039J7TD IP26039J8HH IP26039J98E IP26039JAC1 IP26039JC64 IP26039JD6W IP26039JE66 IP26039JJ1F IP26039JM0T IP26039JMU5 IP26039JQ3A IP26039JRV8 IP26039JTV1 IP26039JTV4 IP26039JTB4 IP26039JX65
IP26039M3Z3 IP26039M42Z IP26039M4C3 IP26039M4EG IP26039M4Y9 IP26039MB4 IP26039MC5 IP26039MEV IP26039MF1 IP26039MGW IP26039MJ1 IP26039MJ79 IP26039MK38 IP26039MN5M IP26039MV1J IP26039MZC5 IP26039N2Y
IP26039NAT IP26039NBJ1 IP26039NCAB IP26039NER8 IP26039NMT6 IP26039NR4P IP26039NV8E IP26039NZ53 IP26039P1LY7 IP26039P26D IP26039P29X IP26039P3HQ IP26039P484 IP26039P5FP1 IP26039P6DA IP26039P76C IP26039P8X4
IP26039PDH1 IP26039PDW IP26039PEH4 IP26039PJ23 IP26039PNB IP26039PPD9 IP26039PQ11Y IP26039Q33A IP26039Q3DG IP26039Q3V5 IP26039Q3VT IP26039Q4HJ IP26039Q5E4 IP26039Q6GT IP26039Q6H9 IP26039Q7X1 IP26039Q8TB
IP26039QB88 IP26039QBE3 IP26039QBT3 IP26039QC1M IP26039QD9B IP26039QE4W IP26039QGV1 IP26039QH5T IP26039QHJ8 IP26039QJ1Y IP26039QJ5T IP26039QK9 IP26039QKJ IP26039QKT IP26039QL1 IP26039QL2 IP26039QL3
IP26039QL4 IP26039QL5 IP26039QL6 IP26039QL7 IP26039QL8 IP26039QL9 IP26039QLA IP26039QLB IP26039QLC IP26039QLD IP26039QLE IP26039QLF IP26039QLG IP26039QLH IP26039QLJ IP26039QLK IP26039QLL IP26039QLM
IP26039QLN IP26039QLP IP26039QLQ IP26039QLR IP26039QLS IP26039QLT IP26039QLU IP26039QLV IP26039QLW IP26039QLX IP26039QLY IP26039QLZ IP26039QM0 IP26039QM1 IP26039QM2 IP26039QM3 IP26039QM4 IP26039QM5
IP26039QM6 IP26039QM7 IP26039QM8 IP26039QM9 IP26039QMA IP26039QMB IP26039QMC IP26039QMD IP26039QME IP26039QMF IP26039QMG IP26039QMH IP26039QMJ IP26039QMK IP26039QML IP26039QMM IP26039QMN IP26039QMP
IP26039QMQ IP26039QMR IP26039QMS IP26039QMT IP26039QMU IP26039QMV IP26039QMW IP26039QMX IP26039QMY IP26039QMZ IP26039QN0 IP26039QN1 IP26039QN2 IP26039QN3 IP26039QN4 IP26039QN5 IP26039QN6 IP26039QN7
IP26039QN8 IP26039QN9 IP26039QNA IP26039QNB IP26039QNC IP26039QND IP26039QNE IP26039QNF IP26039QNG IP26039QNH IP26039QNJ IP26039QNK IP26039QNL IP26039QNM IP26039QNN IP26039QNP IP26039QNQ IP26039QNR
IP26039QNS IP26039QNT IP26039QNU IP26039QNV IP26039QNW IP26039QNX IP26039QNY IP26039QNZ IP26039QP0 IP26039QP1 IP26039QP2 IP26039QP3 IP26039QP4 IP26039QP5 IP26039QP6 IP26039QP7 IP26039QP8 IP26039QP9
IP26039QPA IP26039QPB IP26039QPC IP26039QPD IP26039QPE IP26039QPF IP26039QPG IP26039QPH IP26039QPJ IP26039QPK IP26039QPL IP26039QPM IP26039QPN IP26039QPP IP26039QPQ IP26039QPR IP26039QPS IP26039QPT
IP26039QPU IP26039QPV IP26039QPW IP26039QPX IP26039QPY IP26039QPZ IP26039QQ0 IP26039QQ1 IP26039QQ2 IP26039QQ3 IP26039QQ4 IP26039QQ5 IP26039QQ6 IP26039QQ7 IP26039QQ8 IP26039QQ9 IP26039QQA IP26039QQB
IP26039QQC IP26039QQD IP26039QQE IP26039QQF IP26039QQG IP26039QQH IP26039QQJ IP26039QQK IP26039QQL IP26039QQM IP26039QQN IP26039QQP IP26039QQQ IP26039QQR IP26039QQS IP26039QQT IP26039QQU IP26039QQV
IP26039QQW IP26039QQX IP26039QQY IP26039QQZ IP26039QR0 IP26039QR1 IP26039QR2 IP26039QR3 IP26039QR4 IP26039QR5 IP26039QR6 IP26039QR7 IP26039QR8 IP26039QR9 IP26039QRA IP26039QRB IP26039QRC IP26039QRD
IP26039QRE IP26039QRF IP26039QRG IP26039QRH IP26039QRJ IP26039QRK IP26039QRL IP26039QRM IP26039QRN IP26039QRP IP26039QRQ IP26039QRR IP26039QRS IP26039QRT IP26039QRU IP26039QRV IP26039QRW IP26039QRX
IP26039QRY IP26039QRZ IP26039QS0 IP26039QS1 IP26039QS2 IP26039QS3 IP26039QS4 IP26039QS5 IP26039QS6 IP26039QS7 IP26039QS8 IP26039QS9 IP26039QSA IP26039QSB IP26039QSC IP26039QSD IP26039QSE IP26039QSF
IP26039QSG IP26039QSH IP26039QSJ IP26039QSK IP26039QSL IP26039QSM IP26039QSN IP26039QSP IP26039QSQ IP26039QSR IP26039QSS IP26039QST IP26039QSU IP26039QSV IP26039QSW IP26039QSX IP26039QSY IP26039QSZ
IP26039QT0 IP26039QT1 IP26039QT2 IP26039QT3 IP26039QT4 IP26039QT5 IP26039QT6 IP26039QT7 IP26039QT8 IP26039QT9 IP26039QTA IP26039QTB IP26039QTC IP26039QTD IP26039QTE IP26039QTF IP26039QTG IP26039QTH
IP26039QTJ IP26039QTK IP26039QTL IP26039QTM IP26039QTN IP26039QTP IP26039QTQ IP26039QTR IP26039QTS IP26039QTT IP26039QTU IP26039QTV IP26039QTW IP26039QTX IP26039QTY IP26039QTZ IP26039QU0 IP26039QU1
IP26039QU2 IP26039QU3 IP26039QU4 IP26039QU5 IP26039QU6 IP26039QU7 IP26039QU8 IP26039QU9 IP26039QUA IP26039QUB IP26039QUC IP26039QUD IP26039QUE IP26039QUF IP26039QUG IP26039QUH IP26039QUJ IP26039QUK
IP26039QUL IP26039QUM IP26039QUN IP26039QUP IP26039QUQ IP26039QUR IP26039QUS IP26039QUT IP26039QUU IP26039QUV IP26039QUW IP26039QUX IP26039QUY IP26039QUZ IP26039QV0 IP26039QV1 IP26039QV2 IP26039QV3
IP26039QV4 IP26039QV5 IP26039QV6 IP26039QV7 IP26039QV8 IP26039QV9 IP26039QVA IP26039QVB IP26039QVC IP26039QVD IP26039QVE IP26039QVF IP26039QVG IP26039QVH IP26039QVJ IP26039QVK IP26039QVL IP26039QVM
IP26039QVN IP26039QVP IP26039QVQ IP26039QVR IP26039QVS IP26039QVT IP26039QVU IP26039QVV IP26039QVW IP26039QVX IP26039QVY IP26039QVZ IP26039QW0 IP26039QW1 IP26039QW2 IP26039QW3 IP26039QW4 IP26039QW5
IP26039QW6 IP26039QW7 IP26039QW8 IP26039QW9 IP26039QWA IP26039QWB IP26039QWC IP26039QWD IP26039QWE IP26039QWF IP26039QWG IP26039QWH IP26039QWJ IP26039QWK IP26039QWL IP26039QWM IP26039QWN IP26039QWP
IP26039QWQ IP26039QWR IP26039QWS IP26039QWT IP26039QWU IP26039QWV IP26039QWW IP26039QWX IP26039QWY IP26039QWZ IP26039QX0 IP26039QX1 IP26039QX2 IP26039QX3 IP26039QX4 IP26039QX5 IP26039QX6 IP26039QX7
IP26039QX8 IP26039QX9 IP26039QXA IP26039QXB IP26039QXC IP26039QXD IP26039QXE IP26039QXF IP26039QXG IP26039QXH IP26039QXJ IP26039QXK IP26039QXL IP26039QXM IP26039QXN IP26039QXP IP26039QXQ IP26039QXR
IP26039QXS IP26039QXT IP26039QXU IP26039QXV IP26039QXW IP26039QXX IP26039QXY IP26039QXZ IP26039QY0 IP26039QY1 IP26039QY2 IP26039QY3 IP26039QY4 IP26039QY5 IP26039QY6 IP26039QY7 IP26039QY8 IP26039QY9
IP26039QYA IP26039QYB IP26039QYC IP26039QYD IP26039QYE IP26039QYF IP26039QYG IP26039QYH IP26039QYJ IP26039QYK IP26039QYL IP26039QYM IP26039QYN IP26039QYP IP26039QYQ IP26039QYR IP26039QYS IP26039QYT
IP26039QYU IP26039QYV IP26039QYW IP26039QYX IP26039QYY IP26039QYZ IP26039QZ0 IP26039QZ1 IP26039QZ2 IP26039QZ3 IP26039QZ4 IP26039QZ5 IP26039QZ6 IP26039QZ7 IP26039QZ8 IP26039QZ9 IP26039QZA IP26039QZB
IP26039QZC IP26039QZD IP26039QZE IP26039QZF IP26039QZG IP26039QZH IP26039QZJ IP26039QZK IP26039QZL IP26039QZM IP26039QZN IP26039QZP IP26039QZQ IP26039QZR IP26039QZS IP26039QZT IP26039QZU IP26039QZV
IP26039QZW IP26039QZX IP26039QZY IP26039QZZ IP26039R00 IP26039R01 IP26039R02 IP26039R03 IP26039R04 IP26039R05 IP26039R06 IP26039R07 IP26039R08 IP26039R09 IP26039R0A IP26039R0B IP26039R0C IP26039R0D
IP26039R0E IP26039R0F IP26039R0G IP26039R0H IP26039R0J IP26039R0K IP26039R0L IP26039R0M IP26039R0N IP26039R0P IP26039R0Q IP26039R0R IP26039R0S IP26039R0T IP26039R0U IP26039R0V IP26039R0W IP26039R0X
IP26039R0Y IP26039R0Z IP26039R10 IP26039R11 IP26039R12 IP26039R13 IP26039R14 IP26039R15 IP26039R16 IP26039R17 IP26039R18 IP26039R19 IP26039R1A IP26039R1B IP26039R1C IP26039R1D IP26039R1E IP26039R1F
IP26039R1G IP26039R1H IP26039R1J IP26039R1K IP26039R1L IP26039R1M IP26039R1N IP26039R1P IP26039R1Q IP26039R1R IP26039R1S IP26039R1T IP26039R1U IP26039R1V IP26039R1W IP26039R1X IP26039R1Y IP26039R1Z
IP26039R20 IP26039R21 IP26039R22 IP26039R23 IP26039R24 IP26039R25 IP26039R26 IP26039R27 IP26039R28 IP26039R29 IP26039R2A IP26039R2B IP26039R2C IP26039R2D IP26039R2E IP26039R2F IP26039R2G IP26039R2H
IP26039R2J IP26039R2K IP26039R2L IP26039R2M IP26039R2N IP26039R2P IP26039R2Q IP26039R2R IP26039R2S IP26039R2T IP26039R2U IP26039R2V IP26039R2W IP26039R2X IP26039R2Y IP26039R2Z IP26039R30 IP26039R31
IP26039R32 IP26039R33 IP26039R34 IP26039R35 IP26039R36 IP26039R37 IP26039R38 IP26039R39 IP26039R3A IP26039R3B IP26039R3C IP26039R3D IP26039R3E IP26039R3F IP26039R3G IP26039R3H IP26039R3J IP26039R3K
IP26039R3L IP26039R3M IP26039R3N IP26039R3P IP26039R3Q IP26039R3R IP26039R3S IP26039R3T IP26039R3U IP26039R3V IP26039R3W IP26039R3X IP26039R3Y IP26039R3Z IP26039R40 IP26039R41 IP26039R42 IP26039R43
IP26039R44 IP26039R45 IP26039R46 IP26039R47 IP26039R48 IP26039R49 IP26039R4A IP26039R4B IP26039R4C IP26039R4D IP26039R4E IP26039R4F IP26039R4G IP26039R4H IP26039R4J IP26039R4K IP26039R4L IP26039R4M
IP26039R4N IP26039R4P IP26039R4Q IP26039R4R IP26039R4S IP26039R4T IP26039R4U IP26039R4V IP26039R4W IP26039R4X IP26039R4Y IP26039R4Z IP26039R50 IP26039R51 IP26039R52 IP26039R53 IP26039R54 IP26039R55
IP26039R56 IP26039R57 IP26039R58 IP26039R59 IP26039R5A IP26039R5B IP26039R5C IP26039R5D IP26039R5E IP26039R5F IP26039R5G IP26039R5H IP26039R5J IP26039R5K IP26039R5L IP26039R5M IP26039R5N IP26039R5P
IP26039R5Q IP26039R5R IP26039R5S IP26039R5T IP26039R5U IP26039R5V IP26039R5W IP26039R5X IP26039R5Y IP26039R5Z IP26039R60 IP26039R61 IP26039R62 IP26039R63 IP26039R64 IP26039R65 IP26039R66 IP26039R67
IP26039R68 IP26039R69 IP26039R6A IP26039R6B IP26039R6C IP26039R6D IP26039R6E IP26039R6F IP26039R6G IP26039R6H IP26039R6J IP26039R6K IP26039R6L IP26039R6M IP26039R6N IP26039R6P IP26039R6Q IP26039R6R
IP26039R6S IP26039R6T IP26039R6U IP26039R6V IP26039R6W IP26039R6X IP26039R6Y IP26039R6Z IP26039R70 IP26039R71 IP26039R72 IP26039R73 IP26039R74 IP26039R75 IP26039R76 IP26039R77 IP26039R78 IP26039R79
IP26039R7A IP26039R7B IP26039R7C IP26039R7D IP26039R7E IP26039R7F IP26039R7G IP26039R7H IP26039R7J IP26039R7K IP26039R7L IP26039R7M IP26039R7N IP26039R7P IP26039R7Q IP26039R7R IP26039R7S IP26039R7T
IP26039R7U IP26039R7V IP26039R7W IP26039R7X IP26039R7Y IP26039R7Z IP26039R80 IP26039R81 IP26039R82 IP26039R83 IP26039R84 IP26039R85 IP26039R86 IP26039R87 IP26039R88 IP26039R89 IP26039R8A IP26039R8B
IP26039R8C IP26039R8D IP26039R8E IP26039R8F IP26039R8G IP26039R8H IP26039R8J IP26039R8K IP26039R8L IP26039R8M IP26039R8N IP26039R8P IP26039R8Q IP26039R8R IP26039R8S IP26039R8T IP26039R8U IP26039R8V
IP26039R8W IP26039R8X IP26039R8Y IP26039R8Z IP26039R90 IP26039R91 IP26039R92 IP26039R93 IP26039R94 IP26039R95 IP26039R96 IP26039R97 IP26039R98 IP26039R99 IP26039R9A IP26039R9B IP26039R9C IP26039R9D
IP26039R9E IP26039R9F IP26039R9G IP26039R9H IP26039R9J IP26039R9K IP26039R9L IP26039R9M IP26039R9N IP26039R9P IP26039R9Q IP26039R9R IP26039R9S IP26039R9T IP26039R9U IP26039R9V IP26039R9W IP26039R9X
IP26039R9Y IP26039R9Z IP26039RA0 IP26039RA1 IP26039RA2 IP26039RA3 IP26039RA4 IP26039RA5 IP26039RA6 IP26039RA7 IP26039RA8 IP26039RA9 IP26039RAA IP26039RAB IP26039RAC IP26039RAD IP26039RAE IP26039RAF
IP26039RAG IP26039RAH IP26039RAJ IP26039RAK IP26039RAL IP26039RAM IP26039RAN IP26039RAP IP26039RAQ IP26039RAR IP26039RAS IP26039RAT IP26039RAU IP26039RAV IP26039RAW IP26039RAX IP26039RAY IP26039RAZ
IP26039RB0 IP26039RB1 IP26039RB2 IP26039RB3 IP26039RB4 IP26039RB5 IP26039RB6 IP26039RB7 IP26039RB8 IP26039RB9 IP26039RBA IP26039RBB IP26039RBC IP26039RBD IP26039RBE IP26039RBF IP26039RBG IP26039RBH
IP26039RBJ IP26039RBK IP26039RBL IP26039RBM IP26039RBN IP26039RBP IP26039RBQ IP26039RBR IP26039RBS IP26039RBT IP26039RBU IP26039RBV IP26039RBW IP26039RBX IP26039RBY IP26039RBZ IP26039RC0 IP26039RC1
IP26039RC2 IP26039RC3 IP26039RC4 IP26039RC5 IP26039RC6 IP26039RC7 IP26039RC8 IP26039RC9 IP26039RCA IP26039RCB IP26039RCC IP26039RCD IP26039RCE IP26039RCF IP26039RCG IP26039RCH IP26039RCJ IP26039RCK
IP26039RCL IP26039RCM IP26039RCN IP26039RCP IP26039RCQ IP26039RCR IP26039RCS IP26039RCT IP26039RCU IP26039RCV IP26039RCW IP26039RCX IP26039RCY IP26039RCZ IP26039RD0 IP26039RD1 IP26039RD2 IP26039RD3
IP26039RD4 IP26039RD5 IP26039RD6 IP26039RD7 IP26039RD8 IP26039RD9 IP26039RDA IP26039RDB IP26039RDC IP26039RDD IP26039RDE IP26039RDF IP26039RDG IP26039RDH IP26039RDJ IP26039RDK IP26039RDL IP26039RDM
IP26039RDN IP26039RDP IP26039RDQ IP26039RDR IP26039RDS IP26039RDT IP26039RDU IP26039RDV IP26039RDW IP26039RDX IP26039RDY IP26039RDZ IP26039RE0 IP26039RE1 IP26039RE2 IP26039RE3 IP26039RE4 IP26039RE5
IP26039RE6 IP26039RE7 IP26039RE8 IP26039RE9 IP26039REA IP26039REB IP26039REC IP26039RED IP26039REE IP26039REF IP26039REG IP26039REH IP26039REJ IP26039REK IP26039REL IP26039REM IP26039REN IP26039REP
IP26039REQ IP26039RER IP26039RES IP26039RET IP26039REU IP26039REV IP26039REW IP26039REX IP26039REY IP26039REZ IP26039RF0 IP26039RF1 IP26039RF2 IP26039RF3 IP26039RF4 IP26039RF5 IP26039RF6 IP26039RF7
IP26039RF8 IP26039RF9 IP26039RFA IP26039RFB IP26039RFC IP26039RFD IP26039RFE IP26039RFF IP26039RFG IP26039RFH IP26039RFJ IP26039RFK IP26039RFL IP26039RFM IP26039RFN IP26039RFP IP26039RFQ IP26039RFR
IP26039RFS IP26039RFT IP26039RFU IP26039RFV IP26039RFW IP26039RFX IP26039RFY IP26039RFZ IP26039RG0 IP26039RG1 IP26039RG2 IP26039RG3 IP26039RG4 IP26039RG5 IP26039RG6 IP26039RG7 IP26039RG8 IP26039RG9
IP26039RGA IP26039RGB IP26039RGC IP26039RGD IP26039RGE IP26039RGF IP26039RGG IP26039RGH IP26039RGJ IP26039RGK IP26039RGL IP26039RGM IP26039RGN IP26039RGP IP26039RGQ IP26039RGR IP26039RGS IP26039RGT
IP26039RGU IP26039RGV IP26039RGW IP26039RGX IP26039RGY IP26039RGZ IP26039RH0 IP26039RH1 IP26039RH2 IP26039RH3 IP26039RH4 IP26039RH5 IP26039RH6 IP26039RH7 IP26039RH8 IP26039RH9 IP26039RHA IP26039RHB
IP26039RHC IP26039RHD IP26039RHE IP26039RHF IP26039RHG IP26039RHH IP26039RHJ IP26039RHK IP26039RHL IP26039RHM IP26039RHN IP26039RHP IP26039RHQ IP26039RHR IP26039RHS IP26039RHT IP26039RHU IP26039RHV
IP26039RHW IP26039RHX IP26039RHY IP26039RHZ IP26039RJ0 IP26039RJ1 IP26039RJ2 IP26039RJ3 IP26039RJ4 IP26039RJ5 IP26039RJ6 IP26039RJ7 IP26039RJ8 IP26039RJ9 IP26039RJA IP26039RJB IP26039RJC IP26039RJD
IP26039RJE IP26039RJF IP26039RJG IP26039RJH IP26039RJJ IP26039RJK IP26039RJL IP26039RJM IP26039RJN IP26039RJP IP26039RJQ IP26039RJR IP26039RJS IP26039RJT IP26039RJU IP26039RJV IP26039RJW IP26039RJX
IP26039RJY IP26039RJZ IP26039RK0 IP26039RK1 IP26039RK2 IP26039RK3 IP26039RK4 IP26039RK5 IP26039RK6 IP26039RK7 IP26039RK8 IP26039RK9 IP26039RKA IP26039RKB IP26039RKC IP26039RKD IP26039RKE IP26039RKF
IP26039RKG IP26039RKH IP26039RKJ IP26039RKK IP26039RKL IP26039RKM IP26039RKN IP26039RKP IP26039RKQ IP26039RKR IP26039RKS IP26039RKT IP26039RKU IP26039RKV IP26039RKW IP26039RKX IP26039RKY IP26039RKZ
IP26039RL0 IP26039RL1 IP26039RL2 IP26039RL3 IP26039RL4 IP26039RL5 IP26039RL6 IP26039RL7 IP26039RL8 IP26039RL9 IP26039RLA IP26039RLB IP26039RLC IP26039RLD IP26039RLE IP26039RLF IP26039RLG IP26039RLH
IP26039RLJ IP26039RLK IP26039RLL IP26039RLM IP26039RLN IP26039RLP IP26039RLQ IP26039RLR IP26039RLS IP26039RLT IP26039RLU IP26039RLV IP26039RLW IP26039RLX IP26039RLY IP26039RLZ IP26039RM0 IP26039RM1
IP26039RM2 IP26039RM3 IP26039RM4 IP26039RM5 IP26039RM6 IP26039RM7 IP26039RM8 IP26039RM9 IP26039RMA IP26039RMB IP26039RMC IP26039RMD IP26039RME IP26039RMF IP26039RMG IP26039RMH IP26039RMJ IP26039RMK
IP26039RML IP26039RMM IP26039RMN IP26039RMP IP26039RMQ IP26039RMR IP26039RMS IP26039RMT IP26039RMU IP26039RMV IP26039RMW IP26039RMX IP26039RMY IP26039RMZ IP26039RN0 IP26039RN1 IP26039RN2 IP26039RN3
IP26039RN4 IP26039RN5 IP26039RN6 IP26039RN7 IP26039RN8 IP26039RN9 IP26039RNA IP26039RNB IP26039RNC IP26039RND IP26039RNE IP26039RNF IP26039RNG IP26039RNH IP26039RNJ IP26039RNK IP26039RNL IP26039RNM
IP26039RNN IP26039RNP IP26039RNQ IP26039RNR IP26039RNS IP26039RNT IP26039RNU IP26039RNV IP26039RNW IP26039RNX IP26039RNY IP26039RNZ IP26039RP0 IP26039RP1 IP26039RP2 IP26039RP3 IP26039RP4 IP26039RP5
IP26039RP6 IP26039RP7 IP26039RP8 IP26039RP9 IP26039RPA IP26039RPB IP26039RPC IP26039RPD IP26039RPE IP26039RPF IP26039RPG IP26039RPH IP26039RPJ IP26039RPK IP26039RPL IP26039RPM IP26039RPN IP26039RPP
IP26039RPQ IP26039RPR IP26039RPS IP26039RPT IP26039RPU IP26039RPV IP26039RPW IP26039RPX IP26039RPY IP26039RPZ IP26039RQ0 IP26039RQ1 IP26039RQ2 IP26039RQ3 IP26039RQ4 IP26039RQ5 IP26039RQ6 IP26039RQ7
IP26039RQ8 IP26039RQ9 IP26039RQA IP26039RQB IP26039RQC IP26039RQD IP26039RQE IP26039RQF IP26039RQG IP26039RQH IP26039RQJ IP26039RQK IP26039RQL IP26039RQM IP26039RQN IP26039RQP IP26039RQQ IP26039RQR
IP26039RQS IP26039RQT IP26039RQU IP26039RQV IP26039RQW IP26039RQX IP26039RQY IP26039RQZ IP26039RR0 IP26039RR1 IP26039RR2 IP26039RR3 IP26039RR4 IP26039RR5 IP26039RR6 IP26039RR7 IP26039RR8 IP26039RR9
IP26039RRA IP26039RRB IP26039RRC IP26039RRD IP26039RRE IP26039RRF IP26039RRG IP26039RRH IP26039RRJ IP26039RRK IP26039RRL IP26039RRM IP26039RRN IP26039RRP IP26039RRQ IP26039RRR IP26039RRS IP26039RRT
IP26039RRU IP26039RRV IP26039RRW IP26039RRX IP26039RRY IP26039RRZ IP26039RS0 IP26039RS1 IP26039RS2 IP26039RS3 IP26039RS4 IP26039RS5 IP26039RS6 IP26039RS7 IP26039RS8 IP26039RS9 IP26039RSA IP26039RSB
IP26039RSC IP26039RSD IP26039RSE IP26039RSF IP26039RSG IP26039RSH IP26039RSJ IP26039RSK IP26039RSL IP26039RSM IP26039RSN IP26039RSP IP26039RSQ IP26039RSR IP26039RSS IP26039RST IP26039RSU IP26039RSV
IP26039RSW IP26039RSX IP26039RSY IP26039RSZ IP26039RT0 IP26039RT1 IP26039RT2 IP26039RT3 IP26039RT4 IP26039RT5 IP26039RT6 IP26039RT7 IP26039RT8 IP26039RT9 IP26039RTA IP26039RTB IP26039RTC IP26039RTD
IP26039RTE IP26039RTF IP26039RTG IP26039RTH IP26039RTJ IP26039RTK IP26039RTL IP26039RTM IP26039RTN IP26039RTP IP26039RTQ IP26039RTR IP26039RTS IP26039RTT IP26039RTU IP26039RTV IP26039RTW IP26039RTX
IP26039RTY IP26039RTZ IP26039RU0 IP26039RU1 IP26039RU2 IP26039RU3 IP26039RU4 IP26039RU5 IP26039RU6 IP26039RU7 IP26039RU8 IP26039RU9 IP26039RUA IP26039RUB IP26039RUC IP26039RUD IP26039RUE IP26039RUF
IP26039RUG IP26039RUH IP26039RUJ IP26039RUK IP26039RUL IP26039RUM IP26039RUN IP26039RUP IP26039RUQ IP26039RUR IP26039RUS IP26039RUT IP26039RUU IP26039RUV IP26039RUW IP26039RUX IP26039RUY IP26039RUZ
IP26039RV0 IP26039RV1 IP26039RV2 IP26039RV3 IP26039RV4 IP26039RV5 IP26039RV6 IP26039RV7 IP26039RV8 IP26039RV9 IP26039RVA IP26039RVB IP26039RVC IP26039RVD IP26039RVE IP26039RVF IP26039RVG IP26039RVH
IP26039RVJ IP26039RVK IP26039RVL IP26039RVM IP26039RVN IP26039RVP IP26039RVQ IP26039RVR IP26039RVS IP26039RVT IP26039RVU IP26039RVV IP26039RVW IP26039RVX IP26039RVY IP26039RVZ IP26039RW0 IP26039RW1
IP26039RW2 IP26039RW3 IP26039RW4 IP26039RW5 IP26039RW6 IP26039RW7 IP26039RW8 IP26039RW9 IP26039RWA IP26039RWB IP26039RWC IP26039RWD IP26039RWE IP26039RWF IP26039RWG IP26039RWH IP26039RWJ IP26039RWK
IP26039RWL IP26039RWM IP26039RWN IP26039RWP IP26039RWQ IP26039RWR IP26039RWS IP26039RWT IP26039RWU IP26039RWV IP26039RWW IP26039RWX IP26039RWY IP26039RWZ IP26039RX0 IP26039RX1 IP26039RX2 IP26039RX3
IP26039RX4 IP26039RX5 IP26039RX6 IP26039RX7 IP26039RX8 IP26039RX9 IP26039RXA IP26039RXB IP26039RXC IP26039RXD IP26039RXE IP26039RXF IP26039RXG IP26039RXH IP26039RXJ IP26039RXK IP26039RXL IP26039RXM
IP26039RXN IP26039RXP IP26039RXQ IP26039RXR IP26039RXS IP26039RXT IP26039RXU IP26039RXV IP26039RXW IP26039RXX IP26039RXY IP26039RXZ IP26039RY0 IP26039RY1 IP26039RY2 IP26039RY3 IP26039RY4 IP26039RY5
IP26039RY6 IP26039RY7 IP26039RY8 IP26039RY9 IP26039RYA IP26039RYB IP26039RYC IP26039RYD IP26039RYE IP26039RYF IP26039RYG IP26039RYH IP26039RYJ IP26039RYK IP26039RYL IP26039RYM IP26039RYN IP26039RYP
IP26039RYQ IP26039RYR IP26039RYS IP26039RYT IP26039RYU IP26039RYV IP26039RYW IP26039RYX IP26039RYY IP26039RYZ IP26039RZ0 IP26039RZ1 IP26039RZ2 IP26039RZ3 IP26039RZ4 IP26039RZ5 IP26039RZ6 IP26039RZ7
IP26039RZ8 IP26039RZ9 IP26039RZA IP26039RZB IP26039RZC IP26039RZD IP26039RZE IP26039RZF IP26039RZG IP26039RZH IP26039RZJ IP26039RZK IP26039RZL IP26039RZM IP26039RZN IP26039RZP IP26039RZQ IP26039RZR
IP26039RZS IP26039RZT IP26039RZU IP26039RZV IP26039RZW IP26039RZX IP26039RZY IP26039RZZ IP26039S00 IP26039S01 IP26039S02 IP26039S03 IP26039S04 IP26039S05 IP26039S06 IP26039S07 IP26039S08 IP26039S09
IP26039S0A IP26039S0B IP26039S0C IP26039S0D IP26039S0E IP26039S0F IP26039S0G IP26039S0H IP26039S0J IP26039S0K IP26039S0L IP26039S0M IP26039S0N IP26039S0P IP26039S0Q IP26039S0R IP26039S0S IP26039S0T
IP26039S0U IP26039S0V IP26039S0W IP26039S0X IP26039S0Y IP26039S0Z IP26039S10 IP26039S11 IP26039S12 IP26039S13 IP26039S14 IP26039S15 IP26039S16 IP26039S17 IP26039S18 IP26039S19 IP26039S1A IP26039S1B
IP26039S1C IP26039S1D IP26039S1E IP26039S1F IP26039S1G IP26039S1H IP26039S1J IP26039S1K IP26039S1L IP26039S1M IP26039S1N IP26039S1P IP26039S1Q IP26039S1R IP26039S1S IP26039S1T IP26039S1U IP26039S1V
IP26039S1W IP26039S1X IP26039S1Y IP26039S1Z IP26039S20 IP26039S21 IP26039S22 IP26039S23 IP26039S24 IP26039S25 IP26039S26 IP26039S27 IP26039S28 IP26039S29 IP26039S2A IP26039S2B IP26039S2C IP26039S2D
IP26039S2E IP26039S2F IP26039S2G IP26039S2H IP26039S2J IP26039S2K IP26039S2L IP26039S2M IP26039S2N IP26039S2P IP26039S2Q IP26039S2R IP26039S2S IP26039S2T IP26039S2U IP26039S2V IP26039S2W IP26039S2X
IP26039S2Y IP26039S2Z IP26039S30 IP26039S31 IP26039S32 IP26039S33 IP26039S34 IP26039S35 IP26039S36 IP26039S37 IP26039S38 IP26039S39 IP26039S3A IP26039S3B IP26039S3C IP26039S3D IP26039S3E IP26039S3F
IP26039S3G IP26039S3H IP26039S3J IP26039S3K IP26039S3L IP26039S3M IP26039S3N IP26039S3P IP26039S3Q IP26039S3R IP26039S3S IP26039S3T IP26039S3U IP26039S3V IP26039S3W IP26039S3X IP26039S3Y IP26039S3Z
IP26039S40 IP26039S41 IP26039S42 IP26039S43 IP26039S44 IP26039S45 IP26039S46 IP26039S47 IP26039S48 IP26039S49 IP26039S4A IP26039S4B IP26039S4C IP26039S4D IP26039S4E IP26039S4F IP26039S4G IP26039S4H
IP26039S4J IP26039S4K IP26039S4L IP26039S4M IP26039S4N IP26039S4P IP26039S4Q IP26039S4R IP26039S4S IP26039S4T IP26039S4U IP26039S4V IP26039S4W IP26039S4X IP26039S4Y IP26039S4Z IP26039S50 IP26039S51
IP26039S52 IP26039S53 IP26039S54 IP26039S55 IP26039S56 IP26039S57 IP26039S58 IP26039S59 IP26039S5A IP26039S5B IP26039S5C IP26039S5D IP26039S5E IP26039S5F IP26039S5G IP26039S5H IP26039S5J IP26039S5K
IP26039S5L IP26039S5M IP26039S5N IP26039S5P IP26039S5Q IP26039S5R IP26039S5S IP26039S5T IP26039S5U IP26039S5V IP26039S5W IP26039S5X IP26039S5Y IP26039S5Z IP26039S60 IP26039S61 IP26039S62 IP26039S63
IP26039S64 IP26039S65 IP26039S66 IP26039S67 IP26039S68 IP26039S69 IP26039S6A IP26039S6B IP26039S6C IP26039S6D IP26039S6E IP26039S6F IP26039S6G IP26039S6H IP26039S6J IP26039S6K IP26039S6L IP26039S6M
IP26039S6N IP26039S6P IP26039S6Q IP26039S6R IP26039S6S IP26039S6T IP26039S6U IP26039S6V IP26039S6W IP26039S6X IP26039S6Y IP26039S6Z IP26039S70 IP26039S71 IP26039S72 IP26039S73 IP26039

IP260426C7 IP260426D63 IP260426DBF IP260426DBG IP260426DBW IP260426DDG IP260426DFD IP260426DHU IP260426DN3 IP260426DRH IP260426DVE IP260426E62 IP260426EM2 IP260426ETN IP260426EY4 IP260426F3W IP260426F98 IP260426FCF IP260426FFU
IP260426FHH IP260426FPM IP260426FQR IP260426FSR IP260426FTE IP260426FU2 IP260426FVB IP260426G5D IP260426GCN IP260426GD7 IP260426GH8 IP260426GWJ IP260426H44 IP260426H68 IP260426H8T IP260426HQ6 IP260426HQC IP260426HXF IP260426J4Q
IP260426JA7 IP260426JF4 IP260426JJS IP260426JJY IP260426JNX IP260426K2N IP260426K6Z IP260426M2R IP260426M9X IP260426N6S IP260426N8M IP260426NA3 IP260426NW7 IP260426NWZ IP260426NXM IP260426P1B IP260426P6F IP260426PEE IP260426PHW IP260426PVM IP260426Q39 IP260426Q8X IP260426Q9E IP260426QBY IP260426QVU IP260426Q8 IP260426RAN IP260426RE6 IP260426RJS IP260426RR3 IP260426RU5 IP260426RWN IP260426S55 IP260426SAA
IP260426SPM IP260426SSW IP260426SUV IP260426SXE IP260427T2M IP260427T41 IP260427TAX IP260427TJV IP260427TPH IP260427TS3 IP260427TUR IP260427TW5 IP260427TXU IP260427U1W IP260427UAV IP260427UGF IP260427UHE IP260427UP3 IP260427UTY
IP260427V24 IP260427V6P IP260427V6S IP260427V7J IP260427W8Z IP260427V94 IP260427VB9 IP260427VWJ IP260427W3T IP260427WER IP260427WPV IP260427WT9 IP260427WY5 IP260427X33 IP260427XAP IP260427XM1 IP260427XM8
IP260427XN3 IP260427XNN IP260427XVH IP260427Y1F IP260427Y6N IP260427Y6V IP260427YHJ IP260427YM8 IP260427YPS IP260427YQ7 IP260427YRT IP260427YS5 IP260427YTZ IP260427YX7 IP260427YY3 IP260427Z3Z IP260427Z5W IP260427ZDP IP260427ZS8 IP260427ZTN
IP260427ZWR IP260431PW IP260431XB IP260432ZR IP260432ZRE IP260432ZTX IP260433ET IP260433PH IP260433R3 IP260433X8 IP260433YB IP260434BH IP260434AR IP260434PD IP260434PE IP260434UA IP260434UF IP260435NU IP260435SS IP260435SAJ
IP260436C1C IP260436C1X IP260436C2E IP260436C2U IP260436A1 IP260436A6Q IP260436M7 IP260436V IP260437BQ IP260437C5 IP260437HQ IP260437N7 IP260437XD IP260437YF IP260438AD IP260438BD IP260438CP IP260438NP IP260438QF IP260438QP
IP260439B9F IP260439JH IP260439MG IP260439NX IP260439QR IP260439U6 IP260439UG IP260439YH IP260431AV IP260431H IP260431UP IP260432AZ IP260432BM IP260432CM IP260432DY IP260432E2B IP260432EM IP260432FA IP260432FE IP260432FJ
IP260433B7 IP260433BG2 IP260433BQG IP260433BRZ IP260433C71 IP260433C73 IP260433CJM IP260433CWX IP260433DBX IP260433DER IP260433DJR IP260433DY2 IP260433E1V IP260433E2B IP260433E5M IP260433E8X IP260433EC8 IP260433ET2 IP260433ETJ
IP260433EVE IP260433EZC IP260433F4 IP260433FQ4 IP260433FQ7 IP260433GJU IP260433GMQ IP260433GNE IP260433GSN IP260433H61 IP260433H8N IP260433HE9 IP260433HT9 IP260433HUE IP260433JEC IP260433JFE IP260433JPT IP260433QAU IP260433SZ IP260433XD
IP260433ZM IP260433ZQX IP260433ZQY IP260433ZR IP260433ZRF IP260433ZRV IP260433ZTE IP260433ZTH IP260433ZTS IP260433ZUP IP260433ZUV IP260433ZUW IP260433ZVS IP260433ZVT IP260433ZWT IP260433ZWU IP260433ZWV IP260433ZWW IP260433ZWX
IP260433ZWY IP260433ZWZ IP260433ZX0 IP260433ZX1 IP260433ZX2 IP260433ZX3 IP260433ZX4 IP260433ZX5 IP260433ZX6 IP260433ZX7 IP260433ZX8 IP260433ZX9 IP260433ZXA IP260433ZXB IP260433ZXC IP260433ZXD IP260433ZXE IP260433ZXF IP260433ZXG
IP260433ZXH IP260433ZXJ IP260433ZXK IP260433ZXL IP260433ZXM IP260433ZXN IP260433ZXP IP260433ZXQ IP260433ZXR IP260433ZXS IP260433ZXT IP260433ZXU IP260433ZXV IP260433ZXW IP260433ZXX IP260433ZXY IP260433ZXZ IP260433ZY0 IP260433ZY1
IP260433ZY2 IP260433ZY3 IP260433ZY4 IP260433ZY5 IP260433ZY6 IP260433ZY7 IP260433ZY8 IP260433ZY9 IP260433ZYA IP260433ZYB IP260433ZYC IP260433ZYD IP260433ZYE IP260433ZYF IP260433ZYG IP260433ZYH IP260433ZYJ IP260433ZYK IP260433ZYL
IP260433ZYM IP260433ZYN IP260433ZYP IP260433ZYQ IP260433ZYR IP260433ZYS IP260433ZYT IP260433ZYU IP260433ZYV IP260433ZYW IP260433ZYX IP260433ZYY IP260433ZYZ IP260434Z00 IP260434Z01 IP260434Z02 IP260434Z03 IP260434Z04 IP260434Z05
IP260434Z06 IP260434Z07 IP260434Z08 IP260434Z09 IP260434Z0A IP260434Z0B IP260434Z0C IP260434Z0D IP260434Z0E IP260434Z0F IP260434Z0G IP260434Z0H IP260434Z0J IP260434Z0K IP260434Z0L IP260434Z0M IP260434Z0N IP260434Z0P IP260434Z0Q
IP260434Z0R IP260434Z0S IP260434Z0T IP260434Z0U IP260434Z0V IP260434Z0W IP260434Z0X IP260434Z0Y IP260434Z0Z IP260434Z10 IP260434Z11 IP260434Z12 IP260434Z13 IP260434Z14 IP260434Z15 IP260434Z16 IP260434Z17 IP260434Z18 IP260434Z19
IP260434Z1A IP260434Z1B IP260434Z1C IP260434Z1D IP260434Z1E IP260434Z1F IP260434Z1G IP260434Z1H IP260434Z1J IP260434Z1K IP260434Z1L IP260434Z1M IP260434Z1N IP260434Z1P IP260434Z1Q IP260434Z1R IP260434Z1S IP260434Z1T IP260434Z1U
IP260434Z1V IP260434Z1W IP260434Z1X IP260434Z1Y IP260434Z1Z IP260434Z20 IP260434Z21 IP260434Z22 IP260434Z23 IP260434Z24 IP260434Z25 IP260434Z26 IP260434Z27 IP260434Z28 IP260434Z29 IP260434Z2A IP260434Z2B IP260434Z2C IP260434Z2D
IP260434Z2E IP260434Z2F IP260434Z2G IP260434Z2H IP260434Z2J IP260434Z2K IP260434Z2L IP260434Z2M IP260434Z2N IP260434Z2P IP260434Z2Q IP260434Z2R IP260434Z2S IP260434Z2T IP260434Z2U IP260434Z2V IP260434Z2W IP260434Z2X IP260434Z2Y
IP260434Z2Z IP260434Z30 IP260434Z31 IP260434Z32 IP260434Z33 IP260434Z34 IP260434Z35 IP260434Z36 IP260434Z37 IP260434Z38 IP260434Z39 IP260434Z3A IP260434Z3B IP260434Z3C IP260434Z3D IP260434Z3E IP260434Z3F IP260434Z3G IP260434Z3H
IP260434Z3J IP260434Z3K IP260434Z3L IP260434Z3M IP260434Z3N IP260434Z3P IP260434Z3Q IP260434Z3R IP260434Z3S IP260434Z3T IP260434Z3U IP260434Z3V IP260434Z3W IP260434Z3X IP260434Z3Y IP260434Z3Z IP260434Z40 IP260434Z41 IP260434Z42
IP260434Z43 IP260434Z44 IP260434Z45 IP260434Z46 IP260434Z47 IP260434Z48 IP260434Z49 IP260434Z4A IP260434Z4B IP260434Z4C IP260434Z4D IP260434Z4E IP260434Z4F IP260434Z4G IP260434Z4H IP260434Z4J IP260434Z4K IP260434Z4L IP260434Z4M
IP260434Z4N IP260434Z4P IP260434Z4Q IP260434Z4R IP260434Z4S IP260434Z4T IP260434Z4U IP260434Z4V IP260434Z4W IP260434Z4X IP260434Z4Y IP260434Z4Z IP260434Z50 IP260434Z51 IP260434Z52 IP260434Z53 IP260434Z54 IP260434Z55 IP260434Z56
IP260434Z57 IP260434Z58 IP260434Z59 IP260434Z5A IP260434Z5B IP260434Z5C IP260434Z5D IP260434Z5E IP260434Z5F IP260434Z5G IP260434Z5H IP260434Z5J IP260434Z5K IP260434Z5L IP260434Z5M IP260434Z5N IP260434Z5P IP260434Z5Q IP260434Z5R
IP260434Z5S IP260434Z5T IP260434Z5U IP260434Z5V IP260434Z5W IP260434Z5X IP260434Z5Y IP260434Z5Z IP260434Z60 IP260434Z61 IP260434Z62 IP260434Z63 IP260434Z64 IP260434Z65 IP260434Z66 IP260434Z67 IP260434Z68 IP260434Z69 IP260434Z6A
IP260434Z6B IP260434Z6C IP260434Z6D IP260434Z6E IP260434Z6F IP260434Z6G IP260434Z6H IP260434Z6J IP260434Z6K IP260434Z6L IP260434Z6M IP260434Z6N IP260434Z6P IP260434Z6Q IP260434Z6R IP260434Z6S IP260434Z6T IP260434Z6U IP260434Z6V
IP260434Z6W IP260434Z6X IP260434Z6Y IP260434Z6Z IP260434Z70 IP260434Z71 IP260434Z72 IP260434Z73 IP260434Z74 IP260434Z75 IP260434Z76 IP260434Z77 IP260434Z78 IP260434Z79 IP260434Z7A IP260434Z7B IP260434Z7C IP260434Z7D IP260434Z7E
IP260434Z7F IP260434Z7G IP260434Z7H IP260434Z7J IP260434Z7K IP260434Z7L IP260434Z7M IP260434Z7N IP260434Z7P IP260434Z7Q IP260434Z7R IP260434Z7S IP260434Z7T IP260434Z7U IP260434Z7V IP260434Z7W IP260434Z7X IP260434Z7Y IP260434Z7Z
IP260434Z80 IP260434Z81 IP260434Z82 IP260434Z83 IP260434Z84 IP260434Z85 IP260434Z86 IP260434Z87 IP260434Z88 IP260434Z89 IP260434Z8A IP260434Z8B IP260434Z8C IP260434Z8D IP260434Z8E IP260434Z8F IP260434Z8G IP260434Z8H IP260434Z8J
IP260434Z8K IP260434Z8L IP260434Z8M IP260434Z8N IP260434Z8P IP260434Z8Q IP260434Z8R IP260434Z8S IP260434Z8T IP260434Z8U IP260434Z8V IP260434Z8W IP260434Z8X IP260434Z8Y IP260434Z8Z IP260434Z90 IP260434Z91 IP260434Z92 IP260434Z93
IP260434Z94 IP260434Z95 IP260434Z96 IP260434Z97 IP260434Z98 IP260434Z99 IP260434Z9A IP260434Z9B IP260434Z9C IP260434Z9D IP260434Z9E IP260434Z9F IP260434Z9G IP260434Z9H IP260434Z9J IP260434Z9K IP260434Z9L IP260434Z9M IP260434Z9N
IP260434Z9P IP260434Z9Q IP260434Z9R IP260434Z9S IP260434Z9T IP260434Z9U IP260434Z9V IP260434Z9W IP260434Z9X IP260434Z9Y IP260434Z9Z IP260434ZA0 IP260434ZA1 IP260434ZA2 IP260434ZA3 IP260434ZA4 IP260434ZA5 IP260434ZA6 IP260434ZA7
IP260434ZA8 IP260434ZA9 IP260434ZAA IP260434ZAB IP260434ZAC IP260434ZAD IP260434ZAE IP260434ZAF IP260434ZAG IP260434ZAH IP260434ZAJ IP260434ZAK IP260434ZAL IP260434ZAM IP260434ZAN IP260434ZAP IP260434ZAQ IP260434ZAR IP260434ZAS
IP260434ZAT IP260434ZAU IP260434ZAV IP260434ZAW IP260434ZAX IP260434ZAY IP260434ZAZ IP260434ZB0 IP260434ZB1 IP260434ZB2 IP260434ZB3 IP260434ZB4 IP260434ZB5 IP260434ZB6 IP260434ZB7 IP260434ZB8 IP260434ZB9 IP260434ZBA IP260434ZBB
IP260434ZBC IP260434ZBD IP260434ZBE IP260434ZBF IP260434ZBG IP260434ZBH IP260434ZBJ IP260434ZBK IP260434ZBL IP260434ZBM IP260434ZBN IP260434ZBP IP260434ZBQ IP260434ZBR IP260434ZBS IP260434ZBT IP260434ZBU IP260434ZBV IP260434ZBW
IP260434ZBX IP260434ZBY IP260434ZBZ IP260434ZC0 IP260434ZC1 IP260434ZC2 IP260434ZC3 IP260434ZC4 IP260434ZC5 IP260434ZC6 IP260434ZC7 IP260434ZC8 IP260434ZC9 IP260434ZCA IP260434ZCB IP260434ZCC IP260434ZCD IP260434ZCE IP260434ZCF
IP260434ZCG IP260434ZCH IP260434ZCJ IP260434ZCK IP260434ZCL IP260434ZCM IP260434ZCN IP260434ZCP IP260434ZCQ IP260434ZCR IP260434ZCS IP260434ZCT IP260434ZCU IP260434ZCV IP260434ZCW IP260434ZCX IP260434ZCY IP260434ZCZ IP260434ZD0
IP260434ZD1 IP260434ZD2 IP260434ZD3 IP260434ZD4 IP260434ZD5 IP260434ZD6 IP260434ZD7 IP260434ZD8 IP260434ZD9 IP260434ZDA IP260434ZDB IP260434ZDC IP260434ZDD IP260434ZDE IP260434ZDF IP260434ZDG IP260434ZDH IP260434ZDJ
IP260434ZDK IP260434ZDL IP260434ZDM IP260434ZDN IP260434ZDP IP260434ZDQ IP260434ZDR IP260434ZDS IP260434ZDT IP260434ZDU IP260434ZDV IP260434ZDW IP260434ZDX IP260434ZDY IP260434ZDZ IP260434ZE0 IP260434ZE1 IP260434ZE2 IP260434ZE3
IP260434ZE4 IP260434ZE5 IP260434ZE6 IP260434ZE7 IP260434ZE8 IP260434ZE9 IP260434ZEA IP260434ZEB IP260434ZEC IP260434ZED IP260434ZEE IP260434ZEF IP260434ZEG IP260434ZEH IP260434ZEJ IP260434ZEK IP260434ZEL IP260434ZEM IP260434ZEN
IP260434ZEP IP260434ZEQ IP260434ZER IP260434ZES IP260434ZET IP260434ZEU IP260434ZEV IP260434ZEW IP260434ZEX IP260434ZEY IP260434ZEZ IP260434ZF0 IP260434ZF1 IP260434ZF2 IP260434ZF3 IP260434ZF4 IP260434ZF5 IP260434ZF6 IP260434ZF7
IP260434ZF8 IP260434ZF9 IP260434ZFA IP260434ZFB IP260434ZFC IP260434ZFD IP260434ZFE IP260434ZFF IP260434ZFG IP260434ZFH IP260434ZFJ IP260434ZFK IP260434ZFL IP260434ZFM IP260434ZFN IP260434ZFP IP260434ZFQ IP260434ZFR IP260434ZFS
IP260434ZFT IP260434ZFU IP260434ZFV IP260434ZFW IP260434ZFX IP260434ZFY IP260434ZFZ IP260434ZG0 IP260434ZG1 IP260434ZG2 IP260434ZG3 IP260434ZG4 IP260434ZG5 IP260434ZG6 IP260434ZG7 IP260434ZG8 IP260434ZG9 IP260434ZGA IP260434ZGB
IP260434ZGC IP260434ZGD IP260434ZGE IP260434ZGF IP260434ZGG IP260434ZGH IP260434ZGJ IP260434ZGK IP260434ZGL IP260434ZGM IP260434ZGN IP260434ZGP IP260434ZGQ IP260434ZGR IP260434ZGS IP260434ZGT IP260434ZGU IP260434ZGV IP260434ZGW
IP260434ZGX IP260434ZGY IP260434ZGZ IP260434ZH0 IP260434ZH1 IP260434ZH2 IP260434ZH3 IP260434ZH4 IP260434ZH5 IP260434ZH6 IP260434ZH7 IP260434ZH8 IP260434ZH9 IP260434ZHA IP260434ZHB IP260434ZHC IP260434ZHD IP260434ZHE IP260434ZHF
IP260434ZHG IP260434ZHH IP260434ZHJ IP260434ZHK IP260434ZHL IP260434ZHM IP260434ZHN IP260434ZHP IP260434ZHQ IP260434ZHR IP260434ZHS IP260434ZHT IP260434ZHU IP260434ZHV IP260434ZHW IP260434ZHX IP260434ZHY IP260434ZHZ IP260434ZJ0
IP260434ZJ1 IP260434ZJ2 IP260434ZJ3 IP260434ZJ4 IP260434ZJ5 IP260434ZJ6 IP260434ZJ7 IP260434ZJ8 IP260434ZJ9 IP260434ZJA IP260434ZJB IP260434ZJC IP260434ZJD IP260434ZJE IP260434ZJF IP260434ZJG IP260434ZJH IP260434ZJJ
IP260434ZJK IP260434ZJL IP260434ZJM IP260434ZJN IP260434ZJP IP260434ZJQ IP260434ZJR IP260434ZJS IP260434ZJT IP260434ZJU IP260434ZJV IP260434ZJW IP260434ZJX IP260434ZJY IP260434ZJZ IP260434ZK0 IP260434ZK1 IP260434ZK2 IP260434ZK3
IP260434ZK4 IP260434ZK5 IP260434ZK6 IP260434ZK7 IP260434ZK8 IP260434ZK9 IP260434ZKA IP260434ZKB IP260434ZKC IP260434ZKD IP260434ZKE IP260434ZKF IP260434ZKG IP260434ZKH IP260434ZKJ IP260434ZKK IP260434ZKL IP260434ZKM IP260434ZKN
IP260434ZKP IP260434ZKQ IP260434ZKR IP260434ZKS IP260434ZKT IP260434ZKU IP260434ZKV IP260434ZKW IP260434ZKX IP260434ZKY IP260434ZKZ IP260434ZL0 IP260434ZL1 IP260434ZL2 IP260434ZL3 IP260434ZL4 IP260434ZL5 IP260434ZL6 IP260434ZL7
IP260434ZL8 IP260434ZL9 IP260434ZLA IP260434ZLB IP260434ZLC IP260434ZLD IP260434ZLE IP260434ZLF IP260434ZLG IP260434ZLH IP260434ZLJ IP260434ZLK IP260434ZLL IP260434ZLM IP260434ZLN IP260434ZLP IP260434ZLQ IP260434ZLR IP260434ZLS
IP260434ZLT IP260434ZLU IP260434ZLV IP260434ZLW IP260434ZLX IP260434ZLY IP260434ZLZ IP260434ZM0 IP260434ZM1 IP260434ZM2 IP260434ZM3 IP260434ZM4 IP260434ZM5 IP260434ZM6 IP260434ZM7 IP260434ZM8 IP260434ZM9 IP260434ZMA IP260434ZMB
IP260434ZMC IP260434ZMD IP260434ZME IP260434ZMF IP260434ZMG IP260434ZMH IP260434ZMJ IP260434ZMK IP260434ZML IP260434ZMM IP260434ZMN IP260434ZMP IP260434ZMQ IP260434ZMR IP260434ZMS IP260434ZMT IP260434ZMU IP260434ZMV IP260434ZMW
IP260434ZMX IP260434ZMY IP260434ZMZ IP260434ZN0 IP260434ZN1 IP260434ZN2 IP260434ZN3 IP260434ZN4 IP260434ZN5 IP260434ZN6 IP260434ZN7 IP260434ZN8 IP260434ZN9 IP260434ZNA IP260434ZNB IP260434ZNC IP260434ZND IP260434ZNE IP260434ZNF
IP260434ZNG IP260434ZNH IP260434ZNJ IP260434ZNK IP260434ZNL IP260434ZNM IP260434ZNN IP260434ZNP IP260434ZNQ IP260434ZNR IP260434ZNS IP260434ZNT IP260434ZNU IP260434ZNV IP260434ZNW IP260434ZNX IP260434ZNY IP260434ZNZ IP260434ZP0
IP260434ZP1 IP260434ZP2 IP260434ZP3 IP260434ZP4 IP260434ZP5 IP260434ZP6 IP260434ZP7 IP260434ZP8 IP260434ZP9 IP260434ZPA IP260434ZPB IP260434ZPC IP260434ZPD IP260434ZPE IP260434ZPF IP260434ZPG IP260434ZPH IP260434ZPJ
IP260434ZPK IP260434ZPL IP260434ZPM IP260434ZPN IP260434ZPP IP260434ZPQ IP260434ZPR IP260434ZPS IP260434ZPT IP260434ZPU IP260434ZPV IP260434ZPW IP260434ZPX IP260434ZPY IP260434ZPZ IP260434ZQ0 IP260434ZQ1 IP260434ZQ2 IP260434ZQ3
IP260434ZQ4 IP260434ZQ5 IP260434ZQ6 IP260434ZQ7 IP260434ZQ8 IP260434ZQ9 IP260434ZQA IP260434ZQB IP260434ZQC IP260434ZQD IP260434ZQE IP260434ZQF IP260434ZQG IP260434ZQH IP260434ZQJ IP260434ZQK IP260434ZQL IP260434ZQM IP260434ZQN
IP260434ZQP IP260434ZQQ IP260434ZQR IP260434ZQS IP260434ZQT IP260434ZQU IP260434ZQV IP260434ZQW IP260434ZQX IP260434ZQY IP260434ZQZ IP260434ZR0 IP260434ZR1 IP260434ZR2 IP260434ZR3 IP260434ZR4 IP260434ZR5 IP260434ZR6 IP260434ZR7
IP260434ZR8 IP260434ZR9 IP260434ZRA IP260434ZRB IP260434ZRC IP260434ZRD IP260434ZRE IP260434ZRF IP260434ZRG IP260434ZRH IP260434ZRJ IP260434ZRK IP260434ZRL IP260434ZRM IP260434ZRN IP260434ZRP IP260434ZRQ IP260434ZRR IP260434ZRS
IP260434ZRT IP260434ZRU IP260434ZRV IP260434ZRW IP260434ZRX IP260434ZRY IP260434ZRZ IP260434ZS0 IP260434ZS1 IP260434ZS2 IP260434ZS3 IP260434ZS4 IP260434ZS5 IP260434ZS6 IP260434ZS7 IP260434ZS8 IP260434ZS9 IP260434ZSA IP260434ZSB
IP260434ZSC IP260434ZSD IP260434ZSE IP260434ZSF IP260434ZSG IP260434ZSH IP260434ZSJ IP260434ZSK IP260434ZSL IP260434ZSM IP260434ZSN IP260434ZSP IP260434ZSQ IP260434ZSR IP260434ZSS IP260434ZST IP260434ZSU IP260434ZSV IP260434ZSW
IP260434ZSX IP260434ZSY IP260434ZSZ IP260434ZT0 IP260434ZT1 IP260434ZT2 IP260434ZT3 IP260434ZT4 IP260434ZT5 IP260434ZT6 IP260434ZT7 IP260434ZT8 IP260434ZT9 IP260434ZTA IP260434ZTB IP260434ZTC IP260434ZTD IP260434ZTE IP260434ZTF
IP260434ZTG IP260434ZTH IP260434ZTJ IP260434ZTK IP260434ZTL IP260434ZTM IP260434ZTN IP260434ZTP IP260434ZTQ IP260434ZTR IP260434ZTS IP260434ZTT IP260434ZTU IP260434ZTV IP260434ZTW IP260434ZTX IP260434ZTY IP260434ZTZ IP260434ZV0
IP260434ZV1 IP260434ZV2 IP260434ZV3 IP260434ZV4 IP260434ZV5 IP260434ZV6 IP260434ZV7 IP260434ZV8 IP260434ZV9 IP260434ZVA IP260434ZVB IP260434ZVC IP260434ZVD IP260434ZVE IP260434ZVF IP260434ZVG IP260434ZVH IP260434ZVJ
IP260434ZVK IP260434ZVL IP260434ZVM IP260434ZVN IP260434ZVP IP260434ZVQ IP260434ZVR IP260434ZVS IP260434ZVT IP260434ZVU IP260434ZVV IP260434ZVW IP260434ZVX IP260434ZVY IP260434ZVZ IP260434ZW0 IP260434ZW1 IP260434ZW2 IP260434ZW3
IP260434ZW4 IP260434ZW5 IP260434ZW6 IP260434ZW7 IP260434ZW8 IP260434ZW9 IP260434ZWA IP260434ZWB IP260434ZWC IP260434ZWD IP260434ZWE IP260434ZWF IP260434ZWG IP260434ZWH IP260434ZWJ IP260434ZWK IP260434ZWL IP260434ZWM IP260434ZWN
IP260434ZWP IP260434ZWQ IP260434ZWR IP260434ZWS IP260434ZWT IP260434ZWU IP260434ZWV IP260434ZWW IP260434ZWX IP260434ZWY IP260434ZWZ IP260434ZX0 IP260434ZX1 IP260434ZX2 IP260434ZX3 IP260434ZX4 IP260434ZX5 IP260434ZX6 IP260434ZX7
IP260434ZX8 IP260434ZX9 IP260434ZXA IP260434ZXB IP260434ZXC IP260434ZXD IP260434ZXE IP260434ZXF IP260434ZXG IP260434ZXH IP260434ZXJ IP260434ZXK IP260434ZXL IP260434ZXM IP260434ZXN IP260434ZXP IP260434ZXQ IP260434ZXR IP260434ZXS
IP260434ZXT IP260434ZXU IP260434ZXV IP260434ZXW IP260434ZXX IP260434ZXY IP260434ZXZ IP260434ZY0 IP260434ZY1 IP260434ZY2 IP260434ZY3 IP260434ZY4 IP260434ZY5 IP260434ZY6 IP260434ZY7 IP260434ZY8 IP260434ZY9 IP260434ZYA IP260434ZYB
IP260434ZYC IP260434ZYD IP260434ZYE IP260434ZYF IP260434ZYG IP260434ZYH IP260434ZYJ IP260434ZYK IP260434ZYL IP260434ZYM IP260434ZYN IP260434ZYP IP260434ZYQ IP260434ZYR IP260434ZYS IP260434ZYT IP260434ZYU IP260434ZYV IP260434ZYW
IP260434ZYX IP260434ZYY IP260434ZYZ IP260434ZZ0 IP260434ZZ1 IP260434ZZ2 IP260434ZZ3 IP260434ZZ4 IP260434ZZ5 IP260434ZZ6 IP260434ZZ7 IP260434ZZ8 IP260434ZZ9 IP260434ZZA IP260434ZZB IP260434ZZC IP260434ZZD IP260434ZZE IP260434ZZF
IP260434ZZG IP260434ZZH IP260434ZZJ IP260434ZZK IP260434ZZL IP260434ZZM IP260434ZZN IP260434ZZP IP260434ZZQ IP260434ZZR IP260434ZZS IP260434ZZT IP260434ZZU IP260434ZZV IP260434ZZW IP260434ZZX IP260434ZZY IP260434ZZZ IP260435000
IP260435001 IP260435002 IP260435003 IP260435004 IP260435005 IP260435006 IP260435007 IP260435008 IP260435009 IP26043500A IP26043500B IP26043500C IP26043500D IP26043500E IP26043500F IP26043500G IP26043500H IP26043500J IP26043500K
IP26043500L IP26043500M IP26043500N IP26043500P IP26043500Q IP26043500R IP26043500S IP26043500T IP26043500U IP26043500V IP26043500W IP26043500X IP26043500Y IP26043500Z IP260435010 IP260435011 IP260435012 IP260435013 IP260435014
IP260435015 IP260435016 IP260435017 IP260435018 IP260435019 IP26043501A IP26043501B IP26043501C IP26043501D IP26043501E IP26043501F IP26043501G IP26043501H IP26043501J IP26043501K IP26043501L IP26043501M IP26043501N IP26043501P
IP26043501Q IP26043501R IP26043501S IP26043501T IP26043501U IP26043501V IP26043501W IP26043501X IP26043501Y IP26043501Z IP260435020 IP260435021 IP260435022 IP260435023 IP260435024 IP260435025 IP260435026 IP260435027 IP260435028
IP260435029 IP26043502A IP26043502B IP26043502C IP26043502D IP26043502E IP26043502F IP26043502G IP26043502H IP26043502J IP26043502K IP26043502L IP26043502M IP26043502N IP26043502P IP26043502Q IP26043502R IP26043502S IP26043502T
IP26043502U IP26043502V IP26043502W IP26043502X IP26043502Y IP26043502Z IP260435030 IP260435031 IP260435032 IP260435033 IP260435034 IP260435035 IP260435036 IP260435037 IP260435038 IP260435039 IP26043503A IP26043503B IP26043503C
IP26043503D IP26043503E IP26043503F IP26043503G IP26043503H IP26043503J IP26043503K IP26043503L IP26043503M IP26043503N IP26043503P IP26043503Q IP26043503R IP26043503S IP26043503T IP26043503U IP26043503V IP26043503W IP26043503X
IP26043503Y IP26043503Z IP260435040 IP260435041 IP260435042 IP260435043 IP260435044 IP260435045 IP260435046 IP260435047 IP260435048 IP260435049 IP26043504A IP26043504B IP26043504C IP26043504D IP26043504E IP26043504F IP26043504G
IP26043504H IP26043504J IP26043504K IP26043504L IP26043504M IP26043504N IP26043504P IP26043504Q IP26043504R IP26043504S IP26043504T IP26043504U IP26043504V IP26043504W IP26043504X IP26043504Y IP26043504Z IP260435050 IP260435051
IP260435052 IP260435053 IP260435054 IP260435055 IP260435056 IP260435057 IP260435058 IP260435059 IP26043505A IP26043505B IP26043505C IP26043505D IP26043505E IP26043505F IP26043505G IP26043505H IP26043505J IP26043505K IP26043505L
IP26043505M IP26043505N IP26043505P IP26043505Q IP26043505R IP26043505S IP26043505T IP26043505U IP26043505V IP26043505W IP26043505X IP26043505Y IP26043505Z IP260435060 IP260435061 IP260435062 IP260435063 IP260435064 IP260435065
IP260435066 IP260435067 IP260435068 IP260435069 IP26043506A IP26043506B IP26043506C IP26043506D IP26043506E IP26043506F IP26043506G IP26043506H IP26043506J IP26043506K IP26043506L IP26043506M IP26043506N IP26043506P IP26043506Q
IP26043506R IP26043506S IP26043506T IP26043506U IP26043506V IP26043506W IP26043506X IP26043506Y IP26043506Z IP260435070 IP260435071 IP260435072 IP260435073 IP260435074 IP260435075 IP260435076 IP260435077 IP260435078 IP260435079
IP26043507A IP26043507B IP26043507C IP26043507D IP26043507E IP26043507F IP26043507G IP26043507H IP26043507J IP26043507K IP26043507L IP26043507M IP26043507N IP26043507P IP26043507Q IP26043507R IP26043507S IP26043507T IP26043507U
IP26043507V IP26043507W IP26043507X IP26043507Y IP26043507Z IP260435080 IP260435081 IP260435082 IP260435083 IP260435084 IP260435085 IP260435086 IP260435087 IP260435088 IP260435089 IP26043508A IP26043508B IP26043508C IP26043508D
IP26043508E IP26043508F IP26043508G IP26043508H IP26043508J IP26043508K IP26043508L IP26043508M IP26043508N IP26043508P IP26043508Q IP26043508R IP26043508S IP26043508T IP26043508U IP26043508V IP26043508W IP26043508X IP26043508Y
IP26043508Z IP260435090 IP260435091 IP260435092 IP260435093 IP260435094 IP260435095 IP260435096 IP260435097 IP260435098 IP260435099 IP26043509A IP26043509B IP26043509C IP26043509D IP26043509E IP26043509F IP26043509G IP26043509H
IP26043509J IP26043509K IP26043509L IP26043509M IP26043509N IP26043509P IP26043509Q IP26043509R IP26043509S IP26043509T IP26043509U IP26043509V IP26043509W IP26043509X IP26043509Y IP26043509Z IP26043510 IP26043511 IP26043512
IP26043513 IP26043514 IP26043515 IP26043516 IP26043517 IP26043518 IP26043519 IP26043520 IP26043521 IP26043522 IP26043523 IP26043524 IP26043525 IP26043526 IP26043527 IP26043528 IP26043529 IP26043530 IP26043531 IP26043532
IP26043533 IP26043534 IP26043535 IP26043536 IP26043537 IP26043538 IP26043539 IP26043540 IP26043541 IP26043542 IP26043543 IP26043544 IP26043545 IP26043546 IP26043547 IP26043548 IP26043549 IP26043550 IP26043551 IP26043552
IP26043553 IP26043554 IP26043555 IP26043556 IP26043557 IP26043558 IP26043559 IP26043560 IP26043561 IP26043562 IP26043563 IP26043564 IP26043565 IP26043566 IP26043567 IP26043568 IP26043569 IP26043570 IP26043571 IP26043572
IP26043573 IP26043574 IP26043575 IP26043576 IP26043577 IP26043578 IP26043579 IP26043580 IP26043581 IP26043582 IP26043583 IP26043584 IP26043585 IP26043586 IP26043587 IP26043588 IP26043589 IP26043590 IP26043591 IP26043592
IP26043593 IP26043594 IP26043595 IP26043596 IP26043597 IP26043598 IP26043599 IP260435100 IP260435101 IP260435102 IP260435103 IP260435104 IP260435105 IP260435106 IP260435107 IP260435108 IP260435109 IP26043510A IP26043510B IP26043510C
IP26043510D IP26043510E IP26043510F IP26043510G IP26043510H IP26043510J IP26043510K IP26043510L IP26043510M IP26043510N IP26043510P IP26043510Q IP26043510R IP26043510S IP26043510T IP26043510U IP26043510V IP26043510W IP26043510X
IP26043510Y IP26043510Z IP260435110 IP260435111 IP260435112 IP260435113 IP260435114 IP260435115 IP260435116 IP260435117 IP260435118 IP260435119 IP26043511A IP26043511B IP26043511C IP26043511D IP26043511E IP26043511F IP26043511G
IP26043511H IP26043511J IP26043511K IP26043511L IP26043511M IP26043511N IP26043511P IP26043511Q IP26043511R IP26043511S IP26043511T IP26043511U IP26043511V IP26043511W IP26043511X IP26043511Y IP26043511Z IP260435120 IP260435121
IP260435122 IP260435123 IP260435124 IP260435125 IP260435126 IP260435127 IP260435128 IP260435129 IP26043512A IP26043512B IP26043512C IP26043512D IP26043512E IP26043512F IP26043512G IP26043512H IP26043512J IP26043512K IP26043512L
IP26043512M IP26043512N IP26043512P IP26043512Q IP26043512R IP26043512S IP26043512T IP26043512U IP26043512V IP26043512W IP26043512X IP26043512Y IP26043512Z IP260435130 IP260435131 IP260435132 IP260435133 IP260435134 IP260435135
IP260435136 IP260435137 IP260435138 IP260435139 IP26043513A IP26043513B IP26043513C IP26043513D IP26043513E IP26043513F IP26043513G IP26043513H IP26043513J IP26043513K IP26043513L IP26043513M IP26043513N IP26043513P IP26043513Q
IP26043513R IP26043513S IP26043513T IP26043513U IP26043513V IP26043513W IP26043513X IP26043513Y IP26043513Z IP260435140 IP260435141 IP260435142 IP260435143 IP260435144 IP260435145 IP260435146 IP260435147 IP260435148 IP260435149
IP260435150 IP260435151 IP260435152 IP260435153 IP260435154 IP260435155 IP260435156 IP260435157 IP260435158 IP260435159 IP26043515A IP26043515B IP26043515C IP26043515D IP26043515E IP26043515F IP26043515G IP26043515H IP26043515J
IP26043515K IP26043515L IP26043515M IP26043515N IP26043515P IP26043515Q IP26043515R IP26043515S IP26043515T IP26043515U IP26043515V IP26043515W IP26043515X IP26043515Y IP26043515Z IP260435160 IP260435161 IP260435162 IP260435163
IP260435164 IP260435165 IP260435166 IP260435167 IP260435168 IP260435169 IP26043516A IP26043516B IP26043516C IP26043516D IP26043516E IP26043516F IP26043516G IP26043516H IP26043516J IP26043516K IP26043516L IP26043516M IP26043516N
IP26043516P IP26043516Q IP26043516R IP26043516S IP26043516T IP26043516U IP26043516V IP26043516W IP26043516X IP26043516Y IP26043516Z IP260435170 IP260435171 IP260435172 IP260435173 IP260435174 IP260435175 IP260435176 IP260435177
IP260435178 IP260435179 IP260435180 IP260435181 IP260435182 IP260435183 IP260435184 IP260435185 IP260435186 IP260435187 IP260435188 IP260435189 IP26043518A IP26043518B IP26043518C IP26043518D IP26043518E IP26043518F IP26043518G
IP26043518H IP26043518J IP26043518K IP26043518L IP26043518M IP26043518N IP26043518P IP26043518Q IP26043518R IP26043518S IP26043518T IP26043518U IP26043518V IP26043518W IP26043518X IP26043518Y IP26043518Z IP260435190 IP260435191
IP260

IP26047B1V IP26047B8U IP26047BA2 IP26047BD1 IP26047BE4 IP26047BH3 IP26047BJ7 IP26047BM2 IP26047C7V IP26047CBP IP26047CCX IP26047CG6 IP26047CQ6 IP26047CYJ IP26047D2H IP26047D6A IP26047DHF IP26047DJ1 IP26047DN2
IP26047DTA IP26047DZX IP26047E5D IP26047EB7 IP26047EC4 IP26047EH7 IP26047ENA IP26047EZJ IP26047F6Q IP26047F79D IP26047FAP IP26047FHC IP26047FHX IP26047FPF IP26047FS1 IP26047G3Y IP26047G6A1 IP26047G7F3 IP26047GFD
IP26047GHG IP26047GQZ IP26047H1H IP26047HP1 IP26047J4S IP26047J5Y IP26047JH8 IP26047JM1 IP26047JQ4 IP26047JSE IP26047JSU IP26047JWG IP26047JXH IP26047M7D IP26047MAE IP26047MCH IP26047MTM IP26047MX3
IP26047NS9 IP26047NSJ IP26047NV5 IP26047NZ5 IP26047NZW IP26047NZY IP26047NZZ IP26047P1N IP26047PA4 IP26047PBU IP26047PE4 IP26047PN7 IP26047PN8 IP26047PV2 IP26047PZY IP26047Q32 IP26047Q6C IP26047QA6 IP26047QN0
IP26047RAW IP26047RAX IP26047RB4 IP26047RBY IP26047RBZ IP26047RDZ IP26047REQ IP26047RM1 IP26047RWH IP26047S5F IP26047SC1 IP26047SDX IP26047SSA IP26047T7P IP26047TFA IP26047TG0 IP26047TR7 IP26047TW3 IP26047U17 IP26047UM5
IP26047VZA IP26047VZ0 IP26047VMP IP26047VPV IP26047VSA IP26047VVM IP26047VZV IP26047W6U IP26047W9X IP26047WC8 IP26047WDE IP26047WDP IP26047WN5 IP26047X1F IP26047XAH IP26047XM1 IP26047XNP IP26047XSC IP26047XT2 IP26047XVW
IP26047YB5 IP26047YXZ IP26047YYF IP26047Z11 IP26047Z1W IP26047Z2H IP26047Z2X IP26047Z7H IP26047ZFD IP26047ZJB IP26047ZM4 IP26047ZN7 IP26047ZYD IP26048IAQ IP26048IHD IP26048ILHU IP26048J2BF IP26048J2GJ IP26048J2VS IP26048J31Y IP26048J3HR
IP26048J8G2 IP26048J8T2 IP26048J9D IP26048K1Z IP26048K4D IP26048K5G9 IP26048K5N IP26048K5Z IP26048K6V IP26048K7Z IP26048K8Y IP26048K9V IP26048KBV IP26048KNV IP26048KWQ IP26048L7Y IP26048L8Y IP26048LBT IP26048LMA IP26048LTT IP26048M7R6 IP26048MW6 IP26048N7W6 IP26048NZ7A
IP26048NTW IP26048P7Z IP26048PBG IP26048PFG IP26048R6Z IP26048S8U IP26048S9V2 IP26048SAZV IP26048SBS IP26048SWS IP26048T2V IP26048TAE IP26048TAV IP26048TBY IP26048TPV IP26048TVA IP26048U2Y IP26048U7Q IP26048U7Y IP26048UAV6 IP26048UBF IP26048UBT IP26048UBV IP26048V7Z IP26048VAM
IP26048CDT IP26048CEH IP26048CFZ IP26048CHD IP26048CMM IP26048CPS IP26048CQW IP26048CYT IP26048D8N IP26048DDA IP26048DFD IP26048DJN IP26048DPG IP26048E44 IP26048E5U IP26048F8U IP26048F8V IP26048FAM IP26048FAN
IP26048FFF IP26048FRG IP26048FTP IP26048G68 IP26048GCM IP26048GCT IP26048GNV IP26048GR5 IP26048GUT IP26048HAS IP26048HMB IP26048HN5 IP26048HP9 IP26048HVA IP26048HVU IP26048HWA
IP26048IJD3 IP26048IJH8 IP26048IJHT IP26048IJP7 IP26048IJYD IP26048MTF IP26048MWC IP26048NAW IP26048NE4 IP26048NEH8 IP26048NFH IP26048NND IP26048NNX IP26048NV9 IP26048NVE IP26048NYE IP26048NZ1
IP26048NTF IP26048P67 IP26048PGS IP26048PHW IP26048PJN IP26048PNS IP26048PT6 IP26048PWT IP26048QPT IP26048R5P IP26048REF IP26048RWU IP26048RZN IP26048SAS IP26048SBZ IP26048SSJ IP26048SSW7 IP26048SSY1 IP26048SYA
IP26048VTU IP26048W2B IP26048WJ2 IP26048WNQ IP26048WWT IP26048X1Z IP26048X6T IP26048X9F IP26048XHF IP26048XPG IP26048XSQ IP26048XTN IP26048XUN IP26048XWY IP26048XY5 IP26048Y2P IP26048YC7 IP26048YCN IP26048YMX
IP26048YNC IP26048YTU IP26048YX9 IP26048Z4A IP26048Z675 IP26048ZSH IP26048ZUJ IP26049IAT IP26049IB6 IP26049IDP IP26049IJ3 IP26049J3D IP26049J6Z IP26049J9E IP26049JBV IP26049JCN IP26049JHU IP26049JQA
IP26049NT3 IP26049NTH IP26049P6Z IP26049P6Y IP26049P8Y IP26049PBE IP26049PDC IP26049PGC IP26049PGV IP26049PHC IP26049PNC IP26049PPE IP26049PQ4 IP26049PRV IP26049PSM IP26049PTV IP26049PWW IP26049PXF IP26049Q0D
IP26049SHZ IP26049SJ6 IP26049SNK IP26049SNV IP26049SPC IP26049SPH IP26049SPV IP26049SQ4 IP26049SQ6 IP26049SQ7 IP26049SQ8 IP26049SQ9 IP26049SQA IP26049SQB IP26049SQC IP26049SQD IP26049SQE IP26049SQF IP26049SQG
IP26049T1Z IP26049T2Y IP26049T3Y IP26049T4Y IP26049T5Y IP26049T6Y IP26049T7Y IP26049T8Y IP26049T9Y IP26049TAY IP26049TBY IP26049TCY IP26049TDY IP26049TEY IP26049TFY IP26049TGY IP26049THY IP26049TJY IP26049TKY
IP26049TLY IP26049TMY IP26049TNY IP26049TPY IP26049TQY IP26049TRY IP26049TSY IP26049TTY IP26049TUY IP26049TVY IP26049TWY IP26049TXY IP26049TYY IP26049TZY IP26049V0Y IP26049V1Y IP26049V2Y IP26049V3Y IP26049V4Y
IP26049V5Y IP26049V6Y IP26049V7Y IP26049V8Y IP26049V9Y IP26049VAY IP26049VBY IP26049VCY IP26049VDY IP26049VEY IP26049VFY IP26049VGY IP26049VHY IP26049VJY IP26049VKY IP26049VLY IP26049VMY IP26049VNY IP26049VPY
IP26049VQY IP26049VRY IP26049VSY IP26049VTY IP26049VVY IP26049VWY IP26049VXY IP26049VYY IP26049VZY IP26049W0Y IP26049W1Y IP26049W2Y IP26049W3Y IP26049W4Y IP26049W5Y IP26049W6Y IP26049W7Y IP26049W8Y IP26049W9Y
IP26049WAY IP26049WBY IP26049WCY IP26049WDY IP26049WEY IP26049WFY IP26049WGY IP26049WHY IP26049WJY IP26049WKY IP26049WLY IP26049WMY IP26049WNY IP26049WPY IP26049WQY IP26049WRY IP26049WSY IP26049WTY IP26049WVY
IP26049WWY IP26049WXY IP26049WYY IP26049WZY IP26049X0Y IP26049X1Y IP26049X2Y IP26049X3Y IP26049X4Y IP26049X5Y IP26049X6Y IP26049X7Y IP26049X8Y IP26049X9Y IP26049XAY IP26049XBY IP26049XCY IP26049XDY IP26049XEY
IP26049XFY IP26049XGY IP26049XHY IP26049XJY IP26049XKY IP26049XLY IP26049XMY IP26049XNY IP26049XPY IP26049XQY IP26049XRY IP26049XSY IP26049XTY IP26049XVY IP26049XWY IP26049XXY IP26049XYY IP26049XZY IP26049Y0Y
IP26049Y1Y IP26049Y2Y IP26049Y3Y IP26049Y4Y IP26049Y5Y IP26049Y6Y IP26049Y7Y IP26049Y8Y IP26049Y9Y IP26049YAY IP26049YBY IP26049YCY IP26049YDY IP26049YEY IP26049YFY IP26049YGY IP26049YHY IP26049YJY IP26049YKY
IP26049YLY IP26049YMY IP26049YNY IP26049YPY IP26049YQY IP26049YRY IP26049YSY IP26049YTY IP26049YVY IP26049YWY IP26049YXY IP26049YYY IP26049YZY IP26049Z0Y IP26049Z1Y IP26049Z2Y IP26049Z3Y IP26049Z4Y IP26049Z5Y
IP26049Z6Y IP26049Z7Y IP26049Z8Y IP26049Z9Y IP26049ZAY IP26049ZBY IP26049ZCY IP26049ZDY IP26049ZEY IP26049ZFY IP26049ZGY IP26049ZHY IP26049ZJY IP26049ZKY IP26049ZLY IP26049ZMY IP26049ZNY IP26049ZPY IP26049ZQY
IP26049ZRY IP26049ZSY IP26049ZTY IP26049ZVY IP26049ZWY IP26049ZXY IP26049ZYY IP26049ZZY IP26049ZZZ IP26049ZZ0 IP26049ZZ1 IP26049ZZ2 IP26049ZZ3 IP26049ZZ4 IP26049ZZ5 IP26049ZZ6 IP26049ZZ7 IP26049ZZ8 IP26049ZZ9
IP26049ZZA IP26049ZZB IP26049ZZC IP26049ZZD IP26049ZZF IP26049ZZG IP26049ZZH IP26049ZZJ IP26049ZZK IP26049ZZL IP26049ZZM IP26049ZZN IP26049ZZP IP26049ZZQ IP26049ZZR IP26049ZZS IP26049ZZT IP26049ZZV IP26049ZZW
IP26049ZZX IP26049ZZY IP26049ZZZ IP2604A0F IP2604A0G IP2604A0H IP2604A0J IP2604A0K IP2604A0L IP2604A0M IP2604A0N IP2604A0P IP2604A0Q IP2604A0R IP2604A0S IP2604A0T IP2604A0V IP2604A0W IP2604A0X IP2604A0Y
IP2604A0Z IP2604A10 IP2604A11 IP2604A12 IP2604A13 IP2604A14 IP2604A15 IP2604A16 IP2604A17 IP2604A18 IP2604A19 IP2604A1A IP2604A1B IP2604A1C IP2604A1D IP2604A1F IP2604A1G IP2604A1H IP2604A1J IP2604A1K IP2604A1L
IP2604A1M IP2604A1N IP2604A1P IP2604A1Q IP2604A1R IP2604A1S IP2604A1T IP2604A1V IP2604A1W IP2604A1X IP2604A1Y IP2604A1Z IP2604A20 IP2604A21 IP2604A22 IP2604A23 IP2604A24 IP2604A25 IP2604A26 IP2604A27 IP2604A28
IP2604A29 IP2604A2A IP2604A2B IP2604A2C IP2604A2D IP2604A2F IP2604A2G IP2604A2H IP2604A2J IP2604A2K IP2604A2L IP2604A2M IP2604A2N IP2604A2P IP2604A2Q IP2604A2R IP2604A2S IP2604A2T IP2604A2V IP2604A2W IP2604A2X
IP2604A2Y IP2604A2Z IP2604A30 IP2604A31 IP2604A32 IP2604A33 IP2604A34 IP2604A35 IP2604A36 IP2604A37 IP2604A38 IP2604A39 IP2604A3A IP2604A3B IP2604A3C IP2604A3D IP2604A3F IP2604A3G IP2604A3H IP2604A3J IP2604A3K
IP2604A3L IP2604A3M IP2604A3N IP2604A3P IP2604A3Q IP2604A3R IP2604A3S IP2604A3T IP2604A3V IP2604A3W IP2604A3X IP2604A3Y IP2604A3Z IP2604A40 IP2604A41 IP2604A42 IP2604A43 IP2604A44 IP2604A45 IP2604A46 IP2604A47
IP2604A48 IP2604A49 IP2604A4A IP2604A4B IP2604A4C IP2604A4D IP2604A4F IP2604A4G IP2604A4H IP2604A4J IP2604A4K IP2604A4L IP2604A4M IP2604A4N IP2604A4P IP2604A4Q IP2604A4R IP2604A4S IP2604A4T IP2604A4V IP2604A4W
IP2604A4X IP2604A4Y IP2604A4Z IP2604A50 IP2604A51 IP2604A52 IP2604A53 IP2604A54 IP2604A55 IP2604A56 IP2604A57 IP2604A58 IP2604A59 IP2604A5A IP2604A5B IP2604A5C IP2604A5D IP2604A5F IP2604A5G IP2604A5H IP2604A5J
IP2604A5K IP2604A5L IP2604A5M IP2604A5N IP2604A5P IP2604A5Q IP2604A5R IP2604A5S IP2604A5T IP2604A5V IP2604A5W IP2604A5X IP2604A5Y IP2604A5Z IP2604A60 IP2604A61 IP2604A62 IP2604A63 IP2604A64 IP2604A65 IP2604A66
IP2604A67 IP2604A68 IP2604A69 IP2604A6A IP2604A6B IP2604A6C IP2604A6D IP2604A6F IP2604A6G IP2604A6H IP2604A6J IP2604A6K IP2604A6L IP2604A6M IP2604A6N IP2604A6P IP2604A6Q IP2604A6R IP2604A6S IP2604A6T IP2604A6V
IP2604A6W IP2604A6X IP2604A6Y IP2604A6Z IP2604A70 IP2604A71 IP2604A72 IP2604A73 IP2604A74 IP2604A75 IP2604A76 IP2604A77 IP2604A78 IP2604A79 IP2604A7A IP2604A7B IP2604A7C IP2604A7D IP2604A7F IP2604A7G IP2604A7H
IP2604A7J IP2604A7K IP2604A7L IP2604A7M IP2604A7N IP2604A7P IP2604A7Q IP2604A7R IP2604A7S IP2604A7T IP2604A7V IP2604A7W IP2604A7X IP2604A7Y IP2604A7Z IP2604A80 IP2604A81 IP2604A82 IP2604A83 IP2604A84 IP2604A85
IP2604A86 IP2604A87 IP2604A88 IP2604A89 IP2604A8A IP2604A8B IP2604A8C IP2604A8D IP2604A8F IP2604A8G IP2604A8H IP2604A8J IP2604A8K IP2604A8L IP2604A8M IP2604A8N IP2604A8P IP2604A8Q IP2604A8R IP2604A8S IP2604A8T
IP2604A8V IP2604A8W IP2604A8X IP2604A8Y IP2604A8Z IP2604A90 IP2604A91 IP2604A92 IP2604A93 IP2604A94 IP2604A95 IP2604A96 IP2604A97 IP2604A98 IP2604A99 IP2604A9A IP2604A9B IP2604A9C IP2604A9D IP2604A9F IP2604A9G
IP2604A9H IP2604A9J IP2604A9K IP2604A9L IP2604A9M IP2604A9N IP2604A9P IP2604A9Q IP2604A9R IP2604A9S IP2604A9T IP2604A9V IP2604A9W IP2604A9X IP2604A9Y IP2604A9Z IP2604AA0 IP2604AA1 IP2604AA2 IP2604AA3 IP2604AA4
IP2604AA5 IP2604AA6 IP2604AA7 IP2604AA8 IP2604AA9 IP2604AAA IP2604AAB IP2604AAC IP2604AAD IP2604AAF IP2604AAG IP2604AAH IP2604AAJ IP2604AAK IP2604AAL IP2604AAM IP2604AAN IP2604AAP IP2604AAQ IP2604AAR IP2604AAS
IP2604AAT IP2604AAV IP2604AAW IP2604AAX IP2604AAY IP2604AAZ IP2604AB0 IP2604AB1 IP2604AB2 IP2604AB3 IP2604AB4 IP2604AB5 IP2604AB6 IP2604AB7 IP2604AB8 IP2604AB9 IP2604ABA IP2604ABB IP2604ABC IP2604ABD IP2604ABF
IP2604ABG IP2604ABH IP2604ABJ IP2604ABK IP2604ABL IP2604ABM IP2604ABN IP2604ABP IP2604ABQ IP2604ABR IP2604ABS IP2604ABT IP2604ABV IP2604ABW IP2604ABX IP2604ABY IP2604ABZ IP2604AC0 IP2604AC1 IP2604AC2 IP2604AC3
IP2604AC4 IP2604AC5 IP2604AC6 IP2604AC7 IP2604AC8 IP2604AC9 IP2604ACA IP2604ACB IP2604ACC IP2604ACD IP2604ACF IP2604ACG IP2604ACH IP2604ACJ IP2604ACK IP2604ACL IP2604ACM IP2604ACN IP2604ACP IP2604ACQ IP2604ACR
IP2604ACS IP2604ACT IP2604ACV IP2604ACW IP2604ACX IP2604ACY IP2604ACZ IP2604AD0 IP2604AD1 IP2604AD2 IP2604AD3 IP2604AD4 IP2604AD5 IP2604AD6 IP2604AD7 IP2604AD8 IP2604AD9 IP2604ADA IP2604ADB IP2604ADC IP2604ADD IP2604ADF
IP2604ADG IP2604ADH IP2604ADJ IP2604ADK IP2604ADL IP2604ADM IP2604ADN IP2604ADP IP2604ADQ IP2604ADR IP2604ADS IP2604ADT IP2604ADV IP2604ADW IP2604ADX IP2604ADY IP2604ADZ IP2604AE0 IP2604AE1 IP2604AE2 IP2604AE3
IP2604AE4 IP2604AE5 IP2604AE6 IP2604AE7 IP2604AE8 IP2604AE9 IP2604AEA IP2604AEB IP2604AEC IP2604AED IP2604AEF IP2604AEG IP2604AEH IP2604AEJ IP2604AEK IP2604AEL IP2604AEM IP2604AEN IP2604AEP IP2604AEQ IP2604AER
IP2604AES IP2604AET IP2604AEV IP2604AEW IP2604AEX IP2604AEY IP2604AEZ IP2604AF0 IP2604AF1 IP2604AF2 IP2604AF3 IP2604AF4 IP2604AF5 IP2604AF6 IP2604AF7 IP2604AF8 IP2604AF9 IP2604AFA IP2604AFB IP2604AFC IP2604AFD
IP2604AFF IP2604AFG IP2604AFH IP2604AFJ IP2604AFK IP2604AFL IP2604AFM IP2604AFN IP2604AFP IP2604AFQ IP2604AFR IP2604AFS IP2604AFT IP2604AFV IP2604AFW IP2604AFX IP2604AFY IP2604AFZ IP2604AG0 IP2604AG1 IP2604AG2 IP2604AG3
IP2604AG4 IP2604AG5 IP2604AG6 IP2604AG7 IP2604AG8 IP2604AG9 IP2604AGA IP2604AGB IP2604AGC IP2604AGD IP2604AGF IP2604AGG IP2604AGH IP2604AGJ IP2604AGK IP2604AGL IP2604AGM IP2604AGN IP2604AGP IP2604AGQ IP2604AGR
IP2604AGS IP2604AGT IP2604AGV IP2604AGW IP2604AGX IP2604AGY IP2604AGZ IP2604AH0 IP2604AH1 IP2604AH2 IP2604AH3 IP2604AH4 IP2604AH5 IP2604AH6 IP2604AH7 IP2604AH8 IP2604AH9 IP2604AHA IP2604AHB IP2604AHC IP2604AHD
IP2604AHF IP2604AHG IP2604AHH IP2604AHJ IP2604AHK IP2604AHL IP2604AHM IP2604AHN IP2604AHP IP2604AHQ IP2604AHR IP2604AHS IP2604AHT IP2604AHV IP2604AHW IP2604AHX IP2604AHY IP2604AHZ IP2604AJ0 IP2604AJ1 IP2604AJ2 IP2604AJ3
IP2604AJ4 IP2604AJ5 IP2604AJ6 IP2604AJ7 IP2604AJ8 IP2604AJ9 IP2604AJA IP2604AJB IP2604AJC IP2604AJD IP2604AJF IP2604AJG IP2604AJH IP2604AJJ IP2604AJK IP2604AJL IP2604AJM IP2604AJN IP2604AJP IP2604AJQ IP2604AJR
IP2604AJS IP2604AJT IP2604AJV IP2604AJW IP2604AJX IP2604AJY IP2604AJZ IP2604AK0 IP2604AK1 IP2604AK2 IP2604AK3 IP2604AK4 IP2604AK5 IP2604AK6 IP2604AK7 IP2604AK8 IP2604AK9 IP2604AKA IP2604AKB IP2604AKC IP2604AKD
IP2604AKF IP2604AKG IP2604AKH IP2604AKJ IP2604AKK IP2604AKL IP2604AKM IP2604AKN IP2604AKP IP2604AKQ IP2604AKR IP2604AKS IP2604AKT IP2604AKV IP2604AKW IP2604AKX IP2604AKY IP2604AKZ IP2604AL0 IP2604AL1 IP2604AL2 IP2604AL3
IP2604AL4 IP2604AL5 IP2604AL6 IP2604AL7 IP2604AL8 IP2604AL9 IP2604ALA IP2604ALB IP2604ALC IP2604ALD IP2604ALF IP2604ALG IP2604ALH IP2604ALJ IP2604ALK IP2604ALL IP2604ALM IP2604ALN IP2604ALP IP2604ALQ IP2604ALR
IP2604ALS IP2604ALT IP2604ALV IP2604ALW IP2604ALX IP2604ALY IP2604ALZ IP2604AM0 IP2604AM1 IP2604AM2 IP2604AM3 IP2604AM4 IP2604AM5 IP2604AM6 IP2604AM7 IP2604AM8 IP2604AM9 IP2604AMA IP2604AMB IP2604AMC IP2604AMD
IP2604AMF IP2604AMG IP2604AMH IP2604AMJ IP2604AMK IP2604AML IP2604AMM IP2604AMN IP2604AMP IP2604AMQ IP2604AMR IP2604AMS IP2604AMT IP2604AMV IP2604AMW IP2604AMX IP2604AMY IP2604AMZ IP2604AN0 IP2604AN1 IP2604AN2 IP2604AN3
IP2604AN4 IP2604AN5 IP2604AN6 IP2604AN7 IP2604AN8 IP2604AN9 IP2604ANA IP2604ANB IP2604ANC IP2604AND IP2604ANF IP2604ANG IP2604ANH IP2604ANJ IP2604ANK IP2604ANL IP2604ANM IP2604ANN IP2604ANP IP2604ANQ IP2604ANR
IP2604ANS IP2604ANT IP2604ANV IP2604ANW IP2604ANX IP2604ANY IP2604ANZ IP2604AP0 IP2604AP1 IP2604AP2 IP2604AP3 IP2604AP4 IP2604AP5 IP2604AP6 IP2604AP7 IP2604AP8 IP2604AP9 IP2604APA IP2604APB IP2604APC IP2604APD
IP2604APF IP2604APG IP2604APH IP2604APJ IP2604APK IP2604APL IP2604APM IP2604APN IP2604APP IP2604APQ IP2604APR IP2604APS IP2604APT IP2604APV IP2604APW IP2604APX IP2604APY IP2604APZ IP2604AQ0 IP2604AQ1 IP2604AQ2 IP2604AQ3
IP2604AQ4 IP2604AQ5 IP2604AQ6 IP2604AQ7 IP2604AQ8 IP2604AQ9 IP2604AQA IP2604AQB IP2604AQC IP2604AQD IP2604AQF IP2604AQG IP2604AQH IP2604AQJ IP2604AQK IP2604AQL IP2604AQM IP2604AQN IP2604AQP IP2604AQQ IP2604AQR
IP2604AQS IP2604AQT IP2604AQV IP2604AQW IP2604AQX IP2604AQY IP2604AQZ IP2604AR0 IP2604AR1 IP2604AR2 IP2604AR3 IP2604AR4 IP2604AR5 IP2604AR6 IP2604AR7 IP2604AR8 IP2604AR9 IP2604ARA IP2604ARB IP2604ARC IP2604ARD
IP2604ARF IP2604ARG IP2604ARH IP2604ARJ IP2604ARK IP2604ARL IP2604ARM IP2604ARN IP2604ARP IP2604ARQ IP2604ARR IP2604ARS IP2604ART IP2604ARV IP2604ARW IP2604ARX IP2604ARY IP2604ARZ IP2604AS0 IP2604AS1 IP2604AS2 IP2604AS3
IP2604AS4 IP2604AS5 IP2604AS6 IP2604AS7 IP2604AS8 IP2604AS9 IP2604ASA IP2604ASB IP2604ASC IP2604ASD IP2604ASF IP2604ASG IP2604ASH IP2604ASJ IP2604ASK IP2604ASL IP2604ASM IP2604ASN IP2604ASP IP2604ASQ IP2604ASR
IP2604ASS IP2604AST IP2604ASV IP2604ASW IP2604ASX IP2604ASY IP2604ASZ IP2604AT0 IP2604AT1 IP2604AT2 IP2604AT3 IP2604AT4 IP2604AT5 IP2604AT6 IP2604AT7 IP2604AT8 IP2604AT9 IP2604ATA IP2604ATB IP2604ATC IP2604ATD
IP2604ATF IP2604ATG IP2604ATH IP2604ATJ IP2604ATK IP2604ATL IP2604ATM IP2604ATN IP2604ATP IP2604ATQ IP2604ATR IP2604ATS IP2604ATT IP2604ATV IP2604ATW IP2604ATX IP2604ATY IP2604ATZ IP2604AV0 IP2604AV1 IP2604AV2 IP2604AV3
IP2604AV4 IP2604AV5 IP2604AV6 IP2604AV7 IP2604AV8 IP2604AV9 IP2604AVA IP2604AVB IP2604AVC IP2604AVD IP2604AVF IP2604AVG IP2604AVH IP2604AVJ IP2604AVK IP2604AVL IP2604AVM IP2604AVN IP2604AVP IP2604AVQ IP2604AVR
IP2604AVS IP2604AVT IP2604AVV IP2604AVW IP2604AVX IP2604AVY IP2604AVZ IP2604AW0 IP2604AW1 IP2604AW2 IP2604AW3 IP2604AW4 IP2604AW5 IP2604AW6 IP2604AW7 IP2604AW8 IP2604AW9 IP2604AWA IP2604AWB IP2604AWC IP2604AWD
IP2604AWF IP2604AWG IP2604AWH IP2604AWJ IP2604AWK IP2604AWL IP2604AWM IP2604AWN IP2604AWP IP2604AWQ IP2604AWR IP2604AWS IP2604AWT IP2604AWV IP2604AWW IP2604AWX IP2604AWY IP2604AWZ IP2604AX0 IP2604AX1 IP2604AX2 IP2604AX3
IP2604AX4 IP2604AX5 IP2604AX6 IP2604AX7 IP2604AX8 IP2604AX9 IP2604AXA IP2604AXB IP2604AXC IP2604AXD IP2604AXF IP2604AXG IP2604AXH IP2604AXJ IP2604AXK IP2604AXL IP2604AXM IP2604AXN IP2604AXP IP2604AXQ IP2604AXR
IP2604AXS IP2604AXT IP2604AXV IP2604AXW IP2604AXX IP2604AXY IP2604AXZ IP2604AY0 IP2604AY1 IP2604AY2 IP2604AY3 IP2604AY4 IP2604AY5 IP2604AY6 IP2604AY7 IP2604AY8 IP2604AY9 IP2604AYA IP2604AYB IP2604AYC IP2604AYD
IP2604AYF IP2604AYG IP2604AYH IP2604AYJ IP2604AYK IP2604AYL IP2604AYM IP2604AYN IP2604AYP IP2604AYQ IP2604AYR IP2604AYS IP2604AYT IP2604AYV IP2604AYW IP2604AYX IP2604AYY IP2604AYZ IP2604AZ0 IP2604AZ1 IP2604AZ2 IP2604AZ3
IP2604AZ4 IP2604AZ5 IP2604AZ6 IP2604AZ7 IP2604AZ8 IP2604AZ9 IP2604AZA IP2604AZB IP2604AZC IP2604AZD IP2604AZF IP2604AZG IP2604AZH IP2604AZJ IP2604AZK IP2604AZL IP2604AZM IP2604AZN IP2604AZP IP2604AZQ IP2604AZR
IP2604AZS IP2604AZT IP2604AZV IP2604AZW IP2604AZX IP2604AZY IP2604AZZ IP2604B00 IP2604B01 IP2604B02 IP2604B03 IP2604B04 IP2604B05 IP2604B06 IP2604B07 IP2604B08 IP2604B09 IP2604B0A IP2604B0B IP2604B0C IP2604B0D
IP2604B0F IP2604B0G IP2604B0H IP2604B0J IP2604B0K IP2604B0L IP2604B0M IP2604B0N IP2604B0P IP2604B0Q IP2604B0R IP2604B0S IP2604B0T IP2604B0V IP2604B0W IP2604B0X IP2604B0Y IP2604B0Z IP2604B10 IP2604B11 IP2604B12 IP2604B13
IP2604B14 IP2604B15 IP2604B16 IP2604B17 IP2604B18 IP2604B19 IP2604B1A IP2604B1B IP2604B1C IP2604B1D IP2604B1F IP2604B1G IP2604B1H IP2604B1J IP2604B1K IP2604B1L IP2604B1M IP2604B1N IP2604B1P IP2604B1Q IP2604B1R
IP2604B1S IP2604B1T IP2604B1V IP2604B1W IP2604B1X IP2604B1Y IP2604B1Z IP2604B20 IP2604B21 IP2604B22 IP2604B23 IP2604B24 IP2604B25 IP2604B26 IP2604B27 IP2604B28 IP2604B29 IP2604B2A IP2604B2B IP2604B2C IP2604B2D
IP2604B2F IP2604B2G IP2604B2H IP2604B2J IP2604B2K IP2604B2L IP2604B2M IP2604B2N IP2604B2P IP2604B2Q IP2604B2R IP2604B2S IP2604B2T IP2604B2V IP2604B2W IP2604B2X IP2604B2Y IP2604B2Z IP2604B30 IP2604B31 IP2604B32
IP2604B33 IP2604B34 IP2604B35 IP2604B36 IP2604B37 IP2604B38 IP2604B39 IP2604B3A IP2604B3B IP2604B3C IP2604B3D IP2604B3F IP2604B3G IP2604B3H IP2604B3J IP2604B3K IP2604B3L IP2604B3M IP2604B3N IP2604B3P IP2604B3Q
IP2604B3R IP2604B3S IP2604B3T IP2604B3V IP2604B3W IP2604B3X IP2604B3Y IP2604B3Z IP2604B40 IP2604B41 IP2604B42 IP2604B43 IP2604B44 IP2604B45 IP2604B46 IP2604B47 IP2604B48 IP2604B49 IP2604B4A IP2604B4B IP2604B4C
IP2604B4D IP2604B4F IP2604B4G IP2604B4H IP2604B4J IP2604B4K IP2604B4L IP2604B4M IP2604B4N IP2604B4P IP2604B4Q IP2604B4R IP2604B4S IP2604B4T IP2604B4V IP2604B4W IP2604B4X IP2604B4Y IP2604B4Z IP2604B50 IP2604B51
IP2604B52 IP2604B53 IP2604B54 IP2604B55 IP2604B56 IP2604B57 IP2604B58 IP2604B59 IP2604B5A IP2604B5B IP2604B5C IP2604B5D IP2604B5F IP2604B5G IP2604B5H IP2604B5J IP2604B5K IP2604B5L IP2604B5M IP2604B5N IP2604B5P
IP2604B5Q IP2604B5R IP2604B5S IP2604B5T IP2604B5V IP2604B5W IP2604B5X IP2604B5Y IP2604B5Z IP2604B60 IP2604B61 IP2604B62 IP2604B63 IP2604B64 IP2604B65 IP2604B66 IP2604B67 IP2604B68 IP2604B69 IP2604B6A IP2604B6B IP2604B6C
IP2604B6D IP2604B6F IP2604B6G IP2604B6H IP2604B6J IP2604B6K IP2604B6L IP2604B6M IP2604B6N IP2604B6P IP2604B6Q IP2604B6R IP2604B6S IP2604B6T IP2604B6V IP2604B6W IP2604B6X IP2604B6Y IP2604B6Z IP2604B70 IP2604B71
IP2604B72 IP2604B73 IP2604B74 IP2604B75 IP2604B76 IP2604B77 IP2604B78 IP2604B79 IP2604B7A IP2604B7B IP2604B7C IP2604B7D IP2604B7F IP2604B7G IP2604B7H IP2604B7J IP2604B7K IP2604B7L IP2604B7M IP2604B7N IP2604B7P
IP2604B7Q IP2604B7R IP2604B7S IP2604B7T IP2604B7V IP2604B7W IP2604B7X IP2604B7Y IP2604B7Z IP2604B80 IP2604B81 IP2604B82 IP2604B83 IP2604B84 IP2604B85 IP2604B86 IP2604B87 IP2604B88 IP2604B89 IP2604B8A IP2604B8B IP2604B8C
IP2604B8D IP2604B8F IP2604B8G IP2604B8H IP2604B8J IP2604B8K IP2604B8L IP2604B8M IP2604B8N IP2604B8P IP2604B8Q IP2604B8R IP2604B8S IP2604B8T IP2604B8V IP2604B8W IP2604B8X IP2604B8Y IP2604B8Z IP2604B90 IP2604B91
IP2604B92 IP2604B93 IP2604B94 IP2604B95 IP2604B96 IP2604B97 IP2604B98 IP2604B99 IP2604B9A IP2604B9B IP2604B9C IP2604B9D IP2604B9F IP2604B9G IP2604B9H IP2604B9J IP2604B9K IP2604B9L IP2604B9M IP2604B9N IP2604B9P
IP2604B9Q IP2604B9R IP2604B9S IP2604B9T IP2604B9V IP2604B9W IP2604B9X IP2604B9Y IP2604B9Z IP2604BA0 IP2604BA1 IP2604BA2 IP2604BA3 IP2604BA4 IP2604BA5 IP2604BA6 IP2604BA7 IP2604BA8 IP2604BA9 IP2604BAA IP2604BAB IP2604BAC
IP2604BAD IP2604BAF IP2604BAG IP2604BAH IP2604BAJ IP2604BAK IP2604BAL IP2604BAM IP2604BAN IP2604BAP IP2604BAQ IP2604BAR IP2604BAS IP2604BAT IP2604BAV IP2604BAW IP2604BAX IP2604BAY IP2604BAZ IP2604BB0 IP2604BB1
IP2604BB2 IP2604BB3 IP2604BB4 IP2604BB5 IP2604BB6 IP2604BB7 IP2604BB8 IP2604BB9 IP2604BBA IP2604BBB IP2604BBC IP2604BBD IP2604BBF IP2604BBG IP2604BBH IP2604BBJ IP2604BBK IP2604BBL IP2604BBM IP2604BBN IP2604BBP
IP2604BBQ IP2604BBR IP2604BBS IP2604BBT IP2604BBV IP2604BBW IP2604BBX IP2604BBY IP2604BBZ IP2604BC0 IP2604BC1 IP2604BC2 IP2604BC3 IP2604BC4 IP2604BC5 IP2604BC6 IP2604BC7 IP2604BC8 IP2604BC9 IP2604BCA IP2604BCB IP2604BCC
IP2604BCD IP2604BCF IP2604BCG IP2604BCH IP2604BCJ IP2604BCK IP2604BCL IP2604BCM IP2604BCN IP2604BCP IP2604BCQ IP2604BCR IP2604BCS IP2604BCT IP2604BCV IP2604BCW IP2604BCX IP2604BCY IP2604BCZ IP2604BD0 IP2604BD1 IP2604BD2
IP2604BD3 IP2604BD4 IP2604BD5 IP2604BD6 IP2604BD7 IP2604BD8 IP2604BD9 IP2604BDA IP2604BDB IP2604BDC IP2604BDD IP2604BDF IP2604BDG IP2604BDH IP2604BDJ IP2604BDK IP2604BDL IP2604BDM IP2604BDN IP2604BDP IP2604BDQ IP2604BDR
IP2604BDS IP2604BDT IP2604BDV IP2604BDW IP2604BDX IP2604BDY IP2604BDZ IP2604BF0 IP2604BF1 IP2604BF2 IP2604BF3 IP2604BF4 IP2604BF5 IP2604BF6 IP2604BF7 IP2604BF8 IP2604BF9 IP2604BFA IP2604BFB IP2604BFC IP2604BFD IP2604BFF
IP2604BFG IP2604BFH IP2604BFJ IP2604BFK IP2604BFL IP2604BFM IP2604BFN IP2604BFP IP2604BFQ IP2604BFR IP2604BFS IP2604BFT IP2604BFV IP2604BFW IP2604BFX IP2604BFY IP2604BFZ IP2604BG0 IP2604BG1 IP2604BG2 IP2604BG3 IP2604BG4
IP2604BG5 IP2604BG6 IP2604BG7 IP2604BG8 IP2604BG9 IP2604BGA IP2604BGB IP2604BGC IP2604BGD IP2604BGF IP2604BGG IP2604BGH IP2604BGJ IP2604BGK IP2604BGL IP2604BGM IP2604BGN IP2604BGP IP2604BGQ IP2604BGR IP2604BGS IP2604BGT
IP2604BGV IP2604BGW IP2604BGX IP2604BGY IP2604BGZ IP2604BH0 IP2604BH1 IP2604BH2 IP2604BH3 IP2604BH4 IP2604BH5 IP2604BH6 IP2604BH7 IP2604BH8 IP2604BH9 IP2604BHA IP2604BHB IP2604BHC IP2604BHD IP2604BHF IP2604BHG IP2604BHH
IP2604BHJ IP2604BHK IP2604BHL IP2604BHM IP2604BHN IP2604BHP IP2604BHQ IP2604BHR IP2604BHS IP2604BHT IP2604BHV IP2604BHW IP2604BHX IP2604BHY IP2604BHZ IP2604BJ0 IP2604BJ1 IP2604BJ2 IP2604BJ3 IP2604BJ4 IP2604

IP2604F5YE IP2604F6BM IP2604F6EV IP2604F6MB IP2604F75N IP2604F7JX IP2604F7SH IP2604F7ZW IP2604F834 IP2604F86Q IP2604F8TY IP2604F922 IP2604F96X IP2604F9QB IP2604F9S8 IP2604F9Z9 IP2604FA13 IP2604FAA2 IP2604FB4E
IP2604FC3P IP2604FC8E IP2604FC8T IP2604FCA7 IP2604FCQ5 IP2604FCS4 IP2604FD94 IP2604FE5A IP2604FEQ8 IP2604FFR6 IP2604FG11 IP2604FG7Q IP2604FGU6 IP2604FH3V IP2604FHU3 IP2604FJ69 IP2604FJ9R IP2604FN81 IP2604FP33
IP2604FPS7 IP2604FRM5 IP2604FS2W IP2604FT3X IP2604FT7Q IP2604G2F1 IP2604G2JX IP2604G3BZ IP2604FT9E IP2604FT8E IP2604FT4B IP2604FW1B IP2604FXLW IP2604FY9F IP2604FYU1 IP2604FYV8F IP2604FZA2 IP2604G14P IP2604G1V7
IP2604G1ZR IP2604G218 IP2604G22U IP2604G23B IP2604G2B4 IP2604G2VU IP2604G36F IP2604G3FX IP2604G3GF IP2604G3PH IP2604G3TD IP2604G3Y7 IP2604G43Z IP2604G4AX IP2604G4AH
IP2604G4FW IP2604G4JD IP2604G4JZ4 IP2604G533Y IP2604G65W1 IP2604G66T1 IP2604G6GU5 IP2604G75W IP2604G77B IP2604G7NR IP2604G7P1 IP2604G7RH IP2604G7UV IP2604G7V2 IP2604G7VP IP2604G8J6 IP2604G8T6 IP2604G8WY IP2604G934
IP2604G95U IP2604G9NH IP2604G9QS IP2604G9U2 IP2604GA18 IP2604GAV7 IP2604GAW2 IP2604GC3C IP2604GD9D IP2604GEB4 IP2604GFP4 IP2604GG3U IP2604GGC7 IP2604GGN1 IP2604GHE3 IP2604GJS1 IP2604GM82 IP2604GN5R IP2604GP48
IP2604GPC4 IP2604GQ3C IP2604GQ66 IP2604GQB8 IP2604GQP1 IP2604GR1N IP2604GR6D IP2604GR6Z IP2604GRA6 IP2604GT2W IP2604GT66 IP2604GTG6 IP2604GVD1 IP2604GWD3 IP2604GWG3 IP2604GWW5 IP2604GWW6 IP2604GXG5 IP2604H11F IP2604H11J
IP2604H14B IP2604H16A IP2604H1B8 IP2604H2B1 IP2604H2B5V IP2604H2CH IP2604H2QF IP2604H3CF IP2604H3GT IP2604H3TP IP2604H3W3 IP2604H42G IP2604H454 IP2604H4D3 IP2604H4E8 IP2604H4FY IP2604H4VJ IP2604H5AF IP2604H5F3 IP2604H5SS
IP2604H6V4 IP2604H6YU IP2604H6YV IP2604H6YW IP2604H6YX IP2604H6YZ IP2604H76R IP2604H7B7 IP2604H7JG IP2604H7YE IP2604H8S3 IP2604H8S8 IP2604H8SV IP2604H8TQ IP2604H967 IP2604H97B IP2604H98G IP2604HDDG IP2604HE3S
IP2604HD22 IP2604HD5T IP2604HEN7 IP2604HF2E IP2604HF91 IP2604HFX3 IP2604HG37 IP2604HM29 IP2604HNV6 IP2604HP2Z IP2604HQ31 IP2604HQ88 IP2604HU5X IP2604HU8S IP2604HUH4 IP2604HUH7 IP2604HV2G IP2604HV46 IP2604HV4Q
IP2604HVA2 IP2604HW2Z IP2604HW8Q IP2604HW9S IP2604HWC3 IP2604HWW6 IP2604HY6U IP2604HYH8 IP2604HYS9 IP2604HZE8 IP2604HZH2 IP2604J12U IP2604J14H IP2604J17A IP2604J1C4 IP2604J1DH IP2604J1W1 IP2604J1W2 IP2604J2DG
IP2604J34P IP2604J35U IP2604J3F3 IP2604J3GD IP2604J3JZ IP2604J3M8 IP2604J40P IP2604J44G IP2604J46J IP2604J4A6 IP2604J4V6 IP2604J4VV IP2604J57N IP2604J58E IP2604J596 IP2604J5C4 IP2604J5HH IP2604J5RC
IP2604J67S IP2604J735 IP2604J74F IP2604J7A1 IP2604J7F9 IP2604J81M IP2604J846 IP2604J88U IP2604J897 IP2604J8RT IP2604J8VM IP2604J92D IP2604JN51 IP2604JN97 IP2604JP1Z IP2604JP8P IP2604JQ2V IP2604JQ2X
IP2604JQ34 IP2604JR2N IP2604JR5U IP2604JS4V IP2604JSH5 IP2604JSR8 IP2604JT7R IP2604JU54 IP2604JU5Z IP2604JU75 IP2604JUC9 IP2604JUH8 IP2604JV8P IP2604JXA9 IP2604JXM8 IP2604JZ9F IP2604JZE1 IP2604M15B IP2604M15W
IP2604M1S4 IP2604M1ES IP2604M1SS IP2604M2CN IP2604M2ZH IP2604M2ZT IP2604M2ZU IP2604M3CQ IP2604M3GB IP2604M3GX IP2604M3M8 IP2604M3MB IP2604M3MJ IP2604M3P6 IP2604M3QV IP2604M3RE IP2604M3SM IP2604M3WY
IP2604M57C IP2604M61A IP2604M661 IP2604M66N IP2604M691 IP2604M6FR IP2604MMS6 IP2604MT2E IP2604MT6G IP2604MTFD IP2604MTHU IP2604MTQH IP2604MTSQ IP2604MU4A IP2604MW3 IP2604MW5 IP2604MW6 IP2604MWB4 IP2604MWB5
IP2604M94M IP2604M96W IP2604M9CW IP2604M9CX IP2604M9GW IP2604M9MJ IP2604M9QT IP2604M9VF IP2604M9ZS IP2604MA8G IP2604MB76 IP2604MB8R IP2604MBV5 IP2604MBV8 IP2604MBY4 IP2604MCW7 IP2604MD5Y IP2604MDX7 IP2604MF44 IP2604MF77 IP2604MG46 IP2604MGAJ
IP2604MG57 IP2604MJ4Y IP2604MJ5Q IP2604MJ6Y IP2604MJ7Y IP2604MJ8Y IP2604MJ9Y IP2604MJAY IP2604MJC4 IP2604MJCA IP2604MJCB IP2604MJCC IP2604MJCD IP2604MJCE IP2604MJCF IP2604MJCG IP2604MJCH IP2604MJCJ IP2604MJCK
IP2604MJCL IP2604MJCM IP2604MJCN IP2604MJCP IP2604MJCQ IP2604MJCR IP2604MJCS IP2604MJCT IP2604MJCU IP2604MJCV IP2604MJCW IP2604MJCX IP2604MJCY IP2604MJCZ IP2604MJD0 IP2604MJD1 IP2604MJD2 IP2604MJD3 IP2604MJD4
IP2604MJD5 IP2604MJD6 IP2604MJD7 IP2604MJD8 IP2604MJD9 IP2604MJDA IP2604MJDB IP2604MJDC IP2604MJDD IP2604MJDE IP2604MJDF IP2604MJDG IP2604MJDH IP2604MJDJ IP2604MJDK IP2604MJDL IP2604MJDM IP2604MJDN IP2604MJDP
IP2604MJDQ IP2604MJDR IP2604MJDS IP2604MJDT IP2604MJDU IP2604MJDV IP2604MJDW IP2604MJDX IP2604MJDY IP2604MJDZ IP2604MJE0 IP2604MJE1 IP2604MJE2 IP2604MJE3 IP2604MJE4 IP2604MJE5 IP2604MJE6 IP2604MJE7 IP2604MJE8
IP2604MJE9 IP2604MJEA IP2604MJEB IP2604MJEC IP2604MJED IP2604MJEE IP2604MJEF IP2604MJEG IP2604MJEH IP2604MJEJ IP2604MJEK IP2604MJEL IP2604MJEM IP2604MJEN IP2604MJEP IP2604MJEQ IP2604MJER IP2604MJES IP2604MJET
IP2604MJEU IP2604MJEV IP2604MJEW IP2604MJEX IP2604MJEY IP2604MJEZ IP2604MJF0 IP2604MJF1 IP2604MJF2 IP2604MJF3 IP2604MJF4 IP2604MJF5 IP2604MJF6 IP2604MJF7 IP2604MJF8 IP2604MJF9 IP2604MJFA IP2604MJFB IP2604MJFC
IP2604MJFD IP2604MJFE IP2604MJFF IP2604MJFG IP2604MJFH IP2604MJFJ IP2604MJFK IP2604MJFL IP2604MJFM IP2604MJFN IP2604MJFP IP2604MJFQ IP2604MJFR IP2604MJFS IP2604MJFT IP2604MJFU IP2604MJFV IP2604MJFW IP2604MJFX
IP2604MJFY IP2604MJFZ IP2604MJG0 IP2604MJG1 IP2604MJG2 IP2604MJG3 IP2604MJG4 IP2604MJG5 IP2604MJG6 IP2604MJG7 IP2604MJG8 IP2604MJG9 IP2604MJGA IP2604MJGB IP2604MJGC IP2604MJGD IP2604MJGE IP2604MJGF IP2604MJGG
IP2604MJGH IP2604MJGJ IP2604MJGK IP2604MJGL IP2604MJGM IP2604MJGN IP2604MJGP IP2604MJGQ IP2604MJGR IP2604MJGS IP2604MJGT IP2604MJGU IP2604MJGV IP2604MJGW IP2604MJGX IP2604MJGY IP2604MJGZ IP2604MJH0 IP2604MJH1
IP2604MJH2 IP2604MJH3 IP2604MJH4 IP2604MJH5 IP2604MJH6 IP2604MJH7 IP2604MJH8 IP2604MJH9 IP2604MJHA IP2604MJHB IP2604MJHC IP2604MJHD IP2604MJHE IP2604MJHF IP2604MJHG IP2604MJHH IP2604MJHJ IP2604MJHK IP2604MJHL
IP2604MJHM IP2604MJHN IP2604MJHP IP2604MJHQ IP2604MJHR IP2604MJHS IP2604MJHT IP2604MJHU IP2604MJHV IP2604MJHW IP2604MJHX IP2604MJHY IP2604MJHZ IP2604MJJ0 IP2604MJJ1 IP2604MJJ2 IP2604MJJ3 IP2604MJJ4 IP2604MJJ5
IP2604MJJ6 IP2604MJJ7 IP2604MJJ8 IP2604MJJ9 IP2604MJJA IP2604MJJB IP2604MJJC IP2604MJJD IP2604MJJE IP2604MJJF IP2604MJJG IP2604MJJH IP2604MJJJ IP2604MJJK IP2604MJJL IP2604MJJM IP2604MJJN IP2604MJJP IP2604MJJQ
IP2604MJJR IP2604MJJS IP2604MJJT IP2604MJJU IP2604MJJV IP2604MJJW IP2604MJJX IP2604MJJY IP2604MJJZ IP2604MJK0 IP2604MJK1 IP2604MJK2 IP2604MJK3 IP2604MJK4 IP2604MJK5 IP2604MJK6 IP2604MJK7 IP2604MJK8 IP2604MJK9
IP2604MJKA IP2604MJKB IP2604MJKC IP2604MJKD IP2604MJKE IP2604MJKF IP2604MJKG IP2604MJKH IP2604MJKJ IP2604MJKK IP2604MJKL IP2604MJKM IP2604MJKN IP2604MJKP IP2604MJKQ IP2604MJKR IP2604MJKS IP2604MJKT IP2604MJKU
IP2604MJKV IP2604MJKW IP2604MJKX IP2604MJKY IP2604MJKZ IP2604MJL0 IP2604MJL1 IP2604MJL2 IP2604MJL3 IP2604MJL4 IP2604MJL5 IP2604MJL6 IP2604MJL7 IP2604MJL8 IP2604MJL9 IP2604MJLA IP2604MJLB IP2604MJLC IP2604MJLD
IP2604MJLE IP2604MJLF IP2604MJLG IP2604MJLH IP2604MJLJ IP2604MJLK IP2604MJLL IP2604MJLM IP2604MJLN IP2604MJLP IP2604MJLQ IP2604MJLR IP2604MJLS IP2604MJLT IP2604MJLU IP2604MJLV IP2604MJLW IP2604MJLX IP2604MJLY
IP2604MJLZ IP2604MJM0 IP2604MJM1 IP2604MJM2 IP2604MJM3 IP2604MJM4 IP2604MJM5 IP2604MJM6 IP2604MJM7 IP2604MJM8 IP2604MJM9 IP2604MJMA IP2604MJMB IP2604MJMC IP2604MJMD IP2604MJME IP2604MJMF IP2604MJMG IP2604MJMH
IP2604MJMJ IP2604MJMK IP2604MJML IP2604MJMM IP2604MJMN IP2604MJMP IP2604MJMQ IP2604MJMR IP2604MJMS IP2604MJMT IP2604MJMU IP2604MJMV IP2604MJMW IP2604MJMX IP2604MJMY IP2604MJMZ IP2604MJN0 IP2604MJN1 IP2604MJN2
IP2604MJN3 IP2604MJN4 IP2604MJN5 IP2604MJN6 IP2604MJN7 IP2604MJN8 IP2604MJN9 IP2604MJNA IP2604MJNB IP2604MJNC IP2604MJND IP2604MJNE IP2604MJNF IP2604MJNG IP2604MJNH IP2604MJNJ IP2604MJNK IP2604MJNL IP2604MJNM
IP2604MJNN IP2604MJNP IP2604MJNQ IP2604MJNR IP2604MJNS IP2604MJNT IP2604MJNU IP2604MJNV IP2604MJNW IP2604MJNX IP2604MJNY IP2604MJNZ IP2604MJP0 IP2604MJP1 IP2604MJP2 IP2604MJP3 IP2604MJP4 IP2604MJP5 IP2604MJP6
IP2604MJP7 IP2604MJP8 IP2604MJP9 IP2604MJPA IP2604MJPB IP2604MJPC IP2604MJPD IP2604MJPE IP2604MJPF IP2604MJPG IP2604MJPH IP2604MJPJ IP2604MJPK IP2604MJPL IP2604MJPM IP2604MJPN IP2604MJPP IP2604MJPQ IP2604MJPR
IP2604MJPS IP2604MJPT IP2604MJPU IP2604MJPV IP2604MJPW IP2604MJPX IP2604MJPY IP2604MJPZ IP2604MJQ0 IP2604MJQ1 IP2604MJQ2 IP2604MJQ3 IP2604MJQ4 IP2604MJQ5 IP2604MJQ6 IP2604MJQ7 IP2604MJQ8 IP2604MJQ9 IP2604MJQA
IP2604MJQB IP2604MJQC IP2604MJQD IP2604MJQE IP2604MJQF IP2604MJQG IP2604MJQH IP2604MJQJ IP2604MJQK IP2604MJQL IP2604MJQM IP2604MJQN IP2604MJQP IP2604MJQQ IP2604MJQR IP2604MJQS IP2604MJQT IP2604MJQU IP2604MJQV
IP2604MJQW IP2604MJQX IP2604MJQY IP2604MJQZ IP2604MJR0 IP2604MJR1 IP2604MJR2 IP2604MJR3 IP2604MJR4 IP2604MJR5 IP2604MJR6 IP2604MJR7 IP2604MJR8 IP2604MJR9 IP2604MJRA IP2604MJRB IP2604MJRC IP2604MJRD IP2604MJRE
IP2604MJRF IP2604MJRG IP2604MJRH IP2604MJRJ IP2604MJRK IP2604MJRL IP2604MJRM IP2604MJRN IP2604MJRP IP2604MJRQ IP2604MJRR IP2604MJRS IP2604MJRT IP2604MJRU IP2604MJRV IP2604MJRW IP2604MJRX IP2604MJRY IP2604MJRZ
IP2604MJS0 IP2604MJS1 IP2604MJS2 IP2604MJS3 IP2604MJS4 IP2604MJS5 IP2604MJS6 IP2604MJS7 IP2604MJS8 IP2604MJS9 IP2604MJSA IP2604MJSB IP2604MJSC IP2604MJSD IP2604MJSE IP2604MJSF IP2604MJSG IP2604MJSH IP2604MJSJ
IP2604MJSK IP2604MJSL IP2604MJSM IP2604MJSN IP2604MJSP IP2604MJSQ IP2604MJSR IP2604MJSS IP2604MJST IP2604MJSU IP2604MJSV IP2604MJSW IP2604MJSX IP2604MJSY IP2604MJSZ IP2604MJT0 IP2604MJT1 IP2604MJT2 IP2604MJT3
IP2604MJT4 IP2604MJT5 IP2604MJT6 IP2604MJT7 IP2604MJT8 IP2604MJT9 IP2604MJTA IP2604MJTB IP2604MJTC IP2604MJTD IP2604MJTE IP2604MJTF IP2604MJTG IP2604MJTH IP2604MJTJ IP2604MJTK IP2604MJTL IP2604MJTM IP2604MJTN
IP2604MJTP IP2604MJTQ IP2604MJTR IP2604MJTS IP2604MJTT IP2604MJTU IP2604MJTV IP2604MJTW IP2604MJTX IP2604MJTY IP2604MJTZ IP2604MJU0 IP2604MJU1 IP2604MJU2 IP2604MJU3 IP2604MJU4 IP2604MJU5 IP2604MJU6 IP2604MJU7
IP2604MJU8 IP2604MJU9 IP2604MJUA IP2604MJUB IP2604MJUC IP2604MJUD IP2604MJUE IP2604MJUF IP2604MJUG IP2604MJUH IP2604MJUJ IP2604MJUK IP2604MJUL IP2604MJUM IP2604MJUN IP2604MJUP IP2604MJUQ IP2604MJUR IP2604MJUS
IP2604MJUT IP2604MJUU IP2604MJUV IP2604MJUW IP2604MJUX IP2604MJUY IP2604MJUZ IP2604MJV0 IP2604MJV1 IP2604MJV2 IP2604MJV3 IP2604MJV4 IP2604MJV5 IP2604MJV6 IP2604MJV7 IP2604MJV8 IP2604MJV9 IP2604MJVA IP2604MJVB
IP2604MJVC IP2604MJVD IP2604MJVE IP2604MJVF IP2604MJVG IP2604MJVH IP2604MJVJ IP2604MJVK IP2604MJVL IP2604MJVM IP2604MJVN IP2604MJVP IP2604MJVQ IP2604MJVR IP2604MJVS IP2604MJVT IP2604MJVU IP2604MJVV IP2604MJVW
IP2604MJVX IP2604MJVY IP2604MJVZ IP2604MJW0 IP2604MJW1 IP2604MJW2 IP2604MJW3 IP2604MJW4 IP2604MJW5 IP2604MJW6 IP2604MJW7 IP2604MJW8 IP2604MJW9 IP2604MJWA IP2604MJWB IP2604MJWC IP2604MJWD IP2604MJWE IP2604MJWF
IP2604MJWG IP2604MJWH IP2604MJWJ IP2604MJWK IP2604MJWL IP2604MJWM IP2604MJWN IP2604MJWP IP2604MJWQ IP2604MJWR IP2604MJWS IP2604MJWT IP2604MJWU IP2604MJWV IP2604MJWW IP2604MJWX IP2604MJWY IP2604MJWZ IP2604MJX0
IP2604MJX1 IP2604MJX2 IP2604MJX3 IP2604MJX4 IP2604MJX5 IP2604MJX6 IP2604MJX7 IP2604MJX8 IP2604MJX9 IP2604MJXA IP2604MJXB IP2604MJXC IP2604MJXD IP2604MJXE IP2604MJXF IP2604MJXG IP2604MJXH IP2604MJXJ IP2604MJXK
IP2604MJXL IP2604MJXM IP2604MJXN IP2604MJXP IP2604MJXQ IP2604MJXR IP2604MJXS IP2604MJXT IP2604MJXU IP2604MJXV IP2604MJXW IP2604MJXX IP2604MJXY IP2604MJXZ IP2604MJY0 IP2604MJY1 IP2604MJY2 IP2604MJY3 IP2604MJY4
IP2604MJY5 IP2604MJY6 IP2604MJY7 IP2604MJY8 IP2604MJY9 IP2604MJYA IP2604MJYB IP2604MJYC IP2604MJYD IP2604MJYE IP2604MJYF IP2604MJYG IP2604MJYH IP2604MJYJ IP2604MJYK IP2604MJYL IP2604MJYM IP2604MJYN IP2604MJYP
IP2604MJYQ IP2604MJYR IP2604MJYS IP2604MJYT IP2604MJYU IP2604MJYV IP2604MJYW IP2604MJYX IP2604MJYY IP2604MJYZ IP2604MJZ0 IP2604MJZ1 IP2604MJZ2 IP2604MJZ3 IP2604MJZ4 IP2604MJZ5 IP2604MJZ6 IP2604MJZ7 IP2604MJZ8
IP2604MJZ9 IP2604MJZA IP2604MJZB IP2604MJZC IP2604MJZD IP2604MJZE IP2604MJZF IP2604MJZG IP2604MJZH IP2604MJZJ IP2604MJZK IP2604MJZL IP2604MJZM IP2604MJZN IP2604MJZP IP2604MJZQ IP2604MJZR IP2604MJZS IP2604MJZT
IP2604MJZU IP2604MJZV IP2604MJZW IP2604MJZX IP2604MJZY IP2604MJZZ IP2604MK00 IP2604MK01 IP2604MK02 IP2604MK03 IP2604MK04 IP2604MK05 IP2604MK06 IP2604MK07 IP2604MK08 IP2604MK09 IP2604MK0A IP2604MK0B IP2604MK0C
IP2604MK0D IP2604MK0E IP2604MK0F IP2604MK0G IP2604MK0H IP2604MK0J IP2604MK0K IP2604MK0L IP2604MK0M IP2604MK0N IP2604MK0P IP2604MK0Q IP2604MK0R IP2604MK0S IP2604MK0T IP2604MK0U IP2604MK0V IP2604MK0W IP2604MK0X
IP2604MK0Y IP2604MK0Z IP2604MK10 IP2604MK11 IP2604MK12 IP2604MK13 IP2604MK14 IP2604MK15 IP2604MK16 IP2604MK17 IP2604MK18 IP2604MK19 IP2604MK1A IP2604MK1B IP2604MK1C IP2604MK1D IP2604MK1E IP2604MK1F IP2604MK1G
IP2604MK1H IP2604MK1J IP2604MK1K IP2604MK1L IP2604MK1M IP2604MK1N IP2604MK1P IP2604MK1Q IP2604MK1R IP2604MK1S IP2604MK1T IP2604MK1U IP2604MK1V IP2604MK1W IP2604MK1X IP2604MK1Y IP2604MK1Z IP2604MK20 IP2604MK21
IP2604MK22 IP2604MK23 IP2604MK24 IP2604MK25 IP2604MK26 IP2604MK27 IP2604MK28 IP2604MK29 IP2604MK2A IP2604MK2B IP2604MK2C IP2604MK2D IP2604MK2E IP2604MK2F IP2604MK2G IP2604MK2H IP2604MK2J IP2604MK2K IP2604MK2L
IP2604MK2M IP2604MK2N IP2604MK2P IP2604MK2Q IP2604MK2R IP2604MK2S IP2604MK2T IP2604MK2U IP2604MK2V IP2604MK2W IP2604MK2X IP2604MK2Y IP2604MK2Z IP2604MK30 IP2604MK31 IP2604MK32 IP2604MK33 IP2604MK34 IP2604MK35
IP2604MK36 IP2604MK37 IP2604MK38 IP2604MK39 IP2604MK3A IP2604MK3B IP2604MK3C IP2604MK3D IP2604MK3E IP2604MK3F IP2604MK3G IP2604MK3H IP2604MK3J IP2604MK3K IP2604MK3L IP2604MK3M IP2604MK3N IP2604MK3P IP2604MK3Q
IP2604MK3R IP2604MK3S IP2604MK3T IP2604MK3U IP2604MK3V IP2604MK3W IP2604MK3X IP2604MK3Y IP2604MK3Z IP2604MK40 IP2604MK41 IP2604MK42 IP2604MK43 IP2604MK44 IP2604MK45 IP2604MK46 IP2604MK47 IP2604MK48 IP2604MK49
IP2604MK4A IP2604MK4B IP2604MK4C IP2604MK4D IP2604MK4E IP2604MK4F IP2604MK4G IP2604MK4H IP2604MK4J IP2604MK4K IP2604MK4L IP2604MK4M IP2604MK4N IP2604MK4P IP2604MK4Q IP2604MK4R IP2604MK4S IP2604MK4T IP2604MK4U
IP2604MK4V IP2604MK4W IP2604MK4X IP2604MK4Y IP2604MK4Z IP2604MK50 IP2604MK51 IP2604MK52 IP2604MK53 IP2604MK54 IP2604MK55 IP2604MK56 IP2604MK57 IP2604MK58 IP2604MK59 IP2604MK5A IP2604MK5B IP2604MK5C IP2604MK5D
IP2604MK5E IP2604MK5F IP2604MK5G IP2604MK5H IP2604MK5J IP2604MK5K IP2604MK5L IP2604MK5M IP2604MK5N IP2604MK5P IP2604MK5Q IP2604MK5R IP2604MK5S IP2604MK5T IP2604MK5U IP2604MK5V IP2604MK5W IP2604MK5X IP2604MK5Y
IP2604MK5Z IP2604MK60 IP2604MK61 IP2604MK62 IP2604MK63 IP2604MK64 IP2604MK65 IP2604MK66 IP2604MK67 IP2604MK68 IP2604MK69 IP2604MK6A IP2604MK6B IP2604MK6C IP2604MK6D IP2604MK6E IP2604MK6F IP2604MK6G IP2604MK6H
IP2604MK6J IP2604MK6K IP2604MK6L IP2604MK6M IP2604MK6N IP2604MK6P IP2604MK6Q IP2604MK6R IP2604MK6S IP2604MK6T IP2604MK6U IP2604MK6V IP2604MK6W IP2604MK6X IP2604MK6Y IP2604MK6Z IP2604MK70 IP2604MK71 IP2604MK72
IP2604MK73 IP2604MK74 IP2604MK75 IP2604MK76 IP2604MK77 IP2604MK78 IP2604MK79 IP2604MK7A IP2604MK7B IP2604MK7C IP2604MK7D IP2604MK7E IP2604MK7F IP2604MK7G IP2604MK7H IP2604MK7J IP2604MK7K IP2604MK7L IP2604MK7M
IP2604MK7N IP2604MK7P IP2604MK7Q IP2604MK7R IP2604MK7S IP2604MK7T IP2604MK7U IP2604MK7V IP2604MK7W IP2604MK7X IP2604MK7Y IP2604MK7Z IP2604MK80 IP2604MK81 IP2604MK82 IP2604MK83 IP2604MK84 IP2604MK85 IP2604MK86
IP2604MK87 IP2604MK88 IP2604MK89 IP2604MK8A IP2604MK8B IP2604MK8C IP2604MK8D IP2604MK8E IP2604MK8F IP2604MK8G IP2604MK8H IP2604MK8J IP2604MK8K IP2604MK8L IP2604MK8M IP2604MK8N IP2604MK8P IP2604MK8Q IP2604MK8R
IP2604MK8S IP2604MK8T IP2604MK8U IP2604MK8V IP2604MK8W IP2604MK8X IP2604MK8Y IP2604MK8Z IP2604MK90 IP2604MK91 IP2604MK92 IP2604MK93 IP2604MK94 IP2604MK95 IP2604MK96 IP2604MK97 IP2604MK98 IP2604MK99 IP2604MK9A
IP2604MK9B IP2604MK9C IP2604MK9D IP2604MK9E IP2604MK9F IP2604MK9G IP2604MK9H IP2604MK9J IP2604MK9K IP2604MK9L IP2604MK9M IP2604MK9N IP2604MK9P IP2604MK9Q IP2604MK9R IP2604MK9S IP2604MK9T IP2604MK9U IP2604MK9V
IP2604MK9W IP2604MK9X IP2604MK9Y IP2604MK9Z IP2604MKA0 IP2604MKA1 IP2604MKA2 IP2604MKA3 IP2604MKA4 IP2604MKA5 IP2604MKA6 IP2604MKA7 IP2604MKA8 IP2604MKA9 IP2604MKAA IP2604MKAB IP2604MKAC IP2604MKAD IP2604MKAE
IP2604MKAF IP2604MKAG IP2604MKAH IP2604MKAJ IP2604MKAK IP2604MKAL IP2604MKAM IP2604MKAN IP2604MKAP IP2604MKAQ IP2604MKAR IP2604MKAS IP2604MKAT IP2604MKAU IP2604MKAV IP2604MKAW IP2604MKAX IP2604MKAY IP2604MKAZ
IP2604MKB0 IP2604MKB1 IP2604MKB2 IP2604MKB3 IP2604MKB4 IP2604MKB5 IP2604MKB6 IP2604MKB7 IP2604MKB8 IP2604MKB9 IP2604MKBA IP2604MKBB IP2604MKBC IP2604MKBD IP2604MKBE IP2604MKBF IP2604MKBG IP2604MKBH IP2604MKBJ
IP2604MKBK IP2604MKBL IP2604MKBM IP2604MKBN IP2604MKBP IP2604MKBQ IP2604MKBR IP2604MKBS IP2604MKBT IP2604MKBU IP2604MKBV IP2604MKBW IP2604MKBX IP2604MKBY IP2604MKBZ IP2604MKC0 IP2604MKC1 IP2604MKC2 IP2604MKC3
IP2604MKC4 IP2604MKC5 IP2604MKC6 IP2604MKC7 IP2604MKC8 IP2604MKC9 IP2604MKCA IP2604MKCB IP2604MKCC IP2604MKCD IP2604MKCE IP2604MKCF IP2604MKCG IP2604MKCH IP2604MKCJ IP2604MKCK IP2604MKCL IP2604MKCM IP2604MKCN
IP2604MKCP IP2604MKCQ IP2604MKCR IP2604MKCS IP2604MKCT IP2604MKCU IP2604MKCV IP2604MKCW IP2604MKCX IP2604MKCY IP2604MKCZ IP2604MKD0 IP2604MKD1 IP2604MKD2 IP2604MKD3 IP2604MKD4 IP2604MKD5 IP2604MKD6 IP2604MKD7
IP2604MKD8 IP2604MKD9 IP2604MKDA IP2604MKDB IP2604MKDC IP2604MKDD IP2604MKDE IP2604MKDF IP2604MKDG IP2604MKDH IP2604MKDJ IP2604MKDK IP2604MKDL IP2604MKDM IP2604MKDN IP2604MKDP IP2604MKDQ IP2604MKDR IP2604MKDS
IP2604MKDT IP2604MKDU IP2604MKDV IP2604MKDW IP2604MKDX IP2604MKDY IP2604MKDZ IP2604MKE0 IP2604MKE1 IP2604MKE2 IP2604MKE3 IP2604MKE4 IP2604MKE5 IP2604MKE6 IP2604MKE7 IP2604MKE8 IP2604MKE9 IP2604MKEA IP2604MKEB
IP2604MKEC IP2604MKED IP2604MKEE IP2604MKEF IP2604MKEG IP2604MKEH IP2604MKEJ IP2604MKEK IP2604MKEL IP2604MKEM IP2604MKEN IP2604MKEP IP2604MKEQ IP2604MKER IP2604MKES IP2604MKET IP2604MKEU IP2604MKEV IP2604MKEW
IP2604MKEX IP2604MKEY IP2604MKEZ IP2604MKF0 IP2604MKF1 IP2604MKF2 IP2604MKF3 IP2604MKF4 IP2604MKF5 IP2604MKF6 IP2604MKF7 IP2604MKF8 IP2604MKF9 IP2604MKFA IP2604MKFB IP2604MKFC IP2604MKFD IP2604MKFE IP2604MKFF
IP2604MKFG IP2604MKFH IP2604MKFJ IP2604MKFK IP2604MKFL IP2604MKFM IP2604MKFN IP2604MKFP IP2604MKFQ IP2604MKFR IP2604MKFS IP2604MKFT IP2604MKFU IP2604MKFV IP2604MKFW IP2604MKFX IP2604MKFY IP2604MKFZ IP2604MKG0
IP2604MKG1 IP2604MKG2 IP2604MKG3 IP2604MKG4 IP2604MKG5 IP2604MKG6 IP2604MKG7 IP2604MKG8 IP2604MKG9 IP2604MKGA IP2604MKGB IP2604MKGC IP2604MKGD IP2604MKGE IP2604MKGF IP2604MKGG IP2604MKGH IP2604MKGJ IP2604MKGK
IP2604MKGL IP2604MKGM IP2604MKGN IP2604MKGP IP2604MKGQ IP2604MKGR IP2604MKGS IP2604MKGT IP2604MKGU IP2604MKGV IP2604MKGW IP2604MKGX IP2604MKGY IP2604MKGZ IP2604MKH0 IP2604MKH1 IP2604MKH2 IP2604MKH3 IP2604MKH4
IP2604MKH5 IP2604MKH6 IP2604MKH7 IP2604MKH8 IP2604MKH9 IP2604MKHA IP2604MKHB IP2604MKHC IP2604MKHD IP2604MKHE IP2604MKHF IP2604MKHG IP2604MKHH IP2604MKHJ IP2604MKHK IP2604MKHL IP2604MKHM IP2604MKHN IP2604MKHP
IP2604MKHQ IP2604MKHR IP2604MKHS IP2604MKHT IP2604MKHU IP2604MKHV IP2604MKHW IP2604MKHX IP2604MKHY IP2604MKHZ IP2604MKJ0 IP2604MKJ1 IP2604MKJ2 IP2604MKJ3 IP2604MKJ4 IP2604MKJ5 IP2604MKJ6 IP2604MKJ7 IP2604MKJ8
IP2604MKJ9 IP2604MKJA IP2604MKJB IP2604MKJC IP2604MKJD IP2604MKJE IP2604MKJF IP2604MKJG IP2604MKJH IP2604MKJJ IP2604MKJK IP2604MKJL IP2604MKJM IP2604MKJN IP2604MKJP IP2604MKJQ IP2604MKJR IP2604MKJS IP2604MKJT
IP2604MKJU IP2604MKJV IP2604MKJW IP2604MKJX IP2604MKJY IP2604MKJZ IP2604MKK0 IP2604MKK1 IP2604MKK2 IP2604MKK3 IP2604MKK4 IP2604MKK5 IP2604MKK6 IP2604MKK7 IP2604MKK8 IP2604MKK9 IP2604MKKA IP2604MKKB IP2604MKKC
IP2604MKKD IP2604MKKE IP2604MKKF IP2604MKKG IP2604MKKH IP2604MKKJ IP2604MKKK IP2604MKKL IP2604MKKM IP2604MKKN IP2604MKKP IP2604MKKQ IP2604MKKR IP2604MKKS IP2604MKKT IP2604MKKU IP2604MKKV IP2604MKKW IP2604MKKX
IP2604MKKY IP2604MKKZ IP2604MKL0 IP2604MKL1 IP2604MKL2 IP2604MKL3 IP2604MKL4 IP2604MKL5 IP2604MKL6 IP2604MKL7 IP2604MKL8 IP2604MKL9 IP2604MKLA IP2604MKLB IP2604MKLC IP2604MKLD IP2604MKLE IP2604MKLF IP2604MKLG
IP2604MKLH IP2604MKLJ IP2604MKLK IP2604MKLL IP2604MKLM IP2604MKLN IP2604MKLP IP2604MKLQ IP2604MKLR IP2604MKLS IP2604MKLT IP2604MKLU IP2604MKLV IP2604MKLW IP2604MKLX IP2604MKLY IP2604MKLZ IP2604MKM0 IP2604MKM1
IP2604MKM2 IP2604MKM3 IP2604MKM4 IP2604MKM5 IP2604MKM6 IP2604MKM7 IP2604MKM8 IP2604MKM9 IP2604MKMA IP2604MKMB IP2604MKMC IP2604MKMD IP2604MKME IP2604MKMF IP2604MKMG IP2604MKMH IP2604MKMJ IP2604MKMK IP2604MKML
IP2604MKMM IP2604MKMN IP2604MKMP IP2604MKMQ IP2604MKMR IP2604MKMS IP2604MKMT IP2604MKMU IP2604MKMV IP2604MKMW IP2604MKMX IP2604MKMY IP2604MKMZ IP2604MKN0 IP2604MKN1 IP2604MKN2 IP2604MKN3 IP2604MKN4 IP2604MKN5
IP2604MKN6 IP2604MKN7 IP2604MKN8 IP2604MKN9 IP2604MKNA IP2604MKNB IP2604MKNC IP2604MKND IP2604MKNE IP2604MKNF IP2604MKNG IP2604MKNH IP2604MKNJ IP2604MKNK IP2604MKNL IP2604MKNM IP2604MKNN IP2604MKNP IP2604MKNQ
IP2604MKNR IP2604MKNS IP2604MKNT IP2604MKNU IP2604MKNV IP2604MKNW IP2604MKNX IP2604MKNY IP2604MKNZ IP2604MKP0 IP2604MKP1 IP2604MKP2 IP2604MKP3 IP2604MKP4 IP2604MKP5 IP2604MKP6 IP2604MKP7 IP2604MKP8 IP2604MKP9
IP2604MKPA IP2604MKPB IP2604MKPC IP2604MKPD IP2604MKPE IP2604MKPF IP2604MKPG IP2604MKPH IP2604MKPJ IP2604MKPK IP2604MKPL IP2604MKPM IP2604MKPN IP2604MKPP IP2604MKPQ IP2604MKPR IP2604MKPS IP2604MKPT IP2604MKPU
IP2604MKPV IP2604MKPW IP2604MKPX IP2604MKPY IP2604MKPZ IP2604MKQ0 IP2604MKQ1 IP2604MKQ2 IP2604MKQ3 IP2604MKQ4 IP2604MKQ5 IP2604MKQ6 IP2604MKQ7 IP2604MKQ8 IP2604MKQ9 IP2604MKQA IP2604MKQB IP2604MKQC IP2604MKQD
IP2604MKQE IP2604MKQF IP2604MKQG IP2604MKQH IP2604MKQJ IP2604MKQK IP2604MKQL IP

IP2604UFE7 IP2604UFF1 IP2604UG2W IP2604UG66 IP2604UH32 IP2604UHB5 IP2604UHC9 IP2604UI1S IP2604UI3C IP2604UI6S IP2604UJE4 IP2604UMJ6 IP2604UMU5 IP2604UN5Q IP2604UND2 IP2604UR2F IP2604UT1C IP2604UU5H IP2604UUZ2
IP2604UW36 IP2604UW55 IP2604UW5V IP2604UW6U IP2604UW76 IP2604UW79 IP2604UX35 IP2604UY23H IP2604UY26W IP2604V1DA IP2604V1DE IP2604V1ED IP2604V1RF IP2604V253 IP2604V274 IP2604V283 IP2604V298 IP2604V2AN IP2604V2J6
IP2604V2SG IP2604V3D4 IP2604V3TX IP2604V3Y4 IP2604V45U IP2604V462 IP2604V4A5 IP2604V4AJ IP2604V4N4 IP2604V4P5 IP2604V4T5 IP2604V4W5 IP2604V5B6 IP2604V5GN IP2604V6BN IP2604V6W3 IP2604V76M IP2604V7PR IP2604V89V IP2604V8HR IP2604V8Z1 IP2604V8Z7 IP2604VAC4R IP2604VAC7 IP2604VAE2 IP2604VAG8 IP2604VB5Q IP2604VH5Q IP2604VJ3F IP2604VJ55 IP2604VJJ8
IP2604VJU3 IP2604VM27 IP2604VM34 IP2604VM43 IP2604VMM5 IP2604VNN6 IP2604VPU9 IP2604VQ6E IP2604VQV4 IP2604VR6J IP2604VRB5 IP2604VRD6 IP2604VS79 IP2604VT8S IP2604VT9T IP2604VU5Q IP2604VV25 IP2604VVE5 IP2604VVE8 IP2604VX1D
IP2604VXH IP2604VXJ4 IP2604VXS8 IP2604VY8U IP2604VZ8J IP2604W12R IP2604W1EU IP2604W23U IP2604W2D1 IP2604W2N5 IP2604W2U0 IP2604W3E7 IP2604W3R2 IP2604W3ZD IP2604W45F IP2604W49B
IP2604W4JT IP2604W4M9 IP2604W633S IP2604W6U8 IP2604W6U9 IP2604W6V1A IP2604W6WH IP2604W6WN IP2604W6WP IP2604W719 IP2604W77T IP2604W7DT IP2604W7N4 IP2604W7TM IP2604W81D IP2604W844 IP2604W86D IP2604W8P5 IP2604W8VF IP2604W8Z2
IP2604W8ZS IP2604W98U IP2604W9AZ IP2604W9B3 IP2604W9CJ IP2604W9FT IP2604W9GF IP2604WA31 IP2604WA7V IP2604WAC9 IP2604WAE3 IP2604WAT5 IP2604WAX6 IP2604WB2W IP2604WB3X IP2604WBBH IP2604WC56 IP2604WEP4 IP2604WF8M IP2604WF95
IP2604WEC6 IP2604WEEX IP2604WFJF IP2604WFJ7 IP2604WFJV IP2604WM8R IP2604WN15 IP2604WN7H IP2604WNN9 IP2604WNW3 IP2604WP25 IP2604WR77 IP2604WRH1 IP2604WS4C IP2604WT9Z IP2604WTB1 IP2604WTX8 IP2604WU4U
IP2604WU4W IP2604WU8C IP2604WV1T IP2604WW81 IP2604WWV1 IP2604WWC1 IP2604WY6T IP2604WZ2B IP2604WZ34 IP2604WZF1 IP2604WZF2 IP2604X11V IP2604X14Q IP2604X1WC IP2604X22S IP2604X26M IP2604X2AN
IP2604X2CU IP2604X2ZU IP2604X36X IP2604X37C IP2604X43U IP2604X4F7 IP2604X4G5 IP2604X4R1 IP2604X4U3 IP2604X549 IP2604X58C IP2604X5NS IP2604X6GM IP2604X6P6 IP2604X7AC IP2604X7HA IP2604X7NJ
IP2604X7SR IP2604X86T IP2604X8P8 IP2604X8QF IP2604X94D IP2604X9N5 IP2604X9QR IP2604X9ZU IP2604XA4M IP2604XA5M IP2604XB9R IP2604XC5H IP2604XCH8 IP2604XD3P IP2604XE7C IP2604XED8 IP2604XEF5 IP2604XG6F
IP2604XH9P IP2604XI3H IP2604XM2S IP2604XM9V IP2604XN56 IP2604XNF9 IP2604XS2E IP2604XS2S IP2604XS71 IP2604XSD4 IP2604XU11 IP2604XU2P IP2604XV3D IP2604XW2J IP2604XWH8 IP2604XZ8D IP2604Y11P
IP2604Y1AY IP2604Y1BA IP2604Y1GH IP2604Y1ND IP2604Y1R5 IP2604Y1UB IP2604Y22F IP2604Y2AJ IP2604Y2CP IP2604Y2RP IP2604Y2W0 IP2604Y31S IP2604Y363 IP2604Y3R9 IP2604Y3YU IP2604Y42Z IP2604Y44E IP2604Y4A4
IP2604Y4QT IP2604Y4U2 IP2604Y56W IP2604Y57A IP2604Y5FB IP2604Y5H8 IP2604Y5S8 IP2604Y5OH IP2604Y5T1 IP2604Y61E IP2604Y64F IP2604Y6BJ IP2604Y6M1 IP2604Y6U4 IP2604Y6YT IP2604Y7C9 IP2604Y7CW IP2604Y7E6 IP2604Y7QF
IP2604Y7T3 IP2604Y7T7 IP2604Y7XJ IP2604Y833S IP2604Y86Q IP2604Y8G5 IP2604Y8SP5 IP2604Y8TD IP2604Y8WQ IP2604Y95N IP2604Y97T IP2604Y97V IP2604YA31 IP2604YB3D IP2604YCZ5
IP2604YD11 IP2604YDE8 IP2604YE26 IP2604YE3P IP2604YE9D IP2604YJ5U IP2604YJE1 IP2604YN5C IP2604YN6G IP2604YR3P IP2604YRB5 IP2604YRG4 IP2604YRQ4 IP2604YS56 IP2604YT22 IP2604YT2Y IP2604YT3C IP2604YTG3 IP2604YU5W
IP2604YUA8 IP2604YWA IP2604YWM3 IP2604YX3X IP2604YXZ1 IP2604YY15 IP2604YZ17 IP2604YZ1J IP2604YZ1N IP2604YZ1O IP2604YZ2E IP2604YZ3B4 IP2604YZ3H IP2604YZ3P7 IP2604YZ3TT IP2604YZ3XA IP2604YZ4BH IP2604YZ4R6
IP2604YZ51X IP2604YZ5ET IP2604YZ5P7 IP2604YZ5RB IP2604YZ676 IP2604YZ6FB IP2604YZ6NG IP2604YZ6Z6 IP2604YZ725 IP2604YZ74E IP2604YZ7B8 IP2604YZ7BR IP2604YZ7MQ IP2604YZ7QP IP2604YZ7S1 IP2604YZ7YZ IP2604YZ815 IP2604YZN21 IP2604YZN8N
IP2604YZNNB IP2604YZQ2H IP2604YZQ7A IP2604YZR6C IP2604YZR9Y IP2604YZS89 IP2604YZS8 IP2604YZSV4 IP2604YZT32 IP2604YZT8E IP2604YZT8J IP2604YZTC2 IP2604YZU2E IP2604YZV3F IP2604YZW8 IP2604YZX15 IP2604YZX7V
IP2604YZX91 IP2604YZY3N IP2604YZZ14 IP2604YZZZ4 IP2604YZZZ7 IP2604Y11B IP2604Y11FW IP2604Y11O5 IP2604Y11RM IP2604Y11UV IP2604Y11X3 IP2604Y12A5 IP2604Y12AY IP2604Y12NW IP2604Y12VM IP2604Y139U IP2604Y13F6
IP2604Y13WW IP2604Y14CU IP2604Y14DW IP2604Y14NH IP2604Y14T7 IP2604Y152A IP2604Y15AM IP2604Y15CT IP2604Y15EH IP2604Y15WB IP2604Y165G IP2604Y168X IP2604Y16SQ IP2604Y16TN IP2604Y16XV IP2604Y173B IP2604Y17X4
IP2604Y184R IP2604Y18MA IP2604Y18PF IP2604Y18W2 IP2604Y18WD IP2604Y194R IP2604Y19D7 IP2604Y19FU IP2604Y19QU IP2604Y1A4Y IP2604Y1A5J IP2604Y1AFV IP2604Y1ATM IP2604Y1B8C IP2604Y1BA2 IP2604Y1BB4 IP2604Y1BJQ IP2604Y1BW1 IP2604Y1BWW
IP2604Y1C82 IP2604Y1C8V IP2604Y1CA1 IP2604Y1CHV IP2604Y1CM3 IP2604Y1CNA IP2604Y1CRG IP2604Y1CRJ IP2604Y1CZW IP2604Y1D4D IP2604Y1DD3 IP2604Y1DH2 IP2604Y1DM0 IP2604Y1DUU IP2604Y1E5S IP2604Y1EBN IP2604Y1EHJ IP2604Y1EHN
IP2604Y1EMB IP2604Y1ENW IP2604Y1EQS IP2604Y1ER4 IP2604Y1EVQ IP2604Y1EYW IP2604Y1F5S IP2604Y1F67 IP2604Y1FD7 IP2604Y1FV8 IP2604Y1G3Q IP2604Y1GEF IP2604Y1GZS IP2604Y1H6W IP2604Y1H9C IP2604Y1HC5 IP2604Y1HRA IP2604Y1J28
IP2604Y1JE IP2604Y1K6T IP2604Y1QV IP2604Y1UM IP2604Y1UT IP2604Y1UT IP2604Y1YN IP2604Y1ZZ IP2604Y1ZZ IP2604Y1ZZ

IP26053RVV IP26053S3C IP26053SAC IP26053SPP IP26053T1A IP26053TB3 IP26053TDE IP26053TDQ IP26053TE4 IP26053THA IP26053U3G IP26053U6E IP26053UA3 IP26053UCG IP26053UHG IP26053USR IP26053UTV IP26053UU9 IP26053UUF
IP26053UVF IP26053UYV IP26053V5B IP26053VBW IP26053VJR IP26053VNB IP26053VT1 IP26053WD IP26053WJR IP26053W38X IP26053W6V IP26053WSM IP26053WXS IP26053WYY IP26053W7T IP26053X9D IP26053XDS IP26053XF9
IP26053XPZ IP26053XR6 IP26053XZD IP26053Y2V IP26053Y3R IP26053Y8F IP26053YDX IP26053YRE IP26053Z3Y IP26053Z7J IP26053ZH2 IP26053ZT2 IP26054136 IP26054C5 IP26054DQ IP26054EX
IP26054F12 IP26054LF7 IP26054Z2X IP26054ZJG IP26054ZJN IP26054ZN IP26054ZW7 IP26054ZWT IP26054ZZ IP26054ZZ IP26054ZZ IP26054ZZ IP26054ZZ IP26054ZZ IP26054ZZ IP26054ZZ IP26054ZZ IP26054ZZ IP26054ZZ
IP26054ZZ IP26054ZZ IP26054ZZ IP26054ZZ IP26054ZZ IP26054ZZ IP26054ZZ

IP26059AQ0 IP26059AB5 IP26059ANT IP26059ARH IP26059ASZ IP26059AUN IP26059BAU IP26059BR8 IP26059BW9 IP26059BWQ IP26059C9Q IP26059CR3 IP26059CW3 IP26059CXR IP26059D6R IP26059D6S
IP26059DRG IP26059E4N IP26059EHU IP26059F1I IP26059F3S IP26059FVC IP26059FWJ IP26059G2B IP26059GDB IP26059GEX IP26059GV3 IP26059H8N IP26059HA5 IP26059HW6
IP26059HXN IP26059I2E IP26059J5B IP26059J9C IP26059JAC IP26059JCG IP26059JCR IP26059M5Z IP26059MES IP26059MSB IP26059N3W IP26059N7B IP26059NAY IP26059NU7 IP26059P36
IP26059PAE IP26059PDV IP26059PES IP26059PQ2 IP26059PRT IP26059Q42 IP26059Q6E IP26059Q87 IP26059QBC IP26059QDP IP26059QN8 IP26059QPQ IP26059QTC IP26059X5 IP26059XRJ
IP26059XTP IP26059YBQ IP26059YMB IP26059YWS IP26059YWV IP26059YWW IP26059YXH IP26059YXU IP26059YZP IP26059YZZ IP26059Z2N IP26059Z4R IP26059Z8H IP26059Z8T IP26059ZAZ
IP26059ZDM IP26059ZZW IP26059ZZZ IP26059A123 IP26059A13C IP26059A16Z IP26059A1C7 IP26059A1DP IP26059A1F1 IP26059A1R5 IP26059A23P IP26059A25M IP26059A2NJ IP26059A2RW IP26059A2WP IP26059A3AQ IP26059A3BH IP26059A3N9 IP26059A3YV IP26059A4HV
IP26059A4RC IP26059A5BN IP26059AG4A IP26059AGFY IP26059AH6G IP26059AHJ9 IP26059AJ28 IP26059AK8G IP26059AL3E IP26059AM7 IP26059AMJ IP26059AN4H IP26059AP3 IP26059AQ3 IP26059AR4 IP26059AS5 IP26059AT6A IP26059AT7A IP26059AU5W IP26059AUC
IP26059AUP IP26059AV3X IP26059AV9R IP26059AX16 IP26059AXA3 IP26059AXT9 IP26059AY1Q IP26059AZP2 IP26059AZS4 IP26059B156 IP26059B1J7 IP26059B1RP IP26059B2WH IP26059B3IT IP26059B3LP IP26059B3U2 IP26059B4HE IP26059B4PE IP26059B4YF IP26059B5CQ IP26059B5P3 IP26059B5SZ IP26059B6B1 IP26059B79T IP26059B7FV IP26059B7GC
IP26059B7S2 IP26059B8FZ IP26059BBVM IP26059BV7Q IP26059BY6V IP26059BY9A IP26059BYS4 IP26059BYW IP26059BZ6Y IP26059BZ7G IP26059BZMQ IP26059BZV IP26059C1LJ IP26059C1N5 IP26059C6N6 IP26059CAA5 IP26059CAT1 IP26059CB5E IP26059CC7
IP26059CBQ2 IP26059CBR4 IP26059CBU IP26059CC2T IP26059CC7 IP26059CCT7 IP26059CEB IP26059CGJ1 IP26059CGJD IP26059CGQ IP26059CHW IP26059CJ6 IP26059CJ9Y IP26059CKB IP26059CKM IP26059CLT IP26059CM1 IP26059CMX1 IP26059CN4 IP26059CQ3 IP26059CR3 IP26059CR6D IP26059CRB IP26059CS7X IP26059CTZ IP26059CTC2 IP26059CTE2 IP26059CTW4 IP26059CU2 IP26059CV1D IP26059CVH1 IP26059CX2V IP26059CX7E IP26059CX85 IP26059CY2U IP26059D0Y IP26059D137 IP26059D19A IP26059D1C1 IP26059D1U5 IP26059D1VD IP26059D2Z7N
IP26059D2ST IP26059DBS IP26059DCT IP26059DZQ IP26059DZRC IP26059DZU IP26059D4TS IP26059D4WJ IP26059D5B IP26059D5GH IP26059D5SB IP26059D63R IP26059D6EC IP26059D6VS IP26059D7A IP26059D7D3
IP26059D7DS IP26059D7UX IP26059DTV7 IP26059DU3 IP26059DU8 IP26059DU8P IP26059DW8 IP26059DWV IP26059DWW2 IP26059DX4 IP26059DXM IP26059E0 IP26059E1 IP26059E1Y IP26059E2 IP26059E2Y IP26059E3 IP26059E3Y IP26059E4 IP26059E4Y IP26059E5 IP26059E5Y
IP26059DYU IP26059E0 IP26059E0Y IP26059E1 IP26059E1A IP26059E1B IP26059E1C IP26059E1D IP26059E1E IP26059E1F IP26059E1G IP26059E1H IP26059E1J IP26059E1K IP26059E1L IP26059E1M IP26059E1N IP26059E1P IP26059E1Q IP26059E1R IP26059E1S IP26059E1T
IP26059E1U IP26059E1V IP26059E1W IP26059E1X IP26059E1Y IP26059E1Z IP26059E20 IP26059E21 IP26059E22 IP26059E23 IP26059E24 IP26059E25 IP26059E26 IP26059E27 IP26059E28 IP26059E29 IP26059E2A IP26059E2B IP26059E2C IP26059E2D IP26059E2E IP26059E2F
IP26059E2G IP26059E2H IP26059E2J IP26059E2K IP26059E2L IP26059E2M IP26059E2N IP26059E2P IP26059E2Q IP26059E2R IP26059E2S IP26059E2T IP26059E2U IP26059E2V IP26059E2W IP26059E2X IP26059E2Y IP26059E2Z IP26059E30 IP26059E31 IP26059E32 IP26059E33
IP26059E34 IP26059E35 IP26059E36 IP26059E37 IP26059E38 IP26059E39 IP26059E3A IP26059E3B IP26059E3C IP26059E3D IP26059E3E IP26059E3F IP26059E3G IP26059E3H IP26059E3J IP26059E3K IP26059E3L IP26059E3M IP26059E3N IP26059E3P IP26059E3Q IP26059E3R
IP26059E3S IP26059E3T IP26059E3U IP26059E3V IP26059E3W IP26059E3X IP26059E3Y IP26059E3Z IP26059E40 IP26059E41 IP26059E42 IP26059E43 IP26059E44 IP26059E45 IP26059E46 IP26059E47 IP26059E48 IP26059E49 IP26059E4A IP26059E4B IP26059E4C IP26059E4D
IP26059E4E IP26059E4F IP26059E4G IP26059E4H IP26059E4J IP26059E4K IP26059E4L IP26059E4M IP26059E4N IP26059E4P IP26059E4Q IP26059E4R IP26059E4S IP26059E4T IP26059E4U IP26059E4V IP26059E4W IP26059E4X IP26059E4Y IP26059E4Z IP26059E50 IP26059E51
IP26059E52 IP26059E53 IP26059E54 IP26059E55 IP26059E56 IP26059E57 IP26059E58 IP26059E59 IP26059E5A IP26059E5B IP26059E5C IP26059E5D IP26059E5E IP26059E5F IP26059E5G IP26059E5H IP26059E5J IP26059E5K IP26059E5L IP26059E5M IP26059E5N IP26059E5P
IP26059E5Q IP26059E5R IP26059E5S IP26059E5T IP26059E5U IP26059E5V IP26059E5W IP26059E5X IP26059E5Y IP26059E5Z IP26059E60 IP26059E61 IP26059E62 IP26059E63 IP26059E64 IP26059E65 IP26059E66 IP26059E67 IP26059E68 IP26059E69 IP26059E6A IP26059E6B
IP26059E6C IP26059E6D IP26059E6E IP26059E6F IP26059E6G IP26059E6H IP26059E6J IP26059E6K IP26059E6L IP26059E6M IP26059E6N IP26059E6P IP26059E6Q IP26059E6R IP26059E6S IP26059E6T IP26059E6U IP26059E6V IP26059E6W IP26059E6X IP26059E6Y IP26059E6Z
IP26059E70 IP26059E71 IP26059E72 IP26059E73 IP26059E74 IP26059E75 IP26059E76 IP26059E77 IP26059E78 IP26059E79 IP26059E7A IP26059E7B IP26059E7C IP26059E7D IP26059E7E IP26059E7F IP26059E7G IP26059E7H IP26059E7J IP26059E7K IP26059E7L IP26059E7M
IP26059E7N IP26059E7P IP26059E7Q IP26059E7R IP26059E7S IP26059E7T IP26059E7U IP26059E7V IP26059E7W IP26059E7X IP26059E7Y IP26059E7Z IP26059E80 IP26059E81 IP26059E82 IP26059E83 IP26059E84 IP26059E85 IP26059E86 IP26059E87 IP26059E88 IP26059E89
IP26059E8A IP26059E8B IP26059E8C IP26059E8D IP26059E8E IP26059E8F IP26059E8G IP26059E8H IP26059E8J IP26059E8K IP26059E8L IP26059E8M IP26059E8N IP26059E8P IP26059E8Q IP26059E8R IP26059E8S IP26059E8T IP26059E8U IP26059E8V IP26059E8W IP26059E8X
IP26059E8Y IP26059E8Z IP26059E90 IP26059E91 IP26059E92 IP26059E93 IP26059E94 IP26059E95 IP26059E96 IP26059E97 IP26059E98 IP26059E99 IP26059E9A IP26059E9B IP26059E9C IP26059E9D IP26059E9E IP26059E9F IP26059E9G IP26059E9H IP26059E9J IP26059E9K
IP26059E9L IP26059E9M IP26059E9N IP26059E9P IP26059E9Q IP26059E9R IP26059E9S IP26059E9T IP26059E9U IP26059E9V IP26059E9W IP26059E9X IP26059E9Y IP26059E9Z IP26059EA0 IP26059EA1 IP26059EA2 IP26059EA3 IP26059EA4 IP26059EA5 IP26059EA6 IP26059EA7
IP26059EA8 IP26059EA9 IP26059EAA IP26059EAB IP26059EAC IP26059EAD IP26059EAE IP26059EAF IP26059EAG IP26059EAH IP26059EAJ IP26059EAK IP26059EAL IP26059EAM IP26059EAN IP26059EAP IP26059EAQ IP26059EAR IP26059EAS IP26059EAT IP26059EAU IP26059EAV
IP26059EAW IP26059EAX IP26059EAY IP26059EAZ IP26059EB0 IP26059EB1 IP26059EB2 IP26059EB3 IP26059EB4 IP26059EB5 IP26059EB6 IP26059EB7 IP26059EB8 IP26059EB9 IP26059EBA IP26059EBB IP26059EBC IP26059EBD IP26059EBE IP26059EBF IP26059EBG IP26059EBH
IP26059EBJ IP26059EBK IP26059EBL IP26059EBM IP26059EBN IP26059EBP IP26059EBQ IP26059EBR IP26059EBS IP26059EBT IP26059EBU IP26059EBV IP26059EBW IP26059EBX IP26059EBY IP26059EBZ IP26059EC0 IP26059EC1 IP26059EC2 IP26059EC3 IP26059EC4 IP26059EC5
IP26059EC6 IP26059EC7 IP26059EC8 IP26059EC9 IP26059ECA IP26059ECB IP26059ECC IP26059ECD IP26059ECE IP26059ECF IP26059ECG IP26059ECH IP26059ECJ IP26059ECK IP26059ECL IP26059ECM IP26059ECN IP26059ECP IP26059ECQ IP26059ECR IP26059ECS IP26059ECT
IP26059ECU IP26059ECV IP26059ECW IP26059ECX IP26059ECY IP26059ECZ IP26059ED0 IP26059ED1 IP26059ED2 IP26059ED3 IP26059ED4 IP26059ED5 IP26059ED6 IP26059ED7 IP26059ED8 IP26059ED9 IP26059EDA IP26059EDB IP26059EDC IP26059EDD IP26059EDE IP26059EDF
IP26059EDG IP26059EDH IP26059EDJ IP26059EDK IP26059EDL IP26059EDM IP26059EDN IP26059EDP IP26059EDQ IP26059EDR IP26059EDS IP26059EDT IP26059EDU IP26059EDV IP26059EDW IP26059EDX IP26059EDY IP26059EDZ IP26059EE0 IP26059EE1 IP26059EE2 IP26059EE3
IP26059EE4 IP26059EE5 IP26059EE6 IP26059EE7 IP26059EE8 IP26059EE9 IP26059EEA IP26059EEB IP26059EEC IP26059EED IP26059EEE IP26059EEF IP26059EEG IP26059EEH IP26059EEJ IP26059EEK IP26059EEL IP26059EEM IP26059EEN IP26059EEP IP26059EEQ IP26059EER
IP26059EES IP26059EET IP26059EEU IP26059EEV IP26059EEW IP26059EEX IP26059EEY IP26059EEZ IP26059EF0 IP26059EF1 IP26059EF2 IP26059EF3 IP26059EF4 IP26059EF5 IP26059EF6 IP26059EF7 IP26059EF8 IP26059EF9 IP26059EFA IP26059EFB IP26059EFC IP26059EFD
IP26059EFE IP26059EFF IP26059EFG IP26059EFH IP26059EFJ IP26059EFK IP26059EFL IP26059EFM IP26059EFN IP26059EFP IP26059EFQ IP26059EFR IP26059EFS IP26059EFT IP26059EFU IP26059EFV IP26059EFW IP26059EFX IP26059EFY IP26059EFZ IP26059EG0 IP26059EG1
IP26059EG2 IP26059EG3 IP26059EG4 IP26059EG5 IP26059EG6 IP26059EG7 IP26059EG8 IP26059EG9 IP26059EGA IP26059EGB IP26059EGC IP26059EGD IP26059EGE IP26059EGF IP26059EGG IP26059EGH IP26059EGJ IP26059EGK IP26059EGL IP26059EGM IP26059EGN IP26059EGP
IP26059EGQ IP26059EGR IP26059EGS IP26059EGT IP26059EGU IP26059EGV IP26059EGW IP26059EGX IP26059EGY IP26059EGZ IP26059EH0 IP26059EH1 IP26059EH2 IP26059EH3 IP26059EH4 IP26059EH5 IP26059EH6 IP26059EH7 IP26059EH8 IP26059EH9 IP26059EHA IP26059EHB
IP26059EHC IP26059EHD IP26059EHE IP26059EHF IP26059EHG IP26059EHH IP26059EHJ IP26059EHK IP26059EHL IP26059EHM IP26059EHN IP26059EHP IP26059EHQ IP26059EHR IP26059EHS IP26059EHT IP26059EHU IP26059EHV IP26059EHW IP26059EHX IP26059EHY IP26059EHZ
IP26059EJ0 IP26059EJ1 IP26059EJ2 IP26059EJ3 IP26059EJ4 IP26059EJ5 IP26059EJ6 IP26059EJ7 IP26059EJ8 IP26059EJ9 IP26059EJA IP26059EJB IP26059EJC IP26059EJD IP26059EJE IP26059EJF IP26059EJG IP26059EJH IP26059EJJ IP26059EJK IP26059EJL IP26059EJM
IP26059EJN IP26059EJP IP26059EJQ IP26059EJR IP26059EJS IP26059EJT IP26059EJU IP26059EJV IP26059EJW IP26059EJX IP26059EJY IP26059EJZ IP26059EK0 IP26059EK1 IP26059EK2 IP26059EK3 IP26059EK4 IP26059EK5 IP26059EK6 IP26059EK7 IP26059EK8 IP26059EK9
IP26059EKA IP26059EKB IP26059EKC IP26059EKD IP26059EKE IP26059EKF IP26059EKG IP26059EKH IP26059EKJ IP26059EKK IP26059EKL IP26059EKM IP26059EKN IP26059EKP IP26059EKQ IP26059EKR IP26059EKS IP26059EKT IP26059EKU IP26059EKV IP26059EKW IP26059EKX
IP26059EKY IP26059EKZ IP26059EL0 IP26059EL1 IP26059EL2 IP26059EL3 IP26059EL4 IP26059EL5 IP26059EL6 IP26059EL7 IP26059EL8 IP26059EL9 IP26059ELA IP26059ELB IP26059ELC IP26059ELD IP26059ELE IP26059ELF IP26059ELG IP26059ELH IP26059ELJ IP26059ELK
IP26059ELL IP26059ELM IP26059ELN IP26059ELP IP26059ELQ IP26059ELR IP26059ELS IP26059ELT IP26059ELU IP26059ELV IP26059ELW IP26059ELX IP26059ELY IP26059ELZ IP26059EM0 IP26059EM1 IP26059EM2 IP26059EM3 IP26059EM4 IP26059EM5 IP26059EM6 IP26059EM7
IP26059EM8 IP26059EM9 IP26059EMA IP26059EMB IP26059EMC IP26059EMD IP26059EME IP26059EMF IP26059EMG IP26059EMH IP26059EMJ IP26059EMK IP26059EML IP26059EMM IP26059EMN IP26059EMP IP26059EMQ IP26059EMR IP26059EMS IP26059EMT IP26059EMU IP26059EMV
IP26059EMW IP26059EMX IP26059EMY IP26059EMZ IP26059EN0 IP26059EN1 IP26059EN2 IP26059EN3 IP26059EN4 IP26059EN5 IP26059EN6 IP26059EN7 IP26059EN8 IP26059EN9 IP26059ENA IP26059ENB IP26059ENC IP26059END IP26059ENE IP26059ENF IP26059ENG IP26059ENH
IP26059ENJ IP26059ENK IP26059ENL IP26059ENM IP26059ENN IP26059ENP IP26059ENQ IP26059ENR IP26059ENS IP26059ENT IP26059ENU IP26059ENV IP26059ENW IP26059ENX IP26059ENY IP26059ENZ IP26059EP0 IP26059EP1 IP26059EP2 IP26059EP3 IP26059EP4 IP26059EP5
IP26059EP6 IP26059EP7 IP26059EP8 IP26059EP9 IP26059EPA IP26059EPB IP26059EPC IP26059EPD IP26059EPE IP26059EPF IP26059EPG IP26059EPH IP26059EPJ IP26059EPK IP26059EPL IP26059EPM IP26059EPN IP26059EPP IP26059EPQ IP26059EPR IP26059EPS IP26059EPT
IP26059EPU IP26059EPV IP26059EPW IP26059EPX IP26059EPY IP26059EPZ IP26059EQ0 IP26059EQ1 IP26059EQ2 IP26059EQ3 IP26059EQ4 IP26059EQ5 IP26059EQ6 IP26059EQ7 IP26059EQ8 IP26059EQ9 IP26059EQA IP26059EQB IP26059EQC IP26059EQD IP26059EQE IP26059EQF
IP26059EQG IP26059EQH IP26059EQJ IP26059EQK IP26059EQL IP26059EQM IP26059EQN IP26059EQP IP26059EQQ IP26059EQR IP26059EQS IP26059EQT IP26059EQU IP26059EQV IP26059EQW IP26059EQX IP26059EQY IP26059EQZ IP26059ER0 IP26059ER1 IP26059ER2 IP26059ER3
IP26059ER4 IP26059ER5 IP26059ER6 IP26059ER7 IP26059ER8 IP26059ER9 IP26059ERA IP26059ERB IP26059ERC IP26059ERD IP26059ERE IP26059ERF IP26059ERG IP26059ERH IP26059ERJ IP26059ERK IP26059ERL IP26059ERM IP26059ERN IP26059ERP IP26059ERQ IP26059ERR
IP26059ERS IP26059ERT IP26059ERU IP26059ERV IP26059ERW IP26059ERX IP26059ERY IP26059ERZ IP26059ES0 IP26059ES1 IP26059ES2 IP26059ES3 IP26059ES4 IP26059ES5 IP26059ES6 IP26059ES7 IP26059ES8 IP26059ES9 IP26059ESA IP26059ESB IP26059ESC IP26059ESD
IP26059ESE IP26059ESF IP26059ESG IP26059ESH IP26059ESJ IP26059ESK IP26059ESL IP26059ESM IP26059ESN IP26059ESP IP26059ESQ IP26059ESR IP26059ESS IP26059EST IP26059ESU IP26059ESV IP26059ESW IP26059ESX IP26059ESY IP26059ESZ IP26059ET0 IP26059ET1
IP26059ET2 IP26059ET3 IP26059ET4 IP26059ET5 IP26059ET6 IP26059ET7 IP26059ET8 IP26059ET9 IP26059ETA IP26059ETB IP26059ETC IP26059ETD IP26059ETE IP26059ETF IP26059ETG IP26059ETH IP26059ETJ IP26059ETK IP26059ETL IP26059ETM IP26059ETN IP26059ETP
IP26059ETQ IP26059ETR IP26059ETS IP26059ETT IP26059ETU IP26059ETV IP26059ETW IP26059ETX IP26059ETY IP26059ETZ IP26059EU0 IP26059EU1 IP26059EU2 IP26059EU3 IP26059EU4 IP26059EU5 IP26059EU6 IP26059EU7 IP26059EU8 IP26059EU9 IP26059EUA IP26059EUB
IP26059EUC IP26059EUD IP26059EUE IP26059EUF IP26059EUG IP26059EUH IP26059EUJ IP26059EUK IP26059EUL IP26059EUM IP26059EUN IP26059EUP IP26059EUQ IP26059EUR IP26059EUS IP26059EUT IP26059EUU IP26059EUV IP26059EUW IP26059EUX IP26059EUY IP26059EUZ
IP26059EV0 IP26059EV1 IP26059EV2 IP26059EV3 IP26059EV4 IP26059EV5 IP26059EV6 IP26059EV7 IP26059EV8 IP26059EV9 IP26059EVA IP26059EVB IP26059EVC IP26059EVD IP26059EVE IP26059EVF IP26059EVG IP26059EVH IP26059EVJ IP26059EVK IP26059EVL IP26059EVM
IP26059EVN IP26059EVP IP26059EVQ IP26059EVR IP26059EVS IP26059EVT IP26059EVU IP26059EVV IP26059EVW IP26059EVX IP26059EVY IP26059EVZ IP26059EW0 IP26059EW1 IP26059EW2 IP26059EW3 IP26059EW4 IP26059EW5 IP26059EW6 IP26059EW7 IP26059EW8 IP26059EW9
IP26059EWA IP26059EWB IP26059EWC IP26059EWD IP26059EWE IP26059EWF IP26059EWG IP26059EWH IP26059EWJ IP26059EWK IP26059EWL IP26059EWM IP26059EWN IP26059EWP IP26059EWQ IP26059EWR IP26059EWS IP26059EWT IP26059EWU IP26059EWV IP26059EWW IP26059EWX
IP26059EWY IP26059EWZ IP26059EX0 IP26059EX1 IP26059EX2 IP26059EX3 IP26059EX4 IP26059EX5 IP26059EX6 IP26059EX7 IP26059EX8 IP26059EX9 IP26059EXA IP26059EXB IP26059EXC IP26059EXD IP26059EXE IP26059EXF IP26059EXG IP26059EXH IP26059EXJ IP26059EXK
IP26059EXL IP26059EXM IP26059EXN IP26059EXP IP26059EXQ IP26059EXR IP26059EXS IP26059EXT IP26059EXU IP26059EXV IP26059EXW IP26059EXX IP26059EXY IP26059EXZ IP26059EY0 IP26059EY1 IP26059EY2 IP26059EY3 IP26059EY4 IP26059EY5 IP26059EY6 IP26059EY7
IP26059EY8 IP26059EY9 IP26059EYA IP26059EYB IP26059EYC IP26059EYD IP26059EYE IP26059EYF IP26059EYG IP26059EYH IP26059EYJ IP26059EYK IP26059EYL IP26059EYM IP26059EYN IP26059EYP IP26059EYQ IP26059EYR IP26059EYS IP26059EYT IP26059EYU IP26059EYV
IP26059EYW IP26059EYX IP26059EYY IP26059EYZ IP26059EZ0 IP26059EZ1 IP26059EZ2 IP26059EZ3 IP26059EZ4 IP26059EZ5 IP26059EZ6 IP26059EZ7 IP26059EZ8 IP26059EZ9 IP26059EZA IP26059EZB IP26059EZC IP26059EZD IP26059EZE IP26059EZF IP26059EZG IP26059EZH
IP26059EZJ IP26059EZK IP26059EZL IP26059EZM IP26059EZN IP26059EZP IP26059EZQ IP26059EZR IP26059EZS IP26059EZT IP26059EZU IP26059EZV IP26059EZW IP26059EZX IP26059EZY IP26059EZZ IP26059F00 IP26059F01 IP26059F02 IP26059F03 IP26059F04 IP26059F05
IP26059F06 IP26059F07 IP26059F08 IP26059F09 IP26059F0A IP26059F0B IP26059F0C IP26059F0D IP26059F0E IP26059F0F IP26059F0G IP26059F0H IP26059F0J IP26059F0K IP26059F0L IP26059F0M IP26059F0N IP26059F0P IP26059F0Q IP26059F0R IP26059F0S IP26059F0T
IP26059F0U IP26059F0V IP26059F0W IP26059F0X IP26059F0Y IP26059F0Z IP26059F10 IP26059F11 IP26059F12 IP26059F13 IP26059F14 IP26059F15 IP26059F16 IP26059F17 IP26059F18 IP26059F19 IP26059F1A IP26059F1B IP26059F1C IP26059F1D IP26059F1E IP26059F1F
IP26059F1G IP26059F1H IP26059F1J IP26059F1K IP26059F1L IP26059F1M IP26059F1N IP26059F1P IP26059F1Q IP26059F1R IP26059F1S IP26059F1T IP26059F1U IP26059F1V IP26059F1W IP26059F1X IP26059F1Y IP26059F1Z IP26059F20 IP26059F21 IP26059F22 IP26059F23
IP26059F24 IP26059F25 IP26059F26 IP26059F27 IP26059F28 IP26059F29 IP26059F2A IP26059F2B IP26059F2C IP26059F2D IP26059F2E IP26059F2F IP26059F2G IP26059F2H IP26059F2J IP26059F2K IP26059F2L IP26059F2M IP26059F2N IP26059F2P IP26059F2Q IP26059F2R
IP26059F2S IP26059F2T IP26059F2U IP26059F2V IP26059F2W IP26059F2X IP26059F2Y IP26059F2Z IP26059F30 IP26059F31 IP26059F32 IP26059F33 IP26059F34 IP26059F35 IP26059F36 IP26059F37 IP26059F38 IP26059F39 IP26059F3A IP26059F3B IP26059F3C IP26059F3D
IP26059F3E IP26059F3F IP26059F3G IP26059F3H IP26059F3J IP26059F3K IP26059F3L IP26059F3M IP26059F3N IP26059F3P IP26059F3Q IP26059F3R IP26059F3S IP26059F3T IP26059F3U IP26059F3V IP26059F3W IP26059F3X IP26059F3Y IP26059F3Z IP26059F40 IP26059F41
IP26059F42 IP26059F43 IP26059F44 IP26059F45 IP26059F46 IP26059F47 IP26059F48 IP26059F49 IP26059F4A IP26059F4B IP26059F4C IP26059F4D IP26059F4E IP26059F4F IP26059F4G IP26059F4H IP26059F4J IP26059F4K IP26059F4L IP26059F4M IP26059F4N IP26059F4P
IP26059F4Q IP26059F4R IP26059F4S IP26059F4T IP26059F4U IP26059F4V IP26059F4W IP26059F4X IP26059F4Y IP26059F4Z IP26059F50 IP26059F51 IP26059F52 IP26059F53 IP26059F54 IP26059F55 IP26059F56 IP26059F57 IP26059F58 IP26059F59 IP26059F5A IP26059F5B
IP26059F5C IP26059F5D IP26059F5E IP26059F5F IP26059F5G IP26059F5H IP26059F5J IP26059F5K IP26059F5L IP26059F5M IP26059F5N IP26059F5P IP26059F5Q IP26059F5R IP26059F5S IP26059F5T IP26059F5U IP26059F5V IP26059F5W IP26059F5X IP26059F5Y IP26059F5Z
IP26059F60 IP26059F61 IP26059F62 IP26059F63 IP26059F64 IP26059F65 IP26059F66 IP26059F67 IP26059F68 IP26059F69 IP26059F6A IP26059F6B IP26059F6C IP26059F6D IP26059F6E IP26059F6F IP26059F6G IP26059F6H IP26059F6J IP26059F6K IP26059F6L IP26059F6M
IP26059F6N IP26059F6P IP26059F6Q IP26059F6R IP26059F6S IP26059F6T IP26059F6U IP26059F6V IP26059F6W IP26059F6X IP26059F6Y IP26059F6Z IP26059F70 IP26059F71 IP26059F72 IP26059F73 IP26059F74 IP26059F75 IP26059F76 IP26059F77 IP26059F78 IP26059F79
IP26059F7A IP26059F7B IP26059F7C IP26059F7D IP26059F7E IP26059F7F IP26059F7G IP26059F7H IP26059F7J IP26059F7K IP26059F7L IP26059F7M IP26059F7N IP26059F7P IP26059F7Q IP26059F7R IP26059F7S IP26059F7T IP26059F7U IP26059F7V IP26059F7W IP26059F7X
IP26059F7Y IP26059F7Z IP26059F80 IP26059F81 IP26059F82 IP26059F83 IP26059F84 IP26059F85 IP26059F86 IP26059F87 IP26059F88 IP26059F89 IP26059F8A IP26059F8B IP26059F8C IP26059F8D IP26059F8E IP26059F8F IP26059F8G IP26059F8H IP26059F8J IP26059F8K
IP26059F8L IP26059F8M IP26059F8N IP26059F8P IP26059F8Q IP26059F8R IP26059F8S IP26059F8T IP26059F8U IP26059F8V IP26059F8W IP26059F8X IP26059F8Y IP26059F8Z IP26059F90 IP26059F91 IP26059F92 IP26059F93 IP26059F94 IP26059F95 IP26059F96 IP26059F97
IP26059F98 IP26059F99 IP26059F9A IP26059F9B IP26059F9C IP26059F9D IP26059F9E IP26059F9F IP26059F9G IP26059F9H IP26059F9J IP26059F9K IP26059F9L IP26059F9M IP26059F9N IP26059F9P IP26059F9Q IP26059F9R IP26059F9S IP26059F9T IP26059F9U IP26059F9V
IP26059F9W IP26059F9X IP26059F9Y IP26059F9Z IP26059FA0 IP26059FA1 IP26059FA2 IP26059FA3 IP26059FA4 IP26059FA5 IP26059FA6 IP26059FA7 IP26059FA8 IP26059FA9 IP26059FAA IP26059FAB IP26059FAC IP26059FAD IP26059FAE IP26059FAF IP26059FAG IP26059FAH
IP26059FAJ IP26059FAK IP26059FAL IP26059FAM IP26059FAN IP26059FAP IP26059FAQ IP26059FAR IP26059FAS IP26059FAT IP26059FAU IP26059FAV IP26059FAW IP26059FAX IP26059FAY IP26059FAZ IP26059FB0 IP26059FB1 IP26059FB2 IP26059FB3 IP26059FB4 IP26059FB5
IP26059FB6 IP26059FB7 IP26059FB8 IP26059FB9 IP26059FBA IP26059FBB IP26059FBC IP26059FBD IP26059FBE IP26059FBF IP26059FBG IP26059FBH IP26059FBJ IP26059FBK IP26059FBL IP26059FBM IP26059FBN IP26059FBP IP26059FBQ IP26059FBR IP26059FBS IP26059FBT
IP26059FBU IP26059FBV IP26059FBW IP26059FBX IP26059FBY IP26059FBZ IP26059FC0 IP26059FC1 IP26059FC2 IP26059FC3 IP26059FC4 IP26059FC5 IP26059FC6 IP26059FC7 IP26059FC8 IP26059FC9 IP26059FCA IP26059FCB IP26059FCC IP26059FCD IP26059FCE IP26059FCF
IP26059FCG IP26059FCH IP26059FCJ IP26059FCK IP26059FCL IP26059FCM IP26059FCN IP26059FCP IP26059FCQ IP26059FCR IP26059FCS IP26059FCT IP26059FCU IP26059FCV IP26059FCW IP26059FCX IP26059FCY IP26059FCZ IP26059FD0 IP26059FD1 IP26059FD2 IP26059FD3
IP26059FD4 IP26059FD5 IP26059FD6 IP26059FD7 IP26059FD8 IP26059FD9 IP26059FDA IP26059FDB IP26059FDC IP26059FDD IP26059FDE IP26059FDF IP26059FDG IP26059FDH IP26059FDJ IP26059FDK IP26059FDL IP26059FDM IP26059FDN IP26059FDP IP26059FDQ IP26059FDR
IP26059FDS IP26059FDT IP26059FDU IP26059FDV IP26059FDW IP26059FDX IP26059FDY IP26059FDZ IP26059FE0 IP26059FE1 IP26059FE2 IP26059FE3 IP26059FE4 IP26059FE5 IP26059FE6 IP26059FE7 IP26059FE8 IP26059FE9 IP26059FEA IP26059FEB IP26059FEC IP26059FED
IP26059FEE IP26059FEF IP26059FEG IP26059FEH IP26059FEJ IP26059FEK IP26059FEL IP26059FEM IP26059FEN IP26059FEP IP26059FEQ IP26059FER IP26059FES IP26059FET IP26059FEU IP26059FEV IP26059FEW IP26059FEX IP26059FEY IP26059FEZ IP26059FF0 IP26059FF1
IP26059FF2 IP26059FF3 IP26059FF4 IP26059FF5 IP26059FF6 IP26059FF7 IP26059FF8 IP26059FF9 IP26059FFA IP26059FFB IP26059FFC IP26059FFD IP26059FFE IP26059FFF IP26059FFG IP26059FFH IP26059FFJ IP26059FFK IP26059FFL IP26059FFM IP26059FFN IP26059FFP
IP26059FFQ IP26059FFR IP26059FFS IP26059FFT IP26059FFU IP26059FFV IP26059FFW IP26059FFX IP26059FFY IP26059FFZ IP26059FG0 IP26059FG1 IP26059FG2 IP26059FG3 IP26059FG4 IP26059FG5 IP26059FG6 IP26059FG7 IP26059FG8 IP26059FG9 IP26059FGA IP26059FGB
IP26059FGC IP26059FGD IP26059FGE IP26059FGF IP26059FGG IP26059FGH IP26059FGJ IP26059FGK IP26059FGL IP26059FGM IP26059FGN IP26059FGP IP26059FGQ IP26059FGR IP26059FGS IP26059FGT IP26059FGU IP26059FGV IP26059FGW IP26059FGX IP26059FGY IP26059FGZ
IP26059FH0 IP26059FH1 IP26059FH2 IP26059FH3 IP26059FH4 IP26059FH5 IP26059FH6 IP26059FH7 IP26059FH8 IP26059FH9 IP26059FHA IP26059FHB IP26059FHC IP26059FHD IP26059FHE IP26059FHF IP26059FHG IP26059FHH IP26059FHJ IP26059FHK IP26059FHL IP26059FHM
IP26059FHN IP26059FHP IP26059FHQ IP26059FHR IP26059FHS IP26059FHT IP26059FHU IP26059FHV IP26059FHW IP26059FHX IP26059FHY IP26059FHZ IP26059FJ0 IP26059FJ1 IP26059FJ2 IP26059FJ3 IP26059FJ4 IP26059FJ5 IP26059FJ6 IP26059FJ7 IP26059FJ8 IP26059FJ9
IP26059FJA IP26059FJB IP26059FJC IP26059FJD IP26059FJE IP26059FJF IP26059FJG IP26059FJH IP26059FJJ IP26059FJK IP26059FJL IP26059FJM IP26059FJN IP26059FJP IP26059FJQ IP26059FJR IP26059FJS IP26059FJT IP26059FJU IP26059FJV IP26059FJW IP26059FJX
IP26059FJY IP26059FJZ IP26059FK0 IP26059FK1 IP26059FK2 IP26059FK3 IP26059FK4 IP26059FK5 IP26059FK6 IP26059FK7 IP26059FK8 IP26059FK9 IP26059FKA IP26059FKB IP26059FKC IP26059FKD IP26059FKE IP26059FKF IP26059FKG IP26059FKH IP26059FKJ IP26059FKK
IP26059FKL IP26059FKM IP26059FKN IP26059FKP IP26059FKQ IP26059FKR IP26059FKS IP26059FKT IP26059FKU IP26059FKV IP26059FKW IP26059FKX IP26059FKY IP26059FKZ IP26059FL0 IP26059FL1 IP26059FL2 IP26059FL3 IP26059FL4 IP26059FL5 IP26059FL6 IP26059FL7
IP26059FL8 IP26059FL9 IP26059FLA IP26059FLB IP26059FLC IP26059FLD IP26059FLE IP26059FLF IP26059FLG IP26059FLH IP26059FLJ IP26059FLK IP26059FLL IP26059FLM IP26059FLN IP26059FLP IP26059FLQ IP26059FLR IP26059FLS IP26059FLT IP26059FLU IP26059FLV
IP26059FLW IP26059FLX IP26059FLY IP26059FLZ IP26059FM0 IP26059FM1 IP26059FM2 IP26059FM3 IP26059FM4 IP26059FM5 IP26059FM6 IP26059FM7 IP26059FM8 IP26059FM9 IP26059FMA IP26059FMB IP26059FMC IP26059FMD IP26059FME IP26059FMF IP26059FMG IP26059FMH
IP26059FMJ IP26059FMK IP26059FML IP26059FMM IP26059FMN IP26059FMP IP26059FMQ IP26059FMR IP26059FMS IP26059FMT IP26059FMU IP26059FMV IP26059FMW IP26059FMX IP26059FMY IP26059FMZ IP26059FN0 IP26059FN1 IP26059FN2 IP26059FN3 IP26059FN4 IP26059FN5
IP26059FN6 IP26059FN7 IP26059FN8 IP26059FN9 IP26059FNA IP26059FNB IP26059FNC IP26059FND IP26059FNE IP26059FNF IP26059FNG IP26059FNH IP26059FNJ IP26059FNK IP26059FNL IP26059FNM IP26059FNN IP26059FNP IP26059FNQ IP26059FNR IP26059FNS IP26059FNT
IP26059FNU IP26059FNV IP26059FNW IP26059FNX IP26059FNY IP26059FNZ IP26059FP0 IP26059FP1 IP26059FP2 IP26059FP3 IP26059FP4 IP26059FP5 IP26059FP6 IP26059FP7 IP26059FP8 IP26059FP9 IP26059FPA IP26059FPB IP26059FPC IP26059FPD IP26059FPE IP26059FPF
IP

IP2605PV49 IP2605PVT9 IP2605PWW5Q IP2605PY2S IP2605PYW9 IP2605Q013Q IP2605Q0M9 IP2605Q1WH IP2605Q1ZV IP2605Q2Q6N IP2605Q2QN IP2605Q2WW IP2605Q3G24 IP2605Q3B7 IP2605Q3Q0 IP2605Q3Y8 IP2605Q436
IP2605Q4BB IP2605Q4M8 IP2605Q4UTN IP2605Q4UUQ IP2605Q545 IP2605Q545 IP2605Q5HF IP2605Q5VA IP2605Q63G IP2605Q6G3 IP2605Q6GX IP2605Q6WT IP2605Q7BJ IP2605Q7UT IP2605Q82R IP2605Q88H IP2605Q8MS
IP2605Q8TS IP2605Q9AC IP2605Q9AD IP2605Q9HM IP2605Q9MG IP2605Q9V9 IP2605QA2H IP2605QA45 IP2605QAT3 IP2605QB5 IP2605QBX7 IP2605QD45 IP2605QDT9 IP2605QE4U IP2605QFJ2 IP2605QFT7 IP2605QHB3
IP2605QJ85 IP2605QJ95 IP2605QJB8 IP2605QM48 IP2605QN89 IP2605QNW7 IP2605QQ67 IP2605QR1Y IP2605QRY1 IP2605R1AH IP2605R1SH IP2605R27S IP2605R2TF IP2605R3YE IP2605R3Y1P IP2605R34X
IP2605R3YG IP2605R478 IP2605RAWJ IP2605RB5R IP2605RB8T IP2605RBE2 IP2605RBWC IP2605RF2X IP2605RR3E IP2605RRW9 IP2605RRW7 IP2605RRBH IP2605RRNN IP2605RRQ7 IP2605RRZ4 IP2605RS2Y
IP2605RA9R IP2605RAD9 IP2605RB2H IP2605RBA6 IP2605RCA6 IP2605RD09 IP2605RE6D IP2605RE7F IP2605RG4E IP2605RG9X IP2605RGF7 IP2605RGR4 IP2605RH3F IP2605RHP2 IP2605RHQ5 IP2605RJ5Y IP2605RJA5
IP2605RJP7 IP2605RP3Z IP2605RQT1 IP2605RR39 IP2605RS59 IP2605RVP2 IP2605RW1R IP2605RWP1 IP2605RX28 IP2605RX9U IP2605RYR9 IP2605S1YX IP2605S223 IP2605S25N IP2605S2PM IP2605S2QB IP2605S31P
IP2605S33W IP2605S38J IP2605S3JH IP2605S3PB IP2605S48T IP2605S4AW IP2605S4QW IP2605S5CE IP2605S5CH IP2605S67D IP2605S6SV IP2605S79X IP2605S7BY IP2605S7D8 IP2605S7XQ IP2605S849
IP2605S8EP IP2605S8WJ IP2605S97Q IP2605S9BP IP2605S9M4 IP2605S9ZH IP2605SB2P IP2605SC8R IP2605SCJ1 IP2605SD3X IP2605SDZ7 IP2605SE5Z IP2605SF1X IP2605SF46 IP2605SG4X IP2605SGP2 IP2605SGU4 IP2605SJ3A
IP2605SJB5 IP2605SJU6 IP2605SMWG IP2605SP8A IP2605SS2Y IP2605SU9F IP2605SV19 IP2605SV79 IP2605SX83 IP2605SY8 IP2605SYT8 IP2605SZT2 IP2605T1CJ IP2605T3BX IP2605T3DV IP2605T3HB IP2605T3PT
IP2605T3E5 IP2605T3GN IP2605T3RD IP2605T461 IP2605T4C6 IP2605T4EF IP2605T4Y8 IP2605T51A IP2605T59F IP2605T59J IP2605T5BV IP2605T5EE IP2605T5WW IP2605T5XQ IP2605T623 IP2605T664 IP2605T6MD IP2605T6Z7
IP2605T76R IP2605T7BQ IP2605T82H IP2605T89W IP2605T8E9 IP2605T8EQ IP2605T8KA IP2605T8YS IP2605T8WW IP2605T9BH IP2605T9N8 IP2605TA3F IP2605TA9C IP2605TBBS IP2605TF8Q IP2605TH7J IP2605TH8J IP2605TH8V
IP2605TMJR IP2605TMLZ IP2605TN1J IP2605TN3Z IP2605TN74 IP2605TP1P IP2605TP24 IP2605TP73 IP2605TR9E IP2605TS4Q IP2605TU81 IP2605TV15 IP2605TV43 IP2605TW1F IP2605TWA9 IP2605TXA8
IP2605TXW4 IP2605TZF6 IP2605TZY5 IP2605U12J IP2605U1FN IP2605U1NU IP2605U2C8 IP2605U2F5 IP2605U2MH IP2605U36E IP2605U3BR IP2605U3JM IP2605U3NW IP2605U3PU IP2605U41M IP2605U43N IP2605U44N IP2605U4D7 IP2605U4UD
IP2605U4TV IP2605U5B IP2605U5D7 IP2605U5E3 IP2605U64N IP2605U6A8 IP2605U6D8 IP2605U713 IP2605U7C6 IP2605U7EB IP2605U7GM IP2605U7HR IP2605U7M6 IP2605U863 IP2605U8F5 IP2605U8HB IP2605U8Q4
IP2605U8QA IP2605UP41 IP2605UQ6B IP2605UQC2 IP2605UUD4 IP2605UUP4 IP2605V0J9 IP2605V1LU IP2605V1UB IP2605V1UD IP2605V1UY IP2605V1V9 IP2605V2AY IP2605V2EN IP2605V2TT IP2605V2W3 IP2605V35B
IP2605V3M1 IP2605V3TN IP2605V3U7 IP2605V4TS IP2605V5GY IP2605V6V9 IP2605V731 IP2605V74R IP2605V7Q6 IP2605V7QE IP2605V82Q IP2605V93V IP2605V945 IP2605V947 IP2605V9F9 IP2605V9HA IP2605V9J4 IP2605V9WA
IP2605V9WE IP2605V9XU IP2605VA1R IP2605VA8J IP2605VC9R IP2605VET4 IP2605VEW2 IP2605VF4R IP2605VF5Q IP2605VG18 IP2605VG4R IP2605VH2Z IP2605VPR1 IP2605VQ3D IP2605VQY6 IP2605VS5F IP2605VS8Z
IP2605VSN1 IP2605VST2 IP2605VU5A IP2605VUU7 IP2605VVY3Y IP2605VVY6 IP2605VVZ8 IP2605VY19 IP2605VY35 IP2605VYD3 IP2605VZ6B IP2605VZE3 IP2605W1Z1 IP2605W1B1 IP2605W1CV IP2605W1R3 IP2605W1T8 IP2605W2TQ IP2605W2WT IP2605W2WP
IP2605W3CV IP2605W3DH IP2605W3YH IP2605W44C IP2605W45G IP2605W46G IP2605W49Z IP2605W4AZ IP2605W4GN IP2605W4NZ IP2605W4PT IP2605W4YF IP2605W5E5 IP2605W5JT IP2605W5PP IP2605W5YU IP2605W696 IP2605W6DZ IP2605W6G4 IP2605W6YY
IP2605W7EQ IP2605W7FG IP2605W7UF IP2605W7UX IP2605W7ZB IP2605W8DQ IP2605W8PP IP2605W8XC IP2605W8YM IP2605W9GY IP2605W9MN IP2605W9ZY IP2605WA1J IP2605WA3A IP2605WAA3 IP2605WB21 IP2605WC57 IP2605WCJ3
IP2605WD22 IP2605WE64 IP2605WC22 IP2605WC56 IP2605WH9W IP2605WHU6 IP2605WN3Q IP2605WN5C IP2605WNA4 IP2605WNU3 IP2605WPT6 IP2605WR3W IP2605WR44 IP2605WT1P IP2605WT3W
IP2605WT2G IP2605WVB4 IP2605WVW2 IP2605WW4F IP2605WWD1 IP2605WZ2H IP2605X13T IP2605X1BA IP2605X1DF IP2605X1G IP2605X1V2 IP2605X26Q IP2605X2BN IP2605X2H6
IP2605X212 IP2605X2M6 IP2605X2QX IP2605X2R7 IP2605X2SQ IP2605X2VD IP2605X347 IP2605X3C6 IP2605X3CY IP2605X3Q5 IP2605X437 IP2605X47E IP2605X4BX IP2605X4TV IP2605X53V IP2605X5S7 IP2605X5Z3 IP2605X6JX IP2605X6TJ IP2605X742
IP2605X7AJ IP2605X7HX IP2605X7S8 IP2605X7SD IP2605X7ZE IP2605X854Q IP2605X87A IP2605X88V IP2605X8NE IP2605X8PE IP2605X8VF IP2605X8Z1 IP2605X92H IP2605X97U IP2605X9C2 IP2605X9HT IP2605X9J1
IP2605X9S4 IP2605X9YR IP2605X9ZC IP2605XB68 IP2605XBE8U IP2605XEH3 IP2605XF34 IP2605XJC1 IP2605XJM5 IP2605XJR8 IP2605XJY6 IP2605XJY8 IP2605XMGQ IP2605XPE4 IP2605XQ6Y
IP2605XNQ3 IP2605XR2A IP2605XRB6 IP2605XRW1 IP2605XRZ1 IP2605XTS9 IP2605XUM6 IP2605XWE4 IP2605XWC3 IP2605XXV8 IP2605XZ1N IP2605XZ3B IP2605XZT6 IP2605Y11G IP2605Y1WW IP2605Y25Q IP2605Y2CS
IP2605Y2TW IP2605Y38R IP2605Y3JT IP2605Y3UN IP2605Y4JN IP2605Y4RM IP2605Y58U IP2605Y5Q3 IP2605Y5QX IP2605Y61M IP2605Y6FD IP2605Y6S3 IP2605Y71R IP2605Y75A IP2605Y79C IP2605YTHZ IP2605YTR3 IP2605YV99 IP2605YX8AG
IP2605YV42 IP2605YW1985 IP2605YY9EJ IP2605YY9EX IP2605Y19R5 IP2605YIV1 IP2605YIW1 IP2605YJ81 IP2605YJF3A IP2605YKP4 IP2605YL2F IP2605YMM2 IP2605YMS1 IP2605YNN5 IP2605YP31 IP2605YP6T
IP2605YP6X IP2605YP9H IP2605YPG7 IP2605YQ3W IP2605YQ46 IP2605YRY9 IP2605YSS6 IP2605YT2F IP2605YT85 IP2605YTP5 IP2605YU9J IP2605YUC8 IP2605YVV5Q IP2605YX43 IP2605YY8E IP2605YYB3 IP2605Z2ZV IP2605Z3ED
IP2605Z3RT IP2605Z3TH IP2605Z3UM IP2605Z3X1 IP2605Z3XB IP2605Z47W IP2605Z4CY IP2605Z4JX IP2605Z5G9 IP2605Z5JZ IP2605Z619 IP2605Z63R IP2605Z687 IP2605Z68Q IP2605Z8D3 IP2605Z967 IP2605Z92H IP2605Z9N4 IP2605Z9PT IP2605Z9VX
IP2605ZA43 IP2605ZA8T IP2605ZB2D IP2605ZBF9 IP2605ZC1B IP2605ZE33 IP2605ZE7G IP2605ZEY9 IP2605ZF4T IP2605ZF9Z IP2605ZJN8 IP2605ZN79 IP2605ZP8P IP2605ZPN2 IP2605ZQ16 IP2605ZQ8F IP2605ZQ9H
IP2605ZS31 IP2605ZS3G IP2605ZTF4 IP2605ZU14 IP2605ZU91 IP2605ZV1D IP2605ZV22 IP2605ZW2T IP2605ZZ9G IP2605ZZH7 IP2605ZZJN IP2605ZZN7 IP2605ZZP9 IP2605ZZQ9 IP2605ZZR7 IP2605ZZS4 IP2605ZZT6

情報セキュリティマネジメント試験に係るもの

SG26050O7G SG26050I1V4 SG26050Z0MP SG26050Z0VJ SG26050Z0W6 SG26050O38Y SG26050O4CF SG26050O4M3 SG26050O5IO SG26050O5TW SG26050O62Y SG26050O69Y SG26050O6E5 SG26050O6G8 SG26050O6RV SG26050O6Y1 SG26050O7F5 SG26050O8JX SG26050O94U SG26050O9I1
SG26050C34 SG26050CCN SG26050CJ1 SG26050D0EM SG26050D1N SG26050E1J3 SG26050F4JN SG26050F4TZ SG26050GCK4 SG26050H0C6 SG26050H0F6 SG26050I08 SG26050I0I SG26050I2A SG26050I7L SG26050ILS SG26050IPB SG26050JH0 SG26050KWE SG26050MWV
SG26050N8E SG26050O02 SG26050PBC SG26050Q1A SG26050QLP SG26050R1A SG26050RJW SG26050RUA SG26050S2W SG26050T3I SG26050T3F SG26050TUK SG26050TYZ SG26050W1M SG26050WS2 SG26050YN4 SG26050Z7U SG26051067 SG26051DDD
SG26051I3X SG26051IJW SG26051IRQ SG26051IX5 SG26051IZ7 SG26051J4S SG26051J4Z SG26051J9H SG26051L30H SG26051L3I SG26051L4Z SG26051L4DK SG26051L54S SG26051L6SK SG26051L74A SG26051T81 SG26051T6F SG26051T7TI
SG26051N8V SG26051A0A SG26051AEX SG26051AH0 SG26051B9H SG26051D3N SG26051D7K SG26051G4S SG26051GWB SG26051IFP SG26051IKJ SG26051IVI SG26051J7A SG26051K02 SG26051KA1 SG26051M6W SG26051O31 SG26051O40 SG26051O64
SG26051O69 SG26051OAN SG26051OBI SG26051OED SG26051OOU SG26051P66 SG26051P6H SG26051PJZ SG26051PW3 SG26051QR0 SG26051RHW SG26051RJY SG26051RXH SG26051SKW SG26051SQ1 SG26051STF SG26051T8M SG26051T9K SG26051TNQ SG26051TPO
SG26051UDO SG26051V6Q SG26051WOJ SG26051WQP SG26051XS2 SG26051YBS SG26051YEE SG26051YKJ SG26051YNU SG26051Z1C SG26052O6V SG26052O8K SG26052O9E SG26052P1T SG26052U2L SG26052U2W SG26052WP0 SG26052X3K SG26052X4X SG26052X0N
SG26052323G SG26052342D SG26052472R SG26052523B SG26052525I SG26052525U SG26052526E5 SG26052629A SG26052629I SG26052AOV SG26052BNO SG26052BUS SG26052CH6 SG26052DQI SG26052H8F SG26052J66 SG26052J6K SG26052KTX
SG26052L21 SG26052MUR SG26052NA2 SG26052Q6C SG26052PCC SG26052RZF SG26052RB68 SG26052S1N SG26052T6N SG26052UEH SG26052UMO SG26052UV7 SG26052UVD SG26052V4E SG26052WMN SG26052XBU SG26052Y6Q SG26053372
SG26053339D SG26053446 SG26053A5T SG26053BWZ SG26053C6CO SG26053E5J2 SG26053G6MA SG26053G6W0 SG26053I3ED SG26053I6CQ SG26053I6WB SG26053IFP SG26053IKJ SG26053IVA SG26053K02 SG26053KA1 SG26053M6W SG26053T3V SG26053UBE
SG26053UEQL SG26053E59 SG26053F8WZ SG26053G6MA SG26053G6W0 SG26053I3ED SG26053I6CQ SG26053I6WB SG26053IFP SG26053IKJ SG26053IVI SG26053J7A SG26053K02 SG26053KA1 SG26053M6W SG26053T3V SG26053UBE SG26053V8D
SG26053V5W SG26053VLW SG26053W1E SG26053X8Y2 SG26053XJZ SG26053XKK SG26053YLZ SG26053YNM SG26053YUK SG26053ZEN SG26053ZJP SG26054116D SG26054IH2 SG26054IKS SG26054J09 SG26054J1V SG26054J73 SG26054J8F SG26054K3 SG26054KR0
SG26054M23 SG26054N34G SG26054N39 SG26054N5QE SG26054N5RC SG26054P0E SG26054P7PR SG26054P9NN SG26054P9PA SG26054P9PX SG26054A0K SG26054ABI SG26054BFL SG26054BN9 SG26054CNF SG26054CXJ SG26054FG2 SG26054IBV SG26054IOQ
SG26054JFI SG26054K50 SG26054MN1 SG26054NJA SG26054O4AL SG26054O4OG SG26054P3Z SG26054P7K SG26054Q8RA SG26054QWZ SG26054S19 SG26054SCK SG26054TEL SG26054TMB SG26054TNW SG26054T7O SG26054V1R SG26054VLN SG26054WI1 SG26054WKT
SG26054XS5 SG26054XWS SG26054Z09 SG26054ZLZ SG26054ZPV SG26055010 SG26055O2O SG26055OCS SG26055LLU SG26055Z4F SG26056252L SG26056254S SG26056547X SG26056547Y SG26056547Z SG26056547Z SG26056547Z SG26056547Z SG26056547Z
SG26055EFW SG26055FPF SG26055G4B SG26055G4Y SG26055G7Y SG26055H1V SG26055H8J SG26055HTI SG26055J1H SG26055J4Q SG26055J9A SG26055JNQ SG26055KOW SG26055L5G SG26055L9N SG26055MPM SG26055MV4 SG26055NC4 SG26055NCR SG26055OJI
SG26055QLQ SG26055RX2 SG26055S84 SG26055SBB SG26055TBD SG26055TRW SG26055UVH SG26055UXJ SG26055V77 SG26055VDR SG26055VFP SG26055WEZ SG26055YOF SG26055YXB SG26055ZNY SG26056000C SG26056I2Y SG26056I21R SG26056223
SG26056Z7Y SG26056360 SG26056363B SG26056363LB SG26056364CV SG26056364QB SG26056364XP SG26056632R SG26056651P SG26056665CB SG26056666DJ SG26056667VR SG26056667VX SG26056667ZF SG26056685Q SG26056686L SG26056A53 SG26056APN SG26056B2Y
SG26056NNG SG26056NW7 SG26056OCB SG26056PHJ SG26056PK8 SG26056PN0 SG26056PRF SG26056Q71 SG26056QSY SG26056R6Y SG26056RNW SG26056SAM SG26056T54 SG26056TUC SG26056U6R SG26056W7V SG26056WRF
SG26056XD1 SG26056YON SG26056YB8 SG26057004G SG26057OU3 SG26057OUJ SG26057121C SG26057L7G SG26057L9Q SG26057PLQ SG26057291K SG26057729K SG26057J2LB SG26057J5S5 SG26057J3DZ SG26057J3Z SG26057431Z SG26057743Z SG26057741U SG26057668
SG26057660S SG26057GBN SG26057GFV SG26057L5 SG26057TFS SG26057TN0 SG26057992 SG26057G9FX SG26057G9PN SG26057I0 SG26057I7O SG26057AC8 SG26057BBI SG26057BC9 SG26057BPM SG26057BQQ SG26057C1Q SG26057CU9 SG26057CVC
SG26057E2V SG26057EMO SG26057EVO SG26057HG6 SG26057I1W SG26057IDK SG26057J0D SG26057KG1 SG26057L0B SG26057LAZ SG26057LLB SG26057NJY SG26057NOV SG26057NSD SG26057P0S SG26057P6J SG26057PTV SG26057PZ6 SG26057QE3 SG26057QUT
SG26057R16 SG26057R37 SG26057SGE SG26057TBR SG26057TFZ SG26057TWH SG26057VHQ SG26057VO1 SG26057VP7 SG26057W6T SG26057X26 SG26057XJG SG26057XWU SG26057XXW SG26057YH3 SG26057ZJC SG26057ZU1 SG26058L1N SG26058L1P SG26058L1SN
SG26058L1ST SG26058NJR SG26058NJT SG26058NJV SG26058NJZ SG26058NJZ SG26058NJZ SG26058NJZ SG26058NJZ SG26058NJZ SG26058NJZ SG26058NJZ SG26058NJZ SG26058NJZ SG26058NJZ SG26058NJZ SG26058NJZ SG26058NJZ SG26058NJZ
SG26058NJZ SG26058NJZ SG26058NJZ SG26058NJZ

SG2605D1VC SG2605D390 SG2605D46T SG2605D48E SG2605D4GN SG2605D414 SG2605D45X SG2605D6JH SG2605D7GC SG2605D7X1 SG2605D8BQ SG2605D8F5 SG2605D8K6 SG2605D6A6C SG2605DABL SG2605DA5R SG2605DC9B SG2605DCFR SG2605DCPX SG2605DCQV
SG2605DCSN SG2605DCU6 SG2605DDEG SG2605DE80 SG2605DF1A SG2605DFEQ SG2605DFVT SG2605DG4T SG2605DG58 SG2605DH1I SG2605DHHF SG2605DIMN SG2605DIXL SG2605DJ9L SG2605DJFV SG2605DJUV SG2605DK1K SG2605DK79 SG2605DKCX
SG2605DK54 SG2605DL67 SG2605DL6F SG2605DLZD SG2605DM9D SG2605DMWZ SG2605DNX0 SG2605DP6T SG2605DQ4I SG2605DQ6H SG2605DRA1 SG2605DRZM SG2605DT82 SG2605DTBW SG2605DTHX
SG2605DTJP SG2605DTM0 SG2605DU4U SG2605DUTB SG2605DVAU SG2605DVSK SG2605DVZM SG2605DW42 SG2605DWLJ SG2605DY8K SG2605DZMB SG2605E00E SG2605E22K SG2605E2CD SG2605E2CF SG2605E2WB SG2605E37A SG2605E3DO SG2605E3EZ SG2605E42F
SG2605E4NQ SG2605E4QS SG2605E58V SG2605E5Q2 SG2605E713 SG2605E738 SG2605E7J2 SG2605E7TR SG2605E99G SG2605E9RI SG2605EAA7 SG2605EAW7 SG2605EB9Z SG2605EBRX SG2605EDQS SG2605EE0Y SG2605EEFD5 SG2605EEHBU
SG2605EHIK SG2605EHKU SG2605EHMQ SG2605EHU4 SG2605EI9J SG2605EIMI SG2605EIWP SG2605EJ40 SG2605EJH6 SG2605EJSS SG2605EJT0 SG2605EKK0 SG2605EKK1 SG2605EKW3M SG2605ELF9 SG2605ELLW SG2605EMVF SG2605EO1G SG2605EOCM SG2605EODC
SG2605EOEK SG2605EONW SG2605EPND SG2605EPMB SG2605EPPE SG2605EQC8 SG2605ERBB SG2605ERA5 SG2605ERA1 SG2605ERP2 SG2605ES1Q SG2605ESL3 SG2605ETB0 SG2605ETCV SG2605ETHJ SG2605ETQI SG2605EUCG SG2605EUJW SG2605EUTO SG2605EVEY
SG2605EVNR SG2605EVSN SG2605EWOJ SG2605EWEU SG2605EWT4 SG2605EX1Y SG2605EX3H SG2605EXP4 SG2605EY1J SG2605EZP1 SG2605F0D5 SG2605F0TO SG2605F1J1 SG2605F2CP SG2605F2MN SG2605F3F3 SG2605F445 SG2605F45U
SG2605F4AD SG2605F7FA SG2605F8H0 SG2605F9B0 SG2605F9T1 SG2605FBI4 SG2605FBS8 SG2605FCGZ SG2605FE04 SG2605FE5D SG2605FECS SG2605FEH0 SG2605FEM0 SG2605FF0H SG2605FF2S SG2605FFXF SG2605FGJ4 SG2605FGQ4 SG2605FHDH SG2605F12Y
SG2605F1E5 SG2605F1E5 SG2605F1WW SG2605FK1H SG2605FK9Y SG2605FM75 SG2605FMC5 SG2605FMH1 SG2605FMQA SG2605FMT0 SG2605FNTL SG2605FO2C SG2605FO6D SG2605FQFC SG2605FQ1L SG2605FQ48 SG2605FRCM SG2605FRK9 SG2605FRTT
SG2605F1S9 SG2605F1T8 SG2605F1TH SG2605F7L3 SG2605FUOX SG2605FV5M SG2605FW00 SG2605FXXC SG2605FYW3 SG2605FZ2Q SG2605FZ8K SG2605G0RP SG2605G1PA SG2605G1S0 SG2605G24J SG2605G2GW
SG2605G386 SG2605G3RJ SG2605G424 SG2605G4K4 SG2605G500 SG2605G512 SG2605G67W SG2605G6DI SG2605G6KL SG2605G77R SG2605G78F SG2605G7S0 SG2605G84S SG2605G8MR SG2605G9TB SG2605GBAC SG2605GC2V SG2605GCVC
SG2605GDWL SG2605GEF7 SG2605GEFR SG2605GEFQ SG2605GEHS SG2605GHDZ SG2605GHHL SG2605GHZ2 SG2605GJYL SG2605GLE2 SG2605GLF1 SG2605GMQ96 SG2605GN9L SG2605GNDO SG2605GP4J SG2605GPJ9 SG2605GPX6 SG2605GQB1 SG2605GR28
SG2605GRFX SG2605GRX4 SG2605GSED SG2605GUET SG2605GUO4 SG2605GVFM SG2605GVH8 SG2605GWB SG2605GWTV SG2605GWSE SG2605H1UV SG2605H2AB SG2605H2VZ SG2605H4WR SG2605H54A
SG2605H5FC SG2605H830 SG2605H8P4 SG2605H8RS SG2605HDQW SG2605HEHC SG2605HEVN SG2605HF1O SG2605HF1A SG2605HG0S SG2605HGSR SG2605HHZX SG2605HJOX SG2605HJOV SG2605HJYF SG2605HK7G
SG2605HKI2 SG2605HKK5 SG2605HL5Y SG2605HLTG SG2605HM7I SG2605HMEC SG2605HNCM SG2605HNYL SG2605HOAC SG2605HOCE SG2605HOOG SG2605HPGW SG2605HR8Q SG2605HS1Q SG2605HSGJ SG2605HT13 SG2605HTAK SG2605HTIV SG2605HU2I SG2605HUJV
SG2605HVUY SG2605HX51 SG2605HXYV SG2605HY33 SG2605HZ0S SG2605I0J0 SG2605I0HQ SG2605I0O0 SG2605I1MH SG2605I2CI SG2605I2EL SG2605I2H9 SG2605I2SI SG2605I4S4 SG2605I4P2 SG2605I5FQ SG2605I613 SG2605I6K3
SG2605I75R SG2605I7VK SG2605I84G SG2605I864 SG2605I894 SG2605I8PO SG2605I8NA SG2605I9X9 SG2605IA4C SG2605IBMG SG2605IBXO SG2605ICJ6 SG2605ICLQ SG2605IDBX SG2605IDZS SG2605IES9
SG2605IF3S SG2605IG0L SG2605IGEC SG2605IH0P SG2605IH96 SG2605IIMK SG2605IJ2N SG2605IJ4B SG2605IKOA SG2605IKBX SG2605IKMH SG2605IKTT SG2605IKWC SG2605IL7T SG2605IMLF SG2605IMVF SG2605INT0 SG2605IO6M SG2605IOT4
SG2605IPTB SG2605IQ1E SG2605IRZP SG2605ISBB SG2605ISKA SG2605ISPG SG2605IST1 SG2605IVFG SG2605IW4G SG2605IW86 SG2605IWFQ SG2605IXPI SG2605IXRQ SG2605IXVT SG2605IZN9 SG2605IZY6 SG2605J1V6 SG2605J2YO SG2605J3SS SG2605J3KE
SG2605J42B SG2605J63D SG2605J64W SG2605J6FF SG2605J6GX SG2605J6ON SG2605J7B8 SG2605J7HG SG2605J7MW SG2605J8NX SG2605J9P6 SG2605J9YG SG2605JAWD SG2605JCDU SG2605JFP9 SG2605JG9W SG2605JGPV SG2605JHFJ
SG2605JIJQ SG2605JJKW SG2605JKFZ SG2605JLXY SG2605JM63 SG2605JMCR SG2605JMDD SG2605JN7J SG2605JNAC SG2605JNQC SG2605JOLH SG2605JQAL SG2605JQI5 SG2605JR4V SG2605JRFG SG2605JSSL SG2605JT4M SG2605JTTB SG2605JWN8
SG2605JTM1 SG2605JTPB SG2605JUA5 SG2605JVKO SG2605JVO0 SG2605JXW0 SG2605JYS8 SG2605JYTB SG2605JYV2 SG2605JZEB SG2605K241 SG2605K460 SG2605K5H6 SG2605K5W8 SG2605K6S4
SG2605K77L SG2605K7TN SG2605K8TA SG2605K9CZ SG2605K9S2 SG2605KA0F SG2605KA73 SG2605KA1M SG2605KBJL SG2605KBPE SG2605KBS2 SG2605KBYG SG2605KCAM SG2605KCYB SG2605KDSS SG2605KECT SG2605KEWJ SG2605KFO0 SG2605KFK9
SG2605KGM3 SG2605KGMY SG2605KGZC SG2605KHL2 SG2605KJJW SG2605KKM1S SG2605KK0Y SG2605KK0Z SG2605KKPE SG2605KPRZ SG2605KQ44 SG2605KQ66
SG2605KQ14 SG2605KQRO SG2605KRG1 SG2605KT28 SG2605KU17 SG2605KVBW SG2605KVFE SG2605KWF9 SG2605KWK1 SG2605KX2X SG2605KXOL SG2605KZPX SG2605L1BW SG2605L1CN SG2605L2QF SG2605L2EZ SG2605L37Q SG2605L3AN
SG2605L3AR SG2605L3YV SG2605L4O1 SG2605L4O0 SG2605L6BZ SG2605L743 SG2605LAGD SG2605LBKE SG2605LCH1 SG2605LDOD SG2605LDWG SG2605LEY4 SG2605LF73 SG2605LF2D SG2605LG2B SG2605LGFH SG2605LHF4
SG2605LHID SG2605LHS8 SG2605LIDM SG2605LIFJ SG2605LITA SG2605LJ5C SG2605LJHT SG2605LJOA SG2605LKYG SG2605LLH7 SG2605LLOD SG2605LM3V SG2605LMFP SG2605LMK0 SG2605LMPU SG2605LMQ4 SG2605LNW5 SG2605LNYW
SG2605LOAV SG2605LOC1 SG2605LOE8 SG2605LPID SG2605LSB7 SG2605LTRR SG2605LTWK SG2605LUC2 SG2605LUGI SG2605LUJD SG2605LUNO SG2605LV6H SG2605LVV4 SG2605LW7F SG2605LWM9 SG2605LWT2 SG2605LXF1 SG2605LY8S SG2605LY92
SG2605LYAX SG2605LYTL SG2605LZDE SG2605LZPP SG2605M114 SG2605M2IU SG2605M37Z SG2605M3EP SG2605M4EX SG2605M4K7 SG2605M5P9 SG2605M67W SG2605M6LY SG2605M716 SG2605M7EN SG2605M7MO SG2605M83V SG2605MBD0
SG2605M1H SG2605M913 SG2605M9SO SG2605M9UP SG2605MAX1 SG2605MBS1 SG2605MBSC SG2605MBRD SG2605MBU8 SG2605MBY8 SG2605MCP7 SG2605MCZ7 SG2605MF5A SG2605MFC9 SG2605MFVL SG2605MGFH SG2605MHB6 SG2605MHUH
SG2605MHW1 SG2605MIAQ SG2605MIGF SG2605MJ54 SG2605MJTS SG2605MJTQ SG2605MKFG SG2605MKHW SG2605MKVA SG2605MLB2 SG2605MM8H SG2605MMAL SG2605MMEU SG2605MNMG SG2605MO3D SG2605MOAB SG2605MOK0
SG2605MOWX SG2605MPKF SG2605MQHZ SG2605MQSV SG2605MROH SG2605MRI1 SG2605MRRP SG2605MRV5 SG2605MWHH SG2605MRXU SG2605MS11 SG2605MS3T SG2605MSLQ SG2605MSTO SG2605MTE2 SG2605MTFR SG2605MUD7 SG2605MUJ7 SG2605MUX6 SG2605MV6B
SG2605MVWF SG2605MWT6 SG2605MXDX SG2605MYOS SG2605MZKP SG2605N12O SG2605N1TG SG2605NF2X SG2605NFRZ SG2605NG1I SG2605NH03 SG2605NHTX SG2605NLEQ SG2605NM3 SG2605NMJ3Q SG2605NN8E SG2605NS1G SG2605NSNB
SG2605NAOY SG2605NALH SG2605NDG5 SG2605NEEP SG2605NF07 SG2605NFZ1 SG2605NG3V SG2605NGN1 SG2605NHJ2 SG2605NIKG SG2605NIM3 SG2605NJ3Q SG2605NJJA SG2605NJR9 SG2605NKBV SG2605NKIG
SG2605NKOO SG2605NKQP SG2605NLZD SG2605NMAF SG2605NNR8 SG2605NNPB SG2605NPSN SG2605NRAX SG2605NRXI SG2605NS58 SG2605NTG3 SG2605NTP4 SG2605NVLV SG2605NWEV SG2605NWYL SG2605NXX56
SG2605NXCA SG2605NXKF SG2605NYLS SG2605O16J SG2605O1K3 SG2605O30V SG2605O38E SG2605O66Z SG2605O6DZ SG2605O6WZ SG2605O7ZN SG2605O7ZQ SG2605O9FJ SG2605O9PT SG2605OAD1 SG2605OAF6 SG2605OB29 SG2605OB7S
SG2605OBM2 SG2605OCON SG2605OEOM SG2605OESH SG2605OEW7 SG2605OEXW SG2605OF9E SG2605OH86 SG2605OHB8 SG2605OI10 SG2605OI1Q SG2605OIBJ SG2605OJJY SG2605OJQ0 SG2605OK34 SG2605OL1J SG2605OL49 SG2605OM8U SG2605OMQK SG2605ON4J
SG2605OOFQ SG2605OP4H SG2605OQFR SG2605OQXL SG2605OQZZ SG2605OR9U SG2605OS5X SG2605OTIB SG2605OTLH SG2605OTTM SG2605OU4Y SG2605OUSJ SG2605OV4D SG2605OV6V SG2605OVVE SG2605OW9U SG2605OX9I SG2605OXWC
SG2605OYWX SG2605P0ES SG2605P0F4 SG2605P0IZ SG2605P1B9 SG2605P1TF SG2605P1WP SG2605P1Z9 SG2605P2FG SG2605P2NH SG2605P30R SG2605PAV3 SG2605PBJ9 SG2605PC6S SG2605PCHT SG2605PD7Y SG2605PE4U SG2605PF6P
SG2605PATG SG2605PATR SG2605PAUF SG2605PAWG SG2605PAZH SG2605PBBE SG2605PBQP SG2605PBME SG2605PDCT SG2605PEHT SG2605PFLF SG2605PG1A SG2605PI1U SG2605PIVI SG2605PIY7 SG2605PJFG SG2605PKT7 SG2605PLU6 SG2605PMN6 SG2605POOV
SG2605POUK SG2605POV3 SG2605PPM3 SG2605PQC1 SG2605PQPB SG2605PREH SG2605PRRR SG2605PSOU SG2605PSSE SG2605PSZK SG2605PTKV SG2605PUJ4 SG2605PUNV SG2605PUO6 SG2605PVTA SG2605PW6O SG2605PWOV SG2605PWUS SG2605PY61
SG2605PYFZ SG2605PZCS SG2605PZGP SG2605PZMQ SG2605Q0O40 SG2605Q0OAC SG2605Q2A8 SG2605Q2NX SG2605Q2RV SG2605Q3LY SG2605Q40C SG2605Q44R SG2605Q49Z SG2605Q4HZ SG2605Q4JY SG2605Q66F SG2605Q6B3 SG2605Q6MD SG2605Q76L SG2605Q7XU
SG2605Q973 SG2605Q9JZ SG2605Q9U7 SG2605QBJL SG2605QCBG SG2605QDCI SG2605QEQW SG2605QF84 SG2605QFZR SG2605QG79 SG2605QGFU SG2605QHCC SG2605QHU4 SG2605QHZJ SG2605QJZY SG2605QLTJ SG2605QLJX SG2605QMD9 SG2605QMZB
SG2605QNWX SG2605QPRL SG2605QQ5O SG2605QR2J SG2605QR3W SG2605QREJ SG2605QS42 SG2605QTSD SG2605QTU9 SG2605QV68 SG2605QV90 SG2605QVCR SG2605QVP2 SG2605QWI7 SG2605QWVV SG2605QWW1 SG2605QY2H SG2605QY7E SG2605QZQK

SG2605R06P SG2605R0AW SG2605R0LS SG2605R18F SG2605R1PM SG2605R1UQ SG2605R21E SG2605R3TJ SG2605R440 SG2605R4XU SG2605R5KO SG2605R843 SG2605R8N1 SG2605R8RG SG2605R9D7 SG2605R9N5 SG2605R9U4 SG2605RA2L SG2605RA93 SG2605RABH
SG2605RBDU SG2605RBQV SG2605RDGU SG2605RDQA SG2605RF30 SG2605RFGT SG2605RG7L SG2605RGB2 SG2605RGGV SG2605RGQV SG2605RHUK SG2605RKPK SG2605RL2V SG2605RMN2 SG2605RMSJ SG2605RMYU SG2605RN1F SG2605RN6U
SG2605RNPT SG2605RNQJ SG2605RO1M SG2605ROFO SG2605ROJP SG2605ROQF SG2605RPQK SG2605RQF3 SG2605RQCX SG2605RQKV SG2605RQR6 SG2605RQTU SG2605RRBR SG2605RRZR SG2605RTSH SG2605RUB1 SG2605RUQS SG2605RXRF SG2605RYRS
SG2605S0L1 SG2605S106 SG2605S16M SG2605S27H SG2605S2C8 SG2605S2DY SG2605S2VL SG2605S3BZ SG2605S3H8 SG2605S4C0 SG2605S4L4 SG2605S4NZ SG2605S5FE SG2605S5TV SG2605S604 SG2605S641 SG2605S6JE SG2605S6MF SG2605S7ZX SG2605S885T
SG2605S8FP SG2605S80X SG2605S9DQ SG2605S9EC SG2605S9PX SG2605S9Q0 SG2605SA2L SG2605SABK SG2605SAFO SG2605SAPO SG2605SC3Y SG2605SDC1 SG2605SG8A SG2605SGD5 SG2605SGY8 SG2605SJ1K SG2605SJB6
SG2605SJN0 SG2605SLTS SG2605SMQ8 SG2605SMU2 SG2605SN2V SG2605SNP4 SG2605SO2S SG2605SO93 SG2605SRAE SG2605SRE1 SG2605SRMU SG2605SRYZ SG2605SUA5 SG2605SUVH SG2605SUWQ SG2605SVFP SG2605SVV6 SG2605SWTX SG2605SX5N SG2605SX8F
SG2605SXBD SG2605SXUK SG2605SY5J SG2605SY6F SG2605T0MW SG2605T0W4 SG2605T12E SG2605T1K5 SG2605T1LR SG2605T2MR SG2605T2QJ SG2605T334 SG2605T3I5 SG2605T44W SG2605T4L1 SG2605T4NZ SG2605T4UA SG2605T51C
SG2605T5K0 SG2605T6WT SG2605T97L SG2605T9LV SG2605T9NB SG2605TAMF SG2605TBNZ SG2605TBS1 SG2605TC60 SG2605TCOC SG2605TDA1 SG2605TDET SG2605TDKF SG2605TEK5 SG2605TEKA SG2605TFLC SG2605TG0Y SG2605TGBH SG2605TGHJ
SG2605TGKS SG2605TH4G SG2605THU5 SG2605TJ2F SG2605TJ4Z SG2605TJ6X SG2605TKW6 SG2605TNOM SG2605TNUZ SG2605TNZ SG2605TQWJ SG2605TRCE SG2605TRMZ SG2605TRWT SG2605TS4J
SG2605TSGG SG2605TUMK SG2605TUZ8 SG2605TV8I SG2605TVR2 SG2605TVYN SG2605TW35 SG2605TXNN SG2605TXT5 SG2605TXZJ SG2605TYOC SG2605TYR7 SG2605TZD7 SG2605TZPE SG2605TZXK SG2605U00S SG2605U0OM SG2605U1GC SG2605U1HP SG2605U25F
SG2605U2BW SG2605U2M2 SG2605U33K SG2605U37B SG2605U4RO SG2605U4XQ SG2605U5OS SG2605U634 SG2605U66P SG2605U6N6 SG2605U6WP SG2605U6YN SG2605U79D SG2605U7EJ SG2605U7KT SG2605U850 SG2605U98M SG2605U98L SG2605U9RW SG2605U9YP
SG2605UA7E SG2605UA8W SG2605UB99 SG2605UEJQ SG2605UDVY SG2605UEHW SG2605UEK7 SG2605UG7X SG2605UG16 SG2605UHOT SG2605UI6P SG2605ULFY SG2605ULM3 SG2605ULTX SG2605UJJH SG2605UJLL SG2605UJLM SG2605UMIU SG2605UNXR SG2605UQJX
SG2605UQZA SG2605UQZZ SG2605UR6R SG2605URIL SG2605URXE SG2605US4T SG2605US7P SG2605UST8 SG2605UTTG SG2605UUA0 SG2605UUOJ SG2605UVCF SG2605UVLF SG2605UWMF SG2605UWP6 SG2605UY27 SG2605UY8U SG2605V0QK SG2605V1FI SG2605V1UO
SG2605V336 SG2605V432 SG2605V4RX SG2605V5PB SG2605V62F SG2605V6RK SG2605V706 SG2605V7NU SG2605V7RA SG2605V7Y5 SG2605V836 SG2605VA2J SG2605VBJG SG2605VBKU SG2605VBRV SG2605VEA7 SG2605VEGJ SG2605VHMO SG2605VIQ8
SG2605VIUQ SG2605VK44 SG2605VK98 SG2605VMIO SG2605VN7N SG2605VP83 SG2605VPOC SG2605VQYH SG2605VRAX SG2605VRLL SG2605VRQ7 SG2605VSP1 SG2605VTQJ SG2605VU1I SG2605VU3D SG2605VU89 SG2605VVWE SG2605VVXI SG2605VWH4
SG2605VX7O SG2605VXFR SG2605VXRU SG2605VYGM SG2605VYKH SG2605W0TG SG2605W0WP SG2605W1XT SG2605W1YY SG2605W31I SG2605W3HT SG2605W3VD SG2605W4MQ SG2605W549 SG2605W68J SG2605W6FI SG2605W6QA SG2605W6ZB
SG2605W8L5 SG2605W92H SG2605WA3Q SG2605WBXT SG2605WC4M SG2605WC5Z SG2605WCWH SG2605WD1T SG2605WD7A SG2605WDO5 SG2605WDPV SG2605WE6Z SG2605WEH3 SG2605WF0L SG2605WG05 SG2605WG74 SG2605WG9B SG2605WGI1 SG2605WGK9
SG2605WGUF SG2605WHLL SG2605WHS1 SG2605WHSZ SG2605WHVU SG2605WKKP SG2605WKL7 SG2605WMQO SG2605WN6R SG2605WNDG SG2605WNJD SG2605WNUV SG2605WO85 SG2605WOKZ SG2605WQFF SG2605WR37 SG2605WR8W SG2605WR9U SG2605WRAX
SG2605WS84 SG2605WS4L SG2605WSCZ SG2605WSWQ SG2605WTDS SG2605WTH8 SG2605WV3C SG2605WVF1 SG2605WVLW SG2605WVM9 SG2605WVUC SG2605WWC2 SG2605WWUP SG2605WXTM SG2605WZAD SG2605WZCJ SG2605X0FH SG2605X0OU SG2605X1OZ SG2605X14L
SG2605X1RF SG2605X1XV SG2605X2KD SG2605X36I SG2605X39T SG2605X3AH SG2605X3HW SG2605X3YX SG2605X41E SG2605X478 SG2605X56T SG2605X6SN4 SG2605X6614 SG2605X6CS SG2605X6LP SG2605X7U6 SG2605X842 SG2605X9AK SG2605XCUU SG2605XDOY
SG2605XE4L SG2605XED8 SG2605XFCO SG2605XFM4 SG2605XFW0 SG2605XHCR SG2605XHFN SG2605XHUV SG2605XINP SG2605XIT6 SG2605XKTV SG2605XLIU SG2605XNIM SG2605XNNE SG2605XOZZ SG2605XP90 SG2605XQAB
SG2605XQT3 SG2605XR3U SG2605XUFD SG2605XV1M SG2605XVMJ SG2605XWZY SG2605XXHD SG2605XXNT SG2605XXX2 SG2605XYL9 SG2605XYQT SG2605XZEB SG2605XZMK SG2605Y3F3 SG2605Y3MZ SG2605Y3WK SG2605Y493 SG2605Y49P SG2605Y662 SG2605Y6SW
SG2605Y6TJ SG2605Y7BE SG2605Y8PU SG2605Y8PV SG2605Y900 SG2605Y90H SG2605YA3L SG2605YAK6 SG2605YANA SG2605YAOL SG2605YBWF SG2605YCFS SG2605YCPF SG2605YEOH SG2605YF09 SG2605YGDO SG2605YH2S SG2605YHPI SG2605YHPS
SG2605YHQ7 SG2605YHWG SG2605YIQ7 SG2605YJ99 SG2605YJHW SG2605YMM8 SG2605YMWM SG2605YNCA SG2605YOOB SG2605YOTU SG2605YOV7 SG2605YOY2 SG2605YP0Y SG2605YPZC SG2605YPA5 SG2605YQ42 SG2605YQ4Q SG2605YQHJ SG2605YRN0 SG2605YRO0
SG2605YRZK SG2605YSDB SG2605YTC9 SG2605YTMA SG2605YU3V SG2605YVP4 SG2605YW99 SG2605YWKB SG2605YYL1 SG2605YYLN SG2605YZDL SG2605YZO1 SG2605Z05V SG2605Z06N SG2605Z25W SG2605Z2MP SG2605Z2O1 SG2605Z4LS SG2605Z50E SG2605Z6NO
SG2605Z6WD SG2605Z7PR SG2605Z8R2 SG2605Z8SE SG2605Z960 SG2605Z9HQ SG2605Z9N4 SG2605ZA4V SG2605ZA7S SG2605ZADP SG2605ZAGK SG2605ZBHU SG2605ZCEC SG2605ZCNQ SG2605ZCTR SG2605ZEYU SG2605ZG4H SG2605ZGQF SG2605ZHCL
SG2605ZHCS SG2605ZHI1 SG2605ZJPH SG2605ZK5U SG2605ZK62 SG2605ZKKJ SG2605ZKTK SG2605ZM8W SG2605ZMM5 SG2605ZMYA SG2605ZN5C SG2605ZNOY SG2605ZNPW SG2605ZNYD SG2605ZO4U SG2605ZOKM SG2605ZPPG SG2605ZQWK SG2605ZRD1
SG2605ZSK8 SG2605ZSS3 SG2605ZSMC SG2605ZTBF SG2605ZTE2 SG2605ZTLM SG2605ZTLU SG2605ZV6R SG2605ZV73 SG2605ZVDY SG2605ZW89 SG2605ZWFX SG2605ZWGK SG2605ZY5G SG2605ZZ63 SG2605ZYJQ SG2605ZYLW SG2605ZZMN SG2605ZZUI

基本情報技術者試験に係るもの

FE26050087 FE26050OCQ FE26050I1CF FE26050I1MO FE26050I1ZC FE26050J2CQ FE26050J2EC FE26050J2L7 FE26050Z8V8 FE26050J3OD FE26050J3B2 FE26050J3NJ FE26050J3OE FE26050J3RU FE26050J3XI FE26050J5TS FE26050J5AP FE26050J5P1 FE26050J5TI
FE26050J5VQ FE26050J5VT FE26050J6G1E FE26050J6VZ FE26050J7I4 FE26050J7LC FE26050J7OW FE26050J7V2 FE26050J7VO FE26050J7X5 FE26050J837 FE26050J819 FE26050J8J7 FE26050J8TO FE26050J9AO FE26050JARD FE26050JAUP FE26050JBBA FE26050JBNY
FE26050JC91 FE26050JCEX FE26050JOCU5 FE26050JOD7T FE26050JOEKZ FE26050JOEMU FE26050JOF6M FE26050JOFAB FE26050JOFBS FE26050JOFTB FE26050JOG6P FE26050JOI8E FE26050JOIZN FE26050JOJQ4 FE26050JOJT3 FE26050JOJCY FE26050JOK89
FE26050JOKB5 FE26050JOK1D FE26050JOLOT FE26050JOLWD FE26050JOM21 FE26050JOMMO FE26050JOMZY FE26050JONCO FE26050JONZ3 FE26050JOPLW FE26050JOQ4PH FE26050JOQQW FE26050JOQNG FE26050JOQYB FE26050JORC5 FE26050JORI1 FE26050JORLQ FE26050JORUO FE26050JOS8L FE26050JOSL8
FE26050JOT43 FE26050JOT98 FE26050JOTGW FE26050JOTHZ FE26050JOTNH FE26050JOTS3 FE26050JOU7B FE26050JOUCN FE26050JOUMQ FE26050JOUZF FE26050JOVLA FE26050JOVRL FE26050JOW4S FE26050JOWA1 FE26050JOWBH FE26050JOWCN FE26050JOWLM FE26050JOWMP FE26050JOWTC
FE26050JOX0R FE26050JOXZY FE26050JOYCO FE26050JOYH9 FE26050JOYY0 FE26050JOYY2 FE26050JOZXZ FE26050JOZYW FE26051O020 FE26051O095 FE26051O0AH FE26051O0C5 FE26051O0HH FE26051O0I6 FE26051O18K FE26051O1BH FE26051O1D2 FE26051O1HK FE26051O1PQ FE26051O1RE
FE26050J123K FE26050J125B FE26050J12C1 FE26050J12F1 FE26050J12JS FE26050J130X FE26050J137P FE26050J1451 FE26050J14AB FE26050J14TL FE26050J154K FE26050J155I FE26050J15WD FE26050J160T FE26050J161J FE26050J167A
FE26050J17LC FE26050J1853 FE26050J18AE FE26050J19DK FE26050J19L3 FE26050J19M0 FE26050J1AZ2 FE26050J1B92 FE26050J1BPX FE26050J1DLQ FE26050J1DTH FE26050J1EGZ FE26050J1EJ5 FE26050J1ENJ FE26050J1EU9
FE26050J1G4 FE26050J1GDN FE26050J1GUT FE26050J1H5E FE26050J1HRS FE26050J1HTO FE26050J1J3B FE26050J1JJC FE26050J1JXH FE26050J1KVE FE26050J1KVH FE26050J1KZ FE26050J1MJJ FE26050J1M65 FE26050J1M9Q FE26050J1MCA FE26050J1MDE
FE26050J1NTW FE26050J1O7Y FE26050J1P9G FE26050J1PA9 FE26050J1PFC FE26050J1PFL FE26050J1PH2 FE26050J1PKG FE26050J1PYL FE26050J1QBI FE26050J1QDG FE26050J1QGL FE26050J1QHK FE26050J1QLQ FE26050J1QPF FE26050J1R2Q FE26050J1R73 FE26050J1RIV FE26050J1RP8
FE26050J1S0O FE26050J1S44 FE26050J1S8U FE26050J1SNP FE26050J1T28 FE26050J1TD3 FE26050J1TH0 FE26050J1TI1 FE26050J1TNE FE26050J1TWM FE26050J1UB0 FE26050J1UDY FE26050J1UW7 FE26050J1V5D FE26050J1VA3 FE26050J1VC9
FE26050J1W14 FE26050J1WPM FE26050J1XYT FE26050J1Y00 FE26050J1YV3 FE26050J1ZG1 FE26050J1ZRQ FE26050J200R FE26050J217M FE26050J21I5 FE26050J22A9 FE26050J22EJ FE26050J22SL FE26050J23KG
FE26050J23LE FE26050J23OX FE26050J242R FE26050J24NR FE26050J25Z9 FE26050J25ZC FE26050J25IS FE26050J25K2 FE26050J25NW FE26050J26R4 FE26050J27SU FE26050J28AQ FE26050J28PA FE26050J28WN FE26050J295Z
FE26050J2974 FE26050J29DN FE26050J29E2 FE26050J2B2A FE26050J2B6W FE26050J2B7T FE26050J2BSY FE26050J2C03 FE26050J2CGQ FE26050J2CMO FE26050J2DAM FE26050J2DR9 FE26050J2DWM FE26050J2EC1 FE26050J2EFW FE26050J2EGW FE26050J2EHS FE26050J2F30 FE26050J2GA0
FE26050J2GMZ FE26050J2GNR FE26050J2GSK FE26050J2GVH FE26050J2GYO FE26050J2GYW FE26050J2H04 FE26050J2HQ9 FE26050J2I49 FE26050J2IUB FE26050J2IX8 FE26050J2JGS FE26050J2KFL FE26050J2KRV FE26050J2KWH FE26050J2L37
FE26050J2L50 FE26050J2LHQ FE26050J2LJ3 FE26050J2LOD FE26050J2LTN FE26050J2LU0 FE26050J2MH2 FE26050J2MQR FE26050J2NW4 FE26050J2O4B FE26050J2O8I FE26050J2P9P FE26050J2PE7 FE26050J2PFV FE26050J2POB
FE26050J2PV9 FE26050J2Q43 FE26050J2QW1 FE26050J2RJ6 FE26050J2RMA FE26050J2RPE FE26050J2RVI FE26050J2S9Y FE26050J2SPQ FE26050J2SUK FE26050J2T6D FE26050J2UPV FE26050J2VIO FE26050J2VQK FE26050J2VWA FE26050J2WME
FE26050J2WTJ FE26050J2X3D FE26050J2XDG FE26050J2XV8 FE26050J2YCM FE26050J2YFN FE26050J2YHE FE26050J2YKF FE26050J2YSV FE26050J2Z9G FE26050J2ZA3 FE26050J2ZF5 FE26050J2ZXA FE26050J315A FE26050J3168 FE26050J318O FE26050J31DB FE26050J31IN FE26050J31MY
FE26050J31VJ FE26050J329A FE26050J32LH FE26050J32VI FE26050J3316 FE26050J333P FE26050J33PW FE26050J33WE FE26050J33WX FE26050J349B FE26050J34LX FE26050J34PT FE26050J352M FE26050J3544S FE26050J35WC FE26050J35ZQ FE26050J360P FE26050J36E2 FE26050J36RR
FE26050J37CW FE26050J37P8 FE26050J38AV FE26050J38KN FE26050J38QV FE26050J394S FE26050J39M8 FE26050J3A0X FE26050J3A2T FE26050J3ACA FE26050J3B5G FE26050J3BDW FE26050J3BFY FE26050J3D4O FE26050J3D9O FE26050J3DW
FE26050J3DMT FE26050J3DPB FE26050J3DV8 FE26050J3EO1 FE26050J3EPJ FE26050J3EUS FE26050J3F4E FE26050J3FSQ FE26050J3GDS FE26050J3GHV FE26050J3GHZ FE26050J3H7E FE26050J3H8H FE26050J3HDX FE26050J3HUS FE26050J3I0U FE26050J3I49 FE26050J3I6P FE26050J3I1T
FE26050J3IRU FE26050J3IUB FE26050J3IYP FE26050J3J7N FE26050J3JF8 FE26050J3JFP FE26050J3JIK FE26050J3JPR FE26050J3KDJ FE26050J3KPK FE26050J3KX1 FE26050J3L97 FE26050J3LFA FE26050J3M0K FE26050J3M9T FE26050J3MND FE26050J3MPN FE26050J3MQO
FE26050J3MXU FE26050J3O8O FE26050J3O8X FE26050J3OSJ FE26050J3PC6 FE26050J3PLL5 FE26050J3PMV FE26050J3PPP FE26050J3PYV FE26050J3QHS FE26050J3QJ4 FE26050J3QM6 FE26050J3QNG FE26050J3QSP FE26050J3SSG FE26050J3SSL FE26050J3SSQ FE26050J3SSU FE26050J3SSV FE26050J3SSZ FE26050J3SVK
FE26050J3TTK FE26050J3TGY FE26050J3TI5 FE26050J3TR1 FE26050J3TZ9 FE26050J3UHE FE26050J3UN0 FE26050J3UR4 FE26050J3USA FE26050J3V2E FE26050J3VCJ FE26050J3VKU FE26050J3VMR FE26050J3VT0 FE26050J3VTF FE26050J3W4Y FE26050J3WTV FE26050J3X7Y FE26050J3XBT FE26050J3XDV FE26050J3XE1 FE26050J3XE2
FE26050J3XN5 FE26050J40LW FE26050J40MQ FE26050J40NL FE26050J40QE FE26050J42AR FE26050J42QF FE26050J438V FE26050J43AH FE26050J43IK FE26050J43KU FE26050J441Y FE26050J444N FE26050J465Z FE26050J466D FE26050J46I5
FE26050J46M3 FE26050J467G FE26050J47TF FE26050J47XQ FE26050J4830 FE26050J485A FE26050J4869 FE26050J4885 FE26050J48JS FE26050J48M9 FE26050J48R0 FE26050J48R4 FE26050J492Y FE26050J490D FE26050J4498 FE26050J49LN FE26050J49MN FE26050J4422
FE26050J4A6G FE26050J4AE4 FE26050J4BXS FE26050J4C2H FE26050J4C4J FE26050J4C4T FE26050J4CAR FE26050J4CLJ FE26050J4D7F FE26050J4DG1 FE26050J4DKG FE26050J4E8J FE26050J4EKP FE26050J4FNS FE26050J4FTN FE26050J4FZW FE26050J4G5U FE26050J4GAM FE26050J4GBU
FE26050J4GFI FE26050J4G1I FE26050J4GKZ FE26050J4GSC FE26050J4I5R FE26050J4I5P FE26050J4I7I FE26050J4IJC FE26050J4IJG FE26050J4K97 FE26050J4KQG FE26050J4L5H FE26050J4L83 FE26050J4LLB FE26050J4LO8 FE26050J4LOV FE26050J4LWR
FE26050J4MH7 FE26050J4MRX FE26050J4N6R FE26050J4NFS FE26050J4NLN FE26050J4OBK FE26050J4OD0 FE26050J4OID FE26050J4OWC FE26050J4P2I FE26050J4PG1 FE26050J4QE6 FE26050J4QRV FE26050J4QT3 FE26050J4R2I FE26050J4RCV FE26050J4SAT FE26050J4SSV FE26050J4T43 FE26050J4T4H FE26050J4TNE FE26050J4UB1
FE26050J4UJJ FE26050J4U03 FE26050J4V02 FE26050J4V2G FE26050J4V7E FE26050J4VAR FE26050J4WQP FE26050J4WTV FE26050J4WZN FE26050J4XE5 FE26050J4XH1 FE26050J4XMK FE26050J4YU8 FE26050J4YWT FE26050J4Z71 FE26050J4ZFV FE26050J4ZM9 FE26050J4ZVM FE26050J4ZWQ FE26050J5000
FE26050J50P FE26050J506R FE26050J50LA FE26050J50LN FE26050J50MY FE26050J50RS FE26050J515S FE26050J51IA FE26050J51WG FE26050J51WP FE26050J52LE FE26050J52NQ FE26050J5330 FE26050J5371 FE26050J53DU FE26050J53I FE26050J53ZE FE26050J53ZV
FE26050J545R FE26050J547Y FE26050J549J FE26050J54EI FE26050J54FM FE26050J54RM FE26050J55YW FE26050J568R FE26050J56GG FE26050J56JE FE26050J5779 FE26050J57TW FE26050J5879E FE26050J5CNV FE26050J5DTT FE26050J5DYX FE26050J5F46 FE26050J5F6N FE26050J5FE11 FE26050J5FV2 FE26050J5G40
FE26050J55AKA FE26050J55BDL FE26050J55BHU FE26050J55BL5 FE26050J55BP9 FE26050J55CDV FE26050J55CV9 FE26050J5D6B FE26050J5D6L FE26050J5DBV FE26050J5DND FE26050J5DOT FE26050J5E4P FE26050J5E6N FE26050J5EBV FE26050J5EI1 FE26050J5F1Y FE26050J5FV2 FE26050J5G40
FE26050J55M1W FE26050J5M8F FE26050J5MCF FE26050J5ML3 FE26050J5MO7 FE26050J5N8J FE26050J5NFG FE26050J5NOS FE26050J5NY6 FE26050J5O8I FE26050J5P3T FE26050J5Q4L FE26050J5Q7 FE26050J5QQW FE26050J5R4O FE26050J5REK FE26050J5RJM
FE26050J55RGF FE26050J55RXK FE26050J55SC9 FE26050J55XGL FE26050J55XUQ FE26050J55YI1 FE26050J55YU5 FE26050J5T1K FE26050J5T1L FE26050J5T2AX FE26050J5TCL FE26050J5TD1 FE26050J5TQW FE26050J5U8F FE26050J5ULP FE26050J5UQB FE26050J5URF FE26050J5V7F FE26050J5VX2 FE26050J5W99
FE26050J55WAH FE26050J55WR8 FE26050J55X2Y FE26050J55XMN FE26050J55XUQ FE26050J5631I FE26050J5637U5 FE26050J5638T FE26050J5639H FE26050J5660H FE26050J5660Q FE26050J5661P FE26050J5661R2 FE26050J5661W FE26050J5662O
FE26050J5662O FE26050J562HL FE26050J562PH FE26050J562VS FE26050J562X4 FE26050J5631T FE26050J563P9 FE26050J563PO FE26050J563QI FE26050J564US FE26050J564VZ FE26050J5665MS FE26050J5665YL FE26050J5666I FE26050J5666V FE26050J566R7 FE26050J566UC FE26050J567F5
FE26050J567VY FE26050J567ZB FE26050J568P4 FE26050J569DM FE26050J569QW FE26050J569RP FE26050J56AAS FE26050J56AJE FE26050J56AZF FE26050J56B92 FE26050J56BUK FE26050J56CA3 FE26050J56CPV FE26050J56D21 FE26050J56D6D FE26050J56DFU FE26050J56DI5
FE26050J56DM5 FE26050J56E2K FE26050J56EO1 FE26050J56ERP FE26050J56F21 FE26050J56F7M FE26050J56FHI6 FE26050J56FJW FE26050J56N0 FE26050J56NKB FE26050J56NUK FE26050J56PTH FE26050J56QPO FE26050J56SSA FE26050J56VGE FE26050J56WIO FE26050J56WZM FE26050J58P FE26050J5HIC FE26050J5HAB FE26050J5HKV FE26050J5HUE FE26050J5HZ9
FE26050J561CD FE26050J561D2 FE26050J561NX FE26050J561UH FE26050J56JSS FE26050J56K4X FE26050J56K6G FE26050J56P6K FE26050J56P7A FE26050J56PTH FE26050J56QPT FE26050J56RI8 FE26050J56RKT FE26050J56WP2 FE26050J56XSS FE26050J5LBP FE26050J5LM2 FE26050J5LXY FE26050J5M04 FE26050J5M1R FE26050J5MOP FE26050J5N2X
FE26050J56NI7 FE26050J56NTY FE26050J56O4C FE26050J56O6A FE26050J56OMU FE26050J56P23 FE26050J56P6K FE26050J56P7H FE26050J56PUT FE26050J56QB8 FE26050J56QDB FE26050J56QHD FE26050J56QJQ FE26050J56QJW FE26050J56R4L FE26050J56R9V FE26050J56RKK FE26050J56RKS

FE2605GRRM FE2605G6RV0 FE2605G6S51 FE2605G6SUR FE2605G6T0B FE2605G6TC7 FE2605G6TF1 FE2605G6TLB FE2605G6TXO FE2605G6U97 FE2605G6UCU FE2605G6UOC FE2605G6VP0 FE2605G6VUJ
FE2605G6XH2 FE2605G6XLX FE2605G6XU3 FE2605G6XYF FE2605G6Y6K6 FE2605G6Y7G9 FE2605G6Y8Z6 FE2605G6Z6N2 FE2605G6Z8J FE2605G6ZUP FE2605G6ZXE FE2605G70KP FE2605G70NJ FE2605G70RU
FE2605G726T FE2605G726C7 FE2605G72KC FE2605G72XM FE2605G733E FE2605G73A4 FE2605G73AH FE2605G73I2 FE2605G740V FE2605G741Z FE2605G74FS FE2605G757T FE2605G75DT FE2605G75ZX FE2605G76F3
FE2605G771K FE2605G77C8 FE2605G77R0 FE2605G77X6 FE2605G77ZC FE2605G78K7 FE2605G78SK FE2605G78V FE2605G78X7 FE2605G791D FE2605G7B0J FE2605G7B3N FE2605G7BFJ FE2605G7C0F FE2605G7CMQ
FE2605G7DU2 FE2605G7EFON FE2605G7EME FE2605G7FWN FE2605G7H6Y FE2605G7HHT FE2605G7HKS FE2605G7IN9 FE2605G7IXL FE2605G7J3W FE2605G7JQR FE2605G7K39 FE2605G7KLB FE2605G7KML
FE2605G7LQU FE2605G7M3Y FE2605G7M4S FE2605G7M7F FE2605G7MCA FE2605G7MOG FE2605G7MQE FE2605G7NTW FE2605G7NS8 FE2605G7P4Y FE2605G7QLN FE2605G7RDO FE2605G7S9R FE2605G7SKA
FE2605G7UCP FE2605G7UPV FE2605G7URT FE2605G7UTU FE2605G7V2V FE2605G7VTB FE2605G7VH8 FE2605G7VK8 FE2605G7WD9 FE2605G7WOJ FE2605G7WQK FE2605G7XY9 FE2605G7XCE FE2605G7XO6
FE2605G7YT3 FE2605G7YVN FE2605G7Z86 FE2605G7ZDS FE2605G7Z10 FE2605G7ZKP FE2605G7ZOX FE2605G7ZTD FE2605G7ZWY FE2605G804H FE2605G80IL FE2605G811F FE2605G811I FE2605G81TX FE2605G82A2 FE2605G82H3 FE2605G82SQ FE2605G82TK
FE2605G831A FE2605G834P FE2605G836S FE2605G83H3 FE2605G83L0 FE2605G83P8 FE2605G83VC FE2605G83W2 FE2605G83XW FE2605G84DV FE2605G84JK FE2605G84RZ FE2605G85L0 FE2605G85L1 FE2605G85LH FE2605G85P1 FE2605G85RL FE2605G862B
FE2605G87DA FE2605G87W0 FE2605G882J FE2605G885O FE2605G888G FE2605G889FU FE2605G89M1 FE2605G8A18 FE2605G8A9C FE2605G8AL0 FE2605G8AOB FE2605G8B81 FE2605G8BDH FE2605G8BR7 FE2605G8C28 FE2605G8CCP FE2605G8D7L
FE2605G8DBJ FE2605G8DF3 FE2605G8DK0 FE2605G8DUK FE2605G8DXG FE2605G8E3E FE2605G8EAN FE2605G8ED2 FE2605G8EZ5 FE2605G8F3M FE2605G8FDV FE2605G8FH4 FE2605G8FNY FE2605G8GA0 FE2605G8GL4 FE2605G8GWE FE2605G8GWZ
FE2605G8HW2 FE2605G8HWZ FE2605G8IZE FE2605G8IDD FE2605G8IDR FE2605G8IPG FE2605G8ITI FE2605G8ITZ FE2605G8IU4 FE2605G8J34 FE2605G8J4M FE2605G8J6R FE2605G8K5G FE2605G8K6B FE2605G8K92 FE2605G8KG0 FE2605G8KH7 FE2605G8KNE
FE2605G8KT3 FE2605G8LFT FE2605G8LHO FE2605G8LTC FE2605G8LVW FE2605G8M0B FE2605G8M0F FE2605G8M0G FE2605G8M0Y FE2605G8M6E FE2605G8MNG FE2605G8NCD FE2605G8NQN FE2605G8NYR FE2605G8OJT FE2605G8OST FE2605G8PBR FE2605G8PEW FE2605G8PFB
FE2605G8Q77 FE2605G8QXL FE2605G8R14 FE2605G8RKB FE2605G8RNP FE2605G8RVA FE2605G8S4I FE2605G8SDM FE2605G8SM2 FE2605G8SOZ FE2605G8TAY FE2605G8TLH FE2605G8U82 FE2605G8U19 FE2605G8UBC FE2605G8UVD FE2605G8UWZ
FE2605G8WT3 FE2605G8WYG FE2605G8X66 FE2605G8XB4 FE2605G8XF5 FE2605G8XKF FE2605G8XNX FE2605G8YCO FE2605G8YDG FE2605G8YK4 FE2605G8ZNE FE2605G90RX FE2605G90YU FE2605G914F FE2605G918S FE2605G91RM
FE2605G91SE FE2605G91X4 FE2605G925I FE2605G92LB FE2605G92M1 FE2605G92W4 FE2605G930Q FE2605G931V FE2605G933R FE2605G94DY FE2605G94LN FE2605G94PO FE2605G94U3 FE2605G9508 FE2605G950T FE2605G96E7
FE2605G960W FE2605G960A FE2605G96SM FE2605G97HC FE2605G97PW FE2605G98PT FE2605G98QE FE2605G98Z5 FE2605G99A4 FE2605G99AAY FE2605G99ALR FE2605G99B8N FE2605G99C4 FE2605G99DNE FE2605G99PC5 FE2605G99C76 FE2605G9C1O FE2605G9D51
FE2605G9D84 FE2605G9D8Y FE2605G9DUJ FE2605G9E6B FE2605G9EH5 FE2605G9EVA FE2605G9F6K FE2605G9F91 FE2605G9FK9 FE2605G9G51 FE2605G9GBV FE2605G9GKO FE2605G9H8V FE2605G9HX3
FE2605G9IJV FE2605G9IUQ FE2605G9J9V FE2605G9JMV FE2605G9JT4 FE2605G9K0M FE2605G9K6L FE2605G9KH1 FE2605G9KNV FE2605G9L0Q FE2605G9LET FE2605G9M0R FE2605G9MX5 FE2605G9N3Z
FE2605G9NNG FE2605G9NT5 FE2605G9NBS FE2605G9NFL FE2605G9O3T FE2605G9O4B FE2605G9O7 FE2605G9OPJ FE2605G9P4A FE2605G9P5N FE2605G9PFJ FE2605G9PV0 FE2605G9PZN FE2605G9QDN FE2605G9QD2 FE2605G9QLC FE2605G9QO7
FE2605G9R3S FE2605G9RZ5 FE2605G9S80 FE2605G9SHH FE2605G9SI1 FE2605G9SPO FE2605G9T79 FE2605G9TG9 FE2605G9TT6 FE2605G9U1H FE2605G9UMC FE2605G9UO1 FE2605G9UT3 FE2605G9V7U FE2605G9V80 FE2605G9VAJ FE2605G9VE7
FE2605G9VWZ FE2605G9WOA FE2605G9WWQ FE2605G9XTR FE2605G9XZ2 FE2605G9Y0D FE2605G9YEO FE2605G9YQN FE2605G9YQX FE2605G9Z1K FE2605G9Z7R FE2605G9ZTP FE2605G9ZYJ FE2605G9ZYT FE2605G9ZZ0 FE2605GA0TT FE2605GA133 FE2605GA16B FE2605GA1CD
FE2605GA1TJ FE2605GA1V3 FE2605GA2EJ FE2605GA36U FE2605GA38E FE2605GA3TD FE2605GA46D FE2605GA4UW FE2605GA5J3 FE2605GA6X9 FE2605GA78K FE2605GA7CB FE2605GA7DI FE2605GA7K5 FE2605GA80P FE2605GA87D FE2605GA8N0 FE2605GA8RI FE2605GA8SW
FE2605GA8U4 FE2605GA8V9 FE2605GA8Y3 FE2605GA903 FE2605GA91V FE2605GA9AX FE2605GA9KB FE2605GA9R0 FE2605GAA9I FE2605GAAPJ FE2605GAAQ7 FE2605GABCT FE2605GABPI FE2605GABU7 FE2605GACEZ FE2605GACM2 FE2605GADOP FE2605GAE27 FE2605GAEDO
FE2605GAEMJ FE2605GAEQ6 FE2605GAF4I FE2605GAFAX FE2605GAFLB FE2605GAFPK FE2605GAFQT FE2605GAFU3 FE2605GAGU3 FE2605GAHE7
FE2605GAHMA FE2605GAHPY FE2605GAHVG FE2605GAI28 FE2605GAIBT FE2605GAIH1 FE2605GAIQ6 FE2605GAJT0 FE2605GAJYP FE2605GAKEL FE2605GAKOM FE2605GALEN FE2605GALKN FE2605GALRI FE2605GALWW FE2605GAM7Y FE2605GAMAZ FE2605GAMKR FE2605GAN37
FE2605GANHA FE2605GAO1F FE2605GAOBM FE2605GAOQU FE2605GAP2J FE2605GAP6Y FE2605GAP98 FE2605GAPJY FE2605GAPN8 FE2605GAQOF FE2605GARIM FE2605GARME FE2605GASID FE2605GASJ4 FE2605GATBJ FE2605GATG5 FE2605GATH5
FE2605GATYX FE2605GAUAH FE2605GAUAZ FE2605GAUBO FE2605GAUH6 FE2605GAUMG FE2605GAUMN FE2605GAUWW FE2605GAVCZ FE2605GAVOX FE2605GAWIH FE2605GAWQY FE2605GAWSK FE2605GAWUS FE2605GAXS8 FE2605GAXNC FE2605GAXRF FE2605GAYYC FE2605GAYG1
FE2605GAZN4 FE2605GB036 FE2605GB07R FE2605GB0D8 FE2605GB0EF FE2605GB10G FE2605GB1V8 FE2605GB38I FE2605GB3ML FE2605GB3ZL FE2605GB4G9 FE2605GB4JK FE2605GB4XC FE2605GB57U FE2605GB5PR FE2605GB63Y FE2605GB6SR
FE2605GB6TP FE2605GB6V2 FE2605GB7TE FE2605GB7VQ FE2605GB82U FE2605GB8GY FE2605GB8KB FE2605GB8Y5 FE2605GB9CB FE2605GBAN2 FE2605GBAUI FE2605GBBVC FE2605GBCLU FE2605GBCNU FE2605GBCQX FE2605GBCW9
FE2605GBD9X FE2605GBDFO FE2605GBEDA FE2605GBEU0 FE2605GBEVE FE2605GBEVT FE2605GBF4B FE2605GBF73 FE2605GBG88 FE2605GBGHH FE2605GBHI4 FE2605GBHTD FE2605GBI58 FE2605GBIBG FE2605GBJ0K FE2605GBJBC
FE2605GBJLT FE2605GBKDS FE2605GBKGF FE2605GBKLY FE2605GBL67 FE2605GBM59 FE2605GBMIH FE2605GBNOS FE2605GBNR9A FE2605GBNYN FE2605GBNMP FE2605GBO4B FE2605GBO5M FE2605GBO6E FE2605GBOY8
FE2605GBPCE FE2605GBPON FE2605GBQ5W FE2605GBQ6T FE2605GBQ72 FE2605GBQ8F FE2605GBQCN FE2605GBQJ1 FE2605GBQTE FE2605GBQYO FE2605GBR84 FE2605GBRLG FE2605GBRQL FE2605GBSPU FE2605GBT2F FE2605GBT4B FE2605GBTP6
FE2605GBUIH FE2605GBUKG FE2605GBUW1 FE2605GBUX7 FE2605GBVCT FE2605GBVHT FE2605GBVKO FE2605GBWAN FE2605GBWBY FE2605GBWF FE2605GBWTJ FE2605GBXFA FE2605GBXYQ FE2605GBZBJN FE2605GBZRJ FE2605GC0E3
FE2605GC0PG FE2605GC0TA FE2605GC1PZ FE2605GC21V FE2605GC240 FE2605GC2AJ FE2605GC2E0 FE2605GC30H FE2605GC3S3 FE2605GC3Y8 FE2605GC4L8 FE2605GC4QZ FE2605GC501 FE2605GC51A FE2605GC5B4 FE2605GC5BH FE2605GC62D
FE2605GC64C FE2605GC64I FE2605GC73I FE2605GC86D FE2605GC87S FE2605GC8Z0 FE2605GC9BG FE2605GC9PN FE2605GCAGG FE2605GCAWY FE2605GCB44 FE2605GCB69 FE2605GCBP0 FE2605GCC34 FE2605GCCII FE2605GCCUD FE2605GCCW3
FE2605GCHJU FE2605GCKHM FE2605GCNRF FE2605GCS61 FE2605GCS85 FE2605GCSL5 FE2605GCSSM FE2605GCTHO FE2605GCTOC FE2605GCTQX FE2605GCUJW FE2605GCUNB FE2605GCV9I FE2605GCVCE FE2605GCVLV FE2605GCVN7 FE2605GCQDS FE2605GCQX1 FE2605GCQYF FE2605GCRKB
FE2605GCRLF FE2605GCYKM FE2605GD04U FE2605GD08W FE2605GD0HY FE2605GD0QG FE2605GD0ZD FE2605GD11H FE2605GD110 FE2605GD157 FE2605GD2PT FE2605GD2TQ FE2605GD2VQ FE2605GD328 FE2605GD350 FE2605GD3F1 FE2605GD3OA FE2605GD3PD FE2605GD4BK FE2605GD4EL FE2605GD4Q5
FE2605GD4WU FE2605GD5D3 FE2605GD5D8 FE2605GD5E0 FE2605GD5KF FE2605GD6FM FE2605GD6IG FE2605GD6KP FE2605GD6NI FE2605GD7DA FE2605GD7KR FE2605GD7WG FE2605GD7XL FE2605GD89E FE2605GD8A8 FE2605GD8CD FE2605GD8MA FE2605GD8RO FE2605GD916
FE2605GD965 FE2605GD9X3X FE2605GDAC7 FE2605GDADV FE2605GDAOS FE2605GDAVD FE2605GDAXM FE2605GDB95 FE2605GDBC3 FE2605GDBF6 FE2605GDBTE FE2605GDC30 FE2605GDCRR FE2605GDCYJ FE2605GDD3R FE2605GDD6X FE2605GDDRM FE2605GDDUC FE2605GDDVR
FE2605GDE5F FE2605GDEB3 FE2605GDFDF FE2605GDFFV FE2605GDFHO FE2605GDFUH FE2605GDGE1 FE2605GDGH1 FE2605GDGTW FE2605GDGVW FE2605GDHDM FE2605GDHNC FE2605GDHNM FE2605GDI10 FE2605GDI1W FE2605GDI5 FE2605GDIZ1
FE2605GDK18 FE2605GDK2I FE2605GDKWY FE2605GDL26 FE2605GDL8V FE2605GDLAZ FE2605GDMOW FE2605GDMX4 FE2605GDM9H FE2605GDMQQ FE2605GDNLK FE2605GDNUB FE2605GDOC8 FE2605GDOF8 FE2605GDOTR FE2605GDPBH FE2605GDPFX FE2605GDPTQ FE2605GDQ4Q FE2605GDQMQ
FE2605GDQVW FE2605GDREU FE2605GDRHC FE2605GDRMW FE2605GDRQ8 FE2605GDS1H FE2605GDSA2 FE2605GDSMG FE2605GDT1A FE2605GDTIN FE2605GDULS FE2605GDUOE FE2605GDURR FE2605GDVG7 FE2605GDVI2 FE2605GDVMO FE2605GDVUQ FE2605GDVW4 FE2605GDWEJ FE2605GDWKM

FE2605DJX78 FE2605DJXCG FE2605DJXF6 FE2605DJXK4 FE2605DJXKX FE2605DJXLC FE2605DJX0B FE2605DJYP2 FE2605DJZ83 FE2605E1AB FE2605E1AP FE2605E2EJN FE2605E2GO FE2605E2N7 FE2605E2V0 FE2605E35Q FE2605E3EY FE2605E3RV
FE2605E3TM FE2605E4VL FE2605EB74 FE2605EB9B FE2605EBAT FE2605EBCD FE2605EBDE FE2605EBE0 FE2605EBEQ FE2605EBFW FE2605EBZG FE2605EC4Q FE2605EC7Y FE2605EC9B FE2605ECVT FE2605ECWF FE2605EDEM FE2605EFWP FE2605EFZG FE2605EG6Q
FE2605EG6W FE2605EGV2 FE2605EHKA FE2605EHLU FE2605EHS9 FE2605EJ4U FE2605EJ7S FE2605EJA8 FE2605EJEA FE2605EJSS FE2605EK19 FE2605EK8H FE2605EKWN FE2605EL2L FE2605EL6Q
FE2605EM2O FE2605EM59 FE2605EMB9 FE2605EMD7 FE2605EMUN FE2605EN9V FE2605ENFA FE2605ENOM FE2605ENP3 FE2605ENVA FE2605EO5R FE2605EORD FE2605EOUQ FE2605EP2Z FE2605EP7L FE2605EPSB FE2605EQRW FE2605EQX6
FE2605EQXH FE2605ERO8 FE2605ERU4 FE2605ESYP FE2605ETB0 FE2605ETKU FE2605EU5Y FE2605EUAP FE2605EUSR FE2605EWFY FE2605EWZ4 FE2605EXOL FE2605EXT7 FE2605EXWQ FE2605EXS3 FE2605EYSU FE2605EZ0K
FE2605EZ2F FE2605EZ34X FE2605EZ3Z FE2605EZ4L FE2605EZ7N FE2605EZ7V FE2605EZI6 FE2605F11U FE2605F1A2 FE2605F1CY FE2605F1NS FE2605F2YG FE2605F2YK FE2605F2Z4 FE2605F2Z6 FE2605F2ZP FE2605F34X
FE2605F37F FE2605F3F6 FE2605F3ZP FE2605F42L FE2605F464 FE2605F46L FE2605F4QR FE2605F4Z4 FE2605F4ZH FE2605F508 FE2605F54Z FE2605F5BW FE2605F5EU FE2605F5FH FE2605F5TC FE2605F5XH FE2605F60Q
FE2605F60J FE2605F6UN FE2605F78C FE2605F7FW FE2605F7NU FE2605F8M FE2605F8LZ FE2605F8QV FE2605F948 FE2605F97J FE2605F9CB FE2605F9IY FE2605F9NP FE2605F9S6 FE2605F9S8 FE2605F9V8 FE2605FARM FE2605FBP2
FE2605FBYV FE2605FC24 FE2605FC8E FE2605FCEP FE2605FCZR FE2605FDCN FE2605FDD4 FE2605FDHH FE2605FDJ7 FE2605FE62 FE2605FE8P FE2605FE8V FE2605FEEA FE2605FESV FE2605FEW3 FE2605FF8R FE2605FFH2 FE2605FFPD FE2605FG4E FE2605FG7X FE2605FH2O FE2605FH5I FE2605FH7K FE2605FHTF FE2605FIW2 FE2605FJXW
FE2605FK8S FE2605FKC3 FE2605FKMD FE2605FLAV FE2605FLLG FE2605FLOC FE2605FLOP FE2605FLV5 FE2605FM74 FE2605FMGB FE2605FMUU FE2605FN5E FE2605FN7W FE2605FOKO FE2605FOKJ FE2605FP6S FE2605FPFT
FE2605FPG1 FE2605FPHV FE2605FPTV FE2605FQEQ FE2605FQJP FE2605FQQD FE2605FQRE FE2605FRAC FE2605FRMC FE2605FS3T FE2605FSPU FE2605FSYR FE2605FT44 FE2605FTBI FE2605FTLF FE2605FU2J FE2605FU4R
FE2605FU5G FE2605FUH0 FE2605FUNT FE2605FUP7 FE2605FV43 FE2605FVAV FE2605FVQW FE2605FWL2 FE2605FX3D FE2605FX6O FE2605FXSK FE2605FY6C FE2605FY80 FE2605FY9X FE2605FYE3 FE2605FYOP FE2605FYTC FE2605FUY
FE2605FZDA FE2605FZT2 FE2605G02O FE2605G04A FE2605G0EO FE2605G0Y9 FE2605G1RS FE2605G238 FE2605G23R FE2605G2DH FE2605G2MO FE2605G3BZ FE2605G3C9 FE2605G3MW FE2605G3NX FE2605G4A3 FE2605G4A7
FE2605G4VR FE2605G5AK FE2605G5BV FE2605G5YN FE2605G6AW FE2605G6BN FE2605G6DV FE2605G6GH FE2605G6TB FE2605G7RH FE2605G8BD FE2605G8F9 FE2605G8Q0 FE2605G99M FE2605GF11 FE2605GG2Y FE2605GKMW
FE2605GKW8 FE2605GNST FE2605GNXY FE2605GQ0Q FE2605GQ8U FE2605GRPE FE2605GRU2 FE2605GS3Y FE2605GSUN FE2605GTGK FE2605GTPO FE2605GTTQ FE2605GU4A FE2605GUDX FE2605GUJQ FE2605GVOT FE2605GVS8 FE2605GVSU
FE2605GWOB FE2605GWTO FE2605GWVF FE2605GXZ7 FE2605GY7E FE2605GYL2 FE2605GYZZ FE2605GZ1C FE2605GZ9L FE2605GZFV FE2605GZI7 FE2605GZSZ FE2605H08U FE2605H0CH FE2605H0PT FE2605H0WW FE2605H1AX FE2605H1DU
FE2605H1D2 FE2605H23N FE2605H2BX FE2605H2CK FE2605H2SP FE2605H2U9 FE2605H346 FE2605H3EO FE2605H3MI FE2605H3Z9 FE2605H42A FE2605H52A FE2605H57M FE2605H62V FE2605H68T FE2605H6AS FE2605H6CD FE2605H6H0
FE2605H6NA FE2605H6R6 FE2605H6RD FE2605H6XD FE2605H8QR FE2605H8SS FE2605H8XS FE2605H8Y6 FE2605H8ZT FE2605H92C FE2605H92T FE2605H96G FE2605H979 FE2605H9AZ FE2605H9NZ FE2605HA3Y FE2605HB11 FE2605HB2J
FE2605HB3A FE2605HB5R FE2605HB6D FE2605HB8Z FE2605HBBN FE2605HBFG FE2605HC8V FE2605HC9S FE2605HCGS FE2605HCVJ FE2605HDA2 FE2605HDDV FE2605HDJN FE2605HE3R FE2605HEIC FE2605HEMR FE2605HEP5
FE2605HEXM FE2605HF16 FE2605HFA1 FE2605HFKT FE2605HFXE FE2605HG6H FE2605HGA9 FE2605HGLX FE2605HHO1 FE2605HHO6 FE2605HHOL FE2605HHZ2 FE2605HJ1G FE2605HJDG FE2605HJFA FE2605HJVF FE2605HK39 FE2605HK9J
FE2605HKBA FE2605HKK9 FE2605HKSR FE2605HL9X FE2605HLEF FE2605HLW FE2605HM4L FE2605HMC1 FE2605HMJT FE2605HMK2 FE2605HMKD FE2605HMLO FE2605HMYR FE2605HMYL FE2605HNP9 FE2605HP41 FE2605HPAR
FE2605HPPY FE2605HQCU FE2605HRPD FE2605HSQR FE2605HSXS FE2605HT4Q FE2605HTH1 FE2605HTKX FE2605HTLP FE2605HU4W FE2605HU51 FE2605HUD4 FE2605HUSM FE2605HUYB FE2605HVFB FE2605HVP6
FE2605HVR8 FE2605HW8I FE2605HWHL FE2605HWS1 FE2605HWSN FE2605HX3R FE2605HXGW FE2605HXK5 FE2605HXKG1 FE2605HXON FE2605HXRL FE2605HYKJ FE2605HZBT FE2605HZCU FE2605HZHU FE2605HZTC FE2605I09B FE2605I0AJ FE2605I0QJ FE2605I0S4 FE2605I1OC
FE2605I1T2 FE2605I1D1 FE2605I1EM FE2605I1JV FE2605I1PT FE2605I205 FE2605I29A FE2605I2F5 FE2605I30R FE2605I3W6 FE2605I4BE FE2605I4P3 FE2605I4VQ FE2605I565 FE2605I5FF FE2605I66T FE2605I6BR FE2605I6HQ FE2605I6P4
FE2605I6X4 FE2605I79J FE2605I7D4 FE2605I7J7 FE2605I7QR FE2605I7SF FE2605I7XN FE2605I8CM FE2605I8NN FE2605I8NT FE2605I8TF FE2605I8ZI FE2605I913 FE2605I96S FE2605I9MI FE2605IA28 FE2605IA8J FE2605IATG FE2605IB29 FE2605IBPH
FE2605IBSP FE2605IC9V FE2605ICCC FE2605ICE9 FE2605ICM6 FE2605IDGX FE2605IE22 FE2605IE4Q FE2605IE65 FE2605IEL1 FE2605IEP3 FE2605IEYO FE2605IF1K FE2605IFNH FE2605IFRO FE2605IG2O FE2605IG5X FE2605IGDI FE2605IGIP
FE2605IGL7 FE2605IGMC FE2605IHF4 FE2605IHJA FE2605IHVZ FE2605IIHD FE2605IIY6 FE2605IJAB FE2605IJEM FE2605IJLO FE2605IJLZ FE2605IJN6 FE2605IJRU FE2605IK14 FE2605IKBL FE2605IKC9 FE2605IKSP FE2605IKXG
FE2605IL4S FE2605IL9L FE2605ILE5 FE2605ILGN FE2605IMCE FE2605IMJU FE2605INMU FE2605IMOA FE2605IMQY FE2605INS2 FE2605IODE FE2605IOLV FE2605IOM3 FE2605IOP0 FE2605IOUP FE2605IOYC
FE2605IPH1 FE2605IQLO FE2605IQTT FE2605IRVD FE2605IS0R FE2605IS6Q FE2605ISFS FE2605IT11 FE2605ITDA FE2605ITLB FE2605ITMG FE2605ITVT FE2605IU3M FE2605IU7R FE2605IU9K FE2605IUO7 FE2605IUOV
FE2605IUS2 FE2605IUT1 FE2605IUU8 FE2605IVCO FE2605IVFL FE2605IVI7 FE2605IVWB FE2605IWOK FE2605IWLP FE2605IXFF FE2605IXKP FE2605IXXQ FE2605IY9B FE2605IYF9 FE2605IYFJ FE2605IZ2V FE2605IZ8K FE2605IZF0
FE2605IZPK FE2605IZZC FE2605IZZK FE2605IZZN FE2605J0IC FE2605J0IV FE2605J0NU FE2605J0UL FE2605J0UW FE2605J0YS FE2605J1VY FE2605J1XA FE2605J1XI FE2605J1YU FE2605J1YV FE2605J1YW FE2605J2AI FE2605J2AT
FE2605J2BF FE2605J2CA FE2605J2CB FE2605J2CC FE2605J2DG FE2605J2NM FE2605J321 FE2605J37C FE2605J39G FE2605J3MQ FE2605J493 FE2605J4FS FE2605J4RP FE2605J4WD FE2605J53B FE2605J54I FE2605J596 FE2605J59E
FE2605J5B3 FE2605J5EO FE2605J5NZ FE2605J5SA FE2605J5YD FE2605J64K FE2605J681 FE2605J6FR FE2605J6N8 FE2605J6PA FE2605J6PT FE2605J6RP FE2605J6YA FE2605J6YB FE2605J6YC FE2605J6YD FE2605J6YE FE2605J6YF
FE2605J6YG FE2605J6YH FE2605J6YI FE2605J6YJ FE2605J6YK FE2605J6YL FE2605J6YM FE2605J6YN FE2605J6YO FE2605J6YP FE2605J6YQ FE2605J6YR FE2605J6YS FE2605J6YT FE2605J6YU FE2605J6YV FE2605J6YW
FE2605J6YX FE2605J6YY FE2605J6YZ FE2605J6Z0 FE2605J6Z1 FE2605J6Z2 FE2605J6Z3 FE2605J6Z4 FE2605J6Z5 FE2605J6Z6 FE2605J6Z7 FE2605J6Z8 FE2605J6Z9 FE2605J6ZA FE2605J6ZB FE2605J6ZC FE2605J6ZD
FE2605J6ZE FE2605J6ZF FE2605J6ZG FE2605J6ZH FE2605J6ZI FE2605J6ZJ FE2605J6ZK FE2605J6ZL FE2605J6ZM FE2605J6ZN FE2605J6ZO FE2605J6ZP FE2605J6ZQ FE2605J6ZR FE2605J6ZS FE2605J6ZT FE2605J6ZU
FE2605J6ZV FE2605J6ZW FE2605J6ZX FE2605J6ZY FE2605J6ZZ FE2605J70A FE2605J70B FE2605J70C FE2605J70D FE2605J70E FE2605J70F FE2605J70G FE2605J70H FE2605J70I FE2605J70J FE2605J70K FE2605J70L
FE2605J70M FE2605J70N FE2605J70O FE2605J70P FE2605J70Q FE2605J70R FE2605J70S FE2605J70T FE2605J70U FE2605J70V FE2605J70W FE2605J70X FE2605J70Y FE2605J70Z FE2605J710 FE2605J711 FE2605J712
FE2605J713 FE2605J714 FE2605J715 FE2605J716 FE2605J717 FE2605J718 FE2605J719 FE2605J71A FE2605J71B FE2605J71C FE2605J71D FE2605J71E FE2605J71F FE2605J71G FE2605J71H FE2605J71I FE2605J71J
FE2605J71K FE2605J71L FE2605J71M FE2605J71N FE2605J71O FE2605J71P FE2605J71Q FE2605J71R FE2605J71S FE2605J71T FE2605J71U FE2605J71V FE2605J71W FE2605J71X FE2605J71Y FE2605J71Z FE2605J720
FE2605J721 FE2605J722 FE2605J723 FE2605J724 FE2605J725 FE2605J726 FE2605J727 FE2605J728 FE2605J729 FE2605J72A FE2605J72B FE2605J72C FE2605J72D FE2605J72E FE2605J72F FE2605J72G FE2605J72H
FE2605J72I FE2605J72J FE2605J72K FE2605J72L FE2605J72M FE2605J72N FE2605J72O FE2605J72P FE2605J72Q FE2605J72R FE2605J72S FE2605J72T FE2605J72U FE2605J72V FE2605J72W FE2605J72X FE2605J72Y
FE2605J72Z FE2605J730 FE2605J731 FE2605J732 FE2605J733 FE2605J734 FE2605J735 FE2605J736 FE2605J737 FE2605J738 FE2605J739 FE2605J73A FE2605J73B FE2605J73C FE2605J73D FE2605J73E FE2605J73F
FE2605J73G FE2605J73H FE2605J73I FE2605J73J FE2605J73K FE2605J73L FE2605J73M FE2605J73N FE2605J73O FE2605J73P FE2605J73Q FE2605J73R FE2605J73S FE2605J73T FE2605J73U FE2605J73V FE2605J73W
FE2605J73X FE2605J73Y FE2605J73Z FE2605J740 FE2605J741 FE2605J742 FE2605J743 FE2605J744 FE2605J745 FE2605J746 FE2605J747 FE2605J748 FE2605J749 FE2605J74A FE2605J74B FE2605J74C FE2605J74D
FE2605J74E FE2605J74F FE2605J74G FE2605J74H FE2605J74I FE2605J74J FE2605J74K FE2605J74L FE2605J74M FE2605J74N FE2605J74O FE2605J74P FE2605J74Q FE2605J74R FE2605J74S FE2605J74T FE2605J74U
FE2605J74V FE2605J74W FE2605J74X FE2605J74Y FE2605J74Z FE2605J750 FE2605J751 FE2605J752 FE2605J753 FE2605J754 FE2605J755 FE2605J756 FE2605J757 FE2605J758 FE2605J759 FE2605J75A FE2605J75B
FE2605J75C FE2605J75D FE2605J75E FE2605J75F FE2605J75G FE2605J75H FE2605J75I FE2605J75J FE2605J75K FE2605J75L FE2605J75M FE2605J75N FE2605J75O FE2605J75P FE2605J75Q FE2605J75R FE2605J75S
FE2605J75T FE2605J75U FE2605J75V FE2605J75W FE2605J75X FE2605J75Y FE2605J75Z FE2605J760 FE2605J761 FE2605J762 FE2605J763 FE2605J764 FE2605J765 FE2605J766 FE2605J767 FE2605J768 FE2605J769
FE2605J76A FE2605J76B FE2605J76C FE2605J76D FE2605J76E FE2605J76F FE2605J76G FE2605J76H FE2605J76I FE2605J76J FE2605J76K FE2605J76L FE2605J76M FE2605J76N FE2605J76O FE2605J76P FE2605J76Q
FE2605J76R FE2605J76S FE2605J76T FE2605J76U FE2605J76V FE2605J76W FE2605J76X FE2605J76Y FE2605J76Z FE2605J770 FE2605J771 FE2605J772 FE2605J773 FE2605J774 FE2605J775 FE2605J776 FE2605J777
FE2605J778 FE2605J779 FE2605J77A FE2605J77B FE2605J77C FE2605J77D FE2605J77E FE2605J77F FE2605J77G FE2605J77H FE2605J77I FE2605J77J FE2605J77K FE2605J77L FE2605J77M FE2605J77N FE2605J77O
FE2605J77P FE2605J77Q FE2605J77R FE2605J77S FE2605J77T FE2605J77U FE2605J77V FE2605J77W FE2605J77X FE2605J77Y FE2605J77Z FE2605J780 FE2605J781 FE2605J782 FE2605J783 FE2605J784 FE2605J785
FE2605J786 FE2605J787 FE2605J788 FE2605J789 FE2605J78A FE2605J78B FE2605J78C FE2605J78D FE2605J78E FE2605J78F FE2605J78G FE2605J78H FE2605J78I FE2605J78J FE2605J78K FE2605J78L FE2605J78M
FE2605J78N FE2605J78O FE2605J78P FE2605J78Q FE2605J78R FE2605J78S FE2605J78T FE2605J78U FE2605J78V FE2605J78W FE2605J78X FE2605J78Y FE2605J78Z FE2605J790 FE2605J791 FE2605J792 FE2605J793
FE2605J794 FE2605J795 FE2605J796 FE2605J797 FE2605J798 FE2605J799 FE2605J79A FE2605J79B FE2605J79C FE2605J79D FE2605J79E FE2605J79F FE2605J79G FE2605J79H FE2605J79I FE2605J79J FE2605J79K
FE2605J79L FE2605J79M FE2605J79N FE2605J79O FE2605J79P FE2605J79Q FE2605J79R FE2605J79S FE2605J79T FE2605J79U FE2605J79V FE2605J79W FE2605J79X FE2605J79Y FE2605J79Z FE2605J7A0 FE2605J7A1
FE2605J7A2 FE2605J7A3 FE2605J7A4 FE2605J7A5 FE2605J7A6 FE2605J7A7 FE2605J7A8 FE2605J7A9 FE2605J7AA FE2605J7AB FE2605J7AC FE2605J7AD FE2605J7AE FE2605J7AF FE2605J7AG FE2605J7AH FE2605J7AI
FE2605J7AJ FE2605J7AK FE2605J7AL FE2605J7AM FE2605J7AN FE2605J7AO FE2605J7AP FE2605J7AQ FE2605J7AR FE2605J7AS FE2605J7AT FE2605J7AU FE2605J7AV FE2605J7AW FE2605J7AX FE2605J7AY FE2605J7AZ
FE2605J7B0 FE2605J7B1 FE2605J7B2 FE2605J7B3 FE2605J7B4 FE2605J7B5 FE2605J7B6 FE2605J7B7 FE2605J7B8 FE2605J7B9 FE2605J7BA FE2605J7BB FE2605J7BC FE2605J7BD FE2605J7BE FE2605J7BF FE2605J7BG
FE2605J7BH FE2605J7BI FE2605J7BJ FE2605J7BK FE2605J7BL FE2605J7BM FE2605J7BN FE2605J7BO FE2605J7BP FE2605J7BQ FE2605J7BR FE2605J7BS FE2605J7BT FE2605J7BU FE2605J7BV FE2605J7BW FE2605J7BX
FE2605J7BY FE2605J7BZ FE2605J7C0 FE2605J7C1 FE2605J7C2 FE2605J7C3 FE2605J7C4 FE2605J7C5 FE2605J7C6 FE2605J7C7 FE2605J7C8 FE2605J7C9 FE2605J7CA FE2605J7CB FE2605J7CC FE2605J7CD FE2605J7CE
FE2605J7CF FE2605J7CG FE2605J7CH FE2605J7CI FE2605J7CJ FE2605J7CK FE2605J7CL FE2605J7CM FE2605J7CN FE2605J7CO FE2605J7CP FE2605J7CQ FE2605J7CR FE2605J7CS FE2605J7CT FE2605J7CU FE2605J7CV
FE2605J7CW FE2605J7CX FE2605J7CY FE2605J7CZ FE2605J7D0 FE2605J7D1 FE2605J7D2 FE2605J7D3 FE2605J7D4 FE2605J7D5 FE2605J7D6 FE2605J7D7 FE2605J7D8 FE2605J7D9 FE2605J7DA FE2605J7DB FE2605J7DC
FE2605J7DD FE2605J7DE FE2605J7DF FE2605J7DG FE2605J7DH FE2605J7DI FE2605J7DJ FE2605J7DK FE2605J7DL FE2605J7DM FE2605J7DN FE2605J7DO FE2605J7DP FE2605J7DQ FE2605J7DR FE2605J7DS FE2605J7DT
FE2605J7DU FE2605J7DV FE2605J7DW FE2605J7DX FE2605J7DY FE2605J7DZ FE2605J7E0 FE2605J7E1 FE2605J7E2 FE2605J7E3 FE2605J7E4 FE2605J7E5 FE2605J7E6 FE2605J7E7 FE2605J7E8 FE2605J7E9 FE2605J7EA
FE2605J7EB FE2605J7EC FE2605J7ED FE2605J7EE FE2605J7EF FE2605J7EG FE2605J7EH FE2605J7EI FE2605J7EJ FE2605J7EK FE2605J7EL FE2605J7EM FE2605J7EN FE2605J7EO FE2605J7EP FE2605J7EQ FE2605J7ER
FE2605J7ES FE2605J7ET FE2605J7EU FE2605J7EV FE2605J7EW FE2605J7EX FE2605J7EY FE2605J7EZ FE2605J7F0 FE2605J7F1 FE2605J7F2 FE2605J7F3 FE2605J7F4 FE2605J7F5 FE2605J7F6 FE2605J7F7 FE2605J7F8
FE2605J7F9 FE2605J7FA FE2605J7FB FE2605J7FC FE2605J7FD FE2605J7FE FE2605J7FF FE2605J7FG FE2605J7FH FE2605J7FI FE2605J7FJ FE2605J7FK FE2605J7FL FE2605J7FM FE2605J7FN FE2605J7FO FE2605J7FP
FE2605J7FQ FE2605J7FR FE2605J7FS FE2605J7FT FE2605J7FU FE2605J7FV FE2605J7FW FE2605J7FX FE2605J7FY FE2605J7FZ FE2605J7G0 FE2605J7G1 FE2605J7G2 FE2605J7G3 FE2605J7G4 FE2605J7G5 FE2605J7G6
FE2605J7G7 FE2605J7G8 FE2605J7G9 FE2605J7GA FE2605J7GB FE2605J7GC FE2605J7GD FE2605J7GE FE2605J7GF FE2605J7GG FE2605J7GH FE2605J7GI FE2605J7GJ FE2605J7GK FE2605J7GL FE2605J7GM FE2605J7GN
FE2605J7GO FE2605J7GP FE2605J7GQ FE2605J7GR FE2605J7GS FE2605J7GT FE2605J7GU FE2605J7GV FE2605J7GW FE2605J7GX FE2605J7GY FE2605J7GZ FE2605J7H0 FE2605J7H1 FE2605J7H2 FE2605J7H3 FE2605J7H4
FE2605J7H5 FE2605J7H6 FE2605J7H7 FE2605J7H8 FE2605J7H9 FE2605J7HA FE2605J7HB FE2605J7HC FE2605J7HD FE2605J7HE FE2605J7HF FE2605J7HG FE2605J7HH FE2605J7HI FE2605J7HJ FE2605J7HK FE2605J7HL
FE2605J7HM FE2605J7HN FE2605J7HO FE2605J7HP FE2605J7HQ FE2605J7HR FE2605J7HS FE2605J7HT FE2605J7HU FE2605J7HV FE2605J7HW FE2605J7HX FE2605J7HY FE2605J7HZ FE2605J7I0 FE2605J7I1 FE2605J7I2
FE2605J7I3 FE2605J7I4 FE2605J7I5 FE2605J7I6 FE2605J7I7 FE2605J7I8 FE2605J7I9 FE2605J7IA FE2605J7IB FE2605J7IC FE2605J7ID FE2605J7IE FE2605J7IF FE2605J7IG FE2605J7IH FE2605J7II FE2605J7IJ
FE2605J7IK FE2605J7IL FE2605J7IM FE2605J7IN FE2605J7IO FE2605J7IP FE2605J7IQ FE2605J7IR FE2605J7IS FE2605J7IT FE2605J7IU FE2605J7IV FE2605J7IW FE2605J7IX FE2605J7IY FE2605J7IZ FE2605J7J0
FE2605J7J1 FE2605J7J2 FE2605J7J3 FE2605J7J4 FE2605J7J5 FE2605J7J6 FE2605J7J7 FE2605J7J8 FE2605J7J9 FE2605J7JA FE2605J7JB FE2605J7JC FE2605J7JD FE2605J7JE FE2605J7JF FE2605J7JG FE2605J7JH
FE2605J7JI FE2605J7JJ FE2605J7JK FE2605J7JL FE2605J7JM FE2605J7JN FE2605J7JO FE2605J7JP FE2605J7JQ FE2605J7JR FE2605J7JS FE2605J7JT FE2605J7JU FE2605J7JV FE2605J7JW FE2605J7JX FE2605J7JY
FE2605J7JZ FE2605J7K0 FE2605J7K1 FE2605J7K2 FE2605J7K3 FE2605J7K4 FE2605J7K5 FE2605J7K6 FE2605J7K7 FE2605J7K8 FE2605J7K9 FE2605J7KA FE2605J7KB FE2605J7KC FE2605J7KD FE2605J7KE FE2605J7KF
FE2605J7KG FE2605J7KH FE2605J7KI FE2605J7KJ FE2605J7KK FE2605J7KL FE2605J7KM FE2605J7KN FE2605J7KO FE2605J7KP FE2605J7KQ FE2605J7KR FE2605J7KS FE2605J7KT FE2605J7KU FE2605J7KV FE2605J7KW
FE2605J7KX FE2605J7KY FE2605J7KZ FE2605J7L0 FE2605J7L1 FE2605J7L2 FE2605J7L3 FE2605J7L4 FE2605J7L5 FE2605J7L6 FE2605J7L7 FE2605J7L8 FE2605J7L9 FE2605J7LA FE2605J7LB FE2605J7LC FE2605J7LD
FE2605J7LE FE2605J7LF FE2605J7LG FE2605J7LH FE2605J7LI FE2605J7LJ FE2605J7LK FE2605J7LL FE2605J7LM FE2605J7LN FE2605J7LO FE2605J7LP FE2605J7LQ FE2605J7LR FE2605J7LS FE2605J7LT FE2605J7LU
FE2605J7LV FE2605J7LW FE2605J7LX FE2605J7LY FE2605J7LZ FE2605J7M0 FE2605J7M1 FE2605J7M2 FE2605J7M3 FE2605J7M4 FE2605J7M5 FE2605J7M6 FE2605J7M7 FE2605J7M8 FE2605J7M9 FE2605J7MA FE2605J7MB
FE2605J7MC FE2605J7MD FE2605J7ME FE2605J7MF FE2605J7MG FE2605J7MH FE2605J7MI FE2605J7MJ FE2605J7MK FE2605J7ML FE2605J7MM FE2605J7MN FE2605J7MO FE2605J7MP FE2605J7MQ FE2605J7MR FE2605J7MS
FE2605J7MT FE2605J7MU FE2605J7MV FE2605J7MW FE2605J7MX FE2605J7MY FE2605J7MZ FE2605J7N0 FE2605J7N1 FE2605J7N2 FE2605J7N3 FE2605J7N4 FE2605J7N5 FE2605J7N6 FE2605J7N7 FE2605J7N8 FE2605J7N9
FE2605J7NA FE2605J7NB FE2605J7NC FE2605J7ND FE2605J7NE FE2605J7NF FE2605J7NG FE2605J7NH FE2605J7NI FE2605J7NJ FE2605J7NK FE2605J7NL FE2605J7NM FE2605J7NN FE2605J7NO FE2605J7NP FE2605J7NQ
FE2605J7NR FE2605J7NS FE2605J7NT FE2605J7NU FE2605J7NV FE2605J7NW FE2605J7NX FE2605J7NY FE2605J7NZ FE2605J7P0 FE2605J7P1 FE2605J7P2 FE2605J7P3 FE2605J7P4 FE2605J7P5 FE2605J7P6 FE2605J7P7
FE2605J7P8 FE2605J7P9 FE2605J7PA FE2605J7PB FE2605J7PC FE2605J7PD FE2605J7PE FE2605J7PF FE2605J7PG FE2605J7PH FE2605J7PI FE2605J7PJ FE2605J7PK FE2605J7PL FE2605J7PM FE2605J7PN FE2605J7PO
FE2605J7PP FE2605J7PQ FE2605J7PR FE2605J7PS FE2605J7PT FE2605J7PU FE2605J7PV FE2605J7PW FE2605J7PX FE2605J7PY FE2605J7PZ FE2605J7Q0 FE2605J7Q1 FE2605J7Q2 FE2605J7Q3 FE2605J7Q4 FE2605J7Q5
FE2605J7Q6 FE2605J7Q7 FE2605J7Q8 FE2605J7Q9 FE2605J7QA FE2605J7QB FE2605J7QC FE2605J7QD FE2605J7QE FE2605J7QF FE2605J7QG FE2605J7QH FE2605J7QI FE2605J7QJ FE2605J7QK FE2605J7QL FE2605J7QM
FE2605J7QN FE2605J7QO FE2605J7QP FE2605J7QQ FE2605J7QR FE2605J7QS FE2605J7QT FE2605J7QU FE2605J7QV FE2605J7QW FE2605J7QX FE2605J7QY FE2605J7QZ FE2605J7R0 FE2605J7R1 FE2605J7R2 FE2605J7R3
FE2605J7R4 FE2605J7R5 FE2605J7R6 FE2605J7R7 FE2605J7R8 FE2605J7R9 FE2605J7RA FE2605J7RB FE2605J7RC FE2605J7RD FE2605J7RE FE2605J7RF FE2605J7RG FE2605J7RH FE2605J7RI FE2605J7RJ FE2605J7RK
FE2605J7RL FE2605J7RM FE2605J7RN FE2605J7RO FE2605J7RP FE2605J7RQ FE2605J7RR FE2605J7RS FE2605J7RT FE2605J7RU FE2605J7RV FE2605J7RW FE2605J7RX FE2605J7RY FE2605J7RZ FE2605J7S0 FE2605J7S1
FE2605J7S2 FE2605J7S3 FE2605J7S4 FE2605J7S5 FE2605J7S6 FE2605J7S7 FE2605J7S8 FE2605J7S9 FE2605J7SA FE2605J7SB FE2605J7SC FE2605J7SD FE2605J7SE FE2605J7SF FE2605J7SG FE2605J7SH FE2605J7SI
FE2605J7SJ FE2605J7SK FE2605J7SL FE2605J7SM FE2605J7SN FE2605J7SO FE2605J7SP FE2605J7SQ FE2605J7SR FE2605J7SS FE2605J7ST FE2605J7SU FE2605J7SV FE2605J7SW FE2605J7SX FE2605J7SY FE2605J7SZ
FE2605J7T0 FE2605J7T1 FE2605J7T2 FE2605J7T3 FE2605J7T4 FE2605J7T5 FE2605J7T6 FE2605J7T7 FE2605J7T8 FE2605J7T9 FE2605J7TA FE2605J7TB FE2605J7TC FE2605J7TD FE2605J7TE FE2605J7TF FE2605J7TG
FE2605J7TH FE2605J7TI FE2605J7TJ FE2605J7TK FE2605J7TL FE2605J7TM FE2605J7TN FE2605J7TO FE2605J7TP FE2605J7TQ FE2605J7TR FE2605J7TS FE2605J7TT FE2605J7TU FE2605J7TV FE2605J7TW FE2605J7TX
FE2605J7TY FE2605J7TZ FE2605J7U0 FE2605J7U1 FE2605J7U2 FE2605J7U3 FE2605J7U4 FE2605J7U5 FE2605J7U6 FE2605J7U7 FE2605J7U8 FE2605J7U9 FE2605J7UA FE2605J7UB FE2605J7UC FE2605J7UD FE2605J7UE
FE2605J7UF FE2605J7UG FE2605J7UH FE2605J7UI FE2605J7UJ FE2605J7UK FE2605J7UL FE2605J7UM FE2605J7UN FE2605J7UO FE2605J7UP FE2605J7UQ FE2605J7UR FE2605J7US FE2605J7UT FE2605J7UU FE2605J7UV
FE2605J7UW FE2605J7UX FE2605J7UY FE2605J7UZ FE2605J7V0 FE2605J7V1 FE2605J7V2 FE2605J7V3 FE2605J7V4 FE2605J7V5 FE2605J7V6 FE2605J7V7 FE2605J7V8 FE2605J7V9 FE2605J7VA FE2605J7VB FE2605J7VC
FE2605J7VD FE2605J7VE FE2605J7VF FE2605J7VG FE2605J7VH FE2605J7VI FE2605J7VJ FE2605J7VK FE2605J7VL FE2605J7VM FE2605J7VN FE2605J7VO FE2605J7VP FE2605J7VQ FE2605J7VR FE2605J7VS FE2605J7VT
FE2605J7VU FE2605J7VV FE2605J7VW FE2605J7VX FE2605J7VY FE2605J7VZ FE2605J7W0 FE2605J7W1 FE2605J7W2 FE2605J7W3 FE2605J7W4 FE2605J7W5 FE2605J7W6 FE2605J7W7 FE2605J7W8 FE2605J7W9 FE2605J7WA
FE2605J7WB FE2605J7WC FE2605J7WD FE2605J7WE FE2605J7WF FE2605J7WG FE2605J7WH FE2605J7WI FE2605J7WJ FE2605J7WK FE2605J7WL FE2605J7WM FE2605J7WN FE2605J7WO FE2605J7WP FE2605J7WQ FE2605J7WR
FE2605J7WS FE2605J7WT FE2605J7WU FE2605J7WV FE2605J7WW FE2605J7WX FE2605J7WY FE2605J7WZ FE2605J7X0 FE2605J7X1 FE2605J7X2 FE2605J7X3 FE2605J7X4 FE2605J7X5 FE2605J7X6 FE2605J7X7 FE2605J7X8
FE2605J7X9 FE2605J7XA FE2605J7XB FE2605J7XC FE2605J7XD FE2605J7XE FE2605J7XF FE2605J7XG FE2605J7XH FE2605J7XI FE2605J7XJ FE2605J7XK FE2605J7XL FE2605J7XM FE2605J7XN FE2605J7XO FE2605J7XP
FE2605J7XQ FE2605J7XR FE2605J7XS FE2605J7XT FE2605J7XU FE2605J7XV FE2605J7XW FE2605J7XX FE2605J7XY FE2605J7XZ FE2605J7Y0 FE2605J7Y1 FE2605J7Y2 FE2605J7Y3 FE2605J7Y4 FE2605J7Y5 FE2605J7Y6
FE2605J7Y7 FE2605J7Y8 FE2605J7Y9 FE2605J7YA FE2605J7YB FE2605J7YC FE2605J7YD FE2605J7YE FE2605J7YF FE2605J7YG FE2605J7YH FE2605J7YI FE2605J7YJ FE2605J7YK FE2605J7YL FE2605J7YM FE2605J7YN
FE2605J7YO FE2605J7YP FE2605J7YQ FE2605J7YR FE2605J7YS FE2605J7YT FE2605J7YU FE2605J7YV FE2605J7YW FE2605J7YX FE2605J7YY FE2605J7YZ FE2605J7Z0 FE2605J7Z1 FE2605J7Z2 FE2605J7Z3 FE2605J7Z4
FE2605J7Z5 FE2605J7Z6 FE2605J7Z7 FE2605J7Z8 FE2605J7Z9 FE2605J7ZA FE2605J7ZB FE2605J7ZC FE2605J7ZD FE2605J7ZE FE2605J7ZF FE2605J7ZG FE2605J7ZH FE2605J7ZI FE2605J7ZJ FE2605J7ZK FE2605J7ZL
FE2605J7ZM FE2605J7ZN FE2605J7ZO FE2605J7ZP FE2605J7ZQ FE2605J7ZR FE2605J7ZS FE2605J7ZT FE2605J7ZU FE2605J7ZV FE2605J7ZW FE2605J7ZX FE2605J7ZY FE2605J7ZZ FE2605J800 FE2605J801 FE2605J802
FE2605J803 FE2605J804 FE2605J805 FE2605J806 FE2605J807 FE2605J808 FE2605J809 FE2605J80A FE2605J80B FE2605J80C FE2605J80D FE2605J80E FE2605J80F FE2605J80G FE2605J80H FE2605J80I FE2605J80J
FE2605J80K FE2605J80L FE2605J80M FE2605J80N FE2605J80O FE2605J80P FE2605J80Q FE2605J80R FE2605J80S FE2605J80T FE2605J80U FE2605J80V FE2605J80W FE2605J80X FE2605J80Y FE2605J80Z FE2605J810
FE2605J811 FE2605J812 FE2605J813 FE2605J814 FE2605J815 FE2605J816 FE2605J817 FE2605J818 FE2605J819 FE2605J81A FE2605J81B FE2605J81C FE2605J81D FE2605J81E FE2605J81F FE2605J81G FE2605J81H
FE2605J81I FE2605J81J FE2605J81K FE2605J81L FE2605J81M FE2

FE2605KHN7 FE2605KI30 FE2605KIC7 FE2605KID2 FE2605KJ6D FE2605KJ6W FE2605KJIX FE2605KKBZ FE2605KL00 FE2605KL4F FE2605KM1V FE2605KM5G FE2605KM8K FE2605KN3V FE2605KNJO FE2605KNK6 FE2605KNL5
FE2605KODC FE2605KON3 FE2605KPOZ FE2605KPL6 FE2605KPU5 FE2605KQ0V FE2605KQ2E FE2605KQ7C FE2605KQDL FE2605KR0F FE2605KRON FE2605KS3S FE2605KS82 FE2605KT36 FE2605KT4I FE2605KT76 FE2605KTK2 FE2605KTR2 FE2605KTSP
FE2605KU09 FE2605KU0G FE2605KU4M FE2605KUEB FE2605KVAK FE2605KVBU FE2605KVTO FE2605KW0F FE2605KWH8 FE2605KWTE FE2605KXBG FE2605KXCR FE2605KXVP FE2605KXVQ FE2605KXXM FE2605KYAK FE2605KYBU FE2605KYDA FE2605KYMA FE2605KZB7 FE2605KZF5 FE2605KZV3 FE2605KZZV FE2605L00L FE2605L00R FE2605L0WB FE2605L14B FE2605L1CK FE2605L220 FE2605L22X FE2605L291
FE2605L2FC FE2605L2FP FE2605L2K3 FE2605L2UV FE2605L2VF FE2605L3J7 FE2605L3S4 FE2605L3S8 FE2605L4AN FE2605L4R9 FE2605L4YD FE2605L5CV FE2605L5J9 FE2605L5LN FE2605L5TD FE2605L60N FE2605L60P
FE2605L6QB FE2605L7JO FE2605L7LL FE2605L7QF FE2605L7U2 FE2605L7U3 FE2605L8K5 FE2605L8M1 FE2605L971 FE2605L9J2 FE2605L9RG FE2605L9Y2 FE2605L9ZS FE2605LAUP FE2605LB1A FE2605LBB0 FE2605LBK5
FE2605LBN1 FE2605LBV4 FE2605LBVY FE2605LCQ7 FE2605LCQM FE2605LCWA FE2605LDD0 FE2605LDD7 FE2605LDX4 FE2605LE26 FE2605LE5H FE2605LE7W FE2605LEJV FE2605LEUU FE2605LEZH FE2605LG0H FE2605LG1O FE2605LH2V FE2605LHIA FE2605LHJF
FE2605LHT2 FE2605LIBS FE2605LIJG FE2605LIJL FE2605LIQN FE2605LJ7Q FE2605LJND FE2605LJRD FE2605LK8V FE2605LKSV FE2605LL37 FE2605LL80 FE2605LLC1 FE2605LLKG FE2605LM09 FE2605LN4E FE2605LNC1 FE2605LNI2
FE2605LO49 FE2605LOBM FE2605LOFQ FE2605LOGZ FE2605LP8F FE2605LPFO FE2605LQ4U FE2605LQIT FE2605LR03 FE2605LS5Z FE2605LSA3 FE2605LSLL FE2605LSTZ FE2605LT8F FE2605LTCQ FE2605LTR2 FE2605LUHZ
FE2605LUJ1 FE2605LV64 FE2605LVK9 FE2605LVWI FE2605LVZ8 FE2605LX3W FE2605LXGM FE2605LXGV FE2605LXG1 FE2605LXSS FE2605LYI6 FE2605LYRN FE2605LZA7 FE2605LZDJ FE2605LZML FE2605M0E9 FE2605M0KI FE2605M104
FE2605M1J0 FE2605M1LO FE2605M1LX FE2605M1P3 FE2605M24D FE2605M2AV FE2605M2GW FE2605M357 FE2605M3WI FE2605M44K FE2605M4DC FE2605M4KL FE2605M4TR FE2605M5CB FE2605M5KU FE2605M908 FE2605M927
FE2605M96P FE2605M9RQ FE2605M9WU FE2605M9WV FE2605M9X6 FE2605MALC FE2605MALQ FE2605MASK FE2605MAVC FE2605MBKB FE2605MBUQ FE2605MC30 FE2605MC8B FE2605MCHZ FE2605MCZ1 FE2605MD47 FE2605MD13 FE2605MDPJ FE2605MDQU
FE2605MEC8 FE2605MEE0 FE2605MEJ7 FE2605MERZ FE2605MF2V FE2605MF6I FE2605MFD6 FE2605MFER FE2605MFZW FE2605MG1Z FE2605MG6R FE2605MH2K FE2605MHB7 FE2605MHEH FE2605MHEX
FE2605MHZA FE2605MI04 FE2605MIBT FE2605MICC FE2605MILS FE2605MIWV FE2605MITO FE2605MIXO FE2605MJ2E FE2605MJ9A FE2605MJHV FE2605MJZR FE2605MJZX FE2605MK3X FE2605MKAT FE2605MKBT
FE2605MOCB FE2605MOLP FE2605MOM8 FE2605MOPI FE2605MPCW FE2605MPLT FE2605MPSB FE2605MPS9 FE2605MQA1 FE2605MQF9 FE2605MR11 FE2605MR52 FE2605MRCS FE2605MRMV FE2605MRNN FE2605MRPQ FE2605MSAT
FE2605MTIR FE2605MTPA FE2605MTUF FE2605MTZQ FE2605MUCH FE2605MUPW FE2605MWBK FE2605MWLS FE2605MX5S FE2605MX75 FE2605MY5T FE2605MY95 FE2605MYGC FE2605MYQK FE2605MYTU FE2605MZ0Y
FE2605MZJ5 FE2605MZSR FE2605MZWG FE2605N032 FE2605N0CG FE2605N0JJ FE2605N0K6 FE2605N0KM FE2605N0MT FE2605N0NP FE2605N0TH FE2605N1OU FE2605N1WB FE2605N24B FE2605N2A3 FE2605N2X3
FE2605N30A FE2605N3BN FE2605N3Y4 FE2605N4TP FE2605N4WK FE2605N559 FE2605N5EV FE2605N5RV FE2605N6CH FE2605N6KB FE2605N79D FE2605N7QK FE2605N8LO FE2605N8OP FE2605N90O FE2605N9ME FE2605N9OX
FE2605N9Y7 FE2605NA6J FE2605NAK2 FE2605NAV9 FE2605NAXL FE2605NBTA FE2605NBWG FE2605NBZ8 FE2605NC21 FE2605NC20 FE2605NC3N FE2605NC8J FE2605NCFD FE2605ND0C FE2605NDEL FE2605NDK5
FE2605NDRP FE2605NE46 FE2605NEK4 FE2605NEQB FE2605NF3E FE2605NF60 FE2605NFNV FE2605NFTU FE2605NGW0 FE2605NH3R FE2605NHAY FE2605NHQV FE2605NIAE FE2605NIBC FE2605NIDV FE2605NISG FE2605NJ7Q FE2605NJQP FE2605NK26 FE2605NL8Y FE2605NLAL FE2605NLCN FE2605NLDL FE2605NLFG FE2605NLQU FE2605NM39 FE2605NMFE FE2605NMP8 FE2605NN91 FE2605NNCG FE2605NNCO
FE2605NNRV FE2605NNRY FE2605NNW8 FE2605NNWS FE2605NOM7 FE2605NPFJ FE2605NPXV FE2605NQ12 FE2605NQ6D FE2605NQFP FE2605NR93 FE2605NRX3 FE2605NS1C FE2605NSD0 FE2605NSF1 FE2605NSRL
FE2605NTIF FE2605NU52 FE2605NU66 FE2605NUFN FE2605NV4Y FE2605NVI8 FE2605NVND FE2605NWG8 FE2605NWRQ FE2605NWTO FE2605NXAG FE2605NXSP FE2605NYCU FE2605NYVM FE2605NYYR FE2605NZPQ FE2605NZWY
FE2605NZXQ FE2605NZZN FE2605O076 FE2605O0B6 FE2605O0KI FE2605O0MB FE2605O0WE FE2605O198 FE2605O222 FE2605O26S FE2605O27R FE2605O2B8 FE2605O2M4 FE2605O2MV FE2605O2NI FE2605O4DP FE2605O4BS FE2605O4O1 FE2605O543 FE2605O5NE
FE2605O5OD FE2605O6BL FE2605O6SH FE2605O7GT FE2605O7IN FE2605O7T4 FE2605O84Z FE2605O88M FE2605O8TW FE2605O9VM FE2605O9ZE FE2605OA3Z FE2605OA4H FE2605OAFT FE2605OAUL FE2605OAXI FE2605OBAL
FE2605OBB1 FE2605OBHJ FE2605OBP8 FE2605OBRP FE2605OC2O FE2605OC6I FE2605OC7K FE2605OCKG FE2605OCTG FE2605OCX1 FE2605OD94 FE2605ODAT FE2605ODP2 FE2605ODYZ FE2605OEBS FE2605OEE2 FE2605OERS FE2605OFUM
FE2605OF2G FE2605OG9Z FE2605OGNO FE2605OGPH FE2605OHEU FE2605OI2F FE2605OI4C FE2605OIHA FE2605OIOI FE2605OJP3 FE2605OK5J FE2605OKGF FE2605OKXO FE2605OLB8 FE2605OLHF FE2605OLV6
FE2605OMO0 FE2605OMVG FE2605ON5J FE2605ONLU FE2605ONR5 FE2605OO6N FE2605OOAM FE2605OOVM FE2605OOXG FE2605OOYZ FE2605OP78 FE2605OPGT FE2605OPLQ FE2605OPQK FE2605OQ70 FE2605OQ9Y FE2605OQWR
FE2605ORAG FE2605ORDM FE2605ORTB FE2605OS23 FE2605OS71 FE2605OSCO FE2605OSID FE2605OSOA FE2605OTU1 FE2605OUNX FE2605OUSO FE2605OUXV FE2605OV60 FE2605OVKO FE2605OVQ6 FE2605OVT9 FE2605OWYD FE2605OXDJ
FE2605OYXG FE2605OYX6 FE2605OZ18 FE2605OZHM FE2605OZIY FE2605OZNJ FE2605P08F FE2605P0CG FE2605P0UU FE2605P168 FE2605P19V FE2605P1T2 FE2605P252 FE2605P261 FE2605P2GW FE2605P2HD FE2605P371 FE2605P3AJ
FE2605P3I7 FE2605P3P7 FE2605P4O0 FE2605P4AB FE2605P4FB FE2605P4WW FE2605P51J FE2605P580 FE2605P5MC FE2605P5O6 FE2605P5V5 FE2605P66C FE2605P6I3 FE2605P775 FE2605P7PS FE2605P96Y FE2605P9JR FE2605P9K0
FE2605P9O0 FE2605P9V1 FE2605PA3X FE2605PA5P FE2605PAY2 FE2605PB6V FE2605PBBM FE2605PBCC FE2605PCFN FE2605PCIG FE2605PDFW FE2605PDO5 FE2605PDZY FE2605PE7E FE2605PEC3
FE2605PEE2 FE2605PF6I FE2605PF9J FE2605PFDI FE2605PFEN FE2605PFT2 FE2605PFV3 FE2605PGNH FE2605PGWX FE2605PH1E FE2605PHP7 FE2605PHP8 FE2605PHTH FE2605PIDH FE2605PIHG FE2605PIMM FE2605PK7D
FE2605PKZN FE2605PL41 FE2605PL68 FE2605PL9R FE2605PLDV FE2605PLKZ FE2605PLVY FE2605PM78 FE2605PMEA FE2605PMLV FE2605PNMU FE2605PNZO FE2605PP4B FE2605PP6P FE2605PPBD FE2605PPCN FE2605PPET FE2605PPHN FE2605PPQW
FE2605PQE3 FE2605PQEB FE2605PQNU FE2605PQRE FE2605PRB3 FE2605PRO5 FE2605PRQ6 FE2605PRUE FE2605PSUU FE2605PUWU FE2605PV00 FE2605PVD1 FE2605PVS8 FE2605PW6G FE2605PWEZ FE2605PXCM
FE2605PYBK FE2605PYEX FE2605PYO0 FE2605PYU1 FE2605Q001 FE2605Q033 FE2605Q050 FE2605Q0GR FE2605Q0MR FE2605Q0P9 FE2605Q1K5 FE2605Q1KR FE2605Q1P5 FE2605Q1TA FE2605Q20X FE2605Q30A FE2605Q33D FE2605Q34Q FE2605Q3LB FE2605Q3V9
FE2605Q45Y FE2605Q4R1 FE2605Q4SO FE2605Q4XD FE2605Q516 FE2605Q529 FE2605Q5BY FE2605Q5SS FE2605Q60K FE2605Q6EH FE2605Q6VE FE2605Q710 FE2605Q7A1 FE2605Q7AA FE2605Q7FG FE2605Q7T4 FE2605Q89N FE2605Q8OT FE2605Q8QX FE2605Q8RB FE2605Q8VB FE2605Q94C
FE2605Q97H FE2605Q9CF FE2605Q9D3 FE2605Q9R4 FE2605Q9X8 FE2605QA0R FE2605QA6G FE2605QAB6 FE2605QBJR FE2605QC49 FE2605QCCG FE2605QCHW FE2605QCJM FE2605QD6H FE2605QDBX FE2605QDDD
FE2605QECV FE2605QETD FE2605QF0I FE2605QFX7 FE2605QFX8 FE2605QG11 FE2605QGI1 FE2605QH2Q FE2605QHBE FE2605QHGG FE2605QI15 FE2605QIYN FE2605QJ4Q FE2605QJQS FE2605QK6M FE2605QK9U FE2605QKEV FE2605QL72 FE2605QL9L
FE2605QLGK FE2605QM12 FE2605QMIK FE2605QN4O FE2605QNF4 FE2605QNN9 FE2605QNTH FE2605QO0C FE2605QOJO FE2605QOT5 FE2605QP3F FE2605QP84 FE2605QPES FE2605QPJG FE2605QPJV FE2605QQJQ FE2605QQWE FE2605QR7L FE2605QRAB
FE2605QRB5 FE2605QRF1 FE2605QSBL FE2605QSJB FE2605QT56 FE2605QTG1 FE2605QTGW FE2605QTI6 FE2605QTMA FE2605QUC7 FE2605QUNA FE2605QUU2 FE2605QVFA FE2605QVO3 FE2605QW4Z FE2605QWFN FE2605QX2J FE2605QX3R
FE2605QX5S FE2605QV78 FE2605QVAF FE2605QVD1 FE2605QVH8 FE2605QVO1 FE2605QVOU FE2605QZQ9 FE2605QZRL FE2605QZSR FE2605R0OR FE2605R0R6 FE2605R0ZA FE2605R13Q FE2605R1M9 FE2605R1NG FE2605R1SX FE2605R232 FE2605R2LI
FE2605R2P4 FE2605R2P9 FE2605R2Z0 FE2605R343 FE2605R3F4 FE2605R3J6 FE2605R3M9 FE2605R3Q3 FE2605R3VC FE2605R4EI FE2605R62V FE2605R69E FE2605R6NO FE2605R6RM FE2605R6WB FE2605R71N FE2605R7EX FE2605R7R6 FE2605R8RB
FE2605R8RF FE2605R8ZK FE2605R935 FE2605R9AG FE2605R9CC FE2605RAH7 FE2605RAIX FE2605RAOY FE2605RARO FE2605RBA6 FE2605RBL6 FE2605RB0F FE2605RBP6 FE2605RCJS FE2605RD03 FE2605RDJF FE2605RDM5 FE2605RDY5
FE2605RE6A FE2605REOY FE2605RFA9 FE2605RFK7 FE2605RG92 FE2605RHH6 FE2605RI6G FE2605RI1W FE2605RIZL FE2605RJ7L FE2605RJF8 FE2605RJSA FE2605RJSB FE2605RJYP FE2605RJZJ FE2605RKOT FE2605RL6W FE2605RLNI FE2605RLNO FE2605RM7E

FE2605RMFG FE2605RMFV FE2605RMGA FE2605RMGK FE2605RMGP FE2605RMGU FE2605RMHE FE2605RMHJ FE2605RMHP FE2605RMHU FE2605RMJA FE2605RMJF FE2605RMJK FE2605RMJP FE2605RMJU FE2605RMKA FE2605RMKF FE2605RMKK FE2605RMKP FE2605RMKU FE2605RMLE FE2605RMLJ FE2605RMLP FE2605RMLU FE2605RMMA FE2605RMMF FE2605RMMK FE2605RMMP FE2605RMMU FE2605RMNE FE2605RMNJ FE2605RMNP FE2605RMNU FE2605RMPA FE2605RMPF FE2605RMPK FE2605RMPP FE2605RMPU FE2605RMQE FE2605RMQJ FE2605RMQP FE2605RMQU FE2605RMRE FE2605RMRJ FE2605RMRP FE2605RMRU FE2605RMRZ FE2605RMSA FE2605RMSF FE2605RMSK FE2605RMSP FE2605RMSU FE2605RMTE FE2605RMTJ FE2605RMTP FE2605RMTU FE2605RMUA FE2605RMUF FE2605RMUK FE2605RMUP FE2605RMUU FE2605RMVE FE2605RMVJ FE2605RMVP FE2605RMVU FE2605RMWA FE2605RMWF FE2605RMWK FE2605RMWP FE2605RMWU FE2605RMXE FE2605RMXJ FE2605RMXP FE2605RMXU FE2605RMYA FE2605RMYF FE2605RMYK FE2605RMYP FE2605RMYU FE2605RMZA FE2605RMZF FE2605RMZK FE2605RMZP FE2605RMZU FE2605RN2A FE2605RN2F FE2605RN2K FE2605RN2P FE2605RN2U FE2605RN3E FE2605RN3J FE2605RN3P FE2605RN3U FE2605RN4E FE2605RN4J FE2605RN4P FE2605RN4U FE2605RN5A FE2605RN5F FE2605RN5K FE2605RN5P FE2605RN5U FE2605RN6E FE2605RN6J FE2605RN6P FE2605RN6U FE2605RN7A FE2605RN7F FE2605RN7K FE2605RN7P FE2605RN7U FE2605RN8E FE2605RN8J FE2605RN8P FE2605RN8U FE2605RN9A FE2605RN9F FE2605RN9K FE2605RN9P FE2605RN9U FE2605RNAE FE2605RNAJ FE2605RNAP FE2605RNAU FE2605RNBA FE2605RNBF FE2605RNBK FE2605RNBP FE2605RNBU FE2605RNCE FE2605RNCJ FE2605RNCP FE2605RNCU FE2605RNDA FE2605RNDF FE2605RNDK FE2605RNDP FE2605RNDU FE2605RNEA FE2605RNEF FE2605RNEK FE2605RNEP FE2605RNEU FE2605RNFA FE2605RNFF FE2605RNFK FE2605RNFP FE2605RNFU FE2605RNGE FE2605RNGJ FE2605RNGP FE2605RNGU FE2605RNHA FE2605RNHF FE2605RNHK FE2605RNHP FE2605RNHU FE2605RNJE FE2605RNJJ FE2605RNJP FE2605RNJU FE2605RNKA FE2605RNKF FE2605RNKK FE2605RNKP FE2605RNKU FE2605RNLE FE2605RNLJ FE2605RNLP FE2605RNLU FE2605RNME FE2605RNMJ FE2605RNMP FE2605RNMU FE2605RNNA FE2605RNNF FE2605RNNK FE2605RNNP FE2605RNNU FE2605RNPE FE2605RNPJ FE2605RNPP FE2605RNPU FE2605RNQA FE2605RNQF FE2605RNQK FE2605RNQP FE2605RNQU FE2605RNRA FE2605RNRF FE2605RNRK FE2605RNRP FE2605RNRU FE2605RNSE FE2605RNSJ FE2605RNSP FE2605RNSU FE2605RNTE FE2605RNTJ FE2605RNTP FE2605RNTU FE2605RNUA FE2605RNUF FE2605RNUK FE2605RNUP FE2605RNUU FE2605RNVE FE2605RNVJ FE2605RNVP FE2605RNVU FE2605RNWA FE2605RNWF FE2605RNWK FE2605RNWP FE2605RNWU FE2605RNXE FE2605RNXJ FE2605RNXP FE2605RNXU FE2605RNYA FE2605RNYF FE2605RNYK FE2605RNYP FE2605RNYU FE2605RNZA FE2605RNZF FE2605RNZK FE2605RNZP FE2605RNZU FE2605RP2A FE2605RP2F FE2605RP2K FE2605RP2P FE2605RP2U FE2605RP3E FE2605RP3J FE2605RP3P FE2605RP3U FE2605RP4E FE2605RP4J FE2605RP4P FE2605RP4U FE2605RP5A FE2605RP5F FE2605RP5K FE2605RP5P FE2605RP5U FE2605RP6E FE2605RP6J FE2605RP6P FE2605RP6U FE2605RP7A FE2605RP7F FE2605RP7K FE2605RP7P FE2605RP7U FE2605RP8E FE2605RP8J FE2605RP8P FE2605RP8U FE2605RP9A FE2605RP9F FE2605RP9K FE2605RP9P FE2605RP9U FE2605RPAE FE2605RPAJ FE2605RPAP FE2605RPAU FE2605RPBA FE2605RPBF FE2605RPBK FE2605RPBP FE2605RPBU FE2605RPCE FE2605RPCJ FE2605RPCP FE2605RPCU FE2605RPDA FE2605RPDF FE2605RPDK FE2605RPDP FE2605RPDU FE2605RPEA FE2605RPEF FE2605RPEK FE2605RPEP FE2605RPEU FE2605RPFA FE2605RPFF FE2605RPFK FE2605RPFP FE2605RPFU FE2605RPGE FE2605RPGJ FE2605RPGP FE2605RPGU FE2605RPHA FE2605RPHF FE2605RPHK FE2605RPHP FE2605RPHU FE2605RPJE FE2605RPJJ FE2605RPJP FE2605RPJU FE2605RPKA FE2605RPKF FE2605RPKK FE2605RPKP FE2605RPKU FE2605RPLE FE2605RPLJ FE2605RPLP FE2605RPLU FE2605RPME FE2605RPMJ FE2605RPMP FE2605RPMU FE2605RPNA FE2605RPNF FE2605RPNK FE2605RPNP FE2605RPNU FE2605RPPE FE2605RPPJ FE2605RPPP FE2605RPPU FE2605RPQA FE2605RPQF FE2605RPQK FE2605RPQP FE2605RPQU FE2605RPRA FE2605RPRF FE2605RPRK FE2605RPRP FE2605RPRU FE2605RPSE FE2605RPSJ FE2605RPSP FE2605RPSU FE2605RPTE FE2605RPTJ FE2605RPTP FE2605RPTU FE2605RPUA FE2605RPUF FE2605RPUK FE2605RPUP FE2605RPUU FE2605RPVE FE2605RPVJ FE2605RPVP FE2605RPVU FE2605RPWA FE2605RPWF FE2605RPWK FE2605RPWP FE2605RPWU FE2605RPXE FE2605RPXJ FE2605RPXP FE2605RPXU FE2605RPYA FE2605RPYF FE2605RPYK FE2605RPYP FE2605RPYU FE2605RPZA FE2605RPZF FE2605RPZK FE2605RPZP FE2605RPZU FE2605RQ2A FE2605RQ2F FE2605RQ2K FE2605RQ2P FE2605RQ2U FE2605RQ3E FE2605RQ3J FE2605RQ3P FE2605RQ3U FE2605RQ4E FE2605RQ4J FE2605RQ4P FE2605RQ4U FE2605RQ5A FE2605RQ5F FE2605RQ5K FE2605RQ5P FE2605RQ5U FE2605RQ6E FE2605RQ6J FE2605RQ6P FE2605RQ6U FE2605RQ7A FE2605RQ7F FE2605RQ7K FE2605RQ7P FE2605RQ7U FE2605RQ8E FE2605RQ8J FE2605RQ8P FE2605RQ8U FE2605RQ9A FE2605RQ9F FE2605RQ9K FE2605RQ9P FE2605RQ9U FE2605RQAE FE2605RQAJ FE2605RQAP FE2605RQAU FE2605RQBA FE2605RQBF FE2605RQBK FE2605RQBP FE2605RQBU FE2605RQCE FE2605RQCJ FE2605RQCP FE2605RQCU FE2605RQDA FE2605RQDF FE2605RQDK FE2605RQDP FE2605RQDU FE2605RQEA FE2605RQEF FE2605RQEK FE2605RQEP FE2605RQEU FE2605RQFA FE2605RQFF FE2605RQFK FE2605RQFP FE2605RQFU FE2605RQGE FE2605RQGJ FE2605RQGP FE2605RQGU FE2605RQHA FE2605RQHF FE2605RQHK FE2605RQHP FE2605RQHU FE2605RQJE FE2605RQJJ FE2605RQJP FE2605RQJU FE2605RQKA FE2605RQKF FE2605RQKK FE2605RQKP FE2605RQKU FE2605RQLE FE2605RQLJ FE2605RQLP FE2605RQLU FE2605RQME FE2605RQMJ FE2605RQMP FE2605RQMU FE2605RQNA FE2605RQNF FE2605RQNK FE2605RQNP FE2605RQNU FE2605RQPE FE2605RQPJ FE2605RQPP FE2605RQPU FE2605RQQA FE2605RQQF FE2605RQQK FE2605RQQP FE2605RQQU FE2605RQRA FE2605RQRF FE2605RQRK FE2605RQRP FE2605RQRU FE2605RQSE FE2605RQSJ FE2605RQSP FE2605RQSU FE2605RQTE FE2605RQTJ FE2605RQTP FE2605RQTU FE2605RQUA FE2605RQUF FE2605RQUK FE2605RQUP FE2605RQUU FE2605RQVE FE2605RQVJ FE2605RQVP FE2605RQVU FE2605RQWA FE2605RQWF FE2605RQWK FE2605RQWP FE2605RQWU FE2605RQXE FE2605RQXJ FE2605RQXP FE2605RQXU FE2605RQYA FE2605RQYF FE2605RQYK FE2605RQYP FE2605RQYU FE2605RQZA FE2605RQZF FE2605RQZK FE2605RQZP FE2605RQZU FE2605RR2A FE2605RR2F FE2605RR2K FE2605RR2P FE2605RR2U FE2605RR3E FE2605RR3J FE2605RR3P FE2605RR3U FE2605RR4E FE2605RR4J FE2605RR4P FE2605RR4U FE2605RR5A FE2605RR5F FE2605RR5K FE2605RR5P FE2605RR5U FE2605RR6E FE2605RR6J FE2605RR6P FE2605RR6U FE2605RR7A FE2605RR7F FE2605RR7K FE2605RR7P FE2605RR7U FE2605RR8E FE2605RR8J FE2605RR8P FE2605RR8U FE2605RR9A FE2605RR9F FE2605RR9K FE2605RR9P FE2605RR9U FE2605RRAE FE2605RRAJ FE2605RRAP FE2605RRAU FE2605RRBA FE2605RRBF FE2605RRBK FE2605RRBP FE2605RRBU FE2605RRCE FE2605RRCJ FE2605RRCP FE2605RRCU FE2605RRDA FE2605RRDF FE2605RRDK FE2605RRDP FE2605RRDU FE2605RREA FE2605RREF FE2605RREK FE2605RREP FE2605RREU FE2605RRFA FE2605RRFF FE2605RRFK FE2605RRFP FE2605RRFU FE2605RRGE FE2605RRGJ FE2605RRGP FE2605RRGU FE2605RRHA FE2605RRHF FE2605RRHK FE2605RRHP FE2605RRHU FE2605RRJE FE2605RRJJ FE2605RRJP FE2605RRJU FE2605RRKA FE2605RRKF FE2605RRKK FE2605RRKP FE2605RRKU FE2605RRLE FE2605RRLJ FE2605RRLP FE2605RRLU FE2605RRME FE2605RRMJ FE2605RRMP FE2605RRMU FE2605RRNA FE2605RRNF FE2605RRNK FE2605RRNP FE2605RRNU FE2605RRPE FE2605RRPJ FE2605RRPP FE2605RRPU FE2605RRQA FE2605RRQF FE2605RRQK FE2605RRQP FE2605RRQU FE2605RRRA FE2605RRRF FE2605RRRK FE2605RRRP FE2605RRRU FE2605RRSE FE2605RRSJ FE2605RRSP FE2605RRSU FE2605RRTE FE2605RRTJ FE2605RRTP FE2605RRTU FE2605RRUA FE2605RRUF FE2605RRUK FE2605RRUP FE2605RRUU FE2605RRVE FE2605RRVJ FE2605RRVP FE2605RRVU FE2605RRWA FE2605RRWF FE2605RRWK FE2605RRWP FE2605RRWU FE2605RRXE FE2605RRXJ FE2605RRXP FE2605RRXU FE2605RRYA FE2605RRYF FE2605RRYK FE2605RRYP FE2605RRYU FE2605RRZA FE2605RRZF FE2605RRZK FE2605RRZP FE2605RRZU FE2605RS2A FE2605RS2F FE2605RS2K FE2605RS2P FE2605RS2U FE2605RS3E FE2605RS3J FE2605RS3P FE2605RS3U FE2605RS4E FE2605RS4J FE2605RS4P FE2605RS4U FE2605RS5A FE2605RS5F FE2605RS5K FE2605RS5P FE2605RS5U FE2605RS6E FE2605RS6J FE2605RS6P FE2605RS6U FE2605RS7A FE2605RS7F FE2605RS7K FE2605RS7P FE2605RS7U FE2605RS8E FE2605RS8J FE2605RS8P FE2605RS8U FE2605RS9A FE2605RS9F FE2605RS9K FE2605RS9P FE2605RS9U FE2605RSAE FE2605RSAJ FE2605RSAP FE2605RSAU FE2605RSBA FE2605RSBF FE2605RSBK FE2605RSBP FE2605RSBU FE2605RSCE FE2605RSCJ FE2605RSCP FE2605RSCU FE2605RSDA FE2605RSDF FE2605RSDK FE2605RSDP FE2605RSDU FE2605RSEA FE2605RSEF FE2605RSEK FE2605RSEP FE2605RSEU FE2605RSFA FE2605RSFF FE2605RSFK FE2605RSFP FE2605RSFU FE2605RSGE FE2605RSGJ FE2605RSGP FE2605RSGU FE2605RSHA FE2605RSHF FE2605RSHK FE2605RSHP FE2605RSHU FE2605RSJE FE2605RSJJ FE2605RSJP FE2605RSJU FE2605RSKA FE2605RSKF FE2605RSKK FE2605RSKP FE2605RSKU FE2605RSLE FE2605RSLJ FE2605RSLP FE2605RSLU FE2605RSME FE2605RSMJ FE2605RSMP FE2605RSMU FE2605RSNA FE2605RSNF FE2605RSNK FE2605RSNP FE2605RSNU FE2605RSPE FE2605RSPJ FE2605RSPP FE2605RSPU FE2605RSQA FE2605RSQF FE2605RSQK FE2605RSQP FE2605RSQU FE2605RSRA FE2605RSRF FE2605RSRK FE2605RSRP FE2605RSRU FE2605RSSE FE2605RSSJ FE2605RSSP FE2605RSSU FE2605RSTE FE2605RSTJ FE2605RSTP FE2605RSTU FE2605RSUA FE2605RSUF FE2605RSUK FE2605RSUP FE2605RSUU FE2605RSVE FE2605RSVJ FE2605RSVP FE2605RSVU FE2605RSWA FE2605RSWF FE2605RSWK FE2605RSWP FE2605RSWU FE2605RSXE FE2605RSXJ FE2605RSXP FE2605RSXU FE2605RSYA FE2605RSYF FE2605RSYK FE2605RSYP FE2605RSYU FE2605RSZA FE2605RSZF FE2605RSZK FE2605RSZP FE2605RSZU FE2605RT2A FE2605RT2F FE2605RT2K FE2605RT2P FE2605RT2U FE2605RT3E FE2605RT3J FE2605RT3P FE2605RT3U FE2605RT4E FE2605RT4J FE2605RT4P FE2605RT4U FE2605RT5A FE2605RT5F FE2605RT5K FE2605RT5P FE2605RT5U FE2605RT6E FE2605RT6J FE2605RT6P FE2605RT6U FE2605RT7A FE2605RT7F FE2605RT7K FE2605RT7P FE2605RT7U FE2605RT8E FE2605RT8J FE2605RT8P FE2605RT8U FE2605RT9A FE2605RT9F FE2605RT9K FE2605RT9P FE2605RT9U FE2605RTAE FE2605RTAJ FE2605RTAP FE2605RTAU FE2605RTBA FE2605RTBF FE2605RTBK FE2605RTBP FE2605RTBU FE2605RTCE FE2605RTCJ FE2605RTCP FE2605RTCU FE2605RTDA FE2605RTDF FE2605RTDK FE2605RTDP FE2605RTDU FE2605RTEA FE2605RTEF FE2605RTEK FE2605RTEP FE2605RTEU FE2605RTFA FE2605RTFF FE2605RTFK FE2605RTFP FE2605RTFU FE2605RTGE FE2605RTGJ FE2605RTGP FE2605RTGU FE2605RTHA FE2605RTHF FE2605RTHK FE2605RTHP FE2605RTHU FE2605RTJE FE2605RTJJ FE2605RTJP FE2605RTJU FE2605RTKA FE2605RTKF FE2605RTKK FE2605RTKP FE2605RTKU FE2605RTLE FE2605RTLJ FE2605RTLP FE2605RTLU FE2605RTME FE2605RTMJ FE2605RTMP FE2605RTMU FE2605RTNA FE2605RTNF FE2605RTNK FE2605RTNP FE2605RTNU FE2605RTPE FE2605RTPJ FE2605RTPP FE2605RTPU FE2605RTQA FE2605RTQF FE2605RTQK FE2605RTQP FE2605RTQU FE2605RTRA FE2605RTRF FE2605RTRK FE2605RTRP FE2605RTRU FE2605RTSE FE2605RTSJ FE2605RTSP FE2605RTSU FE2605RTTE FE2605RTTJ FE2605RTTP FE2605RTTU FE2605RTUA FE2605RTUF FE2605RTUK FE2605RTUP FE2605RTUU FE2605RTVE FE2605RTVJ FE2605RTVP FE2605RTVU FE2605RTWA FE2605RTWF FE2605RTWK FE2605RTWP FE2605RTWU FE2605RTXE FE2605RTXJ FE2605RTXP FE2605RTXU FE2605RTYA FE2605RTYF FE2605RTYK FE2605RTYP FE2605RTYU FE2605RTZA FE2605RTZF FE2605RTZK FE2605RTZP FE2605RTZU FE2605RU2A FE2605RU2F FE2605RU2K FE2605RU2P FE2605RU2U FE2605RU3E FE2605RU3J FE2605RU3P FE2605RU3U FE2605RU4E FE2605RU4J FE2605RU4P FE2605RU4U FE2605RU5A FE2605RU5F FE2605RU5K FE2605RU5P FE2605RU5U FE2605RU6E FE2605RU6J FE2605RU6P FE2605RU6U FE2605RU7A FE2605RU7F FE2605RU7K FE2605RU7P FE2605RU7U FE2605RU8E FE2605RU8J FE2605RU8P FE2605RU8U FE2605RU9A FE2605RU9F FE2605RU9K FE2605RU9P FE2605RU9U FE2605RUAE FE2605RUAJ FE2605RUAP FE2605RUAU FE2605RUBA FE2605RUBF FE2605RUBK FE2605RUBP FE2605RUBU FE2605RUCE FE2605RUCJ FE2605RUCP FE2605RUCU FE2605RUDA FE2605RUDF FE2605RUDK FE2605RUDP FE2605RUDU FE2605RUEA FE2605RUEF FE2605RUEK FE2605RUEP FE2605RUEU FE2605RUFA FE2605RUFF FE2605RUFK FE2605RUFP FE2605RUFU FE2605RUGE FE2605RUGJ FE2605RUGP FE2605RUGU FE2605RUHA FE2605RUHF FE2605RUHK FE2605RUHP FE2605RUHU FE2605RUJE FE2605RUJJ FE2605RUJP FE2605RUJU FE2605RUKA FE2605RUKF FE2605RUKK FE2605RUKP FE2605RUKU FE2605RULE FE2605RULJ FE2605RULP FE2605RULU FE2605RUME FE2605RUMJ FE2605RUMP FE2605RUMU FE2605RUNA FE2605RUNF FE2605RUNK FE2605RUNP FE2605RUNU FE2605RUPE FE2605RUPJ FE2605RUPP FE2605RUPU FE2605RUQA FE2605RUQF FE2605RUQK FE2605RUQP FE2605RUQU FE2605RURA FE2605RURF FE2605RURK FE2605RURP FE2605RURU FE2605RUSE FE2605RUSJ FE2605RUSP FE2605RUSU FE2605RUTE FE2605RUTJ FE2605RUTP FE2605RUTU FE2605RUUA FE2605RUUF FE2605RUUK FE2605RUUP FE2605RUUU FE2605RUVE FE2605RUVJ FE2605RUVP FE2605RUVU FE2605RUWA FE2605RUWF FE2605RUWK FE2605RUWP FE2605RUWU FE2605RUXE FE2605RUXJ FE2605RUXP FE2605RUXU FE2605RUYA FE2605RUYF FE2605RUYK FE2605RUYP FE2605RUYU FE2605RUZA FE2605RUZF FE2605RUZK FE2605RUZP FE2605RUZU FE2605RV2A FE2605RV2F FE2605RV2K FE2605RV2P FE2605RV2U FE2605RV3E FE2605RV3J FE2605RV3P FE2605RV3U FE2605RV4E FE2605RV4J FE2605RV4P FE2605RV4U FE2605RV5A FE2605RV5F FE2605RV5K FE2605RV5P FE2605RV5U FE2605RV6E FE2605RV6J FE2605RV6P FE2605RV6U FE2605RV7A FE2605RV7F FE2605RV7K FE2605RV7P FE2605RV7U FE2605RV8E FE2605RV8J FE2605RV8P FE2605RV8U FE2605RV9A FE2605RV9F FE2605RV9K FE2605RV9P FE2605RV9U FE2605RVAE FE2605RVAJ FE2605RVAP FE2605RVAU FE2605RVBA FE2605RVBF FE2605RVBK FE2605RVBP FE2605RVBU FE2605RVCE FE2605RVCJ FE2605RVCP FE2605RVCU FE2605RVDA FE2605RVDF FE2605RVDK FE2605RVDP FE2605RVDU FE2605RVEA FE2605RVEF FE2605RVEK FE2605RVEP FE2605RVEU FE2605RVFA FE2605RVFF FE2605RVFK FE2605RVFP FE2605RVFU FE2605RVGE FE2605RVGJ FE2605RVGP FE2605RVGU FE2605RVHA FE2605RVHF FE2605RVHK FE2605RVHP FE2605RVHU FE2605RVJE FE2605RVJJ FE2605RVJP FE2605RVJU FE2605RVKA FE2605RVKF FE2605RVKK FE2605RVKP FE2605RVKU FE2605RVLE FE2605RVLJ FE2605RVLP FE2605RVLU FE2605RVME FE2605RVMJ FE2605RVMP FE2605RVMU FE2605RVNA FE2605RVNF FE2605RVNK FE2605RVNP FE2605RVNU FE2605RVPE FE2605RVPJ FE2605RVPP FE2605RVPU FE2605RVQA FE2605RVQF FE2605RVQK FE2605RVQP FE2605RVQU FE2605RVRA FE2605RVRF FE2605RVRK FE2605RVRP FE2605RVRU FE2605RVSE FE2605RVSJ FE2605RVSP FE2605RVSU FE2605RVTE FE2605RVTJ FE2605RVTP FE2605RVTU FE2605RVUA FE2605RVUF FE2605RVUK FE2605RVUP FE2605RVUU FE2605RVVE FE2605RVVJ FE2605RVVP FE2605RVVU FE2605RVWA FE2605RVWF FE2605RVWK FE2605RVWP FE2605RVWU FE2605RVXE FE2605RVXJ FE2605RVXP FE2605RVXU FE2605RVYA FE2605RVYF FE2605RVYK FE2605RVYP FE2605RVYU FE2605RVZA FE2605RVZF FE2605RVZK FE2605RVZP FE2605RVZU FE2605RW2A FE2605RW2F FE2605RW2K FE2605RW2P FE2605RW2U FE2605RW3E FE2605RW3J FE2605RW3P FE2605RW3U FE2605RW4E FE2605RW4J FE2605RW4P FE2605RW4U FE2605RW5A FE2605RW5F FE2605RW5K FE2605RW5P FE2605RW5U FE2605RW6E FE2605RW6J FE2605RW6P FE2605RW6U FE2605RW7A FE2605RW7F FE2605RW7K FE2605RW7P FE2605RW7U FE2605RW8E FE2605RW8J FE2605RW8P FE2605RW8U FE2605RW9A FE2605RW9F FE2605RW9K FE2605RW9P FE2605RW9U FE2605RWAE FE2605RWAJ FE2605RWAP FE2605RWAU FE2605RWBA FE2605RWBF FE2605RWBK FE2605RWBP FE2605RWBU FE2605RWCE FE2605RWCJ FE2605RWCP FE2605RWCU FE2605RWDA FE2605RWDF FE2605RWDK FE2605RWDP FE2605RWDU FE2605RWEA FE2605RWEF FE2605RWEK FE2605RWEP FE2605RWEU FE2605RWFA FE2605RWFF FE2605RWFK FE2605RWFP FE2605RWFU FE2605RWGE FE2605RWGJ FE2605RWGP FE2605RWGU FE2605RWHA FE2605RWHF FE2605RWHK FE2605RWHP FE2605RWHU FE2605RWJE FE2605RWJJ FE2605RWJP FE2605RWJU FE2605RWKA FE2605RWKF FE2605RWKK FE2605RWKP FE2605RWKU FE2605RWLE FE2605RWLJ FE2605RWLP FE2605RWLU FE2605RWME FE2605RWMJ FE2605RWMP FE2605RWMU FE2605RWNA FE2605RWNF FE2605RWNK FE2605RWNP FE2605RWNU FE2605RWPE FE2605RWPJ FE2605RWPP FE2605RWPU FE2605RWQA FE2605RWQF FE2605RWQK FE2605RWQP FE2605RWQU FE2605RWRA FE2605RWRF FE2605RWRK FE2605RWRP FE2605RWRU FE2605RWSE FE2605RWSJ FE2605RWSP FE2605RWSU FE2605RWTE FE2605RWTJ FE2605RWTP FE2605RWTU FE2605RWUA FE2605RWUF FE2605RWUK FE2605RWUP FE2605RWUU FE2605RWVE FE2605RWVJ FE2605RWVP FE2605RWVU FE2605RWWA FE2605RWWF FE2605RWWK FE2605RWWP FE2605RWWU FE2605RWXE FE2605RWXJ FE2605RWXP FE2605RWXU FE2605RWYA FE2605RWYF FE2605RWYK FE2605RWYP FE2605RWYU FE2605RWZA FE2605RWZF FE2605RWZK FE2605RWZP FE2605RWZU FE2605RX2A FE2605RX2F FE2605RX2K FE2605RX2P FE2605RX2U FE2605RX3E FE2605RX3J FE2605RX3P FE2605RX3U FE2605RX4E FE2605RX4J FE2605RX4P FE2605RX4U FE2605RX5A FE2605RX5F FE2605RX5K FE2605RX5P FE2605RX5U FE2605RX6E FE2605RX6J FE2605RX6P FE2605RX6U FE2605RX7A FE2605RX7F FE2605RX7K FE2605RX7P FE2605RX7U FE2605RX8E FE2605RX8J FE2605RX8P FE2605RX8U FE2605RX9A FE2605RX9F FE2605RX9K FE2605RX9P FE2605RX9U FE2605RXAE FE2605RXAJ FE2605RXAP FE2605RXAU FE2605RXBA FE2605RXBF FE2605RXBK FE2605RXBP FE2605RXBU FE2605RXCE FE2605RXCJ FE2605RXCP FE2605RXCU FE2605RXDA FE2605RXDF FE2605RXDK FE2605RXDP FE2605RXDU FE2605RXEA FE2605RXEF FE2605RXEK FE2605RXEP FE2605RXEU FE2605RXFA FE2605RXFF FE2605RXFK FE2605RXFP FE2605RXFU FE2605RXGE FE2605RXGJ FE2605RXGP FE2605RXGU FE2605RXHA FE2605RXHF FE2605RXHK FE2605RXHP FE2605RXHU FE2605RXJE FE2605RXJJ FE2605RXJP FE2605RXJU FE2605RXKA FE2605RXKF FE2605RXKK FE2605RXKP FE2605RXKU FE2605RXLE FE2605RXLJ FE2605RXLP FE2605RXLU FE2605RXME FE2605RXMJ FE2605RXMP FE2605RXMU FE2605RXNA FE2605RXNF FE2605RXNK FE2605RXNP FE2605RXNU FE2605RXPE FE2605RXPJ FE2605RXPP FE2605RXPU FE2605RXQA FE2605RXQF FE2605RXQK FE2605RXQP FE2605RXQU FE2605RXRA FE2605RXRF FE2605RXRK FE2605RXRP FE2605RXRU FE2605RXSE FE2605RXSJ FE2605RXSP FE2605RXSU FE2605RXTE FE2605RXTJ FE2605RXTP FE2605RXTU FE2605RXUA FE2605RXUF FE2605RXUK FE2605RXUP FE2605RXUU FE2605RXVE FE2605RXVJ FE2605RXVP FE2605RXVU FE2605RXWA FE2605RXWF FE2605RXWK FE2605RXWP FE2605RXWU FE2605RXXE FE2605RXXJ FE2605RXXP FE2605RXXU FE2605RXYA FE2605RXYF FE2605RXYK FE2605RXYP FE2605RXYU FE2605RXZA FE2605RXZF FE2605RXZK FE2605RXZP FE2605RXZU FE2605RY2A FE2605RY2F FE2605RY2K FE2605RY2P FE2605RY2U FE2605RY3E FE2605RY3J FE2605RY3P FE2605RY3U FE2605RY4E FE2605RY4J FE2605RY4P FE2605RY4U FE2605RY5A FE2605RY5F FE2605RY5K FE2605RY5P FE2605RY5U FE2605RY6E FE2605RY6J FE2605RY6P FE2605RY6U FE2605RY7A FE2605RY7F FE2605RY7K FE2605RY7P FE2605RY7U FE2605RY8E FE2605RY8J FE2605RY8P FE2605RY8U FE2605RY9A FE2605RY9F FE2605RY9K FE2605RY9P FE2605RY9U FE2605RYAE FE2605RYAJ FE2605RYAP FE2605RYAU FE2605RYBA FE2605RYBF FE2605RYBK FE2605RYBP FE2605RYBU FE2605RYCE FE2605RYCJ FE2605RYCP FE2605RYCU FE2605RYDA FE2605RYDF FE2605RYDK FE2605RYDP FE2605RYDU FE2605RYEA FE2605RYEF FE2605RYEK FE2605RYEP FE2605RYEU FE2605RYFA FE2605RYFF FE2605RYFK FE2605RYFP FE2605RYFU FE2605RYGE FE2605RYGJ FE2605RYGP FE2605RYGU FE2605RYHA FE2605RYHF FE2605RYHK FE2605RYHP FE2605RYHU FE2605RYJE FE2605RYJJ FE2605RYJP FE2605RYJU FE2605RYKA FE2605RYKF FE2605RYKK FE2605RYKP FE2605RYKU FE2605RYLE FE2605RYLJ FE2605RYLP FE2605RYLU FE2605RYME FE2605RYMJ FE2605RYMP FE2605RYMU FE2605RYNA FE2605RYNF FE2605RYNK FE2605RYNP FE2605RYNU FE2605RYPE FE2605RYPJ FE2605RYPP FE2605RYPU FE2605RYQA FE2605RYQF FE2605RYQK FE2605RYQP FE2605RYQU FE2605RYRA FE2605RYRF FE2605RYRK FE2605RYRP FE2605RYRU FE2605RYSE FE2605RYSJ FE2605RYSP FE2605RYSU FE2605RYTE FE2605RYTJ FE2605RYTP FE2605RYTU FE2605RYUA FE2605RYUF FE2605RYUK FE2605RYUP FE2605RYUU FE2605RYVE FE2605RYVJ FE2605RYVP FE2605RYVU FE2605RYWA FE2605RYWF FE2605RYWK FE2605RYWP FE2605RYWU FE2605RYXE FE2605RYXJ FE2605RYXP FE2605RYXU FE2605RYYA FE2605RYYF FE2605RYYK FE2605RYYP FE2605RYYU FE2605RYZA FE2605RYZF FE2605RYZK FE2605RYZP FE2605RYZU FE2605RZ2A FE2605RZ2F FE2605RZ2K FE2605RZ2P FE2605RZ2U FE2605RZ3E FE2605RZ3J FE2605RZ3P FE2605RZ3U FE2605RZ4E FE2605RZ4J FE2605RZ4P FE2605RZ4U FE2605RZ5A FE2605RZ5F FE2605RZ5K FE2605RZ5P FE2605RZ5U FE2605RZ6E FE2605RZ6J FE2605RZ6P FE2605RZ6U FE2605RZ7A FE2605RZ7F FE2605RZ7K FE2605RZ7P FE2605RZ7U FE2605RZ8E FE2605RZ8J FE2605RZ8P FE2605RZ8U FE2605RZ9A FE2605RZ9F FE2605RZ9K FE2605RZ9P FE2605RZ9U FE2605RZAE FE2605RZAJ FE2605RZAP FE2605RZAU FE2605RZBA FE2605RZBF FE2605RZBK FE2605RZBP FE2605RZBU FE2605RZCE FE2605RZCJ FE2605RZCP FE2605RZCU FE2605RZDA FE2605RZDF FE2605RZDK FE2605RZDP FE2605RZDU FE2605RZEA FE2605RZEF FE2605RZEK FE2605RZEP FE2605RZEU FE2605RZFA FE2605RZFF FE2605RZFK FE2605RZFP FE2605RZFU FE2605RZGE FE2605RZGJ FE2605RZGP FE2605RZGU FE2605RZHA FE2605RZHF FE2605RZHK FE2605RZHP FE2605RZHU FE2605RZJE FE2605RZJJ FE2605RZJP FE2605RZJU FE2605RZKA FE2605RZKF FE2605RZKK FE2605RZKP FE2605RZKU FE2605RZLE FE2605RZLJ FE2605RZLP FE2605RZLU FE2605RZME FE2605RZMJ FE2605RZMP FE2605RZMU FE2605RZNA FE2605RZNF FE2605RZNK FE2605RZNP FE2605RZNU FE2605RZPE FE2605RZPJ FE2605RZPP FE2605RZPU FE2605RZQA FE2605RZQF FE2605RZQK FE2605RZQP FE2605RZQU FE2605RZRA FE2605RZRF FE2605RZRK FE2605RZRP FE2605RZRU FE2605RZSE FE2605RZSJ FE2605RZSP FE2605RZSU FE2605RZTE FE2605RZTJ FE2605RZTP FE2605RZTU FE2605RZUA FE2605RZUF FE2605RZUK FE2605RZUP FE2605RZUU FE2605RZVE FE2605RZVJ FE2605RZVP FE2605RZVU FE2605RZWA FE2605RZWF FE2605RZWK FE2605RZWP FE2605RZWU FE2605RZXE FE2605RZXJ FE2605RZXP FE2605RZXU FE2605RZYA FE2605RZYF FE2605RZYK FE2605RZYP FE2605RZYU FE2605RZZA FE2605RZZF FE2605RZZK FE2605RZZP FE2605RZZU FE2605S22A FE2605S22F FE2605S22K FE2605S22P FE2605S22U FE2605S23E FE2605S23J FE2605S23P FE2605S23U FE2605S24E FE2605S24J FE2605S24P FE2605S24U FE2605S25A FE2605S25F FE2605S25K FE2605S25P FE2605S25U FE2605S26E FE2605S26J FE2605S26P FE2605S26U FE2605S27A FE2605S27F FE2605S27K FE2605S27P FE2605S27U FE2605S28E FE2605S28J FE2605S28P FE2605S28U FE2605S29A FE2605S29F FE2605S29K FE2605S29P FE2605S29U FE2605S2AE FE2605S2AJ FE2605S2AP FE2605S2AU FE2605S2BA FE2605S2BF FE2605S2BK FE2605S2BP FE2605S2BU FE2605S2CE FE2605S2CJ FE2605S2CP FE2605S2CU FE2605S2DA FE2605S2DF FE2605S2DK FE2605S2DP FE2605S2DU FE2605S2EA FE2605S2EF FE2605S2EK FE2605S2EP FE2605S2EU FE2605S2FA FE2605S2FF FE2605S2FK FE2605S2FP FE2605S2FU FE2605S2GE FE2605S2GJ FE2605S2GP FE2605S2GU FE2605S2HA FE2605S2HF FE2605S2HK FE2605S2HP FE2605S2HU FE2605S2JE FE2605S2JJ FE2605S2JP FE2605S2JU FE2605S2KA FE2605S2KF FE2605S2KK FE2605S2KP FE2605S2KU FE2605S2LE FE2605S2LJ FE2605S2LP FE2605S2LU FE2605S2ME FE2605S2MJ FE2605S2MP FE2605S2MU FE2605S2NA FE2605S2NF FE2605S2NK FE2605S2NP FE2605S2NU FE2605S2PE FE2605S2PJ FE2605S2PP FE2605S2PU FE2605S2QA FE2605S2QF FE2605S2QK FE2605S2QP FE2605S2QU FE2605S2RA FE2605S2RF FE2605S2RK FE2605S2RP FE2605S2RU FE2605S2SE FE2605S2SJ FE2605S2SP FE2605S2SU FE2605S2TE FE2605S2TJ FE2605S2TP FE2605S2TU FE2605S2UA FE2605S2UF FE2605S2UK FE2605S2UP FE2605S2UU FE2605S2VE FE2605S2VJ FE2605S2VP FE2605S2VU FE2605S2WA FE2605S2WF FE2605S2WK FE2605S2WP FE2605S2WU FE2605S2XE FE2605S2XJ FE2605S2XP FE2605S2XU FE2605S2YA FE2605S2YF FE2605S2YK FE2605S2YP FE2605S2YU FE2605S2ZA FE2605S2ZF FE2605S2ZK FE2605S2ZP FE2605S2ZU FE2605S32A FE2605S32F FE2605S32K FE2605S32P FE

令和８年不動産鑑定士試験短答式試験合格者

不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第９号）第５条第２項の規定により令和８年不動産鑑定士試験の短答式による試験に合格した者の受験番号を次のとおり公告する。

令和８年７月３日

国土交通省土地鑑定委員会委員長

横山　美夏

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
（試験地　北海道）			
1004	1010	1012	1013
1014	1021	1027	1028
1029	1037	1038	1039
1040	1041	1044	1045
1046	1047	1052	1056
（試験地　宮城県）			
1103	1104	1108	1111
1112	1113	1132	1133
1143	1145	1147	1150
1155	1173	1180	
（試験地　東京都）			
1303	1305	1308	1309
1314	1315	1316	1318
1321	1333	1343	1344
1351	1352	1354	1359
1364	1366	1369	1374
1379	1381	1382	1384
1387	1391	1392	1393
1395	1396	1397	1399
1400	1402	1403	1405
1408	1413	1416	1420
1421	1423	1429	1431
1433	1436	1437	1444
1449	1450	1452	1453
1454	1458	1469	1472
1473	1481	1482	1484
1485	1490	1491	1492
1496	1503	1505	1506
1507	1509	1515	1516
1517	1518	1519	1520
1526	1532	1537	1539
1547	1560	1561	1562
1565	1567	1570	1576
1577	1578	1583	1589
1598	1603	1605	1607
1609	1613	1614	1617
1618	1623	1624	1628
1629	1637	1639	1641
1642	1648	1649	1650
1655	1659	1661	1662
1668	1669	1676	1677
1685	1687	1691	1698
1699	1700	1702	1712
1715	1726	1741	1754
1762	1770	1786	1797
1798	1801	1809	1818
1824	1828	1832	1838
1842	1852	1856	1857
1858	1859	1860	1861
1865	1866	1867	1868
1869	1870	1873	1875
1878	1879	1882	1883
1884	1885	1890	1891
1895	1897	1902	1904
1906	1911	1913	1915
1916	1918	1919	1920
1924	1925	1927	1929
1931	1933	1936	1937
1939	1940	1941	1943
1945	1949	1953	1956
1958	1959	1962	1963
1964	1966	1969	1972
1978	1982	1985	1987
1990	1992	1993	1997
1998	1999	2006	2009
2010	2014	2015	2016
2019	2020	2022	2023
2024	2026	2027	2028
2031	2034	2035	2039
2040	2043	2046	2048
2051	2052	2058	2062
2066	2067	2068	2071
2073	2075	2076	2077
2078	2080	2081	2084
2088	2091	2094	2096
2098	2099	2104	2105
2107	2109	2110	2111
2115	2116	2120	2121
2123	2126	2127	2130
2133	2134	2141	2145
2146	2147	2148	2149
2152	2154	2156	2160
2161	2170	2172	2174
2176	2180	2182	2185
2186	2188	2189	2190
2192	2196	2199	2202
2204	2206	2207	2208
2209	2214	2217	2220
2229	2230	2231	2232
2235	2236	2237	2239
2241	2243	2244	2245
2249	2250	2252	2253
2259	2263	2265	2268
2270	2274	2275	2285
2287	2289	2296	2309
2317	2320	2321	2324
2327	2328	2330	2331
2333	2344	2347	2349
2350	2351	2352	2353
2355	2359	2365	2366
2374	2375	2382	2383
2386	2387	2388	2394
2397	2398	2399	2401
2402	2403	2405	2406
2407	2408	2409	2410
2411	2417	2419	2422
2424	2431	2432	2436
2437	2442	2443	2448
2455	2457	2458	2465
2466	2469	2473	2474
2475	2477	2481	2482
2488	2489	2491	2499
2512	2514	2522	2523
2524	2525	2527	2528
2535	2550	2555	2556
2561	2563	2566	2568
2570	2571	2579	2585
2587	2590	2596	2603
2607	2609	2615	2616
2632	2633	2644	2647
2648	2656	2657	2658
2667	2681	2698	2701
2702	2703	2708	2714
2720	2722	2727	2737
2768	2771	2778	2780
2782	2792	2803	2809
2813	2819	2853	2859
2865	2880	2882	2924
2927	2941	2945	2970
2971	2982	2984	2990
（試験地　新潟県）			
3003	3007	3008	3010
3014	3015	3016	3020
3021	3024	3025	3026
3027	3029		
（試験地　愛知県）			
3101	3102	3103	3105
3106	3109	3111	3112
3113	3117	3124	3128
3129	3134	3135	3138
3139	3140	3142	3147
3151	3152	3154	3157
3168	3172	3181	3182
3185	3186	3188	3192
3193	3195	3198	3199
3201	3202	3205	3207
3208	3209	3210	3212
3213	3215	3220	3222
3223	3224	3227	3228
3236	3237	3238	3239
3240	3243	3244	3250
3251	3252	3253	3261
3268	3270	3274	3278
3280	3283	3284	3286
3290	3291	3293	3306
3307	3308	3315	3316
3318	3319	3332	
（試験地　大阪府）			
3402	3403	3404	3405
3409	3410	3411	3415
3417	3423	3424	3426
3428	3430	3433	3437
3439	3441	3447	3448
3449	3452	3453	3454
3455	3460	3462	3465
3469	3471	3472	3480
3481	3490	3494	3496
3500	3506	3508	3511
3513	3514	3518	3520
3523	3524	3530	3531
3533	3536	3546	3554
3558	3563	3568	3571
3577	3582	3583	3584

3585　3588　3592　3597
3598　3599　3600　3604
3606　3607　3608　3609
3610　3612　3613　3614
3615　3616　3619　3620
3621　3623　3624　3627
3628　3629　3633　3635
3636　3639　3642　3643
3644　3646　3648　3650
3652　3653　3654　3658
3659　3660　3661　3662
3663　3664　3666　3667
3668　3674　3675　3677
3681　3682　3683　3685
3688　3690　3691　3694
3696　3698　3699　3702
3704　3708　3711　3712
3716　3718　3720　3721
3722　3723　3725　3727
3728　3729　3730　3731
3734　3735　3736　3737
3741　3756　3759　3760
3763　3764　3768　3771
3777　3781　3783　3785
3789　3790　3796　3798
3802　3803　3805　3806
3815　3820　3826　3830
3832　3836　3841　3843
3847　3853　3854　3880
3891　3906　3932　3933
3937

（試験地　広島県）

4001　4003　4004　4005
4008　4009　4010　4013
4020　4023　4025　4029
4032　4034　4036　4038
4047　4048　4055　4057
4059　4061　4064　4068
4073　4074　4076　4082

（試験地　香川県）

4101　4102　4104　4106
4108　4110　4115　4119
4125　4127　4130　4132
4144　4145　4146　4147
4148　4149　4154

（試験地　福岡県）

4203　4206　4209　4214
4221　4222　4228　4236
4237　4238　4241　4243
4260　4267　4276　4278
4294　4296　4298　4299
4304　4307　4309　4311
4313　4314　4323　4327
4332　4333　4335　4336
4342　4344　4345　4349
4354　4359　4360　4362
4369　4372　4373　4376
4377　4383　4389　4390
4393　4402　4413　4419
4427

（試験地　沖縄県）

4502　4503　4505　4507
4513　4514　4515　4516
4518　4522　4525

以上　900名

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

北海道石狩郡当別町六軒町七二番地六九

琉神合同会社

清算人　千葉　神揮

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

北海道札幌市北区新琴似六条三丁目一番八号

株式会社遠藤葬礼社

代表清算人　遠藤　一身

解散公告

当社は、令和八年五月十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

札幌市中央区南十二条西九丁目一番一―四〇一号

合同会社ｐｏｎｐｏｎｇ

清算人　坪井由美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

宮城県名取市小山二丁目六番二九号

株式会社名取重機

代表清算人　武田　悟

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

秋田県大仙市高関上郷字杉本二九―一

有限会社アスタック

清算人　大川　妙子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

山形県寒河江市本町二丁目八番五〇号

有限会社メガネ宝石のキムラ

清算人　木村　耕助

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

福島県南会津郡南会津町穴原三六五

合同会社ｍｉｎｏｒｉ

清算人　芳賀　光

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

群馬県前橋市山王町二丁目七番地二

株式会社アルゴ・クルー

代表清算人　髙橋　大樹

解散公告

当社は、令和八年六月二十九日、会社法第三一九条第一項の規定に基づき、当社の解散を承認する旨の株主総会の決議があったものとみなされたことにより、解散いたしました。

つきましては、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

埼玉県川越市山田二五―一

パイオニアファインテック株式会社

代表清算人　簡　芳史

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

埼玉県川口市西青木一―一一―四シルフィード西川口三〇一

佳麗海外貿易株式会社

代表清算人　呉　嘉偉

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

埼玉県川越市久保町六番地五

有限会社落合靴店

清算人　落合　里子

解散公告

当社は、令和八年六月十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

千葉県松戸市松戸五九五―一八―二〇三号室

山久永華合同会社

清算人　張　維潔

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

東京都練馬区南大泉一丁目二六番九号

ＭＦスマイル合同会社

清算人　紺野文美恵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

東京都新宿区大久保二丁目一九番一号

株式会社ニッタヤ

代表清算人　新部　謙二

解散公告

当社は、令和八年六月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

東京都中央区京橋三丁目三―一三平和ビル三号館三階ＴＨＥ・ＨＵＢ有楽町ＥＡＳＴ三一八号室

ＡＩＧＯ株式会社

代表清算人　本城　賢人

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

東京都新宿区新宿一丁目三六番二号新宿第七葉山ビル三Ｆ

株式会社ＡＰＥＸ　ＳＯＬＵＴＩＯＮＳ

代表清算人　熊谷　恒司

解散公告

当社は、令和八年六月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

東京都板橋区仲宿六三―七ＯＥＯｆｆｉｃｅＢｌｄｇ．五〇三号　星輪株式会社

代表清算人　曹　洪

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

一般社団法人ＫＨＦ９

代表清算人　石本　忠次

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

東京都中央区銀座六丁目一〇番一号ＧＩＮＺＡＳＩＸ一三Ｆ―一二五号室

株式会社ＭＣＭ

代表清算人　新垣来里明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三日
東京都渋谷区桜丘町二六番一号
ＣＮ株式会社
代表清算人　田中　真穂（野上　真穂）

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三日
東京都江戸川区東小岩一丁目二一番一二号
有限会社エクレール
清算人　長島　孝

解散公告

当社は、令和八年四月二十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三日
東京都中央区築地七丁目一〇番地八号ＳＥ
Ａビル四〇一号室
京龍合同会社
清算人　王　逸

解散公告

当社は、令和八年六月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三日
東京都葛飾区新小岩四丁目二九番一〇―五〇二号　ＡｐｅｘＭｅｄｉａ株式会社
代表清算人　倉持　明宏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三日
東京都板橋区大和町六番地一二―二〇一
ブルーウォーカー株式会社
代表清算人　白　怡一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三日
東京都千代田区神田鍛冶町三丁目六番地三
丹那アグリソーラーエナジー合同会社
代表清算人　日本コンベヤ株式会社
職務執行者　奈良部千尋

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三日
東京都港区西新橋一丁目七番二号
合同会社ＨｉＪｏＪｏ　Ｆｕｎｄ１９
清算人　ＨｉＪｏＪｏ一般社団法人
職務執行者　加藤　光生

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三日
東京都港区西新橋一丁目七番二号
合同会社ＨｉＪｏＪｏ　Ｆｕｎｄ２８
清算人　ＨｉＪｏＪｏ一般社団法人
職務執行者　加藤　光生

解散公告

当社は、令和八年六月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三日
東京都豊島区西池袋二丁目三六番一号ソフトタウン九一三
有限会社ホンダ貿易
代表清算人　糸賀　楊子

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三日
東京都江東区大島二丁目一三番一〇号
有限会社小原彫刻工業
清算人　小原　基雄

解散公告

当社は、令和八年六月十三日総社員の同意により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三日
神奈川県横浜市神奈川区金港町五番一四号
クアドリフォリオ八階
合同会社スキャンサービス
清算人　菅野　崇亮

解散公告

当社は、令和八年五月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三日
神奈川県横浜市青葉区元石川町三八〇八番地ニシハイツ二〇二　眞島・志水株式会社
代表清算人　眞島　陸

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三日
神奈川県南足柄市塩下一〇二三番地五
ライノサポート合同会社
清算人　山本　大地

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三日
神奈川県川崎市中原区宮内一丁目一九番一七―三号　一般社団法人葵の美きもの学院
代表清算人　橋本ミヨ子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三日
相模原市中央区鹿沼台二丁目八番一四号
Ｋ―ＰＬＡＮＮＩＮＧ合同会社
清算人　林　堅

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三日
富山県高岡市野村八四四番地一三
Ｖａｒｉｏｕｓ．ｗｏｒｋ合同会社
清算人　置田　理枝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

石川県能美市上開発町イ一九二番地

有限会社匠建

清算人　本　直志

解散公告

当社は、令和八年二月二十日の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

福井県吉田郡永平寺町谷口第一号一六五番地五

ＬＹＫＪＡＰＡＮ合同会社

清算人　金子　彰秀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

山梨県富士吉田市下吉田二丁目三番七号一階

株式会社ＭＳ法人天石会

代表清算人　天野　梨枝

解散公告

当社は、令和八年六月十七日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

静岡市清水区宮加三八〇七番地の一

有限会社イイヌマ設備

清算人　岩田　恒彦

解散公告

当社は、令和八年六月四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

愛知県豊田市曙町四丁目二三番

合同会社Ｂｅｒｌｉｎ　ｒｅｃｏｒｄｉｎｇｓ

代表清算人　近藤　能史

解散公告

当法人は、令和八年六月一日開催の評議員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目一番一号

ＪＰタワー名古屋一五Ｆ

一般財団法人フィリピン留学振興財団

代表清算人　鹿間　靖博

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

愛知県名古屋市熱田区古新町二丁目八三番地の一

むじん餃子合同会社

清算人　太田　晶久

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

愛知県春日井市角崎町五五番地

有限会社エヌ・エフ・ケー・コンド

清算人　仲野　嘉一

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反一〇七番地

有限会社山長商店

清算人　河村　裕平

解散公告

当社は、令和八年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

三重県名張市神屋六一六番地三

株式会社Ｅ－ＥＸＰＥＲＴ

代表清算人　内田　聡

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

三重県津市一志町高野一六〇番地の七六九

有限会社協勢工業

清算人　平石　好美

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

滋賀県東近江市宮川町二三〇番地二〇

エースモールド株式会社

代表清算人　淺野　正夫

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

滋賀県愛知郡愛荘町豊満一二六八番地二三

合同会社ＲＴＬ

清算人　中村　凌太

解散公告

当社は、令和八年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

京都市伏見区竹田中川原町三七九番地

関西染料製造株式会社

代表清算人　新井　勝二

解散公告

当社は、令和八年五月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

大阪府東大阪市柏田西二丁目一番一一号

東樹脂工業株式会社

代表清算人　金　喜朝

解散公告

当法人は、令和八年六月十五日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

大阪府富田林市若松町四丁目一一番六号

一般社団法人寺子屋とんだばやし

代表清算人　遠坂　貴史

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

大阪市東住吉区中野四丁目一番一六号リベラルオリエンテ中野六一二Ｂ

子恒商貿株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

大阪市東成区大今里三丁目一五番六号ＩｍａｚａｔｏＴｏｗｅｒ二〇二Ｄ

株式会社桜華

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

大阪市中央区本町橋八番八号

株式会社マックス計画

清算人　西田　澄

解散公告

当社は、令和八年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

大阪府東大阪市加納三丁目一二番四〇号

有限会社川東鉄工所

清算人　佐竹　芳久

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

大阪市北区中崎西二丁目一番二―七〇四号

西井自動車電機株式会社

代表清算人　西井　利和

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

大阪市西成区南津守七丁目一番一六―三〇六室

株式会社キンエイジュン

代表清算人　林　太嵩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

大阪市旭区千林二丁目一三番七号二〇六

栩栩如生株式会社

代表清算人　林　太嵩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

大阪市平野区加美正覚寺一丁目五番三―二Ｂ

株式会社ＯＮＥ　ＴＯ　ＯＮＥ

代表清算人　張　英娜

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

兵庫県加古郡播磨町新島二三番地

ハリマ産業有限会社

清算人　金澤　知里

解散公告

当社は、令和八年五月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

兵庫県三木市宿原字新田山一二六五番地一三七

ＯＮＥＰＬＵＳ株式会社

代表清算人　夏　云　飛

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

神戸市兵庫区下祇園町一五番一号

有限会社石戸電設

清算人　石戸めぐみ

解散公告

当社は、令和八年五月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

岡山県倉敷市昭和二丁目一番二八号ビル二階

リベラル・アーツ株式会社

代表清算人　川井　圭子

解散公告

当社は、令和八年五月二十七日の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

岡山県倉敷市上東三一四番地二

合同会社小池

代表清算人　小池三和子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

広島市中区幟町一番五号

一般社団法人Ｕｎｉｃａｌ

代表清算人　福富　優一

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

山口県岩国市岩国一丁目一五番四号

一般財団法人濱本四十吉援護の会

代表清算人　吉田　藤一

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

山口県岩国市山手町一丁目五番一六号

株式会社ベンチャーサポート

代表清算人　角　信一郎

解散公告

当社は、令和八年六月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

香川県高松市木太町三〇〇〇番地八

有限会社常磐屋

清算人　濱田　兼次

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

愛媛県松山市畑寺町丙八九番地二

株式会社カンリブ

代表清算人　中村　芳弘

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

福岡県八女市本村一三二番地三

株式会社アシュランス

代表清算人　江﨑　勝明

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

福岡県久留米市津福今町二三七番地の一

有限会社サトウ自動車商会

清算人　佐藤誠次郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

鹿児島市谷山中央四丁目一五一番地九

株式会社憩いの杜

代表清算人　横山　博恵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

沖縄県浦添市宮城五丁目七番九号比嘉ビル一〇二号室

合同会社オフィス光

清算人　儀間　光男

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年六月二十四日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

福岡県福岡市中央区天神五丁目三番一号

新長浜団地マンション敷地売却組合

清算人　福岡県住宅供給公社

理事長　永山　慎治

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年五月七日長野県知事の認可を受けて解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

長野県下高井郡木島平村大字往郷一五一一番地

庚生産森林組合

清算人　髙山　廣志

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年五月二十二日札幌地方裁判所滝川支部の解散を命ずる決定の確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

北海道滝川市栄町二丁目一〇番一四号

連絡先北海道滝川市花月町一丁目一番一〇号弁護士法人小寺・松田法律事務所滝川事務所　八大龍王大自然愛信教団滝川教会

清算人　村田　雅彦

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年六月十二日東京都知事認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

東京都板橋区大山町三一番一〇号

大山町クロスポイント周辺地区市街地再開発組合

代表清算人　山本　好文

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月十八日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和八年六月十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

大阪市淀川区十三東二丁目六番一八号

医療法人天翔会

清算人　天羽　裕二

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月六日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三日

岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓三一三六番地

黒住教牛窓教会所

清算人　平井　雅道

第十四期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　（単位・円）

負債及び正味財産の部	一、九八〇、四〇九
負債の部計	一、九八〇、四〇九
正味財産の部	三、〇八八、六七五
正味財産の部計	△一、一〇八、二六六
負債及び正味財産の部計	一、九八〇、四〇九

令和八年七月三日

東京都江東区北砂五丁目二〇―一八―一五〇五

特定非営利活動法人日本印刷産業技術標準化推進協議会　代表理事　松尾　正明

第七期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　単位・千円

流動資産	二、八四五、五三二
固定資産	二、八五七、四八五
資産の部合計	五、七〇三、〇一七
負債及び純資産の部	
流動負債	三、一七九、七四七
（賞与引当金）	（五三四、五一四）
負債の部合計	三、一七九、七四七
株主資本	二、五二三、二七〇
資本金	五〇、〇〇〇
資本剰余金	五〇、〇〇〇
資本準備金	五〇、〇〇〇
利益剰余金	二、四二三、二七〇
その他利益剰余金	二、四二三、二七〇
（うち当期純利益）	（一五八、八二七）
純資産の部合計	二、五二三、二七〇
負債及び純資産の部合計	五、七〇三、〇一七

令和八年六月十六日

東京都中央区日本橋室町二丁目三番一号

室町古河三井ビルディング一五階

株式会社Ｊ―ＱｕＡＤ　ＤＹＮＡＭＩＣＳ

代表取締役　渡邉　浩二

第二十八期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	六、八二三、二八八
固定資産	六、九三七、四一三
資産の部合計	一三、七六〇、七〇一

負債及び純資産の部

流動負債	七、四〇八、七〇二
（賞与引当金）	（三二三、八五六）
（役員賞与引当金）	（三、六一六）
固定負債	九一二、五二九
（退職給付引当金）	（八八二、四〇〇）
（役員退職慰労引当金）	（一三、〇七六）
負債の部合計	八、三二一、二三一
株主資本	五、四三九、四七〇
資本金	四九五、〇〇〇
資本剰余金	四二六、〇〇〇
資本準備金	四二六、〇〇〇
利益剰余金	四、五一八、四七〇
利益準備金	四、五一八、四七〇
（うち当期純利益）	（八四〇、七三八）
純資産の部合計	五、四三九、四七〇
負債及び純資産の部合計	一三、七六〇、七〇一

令和八年六月十二日

岐阜県可児市姫ケ丘三丁目一番地

株式会社デンソーワイズテック

代表取締役　豊田　明徳

第七十二期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	八、八三八、一四三
固定資産	七、七五一、一六一
資産の部合計	一六、五八九、三〇四

負債及び純資産の部

流動負債	一〇、一八九、八二七
（賞与引当金）	（七三三、〇一一）
（役員賞与引当金）	（九、九四二）
固定負債	一一三、八〇〇
（退職給付引当金）	（九、四七七）
（役員退職慰労引当金）	（四、三二二）
負債の部合計	一〇、三〇三、六二七
株主資本	六、二八五、六七七
資本金	四五〇、〇〇〇
資本剰余金	一、三三九、〇〇〇
資本準備金	四、四九六、六七七
利益剰余金	二三四、二五〇
利益準備金	四、二六二、四二七
その他利益剰余金	（一、一〇六、九一三）
（うち当期純利益）	六、二八五、六七七
純資産の部合計	一六、五八九、三〇四
負債及び純資産の部合計	

令和八年六月十五日

静岡県湖西市梅田三九〇番地

株式会社デンソーワイパシステムズ

代表取締役　鴨川　純佳

第七十四期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	四、〇二八、五九八
固定資産	五、八〇六、五二〇
資産の部合計	九、八三五、一一八

負債及び純資産の部

流動負債	二、七〇九、六〇六
（賞与引当金）	（二七六、九八四）
（役員賞与引当金）	（一八、一八三）
固定負債	二四二、五七三
（退職給付引当金）	（一一四、四四三）
（役員退職慰労引当金）	（五九、九三〇）
負債の部合計	二、九五二、一七九
株主資本	六、八八二、九三九
資本金	三二、五〇〇
資本剰余金	三一〇、〇〇〇
資本準備金	三一〇、〇〇〇
利益剰余金	六、五四〇、四三九
利益準備金	八、一二五
その他利益剰余金	六、五三二、三一四
（うち当期純利益）	（五二八、四七八）
純資産の部合計	六、八八二、九三九
負債及び純資産の部合計	九、八三五、一一八

令和八年六月九日

愛知県豊川市萩町ゲンザウ一一番地一六

株式会社デンソープレステック

代表取締役　大野　哲生

第二十八期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	一、二二三、四八七
固定資産	二七九、五九九
資産の部合計	一、五〇三、〇八七

負債及び純資産の部

流動負債	七三二、三六八
（賞与引当金）	（九一、八四四）
固定負債	二七五、五四九
（退職給付引当金）	（二四七、一三五）
（役員退職慰労引当金）	（二八、四一四）
負債の部合計	一、〇〇七、九一七
株主資本	四九五、一六九
資本金	九五、〇〇〇
法定準備金	九五、〇〇〇
資本準備金	九五、〇〇〇
剰余金	三〇五、一六九
その他利益剰余金	三〇五、一六九
（うち当期純利益）	（二四二、四一六）
純資産の部合計	四九五、一六九
負債及び純資産の部合計	一、五〇三、〇八七

令和八年六月十二日

愛知県安城市三河安城南町一丁目一一番地九

株式会社デンソーエスアイ

代表取締役　藤吉　幸司

第二十七期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	二、六四四、三二五
固定資産	一、一二〇、〇九七
資産の部合計	三、七六四、四二三

負債及び純資産の部

流動負債	一、七〇四、二六二
（賞与引当金）	（二四六、九〇七）
固定負債	一三四、八六〇
（退職給付引当金）	（一三四、八六〇）
負債の部合計	一、八三九、一二二
株主資本	一、九二五、三〇〇
資本金	一二〇、〇〇〇
資本剰余金	一二〇、〇〇〇
資本準備金	一二〇、〇〇〇
利益剰余金	一、六八五、三〇〇
その他利益剰余金	一、六八五、三〇〇
（うち当期純利益）	（二九四、一九九）
純資産の部合計	一、九二五、三〇〇
負債及び純資産の部合計	三、七六四、四二三

令和八年六月十六日

愛知県安城市高棚町新道一番地

株式会社デンソーロジテム

代表取締役　水尾　恒一

第二十七期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	三六六、二四三
固定資産	二八三、四二七
資産の部合計	六四九、六七一

負債及び純資産の部

流動負債	二〇九、一六八
（賞与引当金）	（五二、九三四）
固定負債	八二、四一四
（退職給付引当金）	（八二、四一四）
負債の部合計	二九一、五八三
株主資本	三五八、〇八八
資本金	五〇、〇〇〇
資本剰余金	五〇、〇〇〇
資本準備金	五〇、〇〇〇
利益剰余金	二五八、〇八八
その他利益剰余金	二五八、〇八八
（うち当期純利益）	（五、三七〇）
純資産の部合計	三五八、〇八八
負債及び純資産の部合計	六四九、六七一

令和八年六月十二日

愛知県刈谷市昭和町一丁目一番地

株式会社デンソーＥＭＣエンジニアリンＧサービス

代表取締役　藤井　天午

第二十六期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部	
流動資産	一、六二四、三九八
固定資産	二八四、一八六
資産の部合計	一、九〇八、五八四
負債及び純資産の部	
流動負債	六〇四、五四六
（賞与引当金）	（一三四、〇八五）
（役員賞与引当金）	（四、〇一二）
固定負債	九七、八六四
（退職給付引当金）	（九二、一八九）
（役員退職慰労引当金）	（五、六七五）
負債の部合計	七〇二、四一〇
株主資本	一、二〇六、一七四
資本金	五〇、〇〇〇
資本剰余金	五〇、〇〇〇
資本準備金	五〇、〇〇〇
利益剰余金	一、一〇六、一七四
その他利益剰余金	一、一〇六、一七四
（うち当期純利益）	（三三四、二七七）
純資産の部合計	一、二〇六、一七四
負債及び純資産の部合計	一、九〇八、五八四

令和八年六月十五日

愛知県知多郡阿久比町大字草木字芳池一番地

株式会社デンソーエムテック

代表取締役　加藤　千景

第二十三期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部	
流動資産	一、八一六、六五五
固定資産	四六四、四七四
資産の部合計	二、二八一、一三〇
負債及び純資産の部	
流動負債	一、一八〇、九九一
（賞与引当金）	（四四八、二七〇）
（役員賞与引当金）	（二、〇五六）
固定負債	二五〇、三九八
（退職給付引当金）	（二四九、一〇六）
（役員退職慰労引当金）	（一、二九一）
負債の部合計	一、四三一、三八九
株主資本	八四九、七四〇
資本金	三〇、〇〇〇
資本剰余金	三〇、〇〇〇
資本準備金	三〇、〇〇〇
利益剰余金	七八九、七四〇
その他利益剰余金	七八九、七四〇
（うち当期純利益）	（二四七、七五九）
純資産の部合計	八四九、七四〇
負債及び純資産の部合計	二、二八一、一三〇

令和八年六月十五日

愛知県刈谷市丸田町二丁目一番地

株式会社デンソーファシリティーズ

代表取締役　大田川寿穂

第二十期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部	
流動資産	八八、四七三
固定資産	三、一四四
資産の部合計	九一、六一八
負債及び純資産の部	
流動負債	二八、〇三〇
（賞与引当金）	（一、三六五）
負債の部合計	二八、〇三〇
株主資本	六三、五八七
資本金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	五三、五八七
その他利益剰余金	五三、五八七
（うち当期純損失）	（一〇、八三一）
純資産の部合計	六三、五八七
負債及び純資産の部合計	九一、六一八

令和八年六月十一日

愛知県刈谷市中山町二丁目三六番

株式会社タッチケア

代表取締役　田村　元

第十一期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部	
流動資産	二六三、六三七
固定資産	五八、八五三
資産の部合計	三二二、四九一
負債及び純資産の部	
流動負債	二一六、〇八二
（賞与引当金）	（七八、四六六）
固定負債	八、〇三三
（退職給付引当金）	（八、〇三三）
負債の部合計	二二四、一一五
株主資本	九八、三七五
資本金	二五、〇〇〇
資本剰余金	二五、〇〇〇
資本準備金	二五、〇〇〇
利益剰余金	四八、三七五
その他利益剰余金	四八、三七五
（うち当期純利益）	（四八、一五四）
純資産の部合計	九八、三七五
負債及び純資産の部合計	三二二、四九一

令和八年六月十五日

愛知県刈谷市昭和町一丁目一番地

株式会社デンソーブラッサム

代表取締役　北野　達生

第八期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部	
流動資産	二三〇、三七〇
固定資産	五〇一、九八五
資産の部合計	七三二、三五六
負債及び純資産の部	
流動負債	三三六、二〇〇
（賞与引当金）	（二、六三四）
固定負債	一二〇、〇〇〇
負債の部合計	四五六、二〇〇
株主資本	二七六、一五五
資本金	五〇、〇〇〇
資本剰余金	五〇、〇〇〇
資本準備金	五〇、〇〇〇
利益剰余金	一七六、一五五
その他利益剰余金	一七六、一五五
（うち当期純利益）	（四一、八四八）
純資産の部合計	二七六、一五五
負債及び純資産の部合計	七三二、三五六

令和八年六月十六日

三重県いなべ市大安町大井田三〇七三番地

株式会社アグリッド

代表取締役　浅井雄一郎

第 37 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

アメリカ合衆国ミシガン州

アンアーバー市ウッドリッジ1044番地

ＩＭＲＡ ＡＭＥＲＩＣＡ，ＩＮＣ．

日本における代表者　池内　覚

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千米ドル）
資産の部	流動資産	61,534
	固定資産	18,012
	合計	79,547
負債及び純資産の部	流動負債	1,761
	固定負債	137
	株主資本	77,649
	資本金	18,750
	資本剰余金	13
	利益剰余金	58,886
	その他利益剰余金	58,886
	（うち当期純利益）	(3,477)
	合計	79,547

第 74 期 決 算 公 告

令和８年６月19日　北海道苫小牧市字勇払143番地
日本製紙白老サポート株式会社
代表取締役社長　川﨑　秀一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	296,021	流動負債	360,134
固定資産	277,671	（賞与引当金）	(88,077)
		固定負債	60,398
		（退職給付引当金）	(54,660)
		負債合計	**420,532**
		株主資本	153,160
		資本金	32,000
		資本剰余金	40,000
		利益剰余金	81,160
		利益準備金	8,000
		その他利益剰余金	73,160
		（うち当期純利益）	(3,129)
		純資産合計	**153,160**
資産合計	**573,692**	**負債・純資産合計**	**573,692**

第 30 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　札幌市中央区北一条西三丁目３番地
株式会社ソフトコム
代表取締役　佐藤　健

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	623,755	流動負債	270,521
固定資産	98,117	（賞与引当金）	(96,423)
		固定負債	19,903
		株主資本	431,448
		資本金	90,000
		資本剰余金	937
		利益剰余金	340,510
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	318,010
		（うち当期純利益）	(104,951)
資産合計	**721,872**	**負債・純資産合計**	**721,872**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年７月３日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ＷＡＫＵＭＡＲＩ株式会社　②大阪府知事(1)63629　③代表取締役　桝井翔太　④大阪府大阪市西区西本町一丁目５番20号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市西区西本町一丁目５番20号　ＷＡＫＵＭＡＲＩ株式会社　代表取締役　桝井翔太

①ＴＫ不動産　②香川県知事(1)4419号　③対馬健三　④香川県高松市寿町一丁目４番８号　ロイヤルガーデン玉藻公園1503号　⑤1000万円　⑥香川県知事　⑦香川県高松市寿町一丁目４番８号　ロイヤルガーデン玉藻公園1503号　対馬健三

第 31 期決算公告　令和８年７月３日
北海道上川郡鷹栖町北一条二丁目７番１号
上川ライスターミナル株式会社
代表取締役社長　相澤　峰基
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	66,082
	固定資産	1,353,379
	合計	1,419,462
負純資産の債及び部	流動負債	184,050
	固定負債	70,556
	株主資本	1,164,856
	資本金	100,000
	資本剰余金	269,900
	その他資本剰余金	269,900
	利益剰余金	794,956
	その他利益剰余金	794,956
	（うち当期純利益）	(13,397)
	合計	1,419,462

第 33 期決算公告　2026年６月17日
北海道釧路市鳥取南５丁目１番24号
別海宇部コンクリート工業株式会社
代表取締役　中西　完二
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	279
	固定資産	31
	合計	310
負純資産の債及び部	流動負債	18
	（賞与引当金）	(2)
	固定負債	3
	退職給付引当金	3
	株主資本	289
	資本金	40
	利益剰余金	249
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	239
	（うち当期純利益）	(29)
	合計	310

第 7 期決算公告　令和８年５月27日
愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪１番地98
株式会社フジタ・イノベーション・キャピタル
代表取締役　齋藤　邦明
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	42,454
	固定資産	1,027,164
	合計	1,069,618
負純資産の債及び部	流動負債	17,225
	固定負債	826,614
	株主資本	225,779
	資本金	100,000
	資本剰余金	210,000
	資本準備金	155,000
	その他資本剰余金	55,000
	利益剰余金	△84,220
	その他利益剰余金	△84,220
	（うち当期純損失）	(52,470)
	合計	1,069,618

第 84 期決算公告　令和８年６月12日
北海道紋別郡遠軽町丸瀬布元町41番地
株式会社ヤマハミュージッククラフト北海道
代表取締役社長　齊藤　昌
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,722
	固定資産	348
	合計	2,070
負純資産の債及び部	流動負債	1,610
	固定負債	9
	退職給付引当金	9
	株主資本	451
	資本金	50
	利益剰余金	401
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	388
	（うち当期純利益）	(47)
	合計	2,070

第 26 期決算公告　令和８年７月３日
北海道天塩郡幌延町字浜里32番地４
幌延風力発電株式会社
代表取締役　古本　直行
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	2,091,024,719
	固定資産	1,100,025,878
	繰延資産	285,596,732
	合計	3,476,647,329
負純資産の債及び部	流動負債	123,676,579
	固定負債	941,328,463
	株主資本	2,411,642,287
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	2,402,520,669
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	2,400,020,669
	（うち当期純利益）	(186,376,067)
	自己株式	△878,382
	合計	3,476,647,329

第 33 期決算公告　令和８年６月11日
北海道白老郡白老町字石山68番地11
株式会社ダイエットクック白老
代表取締役社長　奈良岡弘之
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	676
	固定資産	1,845
	合計	2,521
負純資産の債及び部	流動負債	679
	（賞与引当金）	(14)
	（売上割戻引当金）	(3)
	固定負債	1,507
	株主資本	334
	資本金	30
	利益剰余金	304
	その他利益剰余金	304
	（うち当期純利益）	(146)
	合計	2,521

第26期決算公告　令和８年７月３日
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附１番地34
青森プラント株式会社
代表取締役　加藤　弘一郎
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,947,061
	固定資産	195,696
	繰延資産	90,513
	合計	2,233,270
負債及び純資産の部	流動負債	1,128,453
	固定負債	10,181
	株主資本	1,094,636
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,064,636
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,057,136
	（うち当期純利益）	(813,219)
	合計	2,233,270

第36期決算公告　令和８年５月19日
青森県十和田市元町東一丁目15－１
加賀ＥＭＳ十和田株式会社
代表取締役社長　坂口　文彦
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,007
	固定資産	1,374
	資産合計	2,381
負債及び純資産の部	流動負債	1,872
	固定負債	62
	株主資本	447
	資本金	30
	資本剰余金	170
	資本準備金	8
	その他資本剰余金	162
	利益剰余金	247
	その他利益剰余金	247
	（うち当期純利益）	(4)
	負債・純資産合計	2,381

第11期決算公告
2026年７月３日
北海道札幌市中央区南三条西一丁目８番地10
ＮＴＳプリント工房株式会社
代表取締役社長　石子　雅康
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	72,047
	固定資産	21,743
	合計	93,790
負債及び純資産の部	流動負債	11,079
	固定負債	1,012
	株主資本	81,699
	資本金	10,000
	利益剰余金	71,699
	その他利益剰余金	71,699
	（うち当期純利益）	(5,048)
	合計	93,790

第24期決算公告　令和８年６月１日
宮城県岩沼市字吹上西111番地
ユニボード株式会社
代表取締役　関谷　靖昭
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,164,380
	固定資産	758,924
	合計	1,923,304
負債及び純資産の部	流動負債	548,614
	固定負債	15,953
	株主資本	1,357,632
	資本金	490,000
	資本剰余金	528,995
	資本準備金	528,995
	利益剰余金	338,636
	その他利益剰余金	338,636
	（うち当期純利益）	(49,482)
	評価・換算差額等	1,106
	合計	1,923,304

第40期決算公告　令和８年６月30日
宮城県栗原市鶯沢南郷荒町48番地
細倉金属鉱業株式会社
代表取締役　阿部　信二
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,854,928
	固定資産	13,534,655
	合計	19,389,584
負債及び純資産の部	流動負債	9,960,336
	固定負債	2,160,203
	株主資本	7,269,044
	資本金	100,000
	資本剰余金	20,746
	その他資本剰余金	20,746
	利益剰余金	7,148,298
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	7,123,298
	（うち当期純利益）	(491,755)
	合計	19,389,584

第23期決算公告
2026年７月３日
宮城県黒川郡大衡村沖の平１番
株式会社ＯＭＴ
代表取締役社長　茶畑　剛
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	117,649
	固定資産	1,872
	合計	119,522
負債及び純資産の部	流動負債	55,893
	（賞与引当金）	(34,445)
	株主資本	63,629
	資本金	10,000
	利益剰余金	53,629
	利益準備金	952
	その他利益剰余金	52,676
	（うち当期純利益）	(17,916)
	合計	119,522

第30期決算公告
令和８年７月３日
宮城県仙台市宮城野区扇町四丁目７番30号
株式会社シナネン東北ひまわりガスセンター
代表取締役　毛利　起也
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	28,848
	固定資産	2,996
	合計	31,845
負債及び純資産の部	流動負債	12,812
	株主資本	19,032
	資本金	10,000
	利益剰余金	9,032
	その他利益剰余金	9,032
	（うち当期純利益）	(1,555)
	合計	31,845

第23期決算公告　令和８年６月８日
宮城県仙台市若林区新寺一丁目４番５号
株式会社エフ・エー・アネックス
代表取締役　伊藤　学
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	943,499
	固定資産	74,345
	合計	1,017,844
負債及び純資産の部	流動負債	706,649
	固定負債	27,976
	株主資本	283,218
	資本金	95,000
	利益剰余金	188,218
	利益準備金	536
	その他利益剰余金	187,682
	（うち当期純利益）	(19,403)
	合計	1,017,844

第18期決算公告　令和８年６月８日
宮城県塩竈市新浜町一丁目19番26号
ぜんぎょれん食品株式会社
代表取締役　内田　珠一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,304,068
	固定資産	682,973
	合計	2,987,041
負債及び純資産の部	流動負債	1,905,779
	賞与引当金	13,232
	固定負債	587,337
	退職給付引当金	74,950
	株主資本	493,925
	資本金	98,000
	資本剰余金	255,517
	利益剰余金	140,407
	その他利益剰余金	140,407
	（うち当期純利益）	(3,991)
	合計	2,987,041

第39期決算公告
令和８年６月25日
秋田県潟上市昭和乱橋字開上関田63
株式会社ガスセンター秋田
代表取締役社長　田山　洋平
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	52,515
	固定資産	59,070
	合計	111,586
負債及び純資産の部	流動負債	18,693
	固定負債	80,316
	株主資本	12,576
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,576
	利益準備金	900
	（その他利益剰余金）	(1,676)
	（うち当期純利益）	(412)
	合計	111,586

第12期決算公告　令和８年７月３日
秋田県秋田市中通五丁目１番51号
日本製紙ウェンティ風力株式会社
代表取締役　佐藤　裕之
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	535
	固定資産	1,161
	合計	1,697
負債及び純資産の部	流動負債	193
	固定負債	1,331
	株主資本	172
	資本金	50
	資本剰余金	49
	資本準備金	49
	利益剰余金	72
	その他利益剰余金	72
	（うち当期純利益）	(46)
	合計	1,697

第51期決算公告
令和８年６月26日
秋田県秋田市東通仲町12番17号
ＪＲ秋田鉄道サービス株式会社
代表取締役社長　椎名　成美
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	693,534
	固定資産	168,924
	合計	862,458
負債及び純資産の部	流動負債	332,066
	固定負債	183,349
	株主資本	347,043
	資本金	10,000
	利益剰余金	337,043
	（利益準備金）	(2,500)
	（その他利益剰余金）	(334,543)
	（うち当期純利益）	(8,141)
	合計	862,458

第 54 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
福島県郡山市田村町山中字日照田45
東北工業株式会社
代表取締役　髙月　俊夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	366,219
	固定資産	593,077
	合計	959,296
負純資産及び部	流動負債	482,412
	固定負債	155,823
	株主資本	252,996
	資本金	80,000
	利益剰余金	172,996
	利益準備金	2,505
	その他利益剰余金	170,491
	（うち当期純利益）	(3,557)
	評価・換算差額等	68,065
	合計	959,296

第 56 期決算公告

令和８年７月３日
福島県会津若松市扇町一丁目１番地の８
株式会社玉川製作所
代表取締役　増田　智

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	564,664
	固定資産	143,309
	合計	707,973
負純資産及び部	流動負債	136,153
	固定負債	309,296
	株主資本	262,524
	資本金	13,000
	資本剰余金	108,771
	その他資本剰余金	108,771
	利益剰余金	140,753
	利益準備金	3,250
	その他利益剰余金	137,503
	（うち当期純利益）	(29,103)
	合計	707,973

第 63 期決算公告

令和８年６月17日
秋田県北秋田市小又字堂ノ下44番地の３
株式会社ヤマハミュージッククラフト秋田
代表取締役社長　髙田　素樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	982
	固定資産	423
	合計	1,406
負純資産及び部	流動負債	806
	固定負債	2
	退職給付引当金	2
	株主資本	597
	資本金	90
	資本剰余金	60
	資本準備金	60
	利益剰余金	447
	その他利益剰余金	447
	（うち当期純利益）	(34)
	合計	1,406

第 37 期決算公告

令和８年６月12日
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大平150番地
ShinEtsu
シンエツエスアイセミコン株式会社
代表取締役　渡部　顕宏

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,503,695
	固定資産	216,674
	繰延資産	1,108
	合計	1,721,477
負純資産及び部	流動負債	1,147,210
	株主資本	574,267
	資本金	19,000
	利益剰余金	555,267
	利益準備金	3,230
	その他利益剰余金	552,037
	（うち当期純利益）	(73,347)
	合計	1,721,477

第 13 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
福島県喜多方市慶徳町松舞家字西蓮寺1779番地４
株式会社 アモルトン
代表取締役社長　山条　憲人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,050,833
	固定資産	401,771
	資産合計	1,452,604
負純資産及び部	流動負債	159,152
	固定負債	846,081
	株主資本	447,371
	資本金	20,000
	資本剰余金	94,716
	利益剰余金	332,655
	その他利益剰余金	332,655
	（うち当期純利益）	(59,304)
	負債・純資産合計	1,452,604

第 25 期 決 算 公 告

令和８年６月15日
福島県郡山市菜根五丁目17―１
株式会社ティービーケー・システムエンジニアリング
代表取締役　熊手　剛彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	588,573
	固定資産	340,288
	資産合計	928,861
負純資産及び部	流動負債	190,497
	固定負債	247,500
	株主資本	490,864
	資本金	20,000
	利益剰余金	470,864
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	465,864
	（うち当期純利益）	(80,572)
	負債・純資産合計	928,861

第 57 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
茨城県鹿嶋市泉川南本山1463番地９
鹿島実業株式会社
代表取締役　中島　憲也

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	357,982
	固定資産	67,501
	合計	425,483
負純資産及び部	流動負債	4,322
	株主資本	421,160
	資本金	80,000
	利益剰余金	341,160
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	326,160
	（うち当期純損失）	(41,496)
	合計	425,483

第 1 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
茨城県つくば市池の台２番地
農研ワンヘルス株式会社
代表取締役　上山　智弥

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	31,428
	固定資産	3,771
	資産合計	35,199
負純資産及び部	流動負債	7,877
	固定負債	20,000
	株主資本	7,322
	資本金	4,000
	利益剰余金	3,322
	その他利益剰余金	3,322
	（うち当期純利益）	(3,322)
	負債・純資産合計	35,199

第 44 期決算公告

令和８年６月12日
福島県いわき市小名浜字中原14―１
小名浜埠頭株式会社
代表取締役社長　佐藤　宏隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,449,106
	固定資産	888,270
	繰延資産	24,253
	資産合計	2,361,629
負純資産及び部	流動負債	667,833
	固定負債	1,530,000
	株主資本	163,796
	資本金	100,000
	利益剰余金	66,796
	その他利益剰余金	66,796
	（うち当期純利益）	(75,649)
	自己株式	△3,000
	負債・純資産合計	2,361,629

第 40 期決算公告

令和８年６月22日
群馬県沼田市上発知町字迦葉山丙350番地の１
玉原東急リゾート株式会社
代表取締役　佐藤　文昭

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	413
	固定資産	1,685
	繰延資産	58
	合計	2,156
負純資産及び部	流動負債	187
	固定負債	0
	株主資本	1,970
	資本金	100
	利益剰余金	1,870
	利益準備金	27
	その他利益剰余金	1,843
	（うち当期純利益）	(125)
	合計	2,156

第 58 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
群馬県前橋市総社町一丁目５番地４
本州油化株式会社
代表取締役　南川　英則

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	733,783
	固定資産	436,992
	資産合計	1,170,775
負純資産及び部	流動負債	239,479
	固定負債	115,588
	株主資本	763,900
	資本金	50,000
	利益剰余金	713,900
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	701,400
	（うち当期純利益）	(86,818)
	評価・換算差額等	51,808
	負債・純資産合計	1,170,775

第 64 期 決 算 公 告

令和８年６月11日
群馬県太田市西新町127番地
明電機電工業株式会社
取締役社長　上村　望

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	694,641
	固定資産	186,833
	合計	881,474
負純資産及び部	流動負債	226,873
	固定負債	318,481
	株主資本	336,120
	資本金	20,000
	利益剰余金	316,120
	（利益準備金）	(5,000)
	（その他利益剰余金）	(311,120)
	（うち当期純利益）	(100,899)
	合計	881,474

第 50 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
千葉県船橋市小室町2459番地１
株式会社テノックス技研
代表取締役　後藤　和雄

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	163,895
	固定資産	11,210
	資産合計	175,106
負純資産及び債のび部	流動負債	74,666
	株主資本	100,439
	資本金	30,000
	利益剰余金	70,439
	利益準備金	4,225
	その他利益剰余金	66,214
	（うち当期純利益）	(7,610)
	負債・純資産合計	175,106

第 20 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
千葉県千葉市中央区問屋町16番４号
エフテクノエンジニアリング株式会社
代表取締役　服部　祐介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	90,721
	資産合計	90,721
負純資産及び債のび部	流動負債	27
	負債合計	27
	株主資本	90,694
	資本金	9,000
	利益剰余金	81,695
	利益準備金	2,250
	その他利益剰余金	79,445
	（うち当期純利益）	(667)
	純資産合計	90,694
	負債・純資産合計	90,721

第 46 期 決 算 公 告

令和８年５月29日
群馬県安中市磯部二丁目13番１号
Shin-Etsu　**株式会社シンユウ**
代表取締役　村井田朗夫

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	160,149
	固定資産	33,977
	合計	194,126
負純資産及び債のび部	流動負債	55,096
	株主資本	139,030
	資本金	10,000
	利益剰余金	129,030
	利益準備金	30
	その他利益剰余金	129,000
	（うち当期純利益）	(6,864)
	合計	194,126

第 81 期決算公告

2026年５月29日
東京都新宿区新宿１丁目７番10号
阿部興業株式会社
代表取締役　阿部　清光

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,881,127
	固定資産	3,074,742
	合計	6,955,870
負純資産及び債のび部	流動負債	2,360,163
	固定負債	511,394
	株主資本	4,084,312
	資本金	200,000
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	3,902,312
	（利益準備金）	(50,870)
	（うち当期純利益）	(680,877)
	自己株式	△48,000
	合計	6,955,870

第 4 期決算公告

令和８年７月３日
東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー
エスジェイアールピー
ホールディングス株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	778,444,280
	固定資産	900,000,000
	資産合計	1,678,444,280
負純資産及び債のび部	流動負債	4,699,164
	株主資本	1,673,745,116
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	1,600,000,000
	資本準備金	850,000,000
	その他資本剰余金	750,000,000
	利益剰余金	△26,254,884
	その他利益剰余金	△26,254,884
	（うち当期純損失）	(3,098,527)
	負債・純資産合計	1,678,444,280

第 13 期決算公告

令和８年６月19日
東京都渋谷区代々木一丁目11番２号
ライフエレメンツ株式会社
代表取締役　木村　真也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	269,577
	固定資産	16,752
	資産合計	286,329
負純資産及び債のび部	流動負債	149,809
	株主資本	136,520
	資本金	10,000
	資本剰余金	360,015
	資本準備金	10,000
	その他資本剰余金	350,015
	利益剰余金	△233,495
	その他利益剰余金	△233,495
	（うち当期純損失）	(187,051)
	負債・純資産合計	286,329

第 20 期決算公告

令和８年７月３日
東京都港区虎ノ門二丁目２番３号
コラダリーシング株式会社
代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	545,055
	固定資産	472,350
	合計	1,017,405
負純資産及び債のび部	流動負債	103,400
	固定負債	912,417
	株主資本	1,588
	資本金	6,000
	利益剰余金	△4,411
	（その他利益剰余金）	(△4,411)
	合計	1,017,405

㈱　当期純損失　350千円

第 19 期決算公告

令和８年７月３日
東京都港区芝二丁目28番８号
首都高ＥＴＣメンテナンス株式会社
代表取締役社長　大塚　明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,510,953
	固定資産	278,674
	合計	1,789,627
負純資産及び債のび部	流動負債	783,343
	固定負債	178,767
	株主資本	827,516
	資本金	90,000
	資本剰余金	260,000
	その他資本剰余金	260,000
	利益剰余金	477,516
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	455,016
	（うち当期純利益）	(46,399)
	合計	1,789,627

第 24 期決算公告

令和８年６月25日
東京都港区東麻布一丁目５番２号
アスメディックス株式会社
代表取締役社長　津田　裕之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,858,121
	固定資産	283,368
	合計	3,141,489
負純資産及び債のび部	流動負債	1,486,716
	固定負債	56,110
	株主資本	1,598,663
	資本金	100,000
	資本剰余金	274,493
	資本準備金	274,493
	利益剰余金	1,224,170
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	1,224,170
	（うち当期純利益）	(135,913)
	合計	3,141,489

第 37 期決算公告

令和８年７月３日
東京都品川区北品川１丁目19番５号
アルファコンピュータ株式会社
代表取締役　中尾　昭宏

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,848,879
	固定資産	92,074
	資産合計	1,940,954
負純資産及び債のび部	流動負債	683,744
	（うち引当金）	(45,728)
	固定負債	93,558
	（うち引当金）	(84,401)
	株主資本	1,163,651
	資本金	80,000
	利益剰余金	1,083,651
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	1,063,651
	（うち当期純利益）	(184,619)
	負債・純資産合計	1,940,954

第 37 期決算公告

令和８年６月８日
東京都千代田区内神田一丁目14番６号
東レ・ウルトラスエード・
マーケティング株式会社
代表取締役社長　園田　克之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	279,848
	固定資産	46,584
	資産合計	326,432
負純資産及び債のび部	流動負債	261,813
	固定負債	8,166
	負債合計	269,979
	株主資本	56,452
	資本金	20,000
	利益剰余金	36,452
	その他利益剰余金	36,452
	（うち当期純利益）	(30,886)
	純資産合計	56,452
	負債・純資産合計	326,432

第 9 期 決 算 公 告

令和８年６月26日
東京都中央区日本橋二丁目７番１号
東京日本橋タワー25階
日鉄物産コンストラクション株式会社
代表取締役社長　上田　源次

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,264,916
	固定資産	311
	合計	1,265,227
負純資産及び債のび部	流動負債	1,115,052
	固定負債	5,574
	株主資本	144,601
	資本金	50,000
	利益剰余金	94,601
	利益準備金	1,495
	その他利益剰余金	93,106
	（うち当期純利益）	(31,859)
	合計	1,265,227

第19期決算公告

令和８年７月３日
東京都渋谷区恵比寿西一丁目７番７号
株式会社キャリアファーム
代表取締役　岩本　一紀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	11,575
	固定資産	1,643
	資産合計	13,219
負債及び純資産の部	流動負債	2,161
	株主資本	11,057
	資本金	48,600
	資本剰余金	48,600
	資本準備金	48,600
	利益剰余金	△ 86,142
	その他利益剰余金	△ 86,142
	（うち当期純利益）	(1,904)
	負債・純資産合計	13,219

第5期決算公告

令和８年５月27日
東京都中央区銀座六丁目10番１号
シャイン株式会社
代表取締役　石川　孝浩

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	61,226
	固定資産	10,796
	資産合計	72,022
負債及び純資産の部	流動負債	717,682
	（うち賞与引当金）	(974)
	固定負債	1,556
	負債合計	719,238
	株主資本	△ 647,216
	資本金	100,000
	利益剰余金	△ 747,216
	その他利益剰余金	△ 747,216
	（うち当期純損失）	(177,064)
	純資産合計	△ 647,216
	負債・純資産合計	72,022

第72期決算公告

令和８年６月29日
東京都港区新橋四丁目９番１号
株式会社ニューサービスシステム
代表取締役社長　齋藤雄一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	970,882
	固定資産	117,861
	合計	1,088,744
負債及び純資産の部	流動負債	255,542
	固定負債	37,045
	株主資本	790,698
	資本金	40,000
	資本剰余金	6,400
	利益剰余金	744,298
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	734,298
	（うち当期純利益）	(52,277)
	評価・換算差額等	5,458
	合計	1,088,744

第1期決算公告

令和８年７月３日
東京都港区三田一丁目４番28号
第一中央インベストメント株式会社
代表取締役社長　佐藤浩一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	0
	固定資産	0
	資産合計	0
負債及び純資産の部	流動負債	15,000
	固定負債	0
	負債合計	15,000
	株主資本	△15,000
	資本金	0
	利益剰余金	△15,000
	その他利益剰余金	△15,000
	（うち当期純損失）	(15,000)
	純資産合計	△15,000
	負債・純資産合計	0

第4期決算公告

令和８年６月18日
東京都品川区上大崎二丁目15番19号
ＭＧ目黒駅前ビル
株式会社ＤＡＹ　ＯＮＥ
代表取締役　佐久間敏雅

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	61,341
	固定資産	253,564
	資産合計	314,905
負債及び純資産の部	流動負債	214,214
	株主資本	100,691
	資本金	300
	資本剰余金	363,032
	資本準備金	299,514
	その他資本剰余金	63,517
	利益剰余金	△262,641
	その他利益剰余金	△262,641
	（うち当期純損失）	(262,641)
	負債・純資産合計	314,905

第47期決算公告

令和８年７月３日
東京都港区三田一丁目４番28号
第一中央商事株式会社
代表取締役社長　原田光一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	160,813
	固定資産	19,099
	資産合計	179,912
負債及び純資産の部	流動負債	69,257
	固定負債	5,078
	負債合計	74,335
	株主資本	105,577
	資本金	10,000
	利益剰余金	95,577
	その他利益剰余金	95,577
	（うち当期純利益）	(16,651)
	純資産合計	105,577
	負債・純資産合計	179,912

第87期決算公告

令和８年７月３日
東京都墨田区千歳１丁目８番14号
墨東化成工業株式会社
代表取締役社長　老田　勝

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,247,258
	固定資産	1,903,064
	合計	5,150,322
負債及び純資産の部	流動負債	1,674,024
	固定負債	144,734
	株主資本	3,331,564
	資本金	45,000
	利益剰余金	3,286,564
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	3,275,314
	（うち当期純利益）	(162,724)
	合計	5,150,322

第26期決算公告

令和８年７月３日
東京都千代田区神田三崎町二丁目15番６号
日本プライベートエクイティ株式会社
代表取締役社長　法田　真一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	946,590
	固定資産	106,102
	合計	1,052,692
負債及び純資産の部	流動負債	46,825
	株主資本	1,005,867
	資本金	60,000
	資本剰余金	3,600
	利益剰余金	1,093,557
	利益準備金	11,400
	その他利益剰余金	1,082,157
	（うち当期純利益）	(14,248)
	自己株式	△151,290
	合計	1,052,692

第14期決算公告

令和８年７月３日
東京都渋谷区代々木一丁目11番２号
株式会社トレタ
代表取締役　中村　仁

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	250,538
	固定資産	8,555
	合計	259,094
負債及び純資産の部	流動負債	173,262
	固定負債	529,070
	株主資本	△443,238
	資本金	100,000
	利益剰余金	△543,238
	その他利益剰余金	△543,238
	（うち当期純利益）	(15,690)
	合計	259,094

第27期決算公告

令和８年７月３日
東京都中央区日本橋室町四丁目５番１号
トラスト・キャピタル株式会社
代表取締役社長　藤井　一範

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,942,065
	固定資産	113,458
	資産合計	3,055,524
負債及び純資産の部	流動負債	1,525,585
	株主資本	1,529,938
	資本金	100,000
	資本剰余金	6,174
	資本準備金	6,152
	その他資本剰余金	21
	利益剰余金	1,423,764
	利益準備金	18,847
	その他利益剰余金	1,404,917
	（うち当期純利益）	(1,404,917)
	負債・純資産合計	3,055,524

第29期決算公告

令和８年６月９日
東京都三鷹市大沢６丁目11番25号
株式会社ジャムコ　エアロテック
代表取締役　石毛　禎司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	205,622
	固定資産	48,689
	合計	254,311
負債及び純資産の部	流動負債	81,443
	固定負債	93,068
	株主資本	79,800
	資本金	30,000
	利益剰余金	49,800
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	42,300
	（うち当期純利益）	(25,604)
	合計	254,311

第28期決算公告

令和８年７月３日
東京都文京区後楽一丁目７番27号
株式会社ケイアールエル
代表取締役社長　佐藤　雅之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,494,172
	固定資産	205,551
	合計	2,699,723
負債及び純資産の部	流動負債	742,044
	固定負債	45,298
	（退職給付引当金）	(8,216)
	株主資本	1,912,379
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,882,379
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,874,879
	（うち当期純利益）	(178,224)
	合計	2,699,723

第 11 期 決 算 公 告

2026年７月３日
東京都港区芝浦三丁目16番20号
ＮＴＳリサーチ株式会社
代表取締役社長　田中　菊二

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	20,230
	固定資産	801
	合計	21,032
負純資産及び部	流動負債	53,691
	固定負債	42,500
	株主資本	△75,159
	資本金	10,000
	利益剰余金	△85,159
	その他利益剰余金	△85,159
	（うち当期純利益）	(9,878)
	合計	21,032

第４期決算公告

令和８年７月３日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
ジャパン・エクステンシブ・インフラストラクチャー株式会社
代表取締役　穴繋　康

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,237
	固定資産	21
	繰延資産	10
	資産合計	1,269
負純資産及び部	流動負債	459
	株主資本	809
	資本金	200
	資本剰余金	196
	利益剰余金	413
	その他利益剰余金	413
	（うち当期純利益）	(343)
	負債・純資産合計	1,269

第 7 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
東京都中央区日本橋室町四丁目５番１号
合同会社トラスト・キャピタル・メザニン
代表社員　トラスト・キャピタル株式会社
職務執行者　藤井　一範

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,440,313
	固定資産	197,198
	資産合計	1,637,512
負純資産及び部	流動負債	1,052,744
	社員資本	584,767
	資本金	60,000
	資本剰余金	60,000
	利益剰余金	464,767
	（うち当期純利益）	(293,739)
	負債・純資産合計	1,637,512

第 24 期 決 算 公 告

令和８年６月16日
神奈川県横浜市中区南仲通三丁目35番地
株式会社バイオマスター
代表取締役社長　諸島　忠

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	105,379
	固定資産	104,184
	合計	209,564
負純資産及び部	流動負債	790,715
	株主資本	△581,150
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,091,617
	資本準備金	2,091,617
	利益剰余金	△2,682,768
	その他利益剰余金	△2,682,768
	（うち当期純損失）	(20,937)
	合計	209,564

第 27 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
神奈川県伊勢原市伊勢原一丁目28番26号
株式会社ネスト
代表取締役　藤田　清之

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	107,760
	固定資産	81,742
	合計	189,502
負純資産及び部	流動負債	31,595
	固定負債	57,671
	株主資本	100,236
	資本金	20,000
	利益剰余金	80,236
	利益準備金	3,730
	その他利益剰余金	76,506
	（うち当期純利益）	(14,448)
	合計	189,502

第 6 期 決 算 公 告

2026年７月３日
東京都港区芝浦三丁目16番20号
ＮＴＳシステムズ株式会社
代表取締役社長　小畑　浩一

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	228,530
	固定資産	33,750
	合計	262,281
負純資産及び部	流動負債	215,162
	固定負債	7,661
	株主資本	39,457
	資本金	10,000
	利益剰余金	29,457
	その他利益剰余金	29,457
	（うち当期純利益）	(1,900)
	合計	262,281

第 44 期決算公告

令和８年７月３日
横浜市西区北幸一丁目11番15号
株式会社エヌシーエス
代表取締役　井上　哲夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	701,166
	固定資産	516,925
	合計	1,218,092
負純資産及び部	流動負債	146,492
	（賞与引当金）	(11,145)
	固定負債	27,427
	（退職給付引当金）	(27,427)
	株主資本	1,044,172
	資本金	12,000
	利益剰余金	1,032,172
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	1,029,172
	（うち当期純利益）	(165,806)
	合計	1,218,092

第 20 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
神奈川県横浜市港北区新吉田東五丁目74番22号
株式会社オーシャン
代表取締役社長　大城　直光

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	192,854
	固定資産	79,638
	合計	272,493
負純資産及び部	流動負債	46,240
	固定負債	145,059
	株主資本	81,193
	資本金	21,000
	利益剰余金	60,193
	その他利益剰余金	60,193
	（うち当期純利益）	(4,727)
	合計	272,493

第 23 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
神奈川県横浜市西区北軽井沢63番地
神奈川建設工業株式会社
代表取締役社長　井上　孝博

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	959,363
	固定資産	53,270
	合計	1,012,633
負純資産及び部	流動負債	377,841
	固定負債	3,521
	株主資本	631,270
	資本金	20,000
	利益剰余金	611,270
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	606,270
	（うち当期純利益）	(32,156)
	合計	1,012,633

第 64 期決算公告

令和８年７月３日
長野県中野市大字江部634番地１
大信畜産工業株式会社
代表取締役　久保　伸也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,679,854
	固定資産	433,870
	合計	2,113,725
負純資産及び部	流動負債	1,470,676
	固定負債	43,176
	株主資本	599,872
	資本金	95,000
	資本剰余金	174,924
	資本準備金	174,924
	利益剰余金	329,947
	その他利益剰余金	329,947
	（うち当期純利益）	(139,368)
	合計	2,113,725

第 40 期 決 算 公 告

2026年７月３日
新潟県小千谷市大字岩沢993番地１
中越住電装株式会社
代表取締役　福本　好孝

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	682,038
	固定資産	432,987
	合計	1,115,026
負純資産及び部	流動負債	607,734
	（役員賞与引当金）	(3,000)
	株主資本	507,291
	資本金	50,000
	利益剰余金	457,291
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	444,791
	（うち当期純利益）	(28,068)
	合計	1,115,026

第 48 期 決 算 公 告

2026年６月18日
新潟市中央区東大通一丁目２番25号
第四北越信用保証株式会社
取締役社長　神子島正樹

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	18,122,469
	固定資産	1,453,452
	合計	19,575,922
負純資産及び部	流動負債	15,261,225
	固定負債	14,697
	株主資本	4,300,000
	資本金	50,000
	利益剰余金	4,250,000
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	4,237,500
	（うち当期純利益）	(359,810)
	合計	19,575,922

第 39 期決算公告　令和８年６月29日
静岡県浜松市中央区中沢町10番１号
ヤマハピアノサービス株式会社
代表取締役社長　辰巳　智子
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	457
	固定資産	28
	合計	485
負債及び純資産の部	流動負債	99
	株主資本	385
	資本金	50
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	285
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	282
	（うち当期純利益）	(56)
	合計	485

第４期決算公告　令和８年６月25日
静岡市葵区東町15番地
株式会社ファイブテック
代表取締役社長　浅羽　純生
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	195,880
	固定資産	34,536
	資産合計	230,416
負債及び純資産の部	流動負債	105,942
	（うち賞与引当金）	(47,056)
	固定負債	35,469
	退職給付引当金	35,469
	株主資本	89,005
	資本金	30,000
	利益剰余金	59,005
	その他利益剰余金	59,005
	（うち当期純利益）	(26,992)
	負債・純資産合計	230,416

第 65 期決算公告　令和８年６月19日
長野県上田市腰越1544
エフディ フューチャー株式会社
代表取締役社長　芹澤　通彦
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,391
	固定資産	530
	合計	1,921
負債及び純資産の部	流動負債	275
	固定負債	138
	株主資本	1,469
	資本金	30
	利益剰余金	1,439
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	1,431
	（うち当期純利益）	(66)
	評価差額金	39
	合計	1,921

第 37 期決算公告
令和８年６月22日
静岡県浜松市中央区中沢町10番１号
株式会社ヤマハアイワークス
代表取締役社長　黒田　泰広
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	190
	固定資産	2
	合計	192
負債及び純資産の部	流動負債	53
	株主資本	139
	資本金	20
	利益剰余金	119
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	114
	（うち当期純利益）	(27)
	合計	192

第 15 期決算公告　令和８年６月26日
静岡県袋井市宇刈2505番地の２
株式会社ヤマハリゾート
代表取締役社長　右島　学
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	339
	固定資産	276
	合計	616
負債及び純資産の部	流動負債	316
	固定負債	118
	退職給付引当金	45
	株主資本	181
	資本金	100
	資本剰余金	25
	資本準備金	25
	利益剰余金	56
	その他利益剰余金	56
	（うち当期純損失）	(11)
	合計	616

第 30 期決算公告
令和８年６月19日
静岡県浜松市中央区中沢町10番１号
ヤマハハイテックデザイン株式会社
代表取締役社長　村木　保之
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	270
	固定資産	44
	合計	315
負債及び純資産の部	流動負債	100
	株主資本	214
	資本金	30
	利益剰余金	184
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	177
	（うち当期純利益）	(34)
	合計	315

第 24 期決算公告
令和８年７月３日
静岡県沼津市東間門字上中溝515番地
明電テクノシステムズ株式会社
代表取締役　炭谷　憲作
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,617,908
	固定資産	241,844
	合計	1,859,752
負債及び純資産の部	流動負債	424,469
	固定負債	15,264
	株主資本	1,420,018
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,370,018
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,357,518
	（うち当期純利益）	(289,331)
	合計	1,859,752

第 35 期決算公告　令和８年６月25日
静岡市葵区東町15番地
株式会社朝日メディアブレーン
代表取締役社長　佐々木貴規
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	326,107
	固定資産	39,153
	資産合計	365,261
負債及び純資産の部	流動負債	126,444
	（賞与引当金）	(34,964)
	固定負債	44,312
	退職給付引当金	44,312
	株主資本	194,504
	資本金	25,000
	利益剰余金	169,504
	その他利益剰余金	169,504
	（うち当期純利益）	(11,046)
	負債・純資産合計	365,261

第 9 期決算公告
令和８年６月11日
静岡県富士市蓼原600番地
クレシア春日株式会社
代表取締役　大川　昭三
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,084,904
	固定資産	16,538,834
	資産合計	18,623,738
負債及び純資産の部	流動負債	8,725,356
	固定負債	8,652,148
	株主資本	1,246,234
	資本金	450,000
	資本剰余金	450,000
	資本準備金	450,000
	利益剰余金	346,234
	その他利益剰余金	346,234
	（うち当期純利益）	(201,625)
	負債・純資産合計	18,623,738

第 43 期決算公告　2026年７月３日
静岡県伊東市玖須美元和田716番地の102
株式会社東海車輛サービス
取締役社長　山内　正夫
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	373,503
	固定資産	302,053
	合計	675,557
負債及び純資産の部	流動負債	166,568
	固定負債	—
	株主資本	508,988
	資本金	35,000
	資本剰余金	230
	資本準備金	230
	利益剰余金	473,758
	利益準備金	2,255
	その他利益剰余金	471,503
	（うち当期純利益）	(22,992)
	合計	675,557

第 22 期決算公告　令和８年７月３日
静岡県浜松市中央区中央一丁目２番１号
西遠ＰＦＩサービス株式会社
代表取締役　松本　真一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	396,001
	合計	396,001
負債及び純資産の部	流動負債	270,059
	固定負債	1,003
	株主資本	124,937
	資本金	10,000
	利益剰余金	114,937
	その他利益剰余金	114,937
	（うち当期純利益）	(1,544)
	合計	396,001

第 41 期決算公告　令和８年５月19日
愛知県豊川市穂ノ原３丁目１番
新東エンジニアリング株式会社
取締役社長　横井　美信
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	389,110
	固定資産	123,251
	合計	512,362
負債及び純資産の部	流動負債	112,202
	（賞与引当金）	(27,700)
	固定負債	28,794
	（役員退職引当金）	(15,406)
	株主資本	371,365
	資本金	30,000
	利益剰余金	341,365
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	333,865
	（うち当期純利益）	(8,911)
	合計	512,362

第41期決算公告　令和８年７月３日
愛知県尾張旭市三郷町栄46番地
せとしん信用保証株式会社
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,597,454
	固定資産	6,911
	合計	2,604,366
負純資産及のび部	流動負債	1,323,561
	債務保証損失引当金	139,262
	役員賞与引当金	2,500
	固定負債	7,001
	株主資本	1,273,803
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,313,343
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,310,843
	（うち当期純利益）	(74,107)
	自己株式	△ 49,540
	合計	2,604,366

第28期決算公告　2026年７月３日
静岡県伊東市渚町２番28号
株式会社東海バス
代表取締役　荒畑　成雄
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	692,002
	固定資産	829,654
	合計	1,521,657
負純資産及のび部	流動負債	497,060
	固定負債	761,768
	株主資本	262,827
	資本金	30,000
	資本剰余金	200,000
	その他資本剰余金	200,000
	利益剰余金	32,827
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	25,327
	（うち当期純利益）	(403,701)
	合計	1,521,657

第51期決算公告
2026年７月３日
静岡県駿東郡清水町長沢43番地
東海輸送株式会社
代表取締役　古川　敏彦
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	283,123
	固定資産	1,418,635
	合計	1,701,759
負純資産及のび部	流動負債	475,971
	（賞与引当金）	(3,956)
	固定負債	15,258
	株主資本	1,210,529
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,180,529
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,173,029
	（うち当期純利益）	(64,247)
	合計	1,701,759

第43期決算公告
令和８年６月16日
東京都新宿区四谷一丁目６番２号
株式会社河合塾グリーンアカデミー
代表取締役　堀江　治夫
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	602,398
	固定資産	173,166
	合計	775,564
負純資産及のび部	流動負債	983
	固定負債	0
	株主資本	774,581
	資本金	75,001
	資本剰余金	54,997
	利益剰余金	644,583
	その他利益剰余金	644,583
	（うち当期純利益）	(2,772)
	合計	775,564

第62期決算公告
令和８年６月18日
名古屋市千種区今池二丁目１番10号
株式会社学協
代表取締役　古谷　和雅
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	199,619
	固定資産	2,063,562
	資産合計	2,263,181
負純資産及のび部	流動負債	193
	固定負債	0
	株主資本	2,262,988
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,252,988
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,250,488
	（うち当期純利益）	(313,878)
	負債・純資産合計	2,263,181

第69期決算公告　令和８年７月３日
名古屋市中区新栄二丁目36番27号
株式会社アイセイ社
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	587,578
	固定資産	429,073
	合計	1,016,651
負純資産及のび部	流動負債	378,803
	固定負債	176,700
	株主資本	297,575
	資本金	30,000
	利益剰余金	267,575
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	260,075
	（うち当期純利益）	(△12,752)
	評価・換算差額等	163,573
	その他有価証券評価差額金	163,573
	合計	1,016,651

第50期決算公告　令和８年６月29日
名古屋市中村区亀島一丁目４番12号
豊橋軌道工業株式会社
代表取締役　長江　浩一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	741,838
	固定資産	996,065
	合計	1,737,904
負純資産及のび部	流動負債	152,556
	株主資本	1,573,115
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,563,115
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,560,615
	（うち当期純利益）	(113,573)
	評価・換算差額等	12,232
	合計	1,737,904

第72期決算公告　令和８年６月12日
名古屋市中区錦二丁目18番19号
三井住友銀行名古屋ビル
ニチハマテックス株式会社
代表取締役社長　古橋　秀和
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	5,794
	固定資産	8,332
	合計	14,127
負純資産及のび部	流動負債	2,040
	固定負債	895
	株主資本	11,190
	資本金	400
	利益剰余金	10,790
	利益準備金	262
	その他利益剰余金	10,528
	（うち当期純利益）	(895)
	合計	14,127

第14期決算公告
令和８年７月３日
名古屋市緑区鳴子町五丁目76番地
株式会社東海企画設計
代表取締役　林　裕紀子
貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	875
	固定資産	309
	合計	1,185
負純資産及のび部	流動負債	569
	株主資本	616
	資本金	10
	利益剰余金	606
	その他利益剰余金	606
	（うち当期純利益）	(6)
	合計	1,185

第97期決算公告　2026年６月18日
愛知県刈谷市野田町場割28番地
株式会社ジェイテクトコーティング
取締役社長　津田　壽成
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,393
	固定資産	7,698
	合計	11,092
負純資産及のび部	流動負債	1,647
	固定負債	1,246
	株主資本	6,314
	資本金	48
	資本剰余金	8
	利益剰余金	6,258
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	6,246
	（うち当期純利益）	(233)
	評価・換算差額等	1,883
	合計	11,092

第84期決算公告　令和８年６月15日
名古屋市南区丹後通２丁目１番地の３
日星精工株式会社
代表取締役　温品　昌泰
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,087,856
	固定資産	467,853
	合計	1,555,709
負純資産及のび部	流動負債	1,136,400
	固定負債	106,739
	株主資本	312,570
	資本金	80,000
	利益剰余金	232,570
	利益準備金	4,318
	その他利益剰余金	228,252
	（うち当期純利益）	(26,427)
	合計	1,555,709

第57期決算公告
令和８年６月12日
名古屋市港区金城ふ頭一丁目１番地の１
サンソー港運株式会社
代表取締役社長　坪田　弘之
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	664,826
	固定資産	290,095
	合計	954,921
負純資産及のび部	流動負債	195,193
	固定負債	541,496
	株主資本	218,232
	資本金	90,000
	利益剰余金	128,232
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	105,732
	（うち当期純損失）	(13,274)
	合計	954,921

第33期決算公告　2026年７月３日
三重県四日市市西末広町１番14号
エスディエンジニアリング株式会社
代表取締役　市川　雅張
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,679,460
	固定資産	279,405
	合計	1,958,866
負債及び純資産の部	流動負債	775,006
	(役員賞与引当金)	(3,840)
	株主資本	1,183,859
	資本金	90,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	1,073,859
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,071,359
	(うち当期純利益)	(238,749)
	合計	1,958,866

第48期決算公告　2026年７月３日
三重県四日市市西末広町１番14号
住電装サービス株式会社
代表取締役　海田　利明
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,373,563
	固定資産	281,237
	合計	3,654,800
負債及び純資産の部	流動負債	2,538,249
	(役員賞与引当金)	(4,400)
	株主資本	1,116,550
	資本金	90,000
	資本剰余金	44,000
	その他資本剰余金	44,000
	利益剰余金	982,550
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	960,050
	(うち当期純利益)	(71,606)
	合計	3,654,800

第13期決算公告　令和８年７月３日
愛知県安城市浜富町４番地１
安城情報拠点施設サービス株式会社
代表取締役　水野　浩稔
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	104,843
	固定資産	7,418
	合計	112,262
負債及び純資産の部	流動負債	19,717
	固定負債	357
	株主資本	92,187
	資本金	30,000
	利益剰余金	62,187
	その他利益剰余金	62,187
	(うち当期純利益)	(5,231)
	合計	112,262

第13期決算公告
2026年７月３日
三重県津市新家町530番地の１
ＳＷＳスマイル株式会社
代表取締役　伊藤　徳男
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	186,806
	固定資産	26,454
	合計	213,260
負債及び純資産の部	流動負債	112,049
	(役員賞与引当金)	(300)
	固定負債	4,890
	(退職給付引当金)	(4,890)
	株主資本	96,321
	資本金	50,000
	利益剰余金	46,321
	その他利益剰余金	46,321
	(うち当期純利益)	(3,707)
	合計	213,260

第31期決算公告
2026年７月３日
三重県四日市市西末広町１番14号
株式会社オートネットワーク技術研究所
代表取締役　平井　宏樹
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,570,690
	固定資産	2,800,952
	合計	5,371,642
負債及び純資産の部	流動負債	4,174,521
	(役員賞与引当金)	(6,000)
	固定負債	584,800
	株主資本	612,321
	資本金	80,000
	利益剰余金	532,321
	利益準備金	36,649
	その他利益剰余金	495,671
	(うち当期純利益)	(39,955)
	合計	5,371,642

第24期決算公告
2026年７月３日
三重県四日市市西末広町１番14号
エスダブリュエスマネジメントサポート株式会社
代表取締役　八島　崇
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	268,539
	固定資産	37,739
	合計	306,279
負債及び純資産の部	流動負債	198,904
	(役員賞与引当金)	(3,820)
	株主資本	107,374
	資本金	50,000
	利益剰余金	57,374
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	44,874
	(うち当期純利益)	(9,028)
	合計	306,279

第30期決算公告　令和８年７月３日
大阪府池田市城南２丁目１番11号
株式会社自然総研
代表取締役社長　平井　博将
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	220,043
	固定資産	457
	資産合計	220,501
負債及び純資産の部	流動負債	42,313
	固定負債	448
	負債合計	42,762
	株主資本	177,738
	資本金	80,000
	利益剰余金	97,738
	利益準備金	2,200
	その他利益剰余金	95,538
	(うち当期純利益)	(4,292)
	純資産合計	177,738
	負債・純資産合計	220,501

第27期決算公告　令和８年５月20日
大阪市淀川区西中島５丁目５番15号
株式会社インサイト
代表取締役社長　岩室　宏
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	86,340
	固定資産	35,820
	資産合計	122,160
負債及び純資産の部	流動負債	28,182
	固定負債	32,185
	株主資本	61,793
	資本金	38,000
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	15,543
	利益準備金	9,988
	その他利益剰余金	5,554
	(うち当期純利益)	(3,733)
	自己株式	△ 1,750
	負債・純資産合計	122,160

第４期決算公告　令和８年７月３日
滋賀県草津市矢橋町2001
株式会社メタルヴィレッジ
代表取締役社長　川島　英毅
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	85,167
	固定資産	1,042,311
	合計	1,127,478
負債及び純資産の部	流動負債	89,121
	固定負債	740,000
	株主資本	298,356
	資本金	99,900
	資本剰余金	450,100
	資本準備金	83,250
	その他資本剰余金	366,850
	利益剰余金	△251,643
	その他利益剰余金	△251,643
	(うち当期純損失)	(136,366)
	合計	1,127,478

第７期決算公告
令和８年７月３日
大阪市浪速区日本橋西一丁目５番９号
株式会社ＥＴＡＮＥ
代表取締役　小浦　芳生
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	47,379
	資産合計	47,379
負債及び純資産の部	流動負債	169,026
	株主資本	△ 121,647
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 131,647
	その他利益剰余金	△ 131,647
	(うち当期純損失)	(3,180)
	負債・純資産合計	47,379

第25期決算公告　2026年６月11日
大阪市中央区難波五丁目１番60号
南海バス株式会社
代表取締役　鈴木　一明
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	11,965
	固定資産	13,623
	合計	25,588
負債及び純資産の部	流動負債	2,625
	固定負債	2,412
	株主資本	20,545
	資本金	100
	資本剰余金	10,355
	利益剰余金	10,090
	その他利益剰余金	10,090
	(うち当期純利益)	(763)
	評価・換算差額等	6
	合計	25,588

第27期決算公告　2026年６月10日
大阪市住之江区南港北１丁目７番89号
株式会社エーエフシー
代表取締役　木村　俊仁
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	13,064
	固定資産	24
	資産合計	13,089
負債及び純資産の部	流動負債	11,956
	固定負債	27
	負債合計	11,983
	株主資本	1,105
	資本金	420
	利益剰余金	685
	利益準備金	94
	その他利益剰余金	590
	(うち当期純利益)	(35)
	純資産合計	1,105
	負債・純資産合計	13,089

第 63 期 決 算 公 告

令和８年６月 29 日
大阪市北区中之島３丁目３番23号
ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社
代表取締役　市丸　明仁

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	451,377
	固定資産	440,892
	合計	892,269
負純資債産及のび部	流動負債	240,257
	固定負債	34,860
	株主資本	617,152
	資本金	17,000
	利益剰余金	600,152
	利益準備金	4,250
	その他利益剰余金	595,902
	（うち当期純利益）	(141,429)
	合計	892,269

第 27 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
大阪市中央区上本町西五丁目３番19号
有限会社ひまわり保険企画
代表取締役　小浦　芳生

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	170,284
	固定資産	30,145
	資産合計	200,430
負純資債産及のび部	流動負債	25,161
	株主資本	175,268
	資本金	3,000
	利益剰余金	172,268
	その他利益剰余金	172,268
	（うち当期純利益）	(28,033)
	負債・純資産合計	200,430

第 9 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
大阪市浪速区日本橋西一丁目５番９号
株式会社Ｔ－ＴＯＷＮ
代表取締役　小浦　芳生

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	514,491
	固定資産	99,288
	繰延資産	233
	資産合計	614,013
負純資債産及のび部	流動負債	1,337,483
	（うち賞与引当金）	(7,864)
	株主資本	△ 723,469
	資本金	40,000
	利益剰余金	△ 763,469
	その他利益剰余金	△ 763,469
	（うち当期純損失）	(290,221)
	負債・純資産合計	614,013

第 17 期決算公告　　2026年６月26日

兵庫県尼崎市潮江一丁目２番12号
株式会社ＪＲ西日本カスタマーリレーションズ
代表取締役社長　堤　恵理子

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,075,917
	固定資産	75,378
	資産合計	1,151,296
負純資債産及のび部	流動負債	361,812
	固定負債	41,729
	株主資本	747,755
	資本金	50,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	677,755
	その他利益剰余金	677,755
	（うち当期純利益）	(52,089)
	負債・純資産合計	1,151,296

第 18 期 決 算 公 告

2026 年６月 12 日
大阪市北区梅田二丁目４番９号
株式会社ブリーゼアーツ
代表取締役社長　川元　祐弘

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	418,797
	固定資産	7,382
	合計	426,179
負純資債産及のび部	流動負債	169,228
	（役員賞与引当金）	(3,339)
	株主資本	256,951
	資本金	50,000
	利益剰余金	206,951
	利益準備金	9,700
	その他利益剰余金	197,251
	（うち当期純利益）	(42,964)
	合計	426,179

第 54 期決算公告　　2026年６月12日

大阪府大阪市中央区本町４丁目３番９号
伸和サービス株式会社
代表取締役社長　村上　純平

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,526,857
	固定資産	676,158
	合計	2,203,016
負純資債産及のび部	流動負債	368,197
	（賞与引当金）	(14,932)
	固定負債	87,384
	（退職給付引当金）	(4,792)
	株主資本	1,747,434
	資本金	70,000
	利益剰余金	1,677,434
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	1,659,934
	（うち当期純利益）	(400,149)
	合計	2,203,016

第 29 期決算公告　　令和８年６月15日

島根県江津市江津町1280番地
日本製紙江津サポート株式会社
代表取締役　平中　秀樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	46,612
	固定資産	4,549
	合計	51,162
負純資債産及のび部	流動負債	25,021
	固定負債	800
	株主資本	25,339
	資本金	10,000
	利益剰余金	15,339
	（利益準備金）	(—)
	（その他利益剰余金）	(15,339)
	（うち当期純利益）	(8,055)
	合計	51,162

第 37 期 決 算 公 告

令和８年６月 15 日
鳥取県東伯郡琴浦町赤碕276番地３
鳥取部品株式会社
代表取締役　深谷　紀行

貸借対照表の要旨（令和８年３月20日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	397
	固定資産	16
	合計	413
負純資債産及のび部	流動負債	352
	固定負債	51
	株主資本	10
	資本金	10
	利益剰余金	0
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	△2
	（うち当期純損失）	(95)
	合計	413

第 78 期 決 算 公 告

2026 年５月 29 日
奈良県磯城郡川西町大字唐院18番地の１
奈良日野自動車株式会社
代表取締役　今井　雅章

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,467,932
	固定資産	1,805,373
	合計	5,273,305
負純資債産及のび部	流動負債	3,285,508
	固定負債	175,222
	株主資本	1,812,574
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,792,574
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,787,574
	（うち当期純損失）	(11,082)
	合計	5,273,305

第 34 期決算公告　　令和８年７月３日

広島県呉市昭和町２番１号
株式会社アイ・イー・エム
代表取締役社長　中村　千春

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	425,248
	固定資産	105,178
	合計	530,426
負純資債産及のび部	流動負債	197,161
	賞与引当金	100,100
	固定負債	151,934
	退職給付引当金	151,934
	株主資本	181,331
	資本金	30,000
	利益剰余金	151,331
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	143,831
	（うち当期純利益）	(52,626)
	合計	530,426

第 7 期決算公告　　令和８年７月３日

広島市南区出島一丁目21番15号
山根木材ライフケア株式会社
代表取締役　山根誠一郎

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	65,910
	固定資産	29,225
	合計	95,136
負純資債産及のび部	流動負債	24,907
	賞与引当金	3,270
	固定負債	3,625
	退職給付引当金	3,625
	株主資本	66,603
	資本金	30,000
	利益剰余金	36,603
	利益準備金	5,064
	その他利益剰余金	31,539
	（うち当期純利益）	(11,516)
	合計	95,136

第 52 期決算公告　　2026年６月17日

広島市中区大手町５丁目19番17号
株式会社野間産業
代表取締役社長　坂本　克美

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	291,082
	固定資産	126,648
	合計	417,730
負純資債産及のび部	流動負債	107,140
	固定負債	2,475
	株主資本	308,115
	資本金	6,000
	利益剰余金	303,615
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	302,115
	（うち当期純損失）	(14,074)
	自己株式	△ 1,500
	合計	417,730

第 85 期 決 算 公 告

令和８年６月11日
山口県萩市大字土原383番地５
マルケー萩貨物自動車株式会社
代表取締役　黒瀬　秀俊

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	40,170
	固定資産	168,630
	資産合計	208,800
負純資産及のび部	流動負債	52,080
	固定負債	79,286
	株主資本	77,434
	資本金	15,000
	利益剰余金	62,434
	利益準備金	2,105
	その他利益剰余金	60,329
	（うち当期純損失）	(5,886)
	負債・純資産合計	208,800

第 26 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
広島市西区商工センター二丁目３番１号
株式会社ウオッチ・ビジネス・カンパニー
代表取締役　松葉　剛士

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	866,430
	固定資産	134,934
	合計	1,001,364
負純資産及のび部	流動負債	431,650
	固定負債	82,975
	株主資本	486,739
	資本金	50,000
	利益剰余金	436,739
	その他利益剰余金	436,739
	（うち当期純利益）	(1,524)
	合計	1,001,364

第 68 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
広島市南区大州五丁目３番33号
東友興産株式会社
代表取締役　鵜野　徳文

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	43,466
	固定資産	13,187
	合計	56,653
負純資産及のび部	流動負債	934
	株主資本	55,718
	資本金	20,000
	利益剰余金	35,718
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	30,718
	（うち当期純利益）	(1,989)
	合計	56,653

第 21 期決算公告

令和８年６月18日
愛媛県松山市西垣生町1800番地７
ＪＡえひめエネルギー株式会社
代表取締役　得能　祐治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	717,304
	固定資産	650,940
	合計	1,368,244
負純資産及のび部	流動負債	380,073
	固定負債	180,301
	株主資本	807,870
	資本金	90,000
	資本剰余金	210,000
	その他資本剰余金	210,000
	利益剰余金	507,870
	利益準備金	17,955
	その他利益剰余金	489,915
	（うち当期純利益）	(27,073)
	合計	1,368,244

第 23 期決算公告

令和８年６月18日
愛媛県伊予郡松前町大字徳丸字五屋敷771－25
株式会社ひめライス
代表取締役社長　武田　　司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,665,822
	固定資産	494,079
	合計	4,159,901
負純資産及のび部	流動負債	2,416,368
	固定負債	37,954
	株主資本	1,705,049
	資本金	90,000
	資本準備金	400,000
	その他資本剰余金	310,000
	その他利益剰余金	905,049
	（うち当期純利益）	(107,820)
	評価・換算差額等	530
	合計	4,159,901

第 4 期決算公告

令和８年６月12日
徳島県小松島市金磯町３番65号
ナイス原木流通株式会社
代表取締役　細井　浩明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	56,440
	固定資産	75,790
	資産合計	132,230
負純資産及のび部	流動負債	97,773
	賞与引当金	4,500
	固定負債	9,749
	退職給付引当金	731
	株主資本	24,708
	資本金	10,000
	利益剰余金	14,708
	その他利益剰余金	14,708
	（うち当期純利益）	(15,904)
	負債・純資産合計	132,230

第 45 期決算公告

令和８年７月３日
熊本県菊池郡大津町大字平川2527番地
熊本森六化成株式会社
代表取締役　和泉　政秀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	988,942
	固定資産	711,294
	合計	1,700,236
負純資産及のび部	流動負債	826,759
	固定負債	1,456
	株主資本	872,021
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,700
	資本準備金	2,700
	利益剰余金	859,321
	利益準備金	1,900
	その他利益剰余金	857,421
	（うち当期純利益）	(288,600)
	合計	1,700,236

第 31 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
長崎県西彼杵郡時津町元村郷1301番地３
女神建設株式会社
代表取締役　伊藤　純弘

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	439,762
	固定資産	114,477
	合計	554,239
負純資産及のび部	流動負債	174,086
	固定負債	6,950
	株主資本	373,202
	資本金	10,000
	利益剰余金	363,202
	利益準備金	900
	その他利益剰余金	362,302
	（うち当期純利益）	(96,015)
	合計	554,239

第 41 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
高知県高知市池字遅越282番地53
株式会社かね岩海苔
代表取締役　岩﨑　定之

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,628,830
	固定資産	483,876
	合計	5,112,706
負純資産及のび部	流動負債	2,763,782
	固定負債	300,010
	株主資本	2,048,913
	資本金	38,000
	利益剰余金	2,010,913
	その他利益剰余金	2,010,913
	（うち当期純利益）	(154,316)
	合計	5,112,706

第 38 期 決 算 公 告

2026年６月16日
大分県佐伯市鶴谷町二丁目５番37号
佐伯重工業株式会社
代表取締役　竹中　　浩

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,888,017
	固定資産	6,059,994
	合計	13,948,011
負純資産及のび部	流動負債	6,268,076
	固定負債	2,341,845
	株主資本	5,338,090
	資本金	90,000
	利益剰余金	5,248,090
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	5,225,590
	（うち当期純利益）	(531,956)
	評価・換算差額等	0
	合計	13,948,011

第 66 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
熊本県熊本市中央区花畑町１番５号
株式会社熊本教弘
代表取締役　和久田恭生

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	183,711
	固定資産	73,149
	資産合計	256,860
負純資産及のび部	流動負債	9,308
	固定負債	8,515
	株主資本	239,037
	資本金	3,000
	利益剰余金	236,037
	利益準備金	2,430
	その他利益剰余金	233,607
	（うち当期純利益）	(16,612)
	負債・純資産合計	256,860

第 52 期決算公告

令和８年６月17日
熊本市東区小山三丁目２番50号
九州高速道路ターミナル株式会社
代表取締役社長　岡村　範明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	835,243
	固定資産	1,349,894
	合計	2,185,137
負純資産及のび部	流動負債	103,492
	固定負債	251,387
	株主資本	1,830,257
	資本金	100,000
	資本剰余金	439,000
	その他資本剰余金	439,000
	利益剰余金	1,291,257
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,266,257
	（うち当期純利益）	(42,579)
	合計	2,185,137

第 38 期 決 算 公 告

令和８年６月19日
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末7470番地
宮崎部品株式会社
代表取締役　田中　利広

貸借対照表の要旨（令和８年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,697,605
	固定資産	629,042
	資産合計	**2,326,647**
負純資債産及のび部	流動負債	506,508
	固定負債	216,509
	株主資本	1,603,630
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,593,630
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,591,130
	（うち当期純利益）	(53,335)
	負債・純資産合計	**2,326,647**

第１期決算公告

令和８年７月３日
大分県津久見市港町１番15号
つくみらいホールディングス株式会社
代表取締役　宮﨑昇一郎

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	—
	固定資産	2,126,149
	繰延資産	172
	資産合計	**2,126,321**
負純資債産及のび部	流動負債	249
	固定負債	—
	株主資本	2,126,071
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,116,149
	その他資本剰余金	2,116,149
	利益剰余金	△77
	その他利益剰余金	△77
	（うち当期純損失）	(77)
	負債・純資産合計	**2,126,321**

第 29 期 決 算 公 告

令和８年６月18日
大分県玖珠郡玖珠町大字太田255番地の２
クス精密株式会社
代表取締役社長　瀧口　雅之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	157,595
	固定資産	52,029
	合計	**209,625**
負純資債産及のび部	流動負債	46,227
	固定負債	23,245
	株主資本	140,152
	資本金	30,000
	利益剰余金	110,152
	利益準備金	5,840
	その他利益剰余金	104,312
	（うち当期純利益）	(20,655)
	合計	**209,625**

第 19 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
鹿児島市鴨池新町１番１号
株式会社スイムシティ鹿児島
代表取締役　西谷　尚浩

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	138,405
	合計	**138,405**
負純資債産及のび部	流動負債	83,617
	株主資本	54,788
	資本金	10,000
	利益剰余金	44,788
	その他利益剰余金	44,788
	（うち当期純利益）	(1,851)
	合計	**138,405**

第 30 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
鹿児島市南栄三丁目17番地１
株式会社鹿児島パールトーヨー
代表取締役社長　柚木　弘文

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	339,074
	合計	**339,074**
負純資債産及のび部	流動負債	11,527
	株主資本	327,547
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	127,547
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	77,547
	（うち当期純利益）	(1,101)
	合計	**339,074**

第 12 期決算公告

令和８年７月３日
鹿児島市鴨池新町１番１号
株式会社鹿児島ソーラーファーム
代表取締役　西谷　尚浩

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	281,022
	固定資産	1,503,171
	合計	**1,784,193**
負純資債産及のび部	流動負債	40,930
	固定負債	1,959,108
	株主資本	△215,845
	資本金	30,000
	資本剰余金	30,000
	その他資本剰余金	30,000
	利益剰余金	△275,845
	その他利益剰余金	△275,845
	（うち当期純利益）	(39,184)
	合計	**1,784,193**

第 10 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
神奈川県川崎市中原区小杉町３丁目434番地５
ノブレスキッチン株式会社
代表取締役　深尾　一矢

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	74,422
	資産合計	**74,422**
負純資債産及のび部	流動負債	30,777
	負債合計	**30,777**
	株主資本	43,645
	資本金	50,000
	利益剰余金	△6,355
	その他利益剰余金	△6,355
	（うち当期純利益）	(3,644)
	負債・純資産合計	**74,422**

第 10 期決算公告

令和８年７月３日
沖縄県那覇市安謝二丁目５番30号
株式会社フォーカス
代表取締役会長　関野　修司

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	78,099
	固定資産	10,168
	合計	**88,268**
負純資債産及のび部	流動負債	16,021
	固定負債	57,241
	株主資本	15,006
	資本金	5,150
	資本剰余金	4,000
	資本準備金	4,000
	利益剰余金	5,856
	その他利益剰余金	5,856
	（うち当期純利益）	(14,545)
	合計	**88,268**

第 17 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
鹿児島県薩摩川内市国分寺町7059
株式会社資源循環サービス
代表取締役　西谷　尚浩

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	266,846
	合計	**266,846**
負純資債産及のび部	流動負債	96,454
	株主資本	170,391
	資本金	100,000
	利益剰余金	70,391
	その他利益剰余金	70,391
	（うち当期純利益）	(10,538)
	合計	**266,846**

第 84 期決算公告

令和８年６月18日
山形市清住町一丁目２番18号
山形建設株式会社
代表取締役社長　後藤　吉伸

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,139,436
	固定資産	1,684,730
	合計	**9,824,166**
負純資債産及のび部	流動負債	2,731,515
	株主資本	7,092,651
	資本金	80,800
	資本剰余金	57
	利益剰余金	7,020,503
	利益準備金	20,200
	その他利益剰余金	7,000,303
	（うち当期純利益）	(124,435)
	自己株式	△8,709
	合計	**9,824,166**

第 48 期決算公告

令和８年６月24日
札幌市中央区北二条西13丁目１番地38
株式会社北海道ニッタンサービスセンター
代表取締役　岩本　悟

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	220,395
	固定資産	19,700
	資産合計	**240,096**
負純資債産及のび部	流動負債	70,070
	賞与引当金	7,739
	固定負債	30,273
	退職給付引当金	30,273
	株主資本	139,752
	資本金	10,000
	利益剰余金	129,752
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	127,252
	（うち当期純利益）	(25,017)
	負債・純資産合計	**240,096**

第 34 期決算公告

令和８年６月22日
沖縄県中頭郡西原町字小那覇1438番地１
株式会社石川酒造場
代表取締役　樽岡　誠

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	532
	固定資産	649
	資産合計	**1,181**
負純資債産及のび部	流動負債	41
	固定負債	9
	株主資本	1,131
	資本金	33
	利益剰余金	1,097
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	1,089
	（うち当期純利益）	(31)
	負債・純資産合計	**1,181**

第135期決算公告

令和８年７月３日
埼玉県狭山市新狭山一丁目１番12号
株式会社工進精工所
代表取締役　出川　清士

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,797
	固定資産	1,748
	資産合計	4,545
負債及び純資産の部	流動負債	1,133
	固定負債	459
	株主資本	2,909
	資本金	100
	資本剰余金	3
	利益剰余金	2,806
	（うち当期純利益）	(262)
	評価・換算差額等	44
	負債・純資産合計	4,545

第43期決算公告

令和８年６月26日
埼玉県大里郡寄居町大字牟礼1132
株式会社森林公園ゴルフ倶楽部
代表取締役　阿部　和彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	273
	固定資産	7,121
	合計	7,394
負債及び純資産の部	流動負債	6,384
	固定負債	553
	株主資本	456
	資本金	50
	資本剰余金	38
	資本準備金	38
	利益剰余金	367
	その他利益剰余金	367
	（うち当期純利益）	(36)
	合計	7,394

第６期決算公告

令和８年７月３日
栃木県栃木市河合町５番３号
栃木新斎場整備運営株式会社
代表取締役　有泉　弘樹

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	600
	合計	600
負債及び純資産の部	流動負債	70
	固定負債	474
	株主資本	56
	資本金	40
	利益剰余金	16
	その他利益剰余金	16
	（うち当期純利益）	(5)
	合計	600

第32期決算公告

2026年７月３日
東京都千代田区神田鍛冶町三丁目４番地
株式会社日本環境認証機構
代表取締役　岡島　善明

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,701,544
	固定資産	166,279
	資産合計	1,867,823
負債及び純資産の部	流動負債	210,295
	固定負債	169,272
	株主資本	1,488,255
	資本金	310,000
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	1,178,255
	利益準備金	77,500
	その他利益剰余金	1,100,755
	（うち当期純利益）	(61,916)
	自己株式	△10,000
	負債・純資産合計	1,867,823

第17期決算公告

2026年６月23日
千葉県野田市野田250番地
キッコーマンビジネスサービス株式会社
代表取締役社長　松﨑　毅

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	883
	固定資産	2,188
	資産合計	3,071
負債及び純資産の部	流動負債	1,232
	固定負債	35
	株主資本	1,803
	資本金	100
	資本剰余金	1,542
	資本準備金	25
	その他資本剰余金	1,517
	利益剰余金	161
	その他利益剰余金	161
	（うち当期純利益）	(37)
	負債・純資産合計	3,071

第７期決算公告

令和８年７月３日
千葉県木更津市潮見三丁目13番２号
かずさまごころサービス株式会社
代表取締役　有泉　弘樹

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,608
	合計	1,608
負債及び純資産の部	流動負債	367
	固定負債	1,173
	株主資本	67
	資本金	50
	利益剰余金	17
	その他利益剰余金	17
	（うち当期純利益）	(4)
	合計	1,608

第８期決算公告

令和８年７月３日
東京都中央区湊２－８－７
日本光陽株式会社
代表取締役　楊　　若木

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	801,528,929
	固定資産	0
	資産合計	801,528,929
負債及び純資産の部	流動負債	732,570,606
	株主資本	68,958,323
	資本金	200,000,000
	利益剰余金	△131,041,677
	その他利益剰余金	△131,041,677
	（うち当期純損失）	(36,385,882)
	負債・純資産合計	801,528,929

第７期決算公告

2026年６月18日
東京都中央区京橋二丁目２番１号
株式会社たねまき
代表取締役社長　藤井　宏明

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	356
	固定資産	915
	資産合計	1,272
負債及び純資産の部	流動負債	484
	固定負債	2,846
	株主資本	△2,057
	資本金	400
	資本剰余金	1,150
	資本準備金	835
	その他資本剰余金	315
	利益剰余金	△3,607
	その他利益剰余金	△3,607
	（うち当期純損失）	(455)
	負債・純資産合計	1,272

第９期決算公告

令和８年７月３日
東京都港区六本木一丁目６番１号
ＳＢＩ　ＥＶＥＲＳＰＩＮ株式会社
代表取締役　尹　　慈明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,038,572
	固定資産	59,621
	資産合計	2,098,193
負債及び純資産の部	流動負債	1,178,137
	固定負債	10,952
	株主資本	909,103
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	809,103
	その他利益剰余金	809,103
	（うち当期純利益）	(857,112)
	負債・純資産合計	2,098,193

第49期決算公告

令和８年６月26日
東京都江東区亀戸一丁目38番４号
ユニック関東販売株式会社
代表取締役　金井　秀巳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,956,636
	固定資産	131,257
	資産合計	2,087,893
負債及び純資産の部	流動負債	598,494
	固定負債	61,326
	株主資本	1,428,073
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,398,073
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,390,573
	（うち当期純利益）	(287,968)
	負債・純資産合計	2,087,893

第４期決算公告

令和８年６月18日
東京都港区赤坂５丁目３番６号
株式会社ＶＯＸＸ
代表取締役社長　住友　永史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	375,927
	固定資産	45,507
	資産合計	421,435
負債及び純資産の部	流動負債	34,602
	株主資本	386,832
	資本金	100,000
	資本剰余金	400,000
	資本準備金	250,000
	その他資本剰余金	150,000
	利益剰余金	△113,167
	その他利益剰余金	△113,167
	（うち当期純利益）	(16,447)
	負債・純資産合計	421,435

第81期決算公告

令和８年６月26日
東京都千代田区丸の内２丁目７番２号
株式会社ＳＯＬＡＢＬＥフォレスト
代表取締役　西田　信一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	73,216
	固定資産	2,444,741
	合計	2,517,958
負債及び純資産の部	流動負債	292,995
	賞与引当金	3,353
	株主資本	2,224,829
	資本金	10,000
	資本剰余金	96,080
	利益剰余金	2,118,749
	利益準備金	64,221
	その他利益剰余金	2,054,528
	（うち当期純利益）	(19,511)
	合計	2,517,958

第33期決算公告　令和８年６月８日
東京都新宿区左門町20番地
株式会社東京臨床薬理研究所
代表取締役　中島　昭夫
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	320,299
	固定資産	171,094
	資産合計	491,393
負債及び純資産の部	流動負債	496,619
	（賞与引当金）	(11,245)
	固定負債	102,911
	（退職給付引当金）	(39,667)
	株主資本	△108,137
	資本金	401,875
	資本剰余金	71,875
	資本準備金	71,875
	利益剰余金	△581,887
	（うち当期純利益）	(98,620)
	負債・純資産合計	491,393

第21期決算公告　2026年７月３日
東京都台東区蔵前二丁目17番４号
ＪＦＥフェライト株式会社
代表取締役　北村　直行
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,815,557
	固定資産	668,242
	資産合計	2,483,799
負債及び純資産の部	流動負債	1,510,044
	固定負債	297,633
	株主資本	676,122
	資本金	100,000
	資本剰余金	812,499
	資本準備金	812,499
	利益剰余金	△236,377
	利益準備金	6,300
	その他利益剰余金	△242,677
	（うち当期純損失）	(96,026)
	負債・純資産合計	2,483,799

第39期決算公告
2026年６月26日
東京都千代田区神田須田町二丁目７番１号
株式会社テイスト・ライフ
代表取締役社長　金子　敦之
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	614,389
	固定資産	107,594
	合計	721,984
負債及び純資産の部	流動負債	248,283
	固定負債	139,778
	株主資本	333,922
	資本金	80,000
	利益剰余金	253,922
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	233,922
	（うち当期純利益）	(16,192)
	合計	721,984

第28期決算公告　令和８年７月３日
東京都新宿区市谷加賀町一丁目１番１号
株式会社DNP情報システム
代表取締役　宮本　和幸
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,926,673
	固定資産	3,016,603
	資産合計	9,943,276
負債及び純資産の部	流動負債	1,353,035
	固定負債	967,515
	株主資本	7,622,726
	資本金	100,000
	資本剰余金	229,020
	その他資本剰余金	229,020
	利益剰余金	7,293,706
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	7,268,706
	（うち当期純利益）	(372,695)
	負債・純資産合計	9,943,276

第20期決算公告
令和８年６月30日
東京都中央区銀座五丁目12番８号
王子製紙保険サービス株式会社
代表取締役社長　長尾　愼一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,740,771
	固定資産	88,802
	資産合計	2,829,573
負債及び純資産の部	流動負債	467,084
	固定負債	120,776
	株主資本	2,241,711
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,231,711
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,229,211
	（うち当期純利益）	(619,143)
	負債・純資産合計	2,829,573

第74期決算公告　令和８年６月30日
東京都中央区新川一丁目29番８号
京浜内外フォワーディング株式会社
代表取締役社長　三浦　晃雄
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,987,571
	固定資産	214,908
	資産合計	2,202,480
負債及び純資産の部	流動負債	653,265
	固定負債	135,551
	株主資本	1,413,663
	資本金	30,000
	資本剰余金	750
	資本準備金	750
	利益剰余金	1,382,913
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,375,413
	（うち当期純利益）	(96,624)
	負債・純資産合計	2,202,480

第2期決算公告　令和８年７月３日
東京都港区芝公園二丁目４番１号Ａ－２階
メトレック株式会社
代表取締役　上村　嘉勝
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	572,681
	固定資産	2,145
	資産合計	574,826
負債及び純資産の部	流動負債	20,652
	固定負債	—
	株主資本	554,173
	資本金	300,000
	資本剰余金	300,000
	資本準備金	300,000
	利益剰余金	△45,826
	その他利益剰余金	△45,826
	（うち当期純損失）	(6,092)
	負債・純資産合計	574,826

第9期決算公告　令和８年６月26日
東京都中央区銀座六丁目17番１号
株式会社クリマ・ワークス
代表取締役社長　櫃本　耕二
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	519,432
	固定資産	306,130
	資産合計	825,562
負債及び純資産の部	流動負債	168,602
	固定負債	274,055
	株主資本	382,905
	資本金	25,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	25,000
	利益剰余金	307,905
	その他利益剰余金	307,905
	（うち当期純利益）	(70,277)
	負債・純資産合計	825,562

第52期決算公告　令和８年７月３日
東京都千代田区神田小川町二丁目６番地３
日神電子株式会社
代表取締役　杉岡　久紀
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,225,422
	固定資産	263,129
	資産合計	1,488,551
負債及び純資産の部	流動負債	270,718
	固定負債	120,593
	株主資本	1,097,240
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,193,240
	利益準備金	10,400
	その他利益剰余金	1,182,840
	（うち当期純利益）	(67,775)
	自己株式	△146,000
	負債・純資産合計	1,488,551

第47期決算公告　令和８年６月11日
東京都中央区晴海三丁目５番１号
月島ビジネスサポート株式会社
代表取締役　山田　彰彦
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	68,701
	固定資産	73,220
	資産合計	141,921
負債及び純資産の部	流動負債	31,465
	賞与引当金	5,709
	固定負債	57,082
	株主資本	53,373
	資本金	10,000
	利益剰余金	43,373
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	40,873
	（うち当期純利益）	(9,186)
	負債・純資産合計	141,921

第87期決算公告
2026年７月３日
東京都千代田区鍛冶町二丁目６番１号
株式会社ＪＢＩＳメンテナンス
代表取締役社長　堀込　順一
貸借対照表の要旨（2026年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,890,484
	固定資産	2,888,462
	合計	11,778,947
負債及び純資産の部	流動負債	4,660,484
	固定負債	1,569,700
	株主資本	5,548,762
	資本金	100,000
	利益剰余金	5,448,762
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	5,423,762
	（うち当期純利益）	(762,062)
	合計	11,778,947

第54期決算公告　令和８年６月11日
東京都世田谷区弦巻四丁目21番22号
創和工業株式会社
代表取締役　宮入　哲也
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,201,135
	固定資産	83,741
	資産合計	1,284,876
負債及び純資産の部	流動負債	457,107
	固定負債	48,999
	株主資本	778,769
	資本金	100,000
	利益剰余金	678,769
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	671,269
	（うち当期純利益）	(167,114)
	負債・純資産合計	1,284,876

第５期決算公告

令和８年７月３日
東京都中央区日本橋室町三丁目２番１号
株式会社ＴＯＫＹＯ－ＢＡＹアリーナ
代表取締役　肥田　雅和

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	603,399
	固定資産	12,274,651
	資産合計	**12,878,050**
負純債資産及のび部	流動負債	12,273,924
	固定負債	500,000
	株主資本	104,126
	資本金	100,000
	利益剰余金	4,126
	その他利益剰余金	4,126
	（うち当期純利益）	（429,377）
	負債・純資産合計	**12,878,050**

第２期決算公告

令和８年７月３日
東京都千代田区大手町一丁目２番１号
出光サラワク資源開発株式会社
代表取締役社長　阿部　正憲

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,147
	固定資産	6,984
	合計	**8,132**
負純債資産及のび部	流動負債	1,322
	株主資本	6,810
	資本金	3,474
	資本剰余金	3,473
	資本準備金	3,473
	利益剰余金	△137
	その他利益剰余金	△137
	（うち当期純損失）	（136）
	合計	**8,132**

第25期決算公告

令和８年７月３日
東京都品川区大崎一丁目11番２号
富士グリーンパワー株式会社
代表取締役　大野　健

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	334,857
	固定資産	4,198,997
	資産合計	**4,533,854**
負純債資産及のび部	流動負債	2,420,283
	固定負債	1,202,400
	株主資本	911,170
	資本金	90,000
	利益剰余金	821,170
	利益準備金	3,258
	その他利益剰余金	817,912
	（内当期純利益）	（73,044）
	負債・純資産合計	**4,533,854**

第29期決算公告

令和８年７月３日
東京都武蔵野市中町２－９－32
横河ファウンドリー株式会社
代表取締役社長　坂和　伸岳

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	42,802
	固定資産	1,683
	合計	**44,485**
負純債資産及のび部	流動負債	26,336
	固定負債	1,361
	株主資本	16,787
	資本金	10,000
	利益剰余金	6,787
	その他利益剰余金	6,787
	（うち当期純損失）	（11,153）
	合計	**44,485**

第54期決算公告

令和８年７月３日
東京都千代田区内幸町一丁目１番１号
株式会社帝国ホテルサービス
代表取締役社長　今井　徹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	586,997
	固定資産	3,038
	合計	**590,036**
負純債資産及のび部	流動負債	73,553
	株主資本	516,482
	資本金	10,000
	資本剰余金	760
	資本準備金	760
	利益剰余金	505,722
	その他利益剰余金	505,722
	（うち当期純利益）	（29,865）
	合計	**590,036**

第１期決算公告

令和８年７月３日
東京都中央区日本橋室町三丁目２番１号
ららアリーナ名古屋株式会社
代表取締役　二井内宏之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	777,874
	固定資産	4,209,662
	資産合計	**4,987,537**
負純債資産及のび部	流動負債	7,588
	株主資本	4,979,948
	資本金	100,000
	資本剰余金	4,900,000
	その他資本剰余金	4,900,000
	利益剰余金	△20,051
	その他利益剰余金	△20,051
	（うち当期純損失）	（20,051）
	負債・純資産合計	**4,987,537**

第１期決算公告

令和８年７月３日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
Noetra株式会社
代表取締役　丹波　廣寅

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	9,503
	資産合計	**9,503**
負純債資産及のび部	流動負債	901
	負債合計	**901**
	株主資本	8,601
	資本金	5,450
	資本剰余金	5,450
	資本準備金	5,450
	利益剰余金	△2,298
	その他利益剰余金	2,298
	（うち当期純損失）	（2,298）
	純資産合計	**8,601**
	負債・純資産合計	**9,503**

第19期決算公告

2026年６月26日
東京都港区虎ノ門二丁目３番17号
ＭＴラボキャピタル株式会社
代表取締役　髙村　博也

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	92,140
	資産合計	**92,140**
負純債資産及のび部	流動負債	183
	株主資本	91,957
	資本金	100,000
	利益剰余金	△8,042
	その他利益剰余金	△8,042
	（うち当期純損失）	（902）
	負債・純資産合計	**92,140**

第９期決算公告

令和８年６月29日
東京都千代田区富士見２－10－２
株式会社ボルテックス投資顧問
代表取締役　小山　貴行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	734,376
	固定資産	775
	資産合計	**735,151**
負純債資産及のび部	流動負債	33,369
	固定負債	230
	株主資本	701,552
	資本金	50,000
	利益剰余金	651,552
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	641,552
	（うち当期純利益）	（196,999）
	負債・純資産合計	**735,151**

第１期決算公告

令和８年６月22日
東京都港区海岸一丁目７番１号
Ｃホールディングス株式会社
代表取締役　野崎　大地

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	292,430
	固定資産	250,000
	資産合計	**542,430**
負純債資産及のび部	流動負債	18,985
	賞与引当金	659
	その他	18,326
	株主資本	523,445
	資本金	275,000
	資本剰余金	275,000
	資本準備金	275,000
	利益剰余金	△26,554
	その他利益剰余金	△26,554
	（うち当期純損失）	（26,554）
	負債・純資産合計	**542,430**

第57期決算公告

2026年７月３日
東京都港区東新橋二丁目４番１号
日本テレビ音楽株式会社
代表取締役　桑原　佳子

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	8,648
	固定資産	12,054
	資産合計	**20,702**
負純債資産及のび部	流動負債	3,383
	固定負債	3,728
	株主資本	13,590
	資本金	80
	利益剰余金	13,510
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	13,490
	（うち当期純利益）	（1,920）
	負債・純資産合計	**20,702**

第22期決算公告

令和８年７月３日
東京都江東区東陽五丁目30番13号
バイオ燃料株式会社
代表取締役　川原　隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,115,844
	固定資産	363,750
	資産合計	**2,479,594**
負純債資産及のび部	流動負債	269,493
	株主資本	2,210,100
	資本金	490,000
	資本剰余金	490,000
	資本準備金	490,000
	利益剰余金	1,230,100
	その他利益剰余金	1,230,100
	（うち当期純利益）	（378,159）
	負債・純資産合計	**2,479,594**

第 55 期決算公告　2026年６月10日
神奈川県厚木市飯山南一丁目35番１号
日本ピーマック株式会社
代表取締役社長　土谷　科長
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	7,665
	固定資産	1,518
	合計	9,183
負純資債及産のび部	流動負債	1,518
	固定負債	885
	株主資本	6,730
	資本金	390
	資本剰余金	78
	利益剰余金	6,261
	利益準備金	78
	その他利益剰余金	6,183
	(うち当期純利益)	(720)
	評価・換算差額等	49
	合計	9,183

第 42 期決算公告　2026年６月25日
川崎市中原区丸子通二丁目421－５
東急軌道工業株式会社
取締役社長　下田雄一郎
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,465
	固定資産	399
	合計	2,864
負純資債及産のび部	流動負債	462
	賞与引当金	91
	固定負債	264
	退職給付引当金	264
	株主資本	2,137
	資本金	50
	利益剰余金	2,087
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	2,086
	(うち当期純利益)	(185)
	合計	2,864

第 40 期決算公告　令和８年６月３日
東京都千代田区内神田一丁目12番１号
エーエル プラス株式会社
代表取締役　柚山　芳弘
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,026,769
	固定資産	506,343
	資産合計	3,533,113
負純資債及産のび部	流動負債	2,256,438
	固定負債	641,076
	負債合計	2,897,514
	株主資本	635,598
	資本金	70,000
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	535,598
	(うち当期純利益)	(46,606)
	純資産合計	635,598
	負債・純資産合計	3,533,113

第 23 期決算公告
令和８年７月３日
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地
五ヶ瀬ワイナリー株式会社
代表取締役　小迫　幸弘
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	133,762
	固定資産	914
	資産合計	134,676
負純資債及産のび部	流動負債	45,022
	固定負債	112,301
	株主資本	△22,647
	資本金	50,000
	資本剰余金	36,044
	利益剰余金	△108,691
	その他利益剰余金	△108,691
	(うち当期純利益)	(6,485)
	負債・純資産合計	134,676

第 49 期決算公告　2026年６月23日
鳥取県境港市佐斐神町1634番地
米子空港ビル株式会社
代表取締役社長　門脇　誠司
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	668
	固定資産	1,312
	資産合計	1,981
負純資債及産のび部	流動負債	240
	固定負債	308
	負債合計	548
	株主資本	1,433
	資本金	150
	利益剰余金	1,283
	利益準備金	30
	その他利益剰余金	1,253
	(うち当期純利益)	(75)
	純資産合計	1,433
	負債・純資産合計	1,981

第 23 期決算公告　令和８年７月３日
川崎市中原区小杉町一丁目529番地１
株式会社ＧＳコーポレーション
代表取締役　木越　勇
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	67,755
	固定資産	13,683
	資産合計	81,438
負純資債及産のび部	流動負債	8,328
	固定負債	23,336
	負債合計	31,664
	株主資本	49,774
	資本金	10,000
	利益剰余金	39,774
	その他利益剰余金	39,774
	(うち当期純利益)	(1,842)
	純資産合計	49,774
	負債・純資産合計	81,438

第 64 期決算公告
2026年７月３日
東京都新宿区西新宿七丁目７番30号
日東工営株式会社
代表取締役　澤近　広司
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,658,823
	固定資産	542,504
	合計	13,201,327
負純資債及産のび部	流動負債	4,753,044
	固定負債	513,281
	株主資本	7,912,294
	資本金	60,000
	利益剰余金	7,852,294
	利益準備金	47,000
	その他利益剰余金	7,805,294
	(うち当期純利益)	(621,699)
	評価・換算差額等	22,708
	合計	13,201,327

第 8 期決算公告
令和８年６月８日
東京都港区芝大門一丁目10番11号
一般社団法人
ビッグデータマーケティング教育推進協会
理事長　山下　泉
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,932
	固定資産	200
	合計	16,132
負味債財及産びの正部	流動負債	494
	負債合計	494
	一般正味財産	30,000
	剰余金	△14,361
	(うち当期純利益)	(2,177)
	正味財産合計	15,638
	合計	16,132

令和７年度決算公告
令和８年７月３日
東京都港区虎ノ門１丁目14番１号
郵政福祉琴平ビル２階
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事理事長　石塚　久継
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,904,258
	固定資産	384,745
	合計	17,289,003
負味債財及産びの正部	流動負債	16,897,229
	固定負債	208,940
	負債合計	17,106,169
	指定正味財産	120,285
	一般正味財産	62,549
	正味財産合計	182,834
	合計	17,289,003

第 106 期決算公告　令和８年６月12日
群馬県太田市新道町74番地
株式会社イチタン
代表取締役　太田　達也
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,860,411
	固定資産	3,916,347
	資産合計	8,776,757
負純資債及産のび部	流動負債	2,677,929
	固定負債	1,020,961
	株主資本	5,077,868
	資本金	480,000
	資本剰余金	203,320
	資本準備金	203,320
	利益剰余金	4,394,548
	その他利益剰余金	4,394,548
	(うち当期純利益)	(826,186)
	負債・純資産合計	8,776,757

第 15 期決算公告
令和８年６月２日
東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
一般財団法人
UNITED SPORTS FOUNDATION
代表理事　諸橋　寛子
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	193,304
	固定資産	—
	合計	193,304
負味債財及産びの正部	流動負債	2,039
	固定負債	—
	負債合計	2,039
	基金	—
	指定正味財産	—
	一般正味財産	191,265
	正味財産合計	191,265
	合計	193,304

第 62 期決算公告
令和８年６月18日
東京都八王子市丹木町１丁目236番地
公益財団法人東洋哲学研究所
代表理事　田中　亮平
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	116
	固定資産	5,364
	合計	5,480
負味債財及産びの正部	流動負債	20
	固定負債	16
	負債合計	36
	指定正味財産	4,584
	一般正味財産	860
	正味財産合計	5,444
	合計	5,480

第27期決算公告　令和８年６月18日
東京都港区海岸一丁目７番１号
Ｐ＆Ｄプロキュアメントサービス株式会社
代表取締役　梅山　博徳
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,372
	固定資産	7
	資産合計	**1,379**
負債及び純資産の部	流動負債	222
	(賞与引当金)	(113)
	固定負債	1
	株主資本	1,156
	資本金	100
	資本剰余金	111
	資本準備金	111
	利益剰余金	945
	その他利益剰余金	945
	(うち当期純利益)	(56)
	負債・純資産合計	**1,379**

第19期決算公告　令和８年６月23日
東京都港区浜松町二丁目３番１号
オリックス不動産投資顧問株式会社
代表取締役　石川　茂
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,374
	固定資産	230
	資産合計	**3,605**
負債及び純資産の部	流動負債	229
	株主資本	3,375
	資本金	200
	資本剰余金	40
	資本準備金	40
	利益剰余金	3,135
	その他利益剰余金	3,135
	(うち当期純利益)	(1,859)
	負債・純資産合計	**3,605**

第14期決算公告
令和８年７月３日
東京都中央区勝どき四丁目６番２号
株式会社ＧＴＭ
代表取締役　飯田祐一郎
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	447,799
	固定資産	20,675
	資産合計	**468,474**
負債及び純資産の部	流動負債	255,160
	賞与引当金	1,329
	固定負債	28,500
	株主資本	184,814
	資本金	10,000
	利益剰余金	174,814
	その他利益剰余金	174,814
	(うち当期純利益)	(130,227)
	負債・純資産合計	**468,474**

第２期決算公告　令和８年６月15日
東京都千代田区富士見２―13―３
株式会社ベルノックスフィルムズ
代表取締役　田村淳一郎
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	81,776
	固定資産	11,617
	資産合計	**93,394**
負債及び純資産の部	流動負債	111,884
	固定負債	2,489
	退職給付引当金	2,489
	株主資本	△20,979
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△220,979
	その他利益剰余金	△220,979
	(うち当期純損失)	(92,632)
	負債・純資産合計	**93,394**

第66期決算公告　令和８年６月24日
東京都中央区日本橋箱崎町19―21
株式会社日星サービス
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	442
	固定資産	38
	資産合計	**480**
負債及び純資産の部	流動負債	275
	賞与引当金	5
	固定負債	53
	退職給付引当金	28
	役員退職慰労引当金	3
	株主資本	151
	資本金	20
	利益剰余金	131
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	126
	(うち当期純利益)	(5)
	負債・純資産合計	**480**

第73期決算公告
令和８年７月３日
東京都三鷹市下連雀６丁目１番１号
竹内運輸工業株式会社
代表取締役社長　竹内　政司
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,009,460
	固定資産	1,952,154
	合計	**2,961,614**
負債及び純資産の部	流動負債	556,144
	固定負債	1,921,678
	株主資本	483,792
	資本金	75,000
	利益剰余金	408,792
	利益準備金	19,345
	その他利益剰余金	389,447
	(うち当期純損失)	(220,800)
	合計	**2,961,614**

第16期決算公告
令和８年７月３日
東京都町田市相原町4342番地
おれんじ・ふぉれすと株式会社
代表取締役　伊藤　美則
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	55,208
	固定資産	244
	資産合計	**55,452**
負債及び純資産の部	流動負債	9,868
	賞与引当金	3,677
	その他	6,191
	株主資本	45,584
	資本金	9,000
	利益剰余金	36,584
	その他利益剰余金	36,584
	(うち当期純利益)	(4,895)
	負債・純資産合計	**55,452**

第８期決算公告　令和８年７月３日
東京都港区六本木一丁目６番１号
SBI R３ Japan株式会社
代表取締役　藤本　守
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	351,018
	固定資産	338
	資産合計	**351,356**
負債及び純資産の部	流動負債	28,105
	賞与引当金	7,018
	株主資本	323,251
	資本金	100,000
	資本剰余金	400,000
	資本準備金	250,000
	その他資本剰余金	150,000
	利益剰余金	△176,748
	その他利益剰余金	△176,748
	(うち当期純利益)	(38,295)
	負債・純資産合計	**351,356**

第31期決算公告　令和８年６月26日
東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
ジェックシステム開発株式会社
代表取締役　飯倉　義一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	240,570
	固定資産	1,186,028
	資産合計	**1,426,598**
負債及び純資産の部	流動負債	407,398
	賞与引当金	37,000
	その他	370,398
	固定負債	3,850
	株主資本	1,015,348
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,005,348
	利益準備金	2,440
	その他利益剰余金	1,002,908
	(うち当期純利益)	(17,370)
	負債・純資産合計	**1,426,598**

第９期決算公告　令和８年５月31日
東京都江東区東陽４丁目11―38
ＪＭＦビル東陽町01　７Ｆ
ＣＢＣオプトテクノロジーズ株式会社
代表取締役社長　齋藤勘一郎
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	62,491
	固定資産	104,633
	資産合計	**167,124**
負債及び純資産の部	流動負債	69,465
	固定負債	30,000
	株主資本	67,659
	資本金	90,000
	利益剰余金	△22,341
	その他利益剰余金	△22,341
	(うち当期純利益)	(69,665)
	負債・純資産合計	**167,124**

第35期決算公告　2026年７月３日
東京都千代田区大手町一丁目２番１号
三井物産エネルギー株式会社
代表取締役社長　針谷　圭祐
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	20,873,121
	固定資産	164,851
	資産合計	**21,037,972**
負債及び純資産の部	流動負債	19,749,966
	固定負債	142,636
	負債合計	**19,892,602**
	株主資本	1,145,370
	資本金	140,000
	利益剰余金	1,005,370
	利益準備金	35,000
	その他利益剰余金	970,370
	(うち当期純利益)	(970,370)
	純資産合計	**1,145,370**
	負債・純資産合計	**21,037,972**

第20期決算公告　令和８年６月19日
東京都渋谷区神宮前二丁目６番７号
株式会社南国ソフト
代表取締役　森下　浩二
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	303
	固定資産	48
	資産合計	**352**
負債及び純資産の部	流動負債	85
	株主資本	267
	資本金	11
	資本剰余金	7
	資本準備金	7
	利益剰余金	952
	その他利益剰余金	952
	(うち当期純利益)	(97)
	自己株式	△705
	負債・純資産合計	**352**

第３期決算公告　令和８年６月24日
東京都千代田区大手町一丁目２番１号
株式会社ＧＸコンシェルジュ
代表取締役　五島　　敦
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	270,269
	固定資産	3,060
	繰延資産	3,056
	資産合計	**276,385**
負純資債及産のび部	流動負債	54,916
	株主資本	221,469
	資本金	200,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	△178,531
	その他利益剰余金	△178,531
	（うち当期純損失）	（114,561）
	負債・純資産合計	**276,385**

第16期決算公告　令和８年６月11日
東京都港区新橋三丁目４番５号
国際原子力開発株式会社
代表取締役社長　安藤　康志
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	277,560
	固定資産	20,415
	資産合計	**297,975**
負純資債及産のび部	流動負債	11,784
	賞与引当金	5,598
	株主資本	286,191
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	108,691
	その他利益剰余金	108,691
	（うち当期純損失）	（5,582）
	自己株式	△22,500
	負債・純資産合計	**297,975**

第73期決算公告　令和８年６月17日
東京都港区六本木五丁目10番31号
株式会社文化工房
代表取締役　佐藤　耕二
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,184,012
	固定資産	1,158,762
	資産合計	**2,342,775**
負純資債及産のび部	流動負債	699,822
	固定負債	216,776
	退職給付引当金	216,776
	株主資本	1,426,176
	資本金	60,000
	利益剰余金	1,366,176
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	1,351,176
	（うち当期純利益）	（103,711）
	負債・純資産合計	**2,342,775**

第40期決算公告
令和８年６月12日
神奈川県平塚市明石町２番20号
日産車体コンピュータサービス株式会社
代表取締役　森　　猛
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,154,705
	固定資産	605,129
	合計	**3,759,834**
負純資債及産のび部	流動負債	645,377
	固定負債	454,754
	株主資本	2,659,703
	資本金	100,000
	利益剰余金	2,559,703
	利益準備金	3,600
	その他利益剰余金	2,556,103
	（うち当期純利益）	（164,871）
	合計	**3,759,834**

第44期決算公告　令和８年６月26日
横浜市保土ケ谷区神戸町134番地
横浜ケーブルビジョン株式会社
代表取締役　田島　　真
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	965
	固定資産	4,732
	資産合計	**5,698**
負純資債及産のび部	流動負債	1,250
	（うち賞与引当金）	（15）
	固定負債	661
	株主資本	3,786
	資本金	320
	利益剰余金	3,466
	利益準備金	80
	その他利益剰余金	3,386
	（うち当期純利益）	（393）
	負債・純資産合計	**5,698**

第４期決算公告
令和８年７月３日
東京都港区芝大門二丁目１番16号
ATEC Japan株式会社
代表取締役　齋藤　広幸
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	188,750
	固定資産	33,913
	資産合計	**222,663**
負純資債及産のび部	流動負債	19,414
	固定負債	1,620,161
	株主資本	△1,328,084
	資本金	8,000
	利益剰余金	△1,336,084
	その他利益剰余金	△1,336,084
	（うち当期純損失）	（590,556）
	評価・換算差額等	△88,827
	為替換算調整勘定	△88,827
	負債・純資産合計	**222,663**

第７期決算公告　令和８年６月30日
福岡県福岡市博多区博多駅東１―18―25
第五博多偕成ビル２Ｆ
ジャパンエレベーターサービス九州株式会社
代表取締役　副島　健治
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	466,970
	固定資産	27,093
	資産合計	**494,063**
負純資債及産のび部	流動負債	198,185
	賞与引当金	50,616
	その他	147,569
	株主資本	295,878
	資本金	10,000
	利益剰余金	285,878
	繰越利益剰余金	285,878
	（うち当期純利益）	（154,756）
	負債・純資産合計	**494,063**

第８期決算公告　令和８年７月３日
愛知県豊橋市老津町字今下137番地の２
株式会社豊田鉄工
代表取締役　勘解由明久
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	257,702
	固定資産	25,409
	合計	**283,112**
負純資債及産のび部	流動負債	71,901
	固定負債	38,792
	株主資本	172,419
	資本金	8,800
	資本剰余金	47,303
	資本準備金	8,800
	その他資本剰余金	38,503
	利益剰余金	116,316
	その他利益剰余金	116,316
	（うち当期純利益）	（29,530）
	合計	**283,112**

第70期決算公告　令和８年７月３日
長野県飯山市大字野坂田935番地
メイコーエレクコンポーネント株式会社
代表取締役社長　土屋　雅広
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,663
	固定資産	1,550
	資産合計	**5,213**
負純資債及産のび部	流動負債	8,238
	賞与引当金	82
	固定負債	14
	株主資本	△3,039
	資本金	90
	資本剰余金	30
	その他資本剰余金	30
	利益剰余金	△3,159
	その他利益剰余金	△3,159
	（うち当期純利益）	（130）
	負債・純資産合計	**5,213**

第25期決算公告
令和８年５月26日
山形県天童市大字山口字大仏1655
日本電子山形株式会社
代表取締役　石澤　利浩
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	537,255
	固定資産	209,245
	合計	**746,500**
負純資債及産のび部	流動負債	217,864
	固定負債	327,820
	株主資本	200,816
	資本金	40,000
	利益剰余金	160,816
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	150,816
	（うち当期純利益）	（42,479）
	合計	**746,500**

第15期決算公告
令和８年７月３日
長野県諏訪市湖岸通り二丁目１番１号
公益財団法人サンリツ服部美術館
代表理事　服部　孝子
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	76,258
	固定資産	22,361,470
	合計	**22,437,729**
負味債財及産びの正部	流動負債	3,124
	固定負債	48
	負債合計	**3,172**
	指定正味財産	13,819,162
	一般正味財産	8,615,393
	正味財産合計	**22,434,556**
	合計	**22,437,729**

第２期決算公告
令和８年５月28日
東京都千代田区永田町二丁目11番１号
山王パークタワーアネックス棟２Ｆ
ＰＹＭ一般財団法人
代表理事　武井　真司
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	30,532
	合計	**30,532**
負純資債及産のび部	流動負債	113
	一般純資産	30,419
	合計	**30,532**

2025年度決算公告

2026年７月３日
千葉県船橋市日の出二丁目20番２号
ＳＨＯＷＡビル４階
株式会社Ｓ－ＰＡＬ
代表取締役　小倉　一哉

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	127,366
	固定資産	49,212
	合計	176,578
負純資産及のび部	流動負債	68,462
	固定負債	79,910
	株主資本	28,206
	資本金	10,000
	利益剰余金	18,206
	その他利益剰余金	18,206
	（うち当期純利益）	(13,638)
	合計	176,578

第20期決算公告

令和８年６月18日
栃木県栃木市西方町本城1062番地８
株式会社ＤＮＰファインケミカル宇都宮
代表取締役　松丸　純久

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,697
	固定資産	693
	合計	3,390
負純資産及のび部	流動負債	2,755
	固定負債	3,154
	株主資本	△2,519
	資本金	100
	利益剰余金	△2,619
	その他利益剰余金	△2,619
	（うち当期純利益）	(417)
	合計	3,390

第27期決算公告

令和８年７月３日
栃木県宇都宮市宝木町一丁目28番
株式会社北関東警送サービス
代表取締役　青木　勲

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	906,597
	固定資産	833,003
	合計	1,739,601
負純資産及のび部	流動負債	89,908
	固定負債	184,398
	株主資本	1,441,765
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,411,765
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,404,265
	（うち当期純利益）	(66,684)
	評価・換算差額等	23,530
	合計	1,739,601

第85期決算公告

令和８年７月３日
東京都中央区入船一丁目２番１号
ＰＭＯ八丁堀Ⅳ６Ｆ
株式会社ユー・シー・エル
代表取締役　加藤　貴久

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	733,376
	固定資産	25,474
	合計	758,850
負純資産及のび部	流動負債	166,554
	株主資本	592,296
	資本金	10,000
	利益剰余金	582,296
	その他利益剰余金	582,296
	（うち当期純利益）	(85,269)
	合計	758,850

第11期決算公告

2026年７月３日
東京都渋谷区神宮前六丁目23番４号
桑野ビル２階
株式会社アデリア
代表取締役　小谷　典之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,276
	合計	8,276
負純資産及のび部	流動負債	70
	株主資本	8,206
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,793
	その他利益剰余金	△1,793
	（うち当期純損失）	(816)
	合計	8,276

第11期決算公告

令和８年７月３日
東京都台東区北上野二丁目６番４号
上野竹内ビル
株式会社ｅ．パートナー
代表取締役社長　倉持　雅彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,682
	繰延資産	371
	資産合計	3,053
負純資産及のび部	流動負債	323
	負債合計	323
	株主資本	2,730
	資本金	5,000
	利益剰余金	△2,270
	その他利益剰余金	△2,270
	（うち当期純損失）	(888)
	純資産合計	2,730
	負債・純資産合計	3,053

第45期決算公告

令和８年７月３日
石川県羽咋郡志賀町若葉台11番地１
北陸エナジス株式会社
代表取締役会長　村島　辰美

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	780,693
	固定資産	564,167
	合計	1,344,860
負純資産及のび部	流動負債	544,308
	固定負債	60,158
	株主資本	739,738
	資本金	48,000
	資本剰余金	5,664
	資本準備金	5,664
	利益剰余金	686,074
	その他利益剰余金	686,074
	（うち当期純利益）	(313,737)
	評価・換算差額等	654
	合計	1,344,860

第12期決算公告

2026年７月３日
東京都千代田区大手町二丁目２番１号
ミトラ信託株式会社
代表取締役　今中　弘明

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	577,243
	固定資産	121,245
	合計	698,489
負純資産及のび部	流動負債	106,087
	固定負債	4,177
	株主資本	588,224
	資本金	100,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	438,224
	その他利益剰余金	438,224
	（うち当期純利益）	(6,985)
	合計	698,489

第９期決算公告

令和８年７月３日
東京都港区六本木一丁目６番１号
ＳＢＩオルタナティブ・インベストメント・マネジメント株式会社
代表取締役　谷下　明芳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,824
	固定資産	47
	資産合計	7,871
負純資産及のび部	流動負債	909
	株主資本	6,962
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△43,037
	その他利益剰余金	△43,037
	（うち当期純損失）	(15,029)
	負債・純資産合計	7,871

第76期決算公告

令和８年７月３日
京都市南区吉祥院落合町15番地
東レコーテックス株式会社
代表取締役　鈴木　一弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,840,050
	固定資産	3,265,900
	合計	5,105,950
負純資産及のび部	流動負債	1,686,081
	固定負債	564,149
	株主資本	2,855,720
	資本金	110,000
	資本剰余金	60,000
	資本準備金	60,000
	利益剰余金	2,685,720
	その他利益剰余金	2,685,720
	（うち当期純利益）	(128,590)
	合計	5,105,950

第56期決算公告

令和８年７月３日
静岡県伊東市湯田町２番12号
株式会社市川製茶
代表取締役　柄澤　穣

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	374,530
	固定資産	404,744
	繰延資産	1,000
	資産合計	780,274
負純資産及のび部	流動負債	160,924
	固定負債	343,684
	株主資本	275,666
	資本金	3,000
	利益剰余金	272,666
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	271,916
	（うち当期純損失）	(33,016)
	負債・純資産合計	780,274

第32期決算公告

令和８年６月18日
長野県小諸市大字耳取965番地３
株式会社ＯＫＩハイテック
代表取締役　薄井　薫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	563,907
	固定資産	127,019
	合計	690,926
負純資産及のび部	流動負債	157,048
	固定負債	300,562
	（退職給付引当金）	(300,562)
	株主資本	233,316
	資本金	10,000
	利益剰余金	223,316
	利益準備金	270
	その他利益剰余金	223,046
	（うち当期純利益）	(81,656)
	合計	690,926

第４期決算公告

2026年７月３日
大阪市中央区北浜二丁目６番18号
ＡＣメタルズ株式会社
代表取締役　田島　栄一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	61,100
	固定資産	116,763
	無形固定資産	111,113
	投資その他の資産	5,650
	合計	177,863
負純資産及のび部	流動負債	12,355
	固定負債	144,004
	株主資本	21,504
	資本金	30,000
	利益剰余金	△8,496
	繰越利益剰余金	△8,496
	（うち当期純利益）	(7,032)
	合計	177,863

第 21 期 決 算 公 告

令和８年６月18日
大阪市此花区北港白津２丁目４番13号
株式会社エコクリエイト大阪
代表取締役社長　前村　敏彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	672,139
	固定資産	204
	合計	672,343
負純資産及のび部	流動負債	194,434
	固定負債	27,380
	株主資本	450,529
	資本金	60,000
	利益剰余金	390,529
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	375,529
	（うち当期純損失）	(55,124)
	合計	672,343

第 24 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
京都市南区吉祥院落合町15番地
コーテックスサービス株式会社
代表取締役　奥村　忠正

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	27,774
	固定資産	1,260
	合計	29,034
負純資産及のび部	流動負債	6,358
	株主資本	22,676
	資本金	10,000
	利益剰余金	12,676
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	11,176
	（うち当期純利益）	(217)
	合計	29,034

第 35 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
兵庫県姫路市西駅前町88番地
姫路再開発ビル株式会社
代表取締役　井上　泰利

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	88,184
	固定資産	46,475
	有形固定資産	46,445
	投資その他の資産	30
	合計	134,659
負純資産及のび部	流動負債	12,373
	固定負債	560
	株主資本	121,726
	資本金	50,000
	利益剰余金	71,726
	（うち当期純利益）	(4,616)
	合計	134,659

第９期決算公告

令和８年７月３日
兵庫県姫路市飾磨区英賀宮町一丁目17番地
Ｍプラスホールディングス株式会社
代表取締役　宮本　秀宣

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	198,616
	固定資産	7,356,062
	繰延資産	663
	合計	7,555,341
負純資産及のび部	流動負債	82,647
	固定負債	4,590,473
	株主資本	2,882,221
	資本金	1,000
	資本剰余金	1,796,524
	利益剰余金	1,084,697
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	1,084,447
	（うち当期純損失）	(63,552)
	合計	7,555,341

第 70 期決算公告

令和８年７月３日
兵庫県姫路市飾磨区英賀宮町一丁目17番地
株式会社宮本組
代表取締役　宮本　活秀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,698,959
	固定資産	11,642,532
	繰延資産	1,289
	合計	30,342,780
負純資産及のび部	流動負債	15,873,116
	固定負債	592,025
	株主資本	13,877,639
	資本金	98,000
	利益剰余金	13,779,639
	利益準備金	24,500
	その他利益剰余金	13,755,139
	（うち当期純利益）	(998,998)
	合計	30,342,780

第 96 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
兵庫県明石市二見町南二見15番地の１
川崎油工株式会社
代表取締役　郡　憲司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,753
	固定資産	2,372
	合計	5,124
負純資産及のび部	流動負債	3,090
	固定負債	321
	株主資本	1,714
	資本金	436
	利益剰余金	1,278
	利益準備金	109
	その他利益剰余金	1,169
	（うち当期純利益）	(137)
	合計	5,124

第 68 期決算公告

令和８年６月17日
兵庫県加古川市野口町古大内510番地
東レＫＰフィルム株式会社
代表取締役　武田　勉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,348,004
	固定資産	1,343,005
	合計	2,691,009
負純資産及のび部	流動負債	507,338
	固定負債	172,286
	株主資本	2,011,384
	資本金	412,707
	資本剰余金	362,707
	資本準備金	362,707
	利益剰余金	1,235,970
	利益準備金	23,750
	その他利益剰余金	1,212,220
	（うち当期純利益）	(13,327)
	合計	2,691,009

第 30 期 決 算 公 告

令和８年６月18日
兵庫県加古郡播磨町新島27番地
株式会社松原テクノ
代表取締役　金川　彰夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,752,937
	固定資産	359,432
	合計	2,112,369
負純資産及のび部	流動負債	533,295
	固定負債	50,673
	株主資本	1,528,400
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,508,400
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,503,400
	（うち当期純利益）	(211,722)
	合計	2,112,369

第 12 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　　仙台市宮城野区港一丁目４番１号
仙台パワーステーション株式会社
代表取締役　南部　博之

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目	金額		科目	金額
流動資産	5,086,478		流動負債	2,601,977
固定資産	15,509,549		固定負債	11,771,251
			株主資本	6,066,584
			資本金	100,000
			資本剰余金	6,099,968
			資本準備金	5,400,000
			その他資本剰余金	699,968
			利益剰余金	△133,382
			その他利益剰余金	△133,382
			（うち当期純利益）	(161)
			評価・換算差額等	156,214
			繰延ヘッジ損益	156,214
資産合計	20,596,027		負債・純資産合計	20,596,027

第 36 期 決 算 公 告

2026年７月３日　　岩手県一関市東台50番地30
ＳＷＳ東日本株式会社
代表取締役　荒木　克明

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目	金額		科目	金額
流動資産	5,905,755		流動負債	3,710,420
固定資産	5,235,149		（役員賞与引当金）	(13,420)
			固定負債	812,263
			（退職給付引当金）	(753,041)
			株主資本	6,618,219
			資本金	340,000
			資本剰余金	1,390,000
			その他資本剰余金	1,390,000
			利益剰余金	4,888,219
			利益準備金	165,371
			その他利益剰余金	4,722,848
			（うち当期純利益）	(258,252)
合計	11,140,904		合計	11,140,904

第 32 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　千葉市美浜区新港111番地
東関東ＭＭＣ部品販売株式会社
代表取締役　中込　秀樹

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	908,440	流動負債	405,237
固定資産	224,614	固定負債	90,239
有形固定資産	224,246	引当金	64,120
無形固定資産	—	株主資本	573,458
投資その他の資産	368	資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		その他資本剰余金	100,000
		利益剰余金	373,458
		利益準備金	13,000
		その他利益剰余金	360,458
		（うち当期純利益）	（60,011）
資産合計	1,133,054	負債・純資産合計	1,133,054

第 19 期 決 算 公 告

令和８年６月29日　埼玉県川越市山田25―１
パイオニアファインテック株式会社
代表清算人　簡　芳史

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	41,520	流動負債	327,994
		賞与引当金	5,143
		固定負債	55,428
		役員退職引当金	2,881
		退職給付引当金	52,547
		株主資本	△341,902
		資本金	50,000
		資本剰余金	150,000
		資本準備金	150,000
		利益剰余金	△541,902
		その他利益剰余金	△541,902
		（うち当期純損失）	（304,963）
資産合計	41,520	負債・純資産合計	41,520

第 8 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都渋谷区代々木三丁目38番７号
コンフェックスホールディングス株式会社
代表取締役　昆　靖

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,656	流動負債	3,027
固定資産	24,242	固定負債	2,740
		負債合計	**5,767**
		株主資本	21,131
		資本金	300
		資本剰余金	13,856
		資本準備金	3,274
		その他資本剰余金	10,581
		利益剰余金	6,975
		その他利益剰余金	6,975
		（うち当期純利益）	（3,224）
		純資産合計	**21,131**
資産合計	26,899	負債・純資産合計	26,899

第 62 期 決 算 公 告

令和８年５月29日　東京都文京区湯島三丁目20番９号
株式会社東京科研
代表取締役　有田　毅

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,022,500	流動負債	1,675,243
固定資産	536,070	（賞与引当金）	（20,000）
		固定負債	585,993
		（退職給与引当金）	（280,000）
		株主資本	1,297,333
		資本金	48,400
		利益剰余金	1,260,378
		利益準備金	12,100
		その他利益剰余金	1,248,278
		（うち当期純利益）	（204,819）
		自己株式	△11,445
資産合計	3,558,570	負債・純資産合計	3,558,570

第 40 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都渋谷区代々木三丁目38番９号
株式会社夢や
代表取締役　昆　靖

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	474,534	流動負債	235,879
固定資産	161,893	賞与引当金	2,310
		固定負債	59,767
		退職給付引当金	2,524
		負債合計	**295,647**
		株主資本	340,780
		資本金	50,000
		資本剰余金	78,000
		資本準備金	78,000
		利益剰余金	212,780
		その他利益剰余金	212,780
		（うち当期純利益）	（71,562）
		純資産合計	**340,780**
資産合計	636,428	負債・純資産合計	636,428

第 21 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都渋谷区代々木三丁目38番７号
株式会社ＹＳＯ
代表取締役　昆　靖

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	241,164	流動負債	14,491
固定資産	108,726	固定負債	4,110
		退職給付引当金	4,110
		負債合計	**18,601**
		株主資本	331,288
		資本金	53,000
		資本剰余金	189,479
		資本準備金	189,479
		利益剰余金	88,809
		その他利益剰余金	88,809
		（うち当期純利益）	（28,910）
		純資産合計	**331,288**
資産合計	349,890	負債・純資産合計	349,890

第 22 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都品川区西品川一丁目１番１号
株式会社ドルチェ
代表取締役　昆　靖

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,803,224	流動負債	9,727,317
固定資産	280,173	賞与引当金	87,740
		役員賞与引当金	10,260
		固定負債	174,284
		退職給付引当金	143,790
		負債合計	**9,901,601**
		株主資本	181,796
		資本金	100,000
		利益剰余金	81,796
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	56,796
		（うち当期純利益）	（305,159）
		純資産合計	**181,796**
資産合計	10,083,398	負債・純資産合計	10,083,398

第 8 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都渋谷区代々木三丁目38番９号
クリート株式会社
代表取締役　昆　靖

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,347,270	流動負債	2,499,861
固定資産	19,830	賞与引当金	13,655
		負債合計	**2,499,861**
		株主資本	867,240
		資本金	5,000
		資本剰余金	162,729
		資本準備金	5,000
		その他資本剰余金	157,729
		利益剰余金	699,510
		その他利益剰余金	699,510
		（うち当期純利益）	（376,085）
		純資産合計	**867,240**
資産合計	3,367,101	負債・純資産合計	3,367,101

第 61 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

東京都文京区後楽一丁目７番27号
日本海上工事株式会社
代表取締役社長　伊星　一俊

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,350,429	流動負債	604,553
固定資産	259,354	（役員賞与引当金）	（12,400）
有形固定資産	244,872	（賞与引当金）	（63,000）
無形固定資産	12,718	固定負債	266,359
投資その他の資産	1,763	（退職給付引当金）	（257,920）
		株主資本	2,738,871
		資本金	120,000
		利益剰余金	2,618,871
		利益準備金	32,400
		その他利益剰余金	2,586,471
		（うち当期純利益）	（216,619）
資産合計	**3,609,784**	**負債・純資産合計**	**3,609,784**

第 20 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　　東京都中央区銀座４－７－５
王子ヒューマンサポート株式会社
代表取締役社長　浅谷　和也

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	142,805,550	流動負債	70,007,492
固定資産	36,472,335	固定負債	6,715,143
		退職引当金	6,715,143
		負債合計	**76,722,635**
		株主資本	102,555,250
		資本金	10,000,000
		利益剰余金	92,555,250
		利益準備金	2,500,000
		その他利益剰余金	90,055,250
		（うち当期純利益）	（90,055,226）
		純資産合計	**102,555,250**
資産合計	**179,277,885**	**負債・純資産合計**	**179,277,885**

第 27 期 決 算 公 告

2026 年６月 15 日　　東京都墨田区江東橋２丁目３番10号
株式会社川村工営
代表取締役　漁野　弘明

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,430,937	流動負債	3,059,439
固定資産	884,304	（うち完成工事補償引当金）	（8,997）
有形固定資産	751,781	固定負債	1,825,020
無形固定資産	3,372	（うち退職給与引当金）	（84,579）
投資その他の資産	129,150	株主資本	2,430,781
		資本金	90,000
		利益剰余金	3,587,270
		利益準備金	12,051
		その他利益剰余金	3,575,218
		（うち当期純利益）	（256,428）
		自己株式	△1,246,488
資産合計	**7,315,242**	**負債・純資産合計**	**7,315,242**

第 28 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
東京都渋谷区道玄坂一丁目12番１号渋谷マークシティW22階
First Advantage Japan株式会社
代表取締役　スコット・ステープルズ

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	440,332	流動負債	103,568
固定資産	1,429,146	（賞与引当金）	（14,024）
		（リベート引当金）	（1,601）
		固定負債	113,882
		（退職給付引当金）	（58,621）
		株主資本	1,652,027
		資本金	3,000
		利益剰余金	1,649,027
		利益準備金	750
		その他利益剰余金	1,648,277
		（うち当期純利益）	（163,551）
資産合計	**1,869,478**	**負債・純資産合計**	**1,869,478**

第 50 期 決 算 公 告

2026 年６月 12 日　　東京都港区西新橋１丁目２番９号
株式会社サンケイビルマネジメント
代表取締役社長　岡本　雅之

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,175,046	流動負債	3,166,857
固定資産	4,316,684	（賞与引当金）	（199,794）
		（役員賞与引当金）	（35,340）
		固定負債	1,396,689
		（退職給付引当金）	（209,913）
		株主資本	3,928,183
		資本金	60,000
		資本剰余金	50,000
		その他資本剰余金	50,000
		利益剰余金	3,818,183
		利益準備金	20,200
		その他利益剰余金	3,797,983
		（うち当期純利益）	（593,192）
資産合計	**8,491,730**	**負債・純資産合計**	**8,491,730**

第 80 期 決 算 公 告

令和８年６月 12 日

東京都台東区柳橋１丁目31番６号
太田紙販売株式会社
代表取締役社長　沼田　健一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,472,674	流動負債	1,270,057
固定資産	339,898	固定負債	15,410
		株主資本	527,105
		資本金	15,000
		資本剰余金	93,921
		資本準備金	93,921
		利益剰余金	418,183
		利益準備金	5,300
		その他利益剰余金	412,883
		（うち当期純利益）	（16,634）
資産合計	**1,812,573**	**負債・純資産合計**	**1,812,573**

第 8 期 決 算 公 告

2026 年６月 12 日

東京都千代田区内神田二丁目３番４号
株式会社サンケイビル・アセットマネジメント
代表取締役社長　太田　裕一

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,180,328	流動負債	185,831
固定資産	284,085	（賞与引当金）	（39,467）
		（役員賞与引当金）	（10,730）
		株主資本	1,278,582
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	1,078,582
		その他利益剰余金	1,078,582
		（うち当期純利益）	（107,584）
資産合計	**1,464,414**	**負債・純資産合計**	**1,464,414**

第 62 期 決 算 公 告

2026 年６月 12 日

東京都港区西新橋１丁目２番９号
株式会社サンケイビルメンテナンスサービス
代表取締役社長　岡村　　哲

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	290,317	流動負債	56,601
固定資産	5,749	（賞与引当金）	（2,190）
		固定負債	582
		株主資本	238,882
		資本金	10,000
		利益剰余金	228,882
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	226,382
		（うち当期純利益）	（11,161）
資産合計	**296,066**	**負債・純資産合計**	**296,066**

第 77 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都中央区新川二丁目27番２号
ＭＳ＆ＡＤビジネスサポート株式会社
取締役社長　荻原　直毅

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,175,130	流動負債	1,649,588
固定資産	1,522,791	（賞与引当金）	（173,889）
		固定負債	484,734
		（退職給付引当金）	（477,826）
		株主資本	4,563,598
		資本金	30,000
		資本剰余金	169,221
		その他資本剰余金	169,221
		利益剰余金	4,956,856
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	4,949,356
		（うち当期純利益）	（392,917）
		自己株式	△592,479
資産合計	6,697,921	負債・純資産合計	6,697,921

第 92 期 決 算 公 告

令和８年６月23日
東京都台東区上野２丁目７番11号
株式会社酒悦
代表取締役　松田　和久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,027,855	流動負債	1,260,670
固定資産	2,875,922	固定負債	303,887
		株主資本	6,331,964
		資本金	100,000
		資本剰余金	810,000
		資本準備金	64,000
		その他資本剰余金	746,000
		利益剰余金	5,421,964
		利益準備金	16,900
		その他利益剰余金	5,405,064
		（うち当期純利益）	（111,917）
		評価・換算差額等	7,255
資産合計	7,903,778	負債・純資産合計	7,903,778

第 18 期 決 算 公 告

2026年７月３日　東京都港区芝浦三丁目16番20号
ＮＴＳコンサルティング株式会社
代表取締役社長　伊藤　耕治

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	419,947	流動負債	47,365
固定資産	354,211	固定負債	322,441
		負債合計	369,806
		株主資本	404,352
		資本金	10,000
		資本剰余金	10,000
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	384,352
		その他利益剰余金	384,352
		（うち当期純利益）	（31,137）
		純資産合計	404,352
資産合計	774,159	負債・純資産合計	774,159

第 28 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
東京都港区高輪２丁目15番21号
イリオスネット株式会社
代表取締役　宮﨑　毅

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,297,988	流動負債	7,037,879
固定資産	4,894,959	賞与引当金	378,000
		固定負債	1,518,276
		退職給付引当金	795,241
		株主資本	1,636,793
		資本金	150,000
		資本剰余金	30,000
		資本準備金	30,000
		利益剰余金	1,456,793
		利益準備金	37,500
		その他利益剰余金	1,419,293
		（うち当期純利益）	（298,239）
資産合計	10,192,948	負債・純資産合計	10,192,948

第 26 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
神奈川県横浜市西区みなとみらい五丁目１番２号
株式会社ヤマハミュージックコミュニケーションズ
代表取締役社長　松岡　祐治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	595	流動負債	78
固定資産	15	株主資本	532
		資本金	30
		資本剰余金	270
		その他資本剰余金	270
		利益剰余金	232
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	225
		（うち当期純利益）	（47）
資産合計	611	負債・純資産合計	611

第 19 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
神奈川県横浜市西区みなとみらい五丁目１番２号
株式会社ヤマハミュージックエンタテインメント
ホールディングス
代表取締役社長　松岡　祐治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,763	流動負債	1,305
固定資産	396	固定負債	2
		株主資本	4,853
		資本金	100
		資本剰余金	4,467
		その他資本剰余金	4,467
		利益剰余金	286
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	261
		（うち当期純利益）	（260）
資産合計	6,160	負債・純資産合計	6,160

第 1 期 決 算 公 告

2026年７月３日　山梨県甲府市丸の内一丁目20番８号
やまなし地域デザイン株式会社
代表取締役社長　加藤　文雄

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	181	流動負債	4
固定資産	11	賞与引当金	2
繰延資産	1	役員賞与引当金	1
		その他	1
		固定負債	0
		役員退職慰労引当金	0
		株主資本	189
		資本金	100
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	△11
		その他利益剰余金	△11
		（うち当期純損失）	（11）
資産合計	193	負債・純資産合計	193

第 3 期 決 算 公 告

2026年７月３日　山梨県甲府市丸の内一丁目20番８号
やまなし未来インベストメント株式会社
代表取締役社長　関　光良

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	140	流動負債	16
固定資産	5	賞与引当金	4
繰延資産	9	役員賞与引当金	1
		その他	10
		固定負債	0
		役員退職慰労引当金	0
		株主資本	137
		資本金	50
		資本剰余金	25
		資本準備金	25
		利益剰余金	62
		その他利益剰余金	62
		（うち当期純利益）	（33）
資産合計	154	負債・純資産合計	154

第 47 期 決 算 公 告

2026 年７月３日　　岐阜県大垣市郭町三丁目98番地
株式会社ＯＫＢビジネス
代表取締役　竹山　泰仁

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	245,365	流動負債	43,208
固定資産	22,388	（賞与引当金）	(12,677)
		固定負債	50,078
		（役員退職慰労金引当金）	(8,375)
		（退職給付引当金）	(41,703)
		株主資本	174,467
		資本金	20,000
		利益剰余金	154,467
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	149,467
		（うち当期純損失）	(3,392)
資産合計	267,753	負債・純資産合計	267,753

第 25 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　　岐阜県揖斐郡大野町五之里510番地１
株式会社きらら
代表取締役　片山　茂樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	583,695	流動負債	203,069
固定資産	69,290	賞与引当金	4,930
		固定負債	58,758
		退職給付引当金	6,278
		役員退職慰労引当金	7,966
		負債合計	261,828
		株主資本	391,157
		資本金	20,000
		利益剰余金	371,157
		利益準備金	5,150
		その他利益剰余金	366,007
		（うち当期純利益）	(101,535)
		純資産合計	391,157
資産合計	652,986	負債・純資産合計	652,986

第 29 期 決 算 公 告

令和８年６月 25 日　　静岡県浜松市中央区中沢町10番１号
株式会社ヤマハコーポレートサービス
代表取締役社長　石部　　卓

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,562	流動負債	1,267
固定資産	861	固定負債	217
		退職給付引当金	216
		株主資本	1,940
		資本金	10
		資本剰余金	190
		資本準備金	10
		その他資本剰余金	180
		利益剰余金	1,740
		利益準備金	29
		その他利益剰余金	1,710
		（うち当期純利益）	(297)
資産合計	3,424	負債・純資産合計	3,424

第 40 期 決 算 公 告

令和８年６月 23 日　　静岡県浜松市中央区青屋町283番地
ヤマハファインテック株式会社
代表取締役社長　鈴木　誠一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,731	流動負債	2,484
固定資産	3,043	固定負債	222
		退職給付引当金	205
		株主資本	9,068
		資本金	100
		資本剰余金	4,804
		資本準備金	300
		その他資本剰余金	4,504
		利益剰余金	4,163
		利益準備金	59
		その他利益剰余金	4,104
		（うち当期純利益）	(523)
資産合計	11,775	負債・純資産合計	11,775

第 42 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　　愛知県一宮市三ツ井七丁目１番22号
株式会社スイートファクトリー
代表取締役　江﨑　克巳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	498,669	流動負債	208,233
固定資産	140,737	賞与引当金	4,500
		固定負債	102,184
		退職給付引当金	12,926
		役員退職慰労引当金	22,780
		負債合計	310,417
		株主資本	328,989
		資本金	30,000
		利益剰余金	298,989
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	291,489
		（うち当期純利益）	(83,006)
		純資産合計	328,989
資産合計	639,406	負債・純資産合計	639,406

第 63 期 決 算 公 告

2026 年７月３日　　静岡県御殿場市中清水127番地
住電装プラテック株式会社
代表取締役　山本　祐司

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,777,808	流動負債	4,760,649
固定資産	10,328,302	（役員賞与引当金）	(7,900)
		固定負債	363,786
		（退職給付引当金）	(360,684)
		株主資本	9,981,674
		資本金	3,130,000
		資本剰余金	3,119,539
		資本準備金	3,119,539
		利益剰余金	3,732,134
		利益準備金	17,269
		その他利益剰余金	3,714,865
		（うち当期純利益）	(233,317)
合計	15,106,110	合計	15,106,110

第 27 期 決 算 公 告

2026 年７月３日　　名古屋市中村区太閤三丁目１番18号
ジェイアール東海物流株式会社
代表取締役社長　須藤　正文

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,179	流動負債	912
固定資産	1,384	賞与引当金	185
		固定負債	613
		退職給付引当金	444
		負債合計	1,525
		株主資本	4,038
		資本金	300
		利益剰余金	3,738
		その他利益剰余金	3,738
		（うち当期純利益）	(309)
		純資産合計	4,038
資産合計	5,564	負債・純資産合計	5,564

第 59 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　　名古屋市瑞穂区苗代町15番１号
ブラザー不動産株式会社
代表取締役社長　小森　論司

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	11,568,184	流動負債	2,896,308
固定資産	2,573,442	固定負債	632,144
有形固定資産	2,103,098	負債合計	3,528,452
無形固定資産	26,909	株主資本	10,613,174
投資その他の資産	443,434	資本金	300,000
		利益剰余金	10,313,174
		利益準備金	75,000
		その他利益剰余金	10,238,174
		（うち当期純利益）	(1,847,489)
		純資産合計	10,613,174
資産合計	14,141,627	負債・純資産合計	14,141,627

第 54 期 決 算 公 告

2026年６月12日

名古屋市東区葵二丁目11番22号
朝日総業株式会社
代表取締役社長　池本なぎさ

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	166,742	流動負債	50,028
固定資産	22,409	（賞与引当金）	(904)
		株主資本	138,953
		資本金	25,000
		利益剰余金	113,953
		利益準備金	3,637
		その他利益剰余金	110,316
		（うち当期純利益）	(4,864)
		評価・換算差額等	170
		その他有価証券評価差額金	170
資産合計	189,152	負債・純資産合計	189,152

第 54 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

名古屋市北区苗田町16番地
株式会社ビルメン
代表取締役　小野　浩二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,137,214	流動負債	304,844
固定資産	195,602	固定負債	14,066
		株主資本	962,126
		資本金	50,000
		資本剰余金	30,000
		資本準備金	30,000
		利益剰余金	882,126
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	877,126
		（うち当期純利益）	(54,871)
		評価・換算差額等	51,780
		その他有価証券評価差額金	51,780
資産合計	1,332,816	負債・純資産合計	1,332,816

第 58 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

三重県四日市市泊小柳町４番６号
日本カラリング株式会社
代表取締役社長　上原章太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,386	流動負債	3,639
固定資産	1,401	固定負債	391
		（うち退職給付引当金）	(391)
		株主資本	1,757
		資本金	280
		資本剰余金	200
		資本準備金	200
		利益剰余金	1,277
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	1,227
		（うち当期純利益）	(154)
資産合計	5,787	負債・純資産合計	5,787

第 12 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

三重県四日市市川尻町100番地
ＪＳＲロジスティクス＆カスタマーセンター株式会社
代表取締役　竹内　信弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,445	流動負債	1,211
固定資産	159	固定負債	43
		（うち退職給付引当金）	(43)
		負債合計	1,254
		株主資本	351
		資本金	10
		資本剰余金	57
		資本準備金	57
		利益剰余金	284
		その他利益剰余金	284
		（うち当期純利益）	(62)
		純資産合計	351
資産合計	1,604	負債・純資産合計	1,604

第 60 期 決 算 公 告

2026年７月３日

京都府京都市右京区西院溝崎町21番地
ローム・アッセンブリマニュファクチャリング株式会社
代表取締役社長　吉岡　浩文

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,310	流動負債	3,554
固定資産	10,480	負債合計	3,554
		株主資本	20,236
		資本金	450
		資本剰余金	9,103
		資本準備金	8,745
		その他資本剰余金	357
		利益剰余金	10,683
		利益準備金	228
		その他利益剰余金	10,455
		（うち当期純利益）	(1,856)
		純資産合計	20,236
資産合計	23,791	負債・純資産合計	23,791

第 64 期 決 算 公 告

2026年７月３日

三重県松阪市大塚町25番地２
ＳＷＳ西日本株式会社
代表取締役　吉田　真司

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,830,130	流動負債	4,474,972
固定資産	6,116,344	（役員賞与引当金）	(14,340)
		固定負債	1,002,608
		（退職給付引当金）	(896,617)
		株主資本	8,468,893
		資本金	390,000
		資本剰余金	765,000
		その他資本剰余金	765,000
		利益剰余金	7,313,893
		利益準備金	97,500
		その他利益剰余金	7,216,393
		（うち当期純利益）	(226,987)
合計	13,946,475	合計	13,946,475

第 16 期 決 算 公 告

2026年６月17日

京都府久世郡久御山町佐山双栗37番地１
京都日野自動車株式会社
代表取締役　望月　正朗

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,292,317	流動負債	3,749,166
固定資産	364,227	賞与引当金	118,296
		役員賞与引当金	11,165
		固定負債	401,655
		退職給付引当金	349,453
		役員退職慰労引当金	51,128
		株主資本	505,723
		資本金	100,000
		利益剰余金	405,723
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	380,723
		（うち当期純利益）	(37,432)
資産合計	4,656,544	負債・純資産合計	4,656,544

第 38 期 決 算 公 告

2026年７月３日

京都府亀岡市大井町土田三丁目６番１号
ローム・メカテック株式会社
代表取締役社長　川端　利明

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,546	流動負債	2,017
固定資産	2,500	固定負債	9
		負債合計	2,027
		株主資本	11,019
		資本金	98
		利益剰余金	10,921
		利益準備金	24
		その他利益剰余金	10,897
		（うち当期純利益）	(612)
		純資産合計	11,019
資産合計	13,046	負債・純資産合計	13,046

第 30 期 決 算 公 告

令和８年６月10日　大阪府吹田市広芝町15番30号
株式会社ネスコム
代表取締役社長　南川　博紀

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	314,750	流動負債	49,124
固定資産	3,229	（工事損失引当金）	(9,668)
		（賞与引当金）	(6,150)
		固定負債	232
		退職給付引当金	232
		負債合計	**49,356**
		株主資本	268,622
		資本金	20,000
		利益剰余金	248,622
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	243,622
		（うち当期純利益）	(2,235)
		純資産合計	**268,622**
資産合計	**317,979**	**負債・純資産合計**	**317,979**

第 64 期 決 算 公 告

2026年６月26日　大阪府堺市西区石津西町15番地
コベルココイルセンター株式会社
代表取締役　梅井　健司

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,740,384	流動負債	2,103,364
固定資産	788,645	固定負債	93,745
有形固定資産	602,810	**負債合計**	**2,197,109**
無形固定資産	128,680	株主資本	1,331,920
投資その他の資産	57,155	資本金	320,000
		利益剰余金	1,011,920
		利益準備金	80,000
		その他利益剰余金	931,920
		（うち当期純利益）	(146,165)
		純資産合計	**1,331,920**
合計	**3,529,029**	**合計**	**3,529,029**

第 94 期 決 算 公 告

令和８年６月９日　島根県出雲市渡橋町416番地
山陰パナソニック株式会社
代表取締役社長　渡部幸太郎

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,481,361	流動負債	2,022,148
固定資産	3,287,939	賞与引当金	243,400
繰延資産	106,664	その他	1,778,748
		固定負債	489,086
		退職給付引当金	358,356
		その他	130,730
		株主資本	10,364,730
		資本金	100,000
		利益剰余金	10,264,730
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	10,239,730
		（うち当期純利益）	(220,482)
資産合計	**12,875,964**	**負債・純資産合計**	**12,875,964**

第 19 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　兵庫県伊丹市中央三丁目１番17号
ヤンマーグリーンシステム株式会社
代表取締役　中井　健二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,229	流動負債	6,704
固定資産	565	固定負債	553
有形固定資産	200	**負債合計**	**7,257**
無形固定資産	26	株主資本	2,537
投資その他の資産	338	資本金	90
		資本剰余金	504
		その他資本剰余金	504
		利益剰余金	1,943
		利益準備金	22
		その他利益剰余金	1,920
		（うち当期純利益）	(489)
		純資産合計	**2,537**
資産合計	**9,795**	**負債・純資産合計**	**9,795**

第 20 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　広島県尾道市向島町111番地
ＪＦＥ商事造船加工株式会社
代表取締役　青木　伸也

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,046,180	流動負債	584,950
固定資産	683,626	賞与引当金	5,714
		特高引当金	104,547
		固定負債	202,613
		退職給付引当金	3,763
		役員退職慰労引当金	1,500
		株主資本	942,243
		資本金	30,000
		利益剰余金	912,243
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	904,743
		（うち当期純利益）	(99,826)
資産合計	**1,729,806**	**負債・純資産合計**	**1,729,806**

第 61 期 決 算 公 告

2026年７月３日　岡山市中区浜１―６―24
共和石油販売株式会社
代表取締役　田沼　宏

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	284,580	流動負債	74,290
（貸倒引当金）	(△317)	（賞与引当金）	(4,162)
固定資産	71,067	（役員賞与引当金）	(4,149)
		固定負債	18,837
		（退職給付引当金）	(14,202)
		（役員退職引当金）	(4,635)
		株主資本	262,519
		資本金	10,000
		資本剰余金	201
		資本準備金	201
		利益剰余金	252,317
		その他利益剰余金	252,317
		（当期純利益）	(28,462)
資産合計	**355,647**	**負債・純資産合計**	**355,647**

第 12 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　広島市南区出島一丁目21番15号
山根木材ホーム株式会社
代表取締役　岡田　宏隆

貸借対照表の要旨　（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,747,711	流動負債	1,158,698
固定資産	429,490	賞与引当金	15,582
		固定負債	1,864,804
		退職給付引当金	11,204
		役員退職慰労引当金	3,600
		株主資本	153,699
		資本金	80,000
		資本剰余金	30,000
		資本準備金	30,000
		利益剰余金	43,699
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	31,199
		（うち当期純損失）	(10,818)
資産合計	**3,177,201**	**負債・純資産合計**	**3,177,201**

第 27 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　広島市安芸区船越南一丁目６番１号
日鋼テクノ株式会社
代表取締役社長　松井　伸司

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,888,450	流動負債	2,410,942
固定資産	585,722	固定負債	291,097
有形固定資産	40,559	（退職給付引当金）	(263,264)
無形固定資産	17,921	株主資本	1,772,132
投資その他の資産	527,241	資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	10,000
		その他資本剰余金	90,000
		利益剰余金	1,572,132
		利益準備金	5,962
		その他利益剰余金	1,566,170
		（うち当期純利益）	(6,607)
資産合計	**4,474,172**	**負債・純資産合計**	**4,474,172**

第 18 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

広島市南区出島一丁目21番15号
山根木材リモデリング株式会社
代表取締役　児玉　章宏

貸借対照表の要旨　（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	321,875	流動負債	242,003
固定資産	15,613	賞与引当金	7,521
		固定負債	16,017
		退職給付引当金	9,055
		役員退職慰労引当金	6,962
		株主資本	79,467
		資本金	30,000
		利益剰余金	49,467
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	41,967
		（うち当期純利益）	（23,662）
資産合計	337,488	負債・純資産合計	337,488

第 12 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

広島県廿日市市木材港北６番23号
広島ランバーテック株式会社
代表取締役　山根誠一郎

貸借対照表の要旨　（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	755,103	流動負債	523,096
固定資産	497,545	賞与引当金	9,780
		固定負債	637,740
		退職給付引当金	5,640
		役員退職慰労引当金	2,100
		株主資本	91,811
		資本金	30,000
		利益剰余金	61,811
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	54,311
		（うち当期純利益）	（46,432）
資産合計	1,252,649	負債・純資産合計	1,252,649

第 12 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

広島市南区出島一丁目21番15号
山根木材ディベロップメント株式会社
代表取締役　山根誠一郎

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	181,426	流動負債	7,762
固定資産	305,170	賞与引当金	450
		固定負債	495,141
		退職給付引当金	1,163
		株主資本	△ 16,307
		資本金	30,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	△ 66,307
		その他利益剰余金	△ 66,307
		（うち当期純損失）	（17,863）
資産合計	486,597	負債・純資産合計	486,597

第 46 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　広島市南区出島一丁目21番15号
山根木材ライフパートナー株式会社
代表取締役　長谷川慎一郎

貸借対照表の要旨　（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	69,865	流動負債	4,674
固定資産	621	賞与引当金	1,161
		固定負債	665
		退職給付引当金	665
		株主資本	65,145
		資本金	30,000
		資本剰余金	10,000
		その他の資本剰余金	10,000
		利益剰余金	25,145
		利益準備金	5,840
		その他利益剰余金	19,305
		（うち当期純利益）	（7,188）
資産合計	70,486	負債・純資産合計	70,486

第 20 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　徳島県小松島市和田津開町北398番地
ウッドファースト株式会社
代表取締役　細井　浩明

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	593,176	流動負債	469,615
固定資産	17,233	賞与引当金	11,555
		固定負債	13,035
		退職給付引当金	10,202
		株主資本	127,759
		資本金	50,000
		資本剰余金	89,826
		資本準備金	50,000
		その他資本剰余金	39,826
		利益剰余金	△12,068
		その他利益剰余金	△12,068
		（うち当期純損失）	（25,727）
資産合計	610,409	負債・純資産合計	610,409

第 74 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

広島県廿日市市大野二丁目11番21号
石油コークス工業株式会社
代表取締役　竹内　幸司

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	577,243	流動負債	138,992
固定資産	318,950	賞与引当金	14,796
繰延資産	366	固定負債	13,135
		退職給付引当金	4,572
		株主資本	744,432
		資本金	50,000
		利益剰余金	694,432
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	681,932
		（うち当期純利益）	（92,137）
資産合計	896,559	負債・純資産合計	896,559

第 56 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　鹿児島市南栄三丁目17番地１
鹿児島パールライス株式会社
代表取締役社長　柚木　弘文

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,971,967	流動負債	3,033,621
固定資産	352,886	（うち賞与引当金）	（25,440）
		固定負債	89,128
		（うち退職給付引当金）	（86,367）
		（うち役員退任慰労金引当金）	（2,761）
		株主資本	1,202,104
		資本金	45,000
		利益剰余金	1,157,104
		利益準備金	43,000
		その他利益剰余金	1,114,104
		（うち当期純利益）	（46,980）
資産合計	4,324,854	負債・純資産合計	4,324,854

第 37 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　香川県高松市香川町川東下795番地１
日産部品東四国販売株式会社
代表取締役社長　窪田　秀一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	987,008	流動負債	633,416
固定資産	478,616	（賞与引当金）	（32,758）
有形固定資産	427,677	固定負債	60,911
無形固定資産	2,911	（退職給付引当金）	（15,952）
投資その他の資産	48,027	株主資本	771,296
		資本金	100,000
		利益剰余金	752,896
		利益準備金	18,350
		その他利益剰余金	734,546
		（うち当期純利益）	（21,998）
		自己株式	△81,600
資産合計	1,465,624	負債・純資産合計	1,465,624

第 72 期 決 算 公 告

2026年７月３日　栃木県宇都宮市平出工業団地32番地２

マ・マーマカロニ株式会社

取締役社長　及川　俊則

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,787	流動負債	1,919
固定資産	4,207	役員賞与引当金	1
		固定負債	1,136
		退職給付引当金	923
		株主資本	3,938
		資本金	350
		資本剰余金	150
		資本準備金	150
		利益剰余金	3,438
		利益準備金	87
		その他利益剰余金	3,351
		（うち当期純利益）	（106）
資産合計	6,995	負債・純資産合計	6,995

第 30 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　茨城県日立市大みか町一丁目27番７号

株式会社シースリー

代表取締役社長　佐野　孝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,223	流動負債	292
固定資産	109	賞与引当金	48
		役員賞与引当金	4
		その他	239
		固定負債	127
		退職給付引当金	121
		その他	6
		株主資本	910
		資本金	20
		利益剰余金	890
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	885
		（うち当期純利益）	（111）
資産合計	1,332	負債・純資産合計	1,332

第 60 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都千代田区神田神保町二丁目30番地

株式会社小学館集英社プロダクション

代表取締役社長　松井　聡

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	25,464	流動負債	8,877
固定資産	7,465	固定負債	233
繰延資産	3	株主資本	23,772
		資本金	100
		資本剰余金	858
		資本準備金	15
		その他資本剰余金	843
		利益剰余金	22,814
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	22,804
		（うち当期純利益）	（2,415）
		評価・換算差額等	49
資産合計	32,933	負債・純資産合計	32,933

第 106 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都江東区若洲二丁目３番２号

望月海運株式会社

代表取締役社長　則竹　正敏

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	407,248	流動負債	201,572
固定資産	631,977	固定負債	123,284
		負債合計	**324,856**
		株主資本	714,369
		資本金	100,000
		資本剰余金	7
		（資本準備金）	（7）
		利益剰余金	614,362
		（利益準備金）	（25,000）
		（その他利益剰余金）	（589,362）
		（うち当期純利益）	（21,029）
		純資産合計	**714,369**
資産合計	1,039,226	負債・純資産合計	1,039,226

第 28 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都千代田区丸の内１－７－12

クレスコ・イー・ソリューション株式会社

代表取締役社長　後藤　聡

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,242	流動負債	784
固定資産	271	賞与引当金	90
		役員賞与引当金	3
		受託損失引当金	119
		固定負債	150
		退職給付引当金	137
		株主資本	1,579
		資本金	200
		資本剰余金	11
		利益剰余金	1,367
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	1,317
		（うち当期純利益）	（142）
資産合計	2,514	負債・純資産合計	2,514

第 39 期 決 算 公 告

2026年６月18日　東京都港区芝公園２－４－１

株式会社レーベンコミュニティ

代表取締役　中　愼介

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,050,496	流動負債	1,747,041
固定資産	1,506,667	賞与引当金	159,104
繰延資産	310,415	固定負債	566,846
		退職給付引当金	547,486
		役員退職慰労引当金	19,360
		株主資本	4,585,589
		資本金	60,000
		利益剰余金	4,525,589
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	4,510,589
		（うち当期純利益）	（472,246）
		評価・換算差額等	△31,898
資産合計	6,867,578	負債・純資産合計	6,867,578

第 13 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都品川区西五反田二丁目27番３号

株式会社エニシアス

代表取締役社長　玉置　圭介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	515	流動負債	155
固定資産	77	役員賞与引当金	4
		その他	151
		固定負債	0
		株主資本	437
		資本金	20
		利益剰余金	417
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	412
		（うち当期純利益）	（101）
資産合計	592	負債・純資産合計	592

第 28 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都港区芝浦三丁目１番１号

株式会社クレスコ・デジタルテクノロジーズ

代表取締役社長　岩見　聡

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,404	流動負債	645
固定資産	598	賞与引当金	134
		役員賞与引当金	5
		その他	505
		固定負債	300
		退職給付引当金	262
		その他	38
		株主資本	2,056
		資本金	100
		利益剰余金	1,956
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	1,931
		（うち当期純利益）	（306）
資産合計	3,003	負債・純資産合計	3,003

第 26 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都文京区本郷三丁目18番14号
株式会社エイプス
代表取締役社長　前田　峰志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	122	流動負債	27
固定資産	229	賞与引当金	5
		役員賞与引当金	0
		その他	21
		固定負債	135
		役員退職慰労引当金	130
		その他	5
		株主資本	188
		資本金	10
		利益剰余金	178
		その他利益剰余金	178
		（うち当期純利益）	(5)
資産合計	352	負債・純資産合計	352

第 22 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都新宿区西新宿７丁目21番３号
ジェット・テクノロジーズ株式会社
代表取締役社長　星野　嗣教

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,629	流動負債	620
固定資産	87	賞与引当金	131
		役員賞与引当金	7
		その他	481
		固定負債	400
		役員退職慰労引当金	400
		株主資本	695
		資本金	14
		利益剰余金	681
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	677
		（うち当期純利益）	(233)
資産合計	1,716	負債・純資産合計	1,716

第 80 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　東京都中央区銀座６丁目17番１号
株式会社クリマテック
代表取締役執行役員社長　前原　邦彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	16,876,081	流動負債	8,078,983
固定資産	4,840,084	固定負債	1,279,304
繰延資産	0	負債合計	9,358,287
		株主資本	9,881,059
		資本金	300,000
		資本剰余金	82,472
		その他資本剰余金	82,472
		利益剰余金	9,498,587
		利益準備金	75,000
		その他利益剰余金	9,423,587
		（うち当期純利益）	(2,213,514)
		評価・換算差額等	2,476,818
		純資産合計	12,357,878
資産合計	21,716,165	負債・純資産合計	21,716,165

第 48 期 決 算 公 告

令和８年６月10日　東京都中央区日本橋本町四丁目８番16号
株式会社トクヤマエムテック
代表取締役　浅田　孝司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,846,293	流動負債	1,066,130
固定資産	400,876	（賞与引当金）	(19,642)
		固定負債	170,568
		（退職給付引当金）	(46,632)
		（役員退職慰労引当金）	(10,400)
		株主資本	1,010,470
		資本金	50,000
		利益剰余金	960,470
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	947,970
		（うち当期純利益）	(169,489)
資産合計	2,247,168	負債・純資産合計	2,247,168

第 48 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都東大和市中央三丁目861番地の１
東京ユニオン物流株式会社
代表取締役　細川　武紀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	883,948	流動負債	522,783
固定資産	610,499	固定負債	374,897
有形固定資産	570,055	負債合計	897,680
無形固定資産	2,065	株主資本	596,767
投資その他の資産	38,378	資本金	30,000
		資本剰余金	48,154
		利益剰余金	518,613
		利益準備金	6,000
		その他利益剰余金	512,613
		評価・換算差額等	—
		純資産合計	596,767
資産合計	1,494,448	負債・純資産合計	1,494,448

(注)　当期純利益　46,813千円

第 59 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都東大和市中央三丁目861番地の１
東京システム運輸ホールディングス株式会社
代表取締役社長　細川　武紀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,147,784	流動負債	756,129
固定資産	7,201,856	固定負債	2,253,919
有形固定資産	5,678,263	負債合計	3,010,049
無形固定資産	8,347	株主資本	5,332,578
投資その他の資産	1,515,246	資本金	80,000
繰延資産	2,822	資本剰余金	247,562
		利益剰余金	5,005,015
		利益準備金	12,512
		その他利益剰余金	4,992,503
		評価・換算差額等	9,836
		純資産合計	5,342,414
資産合計	8,352,464	負債・純資産合計	8,352,464

(注)　当期純利益　310,445千円

第 16 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都東大和市中央三丁目861番地の１
東京ビジョンクリエイト株式会社
代表取締役　細川　武紀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	430,067	流動負債	284,859
固定資産	82,179	固定負債	77,434
有形固定資産	64,911	負債合計	362,293
無形固定資産	265	株主資本	149,953
投資その他の資産	17,003	資本金	30,000
		資本剰余金	—
		利益剰余金	119,953
		利益準備金	4,000
		その他利益剰余金	115,953
		純資産合計	149,953
資産合計	512,246	負債・純資産合計	512,246

(注)　当期純利益　46,587千円

第 16 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都東大和市中央三丁目861番地の１
東京ロジファクトリー株式会社
代表取締役社長　細川　武紀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,974,219	流動負債	2,300,719
固定資産	6,677,289	固定負債	4,762,620
有形固定資産	4,398,929	負債合計	7,063,339
無形固定資産	1,486	株主資本	2,588,169
投資その他の資産	2,276,873	資本金	30,000
		資本剰余金	725,363
		利益剰余金	1,832,805
		その他利益剰余金	1,832,805
		純資産合計	2,588,169
資産合計	9,651,509	負債・純資産合計	9,651,509

(注)　当期純利益　235,291千円

第 49 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　東京都千代田区永田町２丁目14番２号
アーシェルジャパン株式会社
代表取締役社長　西村　貞昭

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	640,342	流動負債	117,684
固定資産	58,084	賞与引当金	19,760
		その他	97,924
		負債合計	**117,684**
		株主資本	580,746
		資本金	30,000
		利益剰余金	550,746
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	543,246
		（うち当期純利益）	(43,004)
		評価・換算差額等	△3
		繰延ヘッジ損益	△3
		純資産合計	**580,742**
資産合計	**698,426**	**負債・純資産合計**	**698,426**

第 19 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号
首都高メンテナンス西東京株式会社
代表取締役社長　桜井　　順

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,565	流動負債	2,327
固定資産	411	（賞与引当金）	(31)
		固定負債	462
		退職給付引当金	434
		役員退職慰労引当金	27
		株主資本	2,185
		資本金	90
		資本剰余金	790
		その他資本剰余金	790
		利益剰余金	1,305
		利益準備金	22
		その他利益剰余金	1,283
		（うち当期純利益）	(132)
資産合計	**4,976**	**負債・純資産合計**	**4,976**

第 27 期 決 算 公 告

2026年７月３日　東京都中央区日本橋小舟町12番６号
株式会社ピーエスケー
代表取締役　前田　文男

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,177,209	流動負債	842,131
固定資産	1,975,528	賞与引当金	27,549
		固定負債	347,928
		退職給付引当金	275,201
		役員退職慰労引当金	72,727
		株主資本	2,962,677
		資本金	90,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	2,822,677
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	2,800,177
		（うち当期純利益）	(544,573)
資産合計	**4,152,738**	**負債・純資産合計**	**4,152,738**

第 81 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都中央区日本橋堀留町一丁目２番10号
ＭＣ山三ポリマーズ株式会社
代表取締役　伊藤　浩彰

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,820,752	流動負債	4,758,996
固定資産	110,641	賞与引当金	49,271
		固定負債	85,706
		退職給付引当金	48,965
		株主資本	1,111,680
		資本金	30,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	1,061,680
		利益準備金	6,800
		その他利益剰余金	1,054,880
		（うち当期純利益）	(303,608)
		評価・換算差額等	△24,989
資産合計	**5,931,393**	**負債・純資産合計**	**5,931,393**

第 74 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都大田区大森西７丁目１番14号
株式会社メリーチョコレートカムパニー
代表取締役　田山　俊也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,719	流動負債	2,850
固定資産	13,780	賞与引当金	240
		固定負債	154
		株主資本	19,184
		資本金	100
		資本剰余金	9,475
		資本準備金	6,569
		その他資本剰余金	2,906
		利益剰余金	9,609
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	9,584
		（うち当期純利益）	(445)
		評価・換算差額等	309
資産合計	**22,500**	**負債・純資産合計**	**22,500**

第 44 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都中央区日本橋室町二丁目１番１号
三井不動産ビルマネジメント株式会社
代表取締役社長　吉田　直生

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	22,825	流動負債	11,305
固定資産	3,140	固定負債	51
有形固定資産	726	**負債合計**	**11,357**
無形固定資産	289	株主資本	14,608
投資その他の資産	2,124	資本金	490
		利益剰余金	14,118
		利益準備金	122
		その他利益剰余金	13,996
		（うち当期純利益）	(2,774)
		純資産合計	**14,608**
資産合計	**25,966**	**負債・純資産合計**	**25,966**

第 15 期 決 算 公 告

2026年６月26日　東京都港区虎ノ門二丁目３番17号
株式会社ＭＡプラットフォーム
代表取締役　森　　章

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	31,778	流動負債	1,478
固定資産	3,791	賞与引当金	2
		固定負債	792
		株主資本	32,581
		資本金	40
		資本剰余金	24,960
		資本準備金	24,960
		利益剰余金	7,581
		その他利益剰余金	7,581
		（うち当期純利益）	(2,021)
		評価・換算差額等	717
		その他有価証券評価差額金	717
資産合計	**35,569**	**負債・純資産合計**	**35,569**

第 71 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都中央区銀座一丁目８番１号
株式会社銀座コージーコーナー
代表取締役　庄野　和彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,281	流動負債	3,475
固定資産	11,155	賞与引当金	211
		固定負債	2,169
		退職給付引当金	1,607
		株主資本	10,653
		資本金	49
		資本剰余金	2
		資本準備金	2
		利益剰余金	10,601
		利益準備金	14
		その他利益剰余金	10,586
		（うち当期純損失）	(112)
		評価・換算差額等	139
資産合計	**16,437**	**負債・純資産合計**	**16,437**

第 21 期 決 算 公 告

令和８年６月３日　東京都渋谷区笹塚一丁目48番３号

コンシリアム・ニッタンマリーン株式会社

代表取締役　飯塚　芳弘

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	719,959	流動負債	381,728
固定資産	10,039	賞与引当金	16,519
		固定負債	3,589
		退職給付引当金	3,589
		株主資本	344,681
		資本金	42,000
		資本剰余金	19,278
		資本準備金	19,278
		利益剰余金	283,403
		利益準備金	1,428
		その他利益剰余金	281,975
		（うち当期純利益）	(58,200)
資産合計	729,998	負債・純資産合計	729,998

第 40 期 決 算 公 告

2026年６月26日　東京都港区虎ノ門二丁目３番17号

株式会社日本インテリジェントビルシステムズ

代表取締役　森　章

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,107,845	流動負債	3,013,376
固定資産	46,191	株主資本	149,570
		資本金	10,000
		資本剰余金	140,000
		利益剰余金	△429
		利益準備金	32,010
		その他利益剰余金	△32,439
		（うち当期純損失）	(24,832)
		評価・換算差額等	△8,909
		その他有価証券評価差額金	△8,909
資産合計	3,154,036	負債・純資産合計	3,154,036

第 4 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

東京都中央区日本橋本町４－８－16ＫＤＸ新日本橋駅前ビル３Ｆ

株式会社トクヤマアートブロックＬＡＢＯ

代表取締役　前田　直哉

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	294,579,644	流動負債	332,009,262
固定資産	363,962,303	賞与引当金	9,662,985
		固定負債	169,755,710
		役員退職慰労引当金	8,066,000
		株主資本	156,776,975
		資本金	90,000,000
		資本剰余金	90,000,000
		資本準備金	90,000,000
		利益剰余金	△23,223,025
		その他利益剰余金	△23,223,025
		（うち当期純損失）	(4,285,080)
資産合計	658,541,947	負債・純資産合計	658,541,947

第 51 期 決 算 公 告

2026年７月３日　東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号

桜ホース株式会社

代表取締役　黒川　洋二

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,272,642	流動負債	1,957,471
固定資産	141,028	固定負債	35,202
		負債合計	1,992,673
		株主資本	348,458
		資本金	30,000
		利益剰余金	318,458
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	310,958
		（うち当期純利益）	(30,497)
		評価・換算差額等	72,537
		その他有価証券評価差額金	72,537
		純資産合計	420,996
資産合計	2,413,670	負債・純資産合計	2,413,670

第 23 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　石川県金沢市本町二丁目11番７号

クレスコ北陸株式会社

代表取締役社長　佐々木　聡

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	799	流動負債	408
固定資産	516	賞与引当金	55
		役員賞与引当金	3
		固定負債	266
		株主資本	641
		資本金	50
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
		利益剰余金	585
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	578
		（うち当期純利益）	(61)
資産合計	1,315	負債・純資産合計	1,315

第 53 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　神奈川県川崎市川崎区扇町13－７

川崎徳山生コンクリート株式会社

代表取締役　加藤　清志

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	271,155,300	流動負債	514,919,586
固定資産	25,861,615	賞与引当金	215,161
		固定負債	60,892,000
		退職給付引当金	13,895,000
		役員退職慰労引当金	10,027,000
		株主資本	△278,794,671
		資本金	40,000,000
		資本剰余金	6,742,276
		その他資本剰余金	6,742,276
		利益剰余金	△325,536,947
		利益準備金	1,200,000
		その他利益剰余金	△326,736,947
		（うち当期純利益）	(66,332,492)
資産合計	297,016,915	負債・純資産合計	297,016,915

第 170 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号

日鉄溶接鋼管マネジメント株式会社

代表取締役　松尾　周臣

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	504	流動負債	24
固定資産	13,282	株主資本	13,761
		資本金	150
		資本剰余金	10,597
		資本準備金	4,915
		その他資本剰余金	5,681
		利益剰余金	3,014
		利益準備金	524
		その他利益剰余金	2,489
		（うち当期純利益）	(982)
資産合計	13,786	負債・純資産合計	13,786

第 7 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

栃木県宇都宮市松が峰一丁目３番16号グラン宇都宮703

株式会社フォーカス

代表取締役　寺澤　崇史

貸借対照表の要旨

（令和８年１月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	211,245	流動負債	108,088
固定資産	31,880	固定負債	84,578
		株主資本	50,299
		資本金	67,400
		資本剰余金	62,400
		資本準備金	62,400
		利益剰余金	△79,500
		その他利益剰余金	△79,500
		（うち当期純損失）	(13,023)
		新株予約権	158
資産合計	243,126	負債・純資産合計	243,126

第 24 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　東京都新宿区信濃町34番地ＪＲ信濃町ビル
株式会社留学ジャーナル
代表取締役　横山　健一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,128,147	流動負債	417,118
固定資産	319,550	賞与引当金	25,947
		役員賞与引当金	2,460
		固定負債	312,561
		役員退職慰労引当金	583
		退職給付引当金	194,073
		株主資本	718,018
		資本金	254,400
		資本剰余金	54,400
		利益剰余金	409,218
		利益準備金	9,200
		その他利益剰余金	400,018
		（うち当期純損失）	（371,641）
資産合計	1,447,697	負債・純資産合計	1,447,697

第 24 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
東京都港区芝浦３－１－１
ｍｓｂ　Ｔａｍａｃｈｉ　田町ステーションタワーN15階
ソフィアメディ株式会社
代表取締役　伊藤　綾

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,004	流動負債	1,272
固定資産	393	固定負債	364
		退職給付引当金	279
		その他	84
		株主資本	5,762
		資本金	84
		資本剰余金	44
		資本準備金	44
		利益剰余金	5,634
		その他利益剰余金	5,634
		（うち当期純利益）	（921）
資産合計	7,398	負債・純資産合計	7,398

第 25 期 決 算 公 告

令和８年６月18日　新潟県糸魚川市大町１丁目５番29号
創和ジャステック建設株式会社
代表取締役　岩﨑　護

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,593,245	流動負債	1,128,072
固定資産	120,337	（うち賞与引当金）	（18,500）
		固定負債	38,727
		株主資本	546,783
		資本金	100,000
		資本剰余金	118,550
		資本準備金	3,550
		その他資本剰余金	115,000
		利益剰余金	436,780
		利益準備金	9,120
		その他利益剰余金	427,660
		（うち当期純利益）	（121,204）
		自己株式	△ 108,547
資産合計	1,713,582	負債・純資産合計	1,713,582

第 24 期 決 算 公 告

2026年７月３日　東京都品川区南大井六丁目22番７号
パナソニックカーエレクトロニクス株式会社
代表取締役社長　西　啓介

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,077,269	流動負債	5,325,284
固定資産	1,346,637	賞与引当金	331,210
		販売促進引当金	88,808
		固定負債	580,461
		株主資本	3,518,161
		資本金	350,000
		資本剰余金	6,939
		資本準備金	6,939
		利益剰余金	3,161,222
		利益準備金	80,560
		その他利益剰余金	3,080,661
		（うち当期純損失）	（245,152）
資産合計	9,423,907	負債・純資産合計	9,423,907

第 42 期 決 算 公 告

令和８年６月18日　埼玉県所沢市上山口１番地
ＯＫＩ東邦電子株式会社
代表取締役　高柳　昭夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	341,856	流動負債	45,844
固定資産	103,147	固定負債	287,338
		（役員退職慰労引当金）	（4,200）
		（退職給付引当金）	（283,138）
		株主資本	111,821
		資本金	10,000
		資本剰余金	10,000
		利益剰余金	91,821
		別途積立金	2,000
		その他利益剰余金	89,821
		（うち当期純利益）	（37,661）
合計	445,003	合計	445,003

第 61 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　埼玉県飯能市大字岩渕425番地１
シャロム電子株式会社
代表取締役　戸田　学

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	121,850	流動負債	217,876
固定資産	68,791	固定負債	40,223
		株主資本	△67,544
		資本金	12,000
		利益剰余金	△79,544
		利益準備金	3,000
		その他利益剰余金	△82,544
		（うち当期純利益）	（3,067）
		評価・換算差額等	87
		その他有価証券評価差額金	87
資産合計	190,641	負債・純資産合計	190,641

第 16 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都墨田区江東橋二丁目19番７号
アルファバリュー株式会社
代表取締役　飯尾　泰久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	464,839	流動負債	236,698
固定資産	2,423	固定負債	12,550
		退職給与引当金	8,073
		役員退職給付引当金	4,477
		株主資本	218,013
		資本金	96,000
		資本剰余金	145,000
		資本準備金	145,000
		利益剰余金	△22,986
		その他利益剰余金	△22,986
		（うち当期純利益）	（77,598）
資産合計	467,262	負債・純資産合計	467,262

第 49 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都品川区北品川四丁目７番35号
森トラスト・レジデンシャルサービス株式会社
代表取締役社長　半田　智之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,570,614	流動負債	330,186
固定資産	62,438	（うち賞与引当金）	（25,628）
		固定負債	309,760
		（うち退職給付引当金）	（22,640）
		株主資本	993,106
		資本金	90,000
		資本剰余金	10,000
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	893,106
		利益準備金	32,960
		その他利益剰余金	860,146
		（うち当期純利益）	（114,778）
資産合計	1,633,053	負債・純資産合計	1,633,053

第 40 期 決 算 公 告

令和８年６月29日　東京都台東区台東四丁目28番11号
サンエイ・マリン株式会社
代表取締役　杉山　真実

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	222,358	流動負債	41,817
固定資産	468	固定負債	23,664
		（退職給与引当金）	（23,664）
		株主資本	157,345
		資本金	10,000
		資本剰余金	10,000
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	137,345
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	134,845
		（うち当期純利益）	（20,178）
合計	222,826	合計	222,826

第 15 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
東京都港区新橋二丁目16番１号ニュー新橋ビル903
株式会社クロスリンク
代表取締役　矢野　敦子

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	137,150	流動負債	26,599
固定資産	84,890	固定負債	92,352
		株主資本	103,089
		資本金	45,000
		資本剰余金	47,552
		資本準備金	42,000
		その他資本剰余金	5,552
		利益剰余金	10,537
		その他利益剰余金	10,537
		（うち当期純利益）	（5,058）
資産合計	222,040	負債・純資産合計	222,040

第 57 期 決 算 公 告

令和８年６月29日　東京都台東区台東四丁目28番11号
海洋エンジニアリング株式会社
代表取締役社長　鬼頭　毅

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,233,883	流動負債	1,181,111
固定資産	130,931	固定負債	800,734
		（退職給与引当金）	（164,752）
		株主資本	382,970
		資本金	90,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	242,970
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	232,970
		（うち当期純損失）	（108,537）
合計	2,364,815	合計	2,364,815

第 55 期 決 算 公 告

令和８年６月29日　東京都台東区台東四丁目28番11号
沿岸海洋調査株式会社
代表取締役社長　杉山　真実

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	256,744	流動負債	77,695
固定資産	344	固定負債	39,104
		（退職給与引当金）	（39,104）
		株主資本	140,290
		資本金	50,000
		資本剰余金	30,000
		資本準備金	30,000
		利益剰余金	60,290
		利益準備金	11,460
		その他利益剰余金	48,830
		（うち当期純利益）	（12,218）
合計	257,089	合計	257,089

第 69 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号
T’ s 製薬株式会社
代表取締役　豊原　善弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	31,145	流動負債	3,659
固定資産	1,379	賞与引当金	19
		その他	3,640
		固定負債	109
		株主資本	28,756
		資本金	100
		資本剰余金	29,595
		その他資本剰余金	29,595
		利益剰余金	△938
		利益準備金	40
		その他利益剰余金	△978
		（うち当期純損失）	（940）
資産合計	32,525	負債・純資産合計	32,525

第 24 期 決 算 公 告

令和８年６月18日
東京都中央区京橋３丁目１番１号
ＴＭＥＩＣインターナショナルサービス株式会社
代表取締役　山本　芳寿

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,253,871	流動負債	872,972
固定資産	73,572	賞与引当金	7,286
		固定負債	12,869
		退職給付引当金	2,543
		株主資本	1,441,601
		資本金	60,000
		利益剰余金	1,381,601
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	1,366,601
		（うち当期純利益）	（100,436）
資産合計	2,327,443	負債・純資産合計	2,327,443

第 38 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　愛知県小牧市高根一丁目200番地
株式会社アイコーメディカル
代表取締役　藤永　弘樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,173,333	流動負債	411,652
固定資産	598,881	賞与引当金	46,114
繰延資産	3,234	固定負債	269,484
		役員退職慰労引当金	149,217
		株主資本	1,094,312
		資本金	98,000
		資本剰余金	25,210
		資本準備金	25,210
		利益剰余金	971,102
		利益準備金	285
		その他利益剰余金	970,817
		（うち当期純利益）	（142,142）
資産合計	1,775,449	負債・純資産合計	1,775,449

第 6 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　愛知県大府市追分町五丁目225番地
バルカートルクシステム株式会社
代表取締役　北原　真一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	579,590	流動負債	148,494
固定資産	512,308	賞与引当金	15,315
		固定負債	40,673
		退職給付引当金	28,341
		株主資本	902,732
		資本金	100,000
		資本剰余金	440,000
		資本準備金	239,000
		その他資本剰余金	201,000
		利益剰余金	362,732
		繰越利益剰余金	362,732
		（うち当期純損失）	（5,173）
資産合計	1,091,898	負債・純資産合計	1,091,898

第 36 期 決 算 公 告

2026 年７月３日　　兵庫県姫路市飾磨区中島1547番地１
サントクコンピュータサービス株式会社
代表取締役社長　平岡　和彦

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	987,414	流動負債	353,624
固定資産	7,592	賞与引当金	74,097
繰延資産	72,192	固定負債	118,171
		退職給付引当金	111,559
		役員退職慰労引当金	6,612
		株主資本	595,403
		資本金	20,000
		利益剰余金	575,403
		（利益準備金）	（2,521）
		（その他利益剰余金）	（572,882）
		（うち当期純利益）	（14,207）
資産合計	1,067,198	負債・純資産合計	1,067,198

第 59 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　　神戸市東灘区住吉浜町18番地
シンコーケミカル・ターミナル株式会社
代表取締役社長　田中　一浩

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	183	流動負債	328
固定資産	2,227	固定負債	181
有形固定資産	2,165	株主資本	1,900
無形固定資産	16	資本金	492
投資その他の資産	46	資本剰余金	320
		資本準備金	320
		利益剰余金	1,088
		利益準備金	77
		その他利益剰余金	1,011
		（うち当期純利益）	（210）
		評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
資産合計	2,410	負債・純資産合計	2,410

第 106 期 決 算 公 告

令和８年６月 18 日　　兵庫県伊丹市北河原一丁目１番１号
特殊発條興業株式会社
代表取締役社長　新開　康弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,950,458	流動負債	1,039,585
固定資産	3,569,987	固定負債	427,517
有形固定資産	2,129,022	株主資本	7,722,538
無形固定資産	59,621	資本金	150,000
投資その他の資産	1,381,343	資本剰余金	716
		資本準備金	716
		利益剰余金	7,571,821
		利益準備金	36,790
		その他利益剰余金	7,535,031
		（うち当期純利益）	（170,919）
		評価・換算差額等	330,804
		その他有価証券評価差額金	330,804
資産合計	9,520,445	負債・純資産合計	9,520,445

第 50 期 決 算 公 告

令和８年５月 22 日　　神戸市中央区江戸町85番１
ベイ・ウイング神戸ビル５階
株式会社ネグジット総研
代表取締役　美和　啓樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,032,577	流動負債	411,355
固定資産	175,561	（うち賞与引当金）	（48,878）
		固定負債	69,519
		（うち退職給付引当金）	（57,006）
		株主資本	1,727,262
		資本金	20,000
		資本剰余金	170,875
		利益剰余金	1,536,387
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,531,387
		（うち当期純利益）	（300,813）
資産合計	2,208,138	負債・純資産合計	2,208,138

第 66 期 決 算 公 告

令和８年６月 15 日　　札幌市中央区北２条東13丁目１番地の７
上山試錐工業株式会社
代表取締役　渡邉　孝文

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	569,538	流動負債	384,231
固定資産	203,955	固定負債	3,776
繰延資産	336	負債合計	388,007
		株主資本	385,822
		資本金	34,800
		資本剰余金	10,200
		資本準備金	10,200
		利益剰余金	604,112
		利益準備金	7,610
		その他利益剰余金	596,502
		（うち当期純利益）	（824）
		自己株式	△263,290
		純資産合計	385,822
資産合計	773,829	負債・純資産合計	773,829

第 41 期 決 算 公 告

令和８年６月 18 日　　北海道室蘭市みゆき町２丁目13番１号
日鉄ソリューションズ北海道株式会社
代表取締役　長谷川達也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,197	流動負債	1,238
固定資産	740	（賞与引当金）	（373）
		固定負債	1,234
		退職給付引当金	1,226
		役員退職慰労引当金	8
		株主資本	5,465
		資本金	80
		利益剰余金	5,385
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	5,365
		（うち当期純利益）	（860）
資産合計	7,937	負債・純資産合計	7,937

第 2 期 決 算 公 告

2026 年７月３日

長野県安曇野市豊科5432番地
ＶＡＩＯ株式会社
代表取締役　糸岡　　健

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	31,760	流動負債	31,126
固定資産	16,616	（賞与引当金）	（710）
有形固定資産	1,087	（製品保証引当金）	（1,697）
無形固定資産	15,393	固定負債	8,445
投資その他の資産	134	株主資本	8,803
		資本金	2,052
		資本剰余金	2,210
		資本準備金	2,052
		その他資本剰余金	157
		利益剰余金	4,540
		繰越利益剰余金	4,540
資産合計	48,376	負債・純資産合計	48,376

損益計算書の要旨
（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	66,988
売上原価	55,382
売上総利益	11,605
販売費及び一般管理費	6,888
営業利益	4,716
営業外収益	617
営業外費用	272
経常利益	5,062
特別利益	756
税引前当期純利益	5,818
法人税、住民税及び事業税	2,068
法人税等調整額	△855
当期純利益	4,605

第 64 期決算公告

令和８年７月３日
兵庫県赤穂市坂越291番地
赤穂ロープ株式会社
代表取締役　喜旦　康司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	21
	固定資産	8
	合計	29
負債及び純資産の部	流動負債	728
	固定負債	0
	株主資本	△699
	資本金	60
	利益剰余金	△759
	利益準備金	9
	その他利益剰余金	△768
	（うち当期純損失）	（449）
	評価・換算差額等	0
	合計	29

第70期決算公告

令和８年７月３日

兵庫県小野市匠台６番地

株式会社神菱

代表取締役　石井　俊行

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,017
	固定資産	4,299
	合計	8,316
負債及び純資産の部	流動負債	2,801
	固定負債	605
	株主資本	4,910
	資本金	100
	利益剰余金	4,810
	その他利益剰余金	4,810
	（うち当期純利益）	(609)
	合計	8,316

第35期決算公告

2026年６月19日　東京都中央区月島４丁目16番13号

三菱製鋼室蘭特殊鋼株式会社

代表取締役　柴田　淳也

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,294	流動負債	12,521
固定資産	8,122	固定負債	2,121
有形固定資産	7,439	（退職給付引当金）	(451)
無形固定資産	53	負債合計	14,643
投資その他の資産	629	株主資本	7,773
		資本金	3,000
		利益剰余金	4,773
		その他利益剰余金	4,773
		純資産合計	7,773
資産合計	22,416	負債・純資産合計	22,416

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	50,083
売上原価	48,486
売上総利益	1,596
販売費及び一般管理費	542
営業利益	1,053
営業外収益	33
営業外費用	176
経常利益	911
特別損失	900
税引前当期純利益	10
法人税、住民税及び事業税	9
法人税等調整額	1
当期純利益	0

第26期決算公告

令和８年７月３日

東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目27番５号

株式会社ライフワークス

代表取締役　上林　周平

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	221,743
	固定資産	18,433
	合計	240,177
負債及び純資産の部	流動負債	25,120
	固定負債	35,437
	株主資本	179,620
	資本金	15,000
	利益剰余金	164,620
	利益準備金	1,142
	その他利益剰余金	163,478
	（うち当期純利益）	(16,472)
	合計	240,177

第31期決算公告

2026年６月19日

山形市落合町85番地

株式会社さくらんぼテレビジョン

代表取締役社長　岸原　秀治

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,214	流動負債	453
固定資産	1,730	固定負債	768
有形固定資産	1,375	負債合計	1,221
無形固定資産	20	株主資本	2,661
投資その他の資産	335	資本金	1,000
		資本剰余金	775
		利益剰余金	885
		利益準備金	8
		その他利益剰余金	877
		評価・換算差額等	61
		純資産合計	2,723
資産合計	3,945	負債・純資産合計	3,945

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	2,317
売上原価	1,246
売上総利益	1,070
販売費及び一般管理費	994
営業利益	75
営業外収益	16
営業外費用	4
経常利益	87
特別損失	5
税引前当期純利益	82
法人税、住民税及び事業税	27
法人税等調整額	2
当期純利益	52

第22期決算公告

令和８年７月３日

山口県山陽小野田市大字小野田6289―18

共英加工販売株式会社

代表取締役　竹若　茂樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,144,433
	固定資産	576,262
	資産合計	1,720,695
負債及び純資産の部	流動負債	454,528
	固定負債	0
	株主資本	1,266,167
	資本金	88,000
	資本剰余金	837,998
	利益剰余金	340,169
	その他利益剰余金	340,169
	（うち当期純利益）	(35,013)
	負債・純資産合計	1,720,695

第103期決算公告

令和８年６月12日　茨城県古河市丘里11番地３

京三電機株式会社

取締役社長　石井　康彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	19,416	流動負債	9,574
固定資産	12,173	固定負債	1,504
有形固定資産	7,362	株主資本	18,137
無形固定資産	9	資本金	1,090
投資その他の資産	4,801	資本剰余金	1,545
		資本準備金	1,545
		利益剰余金	15,502
		利益準備金	272
		その他利益剰余金	15,229
		評価・換算差額等	2,373
		その他有価証券評価差額金	2,373
資産合計	31,590	負債・純資産合計	31,590

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	43,907
売上原価	35,490
売上総利益	8,417
販売費及び一般管理費	2,364
営業利益	6,052
営業外収益	448
営業外費用	65
経常利益	6,435
税引前当期純利益	6,435
法人税、住民税及び事業税	1,546
法人税等調整額	269
当期純利益	4,620

第９期決算公告

令和８年７月３日

山口県光市小周防虹川1100番地７

光三晃株式会社

代表取締役　八谷　孝樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	185,004
	固定資産	111
	合計	185,116
負債及び純資産の部	流動負債	57,323
	固定負債	38,687
	株主資本	89,105
	資本金	30,000
	利益剰余金	59,105
	利益準備金	3,500
	その他利益剰余金	55,605
	（うち当期純利益）	(15,210)
	合計	185,116

第56期決算公告

2026年７月３日　千葉市美浜区新港36番

新東日本製糖株式会社

代表取締役　東本　浩一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,820,222	流動負債	1,395,754
固定資産	13,029,216	（賞与引当金）	(128,852)
		固定負債	961,214
		（退職給付引当金）	(768,014)
		（役員退職慰労引当金）	(33,700)
		株主資本	14,492,470
		資本金	6,174,979
		資本剰余金	4,174,979
		資本準備金	4,174,979
		利益剰余金	4,142,512
		その他利益剰余金	4,142,512
資産合計	16,849,439	負債・純資産合計	16,849,439

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	8,472,003
売上原価	7,966,572
売上総利益	505,430
一般管理費	264,417
営業利益	241,013
営業外収益	89,955
経常利益	330,969
特別損失	76,501
税引前当期純利益	254,467
法人税、住民税及び事業税	79,004
法人税等調整額	△29,301
当期純利益	204,764

第７期決算公告

令和８年６月24日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

エムエル・パワー株式会社

代表取締役社長　福山　　健

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,134	流動負債	25,051
固定資産	33,510	固定負債	30,154
有形固定資産	25,387	**負債合計**	**55,205**
投資その他の資産	8,122	株主資本	439
		資本金	10
		利益剰余金	429
		その他利益剰余金	429
		純資産合計	**439**
資産合計	**55,644**	**負債・純資産合計**	**55,644**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	3,733
売上原価	2,253
売上総利益	1,479
販売費及び一般管理費	501
営業利益	978
営業外収益	217
営業外費用	630
経常利益	565
特別損失	16
税引前当期純利益	549
法人税、住民税及び事業税	235
法人税等調整額	△57
当期純利益	371

第23期決算公告

令和８年７月３日

宮崎県延岡市中川原町五丁目4960番地

三井化学ＥＭＳ株式会社

代表取締役　善光　洋文

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	601
	固定資産	96
	合計	**697**
負債及び純資産の部	流動負債	218
	賞与引当金	109
	固定負債	137
	退職給付引当金	137
	株主資本	342
	資本金	100
	利益剰余金	242
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	240
	（うち当期純利益）	（22）
	合計	**697**

第23期決算公告

令和８年６月18日

東京都千代田区丸の内二丁目７番２号

株式会社ＦＰＧ証券

代表取締役社長　塚田　正泰

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	25,093	流動負債	87
固定資産	89	賞与引当金	4
繰延資産	—	固定負債	—
		負債合計	**87**
		株主資本	25,095
		資本金	12,699
		資本剰余金	12,685
		資本準備金	12,685
		利益剰余金	△288
		その他利益剰余金	△288
		純資産合計	**25,095**
資産合計	**25,182**	**負債・純資産合計**	**25,182**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	98
金融費用	—
売上原価	0
純営業収益	98
販売費及び一般管理費	380
営業損失	282
営業外収益	330
営業外費用	—
経常利益	47
特別損失	—
税引前当期純利益	47
法人税、住民税及び事業税	9
法人税等調整額	△4
当期純利益	43

第56期決算公告

令和８年６月15日

宮崎県宮崎市広島二丁目５番10号

株式会社南九州ダイケン

代表取締役　竹崎　英樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	437
	固定資産	10
	資産合計	**447**
負債及び純資産の部	流動負債	80
	固定負債	11
	（退職給付引当金）	（11）
	株主資本	356
	資本金	30
	資本剰余金	66
	その他資本剰余金	66
	利益剰余金	260
	その他利益剰余金	260
	（うち当期純利益）	（6）
	負債・純資産合計	**447**

第７期決算公告

2026年７月３日

東京都港区港南二丁目13番34号

株式会社ｅ－Ｍｏｂｉｌｉｔｙ　Ｐｏｗｅｒ

代表取締役社長　池亀耕太郎

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	11,291,032	流動負債	6,448,703
固定資産	10,936,458	固定負債	3,834,225
		負債合計	**10,282,929**
		株主資本	11,944,561
		資本金	10,000,000
		資本剰余金	10,000,000
		資本準備金	10,000,000
		利益剰余金	△8,055,438
		その他利益剰余金	△8,055,438
		純資産合計	**11,944,561**
資産合計	**22,227,491**	**負債・純資産合計**	**22,227,491**

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	6,521,696
売上原価	7,475,470
売上総損失	953,773
販売費及び一般管理費	1,923,793
営業損失	2,877,567
営業外収益	6,407,375
営業外費用	6,351,397
経常損失	2,821,589
特別損失	115,942
税引前当期純損失	2,937,531
法人税、住民税及び事業税	3,800
法人税等調整額	△5,308
当期純損失	2,936,022

第70期決算公告

令和８年７月３日

鹿児島県霧島市横川町中ノ210－１

トーヨーニット株式会社

代表取締役　林　　英昌

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	325
	固定資産	230
	資産合計	**555**
負債及び純資産の部	流動負債	75
	固定負債	56
	株主資本	424
	資本金	92
	利益剰余金	332
	利益準備金	23
	その他利益剰余金	309
	（うち当期純損失）	（159）
	負債・純資産合計	**555**

第３期決算公告

令和８年６月26日

神奈川県横浜市戸塚区吉田町292番地

日立ヴァンタラ株式会社

取締役社長　島田　朗伸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	82,028	流動負債	66,886
固定資産	40,823	固定負債	3,527
		退職給付引当金	3,054
		負債合計	**70,414**
		株主資本	52,437
		資本金	10,000
		資本剰余金	40,847
		その他資本剰余金	40,847
		利益剰余金	1,590
		利益準備金	709
		その他利益剰余金	880
		純資産合計	**52,437**
資産合計	**122,851**	**負債・純資産合計**	**122,851**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	139,749
売上原価	113,144
売上総利益	26,604
販売費及び一般管理費	27,490
営業損失	886
営業外収益	122
営業外費用	673
経常損失	1,437
税引前当期純損失	1,437
法人税、住民税及び事業税	△3,069
法人税等調整額	1,165
当期純損失	466

第１期決算公告

令和８年６月18日

札幌市手稲区手稲山口308番地２

第２期札幌山口斎場運営株式会社

代表取締役　小林　孝範

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	49,972
	合計	**49,972**
負債及び純資産の部	流動負債	4,776
	株主資本	45,196
	資本金	50,000
	利益剰余金	△4,804
	その他利益剰余金	△4,804
	（当期純損失）	（4,804）
	合計	**49,972**

第24期決算公告

令和８年６月18日

札幌市手稲区手稲山口308番地２

ＰＦＩ斎場運営株式会社

代表取締役　小林　孝範

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,295,117
	固定資産	191
	合計	2,295,308
負債及び純資産の部	流動負債	533,041
	株主資本	1,762,267
	資本金	350,000
	利益剰余金	1,412,267
	その他利益剰余金	1,412,267
	（うち当期純利益）	(6,081)
	合計	2,295,308

第52期決算公告

令和８年６月18日

奈良市右京一丁目２番地

関西文化学術研究都市センター株式会社

代表取締役社長　大森　直樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	1,246	流動負債	946
固定資産	10,887	（うち賞与引当金）	(17)
有形固定資産	10,708	固定負債	5,307
無形固定資産	4	（うち退職給付引当金）	(297)
投資その他の資産	175	負債合計	6,254
		株主資本	5,880
		資本金	1,200
		利益剰余金	4,680
		利益準備金	35
		その他利益剰余金	4,645
		純資産合計	5,880
資産合計	12,134	負債・純資産合計	12,134

損益計算書の要旨（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額
売上高	2,169
売上原価	1,178
売上総利益	991
販売費及び一般管理費	480
営業利益	510
営業外収益	4
営業外費用	56
経常利益	459
特別損失	0
税引前当期純利益	458
法人税、住民税及び事業税	128
法人税等調整額	12
当期純利益	318

第53期決算公告

2026年７月３日

北海道亀田郡七飯町字上藤城11番地

株式会社はこだてわいん

代表取締役　佐藤　恭介

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	760,347
	固定資産	229,644
	資産合計	989,991
負債及び純資産の部	流動負債	64,267
	固定負債	11,016
	株主資本	912,399
	資本金	98,450
	資本剰余金	21,450
	利益剰余金	792,499
	利益準備金	21,050
	その他利益剰余金	771,449
	（うち当期純利益）	(7,453)
	評価・換算差額等	2,309
	負債・純資産合計	989,991

第52期決算公告

2026年７月３日

広島市南区松原町１番２号

中国ＳＣ開発株式会社

代表取締役社長　松岡　秀典

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,201	流動負債	7,097
固定資産	24,474	（賞与引当金）	(35)
		（ポイント引当金）	(5)
		固定負債	20,481
		（退職給付引当金）	(72)
		株主資本	5,097
		資本金	75
		資本剰余金	444
		資本準備金	444
		利益剰余金	4,578
		利益準備金	4
		その他利益剰余金	4,574
資産合計	32,676	負債・純資産合計	32,676

損益計算書の要旨（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額
売上高	10,389
売上原価	8,490
売上総利益	1,899
販売費及び一般管理費	546
営業利益	1,352
営業外収益	52
営業外費用	225
経常利益	1,179
特別利益	9
特別損失	58
税引前当期純利益	1,130
法人税、住民税及び事業税	379
法人税等調整額	△ 134
当期純利益	885

第68期決算公告

2026年７月３日

北海道小樽市港町５番３号

北星トラック株式会社

代表取締役社長　川東　　到

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	142,705
	固定資産	38,543
	資産合計	181,248
負債及び純資産の部	流動負債	76,006
	固定負債	42,413
	株主資本	62,829
	資本金	12,000
	利益剰余金	50,829
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	47,829
	（うち当期純利益）	(4,950)
	負債・純資産合計	181,248

第21期決算公告

令和８年６月15日

福岡県北九州市八幡西区本城五丁目４番１号

株式会社デンソー九州

代表取締役社長　内村洋一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	16,126	流動負債	13,263
固定資産	16,782	賞与引当金	864
有形固定資産	14,897	役員賞与引当金	4
無形固定資産	47	固定負債	1,334
投資その他の資産	1,837	退職給付引当金	1,320
		役員退職慰労引当金	13
		株主資本	18,312
		資本金	6,010
		資本剰余金	6,000
		資本準備金	6,000
		利益剰余金	6,302
		その他利益剰余金	6,302
資産合計	32,909	負債・純資産合計	32,909

損益計算書の要旨（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額
売上高	21,033
売上原価	16,368
売上総利益	4,664
販売費及び一般管理費	1,675
営業利益	2,989
営業外収益	89
営業外費用	44
経常利益	3,033
税引前当期純利益	3,033
法人税、住民税及び事業税	935
法人税等調整額	△182
当期純利益	2,280

第34期決算公告

2026年６月11日

北海道稚内市はまなす４丁目９番12号

株式会社カタクラフーズ

代表取締役社長　長谷川正二

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	405
	固定資産	259
	合計	664
負債及び純資産の部	流動負債	606
	（賞与引当金）	(5)
	固定負債	37
	（退職給付引当金）	(9)
	株主資本	20
	資本金	200
	利益剰余金	△179
	その他利益剰余金	△179
	（うち当期純利益）	(14)
	合計	664

令和７年度決算公告

令和８年６月20日

宮崎県日向市大字日知屋字古田町88番地

社会医療法人泉和会　千代田病院

理事長　千代反田晋

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,711	流動負債	1,012
固定資産	3,415	（うち賞与引当金）	(81)
有形固定資産	3,172	固定負債	4,032
無形固定資産	18	（うち退職給付引当金）	(360)
その他の資産	224	（うち役員退職慰労引当金）	(334)
		積立金	1,082
		設立等積立金	1,263
		繰越損失積立金	181
資産合計	6,127	負債・純資産合計	6,127

損益計算書の要旨（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額
事業収益	4,238
（うち本来業務）	(4,236)
（うち附帯業務）	(2)
事業費用	4,386
（うち本来業務）	(4,369)
（うち附帯業務）	(17)
事業損失	148
事業外収益	155
事業外費用	19
経常損失	13
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期純損失	13
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	13

第 37 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
秋田県大仙市堀見内字下田茂木25番地２
茂木建設株式会社
代表取締役　茂木　健太

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	100,451
	固定資産	29,094
	合計	129,545
負債及び純資産の部	流動負債	112,839
	固定負債	7,263
	株主資本	9,442
	資本金	10,000
	利益剰余金	△557
	利益準備金	1,700
	その他利益剰余金	△2,257
	（うち当期純利益）	(2,207)
	合計	129,545

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月二十五日であり、株主総会の決議は、令和八年六月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三日
秋田県大仙市堀見内字下田茂木二五番地二
茂木建設株式会社
代表取締役　茂木　健太

第 46 期決算公告

令和８年６月23日
山形県鶴岡市宝田一丁目15番80号
株式会社ＪＶＣケンウッド山形
取締役社長　渡辺　幸司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	528
	固定資産	495
	資産合計	1,024
負債及び純資産の部	流動負債	259
	うち賞与引当金	159
	固定負債	578
	うち退職給付引当金	577
	株主資本	185
	資本金	10
	利益剰余金	175
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	150
	（うち当期純利益）	(1)
	負債・純資産合計	1,024

第 42 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
東京都八王子市楢原町1451番地４
株式会社デジタル電子
代表取締役　佐藤　行弘

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,541
	固定資産	205,868
	資産合計	212,410
負債及び純資産の部	流動負債	39,271
	固定負債	96,308
	株主資本	76,831
	資本金	36,000
	利益剰余金	40,831
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	40,731
	（うち当期純損失）	(945)
	負債・純資産合計	212,410

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千六百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三日
東京都八王子市楢原町一四五一番地四
株式会社デジタル電子
代表取締役　佐藤　行弘

第 57 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
富山県射水市鷲塚932
北陸宇部コンクリート工業株式会社
代表取締役　濱田　一夫

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	704,821
	固定資産	185,615
	合計	890,436
負債及び純資産の部	流動負債	254,591
	固定負債	50,791
	株主資本	585,054
	資本金	60,000
	利益剰余金	525,054
	利益準備金	3,249
	その他利益剰余金	521,805
	（うち当期純利益）	(41,490)
	合計	890,436

第 8 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
山梨県南アルプス市六科841番地
株式会社國壱
代表取締役　塩谷　翔太

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	21,462,639
	固定資産	8,577,396
	合計	30,040,035
負債及び純資産の部	流動負債	7,183,418
	固定負債	8,867,420
	株主資本	13,989,197
	資本金	9,000,000
	利益剰余金	4,989,197
	その他利益剰余金	4,989,197
	（うち当期純損失）	(8,530,009)
	合計	30,040,035

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し、三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三日
山梨県南アルプス市六科八四一番地
株式会社國壱
代表取締役　塩谷　翔太

第 57 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
富山県滑川市大島530番地
早月生コン株式会社
代表取締役　橋本　和宏

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	291,926
	固定資産	291,067
	合計	582,993
負債及び純資産の部	流動負債	112,961
	固定負債	44,414
	株主資本	425,617
	資本金	20,000
	利益剰余金	405,617
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	400,617
	（うち当期純利益）	(26,459)
	合計	582,993

第 60 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
愛媛県南宇和郡愛南町深浦193番地
株式会社明正建設
代表取締役　宮内　善正

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	995,386
	固定資産	653,177
	合計	1,648,563
負債及び純資産の部	流動負債	369,702
	固定負債	301,560
	株主資本	977,300
	資本金	20,000
	利益剰余金	957,300
	利益準備金	3,990
	その他利益剰余金	953,310
	（うち当期純損失）	(7,278)
	合計	1,648,563

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月三日
愛媛県南宇和郡愛南町深浦一九三番地
(甲) 株式会社明正建設
代表取締役　宮内　善正
愛媛県南宇和郡愛南町満倉二七八一番地
(乙) 満倉建設有限会社
代表取締役　宮内　善正

第 49 期決算公告

令和８年６月30日
石川県金沢市北安江２丁目30番26号
石川近鉄タクシー株式会社
代表取締役社長　江並　史朗

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	121,686
	固定資産	366,999
	資産合計	488,686
負債及び純資産の部	流動負債	685,361
	固定負債	51,397
	負債合計	736,759
	株主資本	△248,073
	資本金	10,000
	利益剰余金	△258,073
	その他利益剰余金	△258,073
	（うち当期純利益）	(31,832)
	純資産合計	△248,073
	負債・純資産合計	488,686

第35期決算公告

令和８年４月30日

福井市花堂南２丁目16番１号

福井南部商業開発株式会社

代表取締役　長谷川貴士

貸借対照表の要旨

（令和８年２月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	433,709
	固定資産	2,620,742
	合計	3,054,451
負純資産及び部	流動負債	38,427
	固定負債	2,191,474
	株主資本	824,550
	資本金	200,000
	利益剰余金	624,550
	（うち当期純利益）	(66,175)
	合計	3,054,451

第40期決算公告

令和８年７月３日

熊本市東区尾ノ上一丁目３番９号

アメックス熊本株式会社

代表取締役　中川　繁範

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	34,369
	固定資産	7,244
	合計	41,614
負純資産及び部	流動負債	38,961
	固定負債	52,242
	株主資本	△49,589
	資本金	20,000
	利益剰余金	△69,589
	その他利益剰余金	△69,589
	（うち当期純損失）	(1,298)
	合計	41,614

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年七月三日

（甲）熊本市東区尾ノ上一丁目三番九号　アメックス熊本株式会社　代表取締役　中川　繁範

（乙）熊本市南区城南町六田五四六番地五　有限会社カインドケア　取締役　川口　大樹

第27期決算公告

令和８年４月30日

福井県越前市府中２丁目６番６号

武生駅北パーキング株式会社

代表取締役　長谷川貴士

貸借対照表の要旨

（令和８年２月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	60,161
	固定資産	226,114
	合計	286,275
負純資産及び部	流動負債	44,631
	固定負債	25,046
	株主資本	216,598
	資本金	100,000
	利益剰余金	116,598
	（うち当期純利益）	(3,501)
	合計	286,275

第46期決算公告

2026年６月19日

青森県八戸市大字河原木字海岸24番４

東北グレーンターミナル株式会社

代表取締役社長　舘野　和久

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,181	流動負債	1,058
固定資産	5,348	賞与引当金	15
繰延資産	0	固定負債	337
		退職給付引当金	60
		株主資本	8,447
		資本金	900
		利益剰余金	7,547
		利益準備金	225
		その他利益剰余金	7,322
		評価・換算差額等	686
資産合計	10,529	負債・純資産合計	10,529

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	4,661
売上原価	3,678
売上総利益	982
販売費及び一般管理費	114
営業利益	868
営業外収益	89
営業外費用	0
経常利益	957
特別損失	68
税引前当期純利益	889
法人税、住民税及び事業税	257
法人税等調整額	0
当期純利益	631

第119期決算公告

令和８年６月18日

長野市中御所三丁目６番25号

大日本法令印刷株式会社

代表取締役社長　田中　達弥

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,881,732
	固定資産	5,076,126
	合計	6,957,859
負純資産及び部	流動負債	331,012
	固定負債	310,135
	株主資本	6,316,710
	資本金	75,000
	資本剰余金	3,615
	（資本準備金）	(3,615)
	利益剰余金	6,238,094
	（利益準備金）	(18,750)
	（その他利益剰余金）	(6,219,344)
	（うち当期純利益）	(195,062)
	合計	6,957,859

第41期決算公告

令和８年７月３日　　茨城県神栖市東深芝２番地３

関東グレーンターミナル株式会社

代表取締役　阿川　憲正

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,398	流動負債	629
固定資産	3,271	（賞与引当金）	(14)
		固定負債	74
		（退職給付引当金）	(69)
		株主資本	5,876
		資本金	700
		利益剰余金	5,176
		利益準備金	175
		その他利益剰余金	5,001
		評価・換算差額等	89
資産合計	6,669	負債・純資産合計	6,669

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	3,954
売上原価	3,127
売上総利益	827
販売費及び一般管理費	120
営業利益	706
営業外損益	30
経常利益	737
税引前当期純利益	737
法人税、住民税及び事業税	221
法人税等調整額	0
当期純利益	514

第60期決算公告

令和８年６月16日

鳥取市湖山町西四丁目110番地５

鳥取空港ビル株式会社

代表取締役　宮部　久照

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	391,224
	固定資産	681,448
	合計	1,072,672
負純資産及び部	流動負債	245,870
	固定負債	107,212
	（退職給付引当金）	(21,625)
	株主資本	719,590
	資本金	150,000
	利益剰余金	569,590
	利益準備金	4,800
	その他利益剰余金	564,790
	（うち当期純損失）	(35,773)
	合計	1,072,672

第18期決算公告

令和８年６月24日

茨城県つくば市春日三丁目12番地10

株式会社つくばネクストパートナーズ

代表取締役　信井　敏久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,296	流動負債	3,464
固定資産	218	固定負債	7,329
		負債合計	10,793
		株主資本	1,572
		資本金	500
		利益剰余金	1,072
		その他利益剰余金	1,072
		評価・換算差額等	148
		繰延ヘッジ損益	148
		純資産合計	1,721
資産合計	12,514	負債・純資産合計	12,514

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	9,490
売上原価	9,190
売上総利益	299
販売費及び一般管理費	220
営業利益	79
営業外収益	5
営業外費用	2
経常利益	82
税引前当期純利益	82
法人税、住民税及び事業税	34
法人税等調整額	△9
当期純利益	56

第 17 期 決 算 公 告

2026 年 6 月 23 日　千葉県野田市野田250番地
キッコーマン食品株式会社
代表取締役社長　中野祥三郎

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	40,433	流動負債	25,199
固定資産	53,333	賞与引当金	899
		その他	24,300
		固定負債	16,585
		環境対策引当金	—
		その他	16,585
		株主資本	51,981
		資本金	5,000
		資本剰余金	20,379
		資本準備金	1,250
		その他資本剰余金	19,129
		利益剰余金	26,602
		その他利益剰余金	26,602
資産合計	93,766	負債・純資産合計	93,766

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	108,431
売上原価	68,884
売上総利益	39,547
販売費及び一般管理費	33,587
営業利益	5,960
営業外収益	4,672
営業外費用	6,469
経常利益	4,163
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純利益	4,163
法人税、住民税及び事業税	833
法人税等調整額	377
当期純利益	2,952

第 20 期決算公告

令和８年７月３日
岡山市中区平井七丁目19番18号
大和興産株式会社
代表取締役　吉田　毅

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,416,414
	固定資産	411,814
	繰延資産	160
	合計	1,828,389
負債及び純資産の部	流動負債	848,739
	固定負債	17,500
	株主資本	962,150
	資本金	30,150
	利益剰余金	1,227,600
	利益準備金	7,537
	その他利益剰余金	1,220,062
	（うち当期純利益）	(90,580)
	自己株式	△295,600
	合計	1,828,389

第 80 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号
三井・ダウ ポリケミカル株式会社
代表取締役社長　宮内　冬人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	17,339	流動負債	13,135
固定資産	5,199	固定負債	217
		負債合計	13,352
		純資産の部	
		株主資本	8,306
		資本金	6,480
		利益剰余金	1,826
		利益準備金	1,620
		その他利益剰余金	206
		評価・換算差額等	880
		その他有価証券評価差額金	880
		純資産合計	9,186
資産合計	22,538	負債・純資産合計	22,538

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	33,874
売上原価	29,904
売上総利益	3,970
販売費及び一般管理費	4,800
営業損失	830
営業外収益	51
営業外費用	162
経常損失	941
特別利益	11
特別損失	2,835
税引前当期純損失	3,765
法人税、住民税及び事業税	20
法人税等調整額	12
当期純損失	3,797

第 10 期決算公告

2026年７月３日
福岡市中央区大名２丁目２番26号
株式会社ＦＦＧほけんサービス
代表取締役　村本慶次郎

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	631,662
	固定資産	74,920
	合計	706,582
負債及び純資産の部	流動負債	84,833
	固定負債	21,844
	株主資本	599,905
	資本金	200,000
	資本剰余金	200,000
	利益剰余金	199,905
	その他利益剰余金	199,905
	（うち当期純利益）	(96,041)
	合計	706,582

第 2 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都港区海岸一丁目７番１号
ＳＡＩＭＥＭＯＲＹ株式会社
代表取締役社長　山口　秀哉

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,943,935	流動負債	108,918
固定資産	1,273	賞与引当金	24,061
		その他	84,857
		負債合計	108,918
		株主資本	3,836,289
		資本金	2,100,000
		資本剰余金	2,100,000
		資本準備金	2,100,000
		利益剰余金	△363,710
		その他利益剰余金	△363,710
		純資産合計	3,836,289
資産合計	3,945,208	負債・純資産合計	3,945,208

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	—
売上原価	—
売上総利益	—
販売費及び一般管理費	347,675
営業損失	347,675
営業外収益	—
営業外費用	14,712
経常損失	362,387
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純損失	362,387
法人税、住民税及び事業税	950
法人税等調整額	—
当期純損失	363,337

第 38 期 決 算 公 告

令和８年６月15日
福岡県朝倉郡筑前町野町字禅門橋1713
ニチバンメディカル株式会社
代表取締役　関谷　信行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	4,965
	固定資産	6,516
	合計	11,481
負債及び純資産の部	流動負債	5,162
	固定負債	1,249
	株主資本	5,070
	資本金	70
	資本剰余金	27
	利益剰余金	4,973
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	4,963
	（うち当期純利益）	(289)
	合計	11,481

第 13 期 決 算 公 告

令和８年６月18日　東京都品川区大崎五丁目５番５号
株式会社明電エンジニアリング
代表取締役　塩尻　眞人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	31,790	流動負債	12,846
固定資産	4,513	賞与引当金	1,360
		受注損失引当金	18
		固定負債	8,984
		退職給付引当金	8,963
		株主資本	14,473
		資本金	400
		資本剰余金	350
		その他資本剰余金	350
		利益剰余金	13,723
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	13,623
資産合計	36,304	負債・純資産合計	36,304

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	48,864
売上原価	30,036
売上総利益	18,827
販売費及び一般管理費	7,466
営業利益	11,361
営業外収益	154
営業外費用	45
経常利益	11,470
税引前当期純利益	11,470
法人税、住民税及び事業税	3,439
法人税等調整額	△119
当期純利益	8,150

第 71 期 決 算 公 告

令和８年６月12日
福岡市博多区大博町８番５号
岡城産業株式会社
代表取締役社長　岡原　利就

貸借対照表の要旨（令和８年３月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,041,598
	固定資産	1,894,146
	合計	5,935,744
負債及び純資産の部	流動負債	1,961,410
	固定負債	378,537
	株主資本	3,595,796
	資本金	90,000
	利益剰余金	3,505,796
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	3,483,296
	（うち当期純利益）	(471,158)
	合計	5,935,744

第79期決算公告　令和８年６月17日
福岡県福岡市博多区榎田一丁目７番42号
梅居産業株式会社
代表取締役社長　内田　和未

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,555,598
	固定資産	685,034
	資産合計	2,240,633
負純資産及のび部	流動負債	1,000,230
	固定負債	58,284
	株主資本	1,078,661
	資本金	49,500
	資本剰余金	26
	利益剰余金	1,029,134
	利益準備金	3,875
	その他利益剰余金	1,025,259
	（うち当期純利益）	(70,075)
	評価・換算差額等	103,457
	負債・純資産合計	2,240,633

第８期決算公告
令和８年７月３日
東京都千代田区丸の内三丁目３番１号
MONET Technologies株式会社
代表取締役　柏木　陸照

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,127,602	流動負債	342,786
固定資産	785,031	賞与引当金	62,304
		その他	280,481
		固定負債	10,323
		負債合計	353,110
		株主資本	3,559,524
		資本金	2,500,000
		資本剰余金	2,500,000
		資本準備金	2,500,000
		利益剰余金	△1,440,475
		その他利益剰余金	△1,440,475
		純資産合計	3,559,524
資産合計	3,912,634	負債・純資産合計	3,912,634

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	1,843,503
売上原価	950,860
売上総利益	892,642
販売費及び一般管理費	982,100
営業損失	89,457
営業外収益	195,801
営業外費用	74,766
経常利益	31,576
税引前当期純利益	31,576
法人税、住民税及び事業税	1,685
当期純利益	29,891

第45期決算公告　2026年６月22日
福岡県大牟田市大字唐船2086番地１
九州精密機器株式会社
代表取締役社長　加藤田敏弘

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	629,935
	固定資産	422,421
	資産合計	1,052,356
負純資産及のび部	流動負債	163,023
	固定負債	66,124
	負債合計	229,147
	株主資本	823,209
	資本金	100,000
	利益剰余金	723,209
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	698,209
	（うち当期純利益）	(111,756)
	純資産合計	823,209
	負債・純資産合計	1,052,356

第３期決算公告
令和８年７月３日
東京都港区海岸一丁目７番１号
Ｇｅｎ－ＡＸ株式会社
代表取締役　砂金信一郎

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,780,444	流動負債	499,722
固定資産	1,208,009	（賞与引当金）	(105,196)
		負債合計	499,722
		株主資本	3,488,731
		資本金	2,350,000
		資本剰余金	2,350,000
		資本準備金	2,350,000
		利益剰余金	△1,211,268
		その他利益剰余金	△1,211,268
		純資産合計	3,488,731
資産合計	3,988,454	負債・純資産合計	3,988,454

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	1,051,959
売上原価	663,150
売上総利益	388,808
販売費及び一般管理費	1,113,783
営業損失	724,974
営業外収益	1,433
営業外費用	7,700
経常損失	731,240
税引前当期純損失	731,240
法人税、住民税及び事業税	2,290
当期純損失	733,530

第８期決算公告　2026年６月26日
福岡市東区みなと香椎３丁目１番15号
株式会社サイネスト
代表取締役社長　鰐口　量照

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	155,769,403
	固定資産	11,480,585
	合計	167,249,988
負純資産及のび部	流動負債	59,378,350
	賞与引当金	935,000
	固定負債	29,366,455
	退職給付引当金	2,225,900
	役員退職慰労引当金	24,190,000
	株主資本	78,505,183
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	68,505,183
	その他利益剰余金	68,505,183
	（うち当期純利益）	(10,057,964)
	合計	167,249,988

第25期決算公告
令和８年７月３日
東京都千代田区神田小川町一丁目４番地２
エム・テー・ケー債権管理回収株式会社
代表取締役　池田　剛之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	448	流動負債	18
固定資産	25	賞与引当金	4
		その他	13
		負債合計	18
		株主資本	455
		資本金	500
		利益剰余金	△44
		その他利益剰余金	△44
		純資産合計	455
資産合計	473	負債・純資産合計	473

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	448
売上原価	143
売上総利益	305
販売費及び一般管理費	345
営業損失	39
営業外損益	0
経常損失	39
特別損益	0
税引前当期純損失	39
法人税、住民税及び事業税	3
法人税等調整額	0
当期純損失	43

第54期決算公告
令和８年７月３日
福岡市博多区祇園町４番61号
株式会社エフ・イー・シー
代表取締役社長　中村　成圭

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	637,197
	固定資産	167,115
	合計	804,312
負純資産及のび部	流動負債	31,834
	固定負債	11,487
	株主資本	760,991
	資本金	79,680
	資本剰余金	7,455
	利益剰余金	673,856
	利益準備金	55,752
	その他利益剰余金	618,104
	（うち当期純利益）	(18,474)
	合計	804,312

第９期決算公告
令和８年７月３日
東京都千代田区大手町一丁目２番１号
出光ベトナムガス開発株式会社
代表取締役社長　阿部　正憲

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	64,604	流動負債	14,061
固定資産	13,400	固定負債	19,812
		負債合計	33,874
		株主資本	48,662
		資本金	1
		資本剰余金	26,303
		資本準備金	26,303
		利益剰余金	22,358
		その他利益剰余金	22,358
		評価・換算差額等	△4,533
		繰延ヘッジ損益	△4,533
		純資産合計	44,129
資産合計	78,004	負債・純資産合計	78,004

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	35,759
売上原価	23,174
売上総利益	12,585
販売費及び一般管理費	1,156
営業利益	11,429
営業外収益	3,123
営業外費用	678
経常利益	13,873
税引前当期純利益	13,873
法人税・住民税及び事業税	3,914
法人税等調整額	△29
当期純利益	9,989

第 134 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

徳島県板野郡松茂町中喜来字中須20

三木産業株式会社

代表取締役社長　三木　　緑

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	36,583	流動負債	21,827
固定資産	18,879	固定負債	4,642
有形固定資産	696	**負債合計**	**26,469**
無形固定資産	118	株主資本	21,405
投資その他の資産	18,065	資本金	100
		利益剰余金	21,305
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	21,280
		評価・換算差額等	7,588
		その他有価証券評価差額金	7,588
		純資産合計	**28,993**
資産合計	55,462	**負債・純資産合計**	**55,462**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	74,062
その他の営業収益	69
売上原価	69,175
売上総利益	4,956
販売費及び一般管理費	3,558
営業利益	1,398
営業外収益	487
営業外費用	83
経常利益	1,802
税引前当期純利益	1,802
法人税、住民税及び事業税	622
法人税等調整額	△30
当期純利益	1,210

第 25 期決算公告

2026年６月16日

北九州市小倉北区京町三丁目１番１号

北九州都心開発株式会社

代表取締役社長　山上　裕治

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,639
	固定資産	5,251
	資産合計	**6,890**
負債及び純資産の部	流動負債	735
	固定負債	5,466
	株主資本	688
	資本金	100
	資本剰余金	1,795
	利益剰余金	△1,206
	利益準備金	28
	その他利益剰余金	△1,234
	（うち当期純利益）	（96）
	負債・純資産合計	**6,890**

決　算　公　告

令和８年７月３日

東京都渋谷区恵比寿南二丁目１番２号

株式会社オオノデジタルワークス

代表取締役　大野　清光

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,284
	資産合計	**1,284**
負債及び純資産の部	流動負債	2,940
	株主資本	△1,656
	資本金	30,000
	利益剰余金	△31,656
	その他利益剰余金	△31,656
	（うち当期純損失）	（242）
	負債・純資産合計	**1,284**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三日

東京都渋谷区恵比寿南二丁目一番二号

株式会社オオノデジタルワークス

代表取締役　大野　清光

第 96 期決算公告

令和８年６月15日

佐賀県唐津市千代田町2565番地５

昭和自動車株式会社

代表取締役社長　金子　隆晴

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	789,739
	固定資産	10,100,392
	資産合計	**10,890,132**
負債及び純資産の部	流動負債	5,250,548
	固定負債	694,038
	株主資本	4,945,545
	資本金	90,000
	資本剰余金	958,894
	利益剰余金	3,933,650
	利益準備金	79,100
	その他利益剰余金	3,854,550
	（うち当期純利益）	（240,379）
	自己株式	△37,000
	負債・純資産合計	**10,890,132**

第 12 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

東京都港区赤坂二丁目８番16号

ラストクォータージョブ株式会社

代表取締役　古賀　靖章

貸借対照表の要旨

（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,148
	固定資産	0
	合計	**5,148**
負債及び純資産の部	流動負債	415
	固定負債	0
	株主資本	4,733
	資本金	15,000
	利益剰余金	△10,267
	その他利益剰余金	△10,267
	（うち当期純利益）	（635）
	合計	**5,148**

資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を金五百万円減少し金一千万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三日

東京都港区赤坂二丁目八番一六号

ラストクォータージョブ株式会社

代表取締役　古賀　靖章

第 3 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

長崎県長崎市尾上町１番１号

ONE DEJIMA株式会社

代表取締役　遠山　直人

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	137,271
	固定資産	120,177
	合計	**257,449**
負債及び純資産の部	流動負債	59,901
	固定負債	50,292
	株主資本	147,256
	資本金	100,000
	利益剰余金	47,256
	（うち当期純利益）	（37,619）
	合計	**257,449**

第 92 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

東京都千代田区神田司町二丁目６番地

株式会社新進

代表取締役社長　籠島　正雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,125	流動負債	7,152
固定資産	8,845	固定負債	4,235
有形固定資産	3,746	株主資本	1,947
無形固定資産	18	資本金	100
投資その他の資産	5,080	資本剰余金	1,260
		（資本準備金）	（25）
		利益剰余金	1,017
		（その他利益剰余金）	（1,017）
		自己株式	△429
		評価・換算差額等	1,636
		有価証券評価差額金	1,634
		繰延ヘッジ損益	1
資産合計	14,970	**負債・純資産合計**	14,970

損益計算書の要旨

（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	17,466
売上原価	13,989
売上総利益	3,477
販売費及び一般管理費	3,399
営業利益	78
営業外収益	235
営業外費用	122
経常利益	192
特別利益	9
特別損失	3
税引前当期純利益	198
法人税、住民税及び事業税	35
法人税等調整額	72
当期純利益	91

第 1 期 決 算 公 告

令和８年６月19日

宮崎県串間市西浜二丁目15番地４

株式会社黒瀬シーフーズ

代表取締役　立川　捨松

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	213
	固定資産	0
	合計	**213**
負債及び純資産の部	流動負債	163
	株主資本	50
	資本金	25
	資本剰余金	25
	資本準備金	25
	利益剰余金	0
	その他利益剰余金	0
	（うち当期純利益）	（0）
	合計	**213**

第45期決算公告

令和８年７月３日
名古屋市瑞穂区須田町２番56号
エヌジーケイゆうサービス株式会社
代表取締役社長　田中　信治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	394,093
	固定資産	1,221,186
	合計	1,615,279
負債及び純資産の部	流動負債	471,472
	固定負債	691,971
	株主資本	451,836
	資本金	10,000
	資本剰余金	70,000
	その他資本剰余金	70,000
	利益剰余金	371,836
	利益準備金	9,400
	その他利益剰余金	362,436
	（うち当期純損失）	(19,099)
	合計	1,615,279

第54期決算公告

2026年７月３日
東京都千代田区有楽町一丁目１番２号
日本エラストマー株式会社
代表取締役社長　岩佐　正義

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,738	流動負債	3,429
固定資産	5,024	固定負債	555
		負債合計	3,984
		株主資本	3,778
		資本金	1,000
		利益剰余金	2,778
		利益準備金	148
		その他利益剰余金	2,630
		純資産合計	3,778
資産合計	7,762	負債・純資産合計	7,762

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	14,557
売上原価	14,092
売上総利益	465
販売費及び一般管理費	277
営業利益	188
営業外収益	15
営業外費用	17
経常利益	187
特別損失	54
税引前当期純利益	133
法人税、住民税及び事業税	22
法人税等調整額	8
当期純利益	104

第50期決算公告

令和８年７月３日
青森県三沢市大字三沢字下タ沢83番地198
三沢空港ターミナル株式会社
代表取締役社長　泉山　元

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	548,309
	固定資産	249,319
	資産合計	797,628
負債及び純資産の部	流動負債	55,261
	固定負債	110,360
	株主資本	632,007
	資本金	380,000
	利益剰余金	252,007
	利益準備金	6,460
	その他利益剰余金	245,547
	（うち当期純利益）	(17,151)
	負債・純資産合計	797,628

第28期決算公告

令和８年６月18日
東京都千代田区紀尾井町１番３号
株式会社一休
代表取締役社長　榊　　淳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	109,086	流動負債	56,253
固定資産	2,682	固定負債	694
		負債合計	56,947
		株主資本	54,821
		資本金	400
		資本剰余金	1,722
		その他資本剰余金	1,722
		利益剰余金	52,698
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	52,598
		純資産合計	54,821
資産合計	111,769	負債・純資産合計	111,769

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	64,422
売上総利益	64,422
販売費及び一般管理費	27,512
営業利益	36,909
営業外収益	63
経常利益	36,972
税引前当期純利益	36,972
法人税、住民税及び事業税	11,508
法人税等調整額	△267
当期純利益	25,731

第８期決算公告

2026年７月３日
福島県福島市光が丘１番地
富士フイルム和光バイオソリューションズ株式会社
代表取締役　西部　隆宏

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	99,887
	固定資産	19,756
	合計	119,643
負債及び純資産の部	流動負債	33,339
	（内賞与引当金）	(6,606)
	（内役員賞与引当金）	(407)
	株主資本	86,304
	資本金	50,000
	利益剰余金	36,304
	利益準備金	3,700
	その他利益剰余金	32,604
	（内当期純利益）	(3,588)
	合計	119,643

第45期決算公告

令和８年６月26日　東京都板橋区大山西町３番12号
株式会社関東マツダ

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	17,473	流動負債	39,505
固定資産	52,118	固定負債	4,146
有形固定資産	49,126	（退職給付引当金）	(2,603)
無形固定資産	447	（役員退職慰労引当金）	(1)
投資その他の資産	2,545	（環境対策引当金）	(10)
		株主資本	25,940
		資本金	3,022
		資本剰余金	11,952
		（資本準備金）	(1,795)
		（その他資本剰余金）	(10,157)
		利益剰余金	10,966
		（その他利益剰余金）	(10,966)
資産合計	69,590	負債・純資産合計	69,590

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	109,072
売上原価	88,628
売上総利益	20,444
販売費及び一般管理費	20,734
営業損失	290
営業外収益	444
営業外費用	216
経常損失	63
特別利益	148
特別損失	522
税引前当期純損失	437
法人税、住民税及び事業税	49
法人税等調整額	144
当期純損失	630

第38期決算公告

令和８年６月11日
埼玉県加須市古川二丁目２番地１
大日カラー・コンポジット株式会社
代表取締役社長　船田　勝也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,210
	固定資産	3,347
	合計	8,557
負債及び純資産の部	流動負債	2,285
	固定負債	693
	株主資本	5,579
	資本金	100
	資本剰余金	700
	その他資本剰余金	700
	利益剰余金	4,779
	利益準備金	32
	その他利益剰余金	4,747
	（うち当期純利益）	(74)
	合計	8,557

第55期決算公告

令和８年６月26日　東京都港区虎ノ門四丁目３番１号
スポーツクラブＮＡＳ株式会社
代表取締役　黒田　雅実

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,118	流動負債	5,142
固定資産	8,110	（うち賞与引当金）	(206)
有形固定資産	3,530	固定負債	23,080
無形固定資産	178	（うち退職給付引当金）	(383)
投資その他の資産	4,401	負債合計	28,222
繰延資産	—	株主資本	△17,994
		資本金	100
		資本剰余金	6,006
		資本準備金	6,006
		利益剰余金	△24,100
		その他利益剰余金	△24,100
		純資産合計	△17,994
資産合計	10,228	負債・純資産合計	10,228

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	17,855
売上原価	16,165
売上総利益	1,690
販売費及び一般管理費	1,627
営業利益	62
営業外収益	36
営業外費用	661
経常損失	562
特別利益	—
特別損失	1,661
税引前当期純損失	2,223
法人税、住民税及び事業税	40
法人税等調整額	—
当期純損失	2,264

第 48 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号

T’ｓファーマ株式会社

代表取締役　豊原　善弘

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	37,370	流動負債	37,465
固定資産	65,634	賞与引当金	529
		固定負債	654
		株主資本	64,884
		資本金	100
		資本剰余金	64,937
		資本準備金	62,079
		その他資本剰余金	2,857
		利益剰余金	△153
		その他利益剰余金	△153
資産合計	103,004	負債・純資産合計	103,004

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	38,575
売上原価	28,821
売上総利益	9,754
販売費及び一般管理費	7,599
営業利益	2,155
営業外収益	223
営業外費用	544
経常利益	1,833
特別利益	79
特別損失	702
税引前当期純利益	1,210
法人税、住民税及び事業税	28
法人税等調整額	497
当期純利益	684

決　算　公　告

令和８年７月３日

東京都大田区東海三丁目２番７号

株式会社ワールドデリカ

代表取締役　長谷川　恵

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	65,461
	固定資産	10,617
	資産合計	76,078
負債及び純資産の部	流動負債	21,581
	株主資本	54,497
	資本金	10,000
	利益剰余金	44,497
	その他利益剰余金	44,497
	（うち当期純利益）	(53,568)
	負債・純資産合計	76,078

第 28 期 決 算 公 告

令和８年６月19日　東京都文京区小石川一丁目４番１号

ＰＳジャパン株式会社

代表取締役社長　顕谷　一平

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	25,913	流動負債	14,053
固定資産	8,287	（うち賞与引当金）	(132)
		固定負債	229
		負債合計	14,282
		株主資本	18,483
		資本金	5,000
		利益剰余金	13,483
		利益準備金	1,250
		その他利益剰余金	12,233
		評価・換算差額等	1,434
		その他有価証券評価差額金	1,434
		純資産合計	19,918
資産合計	34,201	負債・純資産合計	34,201

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	59,337
売上原価	51,202
売上総利益	8,135
販売費及び一般管理費	4,716
営業利益	3,419
営業外収益	69
営業外費用	229
経常利益	3,259
特別利益	0
特別損失	1,811
税引前当期純利益	1,448
法人税、住民税及び事業税	1,037
法人税等調整額	△615
当期純利益	1,026

第 2 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

東京都港区港南２丁目16―５

ＭＣジャパン・グロース・パートナーズ株式会社

代表取締役社長　木澤　茂

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	17,713,978
	資産合計	17,713,978
負債及び純資産の部	流動負債	12,184,510
	株主資本	5,529,468
	資本金	5,500,000
	資本剰余金	5,500,000
	資本準備金	5,500,000
	利益剰余金	△5,470,532
	その他利益剰余金	△5,470,532
	（うち当期純損失）	(5,470,532)
	負債・純資産合計	17,713,978

第 37 期決算公告　令和８年７月３日

札幌市中央区大通西六丁目５―２―501

株式会社アテックス

代表取締役　倉野　正之

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,896
	固定資産	1,956
	合計	8,853
負債及び純資産の部	流動負債	2,969
	固定負債	9,534
	株主資本	△3,650
	資本金	18,000
	利益剰余金	△13,150
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	△13,250
	（うち当期純損失）	(7,310)
	自己株式	△8,500
	合計	8,853

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百五十万円減少し九百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三日

札幌市中央区大通西六丁目五―二―五

〇一

株式会社アテックス

代表取締役　倉野　正之

第 54 期決算公告　令和８年６月19日

札幌市東区北丘珠４条３丁目12番１号

ＪＦＥ北日建材株式会社

代表取締役社長　澤田　慶一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,270,712
	固定資産	857,071
	有形固定資産	730,112
	無形固定資産	76,324
	投資その他の資産	50,635
	資産合計	3,127,783
負債及び純資産の部	流動負債	1,896,038
	（賞与引当金）	(33,330)
	固定負債	82,622
	（退職給付引当金）	(73,484)
	（役員退職慰労引当金）	(7,968)
	負債合計	1,978,660
	株主資本	1,149,123
	資本金	100,000
	資本剰余金	354,000
	資本準備金	354,000
	利益剰余金	695,123
	利益準備金	7,440
	その他利益剰余金	687,683
	（うち当期純利益）	(31,004)
	純資産合計	1,149,123
	負債・純資産合計	3,127,783

第 59 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

兵庫県神崎郡福崎町福崎新346番地の５

兵庫急行株式会社

代表取締役　後藤　学

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	22,373
	固定資産	38,438
	合計	60,811
負債及び純資産の部	流動負債	449
	固定負債	46,118
	株主資本	14,243
	資本金	12,000
	利益剰余金	2,243
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	743
	（うち当期純利益）	(3,829)
	合計	60,811

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三日

兵庫県神崎郡福崎町福崎新三四六番地の五

兵庫急行株式会社

代表取締役　後藤　学

第57期決算公告

令和８年６月30日

青森県八戸市桔梗野工業団地

三丁目６番５号

八戸東洋株式会社

代表取締役　島崎　康子

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,515,189
	固定資産	7,836,928
	資産合計	**9,352,117**
負債及び純資産の部	流動負債	3,342,607
	（役員賞与引当金）	(5,230)
	固定負債	657,232
	（退職給付引当金）	(567,955)
	（役員退職慰労引当金）	(25,680)
	負債合計	**3,999,839**
	株主資本	5,304,169
	資本金	200,000
	資本剰余金	120,000
	資本準備金	120,000
	利益剰余金	4,984,169
	利益準備金	8,500
	その他利益剰余金	4,975,669
	（うち当期純損失）	(842,907)
	評価・換算差額等	48,109
	その他有価証券評価差額金	48,109
	純資産合計	**5,352,278**
	負債・純資産合計	**9,352,117**

決算公告

令和８年７月３日

福岡県筑紫野市大字永岡1301番地の１

株式会社樋口工業

代表取締役　村上　伸行

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,669,927
	固定資産	2,180,565
	合計	**3,850,492**
負純資産の債及び部	流動負債	1,201,237
	固定負債	1,519,188
	株主資本	1,130,067
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,120,067
	その他利益剰余金	1,120,067
	（うち当期純損失）	(14,091)
	合計	**3,850,492**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年七月三日

福岡県筑紫野市大字永岡一三〇一番地

（甲）株式会社HKホールディングス

代表取締役　三樋口昭夫

（乙）株式会社樋口工業

代表取締役　村上伸行

福岡県筑紫野市大字永岡1301番地の１

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

第62期決算公告

令和８年７月３日　富山県富山市総曲輪一丁目６番21

日医工株式会社

代表取締役　岩本　紳吾

連結財政状態計算書の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	123,482	流動負債	134,745
非流動資産	54,567	非流動負債	7,291
		負債合計	**142,036**
		資本金	100
		資本剰余金	24,983
		利益剰余金	△9,046
		その他の資本の構成要素	19,975
		資本合計	**36,012**
資産合計	**178,049**	**負債・資本合計**	**178,049**

連結損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	131,644
売上原価	110,747
売上総利益	20,896
営業利益	3,347
コア営業利益	7,499
税引前利益	2,095
当期利益	2,538

(注)　コア営業利益は、営業利益から非経常的な要因による損益（非経常項目）を除いて算出しております。

(注)　コア営業利益は監査対象外です。

第35期決算公告

2026年６月18日

秋田県能代市扇田字扇渕４番地４

株式会社ＳＭＭプレシジョン

代表取締役　羽鳥　英明

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	947,216
	固定資産	4,715,034
	資産合計	**5,662,250**
負債及び純資産の部	流動負債	3,835,078
	賞与引当金	28,454
	その他	3,806,624
	固定負債	35,087
	退職給付引当金	14,893
	負債合計	**3,870,165**
	株主資本	1,792,085
	資本金	150,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	1,542,085
	その他利益剰余金	1,542,085
	（うち当期純利益）	(660,875)
	純資産合計	**1,792,085**
	合計	**5,662,250**

第62期決算公告

令和８年７月３日　富山県富山市総曲輪一丁目６番21

日医工株式会社

代表取締役　岩本　紳吾

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	97,930	流動負債	135,341
固定資産	63,149	固定負債	3,210
		株主資本	21,939
		資本金	100
		資本剰余金	24,984
		資本準備金	100
		その他資本剰余金	24,884
		利益剰余金	△3,144
		利益準備金	366
		その他利益剰余金	△3,510
		評価・換算差額等	588
資産合計	**161,080**	**負債・純資産合計**	**161,080**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	130,472
売上原価	112,487
売上総利益	17,984
販売費及び一般管理費	17,506
営業利益	478
営業外収益	1,023
営業外費用	1,924
経常損失	422
特別利益	2
特別損失	416
税引前当期純損失	837
法人税、住民税及び事業税	27
法人税等調整額	△834
当期純損失	30

第８期決算公告

令和８年６月29日　福岡県宮若市倉久2223番地１

豊田合成九州株式会社

代表取締役　加古純一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,433	流動負債	5,736
固定資産	8,060	（賞与引当金）	(457)
有形固定資産	7,194	（役員賞与引当金）	(54)
無形固定資産	76	固定負債	1,157
投資その他の資産	790	（退職給付引当金）	(947)
		負債合計	**6,893**
		株主資本	7,600
		資本金	3,500
		資本剰余金	3,000
		資本準備金	3,000
		利益剰余金	1,100
		その他利益剰余金	1,100
		純資産合計	**7,600**
資産合計	**14,494**	**負債・純資産合計**	**14,494**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	40,683
売上原価	38,824
売上総利益	1,858
販売費及び一般管理費	985
営業利益	873
営業外収益	53
営業外費用	12
経常利益	914
税引前当期純利益	914
法人税、住民税及び事業税	267
法人税等調整額	△80
当期純利益	728

第 55 期 決 算 公 告

2026 年 6 月 12 日

東京都千代田区神田錦町一丁目19番１号

株式会社サンケイ会館

代表取締役社長　箕輪　千明

貸借対照表の要旨

(2026年３月31日現在)　　(単位：千円)

科目		金額
資の産部	流動資産	492,367
	固定資産	106,342
	資産合計	**598,710**
負債及び純資産の部	流動負債	140,207
	(賞与引当金)	(27,468)
	(役員賞与引当金)	(5,040)
	固定負債	102,772
	(退職給付引当金)	(62,251)
	負債合計	**242,979**
	株主資本	355,730
	資本金	10,000
	資本剰余金	6,013
	資本準備金	2,000
	その他資本剰余金	4,013
	利益剰余金	339,716
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	339,216
	(うち当期純利益)	(122,031)
	純資産合計	**355,730**
	負債・純資産合計	**598,710**

第 49 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

東京都港区芝浦三丁目１番１号
田町ステーションタワーN33階

パナック株式会社

代表取締役　宮下　正博

貸借対照表の要旨

(令和８年３月31日現在)(単位：百万円)

科目		金額
資の産部	流動資産	21,759
	固定資産	13,357
	合計	**35,117**
負債及び純資産の部	流動負債	13,293
	賞与引当金	320
	固定負債	2,292
	退職給付引当金	737
	役員退職慰労引当金	83
	負債合計	**15,585**
	株主資本	17,471
	資本金	310
	利益剰余金	17,531
	利益準備金	62
	その他利益剰余金	17,469
	(うち当期純利益)	(535)
	自己株式	△370
	評価・換算差額等	2,060
	その他有価証券評価差額金	2,060
	純資産合計	**19,531**
	合計	**35,117**

第 67 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

千葉県千葉市中央区問屋町16番３号

福井電機株式会社

代表取締役社長　富塚　博祥

貸借対照表の要旨

(令和８年３月31日現在)　(単位：千円)

科目		金額
資産の部	流動資産	10,228,081
	固定資産	2,453,644
	有形固定資産	1,036,490
	無形固定資産	30,742
	投資その他の資産	1,386,412
	資産合計	**12,681,725**
負債及び純資産の部	流動負債	3,903,563
	賞与引当金	685,447
	周年記念費用引当金	49,028
	その他	3,169,088
	固定負債	949,599
	退職給付引当金	470,687
	役員退職慰労引当金	66,032
	修繕引当金	60,000
	住宅手当引当金	22,880
	その他	330,000
	負債合計	**4,853,162**
	株主資本	7,828,563
	資本金	100,000
	利益剰余金	7,728,563
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	7,703,563
	(うち当期純利益)	(795,706)
	純資産合計	**7,828,563**
	負債・純資産合計	**12,681,725**

第 13 期 決 算 公 告

2026 年 7 月 3 日

東京都港区芝浦三丁目16番20号

ＮＴＳホールディングス株式会社

代表取締役社長　小林　英利

貸借対照表の要旨

(2026年３月31日現在)　　(単位：千円)

科目		金額
資の産部	流動資産	1,293,833
	固定資産	11,609,043
	資産合計	**12,902,876**
負債及び純資産の部	流動負債	1,080,738
	賞与引当金	22,770
	役員賞与引当金	11,750
	その他	1,046,218
	固定負債	4,980,424
	退職給付引当金	811,161
	役員退職慰労引当金	126,822
	その他	4,042,440
	負債合計	**6,061,162**
	株主資本	6,841,714
	資本金	92,500
	資本剰余金	2,683,724
	その他資本剰余金	2,683,724
	利益剰余金	4,065,489
	利益準備金	23,125
	その他利益剰余金	4,042,364
	(うち当期純損失)	(52,123)
	純資産合計	**6,841,714**
	負債・純資産合計	**12,902,876**

第 15 期 決 算 公 告

2026 年 6 月 12 日

東京都千代田区大手町一丁目７番２号

株式会社サンケイビルウェルケア

代表取締役社長　桐谷　　敦

貸借対照表の要旨

(2026年３月31日現在)　　(単位：千円)

科目		金額
資の産部	流動資産	933,143
	固定資産	9,870,315
	合計	**10,803,459**
負債及び純資産の部	流動負債	2,664,562
	(賞与引当金)	(92,930)
	(役員賞与引当金)	(2,555)
	固定負債	335,145
	(退職給付引当金)	(31,808)
	株主資本	7,640,686
	資本金	100,000
	資本剰余金	6,187,158
	その他資本剰余金	6,187,158
	利益剰余金	1,353,528
	その他利益剰余金	1,353,528
	(うち当期純利益)	(177,475)
	評価・換算差額等	163,064
	土地再評価差額金	163,064
	合計	**10,803,459**

第 55 期 決 算 公 告

2026 年 6 月 12 日

東京都千代田区神田錦町一丁目19番１号

株式会社サンケイビルテクノ

代表取締役社長　朝日　昭博

貸借対照表の要旨

(2026年３月31日現在)　　(単位：千円)

科目		金額
資の産部	流動資産	5,294,412
	固定資産	176,517
	合計	**5,470,929**
負債及び純資産の部	流動負債	3,987,566
	(賞与引当金)	(99,393)
	(役員賞与引当金)	(20,678)
	固定負債	69,288
	(退職給付引当金)	(20,289)
	株主資本	1,414,074
	資本金	80,000
	資本剰余金	146,055
	その他資本剰余金	146,055
	利益剰余金	1,188,019
	その他利益剰余金	1,188,019
	(うち当期純利益)	(1,188,019)
	合計	**5,470,929**

第105期決算公告

令和８年６月29日

神奈川県横浜市西区みなとみらい五丁目１番２号

ヤマハサウンドシステム株式会社

代表取締役社長　津川　能行

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,447
	固定資産	485
	合計	8,932
負債及び純資産の部	流動負債	2,135
	製品保証引当金	20
	固定負債	51
	退職給付引当金	4
	株主資本	6,745
	資本金	49
	資本剰余金	105
	資本準備金	5
	その他資本剰余金	100
	利益剰余金	6,590
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	6,577
	（うち当期純利益）	(1,668)
	合計	8,932

第13期決算公告

令和８年６月26日

神奈川県横浜市西区みなとみらい五丁目１番２号

株式会社ヤマハミュージックジャパン

代表取締役社長　松岡　祐治

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26,016
	固定資産	7,241
	合計	33,258
負債及び純資産の部	流動負債	10,783
	製品保証引当金	124
	固定負債	3,009
	退職給付引当金	2
	リース処分費用引当金	177
	整理解約引当金	8
	株主資本	19,464
	資本金	100
	資本剰余金	9,296
	その他資本剰余金	9,296
	利益剰余金	10,068
	利益準備金	44
	その他利益剰余金	10,023
	（うち当期純利益）	(3,198)
	合計	33,258

第７期決算公告

令和８年７月３日

神奈川県横浜市港北区樽町一丁目20番５号

燕化学工業株式会社

代表取締役　高岡　亨

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,056,499,008
	固定資産	946,333,223
	資産合計	2,002,832,231
負債及び純資産の部	流動負債	716,471,966
	賞与引当金	31,051,000
	役員賞与引当金	753,000
	固定負債	267,350,785
	退職給付引当金	178,810,452
	役員退職慰労引当金	4,629,333
	負債合計	983,822,751
	株主資本	1,019,009,480
	資本金	80,000,000
	資本剰余金	772,517,000
	資本準備金	2,748,300
	その他資本剰余金	769,768,700
	利益剰余金	166,492,480
	利益準備金	6,809,000
	その他利益剰余金	159,683,480
	（うち当期純利益）	(73,379,795)
	純資産合計	1,019,009,480
	負債・純資産合計	2,002,832,231

第30期決算公告

2026年７月３日

山梨県甲府市丸の内一丁目20番８号

山梨中銀経営コンサルティング株式会社

代表取締役社長　入戸野文謙

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,558
	固定資産	342
	合計	1,900
負債及び純資産の部	流動負債	48
	賞与引当金	11
	役員賞与引当金	3
	その他	33
	固定負債	368
	役員退職慰労引当金	1
	その他	367
	負債の部合計	417
	株主資本	786
	資本金	100
	資本剰余金	100
	資本準備金	0
	その他資本剰余金	100
	利益剰余金	586
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	583
	（うち当期純利益）	(21)
	評価・換算差額等	697
	その他有価証券評価差額金	697
	純資産の部合計	1,483
	合計	1,900

第39期決算公告

2026年７月３日

山梨県甲府市武田二丁目９番４号

山梨中銀リース株式会社

代表取締役社長　勝俣　賢一

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	22,639
	固定資産	346
	合計	22,985
負債及び純資産の部	流動負債	6,234
	賞与引当金	22
	役員賞与引当金	5
	その他	6,206
	固定負債	12,031
	役員退職慰労引当金	2
	その他	12,028
	負債の部合計	18,265
	株主資本	4,718
	資本金	20
	利益剰余金	4,698
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	4,693
	（うち当期純利益）	(242)
	評価・換算差額等	2
	その他有価証券評価差額金	2
	純資産の部合計	4,720
	合計	22,985

第40期決算公告

2026年７月３日

山梨県甲府市武田二丁目９番４号

山梨中央保証株式会社

代表取締役社長　古屋　祐治

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,063
	固定資産	2,930
	合計	10,994
負債及び純資産の部	流動負債	3,804
	賞与引当金	9
	債務保証損失引当金	1,181
	役員賞与引当金	3
	その他	2,611
	固定負債	21
	役員退職慰労引当金	0
	その他	21
	負債の部合計	3,825
	株主資本	7,165
	資本金	20
	資本剰余金	3,269
	その他資本剰余金	3,269
	利益剰余金	3,876
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	3,871
	（うち当期純利益）	(436)
	評価・換算差額等	2
	その他有価証券評価差額金	2
	純資産の部合計	7,168
	合計	10,994

第 70 期 決 算 公 告

令和８年６月 25 日

三重県四日市市千歳町８番地

中部海運株式会社

代表取締役社長　矢狭　誠司

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	549,533
	固定資産	637,367
	有形固定資産	535,272
	無形固定資産	7,855
	投資その他の資産	94,240
	資産合計	**1,186,900**
負債及び純資産の部	流動負債	164,789
	固定負債	162,359
	（うち退職給付引当金）	(64,781)
	負債合計	**327,148**
	株主資本	819,133
	資本金	35,000
	利益剰余金	784,133
	利益準備金	9,100
	その他利益剰余金	775,033
	（うち当期純利益）	(39,107)
	評価・換算差額等	40,619
	その他有価証券評価差額金	40,619
	純資産合計	**859,752**
	負債・純資産合計	**1,186,900**

第 66 期 決 算 公 告

2026 年６月 25 日

岐阜県関市千疋2002番地

株式会社イマオコーポレーション

代表取締役社長　今尾　任城

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,565
	固定資産	2,131
	資産合計	**5,697**
負債及び純資産の部	流動負債	1,586
	賞与引当金	146
	その他	1,440
	固定負債	744
	役員退職慰労引当金	242
	その他	501
	負債合計	**2,330**
	株主資本	3,298
	資本金	90
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	3,108
	利益準備金	59
	その他利益剰余金	3,049
	（うち当期純利益）	(213)
	評価・換算差額等	67
	その他有価証券評価差額金	67
	純資産合計	**3,366**
	負債・純資産合計	**5,697**

第 35 期 決 算 公 告

2026 年７月３日

山梨県甲府市武田二丁目９番４号

山梨中銀ディーシーカード株式会社

代表取締役社長　萱沼　雄三

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,554
	固定資産	437
	合計	**4,991**
負債及び純資産の部	流動負債	2,965
	保証債務引当金	12
	賞与引当金	12
	販売促進引当金	52
	役員賞与引当金	2
	その他	2,885
	固定負債	1
	役員退職慰労引当金	1
	負債の部合計	**2,966**
	株主資本	2,024
	資本金	20
	利益剰余金	2,004
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	1,999
	（うち当期純利益）	(37)
	純資産の部合計	**2,024**
	合計	**4,991**

第 35 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

福岡市東区香椎一丁目１番１号

ニシコーリビング香椎２Ｆ

株式会社グローバルエンジニアリング

代表取締役　高橋　宏忠

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,721,244
	固定資産	2,646,650
	資産合計	**17,367,894**
負債及び純資産の部	流動負債	7,784,086
	（うち賞与引当金）	(35,292)
	固定負債	5,187,157
	（うち退職給付引当金）	(45,665)
	（うち役員退職慰労引当金）	(165,073)
	株主資本	4,396,651
	資本金	378,420
	資本剰余金	296,504
	資本準備金	157,477
	その他資本剰余金	139,026
	利益剰余金	3,721,726
	その他利益剰余金	3,721,726
	（うち当期純利益）	(1,087,019)
	負債・純資産合計	**17,367,894**

第 38 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

山口県宇部市大字沖宇部5254番地７

セントラル化成株式会社

代表取締役社長　新田　典道

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,351
	固定資産	1,563
	資産合計	**7,914**
負債及び純資産の部	流動負債	7,503
	賞与引当金	38
	その他	7,465
	固定負債	177
	退職給付引当金	162
	その他	15
	負債合計	**7,680**
	株主資本	233
	資本金	310
	資本剰余金	310
	その他資本剰余金	310
	利益剰余金	△386
	その他利益剰余金	△386
	（うち当期純利益）	(86)
	純資産合計	**233**
	負債・純資産合計	**7,914**

第 75 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

広島市南区出島一丁目21番15号

ヤマネホールディングス株式会社

代表取締役　山根誠一郎

貸借対照表の要旨

（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,094,403
	固定資産	6,715,893
	合計	**7,810,296**
負債及び純資産の部	流動負債	1,823,890
	賞与引当金	5,577
	固定負債	2,946,583
	退職給付引当金	126,148
	役員退職慰労引当金	110,500
	負債の部合計	**4,770,473**
	株主資本	2,999,953
	資本金	100,000
	資本剰余金	78,250
	資本準備金	78,250
	利益剰余金	2,821,703
	利益準備金	18,287
	その他利益剰余金	2,803,415
	（うち当期純利益）	(85,994)
	評価・換算差額等	39,869
	その他有価証券評価差額金	39,869
	純資産の部合計	**3,039,822**
	合計	**7,810,296**

第 39 期 決 算 公 告

令和８年６月26日

東京都港区元赤坂一丁目５番31号

鹿島環境エンジニアリング株式会社

代表取締役社長　高野　卓

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,315,602
	固定資産	1,094,788
	資産合計	**4,410,390**
負債及び純資産の部	流動負債	1,409,565
	（賞与引当金）	（98,426）
	（役員賞与引当金）	（11,840）
	（工事損失引当金）	（12,171）
	固定負債	50,392
	（退職給付引当金）	（50,392）
	負債合計	**1,459,958**
	株主資本	2,950,432
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,494
	その他資本剰余金	2,494
	利益剰余金	2,847,937
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,822,937
	（当期純利益）	（297,793）
	純資産合計	**2,950,432**
	負債・純資産合計	**4,410,390**

第 60 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

東京都千代田区永田町２丁目14番２号

伊藤忠マシンテクノス株式会社

代表取締役　松本　茂伸

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	22,400
	固定資産	2,057
	資産合計	**24,457**
負債及び純資産の部	流動負債	16,770
	賞与引当金	631
	役員賞与引当金	20
	その他	16,120
	固定負債	1,001
	退職給付引当金	796
	その他	205
	負債合計	**17,772**
	株主資本	6,340
	資本金	300
	資本剰余金	1,125
	その他資本剰余金	1,125
	利益剰余金	4,914
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	4,839
	（うち当期純利益）	（2,288）
	評価・換算差額等	345
	その他有価証券評価差額金	20
	繰延ヘッジ損益	325
	純資産合計	**6,685**
	負債・純資産合計	**24,457**

第 14 期 決 算 公 告

2026年７月３日

東京都中央区日本橋小網町19番12号

日清製粉プレミックス株式会社

取締役社長　菅野　郁夫

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,805
	固定資産	1,517
	資産合計	**6,322**
負債及び純資産の部	流動負債	2,069
	（役員賞与引当金）	（24）
	固定負債	135
	（退職給付引当金）	（4）
	（修繕引当金）	（43）
	負債合計	**2,204**
	株主資本	4,117
	資本金	400
	資本剰余金	3,129
	資本準備金	3,129
	利益剰余金	588
	その他利益剰余金	588
	（当期純利益）	（586）
	純資産合計	**4,117**
	負債・純資産合計	**6,322**

第 25 期 決 算 公 告

令和８年６月18日

東京都千代田区九段北一丁目11番11号

株式会社ライフスケープマーケティング

代表取締役　上田　健司

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	605,590
	固定資産	109,811
	資産合計	**715,401**
負債及び純資産の部	流動負債	40,993
	賞与引当金	8,684
	その他	32,309
	固定負債	28,630
	退職給付引当金	18,956
	その他	9,674
	負債合計	**69,623**
	株主資本	645,778
	資本金	430,000
	資本剰余金	7,353
	その他資本剰余金	7,353
	利益剰余金	208,425
	利益準備金	2,771
	その他利益剰余金	205,654
	（うち当期純利益）	（26,968）
	純資産合計	**645,778**
	負債・純資産合計	**715,401**

第 78 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

千葉県船橋市習志野四丁目12番１号

株式会社

タキガワ・コーポレーション・ジャパン

取締役社長　池田　耕

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	11,430,400
	固定資産	8,577,847
	資産合計	**20,008,247**
負債及び純資産の部	流動負債	14,655,175
	賞与引当金	174,148
	役員賞与引当金	20,500
	その他	14,460,527
	固定負債	778,366
	退職給付引当金	439,224
	その他	339,142
	株主資本	4,051,096
	資本金	90,000
	資本剰余金	2,800
	資本準備金	2,800
	利益剰余金	3,958,296
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	3,935,796
	（うち当期純利益）	（801,140）
	評価・換算差額等	523,609
	その他有価証券評価差額金	523,609
	負債・純資産合計	**20,008,247**

第 29 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

東京都港区六本木四丁目１番４号

株式会社ソルパック

代表取締役　藤田洋一郎

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,132,730
	固定資産	343,974
	資産合計	**2,476,704**
負債及び純資産の部	流動負債	1,226,220
	インセンティブ引当金	100,000
	固定負債	567,929
	役員退職慰労引当金	186,000
	負債合計	**1,794,149**
	株主資本	682,554
	資本金	100,000
	資本剰余金	132,657
	資本準備金	34,510
	その他資本剰余金	98,147
	利益剰余金	449,897
	利益準備金	1,200
	その他利益剰余金	448,697
	（うち当期純利益）	（165,490）
	負債・純資産合計	**2,476,704**

第９期決算公告

令和８年７月３日

群馬県前橋市表町二丁目30番３号

株式会社戸田酒店

代表取締役　柄澤　　穣

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	394,071
	固定資産	99,260
	資産合計	**493,332**
負債及び純資産の部	流動負債	215,064
	固定負債	195,493
	負債合計	**410,558**
	株主資本	74,337
	資本金	51,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△26,662
	その他利益剰余金	△26,662
	（うち当期純損失）	（747）
	評価・換算差額等	8,436
	保険積立金評価差額金	8,000
	投資有価証券評価差額金	436
	純資産合計	**82,773**
	負債・純資産合計	**493,332**

第29期決算公告

令和８年７月３日

茨城県水戸市中央二丁目８番12号

株式会社アルファーム

代表取締役　田口　雅一

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,789,614
	固定資産	447,204
	資産合計	**3,236,818**
負債及び純資産の部	流動負債	574,999
	賞与引当金	51,954
	固定負債	110,038
	退職給付引当金	92,762
	株主資本	2,551,780
	資本金	47,500
	資本剰余金	55,458
	資本準備金	50,212
	その他資本剰余金	5,246
	利益剰余金	2,450,332
	利益準備金	7,547
	その他利益剰余金	2,442,785
	（うち当期純利益）	（174,181）
	自己株式	△1,510
	負債・純資産合計	**3,236,818**

第12期決算公告

令和８年７月３日

愛知県豊川市穂ノ原二丁目10

ＴＤＭ株式会社

代表取締役　片貝　健人

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,885,785
	固定資産	2,875,316
	合計	**5,761,101**
負債及び純資産の部	流動負債	1,165,405
	（うち賞与引当金）	（36,555）
	固定負債	180,068
	（うち退職給付引当金）	（180,068）
	株主資本	4,385,114
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,681,550
	資本準備金	1,421,650
	その他資本剰余金	1,259,900
	利益剰余金	1,603,564
	その他利益剰余金	1,603,564
	（うち当期純利益）	（323,592）
	評価・換算差額等	30,513
	その他有価証券評価差額金	30,513
	合計	**5,761,101**

第65期決算公告

令和８年７月３日

和歌山県和歌山市黒田12番地

東洋ライス株式会社

代表取締役　阪本　哲生

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,318
	固定資産	13,202
	資産合計	**21,520**
負債及び純資産の部	流動負債	1,541
	賞与引当金	52
	固定負債	943
	退職給付引当金	714
	株主資本	18,150
	資本金	100
	資本剰余金	940
	資本準備金	899
	その他資本剰余金	40
	利益剰余金	17,110
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	17,090
	（うち当期純利益）	（1,885）
	評価・換算差額等	885
	その他有価証券評価差額金	885
	負債・純資産合計	**21,520**

第20期決算公告

2026年６月12日

東京都台東区東上野６－９－３

株式会社メトロコマース

代表取締役社長　古屋　俊秀

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,514,865
	固定資産	1,410,201
	合計	**9,925,066**
負債及び純資産の部	流動負債	1,649,724
	賞与引当金	351,699
	その他	1,298,025
	固定負債	2,010,851
	退職給付引当金	2,010,597
	役員退職慰労引当金	253
	負債合計	**3,660,576**
	株主資本	6,266,504
	資本金	12,000
	資本剰余金	6,000
	資本準備金	6,000
	利益剰余金	6,248,504
	その他利益剰余金	6,248,504
	（うち当期純利益）	（805,356）
	評価・換算差額等	△2,014
	その他有価証券評価差額金	△2,014
	純資産合計	**6,264,490**
	合計	**9,925,066**

第71期決算公告

令和８年６月18日

埼玉県所沢市上山口１番地

ＯＫＩネクステック株式会社

代表取締役　薄井　　薫

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,422,815
	固定資産	1,977,431
	合計	**10,400,246**
負債及び純資産の部	流動負債	9,929,977
	（工事損失引当金）	（70,060）
	（製品保証引当金）	（7,204）
	固定負債	461,612
	（退職給付引当金）	（447,852）
	（役員退職慰労引当金）	（6,400）
	株主資本	△69,576
	資本金	400,000
	資本剰余金	406,236
	資本準備金	406,236
	利益剰余金	△875,812
	利益準備金	20,520
	その他利益剰余金	△896,332
	（うち当期純損失）	（884,915）
	評価・換算差額等	78,232
	その他有価証券評価差額金	78,232
	合計	**10,400,246**

第１期決算公告

令和８年７月３日

大阪市北区堂島二丁目２番２号

近鉄インベストメント・パートナーズ株式会社

代表取締役　中　清

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	206,098
	固定資産	46,980
	合計	253,078
負債及び純資産の部	流動負債	71,430
	（うち賞与引当金）	(1,758)
	株主資本	181,648
	資本金	100,000
	利益剰余金	81,648
	その他利益剰余金	81,648
	（うち当期純利益）	(81,648)
	合計	253,078

第29期決算公告

2026年７月３日　福岡市中央区天神１丁目４番２号

双日九州株式会社

代表取締役社長　泉谷　幸児

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	7,151	流動負債	5,296
固定資産	1,351	固定負債	154
有形固定資産	59	株主資本	2,944
無形固定資産	52	資本金	500
投資その他の資産	1,239	資本剰余金	1,600
		その他資本剰余金	1,600
		利益剰余金	844
		利益準備金	125
		その他利益剰余金	719
		評価・換算差額等	107
		その他有価証券評価差額金	39
		繰延ヘッジ損益	67
資産合計	8,503	負債・純資産合計	8,503

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
収益	11,771
原価	10,289
売上総利益	1,482
販売費及び一般管理費	1,225
営業利益	257
営業外収益	74
営業外費用	21
経常利益	310
税引前当期純利益	310
法人税、住民税及び事業税	104
法人税等調整額	△13
当期純利益	218

第66期決算公告

令和８年６月18日

神戸市灘区摩耶埠頭２番８

株式会社若葉商会

代表取締役　高橋　裕二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	952,561
	固定資産	371,710
	合計	1,324,271
負債及び純資産の部	流動負債	514,085
	固定負債	49,066
	株主資本	761,119
	資本金	75,000
	利益剰余金	686,119
	利益準備金	18,750
	その他利益剰余金	667,369
	（うち当期純利益）	(64,789)
	合計	1,324,271

第11期決算公告

令和８年７月３日

福岡県久留米市諏訪野町2570番地１

駒忠ホールディングス株式会社

代表取締役　駒津和忠利

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	20,801
	固定資産	1,065,199
	合計	1,086,000
負債及び純資産の部	流動負債	3,884
	固定負債	50,000
	株主資本	1,032,116
	資本金	8,000
	資本剰余金	498,062
	資本準備金	498,062
	利益剰余金	526,054
	繰越利益剰余金	526,054
	（うち当期純利益）	(1,408)
	合計	1,086,000

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十五億七千二百八十八万二百二十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三日

福岡県久留米市諏訪野町二五七〇番地一

駒忠ホールディングス株式会社

代表取締役　駒津和忠利

第59期決算公告

令和８年６月18日

香川県丸亀市蓬萊町16番地

四国オーエム株式会社

代表取締役　髙松　寛之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,033,907
	固定資産	2,291,136
	繰延資産	184
	合計	4,325,227
負債及び純資産の部	流動負債	697,293
	固定負債	305,196
	株主資本	3,322,738
	資本金	90,000
	利益剰余金	3,232,738
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	3,210,238
	（うち当期純利益）	(160,672)
	合計	4,325,227

第29期決算公告

令和８年７月３日

大阪府茨木市彩都あさぎ７丁目２番18号

医療法人友紘会

理事長　林　豊行

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,469,990	流動負債	4,305,151
固定資産	8,136,670	（うち賞与引当金）	(188,377)
有形固定資産	5,097,095	固定負債	5,507,524
無形固定資産	16,289	（うち退職給付引当金）	(615,919)
その他の資産	3,023,286	負債合計	9,812,675
		出資金	338,782
		積立金	1,455,203
		別途積立金	40,000
		繰越利益積立金	1,415,203
		純資産合計	1,793,985
資産合計	11,606,660	負債・純資産合計	11,606,660

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
事業収益	12,887,800
事業費用	12,736,180
事業利益	151,620
事業外収益	619
事業外費用	132,573
経常利益	19,666
特別利益	3,610
税引前当期純利益	23,276
法人税・住民税及び事業税	4,189
法人税等調整額	13,997
当期純利益	5,090

第10期決算公告

令和８年７月３日

大阪市北区梅田一丁目１番３号

株式会社ロータス・サーマル・ソリューション

代表取締役　井手　拓哉

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,597	流動負債	13,082
固定資産	8,534	固定負債	36,000
繰延資産	18,040	株主資本	△8,910
		資本金	133,600
		資本剰余金	123,600
		資本準備金	123,600
		利益剰余金	△266,110
		その他利益剰余金	△266,110
		（うち当期純損失）	(43,798)
資産合計	40,171	負債・純資産合計	40,171

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千六百六十万円減少し九千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三日

大阪市北区梅田一丁目一番三号

株式会社ロータス・サーマル・ソリューション

代表取締役　井手　拓哉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和八年七月三日

東京都台東区寿三丁目九番一号

（甲）ギンポー化成株式会社

代表取締役　大木　正之

東京都台東区寿三丁目九番一号

（乙）株式会社ギンポー

代表取締役　大木　正久

第55期決算公告　令和８年７月３日

東京都台東区寿三丁目９番１号

ギンポー化成株式会社

代表取締役　大木　正之

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	116,576
	固定資産	22,992
	資産合計	139,569
負純資債及産のび部	流動負債	86,324
	固定負債	19,393
	株主資本	33,850
	資本金	25,000
	利益剰余金	8,850
	その他利益剰余金	8,850
	（うち当期純利益）	(511)
	負債・純資産合計	139,569

第74期決算公告　令和８年７月３日

東京都台東区寿三丁目９番１号

株式会社ギンポー

代表取締役　大木　正久

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	69,371
	固定資産	151,930
	資産合計	221,301
負純資債及産のび部	流動負債	30,242
	固定負債	104,390
	株主資本	86,668
	資本金	10,000
	利益剰余金	108,669
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	106,169
	（うち当期純利益）	(4,693)
	自己株式	△32,001
	負債・純資産合計	221,301

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三日

愛知県半田市港町二丁目二七番地二

（甲）シー・ケィ・ケー株式会社

代表取締役　澤田　秀司

東京都豊島区池袋三丁目一―一―一〇一号

（乙）ＳＴＡ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　澤田　秀司

第39期決算公告

令和８年７月３日

愛知県半田市港町二丁目27番地２

シー・ケィ・ケー株式会社

代表取締役　澤田　秀司

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,699,702
	固定資産	2,040,917
	合計	3,740,619
負純資債及産のび部	流動負債	224,563
	固定負債	3,133,278
	株主資本	382,777
	資本金	10,000
	利益剰余金	372,777
	その他利益剰余金	372,777
	（うち当期純利益）	(43,727)
	合計	3,740,619

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三日

東京都豊島区池袋三丁目一―一―一〇一号

（甲）ＳＴＡ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　澤田　秀司

第９期決算公告　令和８年７月３日

東京都豊島区池袋三丁目１－１－1101号

ＳＴＡ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　澤田　秀司

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	23,054
	固定資産	35,622
	繰延資産	4,235
	合計	62,911
負純資債及産のび部	流動負債	9,903
	固定負債	61,000
	株主資本	△7,992
	資本金	3,000
	利益剰余金	△10,992
	その他利益剰余金	△10,992
	（うち当期純利益）	(20,624)
	合計	62,911

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年七月三日

滋賀県大津市中央二丁目二番二二号

ニューバラビル内

（甲）株式会社アスクルハン六

代表取締役　松室六兵衛

京都市下京区烏丸通松原上ル因幡堂町六八二番地ハン六内

（乙）株式会社六兵衛金庫

代表取締役　松室六兵衛

第47期決算公告　令和８年７月３日

滋賀県大津市中央二丁目２番22号

ニューバラビル内

株式会社アスクルハン六

代表取締役　松室六兵衛

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	248,293
	固定資産	410,277
	合計	658,570
負純資債及産のび部	流動負債	172,479
	固定負債	413,133
	株主資本	72,957
	資本金	10,000
	利益剰余金	62,957
	利益準備金	1,200
	その他利益剰余金	61,757
	（うち当期純損失）	(16,497)
	合計	658,570

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三日

京都市中京区西ノ京冷泉町一五番地

（甲）株式会社ダイコウパッケージ

代表取締役　中村　一紀

京都市中京区西ノ京冷泉町一六番地

（乙）ダイコウクリエ株式会社

代表取締役　中村　一紀

第30期決算公告　令和８年７月３日

京都市中京区西ノ京冷泉町15番地

株式会社ダイコウパッケージ

代表取締役　中村　一紀

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	940,199
	固定資産	221,296
	合計	1,161,496
負純資債及産のび部	流動負債	112,648
	株主資本	1,048,847
	資本金	70,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	948,847
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	926,347
	（うち当期純利益）	(14,509)
	合計	1,161,496

第17期決算公告　令和８年７月３日

京都市中京区西ノ京冷泉町16番地

ダイコウクリエ株式会社

代表取締役　中村　一紀

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	316,815
	固定資産	91,723
	合計	408,538
負純資債及産のび部	流動負債	30,401
	株主資本	378,137
	資本金	40,000
	利益剰余金	338,137
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	328,137
	（うち当期純損失）	(37,948)
	合計	408,538

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三日

広島県福山市今津町三丁目八番三七号
（甲）株式会社参波実業
代表取締役　神原幾之輔
広島県福山市今津町三丁目八番三七号
（乙）株式会社香進産業
代表取締役　神原　榮子

第39期決算公告

令和８年７月３日
広島県福山市今津町三丁目８番37号
株式会社参波実業
代表取締役　神原幾之輔

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	67,269
	固定資産	1,308,795
	合計	1,376,064
負純資産債及びの部	流動負債	61,087
	固定負債	1,282,307
	株主資本	32,670
	資本金	20,000
	利益剰余金	12,670
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	11,670
	（うち当期純利益）	(10,810)
	合計	1,376,064

第28期決算公告

令和８年７月３日
広島県福山市今津町三丁目８番37号
株式会社香進産業
代表取締役　神原　榮子

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	353
	固定資産	186,197
	合計	186,550
負純資産債及びの部	流動負債	36,259
	固定負債	165,488
	株主資本	△ 15,197
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 25,197
	その他利益剰余金	△ 25,197
	（うち当期純損失）	(4,603)
	合計	186,550

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三日

鹿児島県鹿屋市串良町有里六二八三番地一一
（甲）ＡＧ　ＴＲＡＤＩＮＧ株式会社
代表取締役　ファリド・アハメド
鹿児島県鹿屋市串良町有里六二八三番地一一
（乙）ＡＧインターナショナル株式会社
代表取締役　ファリドアハメド

第８期決算公告

令和８年７月３日
鹿児島県鹿屋市串良町有里6283番地11
ＡＧ　ＴＲＡＤＩＮＧ株式会社
代表取締役　ファリド・アハメド

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	17,845
	固定資産	794
	合計	18,640
負純資産債及びの部	流動負債	4,976
	固定負債	8,562
	株主資本	5,100
	資本金	5,000
	利益剰余金	100
	その他利益剰余金	100
	（うち当期純利益）	(18)
	合計	18,640

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三日

鹿児島県鹿屋市串良町有里六二八三番地一一
（甲）ＡＧ　ＴＲＡＤＩＮＧ株式会社
代表取締役　ファリド・アハメド
鹿児島県鹿屋市串良町有里6283番地11
（乙）ＡＧインターナショナル株式会社
代表取締役　ファリドアハメド

第８期決算公告

令和８年７月３日
鹿児島県鹿屋市串良町有里6283番地11
ＡＧインターナショナル株式会社
代表取締役　ファリドアハメド

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	19,806
	固定資産	10,351
	合計	30,157
負純資産債及びの部	流動負債	2,008
	固定負債	20,521
	株主資本	7,627
	資本金	5,000
	利益剰余金	2,627
	その他利益剰余金	2,627
	（うち当期純利益）	(698)
	合計	30,157

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三日

東京都品川区東五反田三丁目一二番二号
（甲）株式会社嵯峨
代表取締役　川本　澄久
東京都品川区東五反田三丁目一二番二号
（乙）株式会社スリーエス
代表取締役　川本　澄久

第49期決算公告

令和８年７月３日
東京都品川区東五反田三丁目12番２号
株式会社嵯峨
代表取締役　川本　澄久

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	166
	固定資産	898
	合計	1,065
負純資産債及びの部	流動負債	27
	固定負債	225
	株主資本	812
	資本金	10
	利益剰余金	802
	その他利益剰余金	802
	（うち当期純利益）	(46)
	合計	1,065

第22期決算公告

令和８年７月３日
東京都品川区東五反田三丁目12番２号
株式会社スリーエス
代表取締役　川本　澄久

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9
	固定資産	70
	合計	80
負純資産債及びの部	流動負債	1
	株主資本	78
	資本金	3
	利益剰余金	75
	その他利益剰余金	75
	（うち当期純損失）	(4)
	合計	80

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三日

福岡市中央区平和三丁目九番二〇号
（甲）株式会社エス・ジー・カンパニー
代表取締役　藤　隆次郎
福岡市西区西浦二八六番地
（乙）株式会社ＰＡＬＭ　ＢＥＡＣＨ
代表取締役　藤　祐輔

第44期決算公告

令和８年７月３日
福岡市中央区平和３丁目９番20号
株式会社エス・ジー・カンパニー
代表取締役　藤　隆次郎

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	695
	固定資産	3,245
	合計	3,941
負純資産債及びの部	流動負債	352
	固定負	1,721
	引当金	192
	株主資本	1,675
	資本金	30
	資本剰余金	190
	利益剰余金	1,454
	（うち当期純利益）	(127)
	合計	3,941

第23期決算公告

令和８年７月３日

福岡市西区西浦286番地
株式会社ＰＡＬＭ　ＢＥＡＣＨ
代表取締役　藤　祐輔

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	95,031
	固定資産	12,929
	合計	107,961
負純資産債及びの部	流動負債	19,023
	株主資本	88,938
	資本金	5,000
	利益剰余金	83,938
	（うち当期純損失）	(5,624)
	合計	107,961

第 39 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　　新潟県新潟市秋葉区荻島二丁目30番15号
株式会社テクノリンク
代表取締役社長　神田　　彩

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,149	流動負債	523
固定資産	801	固定負債	803
		株主資本	1,600
		資本金	100
		資本剰余金	304
		資本準備金	175
		その他資本剰余金	129
		利益剰余金	1,306
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	1,306
		（うち当期純利益）	(146)
		自己株式	△111
		評価・換算差額等	24
資産合計	2,950	負債・純資産合計	2,950

第 54 期 決 算 公 告

令和８年７月３日
東京都港区南青山５丁目１番20号
株式会社ジェーシービー・サービス
代表取締役　松尾　隆弘

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,253,834	流動負債	2,729,991
固定資産	30,177	固定負債	29,559
		（退職給付引当金）	(29,109)
		株主資本	524,462
		資本金	50,000
		資本剰余金	14,000
		資本準備金	14,000
		利益剰余金	460,462
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	445,462
		（うち当期純利益）	(136,961)
資産合計	3,284,012	負債・純資産合計	3,284,012

第 61 期 決 算 公 告

令和８年６月19日
長野市大字稲葉字日詰沖1414番地
長野県酒類販売株式会社
代表取締役社長　戸谷　洋一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,893	流動負債	4,438
固定資産	5,195	（賞与引当金）	(35)
繰延資産	12	固定負債	1,180
		（退職給付引当金）	(433)
		株主資本	10,482
		資本金	400
		利益剰余金	10,128
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	10,028
		（うち当期純利益）	(289)
		自己株式	△46
資産合計	16,100	負債・純資産合計	16,100

第 101 期 決 算 公 告

令和８年６月１日　　福井県福井市木田町1307番地
株式会社ミツノリ
代表取締役社長　寺嶋　和紀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	787	流動負債	326
固定資産	1,557	固定負債	163
有形固定資産	1,317	株主資本	1,798
無形固定資産	9	資本金	123
投資その他の資産	231	資本剰余金	99
		資本準備金	99
		利益剰余金	1,574
		利益準備金	6
		その他利益剰余金	1,568
		（うち当期純利益）	(99)
		評価・換算差額等	56
		その他有価証券評価差額金	56
資産合計	2,344	負債・純資産合計	2,344

令和７年度決算公告

令和８年７月３日　　東京都品川区上大崎２丁目13番30号

株式会社ソニー・ミュージックアーティスツ

代表取締役　木村麻里子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,380,939	流動負債	3,574,788
固定資産	426,939	（うち賞与引当金）	(342,933)
		固定負債	129,430
		（うち退職給付引当金）	(83,478)
		（うち役員退職慰労引当金）	(5,670)
		負債合計	3,704,219
		株主資本	9,103,658
		資本金	450,000
		資本剰余金	166,811
		その他資本剰余金	166,811
		利益剰余金	8,486,846
		利益準備金	112,500
		その他利益剰余金	8,374,346
		（うち当期純利益）	(1,945,038)
		純資産合計	9,103,658
資産合計	12,807,878	負債・純資産合計	12,807,878

第 23 期 決 算 公 告

令和８年６月19日　　宮崎県串間市西浜二丁目15番地４
黒瀬水産株式会社
代表取締役　立川　捨松

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	8,642	流動負債	3,553
固定資産	3,362	固定負債	192
有形固定資産	2,670	負債合計	3,745
無形固定資産	6	株主資本	8,259
投資その他の資産	686	資本金	498
		資本剰余金	100
		その他資本剰余金	100
		利益剰余金	7,661
		利益準備金	125
		その他利益剰余金	7,536
		（うち当期純利益）	(2,346)
		純資産合計	8,259
合計	12,004	合計	12,004

第 21 期 決 算 公 告

令和８年６月18日　　東京都中央区新川二丁目27番１号
日鉄ソリューションズサービスアンドテクノロジー株式会社
代表取締役社長　石樽　和人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,144	流動負債	2,337
固定資産	377	（うち賞与引当金）	(691)
		固定負債	255
		退職給付引当金	253
		役員退職慰労引当金	2
		負債合計	2,592
		株主資本	929
		資本金	90
		利益剰余金	839
		利益準備金	22
		その他利益剰余金	816
		（うち当期純利益）	(27)
		純資産合計	929
資産合計	3,521	負債・純資産合計	3,521

第 67 期 決 算 公 告

2026年７月３日　東京都中央区銀座五丁目12番８号

王子不動産株式会社

代表取締役　山本　伸一

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	33,038	流動負債	13,256
固定資産	24,147	固定負債	4,400
		負債合計	17,656
		株主資本	37,289
		資本金	650
		資本剰余金	380
		資本準備金	12
		その他資本剰余金	367
		利益剰余金	36,258
		利益準備金	152
		その他利益剰余金	36,106
		評価・換算差額等	2,239
		土地再評価差額金	2,510
		その他有価証券評価差額金	△270
		純資産合計	39,529
資産合計	57,185	負債・純資産合計	57,185

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	8,706	経常利益	1,141
売上原価	5,796	特別利益	31,979
売上総利益	2,910	特別損失	482
販売費及び一般管理費	1,652	税引前当期純利益	32,638
営業利益	1,258	法人税、住民税及び事業税	11,187
営業外収益	197	法人税等調整額	△1,737
営業外費用	314	当期純利益	23,188

第 24 期 決 算 公 告

2026年６月11日　東京都千代田区内神田二丁目３番４号

株式会社グランビスタホテル＆リゾート

代表取締役社長　荒井　幸雄

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**17,138**	**流動負債**	**7,969**
固定資産	**34,053**	賞与引当金	1,230
有形固定資産	28,783	その他	6,739
無形固定資産	492	**固定負債**	**31,488**
投資その他の資産	4,777	退職給付引当金	2,323
		役員退職慰労引当金	19
		その他	29,145
		負債合計	**39,458**
		株主資本	**11,733**
		資本金	100
		資本剰余金	2,504
		資本準備金	0
		その他資本剰余金	2,503
		利益剰余金	9,128
		その他利益剰余金	9,128
		純資産合計	**11,733**
資産合計	**51,191**	**負債・純資産合計**	**51,191**

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	44,339	経常利益	3,366
売上原価	37,801	特別利益	0
売上総利益	6,538	特別損失	520
販売費及び一般管理費	2,517	税引前当期純利益	2,845
営業利益	4,020	法人税、住民税及び事業税	412
営業外収益	130	法人税等調整額	△ 1,252
営業外費用	785	当期純利益	3,685

第 80 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　東京都港区芝浦四丁目９番25号

丸紅シーフーズ株式会社

取締役社長　矢野　雅之

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	33,007	流動負債	22,799
固定資産	3,146	賞与引当金	284
有形固定資産	1,417	固定負債	893
無形固定資産	79	退職給付引当金	526
投資その他の資産	1,649	役員退職慰労引当金	58
		負債合計	23,692
		株主資本	11,653
		資本金	640
		利益剰余金	11,012
		利益準備金	160
		その他利益剰余金	10,852
		評価・換算差額等	808
		その他有価証券評価差額金	493
		繰延ヘッジ損益	314
		純資産合計	12,462
資産合計	36,154	負債・純資産合計	36,154

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	99,059	経常利益	1,749
売上原価	94,179	特別損失	0
売上総利益	4,880	税引前当期純利益	1,749
販売費及び一般管理費	3,458	法人税・住民税及び事業税	423
営業利益	1,421	法人税等調整額	△15
営業外収益	512	当期純利益	1,341
営業外費用	184		

第 29 期 決 算 公 告

2026年７月３日　東京都千代田区神田錦町一丁目25番地

株式会社日清製粉ウェルナ

取締役社長　岩橋　恭彦

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	43,573	流動負債	28,848
固定資産	22,550	役員賞与引当金	17
		その他	28,831
		固定負債	9,314
		退職給付引当金	4,766
		その他	4,548
		負債合計	38,163
		株主資本	25,516
		資本金	5,006
		資本剰余金	17,518
		（資本準備金）	（17,518）
		利益剰余金	2,991
		（その他利益剰余金）	（2,991）
		評価・換算差額等	2,443
		その他有価証券評価差額金	2,400
		繰延ヘッジ損益	42
		純資産合計	27,960
資産合計	66,123	負債・純資産合計	66,123

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	104,049	経常利益	2,938
売上原価	77,574	特別利益	3
売上総利益	26,475	特別損失	62
販売費及び一般管理費	24,413	税引前当期純利益	2,879
営業利益	2,061	法人税、住民税及び事業税	472
営業外収益	1,099	法人税等調整額	△ 92
営業外費用	222	当期純利益	2,499

第 82 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　　東京都渋谷区代々木三丁目38番７号

コンフェックス株式会社

代表取締役　昆　　靖

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	70,023	流動負債	60,587
固定資産	6,436	賞与引当金	285
		固定負債	1,409
		退職給付引当金	625
		役員退職慰労引当金	156
		負債合計	**61,997**
		株主資本	13,441
		資本金	80
		資本剰余金	14
		その他資本剰余金	14
		利益剰余金	13,672
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	13,652
		自己株式	△ 325
		評価・換算差額等	1,020
		その他有価証券評価差額金	1,020
		純資産合計	**14,462**
資産合計	**76,459**	**負債・純資産合計**	**76,459**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	320,529	経常利益	4,413
売上原価	285,590	特別利益	2,481
売上総利益	34,938	特別損失	4
販売費及び一般管理費	30,987	税引前当期純利益	6,889
営業利益	3,951	法人税、住民税及び事業税	1,861
営業外収益	627	法人税等調整額	△ 99
営業外費用	165	当期純利益	5,127

第 54 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

京都市上京区出町今出川上る青龍町231番地

株式会社マルハン

代表取締役　韓　　昌祐

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	134,936	流動負債	76,816
固定資産	293,814	（うち賞与引当金）	(2,008)
有形固定資産	135,500	固定負債	64,542
無形固定資産	12,996	（うち退職給付引当金）	(1,981)
投資その他の資産	145,317	（うち役員退職慰労引当金）	(8,858)
		負債合計	**141,358**
		株主資本	286,935
		資本金	10,000
		資本剰余金	15
		その他資本剰余金	15
		利益剰余金	281,174
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	278,674
		自己株式	△ 4,253
		評価・換算差額等	456
		その他有価証券評価差額金	456
		純資産合計	**287,392**
資産合計	**428,751**	**負債・純資産合計**	**428,751**

損益計算書の要旨

（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	1,425,468	経常利益	14,777
売上原価	1,397,943	特別利益	16
売上総利益	27,524	特別損失	5,843
販売費及び一般管理費	17,114	税引前当期純利益	8,949
営業利益	10,410	法人税、住民税及び事業税	2,983
営業外収益	6,278	法人税等調整額	254
営業外費用	1,910	当期純利益	5,712

緑の募金計画の公告

令和８年７月３日

東京都千代田区平河町２－７－４

公益社団法人国土緑化推進機構

緑の募金及び森林に対する理解を広め、国民参加による森林づくり活動を推進するため、国土緑化推進機構では令和８年度（７～６月）の緑の募金計画を次のとおり定めたので、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき公告します。

１．募金の目標額　　530,000千円

２．都道府県緑化推進委員会からの交付金　　25,000千円

３．寄付金の使途別予定額　　（単位：千円）

事業区分	金額	摘要
森林の整備	195,030	Forest Style普及に向けた森林づくり、企業等の参画による森林づくり、地球温暖化防止や生物多様性保全に向けた森林づくり、東日本大震災復興支援等
緑化の推進	292,220	国土緑化の普及・啓発・推進、青少年の体験学習の森林づくり、全国植樹祭等関連、東日本大震災復興支援等
国際協力	92,390	アジア・オセアニア森林造成、アフリカ・中東森林造成、SDGs達成貢献、緑の国際ボランティア研修等
募金活動推進等	107,298	募金の広報、パンフレット、募金箱等
合計	686,938	

㈱　使途別予定額は、特定事業寄付金を含み、国土緑化推進機構が行う業務に係るものである。

第 42 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　　東京都新宿区富久町10番５号

セコムトラストシステムズ株式会社

代表取締役　三浦　智也

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	19,704	流動負債	7,932
固定資産	31,644	賞与引当金	417
有形固定資産	21,247	受注損失引当金	50
無形固定資産	3,508	その他	7,465
投資その他の資産	6,887	固定負債	9,819
		退職給付引当金	14
		その他	9,805
		負債合計	**17,751**
		株主資本	33,554
		資本金	1,468
		資本剰余金	5,298
		資本準備金	4,943
		その他資本剰余金	354
		利益剰余金	26,787
		利益準備金	43
		その他利益剰余金	26,744
		評価・換算差額等	42
		その他有価証券評価差額金	42
		純資産合計	**33,596**
資産合計	**51,348**	**負債・純資産合計**	**51,348**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	52,744	経常利益	5,618
売上原価	41,470	特別損失	23
売上総利益	11,273	税引前当期純利益	5,594
販売費及び一般管理費	5,330	法人税、住民税及び事業税	1,468
営業利益	5,942	法人税等調整額	151
営業外収益	44	当期純利益	3,974
営業外費用	368		

第102期決算公告

令和８年７月３日　東京都豊島区南池袋二丁目49番４号

三井精機工業株式会社

代表取締役　那須要一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	14,133	流動負債	5,682
固定資産	11,958	（賞与引当金）	(298)
有形固定資産	9,365	（役員賞与引当金）	(42)
無形固定資産	87	（製品保証引当金）	(162)
投資その他の資産	2,506	固定負債	4,809
		（退職給付引当金）	(2,746)
		（役員退職慰労引当金）	(194)
		負債合計	10,491
		株主資本	11,809
		資本金	948
		資本剰余金	942
		資本準備金	942
		利益剰余金	9,927
		利益準備金	163
		その他利益剰余金	9,764
		自己株式	△8
		評価・換算差額等	3,791
		その他有価証券評価差額金	343
		土地再評価差額金	3,447
		純資産合計	15,600
資産合計	26,092	負債・純資産合計	26,092

損益計算書の要旨（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	21,774	経常利益	2,193
売上原価	16,547	特別損失	142
売上総利益	5,226	税引前当期純利益	2,051
販売費及び一般管理費	3,256	法人税、住民税及び事業税	622
営業利益	1,970	法人税等調整額	△54
営業外収益	258	当期純利益	1,483
営業外費用	35		

第40期決算公告

2026年７月３日　東京都港区芝浦三丁目16番20号

ニッテレ債権回収株式会社

代表取締役社長　長岡　智重

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,669,800	流動負債	1,736,089
固定資産	2,103,021	賞与引当金	250,896
		役員賞与引当金	3,750
		その他	1,481,443
		固定負債	2,016,618
		役員退職慰労引当金	36,618
		その他	1,980,000
		負債合計	3,752,708
		株主資本	5,020,113
		資本金	525,000
		資本剰余金	85,000
		（資本準備金）	(85,000)
		利益剰余金	4,410,113
		（利益準備金）	(131,250)
		（その他利益剰余金）	(4,278,863)
		純資産合計	5,020,113
資産合計	8,772,821	負債・純資産合計	8,772,821

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	8,486,655	特別損失	49,498
売上総利益	8,486,655	税引前当期純利益	998,472
販売費及び一般管理費	7,416,198	法人税、住民税及び事業税	366,339
営業利益	1,070,457	法人税等調整額	145,238
営業外収益	22,069	当期純利益	486,895
営業外費用	44,555		
経常利益	1,047,970		

第63期決算公告

2026年６月29日　東京都千代田区丸の内二丁目７番２号

株式会社日本デキシー

代表取締役　大越　俊幸

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,172	流動負債	6,240
固定資産	7,433	固定負債	4,977
有形固定資産	6,882	負債合計	11,217
無形固定資産	48	株主資本	3,378
投資その他の資産	503	資本金	100
		資本剰余金	1,202
		資本準備金	527
		その他資本剰余金	674
		利益剰余金	2,076
		その他利益剰余金	2,076
		評価・換算差額等	9
		その他有価証券評価差額金	9
		純資産合計	3,388
資産合計	14,606	負債・純資産合計	14,606

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	16,278	特別損失	20
売上原価	13,154	税引前当期純利益	627
売上総利益	3,124	法人税等	8
販売費及び一般管理費	2,402	法人税等調整額	△92
営業利益	722	当期純利益	711
営業外収益	47		
営業外費用	121		
経常利益	648		

第73期決算公告

令和８年７月３日

東京都文京区後楽一丁目７番27号

鹿島道路株式会社

代表取締役社長　小土井満治

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**77,252**	**流動負債**	**43,631**
固定資産	**30,458**	（役員賞与引当金）	(48)
有形固定資産	25,112	（完成工事補償引当金）	(125)
無形固定資産	345	**固定負債**	**2,820**
投資その他の資産	5,001	**負債合計**	**46,451**
		株主資本	**59,734**
		資本金	**4,000**
		資本剰余金	**1,615**
		資本準備金	1,615
		利益剰余金	**54,118**
		利益準備金	1,000
		その他利益剰余金	53,118
		評価・換算差額等	**1,524**
		有価証券評価差額金	226
		再評価差額金	1,298
		純資産合計	**61,259**
資産合計	**107,711**	**負債・純資産合計**	**107,711**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	132,767	**経常利益**	**7,910**
売上原価	116,989	特別利益	36
売上総利益	15,778	特別損失	947
販売費及び一般管理費	8,298	**税引前当期純利益**	**6,999**
営業利益	**7,479**	法人税、住民税及び事業税	2,406
営業外収益	584	法人税等調整額	△194
営業外費用	153	**当期純利益**	**4,786**

第６期決算公告

令和８年６月29日　兵庫県明石市川崎町１番１号

カワサキモータース株式会社

代表取締役執行役員　金子　剛史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	145,685	流動負債	161,890
固定資産	132,428	固定負債	17,705
		負債合計	**179,595**
		株主資本	98,705
		資本金	1,000
		資本剰余金	9,256
		資本準備金	250
		その他資本剰余金	9,006
		利益剰余金	88,449
		その他利益剰余金	88,449
		評価・換算差額等	△188
		純資産合計	**98,517**
資産合計	**278,113**	**負債・純資産合計**	**278,113**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	423,387
売上原価	381,855
売上総利益	41,532
販売費及び一般管理費	45,376
営業損失	3,843
営業外収益	12,571
営業外費用	2,164
経常利益	6,563
特別利益	0
特別損失	17,292
税引前当期純損失	10,729
法人税、住民税及び事業税	804
法人税等調整額	△451
当期純損失	11,081

令和７年度決算公告

令和８年７月３日

東京都千代田区岩本町２丁目６番３号

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会

代表理事　坂本　久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び正味財産の部	
流動資産	2,508	流動負債	1,837
固定資産	69,786	固定負債	59,576
基本財産	—	弁済業務保証金分担金	58,569
特定資産	68,460	その他の固定負債	1,008
その他固定資産	1,326	**負債合計**	**61,413**
		指定正味財産	—
		一般正味財産	10,882
		（基本財産充当額）	（—）
		（特定資産充当額）	（8,888）
		正味財産合計	**10,882**
資産合計	**72,295**	**負債・正味財産合計**	**72,295**

正味財産増減計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	2,198
経常費用	2,147
事業費	1,370
管理費	777
評価損益等	38
経常外収益	54
経常外費用	0
当期一般正味財産増減額	144
一般正味財産残高	10,882
指定正味財産残高	—
正味財産期末残高	10,882

第56期決算公告

令和８年７月３日

和歌山県和歌山市黒田12番地

ＴＯＹＯグループホールディングス株式会社

代表取締役　雜賀　慶二

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,719
	固定資産	7,341
	資産合計	**14,060**
負債及び純資産の部	流動負債	89
	賞与引当金	4
	固定負債	111
	退職給付引当金	73
	株主資本	13,860
	資本金	30
	資本剰余金	5,060
	資本準備金	4,834
	その他資本剰余金	226
	利益剰余金	9,009
	その他利益剰余金	9,009
	（うち当期純利益）	（180）
	自己株式	△240
	負債・純資産合計	**14,060**

第17期決算公告

令和８年７月３日

茨城県笠間市市野谷1481番地88

株式会社このん

代表取締役　岡山　太郎

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	358,456
	固定資産	576,236
	資産合計	**934,692**
負債及び純資産の部	流動負債	220,290
	固定負債	920,500
	株主資本	△226,308
	資本金	100,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	145,000
	その他資本剰余金	55,000
	利益剰余金	△526,308
	その他利益剰余金	△526,308
	（うち当期純利益）	（74,409）
	評価・換算差額等	20,210
	その他有価証券評価差額金	20,210
	負債・純資産合計	**934,692**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年六月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年七月三日

茨城県笠間市市野谷一四八一番地八
代表取締役　株式会社虎七　岡山　太郎
（甲）

茨城県笠間市市野谷一四八一番地八
代表取締役　株式会社このん　岡山　太郎
（乙）

第27期決算公告

令和８年７月３日

茨城県笠間市市野谷1481番地88

株式会社虎七

代表取締役　岡山　太郎

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	278,873
	固定資産	309,561
	資産合計	**588,435**
負純資債産及のび部	流動負債	38,316
	固定負債	0
	株主資本	550,119
	資本金	50,000
	利益剰余金	500,119
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	490,119
	（うち当期純利益）	（64,532）
	負債・純資産合計	**588,435**

第101期決算公告

令和８年６月26日

福岡県中間市鍋山町１番６号

筑豊電気鉄道株式会社

代表取締役社長　青木　忠司

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	306,795
	固定資産	2,701,320
	有形固定資産	2,680,288
	無形固定資産	1,804
	投資その他の資産	19,227
	資産合計	**3,008,116**
負債及び純資産の部	流動負債	739,842
	（うち賞与引当金）	（30,910）
	固定負債	321,017
	（うち退職給付引当金）	（87,252）
	株主資本	1,947,256
	資本金	100,000
	資本剰余金	400,000
	資本準備金	10,000
	その他資本剰余金	390,000
	利益剰余金	1,447,256
	利益準備金	39,000
	その他利益剰余金	1,408,256
	（うち当期純利益）	（38,321）
	評価・換算差額等	0
	負債・純資産合計	**3,008,116**

第 42 期 決 算 公 告

2026年６月25日

山口市中園町７番40号
山口ケーブルビジョン株式会社
代表取締役社長　齋藤　宗房

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,809	流動負債	2,030
固定資産	7,412	固定負債	128
有形固定資産	6,844	**負債合計**	**2,158**
無形固定資産	87	株主資本	9,063
投資その他の資産	481	資本金	334
		利益剰余金	8,730
		繰越利益剰余金	△201
		（うち当期純損失）	（416）
		自己株式	△1
		純資産合計	**9,063**
資産合計	11,221	**負債・純資産合計**	11,221

第 58 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

大阪府阪南市黒田453番地
大正紡績株式会社
代表取締役　枝松　正倫

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,833,011	流動負債	317,580
固定資産	624,069	固定負債	185,433
有形固定資産	556,088	**負債合計**	**503,013**
無形固定資産	8,349	株主資本	1,954,066
投資その他の資産	59,631	資本金	200,000
		利益剰余金	1,754,066
		利益準備金	54,753
		その他利益剰余金	1,699,313
		（うち当期純利益）	（147,785）
		純資産合計	**1,954,066**
資産合計	2,457,080	**負債・純資産合計**	2,457,080

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年七月三日

横浜市西区みなとみらい三丁目六番一号
みなとみらいセンタービル
（甲）三栄船舶株式会社
代表取締役　石原　行雄

神奈川県横須賀市浦郷町一丁目六五番地
（乙）株式会社東京湾マリンサポート
代表取締役　石原　行雄

第 56 期 決 算 公 告

令和８年７月３日　横浜市西区みなとみらい三丁目６番１号
みなとみらいセンタービル
三栄船舶株式会社
代表取締役　石原　行雄

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	170,613	流動負債	9,438
固定資産	520	賞与引当金	2,433
		役員賞与引当金	1,710
		固定負債	12,655
		退職給付引当金	8,305
		役員退職慰労引当金	4,350
		株主資本	149,040
		資本金	30,000
		利益剰余金	119,040
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	111,540
		（うち当期純利益）	（5,521）
資産合計	171,133	**負債・純資産合計**	171,133

第 49 期 決 算 公 告

令和８年７月３日

神奈川県横須賀市浦郷町一丁目65番地
株式会社東京湾マリンサポート
代表取締役　石原　行雄

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	119,305	流動負債	31,736
固定資産	100	賞与引当金	5,887
		固定負債	80,088
		退職給付引当金	17,881
		中間修繕引当金	10,404
		特別修繕引当金	51,803
		株主資本	7,579
		資本金	3,000
		利益剰余金	4,579
		利益準備金	750
		その他利益剰余金	3,829
		（うち当期純利益）	（5,035）
資産合計	119,405	**負債・純資産合計**	119,405

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年七月三日

東京都千代田区富士見二丁目四番六号
（甲）株式会社ラストラム・ミュージックエンタテインメント
代表取締役　村田　積治

東京都千代田区富士見二丁目四番六号宝５号館ビルＢ一Ｆ
（乙）株式会社ジャグラー
代表取締役　原田　淳

決　算　公　告

令和８年７月３日

東京都千代田区富士見二丁目４番６号
株式会社ラストラム・ミュージックエンタテインメント
代表取締役　村田　積治

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,698,314	流動負債	346,419
固定資産	460,506	株主資本	3,812,401
		資本金	21,912
		資本剰余金	33,059
		資本準備金	18,000
		その他資本剰余金	15,059
		利益剰余金	4,473,195
		その他利益剰余金	4,473,195
		（うち当期純利益）	（413,082）
		自己株式	△715,765
資産合計	4,158,821	**負債・純資産合計**	4,158,821

決　算　公　告

令和８年７月３日

東京都千代田区富士見二丁目４番６号宝５号館ビルＢ１Ｆ
株式会社ジャグラー
代表取締役　原田　淳

貸借対照表の要旨　（令和７年８月20日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	179,521	流動負債	62,945
固定資産	124,580	固定負債	21,500
		株主資本	219,656
		資本金	10,000
		利益剰余金	211,656
		利益準備金	2,500
		任意積立金	30,000
		繰越利益剰余金	179,156
		（うち当期純利益）	（12,506）
		自己株式	△2,000
資産合計	304,101	**負債・純資産合計**	304,101

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三日

福井市新田塚町三〇五番地
（甲）株式会社グラント・イーワンズ
代表取締役　稲井田章治

福井市二の宮四丁目一一番二二号
（乙）オーブウィズ株式会社
代表取締役　出藏　美帆

第７期決算公告

令和８年７月３日

福井市二の宮四丁目11番22号
オーブウィズ株式会社
代表取締役　出藏　美帆

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	162,188
	固定資産	185
	合計	162,373
負純資産及び部	流動負債	143,224
	固定負債	0
	株主資本	19,149
	資本金	20,000
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△851
	（うち当期純利益）	（4,436）
	負債・純資産合計	162,373

第20期決算公告

令和８年７月３日

福井市新田塚町305番地
株式会社グラント・イーワンズ
代表取締役　稲井田章治

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,850,410
	固定資産	5,422,743
	合計	10,273,153
負純資産及び部	流動負債	2,845,249
	固定負債	3,189,077
	株主資本	4,238,826
	資本金	70,000
	利益準備金	700
	その他利益剰余金	4,168,126
	（うち当期純利益）	（268,941）
	負債・純資産合計	10,273,153

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三日

岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓六四一〇番地
（甲）株式会社元濱組
代表取締役　元濱　詳一

岡山市北区平和町五番二九号
（乙）西川グリーンパーク株式会社
代表取締役　元濱　詳一

第38期決算公告

令和８年７月３日

岡山市北区平和町５番29号
西川グリーンパーク株式会社
代表取締役　元濱　詳一

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	20,026
	固定資産	632,305
	合計	652,331
負純資産及び部	流動負債	505,443
	固定負債	91,810
	株主資本	55,077
	資本金	90,000
	利益剰余金	△34,922
	その他利益剰余金	△34,922
	（うち当期純利益）	（828）
	合計	652,331

第67期決算公告

令和８年７月３日

岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓6410番地
株式会社元濱組
代表取締役　元濱　詳一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	981,535
	固定資産	696,597
	繰延資産	2,343
	合計	1,680,476
負純資産及び部	流動負債	888,985
	固定負債	331,083
	株主資本	460,407
	資本金	36,000
	利益剰余金	424,407
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	414,407
	（うち当期純損失）	（15,407）
	合計	1,680,476

第49回エネルギー管理研修の公示

当センターは、エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和59年通商産業省令第15号）第10条第９項の規定に基づき、第49回エネルギー管理研修の日程、募集人員、実施場所その他研修の実施に関し必要な事項を次のように定めたので公示します。

令和８年７月３日

一般財団法人省エネルギーセンター
会　長　海輪　　誠

１．研修の実施方法

以下の要領にて講義と修了試験を実施します。

⑴　講　　義：インターネット回線等で配信する講義をパソコン等によって個別に視聴いただくオンライン方式により実施します。システムメンテナンス期間以外、土日祝日も含め24時間いつでも受講できます。

⑵　修了試験：受講者が修了試験を実施する場所に集合し受験いただく方式により実施します。
修了試験は講義課目を全て受講した方に対して行います。

２．研修の実施日程、実施場所及び募集人員

⑴　研修を実施する期日
・講義：令和８年９月16日（水）～12月４日（金）
・修了試験：令和８年12月13日（日）

⑵　修了試験会場及び募集人員（熱：熱分野専門区分、電気：電気分野専門区分）
・宮城県［熱75名　電気45名］、東京都［熱250名　電気150名］、愛知県［熱120名　電気100名］
大阪府［熱100名　電気80名］、広島県［熱50名　電気50名］、福岡県［熱60名　電気60名］

３．研修受講資格

・エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第10条第１項及び第２項の規定により、エネルギーの使用の合理化に関する実務に３年以上従事している方
・受講ご希望の方には、エネルギーの使用の合理化に関する実務に３年以上従事したことを証明する「エネルギー使用合理化実務従事証明書」を提出いただきます。
・上記証明書の記載内容にて受講資格の審査を行い、審査に合格した方のみ受講できます。

４．申込要領

・第49回エネルギー管理研修の「受講の手引」または当センターホームページ（https://www.eccj.or.jp）記載の申込案内に従いお申込みください。
・申込受付期間：令和８年７月３日（金）～10月９日（金）

５．研修受講料（テキスト代を含む）

新規受講者：70,000円（非課税）、課目合格者※：50,000円（非課税）
※課目合格者：令和７年度に当研修を受講して、一部の課目の修了試験に合格している方

６．申込提出及び問合せ先

一般財団法人省エネルギーセンター　エネルギー管理試験・講習本部　試験部
〒108―0023 東京都港区芝浦二丁目11番５号　五十嵐ビルディング　（電話03―5439―4970）